

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	390	その他	知事会	九州地方知事会	内閣官房、国土交通省	B 地方に対する規制緩和		社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1にマイナンバーを活用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されていない法律の中にも、番号法別表第一に記載されている法律と同様の手続となるものがあることから、それらの事務も対象とするよう、別表への掲載を求める。 〔特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律〕(国交省) 〔特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律〕(国交省)に係る事務等	【改正の必要性】個人番号は、将来的には幅広い行政分野で活用することも念頭に置きつつ、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法第9条第1項別表第一で個人番号を利用できる事務が列挙されている。これらの列挙された事務では、例えば、住民票や所得証明など添付書類が提出不要となるが、現状では、別表第一に挙げられていない社会保障等に関する法律で行われている事務で、同様に住民票や所得証明など添付書類を求めている事務がある。例えば、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務については、番号法別表第一項第19「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」と同様の添付書類を申請者に求めることになっている。申請の根拠法の違いから添付書類の要・不要が混じることは住民の混乱を招くため、このような事務について番号制度の対象事務とすることを求める。	6【内閣官房】 (3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号利用事務(9条1項)及び特定個人情報の提供制限の例外となる事務(19条7号)に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)に基づき地方公共団体が供給する賃貸住宅の管理に関する事務を追加する。
26年	569	医療・福祉	都道府県	神奈川県	内閣官房、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定措置法第28条第4項	特定接種の登録事務について県や市町村に必要な登録を求められるという規定を使い、登録事業者との調整をすべて県及び保健所設置市に任せてしまっているため、協力の範囲を明確化し、適切な運用とすることを求める。	県や市町村に協力を求めることができるという規定を利用し、特定接種にかかる登録事務について登録事業者との調整を全て県や保健所設置市に任せてしまっている状況であり、膨大な業務であることから、非常に混乱が生じているため、役割の明確化を図る必要がある。 例えば、特定接種の接種率は、約3,700事業所のうち、440件で、県・保健所設置市が割合の中で、事業所から制度に対する意見、要望等があり調整が発生し業務が増えている。特定接種の登録の可否といった質問が多いので、今後の登録者の調整は、国において行っていただきたい。	
26年	296	産業振興	都道府県	三重県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和		国際戦略総合特区法第8条第2項 国際戦略総合特区法施行規則第5条第1項	国際戦略総合特区の区域指定は、地番に基づいて行われているので、市町の区域に基づく指定となるよう運用を見直す。	【支障事例等】 国際戦略総合特区において、区域拡大申請を行った後に、既指定区域の法人から、既指定区域の隣地へ建物を拡張(増設)する計画の申し出があったが、隣地を追加申請するタイミングに間に合わず、結果として、この法人が投資促進税制を活用することができない事例があった。国際戦略総合特区の区域指定は既存事業者の工場敷地を地番指定しているため、工場を指定地番以外へ拡大する場合や、新たに同事業を手掛ける事業者が現れた場合は、円滑に特区制度を活用することができない。 【制度改正の必要性】 このため、区域指定の段階では市町区域の指定とするよう運用を見直し、事業計画認定申請の段階において区域を限定するなど柔軟に対応できるようにすれば、産業クラスターの形成につながる。	6【内閣官房】 (2)総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (1)総合特別区域法(平23法81)の指定について、地方公共団体から合理的な理由をもって申請がある場合には、市町村区域での指定が可能であることを速やかに地方公共団体へ通知するとともに、市町村区域での指定に関する相談に関しては、事業の推進に支障のないよう積極的に対応する。
26年	350	産業振興	都道府県	徳島県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和		総合特別区域基本方針 総合特別区域推進調整費の使途等に関する基準 について	総合特別区域推進調整費の使途について縛りを外し、地域の判断で自由に活用できるものとする。 ※事業予算の補完的な役割としてではなく、各総合特別区域に捻配していただき、その中で特区目標実現のための事業に、弾力的に活用できることとしていただきたい。	【支障事例】 当該調整費の使途については、現行制度では、各省の既存の予算制度を活用した上でなお不足する場合に補完するものとなっているため、既存の予算制度に基づかない新規の取組に対応できない 関係府による予算措置の対応方針の検討を待つこととなり、迅速な事業執行ができない 補助要件が既存の補助制度と同様となり、重点化を図るなど独自の財政支援ができない(既存の補助制度にとらわれない弾力的な財政支援を図ることとしたい趣旨) 複数年の継続的な取組が必要な事業に対応できない などの隘路が生じている。 【対応策】 総合特別区域のポイントは、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで財政支援も含め、総合的に支援するという点にあるにもかかわらず、現状ではせっかく総合特別区域として区域指定を受けていても、財政的な支援措置については、まず既存の各省の予算制度の活用により対応をする必要があり、当該制度の縛りの中で、動いていかなければならない補助事業であれば、年度毎に交付申請→交付決定→事業執行→事業報告といった手順を踏む必要があるし、また各予算制度を縦割りで合わせたパッチワーク的な対応となっている。 総合特別区域の事業は1年のみで完結する事業ではないため、総合特別区域の目標実現に向けて、調整費を複数年に渡って使えるよう規制緩和することで、地方の実情に応じた柔軟かつ継続性をもった財政支援が行えることとなる。	
26年	392	産業振興	知事会	九州地方知事会	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和		総合特別区域基本方針 総合特別区域推進調整費の使途等に関する基準 について(平成23年8月23日付府地活第126号)	課題解決型医療機器等開発事業などに総合特別区域推進調整費を活用した場合にも、課題解決型産業機器等開発事業などと同様に、切れ目無く計画に必要な範囲の調整費の交付を求めるもの	【改正の必要性】現在、大半では産学官で連携しながら、特区推進調整費を活用し、在宅人工工研機器の開発に取り組んでおり、当該開発プロジェクトは平成25年度からスタート(国の24年度補正予算「課題解決型医療機器等開発事業」を本体事業として活用)し、3か年分の開発計画について了承を受けている。しかしながら、初年度の事業終了に伴い、新年度の活用要望を提出したが、国の了承が得られず、空白期間が生じているため、人件費の負担等事業者の負担が増大しているほか、試作に必要な材料の購入ができず、試作機の製作ができないなど、開発計画の遂行に支障がでており、このままでは当初計画の変更を余儀なくされる恐れがある。 よって、本体事業の予算制度と同様に、開発計画の承認をもって計画期間中の予算を担保し、開発の空白期間を無くし、開発計画の円滑な遂行を可能にするよう要望する。なお、現行制度においても毎年度の評価と実地調査は実施されるため、必要に応じた計画の変更・修正は可能であると思われる。	6【内閣官房】 (2)総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (V)認定総合特別区域に盛り込まれた複数年計画の事業に関し、事業実施主体が切れ目なく事業を推進できるよう、当該事業を支援する関係府省において、所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うとともに、これによっても支援が不足する場合には、関係府省の予算制度で対応が可能となるまでの間、総合特別区域推進調整費が活用できることを、関係府省及び指定地方公共団体に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	812-1	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する 規制緩和	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なもの、 「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」済み、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に閣と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はなす事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】閣と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (iii) 国際戦略総合特別区域計画の認定(12条10項)及び地域活性化総合特別区域計画の認定(35条10項)に係る法に定める認定事項(12条2項又は35条2項)以外の届出を求めている事項について、関係者向け文書で明文化する。	
26年	812-2	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する 規制緩和	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なもの、 「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」済み、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に閣と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はなす事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】閣と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (ii) 規制の特例措置に関する提案(10条及び33条)は通年で受け付けていることや、総合特別区域に指定された地方公共団体からの提案数及び要望を踏まえて効率的かつ効果的に閣と地方の協議を行うなど、提案の実現に向けて最大限努力すること、地方公共団体に通知する。	
26年	812-3	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する 規制緩和	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なもの、 「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」済み、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に閣と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はなす事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】閣と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (iv) 国際戦略総合特別区域支給予付金(28条)及び地域活性化総合特別区域支給予付金(56条)の融資対象時期に、3月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の4・5月を追加する。さらに、事業者推薦の申請受付については、4・5月の融資を対象とした受付時期を追加する。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	812-4	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1)総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「届出」制度の明文化 (2)規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3)現行対象外となっている3～5月までの融資実行も金融上の支援措置の対象とすることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2)上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3)融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定目までに認定を待たず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なものも、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」済み、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に閣と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はな事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数が限られていけば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的な遂行に支障を来している。	【再掲】 6【内閣官房】 (2)総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (4)国際戦略総合特別区域支援利子補給金(28条)及び地域活性化総合特別区域支援利子補給金(56条)の融資対象時期に、3月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の4・5月を追加する。さらに、事業者推薦の申請受付については、4・5月の融資を対象とした受付時期を追加する。
26年	298	その他	都道府県	福島県	内閣官房、総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第5項及び第8項	国民保護計画の変更に係る内閣総理大臣への協議の廃止	都道府県が国民保護計画を作成、変更する際は、あらかじめ総務大臣を経由して内閣総理大臣への協議が義務付けられているが、この協議を廃止する。	【根拠条文】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第5項 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。 【提案事項・支障事例】 各都道府県の国民保護計画を変更する際、現状では、総務大臣・内閣総理大臣への協議(年に1度の閣議決定)を経ることとされており、その変更作業は内閣府から送られるスケジュールに沿って進めることとなっている。年に一度の閣議決定に間に合わない変更内容は、計画に具備することができず、次の閣議決定まで待つことができないため、適宜時期を捉えた変更が困難な場合がある。このことから、国民の生命、身体及び財産を保護するための計画の変更を迅速に決定できるよう、協議を不要としていただきたい。 なお、同じく国民の生命、身体及び財産を保護する目的で策定している地域防災計画は、平成23年度に第1次一括法により内閣府総理大臣への協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣等への協議を不要とし、速やかな策定・変更を行うことができるようにしていただきたい。	6【内閣官房】 (1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法112)(総務省と共管) 都道府県知事が都道府県の国民の保護に関する計画を変更するときに、年に行う内閣総理大臣への協議(34条5項及び8項)については、年に複数回、協議の機会を設けると、都道府県が当該計画を適時に見直すことができるよう対応。
26年	74	産業振興	都道府県	山梨県	内閣官房、内閣府	A 権限移譲	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項	中心市街地活性化基本計画の認定権限の都道府県への移譲	中心市街地活性化基本計画の認定の権限を内閣府から都道府県へ移譲する。	【現行制度の課題】 中心市街地活性化基本計画については、市町村が作成し、内閣総理大臣が認定しており、法律上の都道府県の位置付けは、基本計画策定後における支援のみである。しかし、中心市街地は、当該市町村の中心であるばかりでなく、周辺市町村も含む広域圏の中心であることから、その活性化は広域的な視点からとらえるべき課題である。 【制度改正の必要性】 基本計画は、当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものでなければならず、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい、魅力ある中心市街地の形成が図られるためには、地域の実情に応じた取り組みが不可欠であり、そのための基本計画の認定は、地域の特性、実情を熟知し、今後の課題を十分に把握した都道府県が認定すべきと考えられる。 さらに、基本計画の認定が移譲されることにより、計画の策定、変更への対応も迅速になり、刻々と変化する地域の状況を反映した、より効果的な計画の実施が可能となるものである。 【懸念の解消】 認定においては、国の基本方針を踏まえて行い、国へは当該計画を報告することにより、移譲が可能と考える。	
26年	248	産業振興	都道府県	広島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項	市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定の廃止	中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 中心市街地の活性化に関する法律は、地域のまちづくりに密接に関連するものであり、市町村で完結できるようにすることで、市町村の自主性・自立性の確保、計画実行までの効率化に繋がる。第1次一括法による見直しは、同法第9条第2項の一部のみを廃止するもので、市町村の計画を国が認定するという体系は変わっていない。本県内で基本計画の認定を受けた1市においては具体的な問題は生じていないが、現行の制度体系では、今後の基本計画策定において、市町村の自主性・自立性が確保されず、まちづくりに対する創意工夫等が活かされない等の支障事例が生ずることが懸念される。 本県内で認定を受けた1市では、事前調整を経た上で認定申請を行った後に認定までに1か月余りを要しており、認定の廃止により当該期間の短縮効果も見込まれる。 【懸念の解消】 基本計画策定後の支援措置等に係る関係府省との調整は引き続き必要と考えるが、現在も実施している事前協議等により担保されると考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	953-1	医療・福祉	知事会	中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(H26.5.29府政共生第382号内閣府事務次官通知) 「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(H26.4.1厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働事務次官通知)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とする。	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。 《地域子育て支援拠点事業》 開設時間や職員の配置基準等の要件緩和 【支障事例】 ・A市では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。 【提案実現の効果】 ・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。 《放課後児童クラブ》 利用児童数の下限等の要件緩和 【支障事例】 ・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。 【提案実現の効果】 ・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の質向上が期待される。	
26年	953-2	医療・福祉	知事会	中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知) 「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(H26.4.1厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働事務次官通知)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とする。	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。 《地域子育て支援拠点事業》 開設時間や職員の配置基準等の要件緩和 【支障事例】 ・A市では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。 【提案実現の効果】 ・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。 《放課後児童クラブ》 利用児童数の下限等の要件緩和 【支障事例】 ・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。 【提案実現の効果】 ・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の質向上が期待される。	6[厚生労働省] (2)放課後児童健全育成事業 放課後児童健全育成事業の補助要件について、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度から、10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とする見直し。
26年	290	消防・防災・安全	指定都市	京都市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 建築基準法第85条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条	災害時の応急借上げ住宅に係る入居に関する事務の簡素化	応急借上げ住宅の供与期間の延長について、現在、1回につき「1年以内」とされているものを、複数年とすることができるようにする。	【支障事例等】 応急借上げ住宅(いわゆる「みなし仮設」)は、被災者(入居者)、市町村(受付窓口)、都道府県(賃借人、不動産業者、賃貸人の5者間で契約書等の多くの書類を往復する煩雑な手続となり、被災自治体の負担となる。 特定非常災害の場合は、2年を超えた場合でも、応急仮設住宅の延長が特別に認められているが、供与期間の延長は1回につき1年以内とされているため、複数回の延長が必要となり、みなし仮設ではその度に契約更改が必要となる。 「応急借上げ住宅(みなし仮設)」は民間の一般的なアパートなどを借り上げて使用するため、応急仮設住宅とは異なり、既に建築基準法を満たした建築物であることから、1年を超える期間の延長を一層に認めることも、安全上、防火上及び衛生上の問題は生じないのではないかと考える。 みなし仮設の供与期間の延長に係る事務については、被災地はもとより、例えば、東日本大震災の被災者を市営住宅(みなし仮設と位置付け)において受け入れている本市においても、毎年、供与期間の延長の可否決定等を行うなどの事務を行う必要がある。 【制度改正による効果】 入居期間の複数年決定などの事務の簡素化に配慮した制度の見直しを行うことで、被災者の住まいの確保に要する時間の短縮、手続きの負担軽減につながることも、行政の事務負担も軽減される。 また、行政の事務負担の軽減により、他の災害対応業務に労力をまわすことができるため、復興に向けたスピードアップにつながるかと考えている。	
26年	385	消防・防災・安全	知事会	九州地方知事会	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第2条第1項第2号のト 建築基準法第85条	応急仮設住宅の入居期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを行うこと	【支障】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの理由により、入居期限までの退去が困難な者が21世帯71人いる。(H26.4調査) 【制度改正の必要性】応急仮設住宅の入居期間は2年間(災害救助法に基づく告示で、建築基準法第85条第4項に定める期間)であり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条に規定する「特定非常災害」に指定されれば、同法第8条に基づき許可の期間を延長することが認められている。しかし、九州北部豪雨災害は指定されなかったため、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて入居期間を延長できるよう制度を見直しをほしい。 (参考)入居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強いため、地元を離れたくないとの意見が多い。 被災地域は民間賃貸住宅が少なく、公営住宅も不足している状況である。また持ち家志向も強く、住宅再建に向けた準備は進められているが、期限までの退去が難しい。 入居期間が延長されれば、自宅再建までの間の仮住まいを探さなくても済むため、入居者の経済的・精神的負担が少なくなり、安心して生活再建ができる。 県では被災市と協力し、入居者が住み続けることができるよう、建築基準法に適合するよう仮設住宅の基礎改修を行ったうえで、住居として提供する。 なお、被災者生活再建支援法による加算支援金の申請期間は37か月以内である。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	108	その他	中核市	金沢市	内閣府	A 権限移譲	特定非営利活動促進法第9条	特定非営利活動法人の所轄事務を中核市へ移譲	現行の特定非営利活動促進法に定める所轄庁は、都道府県の知事又は指定都市の長とされているが、ここに中核市の長を加えることで、事務権限を移譲したい。	【支障事例】 特定非営利活動法人については、現行の所轄庁は都道府県知事又は指定都市の長とされていることから、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人は約170あるにもかかわらず、各団体の特徴や得意分野、その他具体的な活動実態を十分把握できていないと見えず、本市と協働してまちづくりに取り組みNPO法人が固定化することで、本市の協働事業がマンネリ化・硬直化する傾向にある。 また、都道府県のように法人化を目指すNPO及びNPO法人からの「法人化に関する相談・認可(変更)申請・事業報告等が皆無のため、「各団体の顔が見えづらい」ほか、団体や法人に関する情報を限のHP等を通じて「断片的にしかり取得できない」など、団体の一元的・総体的な管理が不可能なことで、団体との連携不足や事務処理上のタイムロス等が生じている。 【制度改正による効果】 権限移譲により、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人に関する情報を一元・相対的に管理することで、各団体の特徴を活かした協働事業が展開可能となり、NPO法人の知識や経験をまちづくりに活かせるようになる。 また、相談・申請等に対応する中で、本市職員の「NPO法や協働に関する知識の習得」、「協働意識の醸成」等が一層図られることも期待され、本市の重点施策である「自立した市民と協働したまちづくりの達成」に近づくとともに、県と本市との協働のまちづくりに関する知識や意識の一体感が醸成される。 さらに、各団体の特性を活かしたマッチング(連携)事業が行えるほか、現在必要とされる関係各所への情報確認・把握にかかる時間が不要となり、機を逸することなく、団体への働きかけができる等効果的な連携事業の計画・実施も容易になる。	5【内閣府】 (2)特定非営利活動促進法(平10法7) 特定非営利活動法人の設立認証等を担う所轄庁の権限(9条)については、条例による事務処理特例制度による運用状況や都道府県、中核市等の意見を踏まえつつ、中核市への移譲について検討し、必要な措置を講ずる。
26年	632	その他	都道府県	長崎県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	特定非営利活動促進法第59条第2号	NPO法人仮認定申請に係る設立後経過年数の延長	特定非営利活動促進法において、仮認定特定非営利活動法人の申請ができる法人は設立から5年を超えない法人に限られている。平成27年3月31日までに申請する場合は経過措置により、5年を経過した法人もとどされているが、今後とも設立後5年を超える法人も仮認定申請ができるよう法改正を求める。	【支障・制度改正の必要性】 認定特定非営利活動法人になるためには、収入金額に占める寄附金の割合が20%を超えること、又は年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上といった「PST基準」を満たす必要があるため、この基準が要件となっていない仮認定特定非営利活動法人制度は、今後、幅広い人々の寄附をはじめとした支持を業め活動を実施していくとする特定非営利活動法人にとっては、重要な支援制度となっている。仮認定申請は、特定非営利活動促進法第59条第2号の規定により、設立の日から5年を経過しない法人に限られているが、現在は、平成27年3月31日までの経過措置により5年を超える法人も申請が可能となっている。特定非営利活動法人の支援充実のため、5年を経過しても、仮認定特定非営利活動法人制度を利用できるような法改正を求めたい。 仮認定申請及び相談のある法人は、ほとんどが設立後5年を超えている。仮認定申請であっても、基準を満たす運営に到達するまではある程度の活動期間が必要であり、設立後5年を超える法人のニーズは高いと考える。 ＜本県の状況＞ 仮認定特定非営利活動法人 3団体 仮認定の時期 設立後7年経過1法人 8年経過1法人 10年経過1法人 現在仮認定の相談があっている法人 5法人 うち設立後5年を経過している法人 4法人	
26年	162	医療・福祉	都道府県	鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法第59条、61条(児童福祉法第6条)	子ども子育て支援事業における要件緩和	子ども子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業が実施できるように、子ども子育て支援法第59条に定める「地域子ども子育て支援事業」において、市町村の裁量が必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象要件を緩和する。	森のようちえんとは、自然体験活動を軸にした子育て・保育や乳幼児期教育の総称で、国内でも広がりを見せているが、既存の保育所・幼稚園、さらには子ども子育て支援新制度の枠組みにない。このため、市町村の子ども子育て支援事業計画(法第61条)において、広がりがつつある森のようちえんに入所する児童が計上されず、保護者のニーズ等現状を踏まえた総合的な子ども子育て支援のための計画にならないという支障が生じる。 1990年代にスタートが始まったもので、以後自然環境を活用した保育(幼児教育)として世界に広がっており、北欧等では制度化も進み、公的補助や専門指導者の養成プログラムも確立されている。鳥取県と長野県の実施団体を事例対象に、「森のようちえん」における幼児の発達について調査・分析したところ(鳥取大学へ委託)、身体性、精神性、知性、社会性ともに好ましい発達が得られたとの結果が出ている。 これらを受けて、本県では、全国に先駆けて「森のようちえん」の運営費補助等の支援を行うとともに、平成25年度から、官民協働で「森のようちえん認証制度」について検討し、H27年4月からの創設を目指しているところ。 この「森のようちえん」を地域子ども子育て支援事業のひとつとして確立することになれば、都市部にはない、自然豊かな地域の特色を活かした子育て支援として、移住定住の促進や地域の活性化につながる。	
26年	296	産業振興	都道府県	三重県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域法第8条第2項 総合特別区域法施行規則第9条第1項	国際戦略総合特区	国際戦略総合特区の区域指定は、地番に基づいて行われているので、市町の区域に基づく指定となるよう運用を見直す。	【支障事例等】 国際戦略総合特区において、区域拡大申請を行った後に、既指定区域の法人から、既指定区域の隣地へ建物を拡張(増設)する計画の申し出があったが、隣地を追加申請するタイミングに間に合わず、結果として、この法人が投資促進税制を活用することができない事例があった。国際戦略総合特区の区域指定は既存事業者の工場敷地を地番指定しているため、工場を指定地番以外へ拡大する場合や、新たに同事業を手掛ける事業者が現れた場合は、円滑に特区制度を活用することができない。 【制度改正の必要性】 このため、区域指定の段階では市町区域の指定とするよう運用を見直し、事業計画認定申請の段階において区域を限定するなど柔軟に対応できるようにすれば、産業クラスターの形成につながる。	6【内閣府】 (1)総合特別区域法(平23法81)(内閣官房と共発) (イ)総合特別区域の市町村区域での指定について、地方公共団体から合理的な理由をもって申請がある場合には、市町村区域での指定が可能であることを速やかに地方公共団体へ通知するとともに、市町村区域での指定に関する相談に関しては、事業の推進に支障のないよう積極的に対応する。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	350	産業振興	都道府県	徳島県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総会特別区域基本方針 総会特別区域推進調整費の使途等に関する基準 等について	総会特別区域推進調整費の使途等に関する基準等について	総会特別区域推進調整費の使途について縛りを外し、地域の判断で自由に活用できるものとする。 ※事業予算の増完的な役割としてではなく、各総会特別区域に枠配分していただき、その中で特区目標実現のための事業に、弾力的に活用できることとしていただきたい。	【支障事例】 当該調整費の使途については、現行制度では、各省の既存の予算制度を活用した上でなお不足する場合に補完するものとなっているため、既存の予算制度に基づかない新規の取組に対応できない。 関係府省による予算措置の対応方針の検討を待つこととなり、迅速な事業執行ができない。 補助要件が既存の補助制度と同様となり、重点化を図るなど独自の財政支援ができない(既存の補助制度にとらわれない弾力的な財政支援を重点化することしたい趣旨) ※事業予算の増完的な役割としてではなく、各総会特別区域に枠配分していただき、その中で特区目標実現のための事業に、弾力的に活用できることとしていただきたい。 【対応策】 総会特別区域のポイントは、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで財政支援も含め、総合的に支援するという点にあるにもかかわらず、現状ではせっかく総会特別区域として区域指定を受けていても、財政的な支援措置については、まず既存の各省の予算制度の活用により対応をすることが必要であり、当該制度の縛りの中で、動いていかなければならない(補助事業であれば、年度毎に交付申請→交付決定→事業執行→事業報告といった手順を踏む必要がある)し、また各予算制度を絡み合わせたパッケージ的な対応となっている。 総会特別区域の事業は1年のみで完結する事業ではないため、総会特別区域の目標実現に向けて、調整費を複数年に渡って使えるよう規制緩和することで、地方の実情に応じた柔軟かつ継続性をもった財政支援が行えることとなる。	
26年	392	産業振興	知事会	九州地方知事会	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総会特別区域基本方針 総会特別区域推進調整費の使途等に関する基準等について(平成23年8月23日付府地活第126号)	総会特別区域推進調整費の申請手続きの簡素化	課題解決型医療機器等開発事業などに総会特別区域推進調整費を活用した場合にも、課題解決型医療機器等開発事業などと同様に、切れ目無く計画に必要な範囲の調整費の交付を求めるもの	【改正の必要性】現在、大分県では産学官で連携しながら、特区推進調整費を活用し、在宅用人工呼吸器の開発に取り組みしており、当該開発プロジェクトは平成25年度からスタート(国の24年度補正予算「課題解決型医療機器等開発事業」を本体事業として活用)し、3カ年分の開発計画について了承を受けている。しかしながら、初年度の事業終了に伴い、新年度の活用要望を提出したが、国の了承が得られず、空白期間が生じているため、人件費の負担等事業者の負担が増大しているほか、試作に必要な材料の購入ができず、試作機の製作ができないなど、開発計画の遂行に支障がでており、このままでは当初計画の変更を余儀なくされる恐れがある。 よって、本体事業の予算制度と同様に、開発計画の承認をもって計画期間中の予算を担保し、開発の空白期間を無くし、開発計画の円滑な遂行を可能にするよう要望する。なお、現行制度においても毎年度の評価と実地調査は実施されるため、必要に応じた計画の変更・是正は可能であると思われる。	6【内閣府】 (1) 総会特別区域法(平23法81)(内閣官房と共管) (v) 認定総会特別区域計画に盛り込まれた複数年計画の事業に関し、事業実施主体が切れ目なく事業を推進できるよう、当該事業を支援する関係府省において、所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うとともに、これによっても支援が不足する場合には、関係府省の予算制度で対応が可能となるまでの間、総会特別区域推進調整費が活用できることを、関係府省及び指定地方公共団体に通知する。
26年	812-1	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総会特別区域法第35条第7項、第37条、総会特別区域法施行規則第31条等	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総会特別区域計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要な「軽微な変更」として行われ、運用で行われている事務届への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なもの、軽微な変更として明確になり、事務届への「届出」ですすみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る必要はなく事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務届への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の要素に当たり、地域協議会による事前協議が必要で事務局へ報告したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていけば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	6【内閣府】 (1) 総会特別区域法(平23法81)(内閣官房と共管) (ii) 国際戦略総合特別区域計画の認定(12条10項)及び地域活性化総合特別区域計画の認定(35条10項)に係る法に定める認定事項(12条2項又は35条2項)以外の届出を求めている事項について、関係者向け文書で明確化する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県・市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	812-2	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する 規制緩和	総合特別区域 法第35条第7 項、第37条、総 合特別区域法 施行規則第31 条等	国際戦略総合特 別区域及び地域 活性化総合特別 区域にかかる規制 緩和について (1) 総合特区計画 の変更に係る内閣 総理大臣認定事 項の範囲及び運 用上の「届出」制 度の明文化 (2) 規制の特例措 置に係る「国と地 方の協議」や金融 上の支援措置の 集中受付期間の 回数増 (3) 現行対象外と なっている3～5月 までの融資実行分 も金融上の支援措 置の対象とすること などの制度の運用 改善 ※以下地域活性 化総合特別区域を 例として記載する が、国際戦略総合 特別区域についても 同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なものは、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」済み、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に閣と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はなかつ事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】閣と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	【調整結果】 (1) 総合特別区域法(平23法81)(内閣官房と共管) (ii) 規制の特例措置に関する提案(10条及び33条)は、通年で受け付けられていることや、総合特別区域に指定された地方公共団体からの提案数及び要望を踏まえて効率的かつ効果的に閣との協議を行うなど、提案の事項に拘らず最大限努力すること、地方公共団体に通知する。
26年	812-3	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する 規制緩和	総合特別区域 法第35条第7 項、第37条、総 合特別区域法 施行規則第31 条等	国際戦略総合特 別区域及び地域 活性化総合特別 区域にかかる規制 緩和について (1) 総合特区計画 の変更に係る内閣 総理大臣認定事 項の範囲及び運 用上の「軽微な 変更」の「届出」制 度の明文化 (2) 規制の特例措 置に係る「国と地 方の協議」や金融 上の支援措置の 集中受付期間の 回数増 (3) 現行対象外と なっている3～5月 までの融資実行分 も金融上の支援措 置の対象とすること などの制度の運用 改善 ※以下地域活性 化総合特別区域を 例として記載する が、国際戦略総合 特別区域についても 同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なものは、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」済み、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に閣と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はなかつ事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】閣と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	【調整結果】 (1) 総合特別区域法(平23法81)(内閣官房と共管) (iv) 国際戦略総合特別区域支援利子補給金(28条)及び地域活性化総合特別区域支援利子補給金(56条)の融資対象時期に、3月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の4・5月を追加する。さらに、事業者推薦の申請受付については、4・5月の融資を対象とした受付時期を追加する。
26年	812-4	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する 規制緩和	総合特別区域 法第35条第7 項、第37条、総 合特別区域法 施行規則第31 条等	国際戦略総合特 別区域及び地域 活性化総合特別 区域にかかる規制 緩和について (1) 総合特区計画 の変更に係る内閣 総理大臣認定事 項の範囲及び運 用上の「軽微な 変更」の「届出」制 度の明文化 (2) 規制の特例措 置に係る「国と地 方の協議」や金融 上の支援措置の 集中受付期間の 回数増 (3) 現行対象外と なっている3～5月 までの融資実行分 も金融上の支援措 置の対象とすること などの制度の運用 改善 ※以下地域活性 化総合特別区域を 例として記載する が、国際戦略総合 特別区域についても 同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なものは、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」済み、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に閣と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はなかつ事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】閣と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	【再掲】 【調整結果】 (1) 総合特別区域法(平23法81)(内閣官房と共管) (iv) 国際戦略総合特別区域支援利子補給金(28条)及び地域活性化総合特別区域支援利子補給金(56条)の融資対象時期に、3月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の4・5月を追加する。さらに、事業者推薦の申請受付については、4・5月の融資を対象とした受付時期を追加する。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	415	消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	A 権限移譲	災害対策基本法第71条	災害対応法制の見直し(災害時の従事命令等の権限の都道府県知事から指定都市の市長への移譲)	指定都市の市長には応急措置の実施義務があるが、従事命令等の権限は、災害対策基本法第71条により都道府県知事に限定されている。応急措置に係る従事命令等の権限を指定都市の市長にも移譲する。また、国における広域支援の枠組みの検討に当たっては、指定都市も支援の主体とするともに、指定都市の意見を反映する。	【支障事例】 東日本大震災では、発災直後から食料、飲料水等が買ひ占められ、物資不足が問題となった。物資の保管命令を発せられるのは都道府県知事となり、指定都市の市長にはその権限がないため、迅速かつ適切な対応が取れない。 【制度改正の必要性】 応急措置に係る従事命令等の権限についても、その対応能力を有し、現場に密接した災害応急活動を行う指定都市において権限を行使できるようにすべきである。 指定都市は多くの住民を抱えるとともに物流拠点も多く、発災直後に物資の流通をコントロールするためには、指定都市の市長も物資の保管命令の権限を持つ必要がある。 【制度改正による効果】 指定都市は人口が集中した地域であり、災害が発生すると被災者数も基本になる。一方で、指定都市は消防、まちづくり、住宅などの分野で災害に対応できる能力をフルセットで有しており、指定都市が迅速に災害対応に当たることにより被害を最小限に食い止めることが可能になる。	
26年	731	消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第86条の5から第86条の5まで	災害対応時における包括的な適用除外措置	災害対応に係る平常時の規制の適用除外にあたっては、災害対策基本法第86条の2から86条の5に規定された限定的な適用除外ではなく、包括的な適用除外措置を規定すべき	【制度改正の必要性】 平成26年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る平常時の規制の適用除外が新たに規定された(第86条の2～86条の5の新設)が、個別法レベルの規定率に留まっている。 災害は、いつも新しい顔、違う顔でやって来る。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。しかし、平常時の規制は、法律だけでなく政令で無数に定められている。 緊急時対応の場面において、政令を含めた一連の規制をクリアするためには、“包括的な”適用除外措置が可能となるような仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 現場の最前線に立つ地方公共団体による迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、法律及び政令を一時停止・緩和するような包括的な規定、緊急時対応の規定を設けるべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)39ページにおいては、今後重点的にとりくむべき事項の一つとして、各種規制に係る災害時の緩和について言及している。 【支障事例】 東日本大震災における石油不足 → このような非常時に際しては、緊急輸入のために製品規格(成分基準)を緩めることも考えていただけないか(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格緩和)	
26年	749	消防・防災・安全	中核市	豊橋市	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	国民の命を守ることを最優先に、第二次救急医療機関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかわらず単独での移転が推進されるよう、南海トラフ地震対策特措法第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。 また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側、約80人が入所する特別養老ホームが存在している。 これらの施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、津波避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づいた補助の特例や集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能であるが、単独での高台移転は特例の対象外となっている。 しかしながら、これらの施設の周辺には住居が無く、もしくは住居が少なく、集団移転促進事業の対象にはならない立地状況となっている。こうした民間の重要施設(要配慮者施設)の移転促進は、災害時の医療ネットワークを中心とした対応能力の確保、入所者の命の確保を進めるのに必要な措置であるため、要配慮者施設が単独で高台移転が行えるよう、同法第12条及び第16条の規定の見直しを図る必要がある。	
26年	813	その他	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県	総務省、内閣府	B 地方に対する規制緩和	官報及び法令全書に関する内閣府令第1条「地方自治事項」の官報掲載について(平成19年2月21日総官総第24号総務省大臣官房総務課長通知)	地方自治事項の掲載廃止	地方自治事項の官報掲載事項(6項目)の官報掲載業務を廃止すること。 ＜官報掲載事項＞ ①条例の制定又は改廃(義務を課し、権利を制限するものに限る)、②地方税法第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申し立てに対する決定等の要旨、③長の選挙結果、④特別法の住民投票結果、⑤人事異動、⑥都道府県等の主たる事務所の設置又は変更	【現行】 官報及び法令全書に関する内閣府令」では、第1条において、官報では地方自治事項を掲載するものとされている。 【支障事例】 官報掲載事項については、総務省あて紙原稿で3部送付することとなっている。特に人事異動については、国の行政機関等に係る職員と併せて官報に掲載されるため、発令日から1週間以内に原稿送付をしなければ掲載されないなど、事務処理上時間の制約がある。 【改正の必要性】 官報記載事項については県公報に掲載することで、住民等関係者への周知は行えるものであり、HPで全てどこからでも県公報閲覧が可能となっている現在においては、官報に掲載する意義は薄い。従って、事務の効率化の観点から、官報掲載事項の掲載廃止(義務付けの廃止)を提案する。 ＜官報掲載事項報告件数＞ H23: 6件、H24: 9件、H25: 4件(いずれも選挙結果及び人事異動)	6【内閣府】 (3)「地方自治事項」の官報掲載(総務省と共管) 「地方自治事項」の官報掲載については、地方公共団体に官報掲載義務がないことを改めて明確化する。 [指蓋済み/平成26年8月6日付け総務大臣官房総務課通知]
26年	519	医療・福祉	都道府県	神奈川県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	3歳未満児の給食に関する法律等	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限って外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。 幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受け入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	708	医療・福祉	一般市	安城市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和	幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満三歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。	現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。なお、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけでなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。	
26年	790	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参照すべき基準」に見直すこと。	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参照すべき基準」に見直すこと。	【支障事例】 児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。 都市部において、土地不足や資料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。 【改正による効果】 地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。	
26年	912	農地・農業	都道府県	埼玉県	内閣府	A 権限移譲	地域再生法第13条、汚水処理施設整備交付金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち汚水処理施設整備交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 生活排水処理施設整備構想を効果的に実施することが可能。	
26年	77	医療・福祉	中核市	松山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可についても中核市の所管とされた。	【制度改正の経緯】 現在、都道府県の所管である認定こども園の認定に関する事務の内、子ども子育て支援新制度における改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、幼保連携型認定こども園については、中核市が行うこととされており、平成26年3月28日事務連絡により他の類型の認定こども園については、地方自治法第252条の17の2により条例の定めるところにより市町村が処理することができるようになったところである。 【具体的な支障事例等制度改正の必要性】 認定こども園の全ての類型は、新制度において、市町村から給付を受ける施設型給付の対象にため、確認に関する事務は、市町村が行うこととなる。認定と確認に関する事務は共通する部分もあり、一体的に行う方が、事業者、自治体双方にとって利便性があり、条例による権限移譲により、解決するものであるが、周辺市町村などが、統一して活用することにはならないと考えられ、返って事業者にとっては、複雑なものになると思われる。 【権限移譲の具体的な効果】 条例によらず、権限移譲を行うことにより、少なくとも中核市ごとに権限が異なるということがなくなり、認定こども園に関する事務の一層の簡素化により、新制度の目的の一つでもある認定こども園の普及を図ることができる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
26年	422	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A	権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	【制度改正を必要とする理由】 平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、併せて移譲を求めている私立幼稚園の設置認可等の権限移譲を受けることにより、上記の総合的な施策実施がより効果的になされることとなる。 【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に存置され、認定権者が異なることから二重行政となる。 具体的には、保育所型認定こども園については、児童福祉法上の認可権限は指定都市が有するにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有し、地方裁量型認定こども園については、児童福祉法上の認可外保育施設としての届出は指定都市に対して行うにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有する。そのために、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない煩雑である。 子ども・子育て支援新制度では、地域の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。		
26年	666	医療・福祉	指定都市	堺市、大阪府	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A	権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限の移譲	都道府県が持つ幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を指定都市に移譲する。	【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に存置され、類型によって認定権者が異なることになる。 そのため、認定こども園に係る事務を指定都市が一体的・包括的に実施することができず、待機児童解消に向けた常給調整等の地域の実情に応じた計画的な施策が実施できない。 また、市内の私立幼稚園及び民間保育所を対象に、子ども・子育て支援新制度にかかる移行調査を実施したが、事業者の方から、類型の違いにより認可主体に差があることについて分かりにくいとの指摘がある。このことについては大阪府と共通認識。 【制度改正の必要性】 住民に身近で高度な専門能力を有し子育てや教育に関する広範な事務を実施している指定都市が、認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 なお、まずは事務処理特例の活用状況を踏まえて権限移譲を進めるといふ2段階の移譲とされているが、指定都市等においては当該事務を実施する能力を一律に有しており、特別な地域性を考慮すべき内容ではないことから、法令によって移譲すべきものとする。	
26年	862	医療・福祉	指定都市	さいたま市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A	権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲	県が持つ「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限を市に移譲する	「子ども子育て支援新制度」においては、「幼保連携型認定こども園」は指定都市に権限が委譲されることとなるが、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園の認定権限は県に残る。施設の移行を考える幼稚園事業者などが、認定こども園の類型によって相談窓口が異なることは非効率的であり、利便性をもたせたい。類型を越えた認定子ども園への移行を推進する上で窓口を一本化することが必要と考える。	
26年	74	産業振興	都道府県	山梨県	内閣官房、内閣府	A	権限移譲	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項	中心市街地活性化基本計画の認定権限の都道府県への移譲	中心市街地活性化基本計画の認定の権限を内閣府から都道府県へ移譲する。	【現行制度の課題】 中心市街地活性化基本計画については、市町村が作成し、内閣総理大臣が認定しており、法律上の都道府県の位置付けは、基本計画策定後における支援のみである。 しかし、中心市街地は、当該市町村の中心であるばかりでなく、周辺市町村も含む広域圏の中心であることから、その活性化は広域的な視点からとらえるべき課題である。 【制度改正の必要性】 基本計画は、当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものでなければならず、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるべきであり、魅力ある中心市街地の形成が図られるためには、地域の実情に応じた取り組みが不可欠であり、そのための基本計画の認定は、地域の特性、実情を熟知し、今後の課題を十分に把握した都道府県が認定すべきと考える。 さらに、基本計画の認定が移譲されることにより、計画の策定、変更への対応も迅速になり、刻々と変化する地域の状況を反映した、より効果的な計画の実施が可能となるものである。 【懸念の解消策】 認定においては、国の基本方針を踏まえて行い、国へは当該計画を報告することにより、移譲が可能と考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	248	産業振興	都道府県	広島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項	市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定の廃止	中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 中心市街地の活性化に関する法律は、地域のまちづくりに密接に関連するものであり、市町村で完結できるようにすることで、市町村の自主性・自立性の確保、計画実行までの効率化に繋がる。第1次一括法による見直しは、同法第9条第2項の一部のみを廃止するもので、市町村の計画を画が認定するという体系は変わっていない。本県内で基本計画の認定を受けた1市においては具体的な問題は生じていないが、現行の制度体系では、今後の基本計画策定において、市町村の自主性・自立性が確保されず、まちづくりに対する創意工夫等が活かされない等の支障事例が生ずることが懸念される。 本県内で認定を受けた1市では、事前調整を経た上で認定申請を行った後に認定までに1か月余りを要しており、認定の廃止により当該期間の短縮効果も見込める。 【懸念の解消】 基本計画策定後の支援措置等に係る関係府省との調整は引き続き必要と考えるが、現在も実施している事前協議等により担保されると考える。	
26年	260	消防・防災・安全	指定都市	相模原市、浜松市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲	現行、自衛隊への派遣要請は都道府県が行うこととされているが、災害現場の状況を直接知りうる基礎自治体であり、かつ、都道府県と同等の規模能力を有する指定都市へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 近年のゲリラ豪雨など、局地的、即時的な自然災害が増加している状況を踏まえると、人命が脅かされる災害が発生し、それが市町村の対応能力を越えることが明白になった場合、広域調整を経ずして、災害現場の状況を知りうる市町村がいち早く災害派遣要請を行うことができるよう、自衛隊法を改正すべきであるとする。 それを基本としながら、以下の考え方により、まずは指定都市にその権限を移譲する必要があると考える。 指定都市は基礎自治体である一方で、道府県と同等の権限を有していること。 日ごろから、訓練等を通じ、自衛隊、警察、医療機関等との情報の共有や連携を円滑に遂行できる環境を整えていること。 指定都市には、道府県による出先機関などの行政支援機能がほとんど置かれておらず、また、土木事業をはじめ、災害時の対応につながる事業についても、指定都市がその多くを行っていることから、道府県が指定都市の状況を把握し難い状況にあると考えられること。	
26年	430	消防・防災・安全	中核市	郡山市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	浸水被害による住民の孤立化、雪害における道路の除雪などの地域のみが直接的に把握できる被害に限定し、市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるよう権限を付与し、都道府県へは事後報告とする。	【提案事項・制度改正の必要性】 自衛隊法第83条第1項に「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のために必要があると認められる場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。」と示されている都道府県知事の自衛隊への災害派遣の要請権限について、浸水被害による住民の孤立化、大雪による雪害において道路の除雪等を速やかに行う場合などに限定し、災害救助活動をより迅速かつ的確に行うため、地域の被災状況を最も把握し、警察、消防等関係機関との連携により、市民の生命、身体及び財産を守る被災市から直接、自衛隊の派遣を要請できるよう権限を移譲すること提案する。 詳細については別紙あり。	
26年	628	消防・防災・安全	都道府県	長崎県	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	自衛隊に対する災害派遣の要請手続きの都道府県知事から市町村長への権限移譲	自衛隊への災害派遣の要請手続きを、都道府県知事から直接市町村長まで拡大する権限移譲	【支障・制度改正の必要性】 現状では、自衛隊法第83条第1項により、災害発生後、人命・財産の保護のために必要がある場合、市町村長が都道府県知事に依頼し、自衛隊への災害派遣を要請することが原則となっている。しかしながら、市町村合併も進展し、区域が広域化するとともに、災害の種類が多様化、大型化している中で、より迅速に効率的に対応するためには、市町村長の権限として、直接災害派遣を要請することができるが求められると考える。 台風や大雨などの風水害はある程度の予測・準備の対応は可能であるが、地震や大規模な事故などの対応は特に緊急性を要するので、避難勧告、避難指示の権限を有する市町村長の判断のバックボーンとなるものとする。 市町村長へ権限を拡大しても、同時に都道府県知事への通知や報告を行うことで、都道府県の応援や協力体制も可能になるものとする。	
26年	683	消防・防災・安全	指定都市	横浜市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条 災害対策基本法第68条の2	自衛隊の災害派遣要請権限の全市長への移譲	市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようにし、派遣要請は都道府県に事後報告することとする。	【制度改正の必要性】 大規模災害発生時には、72時間以内の人命救助に象徴されるように、迅速な応急対策が求められる。 【制度改正による効果】 事態を最も把握している現場の被災市の市長である市長から、取りまとめ役の県を経由することなく、直接、自衛隊に対して災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大規模災害発生時の通知事務の簡素化や迅速な派遣要請の実施につながり、住民の生命を守るための救助活動等も、より迅速な対応となることが見込まれる。 【懸念の解決策】 なお、本提案は、災害対策法の前提である「地方公共団体による広域的な対応を行っても解決できない場合」を崩しておらず、要請をするときは、既に地方公共団体では対応できない状況で、迅速性や事務の効率化を最優先に考えるべきであることから、都道府県知事のみが災害派遣を要請を行う合理的な理由はない。また「要請が集中する」との懸念については、そのような状態は甚大な被害が想定される災害であり、権限移譲による弊害ではなく、むしろ画において情報収集が遅くなる要因となるのではない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	414	消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	A 権限移譲	災害救助法第2条	災害対応法制の見直し(救助の主体権限を都道府県知事から指定都市の市長へ移譲)	救助の主体が都道府県知事に限定され、その委任を受けない限り、指定都市の市長は救助に主体的に当たれないため、指定都市の市長を救助の主体に位置付ける。	【支障事例】 原則として都道府県知事が救助を行い、市町村長がその補助を担うが、東日本大震災は、この仕組みで対処できるものではなかった。 県がプレハブ仮設を1,505戸整備するのに、発災から86日を要した。仮に市がこれを担った場合、発災から約50日での整備が可能であった。 【制度改正の必要性】 局所的な災害が発生し、被災者を直ちに救助しなければならないときに、県に報告し、委任を受ける暇がない。 避難所開設や給食等の期間延長は都道府県から国へ申請する手続きを踏まなければならない。被災者に対する食料供給等に支障を来すおそれがあるなど。 災害時の救助の実施は迅速かつ的確な対応が求められるため、対応能力のある指定都市は、県を介することなく自立的・自発的に救助にあたることのできるようすべきである。 災害は局所的なものも想定されるため、指定都市の市長も権限を有するのが効率的・効果的である。 【制度改正による効果】 役割分担を見直すことは、救助活動等における選択肢を拡大するものであり、住民の生命や財産を守る上で非常に有効である。 災害対応をはじめ多様な能力を有する指定都市を救助の主体に位置付け、権限を合わせて保有することは地域住民のニーズ等を踏まえた自立的、自発的な活動を可能にする。 指定都市は災害に対応できる能力をフルセットで有しており、指定都市が迅速に災害対応に当たることにより被害を最小限に食い止めることが可能になる。	【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) 都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに救助が実施できるよう、あらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する救助の内容やどのような場合に委任するのかを定めておくことが有効であることを、地方公共団体に通知する。
26年	677	消防・防災・安全	指定都市	横浜市	内閣府	A 権限移譲	災害救助法第4条・18条・21条	救助の主体権限を指定都市市長へ移譲、救助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化	災害救助法における指定都市の権限強化、救助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化	【制度改正の必要性】 災害時に市が主体的な役割を担い、緊急かつ迅速に対応するためには、災害救助法において、指定都市が道府県と同様の権限を持つことが必要であるが、災害救助法等に規定されている救助の種類だけでは、対応しきれない状況であり、また、救助の程度における費用限度額についても、現在の費用水準からかけ離れたもの、対象・費用を拡充するとともに、被災自治体の判断により現物給付か現金給付かを選択できるようにすることが必要である。 【提案事項】 経費は、道府県を経由して求償することとなっているが、求償内容の確認等は、国から道府県を通じて求償した指定都市に依頼があり、その間の余分な事務負担と処理時間の増加が生じているため、地方分権の観点からも指定都市で要した救助経費について、直接国に対して求償できる制度とすることが必要である。	【再掲】 【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) 都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに救助が実施できるよう、あらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する救助の内容やどのような場合に委任するのかを定めておくことが有効であることを、地方公共団体に通知する。
26年	684	消防・防災・安全	指定都市	横浜市	内閣府、警察庁	A 権限移譲	災害対策基本法第76条第1項 災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項	緊急通行車両の確認(通行許可)権限の指定都市市長への移譲	現在、緊急通行車両の許可は、政令市で判断できず、各事業所が知事又は都道府県公安委員会に申請を行うこととなっている。災害時の緊急通行車両の確認権限を指定都市にも付与すること。	【提案事項】 災害時においては、緊急通行車両の許可の手続きについて迅速な対応が求められることから、規模・能力のある政令指定都市も窓口となり、緊急通行車両の許可について判断を行うことができるようにすべきであると考えます。 【制度改正の必要性】 また、実際の災害の状況によりどのような車種が必要になるか、その際にどの車両が使用可能であるか、発災後初めてわかるものであり、緊急車両として申請が必要な車両は、事前にすべてを予測し得るような性質のものではなく、「事前届出制度」で全てを対応できると結論づけるには限界がある。 また、今後の震災時の対応についても、例えば民間の運送会社等を利用する際に、今現在、どの車両が本市近辺に在り、使用可能であるかは、発災の際にわかることであり、事前の申請のみでは対応できない事態も容易に想定される。 【支障事例】 東日本大震災においては、本市に対して被災地から救援要請があり、迅速な対応が求められた。物資の搬送や本市職員の応援派遣に際し申請を行ったが、その申請の度に手続きを行わなければならない。事前届出を行っていない車両に関しては審査が省略できないなど、申請確認に時間を要した実態がある。この権限が本市にあれば、さらに迅速な対応ができたと考えます。 結果として14件の申請を行ったが、その中には災害対策用の車両のみならず、被災地からの要請に応じ、給水車や市営バスの車両等を活用するなど、想定とは異なる車両も活用している。 【制度改正の効果】 このように、発災時には混乱が生じ、申請確認に時間がかかることが想定されるが、仮に権限が指定都市にあれば、より迅速かつ多様な応援派遣等の実施が可能となる。	
26年	732	消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第3項 災害救助法施行令第3条	災害救助法に係る救助の程度、方法及び期間の決定権限の地方委任	災害救助法について、救助の程度、方法及び期間については、地方の主体的な判断で決定できるようにすべき	【制度改正の必要性】 災害救助法第4条第3項では、救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は政令で定めるとされている。同法施行令第3条第1項では、内閣総理大臣が定める基準に従い都道府県知事が定めるとされ、同条第2項では、内閣総理大臣の定める基準での救助の実施が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で定められることとされているが、地域の実情に応じた救助を、地方公共団体が主体的に、かつ、より迅速に実施する必要がある。 【支障事例】 同法に基づく応急救助の内容等については、内閣総理大臣による一般基準が定められている。災害の態様に応じ、この一般基準では適切な救助を実施することが困難な場合は、国と相談の上、特別基準の設定が可能とされており、国の見解としては、現行制度においても被災地の実情に応じて弾力的な運用が可能とされているところ。 しかしながら、特別基準の協議等による国の関与が、地方公共団体による迅速かつ適切な災害救助の支障となっている。 【懸念の解消策】 国による関与は、例えば、精算監査等の事後チェックで救助の実施を確認することにより、事後的に責任を果たせるのではないかと。 【制度改正の内容】 地方が地域の実情に応じた主体的に救助できる仕組みを検討すべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)16ページにおいては、各種救助に関する実施基準において、地方公共団体が個々の災害に適切に対応できるよう、より使い勝手の良い制度に改めるべきである旨言及されている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	459	土木・建築	都道府県	神奈川県	内閣府、国土交通省	A 権限移譲	道路法12条	直轄国道の整備や保全に関する計画並びに工事の実施(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る道路の整備及び保全(除雪を含む。)に関する計画や工事の設計、施工及び施行管理に関する事項を都道府県・指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。住民に身近な地方自治体が管理を行うことにより、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととしたい。	
26年	460	土木・建築	都道府県	神奈川県	内閣府、国土交通省	A 権限移譲	道路法32条	直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る許認可等に関する権限を都道府県・指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。住民に身近な地方自治体が管理を行うことにより、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととしたい。	
26年	697	土木・建築	都道府県	大阪府	内閣府、総務省、国土交通省	A 権限移譲	地方交付税法第10条(普通交付税の額の算定)、第11条(基準財政需要額の算定方法)等	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄国道の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとされているところ。移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置額と、現在の維持管理に関する所要額との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。	【現状】 「事務・権限移譲の移譲等に関する見直し方針について」(H25.12.20閣議決定)に基づき、権限移譲における移管路線の維持管理費に対する財源措置については、全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見書にて言及しているように、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、維持管理に要する費用について歳入歳出面にわたって適切かつ明確な財政措置を講じること、事業費に応じた交付税措置を講ずることにより、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うことを求めているところ。 【支障事例】 移管路線の維持管理に関する措置額は、既管理路線の維持管理にも影響を及ぼすこととなるが、現行の交付税措置では、全国一律の算定方法により基準財政需要額を算出しており、大阪府下の対象路線においては、交通量も多く、都市部の特殊性等から、従前の管理水準を確保するための所要額が措置されない可能性がある。 【制度改正の必要性】 まずは、閣議決定に基づく交付税措置に関し、維持管理に関する所要額が確保されていることを判断するため、移管路線における、現状の維持管理に係る費用の提示を受ける必要がある。	
26年	769	土木・建築	都道府県	兵庫県	内閣府、国土交通省	A 権限移譲	道路法第12条、第13条、河川法第9条	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みの構築	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みを構築すること。	【現行】 現在、国との間で直轄道路・河川の管理権限を段階的に移譲しているが、維持管理費についての財源措置が適切に行われるか不明確な状況である。 【制度改正の必要性】 道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから、総合的な対応が困難な状況であるが、都道府県では防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など、総合行政主体として各種事業を展開しており、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなるとともに、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 【改正による効果】 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるため、直轄国道・河川について、交付金による財源措置を講じた上で、移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	891	その他	都道府県	埼玉県	内閣府	A 権限移譲	特定地域再生 事業費補助金 交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち特定地域再生事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介して市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求め理由】 少子高齢化や産業振興に関しては、本県においても重要課題として取り組んでおり二重行政となる恐れが大きい。さらに、事業の実施において、地域特性を活かすことが効果の増大に寄ると考えられるため、情報を把握する都道府県に移管することが望ましい。	
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	A 権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。これらの取り組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取り組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況を把握することができないため対象を重点化する事ができず、また指導・助言する権限がないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料でやっているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	4【警察庁】 (1)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業者等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	684	消防・防災・安全	指定都市	横浜市	内閣府、警察庁	A 権限移譲	災害対策基本法第76条第1項、第33条第1項及び第2項	緊急通行車両の確認(通行許可)権限の指定都市長への移譲	現在、緊急通行車両の許可は、政令で判断できず、各事業所が知事又は都道府県公安委員会に申請を行うこととなっている。災害時の緊急通行車両の確認権限を指定都市にも付与すること。	【提案事項】 災害時には、緊急通行車両の許可の手続きについて迅速な対応が求められることから、規模・能力のある政令指定都市も窓口となり、緊急通行車両の許可について判断を行うことができるようにすべきであると考えられる。 【制度改正の必要性】 また、実際の災害の状況によりどのような車種が必要になるか、その際どの車両が使用可能であるかは、発災後初めてわかるものであり、緊急通行車両として申請が必要な車両は、事前にすべてを予測し得るような性質のものではなく、「事前届出制度」で全てを対応できると結論づけるには限界がある。 また、今後の震災時の対応についても、例えば民間の運送会社等を利用する際に、今現在、どの車両が本市近辺に在り、使用可能であるかは、発災の際にわかることであり、事前の申請のみでは対応できない事態も容易に想定される。 【支障事例】 東日本大震災においては、本市に対して被災地から救援要請があり、迅速な対応が求められた。物資の搬送や本市職員の応援派遣にあたり申請を行っていたが、その申請の度に手続きを行わなければならない。事前届出を行っていない車両に関しては審査が省略できないなど、申請確認に時間を要した実態がある。この権限が本市にあれば、さらに迅速な対応ができたと考えられる。 結果として14件の申請を行ったが、その中には災害対策用の車両のみならず、被災地からの要請に応じ、給水車や市営バスの車両等を活用するなど、想定とは異なる車両も活用している。 【制度改正の効果】 このように、発災時には混乱が生じ、申請確認に時間がかかることが想定されるが、仮に権限が指定都市にあれば、より迅速かつ多様な応援派遣等の実施が可能となる。	
26年	745-1	その他	都道府県	東京都	内閣府(消費者庁)	A 権限移譲	消費者安全法第40条、第44条、第45条、消費者安全法施行令第9条	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲	消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。	【現在の制度】 平成24年8月に改正され、平成25年4月に施行された消費者安全法において、同法第2条第5項第3号に規定する財産に関する事故等が発生した場合における報告徴収・立入調査の権限が、当該自治体の同意を前提に地方自治体に委任されることになった。 【制度改正の必要性】 現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が国に留保されており、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応の妨げになっている。例えば、都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事業者が「すき間事業」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。 そこで、消費者安全法による国からの権限の委任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令を行うことができるよう、並行権限を付与していただきたい。 また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業に限られている。このため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないことから、その対象を当該地方自治体の区域外に所在する事業者まで拡大していただきたい。 これにより、調査から事業者処分まで一貫した迅速な対応が可能となり、消費者の財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。	4【消費者庁】 (1)消費者安全法(平21法50) (ii)多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対する勧告(40条4項)及び命令(40条5項)については、現行制度の下で共同調査の実施など国と地方の連携を強化しつつ、希望する都道府県に権限を付与することについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	745-2	その他	都道府県	東京都	内閣府(消費者庁)	A 権限移譲	消費者安全法第40条、第44条、第45条 消費者安全法施行令第9条	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲	消費者安全法に基づき勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。	【現在の制度】 平成24年8月に改正され、平成25年4月に施行された消費者安全法において、同法第2条第5項第3号に規定する財産に関する事故等が発生した場合における報告徴収・立入調査の権限が、当該自治体の同意を前提に地方自治体に委任されることになった。 【制度改正の必要性】 現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が国に留保されており、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応の妨げになっている。 例えば、都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事業者が「つき間事業」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消費者被害が拡大する恐れがある。 そこで、消費者安全法による権限の委任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令を行うことができるよう、並行権限を付与していただきたい。 また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。このため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないことから、その対象を当該地方自治体の区域内に所在する事業者まで拡大していただきたい。 これにより、調査から事業者処分まで一貫した迅速な対応が可能となり、消費者の財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。	4【消費者庁】 消費者安全法(平21法50) (1)希望する都道府県等に権限が付与されている、事業者に対する報告徴収及び立入調査等(施行令第9条)については、当該都道府県等の区域内に所在する事業者にも拡大する。
26年	128	その他	都道府県	岩手県	内閣府(消費者庁)	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政活性化基金管理運営要領第2(4)③	地方消費者行政活性化基金の活用要件に係る義務付けの廃止	H27年度以降の基金活用の要件から「自主財源化計画の策定」を撤廃すること。	【制度改正の必要性】 地方公共団体の事業予算については、単年度ごとに財政状況、施策の優先順位等を勘案し、議会の議決を経て措置されているものであることから、基金活用後において、それまで基金の活用により充実・強化した地方消費者行政の体制について維持・充実を求めている「自主財源化計画」の策定を基金等活用の要件とするのは、財源措置を要する地方公共団体に対し不当な義務付けをするものである。仮に要件を定めるとすれば、基金活用期間の消費者行政の活性化の方針等を示す地方公共団体の計画の策定とすべきである。	
26年	129	その他	都道府県	岩手県	内閣府(消費者庁)	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2(1)	地方消費者行政活性化基金の特例適用要件に係る義務付けの廃止	基金等活用期間延長の特例の適用要件とされている「基金等活用経過後においても地方公共団体の取組として基金等を活用して整備した体制を維持・強化すること」を、平成25年度から毎年度首長が施政方針演説などで対外的に表明することを撤廃すること。	【制度改正の必要性】 基金等活用期間を延長するための特例要件である首長表明は、地方公共団体に対する不当な義務付けである。要件については、消費者行政に係る事業について予算化することが、地方公共団体の十分な意思表明になると考えられる。仮に要件を定めるとすれば、消費者行政の活性化の方針等を示す地方公共団体の計画の策定や地方公共団体の総合計画又は個別計画で「消費者行政の維持・充実を定めること」等に止めるべきである。 【支障事例】 本県においては、特例適用を希望したものの、首長が平成25年度末に改選されたため、首長表明を行う機会がなかった市町村があったほか、以下のとおり要件に該当しないと判断された事例がある。 ①消費者の安全と安心を確保するため、啓発活動に継続的に取り組んで参ります。「啓発活動」は「消費者行政」の一部分。「啓発活動」が「消費者行政」であれば要件クリア ②消費者行政については、...出前講座の開催や情報提供など積極的に推進して参ります。「(基金活用後)」に当たる文言なし。「これからも」「継続的に」等が加われば要件クリア	6【消費者庁】 (1)地方消費者行政活性化基金 地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間の特例については、地方公共団体による消費者行政関係予算の確保等に向けた自主的な取組を促進するための仕組みであり、その趣旨及び特例の適用を促すための具体的な表明方法について、地方公共団体に改めて周知する。
26年	388	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府(消費者庁)	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政活性化基金管理運営要領	地方消費者行政活性化基金に係る活用期限の廃止	自治体の状況に応じた相談員の設置及びそれに付随する相談体制の整備ができるよう、関係する事業メニューの新規開始時期の期間制限を廃止すること 定期的或いは継続的に相談員の専門性の維持ができるよう、レベルアップ事業の活用期間を廃止すること	【支障】地方消費者行政活性化基金の活用については、同管理運営要領に事業メニュー毎に基金の活用期間及び新規事業が開始できる期間が定められている。消費生活行政は、本格的な取組が始まったばかりの行政分野であり、県内市町村では同基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多い。これらの自治体においては、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置を進めていく必要がある。しかしながら、相談員の設置は、自治体の財政状況によるところが大きく、財政面の調整等に時間を要する。また、他方では相談員の確保自体も容易でなく、その養成も併せて進めていかねばならず、それにも時間を要する。 活用期間が設定されることにより、一定の事業促進効果が期待されることは否定しないものの、持続的な体制を構築し、活用期限終了後は、一律にすべて自主財源で賄わなければならない。加えて、相談員が、複雑・多様化する消費生活相談に対応するためには、定期的に知識を蓄えていく必要があるが、事業メニューの活用期限終了後は、一律にすべて自主財源で賄わなければならない。自治体の財政状況によっては相談員の専門性の維持が困難となる。 なお、地域の詳しい実情については、別紙のとおり。 【制度改正の必要性】基金事業のメニューの活用期限を廃止し、活用期間を柔軟なものとする。また、自治体の実情に応じた持続的な体制を構築し、活用期限終了後は、一律にすべて自主財源で賄わなければならない。また、基金の積み増し等が行われた場合、各市町村ごとの活用額がすぐにには判明しないため、結果として市町村の予算計上のタイミングを逃すこととなり、対応が遅れる場合がある。 【効果】 基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の数量による主体的かつ弾力的な取組を計画的に行うことが可能となる。	
26年	687	その他	指定都市	横浜市	内閣府(消費者庁)	A 権限移譲	地方消費者行政活性化基金交付要綱	国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の指定都市への設置	国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の造成について、指定都市にも造成することを可能にする措置	【現状】 地方消費者行政活性化基金(消費者庁所管)を財源としている事業は、基金の造成主体は県となっている。県に基金があることで、国との調整等は県がとりまとめる行うもの、県に設置された基金のうち、どの程度本市が活用できるかが、国から県に交付された時点ではわからず、事業の確実性が担保されないため、地域の実情に応じた効果的な施策展開を迅速かつ計画的に行うことができない。また基金の積み増し等が行われた場合、各市町村ごとの活用額がすぐにには判明しないため、結果として市町村の予算計上のタイミングを逃すこととなり、対応が遅れる場合がある。 【効果】 基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の数量による主体的かつ弾力的な取組を計画的に行うことが可能となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	A 権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針の通り、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地として取り組むべきエネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。これらの取組みより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【制度的な効果】地方公共団体においては、省エネ法促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・職場等のエネルギー診断事業を推進しているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	【4【金融庁】】 (1)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業所等が一都道府県の区域内のみにあるものに限る。)]に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見取りを行うつ、実施主体や国の関係等との協力について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	71	産業振興	都道府県	山梨県	経済産業省、総務省	A 権限移譲	産業競争力強化法第113条	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経済産業省から都道府県へ移譲する。	【制度の概要】 創業支援事業計画は、産業競争力強化法第113条において、市町村が、民間事業者や経済団体、金融機関等と連携して、これを策定し、主務大臣の認定を受けることとされている。 【制度改正の必要性】 本県では、商工会議所、商工会連合会等の経済団体と、地銀、信金、信組、政府系等の金融機関及び県等が一堂に会し、毎月一度、創業や新たな産業分野への参入等に係る県内企業の経済活動等について情報共有を図っており、このように地域の実情を把握している県が計画を認定することが適切であり、一体的な創業支援につながる。この取組みについては、H22から開始し、それぞれの機関が有する支援ノウハウや支援制度の効果的な活用等を図る中、県内企業の新分野へのチャレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地元金融機関、経済団体等が出資し、創業支援基金を活用し、創業を推進するため、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとしており、今後も別途創業支援事業計画を国が認定するのであれば、一体的な運用に支障が生じる。 【本県の状況】 連携を図るべき民間事業者等が当該市町村の区域を越えて活動を行っていることが多く、また、特に経済団体等によっては県の区域での活動が盛んになっていることから、計画の認定が進んでいない状況にある。 【懸念の解消策】 市町村で策定する計画については、県へ認定権限を移譲することで、創業を促す技術シーズや、これをサポートする支援機関、政策リソースなどの効率化が図られ、現下の重要課題である開業率の向上に資することが期待される。	【4【総務省】】 (2)産業競争力強化法(平25法98)(経済産業省と共管) (1)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (2)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	391	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、総務省	A 権限移譲	産業競争力強化法第113条、第114条、第137条、第140条、第141条、第45条	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	産業競争力強化法第113条に基づいて市町村が作成する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取得を希望する市区町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生のおそれがある。また、平成26年4月に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドライン」によれば、申請の事業受付から認定までの所要期間は2ヶ月以上とされており、この期間中は素案を提出した市区町村内の創業者が法に基づく優遇措置を受けられない可能性がある。場合によっては支援継続の条件が優遇措置の対象外となってしまうおそれがある。さらに、本法に基づく創業支援計画は、市区町村が主体的に地域内の創業の促進を計画・実施するという画期的な制度であるが、多くの市区町村にとっては創業支援に正面から取り組む初めての機会となるため、頻繁に計画変更が生じる可能性がある。窓口が地方経済産業局のみである場合、こうした計画変更への迅速な対応が困難となるおそれがある。 【改正の必要性】本事務を都道府県に移譲すれば、市町村の申請から認定までの所要期間は1ヶ月程度に短縮でき、地方経済産業局との調整に係る旅費、人件費等の低減にもつながる。また、大分県における「スタートアップ支援機関連絡協議会(県、商工団体、金融機関等)で組織、年間1,500件の創業相談を受け、うち400件が創業を実現」などの全県組織から市町村への情報提供も可能になることから、法の趣旨、地域の実情に即した円滑な事務が行えるものと思われる。	【再掲】 【4【総務省】】 (2)産業競争力強化法(平25法98)(経済産業省と共管) (1)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (2)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	699	産業振興	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県	経済産業省、総務省	A 権限移譲	産業競争力強化法第113条、第114条、第137条、第140条、第141条、第6号	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	産業競争力強化法第113条、第114条、第137条、第140条、第141条、第6号	【制度的な支障事例】創業支援事業計画の認定に際し、国が全国約1700の市区町村のきめ細かな実情を把握することは現実的ではなく、計画認定に向けた指導・助言等のフォローアップを的確に行うことは難しいと考えられる。 国の第一回認定(3月20日)では、2月4日に説明会を実施、2月7日に近畿経済産業局に素案を提出、2月14日に中小企業庁に計画を提出という、極めてタイトな日程であり、このため大阪府内で6市がこのスケジュールに関合わなかった。都道府県に認定権限があれば、下記理由(※1)で十分対応できると考えられる。 さらに、中小企業白書(2013年版 p.47 ※2)で示されているように、創業者のマーケットは市区町村エリアを超えており、都道府県レベルの創業支援施策と密接に連携した取組が求められる。しかし、現行制度においては、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化を行うことができない。 【制度改正の必要性】計画策定にあたり複数の市区町村による共同申請ができるが、第1回・第2回認定において、各々2件しかなかった。創業者のマーケットの広さは多種多様であり、現行制度では創業者のマーケットに合わせた市区町村の組合せを一律で構成することはできないため、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化が不可欠である。 行政効率的な観点からも共同計画が策定されるべきであるが、都道府県が認定を行えば、場合によっては地方自治法上の様々な連携手続(機関等の共同設置、事務の委託等)で、市区町村間のより強固な絆づくりを誘導することも可能である。 【都道府県が認定を行うことによる効果 ※1】現行制度で所管が複数の省庁に関係する内容が含まれた場合、各所管省庁との調整に時間を要すると想定される。一方、都道府県はあらゆる分野に対し、計画策定に係る指導・助言から認定までの手続を一元的かつ円滑に行うことができる。申請者もある市区町村にとっても事務の効率化ができる。 ※2 創業者が目指している今後の市場について、「地域需要創出型」では全体の80%以上が市区町村のエリアを超えている。(同一市町村19.6%、同一都道府県39.1%、全国38.2%、海外	【再掲】 【4【総務省】】 (2)産業競争力強化法(平25法98)(経済産業省と共管) (1)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (2)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	277	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省、国土交通省、総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則(一般規則)第1条の3	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し	高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。	【制度改正の必要性等】 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。 水素エネルギーの普及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安定的、かつ安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しいことで、欧米に比べ、設置コストが5~6倍となっており、設置事業者にも多くの負担となっている。このため、安全性が確認された事項については、欧米並みのコストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。国は平成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。 本県では、平成26年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。 高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。	【総務省】 (4)消防法(昭23法186) 液化水素スタンドに係る消防法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【参考】 6【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204) 水素ステーションの設置に係る基準(一般高圧ガス保安規則(昭41通商産業省令53)等)については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)等に基づき、平成27年に予定される水素ステーションの普及開始に向け、検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (v)液化水素スタンドに係る建築基準法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み(建築基準法施行令の一部を改正する政令(平26令232)、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準を定める件(平26国土交通省告示1203))】 また、第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンドに係る基準の整備については、規制改革実施計画に基づき、高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。
26年	110	消防・防災・安全	指定都市	浜松市	総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	消防組織法第45条第1項、第49条第2項及び第3項 緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る等細補助基準の廃止又は緩和	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条に規定されている、県及び指定都市が補助金の交付を受けるための基準(交付額が9,500万円以上)について、基準の廃止又は緩和を求めるもの。	【支障事例】 消防組織法第45条に規定される緊急消防援助隊(以下「緊援隊」)の車両整備に交付される緊急消防援助隊設備整備費補助金については、同補助金交付要綱第3条において、指定都市にあっては、交付額が9,500万円(以下「基準額」)に満たない場合は、交付決定を行わないこととされている。 本市では、緊援隊の車両更新は毎年1~2台程度必要だが、これに係る算定額が基準額に満たないため、当該補助金を活用できない。(添付「参考①・②」) このため、更新の先送り等により更新年度を集中化しなければならず、平成19年度以降は更新期間を延長して対応している。今後、平成28年度及び平成33年度に更新を集中させ整備せざるを得ない見通しであり、関係車両以外の車両等の更新時期にも影響を及ぼすとともに、老朽化による年間の車両維持管理費の増大や、更新の先送りが困難な場合は、全額市費による更新を余儀なくされている。 ※他の指定都市にも同様の課題が見られる。 【制度改正の必要性】 基準額の廃止又は緩和により、当該補助金を実情に即した形とすることで、上記の課題を解決し、各自自治体における緊援隊の計画的整備に大きく資するものとなる。ひいては、平成30年度を目標とする緊援隊の規模増強の計画達成につながるものと考えられる。(添付「参考③」)	【総務省】 (10)緊急消防援助隊設備整備費補助金 指定都市に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付基準に見直しを行う。
26年	233	消防・防災・安全	指定都市	熊本市	総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条 消防組織法第44条、第45条、第49条 緊急消防援助隊に係る補助金採択基準の廃止	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第6条	本市では、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し、緊急消防援助隊登録車両の更新に合わせ、車両の更新を行っている。 しかしながら、財政状況が非常に厳しい中で、指定都市にあっては、補助金採択基準(交付額ベース、以下同じ)が9,500万円以上と高額であるため、当該補助金を活用し車両更新を行う際に苦慮している。 そのため、緊急消防援助隊登録車両の整備に対しては、等し交付決定が受けられるよう、補助金採択基準の廃止をお願いする。	【支障事例】 指定都市消防本部は、緊急消防援助隊として多くの部隊を登録しており、全国各地で発生する大規模災害に率先して部隊を派遣し、被災地での救助救援活動に貢献しているところである。 緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する事業は様々なものであるが、消防車両の整備が主なものである。 本市は近年指定都市へ移行したが、指定都市移行前においては、水槽付ポンプ車1台(3,000万円程度)でも当該補助金を活用して購入してきた。 しかしながら、指定都市移行後においては、補助金採択基準が9,500万円に変更されたため、補助対象費用で1億9,000万円以上が必要となり、1台2,500万円程度のポンプ車や救急車では、更新する台数を年度に集中させるか、梯子車(1億7,000万円程度)や救急工作車(9,000万円程度)などの高額な車両と共に更新するなどの手法をとる必要がある。 このように、緊急消防援助隊設備整備費補助金について、補助額採択基準額が指定都市移行後には50万円、9,500万円の10倍となり、補助金の要望ができていない状況のため、消防車両の整備に支障をきたしている。	【再掲】 【総務省】 (10)緊急消防援助隊設備整備費補助金 指定都市に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付基準については、近時の指定都市の行政規模を踏まえ、緩和の方向で見直しを行う。
26年	629	消防・防災・安全	都道府県	長崎県	総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	消防組織法第44条第1項、第5項	緊急消防援助隊の要請方法の見直し	緊急消防援助隊の要請について、被災地の市町村長がいかなる場合でも都道府県知事を經由せず、直接消防庁長官へ要請を行うことができるよう規制緩和を行う	【支障・制度改正の必要性】 緊急消防援助隊は、大規模災害で都道府県内での対応が困難な場合、県域を超えた消防の応援体制であり、原則としては消防組織法第44条第1項により、緊急消防援助隊を要請する場合は、都道府県知事を通じ、消防庁長官へ応援要請をすることとなっている。なお、緊急消防援助隊運用要綱第6条第2項で都道府県知事と連絡を取ることができない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする、とされている。 しかしながら、緊急消防援助隊の応援要請は、県内での広域応援体制では消防活動が対応できない大規模な緊急性のある活動要請であり、消防管理者は市町村長であることから、都道府県知事を經由せずに直接消防庁長官へ要請を出すことが効果的かつ効率的である。 なお、市町村長から直接消防庁長官へ要請した状況も都道府県知事へ通知・報告することにより、都道府県の応援体制も可能となるものと考えられる。	【総務省】 (2)消防組織法(昭22法226) 緊急消防援助隊の応援要請に係る市町村長、都道府県知事及び消防庁長官の間における情報提供について、消防の応援等に関する要綱等において明確化する方向で検討し、平成26年度中に結論を得る。
26年	315	運輸・交通	都道府県	熊本県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の3第3項(条例)による事務処理の特例の効果 軌道法施行令第6条第1項 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県分が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項	軌道法関係の認可に係る(国)地方運輸局への協議等に伴う、知事経由事務を廃止できるようにすること。	【支障】 本県では、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、軌道法施行令第6条第1項の規定による認可(軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項の規定により知事が行うこととされた認可に限る。)を熊本に移譲している。なお、本件事務は、熊本県の政令市移行(平成24年度)により、道路法の規定に基づき同市内の県道の管理が同市に移管されたことを受けて、事務の合理化を目的に25年度から移譲したものの、しかし、当該認可に伴う国への協議は、同法第252条の17の3第3項の規定により、知事を經由することとなっており、十分な事務の簡素化に繋がっていない。 【制度改正の必要性】 經由事務が廃止された場合、市、県及び九州運輸局担当課間の文書の往復に要する期間(2~3週間程度)が短縮されると考えられる。なお、この期間短縮については、軌道事業者(熊本交通局)及び同市都市建設局土木管理課も要望しているところである。 【その他】 軌道法関係の協議に限れば、全国的にも事務移譲対象市町村数及び協議件数が少ないこと、また、軌道事業者による地方運輸局担当課との事前相談が慣例化していることから、本件經由制度が廃止されても、国の行政機関の負担増には繋がらないと考えられる。		

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	880	運輸・交通	指定都市	広島市	国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方財政法第5条	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に対する起債制限の緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に係る地方自治体が負担する財源に対して地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行う。	新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmのASTラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と結節する白鳥新駅の整備を平成27年春の開業を目指して推進するとともに、広域公園駅前からの延伸整備について、「利便性とコスト節約の両立」の観点からルート・構造の見直しを進めている。 その一方で、ASTラムラインは今年で開業後20年を迎え設備等の老朽化が進み、今後、設備機器の更新が本格化していくことになる。 こうしたことから、交通事業者(広島高速交通㈱:広島市出資比率51%)が実施するインフラ外施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するため、地方負担額についても、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限の緩和が必要である。 (詳細は別紙1を参照。)	
26年	881	運輸・交通	指定都市	広島市	国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	地域公共交通の活性化及び再生に関する事業に対する起債制限の緩和	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業と同様、連携計画事業(コミュニティ・レール)について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業には、地方債の特例が認められていることに鑑み、これらの事業の性格と同様と思われる連携計画事業(コミュニティ・レール)についても、補助制度をより有効活用するために、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、連携計画事業においても「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第12条と同趣旨の特例を設けることにより地方債の制限の緩和を行うことで、地域公共交通の更なる利便性の向上を図る。 (詳細は別紙2を参照。)	
26年	9	その他	一般市	新見市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第46条	国政選挙への電子投票の導入	特例法の制定により国政選挙での電子投票の実施を可能にする。	本市では平成14年2月に施行の「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」に基づき、市長・市議選挙における電子投票を実施している。 これまで計4回の電子投票に成功しており、開票事務の迅速・効率化、無効投票の減少、投票方法のバリアフリー化という効果を実証し、電子投票の信頼性はゆるぎないものとなっている。 現行の法制下においては、電子投票で実施する地方選挙と、自書式投票で実施するしない国政選挙が混在することから、住民から戸惑いとともに全ての選挙での電子投票の実施を望む声も寄せられているところである。 また、国政選挙への電子投票導入が認められていないことが、導入を検討している多くの自治体の障壁になっており、現状のままでは、電子投票制度の普及は遅々と進まないばかりか、制度を維持することも困難になるのではないかと危惧するところである。 なお、国政選挙への導入によって、開票時間の大幅な短縮や無効票の減少などの有効性が広く有権者に浸透することで、導入に対するコンセンサスが得られやすくなると考えており、電子投票が広く全国に普及することで経費節減にも寄与するものと考えている。	
26年	56	その他	都道府県	愛知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第202条、第203条、第206条及び第207条	市町村選挙における争訟手続の見直し	市町村が管理執行する選挙における異議の申出において市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選管を被告として、裁判所に訴訟を提起することができるよう、公職選挙法を改正された。	【現状】 市町村の自治事務である市町村長又は議会議員の選挙に係る選挙無効及び当選無効の訴えについては、市町村選管に対する異議の申出(公選法202①、206①)、都道府県選管に対する審査の申立て(公選法202②、206②)を経て、都道府県選管の裁判に不服がある場合は、都道府県選管を被告として高等裁判所に訴訟を提起することができる(公選法203、207)こととなっている。 【制度改正の必要性】 都道府県選管が審査庁として介在し、また、市町村の選挙に係る訴えであるにも関わらず都道府県選管が被告となることは、都道府県の知事又は議会議員の選挙に係る同様の訴えにおいて都道府県選管への異議申出の後、直ちに都道府県選管を被告として出訴できることと比較して不均衡であり、市町村の自主・自律の観点から、このような制度は見直されるべきである。 【支障事例】 なお、平成18年5月に執行された愛知県内の市議会議員補欠選挙における事例では、選挙の効力を争う異議申出に対する市選管の決定を経て、県選管に対し審査申立がなされ、最終的には平成18年3月の最高裁の判決をもって選挙の無効が確定した。	【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) 市町村の議会の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手続(202条、203条、206条及び207条)については、市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選挙管理委員会を被告として訴訟を提起できることについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	331	その他	都道府県	群馬県	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第202条2項、第203条、第206条2項、第207条	市町村選挙における争訟手続の見直し	県選管が実施している市町村選挙に対する不服審査制度を廃止し、市町村選管への異議申し立て後直ちに提訴できる仕組みとすべき。	①地方自治法の改正により都道府県選挙管理委員会は市町村選挙管理委員会の指揮監督権を有しない。 ②市町村の選挙について実権を最も把握しているのは当該市町村の選挙管理委員会であり、訴訟上の当事者主義にもかなう。 ③市町村選挙管理委員会の決定に不服がある者が直ちに高等裁判所に市町村選管を被告として訴訟を提起することができるようにすることは、争訟のスピードアップにつながり、当事者双方にとってもメリットがある。	【再掲】 【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) 市町村の議会の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手続(202条、203条、206条及び207条)については、市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選挙管理委員会を被告として訴訟を提起できることについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	332	その他	都道府県	群馬県	総務省	B 地方に対する規制緩和	政治資金規正法第20条第4項、第20条の2第2項	政治資金収支報告書のインターネットでの提出は、法定発注事務の処理基準において、3年ネット公表の公表期間の制限撤廃	政治資金規正法に定める収支報告書のインターネットでの提出は、法定発注事務の処理基準において、3年ネット公表の公表期間の制限を撤廃すべき。	①本県では収支報告書の文書保存期間を5年とし、閲覧期間の3年を超えるものについての公開は、公文書開示請求により対応している。 ○平成22年度請求件数(請求対象団体数) 34団体分 ○平成23年度請求件数(請求対象団体数) 7団体分 ○平成24年度請求件数(請求対象団体数) 3団体分 ○平成25年度請求件数(請求対象団体数) 請求なし ※複数の団体の閲覧等請求の場合もあり、請求ベースでは件数は上記より減少する。 ②インターネットによる提出期限を文書保存期間と合わせることで、情報の透明性向上と公開手続きの簡素化、利便性向上につながる。 ③政治活動の透明性の確保の観点から、政治団体の活動内容を国民の監視下におくということは政治資金規正法の立法趣旨にもかなうものである。 ④事務上の支障を考慮しても、長期間にわたって収支報告書を公表することで得られる利益は大きく、かつ、法解釈の変更によって容易に達成できる事項である。 ⑤都道府県の判断で可能な限り公表しおけるよう、制限(法解釈上の取扱い)を撤廃された。	
26年	66	その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2第4項	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	地方自治法において、広域連合が国に移譲を要請することができる事務は、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、同法の規定を改正し、「当該広域連合の事務に密接に関連する」を削除し、幅広い事務の移譲を要請できる仕組みの構築を求める。	関西広域連合は、関西2府5県における広域行政を担う責任主体として平成22年12月に設立された。設立から3年以上が経過し、7つの広域事務を始めとした課題に、構成団体が一丸となって取り組んできた。 今後更なる広域行政に取り組むため、直轄道路、河川の管理権限の移譲など、国が実施している様々な事務・権限について移譲を求めようとしている。 しかし、当該規定により移譲を求めることができる事務は、関西広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されることから、地方自治法に基づく国への事務移譲の要請ができない。	
26年	831	その他	都道府県	兵庫県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2第4項	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	地方自治法において、広域連合が国に移譲を要請することができる事務は、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、同法の規定を改正し、「当該広域連合の事務に密接に関連する」を削除し、幅広い事務の移譲を要請できる仕組みの構築を求める。	関西広域連合は、関西2府5県における広域行政を担う責任主体として平成22年12月に設立された。設立から3年以上が経過し、7つの広域事務を始めとした課題に、構成団体が一丸となって取り組んできた。 今後更なる広域行政に取り組むため、直轄道路、河川の管理権限の移譲など、国が実施している様々な事務・権限について移譲を求めようとしている。 しかし、当該規定により移譲を求めることができる事務は、関西広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されることから、地方自治法に基づく国への事務移譲の要請ができない。	
26年	67	その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の3第2項	広域連合の規約変更手続きの弾力化	地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあたっては、総務大臣許可を要するが、同法の規定を改正し、協議を廃止し報告にかえるなど規約変更手続きを弾力化することを求める。	規約変更を行う場合、総務大臣の許可が必要となるが、総務大臣許可の際には関係行政機関の長への協議が必要となっている。 当該協議には相当の期間を要し、その間、広域連合が処理する広域行政課題への的確かつ迅速な対応に支障が生じるおそれがあるため、協議を廃止し報告にかえるなど、規約変更手続きを弾力化し必要がある。	
26年	832	その他	都道府県	兵庫県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の3第2項	広域連合の規約変更手続きの弾力化	地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあたっては、総務大臣許可を要するが、同法の規定を改正し、協議を廃止し報告にかえるなど規約変更手続きを弾力化することを求める。	規約変更を行う場合、総務大臣の許可が必要となるが、総務大臣許可の際には関係行政機関の長への協議が必要となっている。 当該協議には相当の期間を要し、その間、広域連合が処理する広域行政課題への的確かつ迅速な対応に支障が生じるおそれがあるため、協議を廃止し報告にかえるなど、規約変更手続きを弾力化し必要がある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	320	その他	一般市	萩市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第96条第1項第13号	自動車事故の損害賠償金額が一定額以下のものに関する議会の議決事項の例外化	議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第13号「法律上その職務に属する損害賠償の額を定めること」の規定に、自動車事故に係る損害賠償事件について、損害賠償金額が一定額以下のものを議決事項から除外する法改正	地方自治法第96条第1項第13号の規定により、普通地方公共団体が、国家賠償法、民法等により損害賠償の義務を負う場合、その損害賠償の額の決定については、すべての事案について議会の議決を得ることとされているが、自動車事故に係る損害賠償の額については、自賠責保険基準、裁判・弁護士基準等により算定され、市が恣意的に決定することは困難である。また、実際に業務上で発生する自動車事故による損害賠償事案は、金額が少額のものの方が大部分であることから、自動車事故に係る損害賠償額を定めることについては、一定の金額以下のもは議決対象から除外する措置をお願いしたい。	
26年	564	その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第96条第1項第12号	支払督促への異議申立てによる訴訟の提起に係る議会の議決事項の例外化	民事訴訟法第395条規定の支払督促への異議申立てによる訴訟の提起については、議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第12号の例外とし、首長が行えることとする。	訴訟の提起は、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決事項となっている。一方、民事訴訟法第395条でも、債権者の申立てに基づき裁判官が支払督促を督促する支払督促に対し、債務者から異議の申立てが行われた場合、支払督促の申立て時に遡って訴訟の提起があったものとみなされ、「支払督促」から「訴訟」へ移行する。これに伴い、裁判所の指定期限(訴訟移行後1ヶ月半程度)までに、議会の議決又は地方自治法に基づく知事専決の手続きを経た上で訴訟手数料を納付することが必要となる。ところが、議会開会中は法179条による専決処分を行うことができます、あらかじめ法180条に基づく指定期限を受けない団体では、議決日以前に指定期限が経過し、訴訟が却下される事案の発生が懸念される。支払督促は、請求が金銭債権やその代替物に限られ、異議申立てによる訴訟は自治体の債権実現の手段としてその是非を判断する余地はないと思われることから、議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第12号の例外とし、首長が行えることとする。なお本県において、支払督促への異議申立てによる訴訟が議会の委任による専決処分事項となっていない理由(地方自治法第180条に基づく指定期限を受けない理由)は次の通りです。 ① 議会の委任による専決処分事項の指定の提案権は議員に専属し、地方自治体の長には提案権がないこと ② 異議申立てによる訴訟提起の事案が少なかったこと	
26年	706	その他	都道府県	鹿児島県	総務省	A 権限移譲	地方自治法第94条の5	新たに生じた土地の告示事務の権限移譲	地方自治法では、市町村の区域内に新たに土地が生じたとき、市町村長はこれを確認し、都道府県知事に届出を行い、都道府県知事は直ちにこれを告示しなければならない。この事務については、全国的に特例条例による権限移譲が進んでおり、また、告示の迅速化、手続の簡素化の観点から市町村へ権限移譲を行うべきである。	地方自治法に基づき、市町村の区域内に新たに土地が生じたときは、市町村長はこれを確認し、都道府県知事に届出を行い、都道府県知事は直ちにこれを告示しなければならない。この事務については、全国的に特例条例による権限移譲が進んでおり、また、告示の迅速化、手続の簡素化の観点から市町村へ権限移譲を行うべきである。 事務の実績 平成22年度:5市町村において14件 平成23年度:1市町村において1件 平成24年度:5市町村において15件	
26年	147	その他	都道府県	鳥取県、京都府	総務省	A 権限移譲	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条 無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分の届出受理権限の移譲	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条(補足事項)に定める移動通信用鉄塔施設・設備の財産処分の届出の受理権限を都道府県に移譲する。	当該補助金の財産処分の届出の内容は、移動通信サービス対象地域の拡大や、通信の高速化により地域住民等利用者の利便性向上を図るための機器更新に係る財産処分の届出がほとんどで、技術的なチェックを要しないものである。 しかしながら現在は、財産処分に係る届出先が総務省とされているため、都道府県を経由する必要がある。都道府県への申請から総務省の届出受理までに概ね2週間程度の時間を要しており、結果として利用者の利便性向上に時間を要している。(総務省からの届出受理連絡を待って、その旨市町村に通知している) については、届出の受理権限を都道府県に移譲し、申請者(市町村)及び都道府県並びに総務省における事務手続きの簡素化を図り、事務処理期間の短縮、ひいては利用者の利便性向上を図る必要がある。	4【総務省】 (3) 移動通信用鉄塔施設整備事業 財産処分の届出受理権限については、都道府県及び市町村の意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で、権限移譲の対象とする財産処分の範囲等の検討を進め、平成27年中に結論を得る。
26年	351	その他	都道府県	徳島県、京都府、兵庫県、鳥取県	総務省	A 権限移譲	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分の届出の移譲	移動通信用鉄塔施設・設備の財産処分の承認権限を都道府県に移譲する。	補助金の交付を受けて整備された移動通信用鉄塔について、事業者が利便性向上のための機器更新を行う場合、処分許可年限未了のものは、財産処分の届出が必要となる。鉄塔・鉄柱本体は処分制限期間が40年と長い。通信事業者は鉄塔・鉄柱本体を利用して、MOVAからFOMA、LTEへと時代のニーズに応じて無線通信設備の機能・エリアの拡張や変更を急速に進めており、その都度、国への届出が必要となっている状況にある。通信事業者によっては、毎年、何十件も機器更新を行う場合があり、都道府県を経由して、その都道府県への届出が必要となる。鉄塔に関する機器更新の届出については、権限を都道府県におろすことで、住民の利便性向上やエリア拡大を迅速かつ効率的に行うことが可能となる。(他の国の補助事業の財産処分の場合とは、処分の性質を異にする)もちろん、鉄塔本体の処分のような重大な資産の財産処分については、これまでどおり届出が必要とすべきであると考えます。 権限委譲に伴う期間の短縮について、都道府県に権限を委譲することにより、全体で1ヶ月以上の期間がかついていたものが、約2週間以上の期間短縮が可能となる。	【再掲】 4【総務省】 (3) 移動通信用鉄塔施設整備事業 財産処分の届出受理権限については、都道府県及び市町村の意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で、権限移譲の対象とする財産処分の範囲等の検討を進め、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	201	その他	一般市	花巻市	総務省	B 地方に対する規制緩和	定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総務省第39号総務事務次官通知)	定住自立圏構想推進要綱に定める「中心市」の要件	定住自立圏構想における「中心市」の要件として昼夜間人口比率等が定められているが、当該要件を満たさない市であっても、中心市宣言を実施しようとする団体については、中心市として位置づけを可能とする。	定住自立圏構想推進要綱は、中心市と近隣市町村が自らの意思で協定を締結し、形成される圏域ごとの「集約とネットワーク」の考え方に基づき、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的としている。 中心地の要件には、①人口が5万人程度(少なくとも4万人を超えていること。)、②昼夜間人口比率が1以上、③隣市町村に対する特例措置等が規定されているが、夜間人口に対する昼間人口が1人で少ない場合には、中心市として要件を欠くこととなり、本制度を活用した住民の居住確保対策や地域の魅力向上対策が展開できない現状である。 そこで、人口要件と同様に昼夜間人口比率についても要件を特例で持たせ、「昼間人口を夜間人口で除して得た数字が1以上又は概ね1程度」とすることによって中心市宣言をしようとする市の後押しをすることが必要である。 本市の具体的な現状は、別紙のとおり	6【総務省】 定住自立圏構想推進要綱 定住自立圏構想における中心市の要件については、連携中枢都市圏構想における連携中枢都市の要件も参考に検討を進め、平成27年度中に結論を得る。
26年	298	その他	都道府県	福島県	内閣官房、総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第5項及び第8項	国民保護計画の変更に係る内閣総理大臣への協議の廃止	都道府県が国民保護計画を作成、変更する際は、あらかじめ総務大臣を経由して内閣総理大臣への協議が義務付けられているが、この協議を廃止する。	【根拠条文】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第5項 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。 【提案事項・支障事例】 各都道府県の国民保護計画を変更する際、現状では、総務大臣・内閣総理大臣への協議(年に1度の閣議決定)を経ることされており、その変更作業は内閣府から示されるスケジュールに沿って進めることとなっている。 年に一度の閣議決定に間に合わない変更内容は、計画に具備することができず、次の閣議決定まで変更することができないため、適宜時期を捉えた変更が困難な場合がある。 このことから、県民の生命、身体及び財産を保護するための計画の変更を迅速に決定できるよう、協議を不要とした。 なお、同じく県民の生命、身体及び財産を保護する目的で策定している地域防災計画は、平成23年度に第1次一括法により内閣府総理大臣への協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣等への協議を不要とし、速やかな策定・変更を行うことができるようにしていただきたい。	6【総務省】 (9) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法112)(内閣官房と共管) 都道府県知事が都道府県の国民の保護に関する計画を変更するときに行う内閣総理大臣への協議(34条5項及び8項)については、年に複数回、協議の機会を設けると、都道府県が当該計画を適時に見直すことができるよう対応する。
26年	614	その他	都道府県	長崎県	総務省	B 地方に対する規制緩和	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第1条第1項	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例の拡大	現在定められている後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例対象地の指定を無くす。	【支障事例】 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例の適用地域は事業によって条件が付され、治山施設及び地すべり防止施設の工事に際しては、一級河川または二級河川の流域におけるものに係る補助事業のみが対象となっている。しかし、離島半島を多く抱え海岸に面した集落の保全が大半を占める本県では、施工箇所によっては対象とならない事業が大半となるため、その特例の対象を地域全体に広げることができないが、本県では平成24年度に92箇所での治山事業を実施したが46箇所が対象となったものの残りの半分に当たる46箇所については対象外となった。対象外となった46箇所の内訳は本土2箇所、半島18箇所、離島部26箇所となっており、半島・離島部を多く抱える本県においては折角の特例措置も十分に活用できていない状況である。 【現況】 H24年度の事業実績は別紙のとおり。	
26年	680	その他	指定都市	横浜市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方財政法第5条第5項	地方債対象事業の拡充	民間事業者による公共施設整備(株式会社による保育所整備など)補助に要する経費、公共施設の維持補修に要する経費、基本設計等の建設に係る事務的経費等への起債充当を可能とすること	横浜市では、施策推進と財政健全性のバランスをとりながら地方債を活用しているが、地方債は地方財政法により充当対象の制限があり、地方債の対象となる新規の施設整備から対象とならない保全への移行、扶助費の増加等による所要一般財源が増加している中では、今後、予算全体の収支を合わせるための財源が確保できない状況が生じかねない。地方が自主的・自律的に地方債発行総額を決定するにあたり、充当対象事業の選択を増やすことが必要。 保育所待機児童ゼロに向け、株式会社の手入を進める等の取組を行っているが、他団体への補助に限定されており、株式会社に対する補助には地方債を充当できないため、財源の確保が困難となる恐れがある。(例:保育所整備 27件 約7億円(26年度予算・一般財源ベース)、その他小規模多機能型居宅介護事業所、グループホームも株式会社で整備している例あり(26年度予算は全額国費又は県費だが、今後市費負担が発生する可能性あり)) 公共施設の長寿命化に資する大規模修繕は起債対象だが、それ以外の維持補修費についても施設を耐用年数まで活用するために必要な経費であり、平準化により安定的な財政運営が可能となる。(公共施設の保全費計 約912億円(26年度予算・一般財源ベース)) その他、基本設計など建設に係る事務的経費等についても、地方債の対象として拡充することにより、自主的かつ安定的な財政運営が可能となる。(例:施設等整備費1,835億円に対し、基本設計約15億円等(26年度予算・一般財源ベース))	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	813	その他	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県	総務省、内閣府	B 地方に対する規制緩和	官報及び法令全書に関する内閣府令第1条 地方自治事項の官報掲載事項の掲載廃止	地方自治事項の官報掲載業務を廃止すること。 【支障事例】 官報掲載事項については、総務省あて紙原稿で3部送付することとなっている。特に人事異動については、国の行政機関等に係る職員と併せて官報に掲載されるため、発令日から1週間以内に原稿送付をしなければ掲載されないなど、事務処理上時間の制約がある。 【改正の必要性】 官報掲載事項については、東公報に掲載することで、住民等関係者への周知は行えるものであり、HPで全国どこからでも原公報閲覧が可能となっている現在においては、官報に掲載する意義は薄い。従って、事務の効率化の観点から、官報掲載事項の掲載廃止(義務付けの廃止)を提案する。 【調整結果】 H23:6件、H24:9件、H25:4件(いずれも選挙結果及び人事異動)	6【総務省】 (12)「地方自治事項」の官報掲載(内閣府と共管)[再掲] 「地方自治事項」の官報掲載については、地方公共団体に官報掲載義務がないことを改めて明確化する。 【措置済み(平成26年8月6日付総務省大臣官房総務課通知)】		
26年	833	その他	一般市	三鷹市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る市町村の窓口業務に 住民基本台帳関係事務等に関する民間事業者への委託が可能な範囲について、平成20年9月9日付総務省自治行政局市町村課事務連絡「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」(法務省関係)平成25年3月28日付法務省民一第317号「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(通知)」	住民票の写し等の交付請求に対する交付・不交付の決定や請求等に関する審査以外の業務については、「市町村の適正な管理下」にあれば民間事業者が行うことができることとされている。また、戸籍謄抄本の交付請求や戸籍の届出に際して事実上の行為又は補助的行為については市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制であれば民間事業者がその業務を行うことができることとされている。ICTの活用を含めて本庁舎の市民課職員と連携し適正な管理下又は臨機適切な対応ができる体制があれば、必ずしも同一施設内に市職員が常駐しない場合でも業務の委託をすることができるようにしていただきたい。	本市においても市政窓口において業務委託を実施しているが、ICTの活用を含めて職員が(遠隔)で適正な指示を行うことにより、職員が常駐する場合と同様に、不測の事態等に際しても臨機適切な対応が可能と考える。	6【総務省】 (6)住民基本台帳法(昭42法81) 住民基本台帳関係事務に係る市町村の窓口業務を民間事業者へ委託する場合については、民間事業者の従業員の事務処理に目が届く状態で管理する措置や、異例・困難な事案が生じたときに市町村職員自らが事務を掌握し、処理する措置など、「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に民間事業者に委託することができる業務の範囲について」(平成20総務省自治行政局市町村課等)における措置と同様の措置が常に実現されるような仕組みが構築されるのであれば、必ずしも同一施設内に市町村職員が常駐しない場合であっても業務委託は可能であり、その旨を市町村に周知する。	
26年	834	その他	一般市	三鷹市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る市町村の窓口業務に 住民基本台帳関係事務等に関する民間事業者への委託が可能な範囲について、平成20年9月9日付総務省自治行政局市町村課事務連絡「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」(法務省関係)平成25年3月28日付法務省民一第317号「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(通知)」	住民票の写しや戸籍等抄本などの証明書等の交付については、本人等が取得する場合には、交付・不交付の決定や請求内容等の審査においても困難でないと考えられるため、証明書等の交付において交付・不交付の決定や請求内容の審査を民間事業者が行うことができるようにしていただきたい。	証明書等の交付については、自動交付機やコンビニ交付も普及している状況である。 異例ないし困難な事例については、職員が決定や審査を行うこととし、平易な事案については委託することが可能と考える。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	835	その他	一般市	三鷹市	総務省	B 地方に対する規制緩和	平成20年3月31日付総行市第75号、総行自第38号、総行企第34号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村に窓口業務に関して民間事業者へ委託することができる範囲について」	住民基本台帳関係事務における委託事業者によるコミュニケーションサーバ端末の操作に係る規制緩和	民間事業者が住民基本台帳事務に関してコミュニケーションサーバ端末の操作は認められないとされているが、民間事業者による操作も可能としていただきたい。	住民基本台帳カードを利用した証明書等のコンビニ交付の普及などにより、現在、住民基本台帳カードの利用が伸びている。住民基本台帳カードの継続利用やコンビニ交付等の手続は住民異動の手続に伴って申請されることが多く、窓口業務の委託を行っている市政窓口等の施設においては、コミュニケーションサーバ端末(以下「OS端末」という。)の操作を職員が行わなければならないことから、手続に来られた市民をお待たせすることにもつながりかねない状況となっている。セキュリティに関しても平成26年5月以降は、全国の自治体においてOS端末の生体認証が導入されるなど、操作ログも適正に管理されている。OS端末の操作を委託事業者においても使用可能とすることで、住民サービスの向上や内部事務の効率化につながるものと考えている。	
26年	950	その他	知事会	中国地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条に準じた条項の追加)	地方公共団体に おける複数落札入 札制度による調達 の可能化	地方公共団体が需要量の多い物品等又は特定役務の調達を行う場合に、複数落札入札制度による調達ができるようになる。	本県流域下水道から発生する下水汚泥については、収集運搬及び処分を民間事業者への業務委託(特定調達契約)により実施している。当該業務については、その需要量が年間約14,500t(約55t/日)と多く、また毎日発生する下水汚泥を継続的かつ安定的にリスク分散を図りながら処分する必要がある。しかし、県内事業者については、その処理能力が5t~10t/日程度しかなく、県内事業者のみで全量を処分することができない。また、県外事業者については、処理能力は35t/日以上あるが、県内事業者より約1割程度処分費が高く、処分費用の抑制という観点から課題がある。このことから、1割ではなく複数の事業者がそれぞれの処理能力に応じて発注でき、かつできるだけ処分費用が抑制できる入札制度として複数落札入札制度が適切と考えている。しかし、国が特定調達を行う際には認められている複数落札入札制度が地方公共団体では認められていないことから、やむを得ず通常の一般競争入札により処分方法ごとに分割して業務委託を発注しており、事務量も多くなっている。以上より、地方公共団体においても複数落札入札制度が実施できるよう、政令の改正を求めるものである。なお、複数落札入札制度の実施が可能となった場合、入札件数を現在の5件から2件にまとめることができ、入札に要する事務の効率化を大幅に図ることができる。	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) 地方公共団体の調達における複数落札入札制度については、国における複数落札入札方式による調達の実施や、地方公共団体の意見を踏まえて検討を進め、平成27年度中に導入する。
26年	57	土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	総務省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止	県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされているが、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改める。	【現状】 過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議をするものとする」と定められている。 【支障事例】 自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することになるため、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられている。 【制度改正の必要性】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。 【求める措置内容】 については、地方の主体性を尊重し、国の関与を見直し、手続の簡素化を図るべく、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は廃止すべきである。なお、過疎地域自立促進特別法と同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき「山村振興基本方針」に関する国への協議はすでに廃止されている。	6【総務省】 (8)過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(農林水産省及び国土交通省と共管) 都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議については、その迅速化を図るため、事前協議と正式協議の手続の一本化について検討を進め、平成27年中に結論を得る。
26年	227	土地利用(農地除く)	都道府県	宮城県	総務省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項、第7項 平成22年12月22日付け総行通第145号、22年度第1730号、国都地第71号	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化	過疎地域自立促進市町村計画の変更に関する協議は、協議から提出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の見直しに伴い、おおむね毎年変更の手続きを行っている。この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。一方で文言の修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないものとしている。そこで、都道府県への協議が必要なもののうち、事業の中止又は大幅な事業量の減については、予算の増額が伴うものではなく、市町村が主体的に判断することが可能であり、仮に規制緩和がなれば、変更後の計画への提出のみとなることも、進捗なく事務を実施することは可能であると思われるため、市町村の事務量を削減するために軽微な変更として取り扱い、変更の手続きを協議から提出のみとするように求めるもの。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	243	農地・農業	都道府県	広島県	農林水産省、国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基金整備の促進に関する法律第4条第5項	農林業等活性化基金整備計画の作成・変更する場合は、農林業等活性化基金の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基金整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	【制度改正の必要性】 農林業等活性化基金整備計画の作成・変更にあたっては都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基金整備促進事業の実施に関する事項と計画の一部であり、本法自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生かすことによる農林業その他の事業の振興を図ることを目的とされている。市町村の基金整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。 【懸念の解消】 本法令による義務付けによる調整以外での調整を行っていることとあり、本法令による義務付けの必要性がないと考える。	6【総務省】 (7)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基金整備の促進に関する法律(平5法72)「農林水産省及び国土交通省と共管」 特定農山村地域である市町村が作成又は変更する農林業等活性化基金整備計画に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条8項)については、当該計画の内容のうち、農林水産省等が推進する事項(2条3項3号)に係る事項以外の事項に関しては、同意を要しない協議とする。
26年	326	その他	都道府県	大分県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方財政法第5条の3	地方債協議制度から届出制度への移行	現在、実質公債費比率が18%以上の団体は許可団体、18%未満の団体は協議団体、16%未満の団体は届出団体(=協議不要団体)となり、民間資金の借入れに当たっては協議をすることを要しないとされている。地方、公的資金については、届出制度の対象外であり、協議制度が残されている。今年度は届出制度導入3年目に当たることから、届出制度をさらに拡大し、①公的資金についても、届出制度の対象とするとともに、②届出団体の要件を16%未満から18%未満まで拡大することを求める。	【改正の必要性】 協議不要団体が9割を超えているものの、届出実施団体が2割に達していない現状を考慮すると、地方分権の推進の観点から届出制度をさらに定着させるための制度の拡充が必要である。 ①届出実施団体が増加していない理由の一つとして、総務省や都道府県への協議・届出の時期やその事務手続きが異なるため、結果として二重の手間が必要となる点が挙げられる。公的資金にも届出制度を導入することで、事務の軽減が図られる。なお、公的資金については、財政融資資金確保のため、財務省で事前に毎月の借入額を把握する必要があるが、公的資金を協議制度から届出制度に移した場合でも、別途借入れ希望調査を実施して必要な情報を補うことで、「地方債発行タイミングの自由度の拡大」という届出制度のメリットは維持できる。 ②また、実質公債費比率が18%と16%という種か2%の幅を挟んで3つの制度に分かれているが、特に本県のように、16%前後の団体については、毎年度協議と届出で区分が変わることがあり、決算数値が確定するまでは届出が協議が決まらず、事務的な障が大きい。18%と16%で財政健全化の状態が大きく異なることは考えられず、18%に一本化し、区分の簡素化を図るべきである。 (現行) 民間資金 16%未満=届出、18%未満=協議、18%以上=許可 公的資金 18%未満=協議、18%以上=許可 (見直し案) 民間+公的資金 18%未満=届出、18%以上=許可	6【総務省】 (3)地方財政法(昭23法109) 地方債の発行に関する国の関与の在り方(5条の3等)については、地方公共団体、市場関係者等の意見を踏まえ、地方債の信用維持等の観点に留意しつつ、届出制度の対象範囲等について検討を進め、平成27年度中に結論を得る。
26年	565	その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第17条、第18条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の制定)	地方公共団体と民間企業との間の交流促進及び交流採用の可能化	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	国では、平成12年3月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業の双方の人事交流システムが整備されている。この人事交流は、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を自らの従業員として雇用する「交流派遣」と、国が期間を定めて民間企業の従業員を補助の国家公務員として採用する「交流採用」から成っており、交流する者は、期間中、それぞれ交流先に採用され、期間終了後は派遣元の業務に復帰する仕組みとなっている。こうした透明性・公開性が確保された公正な手続きのもと、公務の公正な運営を確保しつつ、国の機関と民間企業との人事交流を通じて、相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能な制度となっている。 一方、地方公共団体については、官民人事交流法のような制度がなく、地方公務員法の範囲内での任用とせざるを得ず、それゆえ、企業との雇用関係を維持したまま自治体に任用することが不可能となっており、民間企業の従業員を、身分の安定や守秘義務を担保した上で権限を行使する業務に公事させることができない。また、地方公務員の身分を有したまま民間企業に雇用されることもない。こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、地方公共団体においても、地方公務員法の改正や、また、地方公務員法によらずに任用できるような抜本的な見直しである、官民人事交流法と同様の制度を創設することが必要である。	
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	A 権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に關し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべきエネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。これらの取り組みにより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取り組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況を把握することができないため対象を重点化する必要があります。また、指導・助言する権限がないため、取組の成果が限定されている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で進めているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	4【総務省】 (1)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業所等)が一都道府県の区域内のみにあるものに限る。に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	260	消防・防災・安全	指定都市	相模原市、浜松市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲	現行、自衛隊への派遣要請は都道府県が行うこととされているが、災害現場の状況を直接知りうる基礎自治体であり、かつ、都道府県と同等の規模能力を有する指定都市へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 近年のゲリラ豪雨など、局地的、即時的な自然災害が増加している状況を踏まえると、人命が脅かされる災害が発生し、それが市町村の対応能力を超えることが明白になった場合、広域調整を要し、災害現場の状況を知りうる市町村がいち早く災害派遣要請を行うことができるよう、自衛隊法を改正すべきであると考えられる。 それを基本としながら、以下の考え方により、まずは指定都市にその権限を移譲する必要があると考えられる。 指定都市は基礎自治体である一方で、道府県と同等の権限を有していること。 日ごろから、訓練等を通じ、自衛隊、警察、医療機関等との情報の共有や連携を円滑に遂行できる環境を整えていること。 指定都市には、道府県による出先機関などの行政支援機能がほとんど置かれておらず、また、土木事業をはじめ、災害時の対応につながる事業についても、指定都市がその多くを行っていることから、道府県が指定都市の状況を把握し難い状況にあると考えられること。	
26年	430	消防・防災・安全	中核市	郡山市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	浸水被害による住民の孤立化、大雪における道路の除雪などの地域のみが直接的に把握できる被害に限定し、市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるよう権限を付与し、都道府県へ事後報告とする。	【提案事項・制度改正の必要性】 自衛隊法第83条第1項に「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のために必要がある場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。」と示されている都道府県知事の自衛隊への災害派遣の要請権限について、浸水被害による住民の孤立化、大雪による災害において道路の除雪等を速やかに行う場合などに限定し、災害救助活動をより迅速かつ的確に行うため、地域の被災状況を最も把握し、警察、消防等関係機関との連携により、市民の生命、身体及び財産を守る被災市から直接、自衛隊の派遣を要請できるよう権限を移譲すること提案する。 詳細については別紙あり。	
26年	628	消防・防災・安全	都道府県	長崎県	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	自衛隊に対する災害派遣の要請手続きの都道府県知事から市町村長への権限移譲	自衛隊への災害派遣の要請手続きを、都道府県知事から直接市町村長まで拡大する権限移譲	【支障・制度改正の必要性】 現状では、自衛隊法第83条第1条により、災害発生後、人命・財産の保護のために必要がある場合、市町村長が都道府県知事に依頼し、自衛隊への災害派遣要請をすることが原則となっている。しかしながら、市町村合併も進展し、区域が広域化するとともに、災害の種類の多様化、大型化している中で、より迅速に効率的に対応するためには、市町村長の権限として、直接災害派遣要請ができることが求められようとする。 台風や大雨などの風水害はある程度の予測・準備の対応は可能であるが、地震や大規模な事故などの対応は特に緊急性を要するので、避難勧告、避難指示の権限を有する市町村長の判断のバックボーンとなるものとする。 市町村長へ権限を拡大しても、同時に都道府県知事への通知や報告を行うことで、都道府県の応援や協力体制も可能になるものとする。	
26年	683	消防・防災・安全	指定都市	横浜市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条 災害対策基本法第68条の2	自衛隊の災害派遣要請権限の市長への移譲	市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようとし、派遣要請は都道府県に事後報告することとする。	【制度改正の必要性】 大規模災害発生時には、72時間以内の人命救助に象徴されるように、迅速な応急対策が求められる。 【制度改正による効果】 事態を最も把握している現場の被災市の長である市長から、取りまとめ役の県を経由することなく、直接、自衛隊に対して災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大規模災害発生時の通知事務の効率化や迅速な派遣要請の実施につながり、住民の生命を守るための救助活動等も、より迅速な対応となることが見込まれる。 【懸念の解決策】 なお、本提案は、災害対策法の前提である「地方公共団体による広域的な対応を行っても解決できない場合」を崩しておらず、要請をするときは、既に地方公共団体では対応できない状況で、迅速性や事務の効率化を最優先に考えるべきであることから、都道府県知事のみが災害派遣要請を行う合理的な理由はない。また「要請が集中する」との懸念については、そのような状態は甚大な被害が想定される災害であり、権限移譲による弊害ではなく、むしろ画において情報収集が遅くなる要因となるのではない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	697	土木・建築	都道府県	大阪府	内閣府、総務省、国土交通省	A 権限移譲	地方交付税法第10条(普通交付税額の算定)、第11条(基準財政需要額の算定方法)等	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄国道の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとされていること。 移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置額と、現在の維持管理に関する所要額との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。	【現状】 「事務・権限移譲の移譲等に関する見直し方針について」(H25.12.20閣議決定)に基づく、権限移譲における移管路線の維持管理費に対する財源措置については、全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見」にて言及しているように、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、維持管理に要する費用について歳入歳出面にわたって適切かつ明確な財政措置を講じること、事業費に応じた交付税措置を講ずることにより、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うことを求めていること。 【支障事例】 移管路線の維持管理に関する措置額は、既管理路線の維持管理にも影響を及ぼすこととなるが、現行の交付税措置では、全国一律の算定方法により基準財政需要額を算出しており、大阪府下の対象路線においては、交通量も多く、都市部の特殊性等から、従前の管理水準を確保するための所要額が措置されない可能性がある。 【制度改正の必要性等】 まずは、閣議決定に基づく交付税措置に関し、維持管理に関する所要額が確保されていることを判断するため、移管路線における、現状の維持管理に係る費用の提示を受ける必要がある。	
26年	806	その他	都道府県	兵庫県、徳島県	総務省	A 権限移譲	地域経済循環創造事業交付金交付要綱	地域経済循環創造事業交付金の交付申請事務の見直し	当該交付金については、直接総務省に申請を行っているが、都道府県を経由することし、交付決定に当たり、優先順位を求めるなど都道府県意見を反映させること。	【現行】 地域経済循環創造事業交付金では、交付対象は都道府県、市町村とされており、両者ともに交付申請にあたっては、直接総務省に提出することとされている。 【支障事例】 現在、各都道府県では、交付決定後に総務省から応募事業の総括表を提出することが求められているため、市町が総務省に申請後に、市町から申請書の写しを入手しているが、煩雑な作業となっている。 また、当事業を広域的観点から効果的に実施するためにも、都道府県が市町村の補完をすることが不可欠である。 【改正による効果】 交付申請の段階で都道府県を経由させ、地域の現状を把握している各都道府県において、申請事業に意見や優先順位等を付すことにより、より効果的な事業実施が可能となる。 【要綱への反映】 具体的には、交付要綱の「第7 交付申請」において、市町村は都道府県を通じて交付申請書を大臣に提出すること、都道府県は、市町村から提出された交付申請書について、本事業の趣旨に添ったものであるか審査することを規定することが必要である。	4【総務省】 (5)地域経済循環創造事業交付金 市町村と都道府県の連携強化の観点から、都道府県が市町村の応募事業に助言を行うなど、市町村と積極的に情報の共有を図ることを明確化し、地方公共団体に周知する。
26年	893	その他	都道府県	埼玉県	総務省	A 権限移譲	地域経済循環創造事業交付金交付要綱	地域経済循環創造事業交付金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域経済循環創造事業交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 地域資源や地域特性を活かす事業を展開するためには、情報を把握している県が行うことが望ましい。	【再掲】 4【総務省】 (5)地域経済循環創造事業交付金 市町村と都道府県の連携強化の観点から、都道府県が市町村の応募事業に助言を行うなど、市町村と積極的に情報の共有を図ることを明確化し、地方公共団体に周知する。
26年	892	その他	都道府県	埼玉県	総務省	A 権限移譲	過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱	過疎地域等自立活性化推進交付金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち過疎地域等自立活性化推進交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 地域資源や地域特性を活かす事業を展開するためには、情報を把握している県が行うことが望ましい。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	894	その他	都道府県	埼玉県	総務省(消防庁)	A 権限移譲	消防組織法第42条第2項 緊急消防援助隊設備整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲	緊急消防援助隊設備整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち緊急消防援助隊設備整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。【地方移管を求める理由】 消防組織法で県が所掌する事務とされている「消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項」に密接に関連するが、交付先を県が選定できないため、県が把握している地域の実情を反映できない。	
26年	895	その他	都道府県	埼玉県	総務省(消防庁)	A 権限移譲	消防組織法第42条第3項 消防施設強化促進法 消防施設整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲	消防施設整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち消防施設整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。【地方移管を求める理由】 消防組織法で県が所掌する事務とされている「消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項」に該当するが、交付先を県が選定できないため、県が把握している地域の実情を反映できない。	
26年	896	その他	都道府県	埼玉県	総務省	A 権限移譲	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	無線システム普及支援事業費等補助金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち無線システム普及支援事業費等補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。【地方移管を求める理由】 県に対する情報提供が不十分であり、県内市町村の実情を反映できない。	4【総務省】 (4)無線システム普及支援事業 周波数有効利用促進事業については、市町村からの要請調査を行う際、都道府県が評価できることとし、その旨を地方公共団体に周知する。 また、民放ラジオ難聴解消支援事業については、市町村への補助に対する都道府県の主体的な関与を促進するよう、平成26年度中に必要な周知を行う。
26年	2	その他	都道府県	佐賀県	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省	A 権限移譲	出入国管理及び難民認定法第6条 関税法第15条の3 検疫法第4条 植物防疫法第6条、第8条 家畜伝染病予防法第38条、第40条	国際ビジネス機受入の際のCIQ業務の移譲	地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。	【支障】 CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機(運航申請が直前かつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない)の運航希望に対して空港のロット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。 【改正の必要性】 国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネスジェット環境の改善につながるものである。 【効果】 運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離着陸に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。 【懸念の解消策】 移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。	4【法務省】 (1)出入国管理及び難民認定法(昭26令319) 国際ビジネス機の入りに伴い、出入国の際に必要な税関・入国管理・検疫(CIQ)業務については、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。 また、今後、他の地方公共団体から同様の提案があった場合は、個々の空港の状況やCIQ職員の体制整備の状況を踏まえ、臨機応変な対応を行うことについて個別に検討する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	801	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 徳島県	厚生労働省、法務省	C A又はBに関連する見直し	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第2条第4号、第3条(出入国管理法及び難民認定法)	医師臨床修練制度(外国人医師、看護師など)に関する規制緩和等	【現行】 外国医師等が行う臨床修練は、医師、歯科医師、助産師等が対象とされているが、粒子線治療を行うために必要不可欠である「医学物理士」は対象となっていない。 【制度改正の必要性】 粒子線治療を行うためには、個々人の人材育成ではなく、治療を担うスタッフ全員を対象としたチームとしての人材育成が不可欠である。 その中で粒子線治療には大学院で物理を履修した「医学物理士」の存在が重要となるが現在の臨床修練制度ではこのような人材は対象となっていないことから、粒子線治療の普及・発展の観点からも制度の対象とすることは必要である。 また、現状の2年という臨床修練期間では、一連の技術習得には十分な期間が担保できない(日本人(大学院博士課程で物理を履修)の場合であってもその教育に2年はかかる)ことから、臨床修練期間の弾力的運用が必要である。 【別案】 粒子線医療は、医学物理士も含めたチーム医療で成立することから、臨床修練制度への位置付けが必要と考えるが、国家資格ではないという理由で「医学物理士」の臨床修練制度への位置付けが困難な場合は、出入国管理法及び難民認定法の別表第一の二に規定される在留資格「研修」の在留期間として「2年」を追加し、「外国人医師等臨床修練制度」と同期間の在留期間とすることで対応可能。		
26年	6	その他	一般市	新見市	法務省	A 権限移譲	不動産登記法第119条及び第120条、商業登記法第10条及び第12条	法務業務に係る各種証明書交付事務の権限移譲	不動産登記の登記事項証明書、地図の証明書や商業・法人登記の登記事項証明書、印鑑証明書などの交付事務について、市が直接行うことができるように権限移譲を要望する。	岡山地方法務局新見支局の廃止統合に伴い、各種証明書の交付申請について、本市利用者の利便性が大きく損なわれ、本市利用者の時間的・経済的負担が増加している。 また、法務局庁舎外の市役所庁舎などで、登記に関する証明書を取得することができる法務局窓口として「法務局証明サービスセンター」を設置し、「民間委託」により、各種証明書交付事務を行っている自治体もあるが、本市と同様の事務を「直接」行うことは、法により制限されている。本市が直接、各種証明書の交付を行うことにより、法務局支局の廃止統合前の新見地域での交付が可能となり、利用者の時間的・経済的負担が大幅に改善される。	4【法務省】 (2)不動産登記法(平16法123)及び商業登記法(昭38法125)不動産登記及び商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付事務(不動産登記法119条及び120条、商業登記法10条及び12条)については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法31)に基づく民間委託との関係や行政の効率化の観点から留意しつつ、登記所等が遠隔地に所在し利用が困難な地域の希望する市町村において、登記事項証明書等の交付を受けられるようにするなど、住民サービスを改善する方策について検討を進め、平成27年中に結論を得る。
26年	255	その他	一般市	鎌ヶ谷市	法務省	B 地方に対する規制緩和	戸籍法第10条第1項及び第3項 平成2年7月30日付法務省民2第3178号民事局第二課長回答「戸籍謄抄本の電話予約による平日時間外又は休祭日等の交付は認められない」	住民票取次所における戸籍謄抄本の交付の可能な	鎌ヶ谷市で実施している住民票取次所の交付に、戸籍謄抄本の交付を追加する。本市では、申請者からの電話予約により、住民票を民間商店や公民館等を取次所として配達し、市役所開庁時以外でも交付できるようにしています。しかし、戸籍謄抄本については、法務省からの通知(回答)により電話予約による交付ができません。市役所開庁時以外の休祭日及び混雑の取次所での戸籍謄抄本の交付を要望する市民も多く住民サービスの向上につながります。	鎌ヶ谷市は、千葉県北西部に位置し人口約10万人、面積約2千haで、支所、出張所(1カ所)が無く、住民サービスとして住民票の取次所での交付を実施しています。取次所では休祭日や夜間でも交付が可能です。民間取次所7カ所、公共8カ所、平成25年度実績753件。一方、戸籍謄抄本については、平日窓口と郵送請求のみ交付が可能で、電話予約による時間外や休祭日については法務省通知(回答)で交付不可であることを住民に説明しています。住民からの戸籍交付に関する問い合わせについては、1日に5件程度、月曜日は特に多く1日10件以上です。例として、パスポートの申請や婚姻届、転籍届などの添付書類、携帯電話の家族帳に使用するので戸籍交付の電話問合せがあり、仕事の関係で平日表示は困難であることから、身近な住民サービスである取次所の戸籍謄抄本の交付を要望されることが多々あります。戸籍謄抄本の電話予約受付手順としては、電話予約時に、申請人等の住所、氏名、生年月日、本籍地、電話番号、必要な理由(使用目的)を聞いて交付書類を取次所に配達します。本籍地に違いがある場合は、配達できない旨の連絡をしますが、本籍地に相違があることを伝えるだけで、法務省回答にある、本籍地を指示することや対象戸籍の有無については、電話連絡者へ回答することはありません。また、電話予約の対象を戸籍謄抄本のみとして、除籍、改製原戸籍、戸籍の附票(住所の遷歴)を交付対象外にすることから、個人の所在探索を助長する恐れはありません。	6【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (1)戸籍謄抄本の交付の請求(10条1項)については、申請時及び交付時に適切な本人確認が行われる体制等が確保されていると法務局が判断する場合に限り、オンラインやアットホームによる交付申請が可能であり、特定の市町村においてその取扱いが認められた場合は、その旨を他の市町村に周知する。
26年	433	その他	指定都市	神戸市	法務省	B 地方に対する規制緩和	戸籍法第1条、第3条、第4条 平成13年12月12日付法務省民第一第3047号札幌法務局長あて民事局長回答	戸籍の届出があった場合の証明書の発行禁止処理の撤廃	市町村は、法務局からの指導により、戸籍の届出があった場合、その内容が戸籍システムに反映されるまで、戸籍の証明書の発行禁止処理を行っている。これを見直し、届出を受領した「受領日」とし、処理を行った「受理日」を戸籍に記載し、効力は「受領日」に遡って発生することとする取り扱いにより発行禁止処理を撤廃するよう提案する。	【提案概要】市町村は、法務局からの指導により、戸籍の届出があった場合には、届出の内容が反映されていない証明書が発行されないよう、届出の内容が戸籍システムに反映されるまでの間、戸籍の証明書の発行禁止処理を行うことが求められている。そのため、開庁時間外の戸籍の届出については、職員が常駐していない限り証明書を発行することができないことから、コンビニエンスストアにおける交付も開庁時間内のみとせざるを得なくなる。したがって、開庁時間外にも戸籍の証明書を発行することができるよう処理基準を見直し、届出を受領した「受領日」とし、処理を行った「受理日」を戸籍に記載することにより、戸籍の受理は「受理日」とするが、効力は「受領日」に遡って発生することとする取り扱いを提案する。 なお、現在の処理基準の下でも、戸籍の届出を本籍地以外の市町村で受領する場合は、戸籍システムを操作できるのが本籍地市町村の職員のみであることから、受領の時点で発行禁止処理を行うことはできず、本籍地市町村に届出書類が転送され処理が行われた時点で、民法に基づき届出時点に遡って効力が発生するとされている。(本籍地市町村が受領市町村から書類の送付を受けた日を入力している)。 【支障事例】本市においてもコンビニ交付の導入を検討しているが、戸籍の証明については開庁時間しか発行できないとすれば、市民サービスの観点でコンビニ交付のメリットを活かされない。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
26年	833	その他	一般市	三鷹市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	(総務省関係)平成20年3月9日付総行市第75号、総行自第38号、総税企第54号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る市窓口業務の委託に係る規制緩和	住民票の写し等の交付請求に対する交付・不交付の決定や請求等に関する審査以外の業務については、「市町村の適正な管理下」にあれば民間事業者が行うことができることとされている。また、戸籍謄抄本の交付請求や戸籍の届出に関して「事実上の行為又は補助的行為」について「市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制であれば」民間事業者がその業務を行うことができることとされている。ICTの活用を含めて本庁舎の市民課職員と密に連携し「適正な管理下又は臨機適切な対応ができる体制」があれば、必ずしも同一施設内に市職員が常駐しない場合でも業務の委託をすることができるようにしていただきたい。	本市においても市政窓口において業務委託を実施しているが、ICTの活用を含めて職員が(遠隔)で適正な指示を行うことにより、職員が常駐する場合と同様に、不測の事態等に際しても臨機適切な対応が可能と考える。	6【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (2)戸籍事務の一部を民間業者に委託する場合において、不測の事態において市町村職員による臨機適切な対応を行うことができる体制等が確保されていると法務省が判断する場合に限り、必ずしも同一施設内に市町村職員が常駐しない形態での業務委託も可能であり、特定の市町村においてその取扱いが認められた場合は、その旨を他の市町村に周知する。	
26年	661	産業振興	指定都市	川崎市	法務省	B 地方に対する規制緩和	人権擁護委員法第6条	人権擁護委員の委嘱に関する事務権限の指定都市等への移譲	人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務権限全般について、法務省から指定都市及び希望する市町村へ移譲する。	【制度改正の経緯】 法務省は、平成25年に人権擁護委員の委嘱に関する事務権限全般について全国の地方自治体に一律・一斉に移譲する事務と整理した旨の見解を示した。一方、「全画一律」の移譲について、全国市長会が反対意見を表明し、第4次見直しの対象とはならなかった。 【支障事例】 法務大臣が委嘱することで、結果として保護司等が兼務する例が多くなるため、人権擁護委員の活動に専念しづらく支障をきたす事例が散見される。また、就任した委員が、各市町村への帰属意識を持ちづらい場合があるなど、市町村との円滑な連携に支障をきたしている。この点、法務省における平成25年の検討等の後も、依然として支障がある状況に変わりはない。 【制度改正の必要性】 事務権限全般について移譲を受けることで、市民に身近な基礎自治体において、地域の実情に即した活動を行うことが可能となる。また、基礎自治体で委嘱に係る事務を担当することで、人権擁護委員に基礎自治体の人権施策と連携する意識づけの効果が生じ、相談、啓発等の事業について、より一層連携を進めることが可能となるほか、人権擁護委員に民生委員など地域の実情を把握した人員を選任することが可能となる。 さらには、川崎市独自の制度である人権オンブズパーソン制度と、相談、啓発等の事業との連携をより一層進めることが可能となる。 【懸念の解消策】 必ずしも権限移譲を希望しない市町村があることが想定されるが、手挙げ方式の採用により希望しない市町村への権限移譲を回避することができる。また、法務大臣表彰等を廃止し、あるいは叙勲対象から除外する場合は、これに代わる表彰制度を市町村において検討する必要がある。		
26年	662	その他	指定都市	川崎市	法務省	B 地方に対する規制緩和	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の改正	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領について、地方の自由度を高め、創意工夫が可能となるよう更なる見直し改正を行う。また、委託要綱や実施要領の見直しを行うに当たり、地方の意見を採り入れるための仕組みを導入する。	【制度改正の経緯】 法務省が、第4次見直し時に、一定水準の人権啓発活動の確保という観点から、地方交付税交付金による財源措置はできないという見解を示し、平成26年3月、人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の改正が行われた。 【支障事例】 平成26年の見直しにおいて、自由度の面で委託要綱の改正を行ったが十分ではなく、第10条で委託費の種別相互間の配分要員の間に承認が必要であると定めていることや、実施要領の改正に伴いラッピングバスの運行が削除され、また請願に対する講演料等謝金の上限額が20万円に設定されていることなど、依然として、事業執行に当たって制約となっている事項が多く残っており、創意工夫の妨げとなっている。また、国による委託要綱等の見直しは、委託事業を実際に執行している地方の意見を採り入れる仕組みがない中で行われていることから、必ずしも地方の創意工夫や円滑な事業執行を促すようなものとなっていない。 【制度改正の必要性】 地方の自由度を高めるために委託要綱等の更なる見直しを行うことで、指定都市の他の事業との一体的な実施と創意工夫を活かした事業や、地域の実情や特性に合わせた効果的な活動や事業の展開が容易となる。また、地方の自由度が高まることで、地域特性に適した啓発を実施することが可能となり、全国一律的に同一事業を実施することによる非効率を防ぐことができる。例えばラッピングバスは大都市以外の地域では効果が低いと推測されるが、大都市では効果的である。さらに、地方の意見を採り入れる仕組みを導入することで、委託要綱等のより効果的な見直しにつながる。 【懸念の解消策】 懸念なし。		
26年	15	その他	一般市	燕市	法務省	B 地方に対する規制緩和	人権擁護委員法第6条第3項	人権擁護委員推薦の議会訪問の廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く(義務付け)を廃止する。	人権擁護委員の推薦には、人選、推薦日程等かなりの労力を要している。委員の再任、新任とも適任者として推薦したくともなかなか了解を得られないこともあり、かなりの日数が必要である。併せて、議会に承認を得るためには任期満了の半年以上も前から選任の観点から、市町村議会への意見聴取を推薦の都度行うのではなく、市町村の実情に応じて、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町村に周知する。	6【法務省】 (2)人権擁護委員法(昭24法139) 人権擁護委員の推薦(6条3項)については、事務の効率化に資する観点から、市町村議会への意見聴取を推薦の都度行うのではなく、市町村の実情に応じて、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町村に周知する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	103	その他	一般市	栃木市	法務省	B 地方に対する規制緩和	人権擁護委員 法第6条第3項	人権擁護委員推 薦の議会諮問の 廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を 聞く義務付けを廃止する。	人権擁護委員の推薦については、議会の意見を聞くことが義務付けられているため、推薦が必要 となる都度、市議会定例会に議案提出しているが、推薦手続きにおいては、法務局が弁護士会及 び人権擁護委員連合会の意見を求める規定もあり、市町村議会を義務付ける必然性はない と思われる。 地方議会の諮問の義務付けを廃止することで、国が委嘱する委員の市町村推薦手続きが簡素化 され、議会及び市町村の業務負担が減少する。	【再掲】 6【法務省】 (2)人権擁護委員会(昭24法139) 人権擁護委員の推薦(6条3項)については、事務の効率化に資する 観点から、市町村議会への意見聴取を推薦の都度行うのではなく、 市町村の実情に応じて、一定期間に推薦されることが予定されてい る委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町 村に周知する。
26年	318	その他	一般市	萩市	法務省	B 地方に対する規制緩和	人権擁護委員 法第6条第3項	人権擁護委員候 補推薦の議会諮 問の廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を 聞く義務付けの廃止	人権擁護委員の候補者の推薦に当たっては、市長村長は市町村議会の意見を聞いて委員候補 者を推薦することが求められている。 人権擁護委員の任期は3年間であるが、任期満了日が、それぞれの委員によって異なるため、年4 回の人権擁護委員の任期の始期にあわせて推薦が必要で、該当委員の任期満了から逆算する と、半年以上前からの事務作業を要し、その手続きが負担となっている。 また、居住する市町村を区域とする国の委員を市町村長が推薦後、議会諮問が必要なのは人権 擁護委員だけであり、行政相談員、民生委員などの推薦手続きと差がある。 以上のことから、事務手続き等の簡略化を図るため、人権擁護委員の推薦は市町村長の権限と し、議会の意見を聞く義務付けの廃止を求める。	【再掲】 6【法務省】 (2)人権擁護委員会(昭24法139) 人権擁護委員の推薦(6条3項)については、事務の効率化に資する 観点から、市町村議会への意見聴取を推薦の都度行うのではなく、 市町村の実情に応じて、一定期間に推薦されることが予定されてい る委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町 村に周知する。
26年	2	その他	都道府県	佐賀県	法務省、財務省、 厚生労働省、農林 水産省	A 権限移譲	出入国管理及 び難民認定法 第6条 関税法第15条 の3 検疫法第4条第 4項 検疫法第6条 第8条 家畜伝染病予 防法第39条、第 40条	国際ビジネス機受 入の際のCIQ業務 の移譲	地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、 出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわ ゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。	【支障】 CIQ業務は、開税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない 地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このた め、国際ビジネス機(運航申請が直前かつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない)の運航 希望に対して空港のスポット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応がで きない。 【改正の必要性】 国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲 し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入 を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネス ジェット環境の改善につなげるものである。 【効果】 運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対 応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の 創出、地方空港の利活用促進などがある。 【懸念の解消策】 移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事 務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、 搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓 練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。	4【財務省】 (1)開税法(昭29法61) 国際ビジネス機の受入れに伴い、出入国の際に必要な税関・出 入国管理・検疫(CIQ)業務については、提案団体が求める臨機応 変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。 また、今後、他の地方公共団体から同様の提案があった場合は、 個々の空港の状況やCIQ職員の体制整備の状況を踏まえ、臨機応 変な対応を行うことについて個別に検討する。
26年	705	土木・建築	都道府県	鹿児島県	国土交通省、財務 省	A 権限移譲	河川法第100 条、国有財産法 第9条第3項、第 31条の2、第31 の3、第31条の 4及び第31条の 5、国有財産法 施行令第6条第 2項第1号フ、不 動産登記法116 条	準用河川の用に 供されている国土 交通省所管の国 有財産の登記嘱 託及び境界決定 事務の権限移譲	不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県 は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川 の用に供されているものについては、所有権保存登記 の嘱託を行うこととされている。また、国有財産法に基 づき都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、 準用河川の用に供されているものについて、隣接地と の境界確定を行っている。これらの事務については、 特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるた め、市町村へ権限移譲を行うべきである。	【権限移譲の必要性】 1 国有財産法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき、県が準用河川の境界立会を を行っている。 2 不動産登記法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保存登記等の登記所への嘱託を行っ ている。 3 河川法に基づく市町村の事務 市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の境界立会を 行っている。 市町村は、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法 等に基づく財産管理としての境界立会、登記嘱託等の事務も市町村が行うことが効率的である。 1と2の事務は、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、法改正による市町村へ の権限移譲を行うべきである。 【当県における事務の実績】 1 国有財産法に基づく県の事務 平成22年度から平成24年度(実績なし) 2 不動産登記法に基づく県の事務 平成23年度:16件、平成24年度:14件 【特例条例による市町村への移譲状況】 本県内:1、2とも42市町村中、32市町村(76.2%) 全国:国有財産法に基づく事務→31道府県、不動産登記法に基づく事務→22道府県	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	681	その他	指定都市	横浜市	財務省	B 地方に対する 規制緩和	財政融資資金 の管理及び運 用の手続に関す る規則第14条他 他	地方債の財政融 資資金借入に係 る提出書類の簡 素化	財政融資資金の借入にあたって、財務事務所への提出書類の簡素化	地方債の発行にあたっては、地方の自主性をより高める観点に立つて導入された地方債協議制度に則って、各団体で適償性や充当事業の進捗状況を責任もって判断した上で総務省との協議等を経るなど、地方財政法に基づいた適正な手続きを踏んでいるが、財政融資資金の借入にあたっては、充当対象事業の説明を詳細に行うための書類の提出が財務事務所から求められており、借務負担が増大している。 借入時の提出書類を簡素化することにより、さらなる自主的かつ効率的な運用が可能となる。 具体的には、申込書(公印付きのあたま紙)以外の書類を廃止していただきたいが、現実的に困難であれば、申込書以外の書類の記載項目を減らし、統合することを提案する。 【書類の廃止・統合が可能と考える理由】 総務省との協議等を踏まえた適正な手続きに則していることや、財務省としても貸付先の償還確保等を考慮して貸付を行っていることを踏まえれば、事業の詳細な説明を地方に求める必要性や合理性は乏しいのではないかと考える。事業の概要のみ把握するという観点から、必要事項を絞って書式を最小限に統一することが可能ではないか。	【財務省】 (1)財政融資資金法(昭26法100) 財政融資資金の借入に係る財務大臣への申込み(財政融資資金の償還及び運用の手続に関する規則(昭49大蔵省令42)29条)については、融資審査の手続を簡素化・効率化するため、提出書類について削減等の見直しを行う。
26年	773	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基 づく権限の都道府 県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限がないことから、報告徴収、立入検査を実施することも、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後進いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	【財務省】 (4)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	974	環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基 づく権限の広域連合 への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基 づく国、都道府県、市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業者が1-の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	【再掲】 【財務省】 (4)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	978	環境・衛生	都道府県	鳥取県	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19-20条、第39-40条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基 づく権限の都道府 県への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基 づく国、都道府県、市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊弊が生じるおそれがある。そのため、事務所が1-の都道府県の区域内のみである場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】 【財務省】 (4)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	775	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基 づく権限の都道府 県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限がないことから、報告徴収、立入検査を実施することも、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後進いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	【財務省】 (5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116) (厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	975	環境・衛生	その他	関西広域連合	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)第8条、第10条、第24条第1項から第3項	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求めている(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府省が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一つの府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府省・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	【再掲】 4【財務省】 (5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116) (厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	979	環境・衛生	都道府県	鳥取県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)第8条、第24条	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言・命令に係る事務・権限の移譲を求めている(事業所が複数ある場合はそのすべてが鳥取県の区域内にある場合に限る。)	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊弊が生じるおそれがある。 事業所が一つの都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲する。事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】 4【財務省】 (5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116) (厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	776	環境・衛生	都道府県	兵庫県、徳島県	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	A 権限移譲	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言、事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを感念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内すべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	4【財務省】 (3)資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定有資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	A 権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針のっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」等の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料でやっているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組とするための工夫】求める措置の具体的内容にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	4【財務省】 (2)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業所等)が一つの都道府県の区域内のみにあるものに限り、)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	789	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	保育所型認定こども園の廃止	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。	【支障事例】 有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しく、また保護者も途中退所を求められるかもしれないと不安に思うなどの支障がある。 【改正による効果】 保育所型の有効期間(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。	6【文部科学省】 (3)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(厚生労働省と共管) (1)保育所型認定こども園を認定する際に定めることとされている有効期間(5年)については、廃止する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	92	教育・文化	指定都市	新潟市	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校教育法第4 条第1項第2号	市立の特別支援 学校の設置につ いて都道府県の認 可制度の廃止	市立の特別支援学校を設置する場合、都道府県の教育委員会が認可が必要だが、規制緩和により都道府県への届出制とする。 【参考】 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み	【制度改正の経緯】 本事務は、市立高等学校等とともに、地方分権第三次動向で「認可を許容する」とされたが、今回の第4次一括法で、高校・中等教育学校については、設置認可権限が指定都市に移譲されることとなった。これにより、幼稚園・小・中・高等学校・中等教育学校を市が設置する場合、県の認可が不要となる。 また平成29年度には(特別支援学校(小・中部)の教職員を含めた)県費負担教職員の定数権等も指定都市に移譲されることとなり、特別支援学校についても、学級編成や教職員の配置の面では指定都市が権限を持つこととなる。 【支障事例】 一方、本市においては、特別支援学校に通う児童生徒の数は増加しており、平成22年度、それまで市内1か所だった市立特別支援学校を市の東西に分離拡充して受け入れ態勢を充実している。今後さらに特別支援学校への就学を希望する生徒が増えることが予想され、市立の特別支援学校の設置が課題となっているところである。 【実現した場合の効果】 特別支援学校の設置認可権限の規制緩和により、幼稚園から高等学校まで学校の設置・教職員の配置に、総合的な施策を展開することが容易になるとともに、より地域のニーズに応じた特別支援学校の設置を迅速に進めることが可能となる。 【3次動向以降の事情変更】等は別紙のとおり	5【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 指定都市の設置する特別支援学校の設置廃止等の認可(4条1項2号)については、事前届出とした上で指定都市に移譲する。
26年	289	教育・文化	指定都市	京都市	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校教育法第4 条 学校教育法施行 規則第3条～ 第19条	市立総合支援学 校(特別支援学 校)の設置の際 の都道府県の認 可の廃止	市立総合支援学校高等部の設置に関して都道府県の認可を廃止し、都道府県への事前の届出制とする。 【参考】 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み	【支障事例】 学校の設置・管理は市が行うが、設置等(分校の設置、分校の本校化等を含む)に当たっては、京都府(都道府県)の認可が必要となっている。 直近の例として、京都市立白河総合支援学校東山分校(高等部のみ設置)の開校(平成25年4月開校)に当たり、学校(分校)の設置のための認可申請及び学科の新設のための認可申請を学校教育法施行規則第7条の規定に基づき、京都府に事前に(平成24年3月)提出及び許可を得る手続きを行っており、申請に当たっては、申請書類だけでなく、当該校舎の図面や関連規則の整備状況など関連書類を事前に提出する等の必要があった。 上記の例のような事前の認可申請に係る事務上の負担やスケジュールの簡略化を図ることができ、スムーズな事業進捗・行政運営につなげることができる。 また、教職員配置について、仮に認可の決定時期が遅延するなどの事態が生じた場合には、特別支援学校の教員配置、校種間異動など総合的な人事異動を行う上で計画的に進捗できないなどの支障をもたらす可能性がある。 なお、指定都市の設置する高等学校の設置に係る手続については、平成26年5月28日に成立した第4次一括法において、都道府県の「認可」から都道府県への「事前の届出」へと見直されている。	【再掲】 5【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 指定都市の設置する特別支援学校の設置廃止等の認可(4条1項2号)については、事前届出とした上で指定都市に移譲する。
26年	600	教育・文化	都道府県	京都府、兵庫県	文部科学省	A 権限移譲	高等学校等就 学支援金の支 給に関する法律 第4条、第6条、 第8条～第11 条、同施行規則 第3条、第4条、 第8条～第12 条	高等学校等就学 支援金制度に係 る認定等事務の都 道府県から指定都 市・中核市への権 限移譲	都道府県が行う市町村立高等学校生徒の就学支援金の支給資格認定事務や、同支援金の支給等について、財源も含め、各校の設置者である指定都市・中核市への移譲を求める。	【支障事例】 京都市立高等学校生徒に係る高等学校就学支援金の認定申請審査や支給決定、支援金の支給業務について、法律上、学校設置者を通じて都道府県に対し申請等を行うこととなっているため、学校設置者(京都市)と認定権者(京都府教育委員会)とで、所得制限基準該当性・加算支給基準の該当性の確認又は判定を行うなど、二重の審査となっている状況がある。 【制度改正の必要性】 就学支援金は、授業料へ充当するものであるため、各高等学校等と学校設置者間で認定等の事務が完了することで十分足りると考えるため、都道府県知事・都道府県教育委員会が行う就学支援に係るすべての事務・権限を市町村に移譲するとともに、財源も含めて、国から直接指定都市・中核市に交付される枠組みを提案する。なお、今回は、設置校・生徒数が多い指定都市・中核市を対象に移譲を提案する。 また、現在、都道府県における事務(所得確認事務等)については、学校設置者や外部団体等に委託可能であるが、都道府県により認定申請の問い合わせ窓口が異なる(A県では都道府県教育委員会、B県では設置者である市町村等)のは、兄弟姉妹が異なる都道府県の高等学校に通う保護者等にとってわかりにくいこと、また、毎年都道府県において委託契約の締結事務や、委託者への就学支援金の支払い事務が発生し労力となることから、法改正により全国的に対応することを提案する。	5【文部科学省】 (3)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 市町村が設置した高等学校等の生徒に係る高等学校等就学支援金の支給に関する権限については、条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法(昭31)62)35条1項)を活用することにより、学校設置者である市町村に移譲できることについて、事務処理要領において明確化し、地方公共団体に通知する。
26年	162	医療・福祉	都道府県	鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	子ども子育て 支援法59条、61 条(児童福祉法 第6条)	地域子ども・育 て支援事業にお ける要件緩和	子ども子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」といって地域の特性を活かした子育て支援事業が実施できるように、子ども子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」において、市町村の裁量で必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象要件を緩和する。	森のようちえんとは、自然体験活動を軸にした子育て・保育や乳幼児期教育の総称で、国内でも広がりを見せているが、既存の保育所・幼稚園、さらには子ども子育て支援新制度の枠組みにない。このため、市町村の子ども・子育て支援事業計画(法第61条)において、広がりつつある森のようちえんに入所する児童が計上されず、保護者のニーズ等現状を踏まえた総合的な子ども・子育て支援のための計画にならないという支障が生じる。 1980年代にテラスマークで始まったもので、以後自然環境を活用した保育(幼児教育)として世界に広がっており、北欧等では制度化も進み、公的補助や専門指導者の養成プログラムも確立されている。鳥取県と長野県の実施団体を事例対象に、「森のようちえん」における幼児の発達について調査・分析したところ(鳥取大学へ委託)、身体性、精神性、知性、社会性ともに好ましい発達が得られたとの結果が出ている。 これを受けて、本県では、全国に先駆けて「森のようちえん」の運営費補助等の支援を行うとともに、平成25年度から、官民協働で「森のようちえん認証制度」について検討し、H27年4月からの創設を目指しているところ。 この「森のようちえん」を地域子ども・子育て支援事業のひとつとして確立することになれば、都市部にはない、自然豊かな地域の特色を活かした子育て支援として、移住定住の促進や地域の活性化につながる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	7	教育・文化	一般市	新見市	文部科学省(文化庁)	A 権限移譲	文化財保護法第93条及び第94条、文化財保護法施行令第9条	土木工事に係る埋蔵文化財関連事務の権限移譲	文化財保護法第93条及び第94条に関する事務(施工者からの届出の受理、発掘調査の実施等その他必要な事項の指示)について、文化財専門職員を有し、希望する市町村に当該事務を移譲する。	【制度改正の経緯】 埋蔵文化財包蔵地として周知されている土地を開発しようとする場合には、施工者から文化財保護法93条または94条の届出・通知が市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会へ進出し、審査後、市町村教育委員会を経由して通知することとなっているが、文化財専門職員を有し権限移譲を希望する市町村においては当該市町村教育委員会が実施できる届出の受理や通知に関する権限を移譲する。 【経緯】 ・93条・94条に係る事務処理は、本市の意見を附して都道府県に進達し、都道府県はその意見を参考またはそのまま通知文に記載し、本市を経由して申請者に通知を行っており、判断し意見を附す業務が重なっている。 ・県に進達するための文書作成に時間を要する場合が多く、「もう少し早く通知が出ないものか」との業者からの要望もある。 【制度改正による効果】 都道府県教委への意見書を作成するための期間や同教委への進達及び同教委から市町村教委への通知にかかる期間の短縮が見込まれ、少なくとも1週間程度の短縮が期待される。	
26年	99	教育・文化	都道府県	岡山県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	公立学校施設整備費補助金等に関する財産処分における国庫納付金不要条件の緩和	国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壊しや有償譲渡等を行う場合、国庫納付金が必要とされているが、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、10年以上経過した学校施設と同様に、国庫納付金相当額以上の額の基金積立を行うことにより国庫納付金を不要とする。	【支障事例】 国庫補助事業完了後10年未満の学校において、余裕教室を放課後児童クラブに貸与・譲渡等しよとすると、「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」により、有償無償にかかわらず耐用年数に応じた残存価額相当額の国庫納付金が生じるため、保護者からの強い要望があるにもかかわらず適当な設置場所がなく、放課後児童クラブの設置を見送っている事例がある。 【改正の必要性】 児童生徒の減少により余裕教室が増加傾向にある中、その有効な活用を進める必要があるが、放課後児童クラブは主に当該学校の在籍児童が利用するものであり、地域の児童福祉に資するものである。児童福祉法の改正(H27.4.施行)により、児童クラブの対象が小4から小6に拡大するため、放課後児童クラブの場所の確保の必要性が一層増大することが見込まれるが、特に都市部を中心として、運動場にプレハブを建てるスペースもないため、余裕教室を転用することが益々求められる。また、地域のお年寄りの利用が見込まれる民間デイケア施設等の高齢者福祉に資する利用も考えられる。 【懸念の解消策】 現行制度において国庫納付金が必要となる国庫補助事業完了後10年未満の学校施設の財産処分についても、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、国庫納付金の納付に代えて、学校施設整備のために市町村に設置した基金に国庫納付金相当額以上の額を積み立てることを条件として貸与・譲渡等を認めてほしい。	
26年	959	教育・文化	知事会	中国地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	公立学校施設整備費補助金等に関する財産処分における国庫納付金不要条件の緩和	国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壊しや有償譲渡等を行う場合、国庫納付金が必要とされているが、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、10年以上経過した学校施設と同様に、国庫納付金相当額以上の額の基金積立を行うことにより国庫納付金を不要とする。	【支障事例】 国庫補助事業完了後10年未満の学校において、余裕教室を放課後児童クラブに貸与・譲渡等しよとすると、「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」により、有償無償にかかわらず耐用年数に応じた残存価額相当額の国庫納付金が生じるため、保護者からの強い要望があるにもかかわらず適当な設置場所がなく、放課後児童クラブの設置を見送っている事例がある。 【改正の必要性】 児童生徒の減少により余裕教室が増加傾向にある中、その有効な活用を進める必要があるが、放課後児童クラブは主に当該学校の在籍児童が利用するものであり、地域の児童福祉に資するものである。児童福祉法の改正(H27.4.施行)により、児童クラブの対象が小4から小6に拡大するため、放課後児童クラブの場所の確保の必要性が一層増大することが見込まれるが、特に都市部を中心として、運動場にプレハブを建てるスペースもないため、余裕教室を転用することが益々求められる。また、地域のお年寄りの利用が見込まれる民間デイケア施設等の高齢者福祉に資する利用も考えられる。 【懸念の解消策】 現行制度において国庫納付金が必要となる国庫補助事業完了後10年未満の学校施設の財産処分についても、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、国庫納付金の納付に代えて、学校施設整備のために市町村に設置した基金に国庫納付金相当額以上の額を積み立てることを条件として貸与・譲渡等を認めてほしい。	
26年	156	教育・文化	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条の簡素化	高等学校等就学支援金の給付事務のうち都道府県又は学校設置者から生徒個人に対する通知を、学校が別途行っている徴収金のお知らせと兼ねることを認めるとする。(個人ごとの支給額については学校設置者に対する一覧の送付とし、支給資格認定通知、支給停止通知など資格に係るものは従前のとおりとする。)	高等学校等就学支援金に係る生徒個人に対する通知は、平成26年度約14,000件(鳥取県)と数量が膨大であり、事務負担が大きい。一方、学校設置者は、対象生徒に対して、各学校の規程に基づき授業料及び学校徴収金の金額を記載した納付通知の時機が到来することに作成しており、当該納付通知により、生徒は授業料及び就学支援金の交付額を確認できる。このため、都道府県及び学校設置者の事務負担の軽減を図る観点から、生徒個人に対する支給決定(変更)通知書及び学校支給額通知書については、学校設置者への一覧の通知をもって代えることができることとしてほしい。	6【文部科学省】 (4)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)高等学校等就学支援金の支給額の通知(施行規則8条)については、授業料等の納付通知に支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能であること等を、事務処理要領において明確化し、都道府県等に通知する。
26年	958	教育・文化	知事会	中国地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条の簡素化	高等学校等就学支援金の給付事務のうち都道府県又は学校設置者から生徒個人に対する通知を、学校が別途行っている徴収金のお知らせと兼ねることを認めるとする。(個人ごとの支給額については学校設置者に対する一覧の送付とし、支給資格認定通知、支給停止通知など資格に係るものは従前のとおりとする。)	高等学校等就学支援金に係る生徒個人に対する通知は、平成26年度約14,000件(鳥取県)と数量が膨大であり、事務負担が大きい。一方、学校設置者は、対象生徒に対して、各学校の規程に基づき授業料及び学校徴収金の金額を記載した納付通知の時機が到来することに作成しており、当該納付通知により、生徒は授業料及び就学支援金の交付額を確認できる。このため、都道府県及び学校設置者の事務負担の軽減を図る観点から、生徒個人に対する支給決定(変更)通知書及び学校支給額通知書については、学校設置者への一覧の通知をもって代えることができることとしてほしい。	【再掲】 6【文部科学省】 (4)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)高等学校等就学支援金の支給額の通知(施行規則8条)については、授業料等の納付通知に支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能であること等を、事務処理要領において明確化し、都道府県等に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	230	教育・文化	都道府県	宮城県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校施設環境 改善交付金交 付要綱別表1(2 3)	学校施設環境改 善交付金(スポ ーツ施設整備事業) に係る補助要件の 大規模修繕への 拡大	学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)は、地域スポーツ施設の「新・改築、改造等」が対象となっているが、東京オリンピックにおけるキャンプ地並びに会場予定施設の整備のためにも、現行施設の大規模修繕費について、補助対象とするよう求めるもの	【支障事例】 現在の学校施設改善交付金のうちスポーツ(社会体育施設)施設整備事業は、施設の新・改築、改造等が対象となっている。しかし、近年の財政状況等より、新規の建設は非常に難しく、施設の長寿命化を図るための改修・修繕を計画的に実施し、中長期的なコストの削減・平準化を推進することが必要となっている。 また、平成26年4月22日付け総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」に基づき、「公共施設等総合管理計画」を策定することとなるが、「経済財政運営と改革の基本方針2014」について(H26.6.24閣議決定)にも記載のある当該計画を円滑に実施する上でも、財政的な支障が必要である。 【制度改正の必要性】 特に、東京オリンピックにおけるキャンプ地並びに会場予定施設の宮城スタジアムは、県内唯一の第一種陸上競技場であり、地域の競技力向上・発展に中核的役割を担っているほか、2002FIFAワールドカップの会場としての実績もあり、世界規模のイベント開催の会場として重要な施設である。このため、大会会場としての整備のためにも、施設修繕は急務となっていることから、施設の大規模修繕費(事業費2億円(過去急増市町村にあっては3億円))についても、補助対象とするよう求める。	
26年	288	教育・文化	都道府県	埼玉県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校施設環境 改善交付金交 付要綱別表1 (1) 26施設第6号 「平成26年度学 校施設環境改 善交付金の事 業概要につ いて(通知)」 [1]3 (1)	公立学校施設の 老朽化対策のた めの長寿命化改 良事業の補助要 件の見直し	公立学校施設の老朽化対策のため、危険建物の改築と同様の耐力度調査を要件としている長寿命化改良事業について、耐力度調査を要件としないか、コンクリート圧縮強度試験など簡易調査で代替可能とするなどの要件緩和を図ることを求める。	【現状】 本県の公立小中学校施設の約7割は昭和44年度から昭和59年度の児童生徒急増期に建設されており、今後もこれらの施設が更新時期を一時的に集中して迎えることが予想される。全国的にも、建築後25年以上経過した公立小中学校施設が保有面積の約7割を占めるなど、老朽化対策の推進は全国的課題である。 【支障事例】 しかし、「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」において、長寿命化改良事業については、危険建物の改築と同様の耐力度調査を要件としていることから、本制度を活用した取組事例は全国的に少ない。一方、コンクリート圧縮強度試験による調査は、簡易ではあるが建物の劣化状況の検証は可能であり、1棟(3,000㎡)当たり約300万円(1,000円/㎡)を要する耐力度調査に比し、1棟当たり約20万円ですむ。	6【文部科学省】 (7)学校施設環境改善交付金 (1)長寿命化改良事業の補助要件である耐力度調査については、地方公共団体の負担を軽減するため、撤廃を含めて見直す。
26年	382	教育・文化	知事会	九州地方知事 会	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校施設環境 改善交付金交 付要綱別表1項 35 H26年4月1日付 け6施設第6号 「平成26年度 学校施設環境 改善交付金の 事業概要につ いて(通知)」の [16]防災機能 強化事業	学校施設環境改 善交付金以外の 防災機能強化事 業について、耐 力度調査を要し ないか、コンク リート圧縮強度 試験など簡易調 査で代替可能と するなどの要 件緩和を図るこ とを求める。	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業について、(1)建築非構造部材の耐震化工事、(2)児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事、(3)屋外防災施設、(4)自家発電設備の整備、(5)その他防災機能強化に資する工事を対象事業としているが、高等学校については、要綱及び通知の但し書きにより、(3)以外を対象としていないため、発災時における児童生徒等のための応急避難場所としての一体的な整備ができず十分な避難所機能が確保できない状況にある。 【支障事例】 また、交付金の対象として追加するとともに、(1)についても、学校施設環境改善交付金において措置できるような但し書きの撤廃を求めるものである。		
26年	869	教育・文化	指定都市	さいたま市	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校施設環境 改善交付金交 付要綱別表1 (5)(6)(7) 26施設第6号 「平成26年度 学校施設環境 改善交付金の 事業概要につ いて(通知)」 [6]大規模 改造事業	学校施設の耐震 化事業に係る補 助要件の緩和	非構造部材の耐震化事業について、構造物の耐震補強と同様に、同時に行う大規模改造事業と合算して国庫補助の対象事業費の下限額を設定することを求める。	【支障事例】 本市では、非構造部材の防災機能強化事業(トイレ改修、障害児等対策)を同時に行うことで、児童・生徒が安全に過ごせる場所にするともに、災害時の避難場所としての機能を高めようとしている。しかし、現行の制度では、構造物の耐震補強事業と同時に行う大規模改造事業については、合算して国庫補助の対象事業費が算定されるのに対し、非構造部材の防災機能強化事業と同時に行う大規模改造事業については、それぞれ別に算定されることから、大規模改造事業費の下限額(400万円を下回)り、国庫補助の対象とならない学校施設(平成26年度18校(うち避難所指定校18校))が多く出てしまっている。 【制度改正の必要性】 本市のように学校数(同166校(うち同165校))が多い場合、市単独でこれらの事業を実施するのは困難である。そのため、災害時の避難場所としての機能も有する学校施設における耐震化工事は、構造物・非構造部材によりその扱いを異なるものとする必要はないと考えられる。よって、いずれも大規模改造事業と一体となって実施できるよう、同時に行う大規模改造事業と合算できる国庫補助の対象事業費として、構造物の耐震補強事業と同様に、非構造部材の防災機能強化事業についても対象とすることを求める。	
26年	425	教育・文化	都道府県	熊本県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	スポーツ・青少 年局委託事業 事務処理要領	文部科学省委託 事業「体験活動 プロジェクト」 (「防災教育 推進事業」)に おける事業計画 作成手続の簡素化	事業計画段階では、大まかな内容の計画で認定し、その後の運営委員会等の意見による計画の変更を可能とすること	【支障事例】 委託決定から計画書提出までの期間が3週間程度の中、会場、委員及び事業の方向性が不確定な状況下で、消耗品や旅費等の費用について詳細な根拠書類の添付を求められる。しかし、実施段階では、場所や委員、事業詳細、物品等の価格が変わるため、計画段階での書類の作成事務、文部科学省における確認事務の双方に無駄が非常に大きい。 また、実行委員会等の意見により、事業内容に変更が生ずる場合には、事業計画書を選べて修正することが求められる。 【制度改正の必要性】 事業計画段階で詳細に計画する負担に加えて、計画提出後の変更が原則認められないため、提出後に開催する運営委員会や実行委員会等具体的な案が出されてもプログラムに盛り込むことができない。事業内容を検討して質の向上を図るための同委員会の関与とできる範囲や意見内容に大きな制約を与えている。 【懸念の解消策】 都道府県が委託して実施する事業については、会計規則や旅費規程等に沿って実施するので、委託契約前の事業計画書等は概算の積算で済むよう簡素化したうえで、ある程度大まかな事業計画や概算費の範囲内で、実行委員会等の地域の声を反映させるための内容変更に対応できるようにすべきである。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	426	教育・文化	都道府県	熊本県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和		廃校・余裕教室等改修事業(学校施設環境改善交付金)の事業要件の緩和 細目 学校施設環境改善交付金交付要綱 学校施設環境改善交付金事業要綱	公立学校施設改善交付金事業よりも地方自治体が使いやすく柔軟な事業要件となっているものの、緊急対策として、知的障がい特別支援学校の教室確保のために既存施設を活用し分教室をまず開設し、後年度に施設整備(いわゆる後整備)を行う場合、事業の趣旨に沿っていても既に学校の教室不足対策として、廃校や余裕教室等の既存施設を活用した整備に対する補助)	【支障事例】 近年、知的障がい対象児童生徒数が増加傾向にあり、想定を上回って増加したため、本県では受入れ困難者を出さないため、分教室の開設等による緊急対応を行ってきた。しかし、十分な準備期間がないことでの受入れ対策を余儀なくされているため、施設整備前の開設となっている。廃校施設の活用については、現有施設では、対応困難な場合の緊急的な受入れが短期間かつ必要最小限の整備で可能となり、結果として余裕資産の有効活用に繋がっている。ただ、本格整備については、後年度に行うことになり、既に特別支援学校として開設しているがために、本事業の対象外となる。 【制度改正の必要性】 緊急対応による特別支援学校開設について、廃校施設等の利活用が促進され、必要最小限の整備で可能となることから、事業の趣旨に基づいた後整備も対象とすることが必要である。 【懸念の解消策】 特別支援学校の開設については、計画に基づいた前整備が原則であり、緊急対応の場合に限り、開設後2年間程度を補助対象とすることで現行事業要件との整合性は保たれると考える。	6【文部科学省】 (7)学校施設環境改善交付金 (ii)廃校・余裕教室等改修事業については、既存施設を活用して特別支援学校を開設した後に施設を整備する場合であっても、本事業の対象となることを、地方公共団体に周知する。
26年	427	教育・文化	都道府県	熊本県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	英語教育強化地域拠点校事業実施要項	「英語教育強化地域拠点校事業」において、採択の対象が「小・中・高の連携した取組み」に限定されているが、都道府県の実態に応じて、「小・中・高の連携した取組み」「中・高の連携した取組み」等についても対象とすること	【支障事例】 本事業では、「小学校、中学校及び高等学校」が一体となった取組みのみが採択の対象とされているが、小・中・高の連携では、対象となる児童生徒が特定しにくいこと等により、本事業の効果検証が難しい。 【制度改正の必要性】 小・中では中学校区での地域指定、中・高では県立中学・高等学校での指定により、対象となる児童生徒が明確であり、効果的な事業実施が見込まれる。本県では、指導法研修会を各管内で開催し、小中学校合同で協議・演習等を実施したり、小中一貫校等において、中学校教諭の校区内小学校の業務待命等により、小学校英語の授業を実施したりしている。また、本県は県立高等学校附属中学校を有しており、中高の英語教員による定期的な情報交換会や、相互の乗り入れ授業の実施など、中高連携の取組についても実施している。地理的条件や児童生徒の進路状況など、都道府県等の実態に応じて本事業を実施できる方が、事業効果が高いと考える。 【懸念の解消策】 小・中・高の連携一体系となった実施により、本事業の趣旨に沿った検証が可能となるが、公立学校については、そのような地域や学校は稀であり、本事業の実施を希望する地域や学校は少ないと聞いている。そこで、小・中では中学校区での地域指定、中・高では県立中学・高等学校での指定とすることで本事業の実施を希望する地域や学校が増加することが見込まれ、「小・中」及び「中・高」の限定した取組みではあるが、より多くの有効な検証データが得られると考える。	6【文部科学省】 (10)英語教育強化地域拠点校事業 都道府県又は指定都市の教育委員会が、事業成果を得ることができるとして、小学校と中学校、中学校と高等学校の両方がそれぞれ連携した英語教育強化の取組であっても、本事業の対象であることを、地方公共団体に周知する。	
26年	432	教育・文化	町	立山町	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱の変更	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)について、市町村も直接補助の対象とする。	【支障事例】 国の「補習等のための指導員等派遣事業」において、市町村は直接補助対象ではない。間接補助対象となっているが、県負担金が発生するため、事業活用が難しい。 【制度改正の必要性】 当町では多人数級校に、授業中、個別指導や担任教諭の補助を行う町独自の「スクールケア・サポーター」を限られた予算で配置し、基礎学力や望ましい学習態度の定着を図っている。近年、特別支援学級以外でも、特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあることや学習内容の理解力不足が見られることから、より多くの学習サポーターの配置が必要である。	6【文部科学省】 (9)補習等のための指導員等派遣事業 本事業の実施に当たっては、市町村の要望に応じたきめ細かな指導体制の整備を可能にする観点から、都道府県は市町村の意見を聴き、その意見を十分に尊重することが望ましいことを、都道府県に通知する。	
26年	631	教育・文化	都道府県	長崎県	文部科学省(文化庁)	B 地方に対する規制緩和	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)交付要綱	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)の採択時期を前年の12月までに変更	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)の採択時期を前年の12月までに変更	【支障・制度改正の必要性】 文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)について、「ながさき音楽祭」事業を平成26年度募集案内に基づき平成26年12月に申請したが、平成26年3月に不採択の通知があった。また、平成26年度は平成24年度に3年間継続する事業として申請しており、平成26年度はその3年目にあたる申請であった。各関係団体を通じて事業実施を計画していたが、不採択になったことにより大幅に計画を修正せざるを得なかった。 平成26年度の申請についてはこの事業に限らず、全国で194件中79件が不採択となっている。この補助金がこの前提で予算を組んでいる自治体も多いと思われることとあり、採択される可能性が低いことが前提で補助金であるのであれば、各地方自治体の予算要求の変更が可能な時期(少なくとも前年12月までに)採択の成否が示されるようなスケジュールに変更していただきたい。 また、採択された場合においても、採択後、補助対象事業にかかる出演者や関係者などと十分な調整を図る必要があるため、可能な限り早期の採択が望ましい。	6【文部科学省】 (8)文化芸術振興費補助金 地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業)については、地方公共団体の予算措置の時期に配慮して従前より早期に採択できるよう、平成28年度分以降の募集手続について、募集開始から採択までのスケジュールを見直す。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	645	教育・文化	都道府県	長崎県	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法施行規則第55条の2、第85条の2、第132条の2 平成20年文部科学省告示第30号 教育課程特例校制度実施要項	教育課程特例校の指定にかかわる権限移譲	教育課程特例校にかかる許可制度について、国において定めた許可の基準に基づき、設置者(市町村教育委員会等)が県教育委員会と協議して教育課程特例校を指定できるような柔軟な制度となるよう権限を移譲する。	文部科学省は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別的教育課程を編成して教育を実施する必要性が認められる場合に、教育課程特例校としての指定を行っている。 【支障】 特例校指定についての妥当性を検討する手続きは必要であるが、現行では、学校の設置者(市町村教育委員会等)が県教育委員会を通して文部科学省に申請を行う必要があり、申請から指定までに相当の期間を要している状況である。 【制度改正の必要性】 教育課程特例校にかかる許可制度について、国において定めた許可の基準に基づき、設置者が県教育委員会と協議して教育課程特例校を指定できるような柔軟な制度となるよう権限を移譲する。地域を熟知している市町村教育委員会が県教育委員会と協議して指定を行うことで、迅速な事務処理が可能となり、より地域に根ざした教育課程編成が期待できる。併せて、人事配置の面においても、教育課程に応じた配置が可能となると考えられる。 (国への事後届出制、県への事前協議(届出)制)	4【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 教育課程特例校の指定(施行規則55条の2、79条、85条の2及び132条の2)については、学校における翌年度の教育課程の編成に支障が生じないよう、前年度の12月を目途に地方公共団体に通知することとする。 また、指定権限の地方公共団体への移譲について、地方公共団体の意見も踏まえて課題等を精査した上で、平成27年中に結論を得る。
26年	814	教育・文化	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則第22条第3項、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とする	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とする	【改正による効果】 市町村への負担を強いることのないよう必要総額を維持しつつ、補助金交付要綱第3条を見直し、同条にある別記に示されている費目をまとめ、これまでの実施報告額に応じた都道府県平均単価を算出することにより単価の標準化を図るなど、事務の簡素化を図った上で、交付金化等とする。なお、交付金化の場合は、現状の補助申請においても県の裁量の余地が少ないこと、また、県・市町村双方の事務の削減を図ることから、国から直接市町村へ措置する制度とされたい。 【支障事例】 現状では市町村において、対象児童生徒の世帯所得に応じた支弁段階の決定、生活保護との重複有無確認、学用品費、修学旅行費、通学用品費、通学費、医療費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費等、それぞれの費目で異なる補助基準限度額の確認など、他の補助事業と比較しても確認項目は多い。市町村は年度当初の認定作業を行う一方、旧年度の実績報告書の作成、新年度の計画申請が重なるなど短期間に事務作業が集中している。	6【文部科学省】 (6)特別支援教育就学奨励費補助金 単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	816	教育・文化	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則 第49条、第79条、第104条 等	県立学校における学校評議員の委嘱権限の学校設置者から校長への変更	現行では、校長の推薦により学校設置者が行うこととされている学校評議員の委嘱について、校長が行うものとする	【制度改正の必要性】 管轄区域が狭く、地域と密接な関係がある市町村教育委員会が学校評議員を委嘱することは適切であると考え、県下広域に設置されている各県立学校の場合、評議員を設置者である県教育委員会が委嘱するよりも、地域事情に詳しく、住民との関わりが深い校長が、直接、学校評議員を委嘱する方が、より校長の責任と権限を高める観点からも適切であるとともに、権限変更により委嘱決定までの時間や事務処理の軽減も図られる。 なお、平成12年度導入当初は制度の理解が十分でなかったため、議員や教育委員会関係者等の公務員の権限例があったが、現在は制度の趣旨が定着しており、校長が推薦した者について教育委員会が委嘱しなかった事例は皆無である。 【支障事例】 学校から推薦があった場合、県教育委員会事務局が、その人物等が適切かどうか全てを把握することは困難なため、たびたび学校に確認するなど、事務作業量が増える。 【改正による効果】 当該人物について十分把握している学校長が決定、委嘱できることから、それぞれの学校にとってより適切な人物を選定し、決定するまでの時間が大幅に短縮できるとともに、事務処理の軽減にもつながる。 県教育委員会は、毎年行っている1000名を超える推薦状の受理、書類の確認、審査および委任状作成等の事務処理が軽減される。また、各学校は5〜7名程度の学校評議員の委任状を作成することになるが、推薦状を送付する等の事務作業が軽減されるとともに、委嘱までの時間が2週間程度短縮できる。	6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 学校評議員の委嘱(施行規則49条3項等)については、学校設置者の判断により校長も行うことができるよう措置する。 [措置済み/平成27年1月15日付文部科学省初等中等教育局通知]
26年	815	教育・文化	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条、学校保健安全法第24条第1項、学校給食法第11条第2項、第12条第2項、要保護児童生徒援助費補助金交付要綱	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等・医療費・学校給食費)について、市町村への交付金化による事務の合理化	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等・医療費・学校給食費)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とする	【改正による効果】 市町村への負担を強いることのないよう必要総額を維持しつつ、補助金交付要綱第3条を見直し、同条にある別記に示されている費目をまとめ、これまでの実施報告額に応じた都道府県平均単価を算出することにより単価の標準化を図るなど、事務の簡素化を図った上で、交付金化等とする。なお、交付金化の場合は、現状の補助申請においても県の裁量の余地が少ないこと、また、県・市町村双方の事務の削減を図ることから、国から直接市町村へ措置する制度とされたい。 【支障事例】 現状では市町村において、対象児童生徒の世帯所得に応じた支弁段階の決定、生活保護との重複有無確認、学用品費、修学旅行費、通学用品費、通学費、医療費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費等、それぞれの費目で異なる補助基準限度額の確認など、他の補助事業と比較しても確認項目は多い。市町村は年度当初の認定作業を行う一方、旧年度の実績報告書の作成、新年度の計画申請が重なるなど短期間に事務作業が集中している。	6【文部科学省】 (5)要保護児童生徒援助費補助金 単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	84	教育・文化	中核市	和歌山市	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条及び第41条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律 市町村立学校職員給与負担法	県費負担教職員の人事権や学級編成基準制定権及び教職員定数権に関する権限の市への移譲	県費負担教職員の人事配置や学級編成に関する1学級の定数の基準の制定及び教員配当の定数の決定に関する権限移譲を希望する中核市に移譲する。 【制度改正の必要性】 本市においては、地域の実情に応じ、児童生徒に対してきめ細かに応じた指導を推進し、学力の向上や心の教育の充実を図りたいと考えているが、そのためには、より良い教育環境が必要であり、上記の人事権等の市への移譲が必要と考える。 【制度改正による効果】 市に人事権があることにより、学校地域の実情にあった教職員配置、市立学校が必要としている能力の高い教員の採用を、市が責任を持って実施できる。 【小規模市町村との人事交流】 現在、和歌山県の場合には、都市間の人事交流を実施し調整しており、このシステムを続けることが必要である。 【権限移譲に伴う財源移譲】 人事権と給与負担が一致することにより、権限と責任の一元化が図られ、より地域の実情に応じた教育施策の実現が可能になると考えられるため、権限移譲にあたっては、県費負担教職員の給与負担、及び必要な所要額全額の財源を市に移譲する。	【制度改正の経緯】 現場に近い市が子どもの状況や学校の運営状況をより詳細に把握しており、市が主体性を発揮し、創意工夫を活かした特色ある質の高い義務教育を実現するとともに、地域に根ざした人材を育成・確保するためには、人事権や学級編成基準及び教員定数の決定に関する権限が市に移譲されることが不可欠である。 【制度改正の必要性】 本市においては、地域の実情に応じ、児童生徒に対してきめ細かに応じた指導を推進し、学力の向上や心の教育の充実を図りたいと考えているが、そのためには、より良い教育環境が必要であり、上記の人事権等の市への移譲が必要と考える。 【制度改正による効果】 市に人事権があることにより、学校地域の実情にあった教職員配置、市立学校が必要としている能力の高い教員の採用を、市が責任を持って実施できる。 【小規模市町村との人事交流】 現在、和歌山県の場合には、都市間の人事交流を実施し調整しており、このシステムを続けることが必要である。 【権限移譲に伴う財源移譲】 人事権と給与負担が一致することにより、権限と責任の一元化が図られ、より地域の実情に応じた教育施策の実現が可能になると考えられるため、権限移譲にあたっては、県費負担教職員の給与負担、及び必要な所要額全額の財源を市に移譲する。	【再掲】 【5】文部科学省 【2】市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編成基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。
26年	346	教育・文化	中核市	大分市	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条及び第41条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第3条 市町村立学校職員給与負担法第1条	県費負担教職員の人事権等の移譲	・都道府県教育委員会に属する、県費負担教職員の任命権を中核市教育委員会に移譲する。 ・都道府県が定めるように規定されている学級編成基準及び県費負担教職員の定数決定権を中核市に移譲する。 都道府県の負担としている市町村立小中学校の職員給与等を中核市の負担とする。 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 市町村によって、県費負担教職員は市町村の職員であるものの、その任命権は都道府県にあるため、所属市町村への帰属意識が乏しい面がある。また、中核市独自の教職員研修を実施しても、養成した教職員が他市町村に異動することが多く、費用対効果の面で課題がある。 学級編成について、法的には各市町村の判断により柔軟な編成が可能となっているが、教職員配当などの定数決定権がない。 【制度改正の必要性】 教育の責任を負う市町村が、学校設置者として、より主体性を発揮し、創意工夫した特色ある教育を行うためには、地域に根ざした意識をもつ優秀な教職員の確保が必要である。 定数決定権が、給与・手当等の決定権限及びその財源を併せ移譲されることにより、学校の実情に応じた定数措置や少人数学級の編成など、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実に可能となる。	【再掲】 【5】文部科学省 【2】市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編成基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。
26年	399	教育・文化	市区長会	特別区長会	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第40条、第41条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第10条	県費負担教職員の人事権等の移譲	区立小中学校教職員の人事権、教職員定数などの権限を必要な財源と併せ、特別区に移譲する。 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 現状では、人事権等が都にあり、各学校の状況を区教育委員会でまとめ、都へ報告するため、区が責任を持って、地域の実情に応じた学校教育を推進できる体制にはなっていない。(※1)一方で地域防災拠点としての学校の位置づけ、学校交流地域本部の立ち上げ等、学校と地域(町会、自治会)との結びつきは新たな局面を迎えている。(※2) 【制度改正の必要性】 人事権等が移譲された場合、①「特別区人事委員会の共同処理により、ある一定規模の安定した採用を行う一方で、各区独自の人材育成により、区独自の教育施策を推進することが容易になる。」②「各区の人事構想に基づき人事の調整を図ることによって、施策の推進、課題を解消できる組織力の強化につながる」といった地域の実情を合わせた効率的な人事を行うことが可能となる。 * その他(特記事項)欄のとおり。(※1)(※2)に関する具体的な支障事例は別紙に記載。	【再掲】 【5】文部科学省 【2】市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編成基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。
26年	438	教育・文化	市区長会	全国特例市市長会	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条1項、43条3項、58条1項	県費負担教職員の人事権の市への移譲	県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲ができるようにするとともに、移譲に伴う経費について確実な財源措置を講じること。 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有しているが、市町村立学校職員給与負担法により給与負担が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条1項の規定により人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。 県費負担教職員の不祥事等に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第3項の規定により任免・分限又は懲戒に関する事項は都道府県条例で定められているため、市では懲戒処分をすることができず、教職員は、人事権や処分権がある都道府県への帰属意識が強く、地域に根差す意識を持たなくなっている。 指定都市については、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進展がない。 【懸念の解消策】 別紙のとおり	【再掲】 【5】文部科学省 【2】市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編成基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県・市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	689	教育・文化	都道府県	大阪府	文部科学省	A 権限移譲	市町村立学校職員給与負担法(5条) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(附則15条) 義務教育費国庫負担法(8条) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(9条)	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【制度改正の経緯】 県費負担教職員の人事権を有する指定都市に対して、給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定を移譲することを内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)が本年6月4日に公布され、平成29年度を目途に移譲されることとなった。 大阪府では、地方分権をより一層推進する観点から、義務教育の実施主体である市町村の権限と責任を明確化するため、条例による事務処理の特例制度を活用し、小中学校の教職員の人事権を平成24年度に豊能地区3市2町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)へ移譲した。 【制度改正の必要性】 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会(義務教育費国庫負担法)の組織及び運営に関する法律(附則15条)に定める事務処理の特例制度により一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことと、関係団体に速やかに通知する。	【再掲】 5[文部科学省] (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の義務教育費国庫負担法(昭27法303)に定める事務処理の特例制度により一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことと、関係団体に速やかに通知する。
26年	969	教育・文化	市区長会	中核市市長会	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 市町村立学校職員給与負担法	教職員の人事権等を都道府県から中核市に移譲すること、地域の実情に応じた特色ある教育の実施が可能になる。中核市には既に研修権が移譲されているが、異動によりその効果を活かしづらいことや研修意欲の高揚を図るという点で支障となっており、中核市に人事権が移譲されることで、地域に根ざした優秀な人材の育成・確保が可能になる。また、人事権と給与負担は一致すべきであり、給与等決定権についても移譲するとともに学級編制基準制定権及び教職員定数権の移譲も併せて求めるものである。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	教職員の人事権等を都道府県から中核市に移譲すること、地域の実情に応じた特色ある教育の実施が可能になる。中核市には既に研修権が移譲されているが、異動によりその効果を活かしづらいことや研修意欲の高揚を図るという点で支障となっており、中核市に人事権が移譲されることで、地域に根ざした優秀な人材の育成・確保が可能になる。また、人事権と給与負担は一致すべきであり、給与等決定権についても移譲するとともに学級編制基準制定権及び教職員定数権の移譲も併せて求めるものである。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 英語科の副読本を独自に作成し英語教育研修に注力するも、育成した教諭が他市町に異動することがあり、研修の成果を地域の教育に還元できない。 市の職員である一方、人事権が県にあるのは責任と権限の不一致であり、教職員が不祥事を起こした場合等の懲戒処分を決める際、服務監督者は市でありながら、処分の決定は県が行っているため、県と市の懲戒処分の基準が異なり、市職員の処分と整合しない場合がある。 中学・入学するに不登校になる生徒が多いため、その対応として中1を35人学級にしたいと考えても、県の方針に変わらなければならないので市の方針で進めることができない。 市内に多くの外国人児童生徒が在籍しているにもかかわらず、外国語に堪能な教員や日本語指導ができる教員の加配が十分ではない。 地域の実情に応じた特色ある教育行政が市の行政と一体となって行われるためには、人事権等の移譲が必要であり、また、複式学級など地域の実態に応じた教職員の配置を行うことで課題への柔軟かつ迅速な対応が可能となるとともに、教育活動の充実につながるものがある。 【懸念の解消策】 人事異動はできるだけ広域性がなければならないなどの懸念については、現状においても市内での人事異動がほとんどであり固定化していないとする市があるほか、近隣市町村との人事交流や広域連合等広域連携の仕組みの中で解消できると考える。そうした状況は各中核市で事情が異なるので、選択制とすることにより実情に応じた移譲ができると考える。	【再掲】 5[文部科学省] (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の義務教育費国庫負担法(昭27法303)に定める事務処理の特例制度により一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことと、関係団体に速やかに通知する。
26年	77	医療・福祉	中核市	松山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可についても中核市の所管とされた。	【制度改正の経緯】 現在、都道府県の所管である認定こども園の認定に関する事務の内、子ども・子育て支援新制度における改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、幼保連携型認定こども園については、中核市が行うこととされており、平成26年3月28日事務連絡により他の類型の認定こども園については、地方自治法第252条の17の2により条例の定めるところにより市町村が処理することができるようになったところである。 【具体的な支障事例等制度改正の必要性】 認定こども園の全ての類型は、新制度において、市町村から給付を受ける施設型給付の対象となるため、確認に関する事務は、市町村が行うこととなる。認定と確認に関する事務は共通する部分もあり、一体的に行う方が、事業者、自治体双方にとって利便性があり、条例による権限移譲により、解決するものであるが、周辺市町村などが、統一して活用することにはならないと考えられ、返って事業者にとっては、複雑なものになると思われる。 【権限移譲の具体的な効果】 条例によらず、権限移譲を行うことにより、少なくとも中核市ごとに権限が異なるということがなくなり、認定こども園に関する事務の一層の簡素化により、新制度の目的の一つでもある認定こども園の普及を図ることができる。と考える。	【制度改正を必要とする理由】 平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、併せて移譲を求めている私立幼稚園の設置認可等の権限移譲を受けることにより、上記の総合的な事業実施がより効果的になされることとなる。 【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存在され、認定権限が異なることから二重行政となる。 具体的には、保育所型認定こども園については、児童福祉法上の認可権限は指定都市が有するにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有し、地方裁量型認定こども園については、児童福祉法上の認可外保育施設としての届出は指定都市に対して行うにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有する。そのために、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない煩雑である。 子ども・子育て支援新制度では、地域の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し事業実施に関する責任を負うが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。
26年	422	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	幼保連携型認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	【制度改正を必要とする理由】 平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、併せて移譲を求めている私立幼稚園の設置認可等の権限移譲を受けることにより、上記の総合的な事業実施がより効果的になされることとなる。 【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存在され、認定権限が異なることから二重行政となる。 具体的には、保育所型認定こども園については、児童福祉法上の認可権限は指定都市が有するにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有し、地方裁量型認定こども園については、児童福祉法上の認可外保育施設としての届出は指定都市に対して行うにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有する。そのために、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない煩雑である。 子ども・子育て支援新制度では、地域の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し事業実施に関する責任を負うが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	【制度改正を必要とする理由】 平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、併せて移譲を求めている私立幼稚園の設置認可等の権限移譲を受けることにより、上記の総合的な事業実施がより効果的になされることとなる。 【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存在され、認定権限が異なることから二重行政となる。 具体的には、保育所型認定こども園については、児童福祉法上の認可権限は指定都市が有するにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有し、地方裁量型認定こども園については、児童福祉法上の認可外保育施設としての届出は指定都市に対して行うにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有する。そのために、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない煩雑である。 子ども・子育て支援新制度では、地域の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し事業実施に関する責任を負うが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	666	医療・福祉	指定都市	堺市、大阪府	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定権限の移譲	都道府県が持つ幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を指定都市に移譲する。	<p>【支障事例】</p> <p>平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方数量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に存置され、類型によって認定権者が異なることになる。</p> <p>そのため、認定こども園に係る事務を指定都市が一体的・包括的に実施することができず、待機児童解消に向けた需給調整等の地域の実情に応じた計画的な施策が実施できない。</p> <p>また、市内の私立幼稚園及び民間保育所を対象に、子ども・子育て支援新制度にかかる移行調査を実施したが、事業者の方から、類型の違いにより認可主体に差があることについて分かりにくいとの指摘がある。このことについては大阪府と共通認識。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>住民に身近で高度な専門能力を有し子育てや教育に関する広範な事務を実施している指定都市が、認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な事業実施が可能になる。</p> <p>なお、まずは事務処理特例の活用状況を踏まえて権限移譲を進めるといふ2段階の移譲とされているが、指定都市等においては当該事務を実施する能力を一律に有しており、特別な地域性を考慮すべき内容ではないことから、法令によって移譲すべきものとする。</p>	
26年	44	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第7条第2項、第15条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第2条、第5条	市町村立学校の教職員の加配要件の見直し	市町村立学校の教職員の加配について、実態に即した配置が行えるよう、加配要件の大括り化を行うべき。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>加配教職員定数は、施行令において加配要件が定められており、これに基づき加配要件ごとの定数が都道府県別に決められている。しかしながら、学校が抱える課題は様々であり、課題解決に必要な教職員定数は、市町村や都道府県など、地域によって大きく変わるところであるが、加配要件ごとに定数が決められていることにより、必要な定数が措置できないものもある。</p> <p>【支障事例】</p> <p>例えば、少人数指導に係る加配定数は、ほぼ小中学校全校に配置できるものの、特別支援教育に関する定数等は必要数に満たないような場合、配分された加配定数全体の中で加配要件の枠を超え、より地域の実態に即して学校へ配置できるよう調整することができない。また、近年課題となっている、通常学級に在籍する発達障害などの児童生徒への対応や、職務遂行能力を十分に発揮できない職員(事務職員等)への対応など、既存の加配要件では対応が困難な課題も増加している。</p> <p>【求める措置内容】</p> <p>このようなことから、現行の加配要件に縛られず、学校や市町村が抱える個々の課題に柔軟な対応ができるよう、加配要件の大括り化が必要である。</p>	
26年	574	教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項	全国一律の学級編制の基準緩和	公立学校における学級編制を定める義務標準法により、1学級あたりの児童生徒数の上限が定められているが、地域の実情に応じた工夫により上下させる柔軟な対応ができるような措置を求める。	<p>【支障事例】</p> <p>学級編制の標準を定める義務標準法において、教育委員会がその定められた数を下回る数を学級編制の基準として定めようとしているが、上回る数を定める余地がないため、この標準を超える場合は学級の分割が必要となる。そのため、国が1学級あたりの児童・生徒数を一律に引き下げていくと、教職員数が大幅に増加していくこととなる。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>本県では、域内の児童生徒は減少傾向にあるものの、教員の年齢構成が不均一であり、当面は大量採用が見込まれているため、採用試験倍率を含めた優秀な教員の確保が大きな課題の一つである。また、現在、学校では、いじめ、不登校、授業離脱、学力の低下、二極化等、様々な教育課題が顕在化しており、こうした課題解決のためには、教育委員会が主体的に取り組む必要があり、学級編制の集団単位について、柔軟に上下させる工夫の余地があれば、教育委員会自身の判断により、課題に応じた分野や地域・学校に人材を重点配置するなど、地域性に即した教職員の活用が期待できる。</p> <p>このため、学校設置者が学校の実情に応じて弾力的な学級編制を行うため、都道府県が定める学級編制基準を柔軟に設定できるようにすることが課題となっている。</p>	
26年	656	教育・文化	一般市	加茂市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準の見直しについて	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令にある小学校の二の学年の児童で構成する学級の基準(小学校の引き続き二の学年(第一学年を含むものを除く)の児童の数の合計数が十六人以下である場合)を中学校と同じ「八人以下」とすること。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>少子化が急速に進み、小規模校の複式学級の増加が全国的に広がる傾向にある。特に、北海道や日本海側の道県ではその傾向がさらに強い状況である。また、学校は地域の文化的、社会的あるいは歴史的中核であることから、複式学級を継つての無理な学校の統合合により地域が衰退していくことが懸念される。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>①異なる学年で構成された学級では、異なる学年の内容を同じ教室で1人の教師が指導するため、一方の学年に教師が指導に入っているときは、他方の学年の子どもたちは自学の体制をとらざるをえなくなる。特に、算数や国語などの積み重ねの必要な教科における指導にきめ細やかさがなくなる。</p> <p>②指導する教師にとって異なる学年を同時に指導しなければならないため負担が多く、つまずきを持つ子どもの見とれが難しいことも多くなる。</p> <p>③低学年など、特に手のかかる時期の子どもにとっては、同一の学年で構成されていない学級では心の安定が図れない。</p> <p>【実現した場合の効果】</p> <p>地域住民、保護者、行政が上記のような複式学級の支障事例により、子どもたちの学力低下を招くことになりかねないと懸念している。提案の実現によって上記のような問題は解消される。</p>	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	870	教育・文化	指定都市	さいたま市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、第4条	学級編制の標準について、地域の実情に合わせた弾力化	義務標準法に定める学級編制の標準において、少人数教育を推進するため、一定の枠組みの中で地域の実情に合わせた学級編制を可能にすることを求める。	【支障事例】 現在本市では、独自のスクールアシスタントなどの施策を充実させ、少人数級と少人数指導のそれぞれ良さを取り入れ、少人数で指導する効果を最大限に生かしながら、「日本一の教育都市・さいたま市」の実現に努めている。しかし、国においては、平成26年度予算の概算要求において、「世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略」(H25.8.30文科省)として、少人数教育の推進など教職員等指導体制の整備を挙げたが、少人数教育の推進については予算計上に至っておらず、学級編成の標準の見直し図られていない。 【制度改正の必要性】 今後、基礎学力の向上と習熟度別学習など、個に応じたきめ細かな指導を実現し、いじめ等の学校教育上の課題等に適切に対応するためには、教職員定数の改善が不可欠である。そのため、学級編制の標準を弾力化し、一定の枠組みの中で地域の実情に合わせた標準の設定を可能とする制度の見直しが必要であると考えられる。	
26年	335	教育・文化	都道府県	群馬県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条及び32条 博物館法第19条 図書館法第13条	博物館・図書館の設置・運営主体を教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	全国一律で教育委員会が所管することを定めることなど、条例で所管部局を決定できるように制度改正すべき。	【支障事例】 文化振興を図る観点から、博物館及び美術館を知事部局において処理しているが、博物館法等の規定があるため、やむを得ず事務委任や事務補助執行で対応している。このため、本来知事の責任で、事務を行いたい。制度・業務の執行に対する知事に権限がある。知事部局の補助職員(部長)が、教育委員会の指揮命令の下事務を行なわざるを得ないといった問題がある。 【制度改正の必要性】 公立の博物館・図書館は、博物館法・図書館法において、社会教育を行う施設として教育委員会が所管することが規定されているが、昨今では、社会教育の視点にとどまらず、文化振興や観光振興などの目的も兼ね備えた施設として位置づけられ、地域資源として効果的に活用を図る取り組みが進められている。こうしたことから、法律により全国一律で教育委員会が所管することを定める必要性は薄れている。	6【文部科学省】 (2)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 図書館・博物館の設置・管理の所管部局(23条12号及び32条)を地方公共団体の判断により決定することができる制度については、法制度上の課題等を精査し、その実現方策について検討の上、必要な措置を講ずる。
26年	377	教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、24条、26条の2(平成26年改正法施行後)、それぞれ21条、22条、23条) 社会教育法第5条、6条 図書館法第13条、15条 博物館法第19条、21条	社会教育に関する事務を教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	図書館法、博物館法により、図書館、博物館は教育委員会の所管とされているが、この規定を改正し、図書館、博物館の所管を首長、教育委員会のいずれとするかは地教育法に基づく条例により定めることができるようにすること。	【支障】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(文化財の保護に関することを除く。)は、条例の定めるところにより、首長が管理・執行することができることとされている。一方、図書館及び博物館は社会教育機関とされ、個別法により教育委員会の所管とされていることから、文化に関する事務を首長が担当する場合であっても、図書館及び博物館に係る教育委員会の事務を別途首長部局の職員等に補助執行させることが必要である。また重要な意思決定に際しては、教育委員会の承認が必要である。この結果、図書館、博物館の管理責任は教育委員会に落ちることから、行政組織上の体系と法的な責任の所在が整合しない状態となっており、図書館等の管理責任が法的に問われた場合に、教育委員会の責任が問われる可能性もある。 【改正の必要性】 社会教育行政は、地域づくりや福祉、青少年の健全育成など首長部局との関係が深く、諸施策との連携・協力を通じて、地域の多様な社会教育活動を一層促進することが期待されていることから、文化に関する事務を首長が行う場合、個別法に規定された事務も条例により首長の権限とすることができるよう改正する。これにより、責任の所在も明確となる。 【懸念の解消策】 中教審「社会教育推進体制の在り方に関するWGにおける議論の整理」で示されたように、政治的立場性、継続性・安定性の確保、住民の意向反映を確保するため、法定の図書館協議会等の位置づけをより明確化すること(審議会に首長に対する報告権を付与など)により、確保できる。	【再掲】 6【文部科学省】 (2)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 図書館・博物館の設置・管理の所管部局(23条12号及び32条)を地方公共団体の判断により決定することができる制度については、法制度上の課題等を精査し、その実現方策について検討の上、必要な措置を講ずる。
26年	421	教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条第1項第3号 私立学校法第4条第1項第2号、第8条第1項、第9条第1項 私立学校振興助成法第9条	私立幼稚園の設置認可等権限の移譲	私立幼稚園の設置認可権限、私立学校審議会の設置権限、運営指導・補助金交付権限を、現行の都道府県から指定都市へ移譲する	【制度改正を必要とする理由】 子ども・子育て支援新制度の導入に向けて、国からは、自治体における事業者への相談・支援体制の確保や地方子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画等を求められている。説明、相談、意向調査の実施など、市と私立幼稚園との密接で円滑な関係が求められている。今後、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するという新制度の目的を実現していくためには、さらなる関係強化が不可欠。 私立学校の設置・廃止認可や学校法人の設立に関する認可など、私立各種学校に関する重要事項を審議する私立学校審議会の設置権限を移譲することによってはじめて、私立幼稚園に関する認可等権限について、適切な執行が可能になる。 各幼稚園において実施している長時間預かり保育は、今後、保育需要の重層的及び質的な拡大に対応するための有効な方策の一つであり、設置認可等の権限が移譲されることで幼稚園に関する情報が蓄積され、保育需要の円滑な解消につなげることが期待できる。 【支障事例】 子ども・子育て支援新制度の施行に向けて幼保一体として地域のニーズに対応する必要があるが、市内各私立幼稚園の園舎等の施設に関する情報ならびに認可や指導の経過などの運営に関する情報も乏しいため、幼稚園(法人)の幼保一体化に向けた具体的な相談にきめ細かく迅速に対応することが困難である。 子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園への指導監督について、設置認可等を行う都道府県と給付を行う指定都市による二重行政が生じる。 ※支障事例の詳細は別紙のとおり	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	667	教育・文化	指定都市	堺市、大阪府	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条第1項第3号他	私立幼稚園の設置認可権限の移譲	都道府県がもつ私立幼稚園の設置認可権限を指定都市に移譲する。	【制度改正の必要性】 子ども・子育て支援新制度の導入に向けて、国からは自治体における事業者への相談・支援体制の確保や地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参加等を求められている。また、説明、相談、意向調査の実施など、市と私立幼稚園が密接な関係を築くことが求められている。今後、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するという子ども・子育て支援新制度の目的を実現していくためには、さらなる関係強化が必要。 【支障事例】 また私立幼稚園の運営実態や施設・設備面の詳細な情報を市が把握できていないため、待機児童解消に向けた幼保一体化等の迅速な取組の推進に支障がある。事業者側からも、子ども・子育て支援新制度に係る権限が市と府にまたがっていることについて、分かりにくいとの指摘がある。	
26年	679	教育・文化	指定都市	横浜市	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条、私立学校法第9条、私立学校法第9条、私立学校法第9条	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在都道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を、指定都市に移譲	【支障事例】 保育所待機児童ゼロに向けた取組の継続に向け、幼稚園を貴重な保育資源として位置づけて、本市独自施策として、幼稚園における長時間の預かり保育の拡充を進めているが、私立幼稚園に係る事務・権限が道庁にあるため、事務執行に当たっては、都道府県との調整が必要な状況である等、資源を有効に活用できていない。 具体的には、東日本大震災直後の預かり保育の実施について、早急な対応が求められる中、制度の趣旨から引き続き実施してもらうよう協力要請する方針を市として打ち出したが、日中の教育時間にかかることは県の所管であるため、調整を行う必要が生じ、幼稚園への周知に時間を要した。 【制度改正の必要性】 現在子ども・子育て支援新制度の施行に向けて幼稚園の給付対象施設への移行を進めているが、私立幼稚園も移行が必要である。今回の提案が実現することで、幼児教育行政と保育行政の一体的な実施により、保育所待機児童ゼロに向けた取組の継続や子ども・子育て支援新制度への移行を見据えた円滑な対応が可能となる。	
26年	707	教育・文化	指定都市	大阪市、大阪府	文部科学省	A 権限移譲	私立学校法第9条、私立学校法第9条、私立学校法第9条	私立幼稚園の設置認可・指導にかかわる権限移譲	私立幼稚園にかかる設置認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、指導及び補助金交付の権限・財源を指定都市に移譲	子育て支援や教育等、市民生活に直結する事務事業については、基礎自治体が地域の実情に合わせたサービスを提供する必要がある。 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、「認定こども園(幼保連携型)」の認可については、政令指定都市及び中核市が行うこととなるが、私立幼稚園の認可については、都道府県の認可権限となっており、子ども・子育て支援新制度を効果的に展開していくためには、基礎自治体に設置認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、指導及び補助金交付の権限並びに財源を移譲し、認可にかかる窓口の一元化を図るべきである。	
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	A 権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	エネルギーの使用の合理化に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針ののっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべきエネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進「再生可能エネルギー」の普及及び施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これを事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	【文部科学省】 (2)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業者等)が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	897	その他	都道府県	埼玉県	文部科学省(文化庁)	A 権限移譲	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアティブ)に関する事務について、都道府県への財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とする	「空飛ぶ補助金」のうち地域発・文化芸術創造発信イニシアティブについて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とする	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を定める理由】 国が把握する地域の事業等を反映させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築によって地域文化の活性化をより一層促進するためには、補助を県に移管する必要がある。	【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (i)地域発・文化芸術創造発信イニシアティブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (ii)劇場・音楽堂等活性化事業 (iii)伝統文化親子教室事業	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	898	その他	都道府県	埼玉県	文部科学省 (文化庁)	A 権限移譲	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 文化芸術振興費補助金(劇場、音楽堂等活性化事業)交付要綱	劇場・音楽堂等活性化事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち劇場・音楽堂等活性化事業から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に合ったより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県が把握する地域の事業等を反映させ、地域コミュニティの創造と再生をより一層推進していくためには、補助を県に移管する必要がある。	【再掲】 4【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (i)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (ii)劇場・音楽堂等活性化事業 (iii)伝統文化親子教室事業
26年	899	その他	都道府県	埼玉県	文部科学省 (文化庁)	A 権限移譲	伝統文化親子教室事業費国庫補助要綱	伝統文化親子教室事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち伝統文化親子教室事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に合ったより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 対象となる各教室は、地域における団体等が主催する比較的小規模な教室である。それぞれの地域の事情等にあった事業を展開するため、また県が情報を把握するためには、補助を県に移管することに、県に移管することで地域間バランスの確保や業務の迅速化が図れる。	【再掲】 4【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (i)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (ii)劇場・音楽堂等活性化事業 (iii)伝統文化親子教室事業
26年	224	医療・福祉	都道府県	滋賀県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「保育士修学資金貸付制度の運営について」(平成25年2月26日付け雇児発第0236第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	保育士修学資金貸付事業の貸付対象は、県内に住民登録している者または県内の保育士養成施設に修学している者等とされており、保育士不足が著しい地域で人材を確保するためには、より広域的な確保が必要であることから、貸付対象の住所要件を撤廃	【現行の制度】保育士修学資金貸付事業については、「保育士修学資金貸付制度の運営について」(平成25年2月26日付け雇児発第0236第6号)において、その対象者は県内に住民登録している者または県内の保育士養成施設に修学している者等とされている。 【本県の状況】県内の保育士養成施設は4校で、定員は330名であり、県外の保育士養成施設での修学者も含め、保育士養成校による県内の資格取得者は毎年500人程度となっているが、これら養成数は増大する保育ニーズに対応できていない状況である。 本県では、保育士・保育所支援センターを設置するとともに、保育士修学資金貸付事業など、総合的な保育士確保対策に取り組んでいるところであるが、保育士の有効求人倍率が常に1倍を超えており、時には3倍、4倍という状況で保育士不足が深刻である。 【制度改正の必要性】保育士の有効求人倍率が1倍を下回り、比較的保育士が充足している府県もあり、こうした府県の在住者も対象に保育士の確保を図ることが、喫緊の保育士不足を解消するために必要である。 こうしたことから、県外在住であっても、滋賀県内保育所への就労を希望する県外在住の県外学生に対して、修学資金を貸付けることができるよう住所要件の撤廃が必要である。	6【厚生労働省】 (20)保育士修学資金貸付制度 保育士修学資金貸付事業に係る貸付対象者の住所要件について、平成26年度末までに廃止する。	
26年	286	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「保育所の設置認可等についての取扱いについて」(平成12年3月30日児保第10号厚生省児童家庭局長保課長通知) 不働産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成16年5月24日厚生労働省府均等児童家庭・社会・保護局長連名通知) 改正児童福祉法第35条第5項第1号(平成27年4月1日施行予定)	認可外保育所から認可保育所への移行に伴う経済的要件の緩和	認可外保育施設からの移行に際しては、認可保育所への移行が進むよう、過去3年間黒字経営であるなど適正に運営されていることが確認できる場合は、1,000万円の資金要件をなくするなど審査要件である経済的基礎の条件を緩和すること。	【制度改正の必要性等】認可保育所の審査要件では、経済的基礎(①土地・建物等について所有権を有すること、賃借の場合は原則として賃借権を移転・登記し、社会福祉法人以外の場合は1年間の賃借料に相当する額と1,000万円の合計額の資金を有すること、②社会福祉法人以外の場合は年間事業費の1/12相当の資金を有すること)を求めていること、保育所運営費から認可前に生じた運転資金に係る借入金の返済ができないことといった制約がある。 これらの制約が、認可移行の足かせになるおそれがあるほか、無理に資金があると見せかけて、認可を受けて、かえって認可後の運営に支障を来す事態が生じかねない。 そのため、「保育所の設置認可等について」の取扱いについて等を改め、認可外保育施設からの移行に際しては、認可保育所への移行が進むよう、過去3年間黒字経営であるなど適正に運営されていることが確認できる場合は、1,000万円の資金要件をなくするなど審査要件である経済的基礎の条件を緩和すべきである。 なお、平成27年4月1日施行予定の改正児童福祉法第35条第5項第1号において、保育所の認可申請に対する審査基準として経済的基礎要件が明文化されている。	6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (i)保育所の設置認可等に係る経済的基礎の要件(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平24法67))による改正後の35条5項1号)については、当該認可の事務は自治事務であり、保有する資産の額を保育所が安定的に運営可能と都道府県等が認めた額とすること等について周知する。 【措置済み(平成26年12月12日付け雇用均等・児童家庭局・社会・保護局長通知)】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	789	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。	【支障事例】 有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい。また保護者も途中退所を求められるかもしれないと不安に思うなどの支障がある。 【改正による効果】 保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。	【再掲】 6【厚生労働省】 6(4)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(文部科学省と共管) (1)保育所型認定こども園を認定する際に定めることとされている有効期間(5条)については、廃止する。
26年	952	医療・福祉	知事会	中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(S14.16厚生省発第59号の2厚生事務次官通知)	多子世帯保育料軽減制度における同時入所要件の撤廃	保育料の軽減制度について、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り2人目を1/2軽減、3人目を無料化にしている現行制度の、兄弟姉妹の同時入所要件を撤廃すること	現行制度は、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り、2人目1/2軽減、3人目を無料化としているが、少子化対策の観点から多子世帯の経済的負担軽減は重要であり、同時入所要件は撤廃すべき。(なお、要件撤廃に伴う財政負担が地方に転嫁されることのないようあわせて提案する。)	
26年	161	医療・福祉	都道府県	鳥取県・京都府・大阪府・徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(平成26年4月1日厚生労働省発第0401第15号厚生労働省事務次官通知)	放課後児童クラブの補助要件緩和	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に行えるよう、放課後児童クラブの利用児童数の下限の要件を緩和すべき。	【制度改正の必要性】 現在、小規模な放課後児童クラブ(利用者9人以下)や開設日数が少ない(249日以下※特例あり)放課後児童クラブの運営については、国庫補助対象外となっているが、県内の中山間地域をはじめとした、少子化が進行している地域においては、国庫補助要件に満たない放課後児童クラブが以下のとおり存在している。 【具体的な支障事例】 放課後児童クラブの運営にあたっては、安全管理上、職員の複数配置が必要であるが、小規模なクラブについては特に保育料収入が少ないことから、市町村単独では運営が困難であり、県単独補助で支援している状況にある。 【制度改正の必要性】 中山間地域をはじめとした、少子化が進行している地域においても、他の地域と同様に、放課後児童クラブを実施していく必要があるが、地域の実情を踏まえた保育ニーズに対応していくためには、5人以上、249日以下のクラブについても国庫補助対象とする等、補助要件の緩和が必要である。 ○県内の全クラブ数に対する国庫補助対象外クラブ数 平成23年度:8クラブ/135クラブ 平成24年度:7クラブ/137クラブ 平成25年度:6クラブ/138クラブ 平成26年度(予定):5クラブ/144クラブ	6【厚生労働省】 (1)放課後児童健全育成事業 放課後児童健全育成事業の補助要件について、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度から、10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とするよう見直す。
26年	259	医療・福祉	指定都市	相模原市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(平成26年4月1日厚生労働省発第0401第15号厚生労働省事務次官通知)	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象の児童数(現行は10人以上)の緩和	【国の動向】核家族化の進行、女性の社会進出など社会状況の変化に伴い、放課後児童クラブのニーズは年々高まりつつあり、国においても平成31年度までに、新たに約30万人分の定員枠を拡大する方針が示された。 【本市の実情】本市における放課後児童クラブは、公設公営を66箇所設置し約4,200人の児童の受入れを行っており、また、運営費補助を行っている民設民営が21箇所あり約580人の児童の受入れを行っている。(平成26年度) 本市においてもニーズは年々増加しており、児童数の40%から50%を超えるニーズが発生している学区もあることから、公設公営の放課後児童クラブについては、待機児童が発生している施設において小学校施設等を活用した整備や、既存施設の改修による一定規模(10人から40人)の定員枠の拡大を行っているが、小学校における少人数学級の推進等の影響により、現状においても小学校施設の活用による定員枠の拡大が困難な状況であり、今後はさらに困難な状況が予想される。 【本市の実情を踏まえた必要性】このため、今後、待機児童対策の推進にあたり、公設公営の放課後児童クラブによる一定規模の定員枠の拡大に加えて、例えばマンションの一室を借り上げて当該事業を実施するなど、民間資源を活用した小規模な定員枠の拡大についても積極的に図っていく必要がある。 こうした中、放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象である現行の児童数10人以上の基準は、事業の効率性及び安定性の観点から設けられているものと考えられるが、本市の実情を踏まえ、緩和を提案するもの。	【再掲】 6【厚生労働省】 (1)放課後児童健全育成事業 放課後児童健全育成事業の補助要件について、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度から、10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とするよう見直す。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	436	医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業費等3(2)障害児受け入れ推進事業	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	放課後児童クラブの障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えるよう提案する。	【提案概要】放課後児童クラブの需要は今後も増加することが見込まれ、それに伴い障がい児の受入体制の整備を図る必要がある。大都市においては、多人数の児童を抱えるクラブも多く、障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えることを提案する。 【支障事例】本市では196施設中119施設で244人(1施設平均2人)の障がい児を受け入れており、各施設は障がい児の人数に応じて受入体制を整備しているが、加算要件が実態と合致していない。 【障がい児を多く受け入れている施設の学童保育指導員の配置状況の例】 児童数37人(うち障がい児3人)→学童保育指導員8人を配置 児童数45人(うち障がい児4人)→学童保育指導員7人を配置 児童数56人(うち障がい児4人)→学童保育指導員10人を配置 児童数86人(うち障がい児5人)→学童保育指導員11人を配置 【ほぼ同数の児童数で障がい児のいない施設の学童保育指導員の配置状況の例】 児童数33人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置 児童数44人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置 児童数57人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置 児童数86人(うち障がい児0人)→学童保育指導員8人を配置 障がい児を多く受け入れている施設では、本人や他の児童にケガなどが生じないよう、よりきめ細やかに見守りを行うことが保護者からも強く求められており、学童保育指導員を増員して対応する必要が生じている。 現在の加算要件では、平成25年度実績で約127万円を神戸市において負担している。	
26年	437	医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業費等1(2)長時間開設加算額	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間超という現行基準を、平日一日6時間超という現行基準を、平日一日6時間以上という基準に見直すことを提案する。	【提案概要】長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間超という現行基準は、全国で7時間以上開設しているクラブが約21%しかない現状からも要件を満たすことが難しい。 本市が昨年実施した利用者のニーズ調査によると、就学前児童・低学年・高学年のそれぞれの保護者が学童保育を利用する際の希望時間については、18時台～19時台までを希望する声が多く、そのニーズに沿うためにも、平日一日6時間超という現行基準を、平日一日6時間以上という基準に見直すことを提案する。 【支障事例】現在の要件による本市の長時間開設加算(平日分)対象施設は196施設中17施設(平成25年度)に過ぎず、加算要件が実態と合致していない。	
26年	953-1	医療・福祉	知事会	中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	〔平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について〕(H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知) 地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について (H26.4.1厚生労働省発雇児040)第15号厚生労働事務次官通知)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とする。	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。 《地域子育て支援拠点事業》 開設時間や職員の配置基準等の要件緩和 【支障事例】 ・A市では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。 【提案実現の効果】 ・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。 《放課後児童クラブ》 利用児童数の下限等の要件緩和 【支障事例】 ・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。 【提案実現の効果】 ・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の質向上が期待される。	
26年	953-2	医療・福祉	知事会	中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	〔平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について〕(H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知) 地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について (H26.4.1厚生労働省発雇児040)第15号厚生労働事務次官通知)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とする。	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。 《地域子育て支援拠点事業》 開設時間や職員の配置基準等の要件緩和 【支障事例】 ・A市では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。 【提案実現の効果】 ・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。 《放課後児童クラブ》 利用児童数の下限等の要件緩和 【支障事例】 ・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。 【提案実現の効果】 ・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の質向上が期待される。	【再掲】 6【厚生労働省】 (21)放課後児童健全育成事業 放課後児童健全育成事業の補助要件について、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度から、10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とするよう見直す。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	186	医療・福祉	都道府県	山梨県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和		厚生労働省の妊娠・出産包括支援モデル事業実施要綱	国で本年度から実施しているモデル事業においては、産後ケア事業等を実施する市町村を補助対象としているが、都道府県と市町村が広域的に連携して事業を実施する場合、補助対象となる広域的連携主体都道府県にも拡大するよう要望する。	【制度改正の経緯】本県の合計特殊出生率は、平成25年、1.44で全国の29位と依然低迷しており、先般行った調査では、ほしい子どもの数まで増やさない理由として、経済的な理由とともに育児への不安を訴える声が強かった。現行の県・市町村の公的な支援として、妊娠から幼児期までステップごとに支援メニューがあるが、出産直後の母親に対する施策は手薄な状況にあることから、育児の不安や負担を軽減するための新たな産後育児支援が必要と考えている。 【解決に向けた取り組み】このため、本県では、妊娠・出産から子育てに至る切れ目ない支援を実現するため、産前産後ケアセンターを平成27年度中に開設することとし、本年度は、県と市町村が広域的に連携して事業を実施する仕組みづくりに向けた取り組みを行っている。 センターは、需要調査の結果等から、居室の床を備えたものを県内に1箇所整備することとし、助産師等専門スタッフを配置して通年稼働とするが、このような施設を、小規模市町村が単独で運営することは困難といえ、全県的にバランスの取れた安定的なサービスを実現するためには、この仕組みの導入が不可欠となるものと考え、国として運営を主導するとともに、利用者利用料金の一部を負担させた奨励相当分を市町村と折半で負担し、運営を委託する事業者への委託料として拠出するものである。 この取り組みは、一部の高い財政力を有する自治体だけでなく、全国各地の母親に産後ケアサービスの提供を可能にする先駆的モデルケースとなるものと言え、少子化問題の突破口となる可能性を有する革新的な取り組みと考える。	6【厚生労働省】 (18)母子保健医療対策等総合支援事業 (1)現在、妊娠・出産包括支援モデル事業の事業主体を市町村のみとしていることについて、平成27年度から都道府県による市町村の体制整備のための後方支援(人材育成研修等)を新たに補助の対象とするよう見直す。
26年	410	医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和		母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日厚生労働省0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	産後ケア事業に対する補助条件の見直し 「現状の補助条件」(妊娠・出産包括支援モデル事業)中の3事業全てを実施(提案内容)3事業全てを実施だけではなく、各事業単独の実施も可とする	26年度国では、地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化として「母子保健相談支援事業(母子保健コーディネーターの配置)」「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」の3事業が盛り込まれた「妊娠・出産包括支援モデル事業」を「母子保健医療対策等総合支援事業」により実施している。 当区では児童虐待防止対策として、全国に先駆けて「産後ケアセンター稼新町」を開設しており、育児不安を抱える出産後の母親から大変好評を得ているが、利用ニーズの高まりから、利用希望の母が利用できるような状況が生じてきており、「産後ケア事業」の拡充が課題となっている。 「妊娠・出産包括支援モデル事業」の活用し、事業拡充策の検討を進めたいが、当該事業は、3事業全てを実施することが補助条件とされており利用できない状況である。 補助条件を緩和し「産後ケア事業」単独で実施したとしても、当区の保健師、助産師の全戸訪問率は高くない(25年:95%)、母子の状態把握に必要に応じ、「産後ケア事業」につないでいることから、国の事業目録に沿った地域における切れ目ない支援を実施していくことは可能である。 「妊娠・出産包括支援モデル事業」の補助条件が緩和され、各事業単独での補助申請が可能となれば、当区においても、産後ケア事業の拡充に向けた検討の幅が広がり、ひいては区民に対するサービスの向上を図ることが可能となる。 また、当区の「産後ケアセンター稼新町」は先駆的な取組みであることから法的な事業として位置づけられていないが、全国的にもこうした産後ケアセンターが展開させるために今後法的な事業として位置付ける必要があると考える。	6【厚生労働省】 (18)母子保健医療対策等総合支援事業 (ii)現在、妊娠・出産包括支援モデル事業の補助条件として、①母子保健相談支援事業、②産後ケア事業及び③産前・産後サポート事業の3つ全ての事業の実施を求めていることについて、平成27年度から①母子保健相談支援事業のみを必須事業とし、②産後ケア事業及び③産前・産後サポート事業を任意事業とするよう見直す。
26年	114	医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和		介護保険法第115条の4第2項第6号(地域にける医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律による改正後の介護保険法、当該条項の施行期日は平成27年4月1日。)	介護保険法地域支援事業の認知症施策に「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」を配置して認知症支援事業を実施することが市町村に義務付けられるが、「専門的知識を有する者」として、国が養成する認知症地域支援推進員だけではなく、都道府県や市町村が認知症地域支援推進員に準じる者として独自に養成する者も対象とすること。	【制度改正の経緯】 平成27年度以降、介護保険法の地域支援事業に認知症支援事業が位置付けられ、市町村に実施が義務付けられる。この事業は「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」(以下「専門的知識を有する者」)を置き実施することとされ、具体的には国が養成する認知症地域支援推進員と想定されているが、都道府県や市町村が認知症地域支援推進員に準じる者として独自に養成する者も対象とすること。 【支障事例】 千葉県では、認知症高齢者の急増という現状に鑑み、認知症多職種協働の連携を早急に養成が必要であると判断し、平成24年度に研修体系及びプログラムを作成、25年度から独自に認知症コーディネーターの養成を開始しており、その役割の多くは認知症地域支援推進員と重複している。 認知症コーディネーターの養成研修プログラムは、県内の医療、介護、福祉等各分野の多くの関係者へ検討・協議を重ね、現場の声を取り入れて作成したものであり、地域の特性に応じた養成を行っている。既に69人を養成し、27年度までに160人の養成を目指しており、今後も配置促進を図っていく予定としている。 しかし、地域支援事業で配置が義務付けられる「専門的知識を有する者」について認知症地域支援推進員しか認められないこととなると、本県のこれまでの取組が活かされず、継続していくことが困難となる。 【制度改正の必要性】 認知症地域支援推進員に準じる者として一定の質は確保しつつ、自治体が自主的な取組により地域の特性を踏まえて養成した者も対象とすることで、認知症の人が住み慣れた地域で生活するためのより効果的な支援が可能となるため、要件を緩和する必要がある。	6【厚生労働省】 (19)認知症地域支援推進員等設置事業 地域支援事業実施要綱に基づく認知症地域支援推進員等設置事業については、国が定める研修を受講した者のほか、地方公共団体が独自に養成する者を活用することもできるように、平成27年度の早期に当該実施要綱の見直しを行う。
26年	322-1	医療・福祉	一般市	萩市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和		介護保険法第70条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条	介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所の指定・許可に係る市町村長との事前協議の確立	【支障事例】 市町村においては、介護保険サービスや障害者福祉サービスについて、中期的な見通しに基づき施設の設置やサービス量の確保の計画を住民の参加を得て策定し、介護保険については、それに基づき介護保険料の設定等を行い、計画的な運営を実施している。 近頃、障害者料率アップに伴って通所介護サービス事業を展開する事業者の進出や新たな障害者福祉サービスを展開する事業者が増加傾向にあるが、これらのサービス事業についての指定・許可の権限は、地域密着型サービスを除いて市町村にはなく、都道府県において行われている。市町村が策定している計画を考慮することなく、指定・許可の決定を行うことで、新たな事業展開により事業費が市町村の計画数値を上回り、市の負担や介護保険料の増加が見込まれる。 【制度改正の必要性】 このように福祉サービス事業の指定・許可は、市町村の財政負担や介護保険料の増加等多大な影響を及ぼすため、全ての福祉施設の設置及びサービス事業の開始について市町村長との事前協議の確立を図り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正することが必要である。少なくとも、例外なく市町村へ事前情報の提供を行うように制度改正することが必要である。	6【厚生労働省】 (12)介護保険法(平9法123) (ii)介護保険事業の健全かつ円滑な運営のため、介護サービス事業所の指定の状況の共有等、都道府県及び関係市町村が日常的に十分な連携を図ることが望ましいことについて、地方公共団体に改めて周知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	322-2	医療・福祉	一般市	萩市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第70条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条	介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所の指定・許可に係る市町村長との事前協議の確立	通所介護事業所や住宅型有料老人ホーム、障害者福祉サービス等を整備する場合について、都道府県が市町村に対して事前協議を実施することを定める規定の設置を求めるもの。	【支障事例】 市町村においては、介護保険サービスや障害者福祉サービスについて、中期的な見通しに基づき施設の設置やサービス量の確保の計画を住民の参加を得て策定し、介護保険については、それに基づき介護保険料の設定等を行い、計画的な運営を実施している。 近年、住宅型有料老人ホームに併せ通所の介護サービス事業を展開する事業者の進出や新たな障害者福祉サービスを展開する事業者が増加傾向にあるが、これらのサービス事業についての指定・許可の権限は、地域密着型サービスを除いて市町村にはなく、都道府県において行われている。 市町村が策定している計画を考慮することなく、指定・許可の決定を行うことで、新たな事業展開により事業者が市町村の計画数値を上回り、市の負担や介護保険料の増加が見込まれる。 【制度改正の必要性】 このように福祉サービス事業の指定・許可は、市町村の財政負担や介護保険料の増加等多大な影響を及ぼすため、全ての福祉施設の設置及びサービス事業の開始について市町村長との事前協議の確立を図り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正することが必要である。少なくとも、例外なく市町村へ事前情報の提供を行うように制度改正することが必要である。	6【厚生労働省】 (13)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害福祉サービス事業の健全かつ円滑な運営のため、障害福祉サービス事業所の指定の状況の共有等、都道府県及び関係市町村が日常的に十分な連携を図ることが望ましいことについて、地方公共団体に改めて周知する。
26年	605	医療・福祉	都道府県	長崎県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	H23.8.18日付区政労働省高齢者支援課長他「指定居宅サービス等」の改正により関係通知から削除された特別養護老人ホームの一部ユニット型の施設類型にかかるとして「H23.8.18日付区政労働省高齢者支援課長他通知「指定居宅サービス等」の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の一部改正について」	H23.8.18の厚生労働省高齢者支援課長他「指定居宅サービス等」の改正により関係通知から削除された特別養護老人ホームの一部ユニット型の施設類型にかかるとして再度改正掲載し、当該施設における一部ユニット型の施設形態を認めること。	【支障事例】 H23.8.18の厚生労働省高齢者支援課長他「指定居宅サービス等」の改正により、一部ユニット型の施設類型が廃止され、ユニット型個室とそれ以外の居室形態で別々の施設として認可・指定を行なうこととなったため、次のような支障等が生じている。 ①施設全てをユニット化した場合、利用者の負担増による継続利用ができないことを危惧し、ユニット化が進まない地域もある。このため、地域の中で利用者が居室形態を選択できない状況にある。 ②本県の特養1施設の平均定員は60床未満であり、一部ユニット型の施設を別々の施設として認可・指定した場合、いずれかが地域密着型になり、当該施設においては、他市町村からの利用ができず、広域型としての当初の目的が果たせない不都合が生じるとともに、将来的な利用者の確保の問題が生じる懸念があることから、施設の中にはユニット型を従来型個室へ変更する施設が出ることも懸念され、ユニット型を推進する国の施策に逆行することが危惧される。 ③ユニット型とそれ以外(多床室等)を分け、認可・指定を行なったことにより、広域型を計画している県の老人福祉計画及び介護保険事業支援計画と実態と齟齬が生じている。 【制度改正の必要性】 このようなことから、利用者の意向に沿う居室形態を利用者が選択できる施設を整備するうえで、また、広域型の設置目的を充足するうえにおいても一部ユニット型施設類型を認める必要がある。この改正を行なうことにより、H25.4.1施行の県条例(特養基準条例)においても一部ユニット型を認める条例に改正したい。	6【厚生労働省】 (12)介護保険法(平9法123) (iii)地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所の指定(42条の2第1項及び54条の2第1項)については、当該サービス事業所所在地の市町村長の同意を得て(78条の2第4項4号及び115条の12第2項4号)、他の市町村長が指定することで、当該他の市町村の被保険者もサービスを利用できること、及び市町村長間の協議により事前の同意を得ることで、指定手続の簡素化も可能である(78条の2第10項及び115条の12第7項)ことを、地方公共団体に改めて周知する。	
26年	671	医療・福祉	指定都市	堺市・大阪府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第7条 介護保険法施行令第6条第1項	介護保険認定審査委員の任期の緩和	介護保険認定審査委員の任期を市町村の裁量で定めるようにする。	【支障事例】 介護保険認定審査委員の任期は、介護保険法施行令第6条により、全国一律に2年とされている。委員の改選時には、関係機関等との調整や委員の研修を実施するなど相当の時間と労力を要しているが、本市では、平成26年4月現在の委員390名のうち、平成25年4月の改選時に再任された委員が355名と9割以上を占めており、2年を超えて再任される委員が大多数である。 【制度改正の必要性】 今後の介護需要の増加に対応するためにも、委員の任期は全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応できるように措置することを求めるものである。	6【厚生労働省】 (12)介護保険法(平9法123) (i)介護認定審査会の委員の任期(施行令第6条1項)については、3年を上限として条例(制定主体は市町村等)で定める期間とすることを可能とする。
26年	864	医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第7条 介護保険法施行令第6条第1項	介護保険認定審査委員任期を定める規定の緩和	介護保険認定審査委員任期について、現在は介護保険法施行令により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、規定を緩和する。	【支障事例】 介護保険法施行令第6条第1項により、介護保険認定審査委員の任期は、全国一律に2年とされている。しかしながら、実際には2年を超えて再任される方も多く、一度に多くの改選手続きを行うのは、事務上相当の労力と準備期間を要する。(平成26年4月現在、認定審査会委員300名、うち再任された委員263名) 【制度改正の必要性】 また、認定審査は専門性を要することから一定期間の任期が必要である。このことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応することが必要と考える。	【再掲】 6【厚生労働省】 (12)介護保険法(平9法123) (i)介護認定審査会の委員の任期(施行令第6条1項)については、3年を上限として条例(制定主体は市町村等)で定める期間とすることを可能とする。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	187	医療・福祉	都道府県	福井県	厚生労働省	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法第4条第10項、第11項、同法施行規則第9条の2	麻薬小売業者間譲渡許可権限の都道府県への移譲	麻薬小売業者間譲渡許可権限を都道府県に移譲する	【具体的支障事例】 麻薬小売業者(薬局)は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡すことはできないが、厚生労働大臣の許可を受ければ一定の条件下、麻薬小売業者間で譲渡できることとなっている。麻薬小売業者間譲渡許可の実際の事務は地方厚生局麻薬取締部が行っている。 一方、麻薬小売業者の免許は都道府県知事の権限であり、通常の監視指導は都道府県が行っている。 小売業者にとっては、緩和ケアの推進等で利用が増えている麻薬を有効利用するため、小売業者間譲渡許可を取得し、業者間で麻薬の譲渡を行いたい方が、許可申請などの手続きを県外にある厚生局にしなければいけないため、時間がかかるなど不便な状況にある。 また、都道府県にとっては許可情報が事後に厚生局から送られるため、許可の事実を把握できず、監視指導の時期が合わない場合がある。 【制度改正の効果】 都道府県が麻薬小売業者の免許と併せて事務を行うことで、効率的な事務処理、実質的な監視指導が可能となる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容 4【厚生労働省】 (6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14)麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。
26年	310	医療・福祉	都道府県	熊本県、佐賀県、大分県	厚生労働省	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法第4条第11項及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2	麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬小売業者間譲渡許可の国から都道府県への移譲	厚生労働省(地方厚生局麻薬取締部)が行っている麻薬小売業者間譲渡許可を都道府県知事が行うことができるよう権限を移譲すること	【支障】 麻薬の譲渡は、麻薬小売業者の免許を有しなければ行うことができないが、当該免許交付は都道府県知事が行い、麻薬小売業者間譲渡の許可は九州厚生局で行っている。許可申請者は、事前相談のために、厚生労働省地方厚生局麻薬取締部を訪問する場合もあり、移動距離や時間、経済的な面での負担となっている。 【制度改正の必要性】 麻薬小売業者(薬局)は在庫を十分に抱えているところがない状況にある中、麻薬小売業者間譲渡許可は、医療用麻薬を麻薬小売業者(薬局)間で譲渡譲受できる実質唯一の方法である。麻薬処方せんを持つ患者への迅速な調剤提供を行い、在宅緩和ケアを推進するためにも、麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2、麻薬小売業者間譲渡に係る許可権限を、厚生労働省地方厚生局(麻薬取締部)から都道府県に移譲する必要がある。	【再掲】 4【厚生労働省】 (6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14)麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。
26年	581	医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法第4条第10項、第11項 同法施行規則第9条の2	麻薬小売業者間譲渡の許可の都道府県知事への移譲	現在、麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、厚生労働大臣の許可となっているが、在宅医療推進の観点から小売業者間の医療用麻薬の譲渡を促進させる必要があることから、当該許可権限を都道府県知事に移譲する。	【現行制度】 麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項により、麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡す場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととなっている。この許可の申請先は、厚生労働省(厚生局)である。 【制度改正の必要性】 許可申請を麻薬小売業者の権限を有する知事へと移譲することで、申請先が一本化され、申請者にとって時間的・経済的な負担が軽減される。 また、譲渡許可の取得が促進され、麻薬調剤業務の円滑化及び患者の利便性が向上する。 麻薬小売業者間の譲渡許可の前提となる麻薬小売業者の免許は知事権限となっており、事務処理も、支障が生じることはない。麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、監視指導・麻薬対策課長通知等で許可要件も明確になっている上、全国的にも広がりを見せ、譲渡許可を例外的な取扱いとする事案には当たらない。	【再掲】 4【厚生労働省】 (6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14)麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。
26年	589	医療・福祉	都道府県	京都府、兵庫県	厚生労働省	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法第4条第10項、第11項 同法施行規則第9条の2	医療用麻薬に係る薬局間の譲渡・譲渡許可権限の都道府県知事への移譲	医療用麻薬に係る薬局間の譲渡・譲渡許可権限の都道府県知事に移譲する	薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため譲渡することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けなくても自由に相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫麻薬の使用期限が到来、不良在庫化し、廃棄に至る事例が数多く認められており、緩和医療学会の調査によれば、保険薬局の不良在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。 また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲渡・譲渡に係る規制緩和を求める声が強い。 都道府県許可制のもと、在庫量の不足以外の緊急性がなくとも通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅緩和ケアに取り組み薬局が増え、患者の在宅療養環境が充実することが期待される。	【再掲】 4【厚生労働省】 (6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14)麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。
26年	590-1	医療・福祉	都道府県	京都府、兵庫県	厚生労働省	C A又はBに開通する見直し	麻薬及び向精神薬取締法第4条第10項、第11項 同法施行規則第9条の2	医療用麻薬に係る薬局間の譲渡・譲渡許可要件の緩和、許可期間の延長	医療用麻薬に係る薬局間の譲渡・譲渡許可を「在庫量の不足により譲渡することができない場合」に限らず認められるよう要件を緩和する。また、譲渡・譲渡許可申請者の麻薬小売業者免許が全て翌年の12月31日までの場合は、翌年12月31日までの許可を認めるようにする。	薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため譲渡することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けなくても自由に相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫麻薬の使用期限が到来、不良在庫化し、廃棄に至る事例が数多く認められており、緩和医療学会の調査によれば、保険薬局の不良在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。 また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲渡・譲渡に係る規制緩和を求める声が強い。 在庫量の不足以外の緊急性がなくとも通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅緩和ケアに取り組み薬局が増え、患者の在宅療養環境が充実することが期待される。 国は構造改革特区第20次・地域再生第9次検討要請に対し、医療用麻薬については国際条約に基づき、適切な流通管理が求められていることを理由に権限移譲・規制緩和が困難である旨回答しているが、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約及び麻薬に関する単一条約では、製造業者及び分配業者の手にその業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質(＝麻薬)が蓄積されることが防止することが定められているが、現行のように薬局必要品目を全てそろえることを求めることの方が、余剰在庫を増やし、「業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質が蓄積される」と言えなくもないことから、適正な管理のためにも規制緩和を求めるもの。	【再掲】 6【厚生労働省】 (6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14) (ii)麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可(24条11項、施行規則9条の2)については、麻薬の譲渡しができる場合として、新規の処方の場合に限ったものではなく、同一患者で引き続き麻薬処方が必要な場合も譲り受けすることができること等について、地方公共団体及び関係団体等に周知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	590-2	医療・福祉	都道府県	京都府、兵庫県	厚生労働省	C A又はBに關連する見直し	麻薬及び向精神薬取締法第4条第10項、第11項 同法施行規則第9条の2	医療用麻薬に係る業局間の譲受・譲渡許可を「在庫量の不足により調剤することができない場合」に限らず認められるよう要件を緩和する。また、譲受・譲渡許可申請者の麻薬小売業者免許が全て翌年の12月31日までの場合は、翌年12月31日までの許可を認めるようにする。	業局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けても自由に相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫麻薬の使用期限が到来、不良在庫化し、廃棄に至る事例が数多く認められており、緩和医療学会の調査によれば、保険業局の不動在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。 また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、業局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が強い。 在庫量の不足以外の緊急性がなくても通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減少するため、在宅緩和ケアに取り組み業局が増え、患者の在宅療養環境が充実することが期待される。 国は構造改革特区第20次・地域再生第9次検討要請に対し、医療用麻薬については国際条約に基づき、適切な流通管理が求められていることを理由に権限移譲・規制緩和が困難である旨回答しているが、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際条約及び麻薬に関する単一条約では、製造業者及び分配業者の手にその業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質(=麻薬)が蓄積されることを防止することが定められているが、現行のように業局必要品目を全てそろえることを求めることの方が、余剰在庫を増やし、「業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質が蓄積される」と言えなくもないことから、適正な管理のためにも規制緩和を求めるもの。	6【厚生労働省】 (6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14) (ii)麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可(24条11項、施行規則9条の2)については、有効期間を最長1年から3年に延長するとともに、共同申請者を追加する場合の輕易な変更届出制度を創設する。	
26年	591	医療・福祉	都道府県	京都府、兵庫県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	麻薬及び向精神薬取締法第9条	医療用麻薬の廃棄にあつた際の行政職員の立会要件の廃止	麻薬の廃棄の際に、都道府県の職員の立会いの下に行わなければならないこととされている要件をなくし、事後届出のみでよいこととする	未使用麻薬は、予め届け出を行い、都道府県職員の立会いの下で廃棄しなければならないとされているが、在宅医療の進展により、患者に投与される麻薬の数量や品目が急増する中、麻薬の廃棄処理に時間がかかり、医療機関や薬局(麻薬小売業)に勤務する薬剤師への時間的、身体的な負担が大きくなり、本府薬剤師会からも、立会いの要件の撤廃を求める声が強い。 医療用麻薬の流通を真に予防すべきであれば、紛失・盗難等のリスクにも一定対応すべきだが、これらの日常的な管理は業局や医療機関の自主的な管理にゆだねられており、一定の秩序が保たれていることから、廃棄のみ行政機関の立会いを求めるのは、整合性に欠けると言える。 また、医療用麻薬と同様に幻覚・依存作用のあるシンナーは毒物劇物取締法の適用を受け、廃棄に立会いが必要ないのに医療用麻薬のみ必要な整合性に欠けると言える。	
26年	636	医療・福祉	都道府県	長崎県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	麻薬及び向精神薬取締法第5条	麻薬取扱者の免許の期限延長	麻薬取扱者の免許の有効期間について、免許の日の属する年の翌年の12月31日までとなっている規定を、5年後の12月31日までとすること。(最長6年の有効期間とする。)	【支障・制度改正の必要性】 麻薬免許証の最長有効期間は、麻薬及び向精神薬取締法第5条に基づき、最長2年間(免許の日からその日の属する年の翌年の12月31日まで)となっている。 免許については、本県で年間1500~2000件程度の申請があるが、その大半の申請が12月に集中するため、その事務処理に苦慮している。 免許の期限が延長されれば、免許申請が分散することにより、事務処理が円滑に進行すると考えられる。	6【厚生労働省】 (6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14) (1)麻薬取扱者の免許(5条)については、有効期間を最長2年から最長3年に延長する。
26年	308	医療・福祉	都道府県	熊本県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第42条の2 平成20年厚生労働省告示第119号「医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準」 厚生労働省医政局長通知(平成20年3月31日医政発第0331008号)「社会医療法人の認定について」	社会医療法人の認定要件拡充	社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地診療所だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とすること	【支障】へき地診療所を支えるへき地拠点病院の常勤医師数が減少傾向にあり、へき地拠点病院からへき地診療所への医師派遣が厳しい状況にある。 【制度改正の必要性】平成20年厚生労働省告示第119号「医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準」第3条1号イ「へき地にある診療所」を「へき地にある診療所又はへき地医療拠点病院」に改め、へき地医療等を行う社会医療法人の認定要件を拡充し、その数を増やすことで、へき地医療拠点病院の支援体制を確保する。 (参考)本県では、県内のへき地診療所17か所のうち、常勤医師を確保できている診療所は4か所のみ。また、へき地医療を支えるへき地医療拠点病院の常勤医師数が減少傾向にあり、ここ10年でピーク時から約30%減少している病院もある。	6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (ii)社会医療法人の認定(42条の2第1項)については、以下の方向で認定要件の緩和について検討し、平成27年度中の実施を目指す。 二、都道府県において病院及び診療所を開設する医療法人について、全ての医療機関が一、二次医療圏及び隣接する市町村に設置されている場合には、当該二の都道府県の医療計画に必要な事項が記載されていること等を要件として、当該病院において救急医療等確保事業を実施することにより、社会医療法人として認定できることとする。 へき地の医療の確保に必要な事業に係る業務の基準として、へき地診療所への医師の派遣等の要件について、へき地医療拠点病院への医師の派遣及び当該へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師の派遣等についても加え、社会医療法人として認定できることとする。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	387	医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第42条の2	社会医療法人の認定要件緩和	社会医療法人の認定に当たって、複数の県に医療施設を設置している医療法人とみなし、一の県のみ医療施設を設置している医療法人と同等の取扱いとする。 【参考】「同等の取扱い」とは、一の県のみで救急医療確保等事業を行ってれば認定要件を満たすこととすることを指す。	【支障】 複数の県に医療施設を設置している医療法人が厚生労働大臣による社会医療法人の認定を得るためには、厚生労働省医政局長通知に基づき、それぞれの県の医療施設において救急医療確保等事業を実施することが要件の一つとして定められており、一の県にしか施設を有さない医療法人と比較ハードルが高い。 そのため、医療法人が社会医療法人の認定要件を満たすために、一方の県に置く医療施設の数が少なく、不採算の場合、一方の県の全ての医療施設を廃止する可能性がある。そうした場合、廃止となる地域に他の医療施設が少ない場合、医療の安定的な提供体制が崩壊するおそれがある。 【改正の必要性】 複数の県に医療施設を設置している医療法人が社会医療法人の認定を得る場合において、例えば「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、シニアステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続きが必要である。 【改正内容・効果】 対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続きが事後報告となり、事務処理が合理化、簡素化されるため、同事業による公営住宅の有効活用促進に資することができる。 また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひろば」)についても対象に加えていただきたい。 同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、コミュニティ(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。 同事業の観点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のプラン的な位置づけであると考えられる。	【再掲】 【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (ii)社会医療法人の認定(42条の2第1項)については、以下の方向で認定要件の緩和について検討し、平成27年度中の実施を目指す。 一、二の都道府県において病院及び診療所を開設する医療法人について、全ての医療機関が一の二次医療圏及び隣接する市町村に設置されている場合には、当該二の都道府県の医療計画に必要な数で認定要件を緩和すること等要件として、当該病院において救急医療確保等事業を実施することにより、社会医療法人として認定できることとする。 一、へき地の医療の確保に必要な事業に係る業務の基準として、へき地診療所への医師の派遣等の要件について、へき地医療拠点病院への医師の派遣及び当該へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師の派遣等についても加え、社会医療法人として認定できることとする。
26年	822	土木・建築	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。	【現行】 公営住宅の目的外使用の対象事業として、グループホーム事業(数名で共同生活を営む認知症の高齢者や障害者に世話人等が生活や健康管理面のサポートをする)が認められているが、事業内容が類似する「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、シニアステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続きが必要である。 【改正内容・効果】 対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続きが事後報告となり、事務処理が合理化、簡素化されるため、同事業による公営住宅の有効活用促進に資することができる。 また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひろば」)についても対象に加えていただきたい。 同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、コミュニティ(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。 同事業の観点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のプラン的な位置づけであると考えられる。	
26年	2	その他	都道府県	佐賀県	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省	A 権限移譲	出入国管理及び難民認定法第6条	国際ビジネス機受入の際のCIQ業務の移譲	地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。	【支障】 CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機(運航申請が直前かつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない)の運航希望に対して空港のロット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。 【改正の必要性】 国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネスシティ環境の改善につなげるものである。 【効果】 運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離着陸に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。 【懸念の解消策】 移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がはっきりしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。	【厚生労働省】 (5)検査法(昭26法201) 国際ビジネス機の受入れに伴い、出入国の際に必要な税関・出入国管理・検疫(CIQ)業務については、提案団体から求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。また、今後、他の地方公共団体から同様の提案があった場合は、個々の空港の状況やCIQ職員の体制整備の状況、感染症の世界的な流行の状況等を踏まえ、臨機応変な対応を行うことについて個別に検討する。
26年	13	農地・農業	都道府県	佐賀県	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法第8項、第9項	農村的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する場合については、あらかじめ地方農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区での実施計画の未完了を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。 【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえでも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。	【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する場合について協議に応じようとする場合には、あらかじめ地方農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区での実施計画の未完了を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。 【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえでも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。	【厚生労働省】 (6)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管) (1)都道府県が、農村地域工業等導入実施計画を策定又は変更する場合(5条1項)及び市町村が策定又は変更する当該計画について協議に応じようとする場合(5条9項)、「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭63農林水産省構造改善局、昭63通商産業省立地公書局、昭63労働省職業安定局、昭63運輸省貨物流通局)において、あらかじめ地方農政局、経済産業局、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこと等とされている事項については、廃止する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	373	医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表第5注1(2)	療養介護の利用対象者要件に関する規制緩和	療養介護の利用対象者の要件を緩和(告示で利用対象者であることの明確化)し、「動く重症心身障害者」が安心して療養介護が受けられるようにすること。	【支障】 「動く重症心身障害者」(重度の肢体不自由はないが、重度の知的障害で行動障害を有する方)は、告示の文面上は療養介護の利用対象者の対象外となっており、生活介護(福祉施設での介護)で対応することとなっている。しかし、「動く重症心身障害者」の中には、生活介護による集団生活指導が不可能で、療養介護による医学的管理下における介護等が不可欠な方々もいる。いくつかの県においては、厚生労働省に対して照会した結果、当面の措置として療養介護の対象として差し支えない旨の事務連絡を得ており、サービスを提供しているが、照会した県に対する事務連絡回答を根拠としているため、法的安定性に不安がある。 【改正の必要性】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表第5注1(2)に定める療養介護の利用対象者の要件を緩和(告示改正)することで、「動く重症心身障害者」の方が、個々の状況に応じた適切な福祉サービスを受けることができるようになる。なお、幹事県には、利用者団体からも安定したサービスを利用できるよう、告示改正を求める意見が寄せられている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	188	医療・福祉	都道府県	福井県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)第6の12等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2の(6)⑬等	障害福祉サービスにおける加算の送迎算定要件の緩和	障害福祉サービス事業者が利用者の送迎を行った場合に算定できる送迎加算について、地域の実情に応じて都道府県が決定できるようにすること。	【制度の概要】 障害福祉サービス事業者が、居宅と事業所間で利用者の送迎を行った場合は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)」により、送迎加算を算定できる。ただし、この告示において、送迎加算の要件を「居宅と障害福祉サービス事業所との間の送迎を行った場合」に限定しているため、「最寄駅と障害福祉サービス事業所間」等の送迎は対象外となっている。 【支障事例】 当県は、公共交通機関が充足していないため、各障害福祉サービス事業者から公共交通機関の最寄駅までが2～5キロ程度であることが普通であり、その場合、最寄駅から事業所まで、利用者が歩いて通うことは不可能である。一方、利用者の居宅についても、農村集落から山間部、海岸地域まで広範囲に渡っており、各事業者からは、それらの利用者宅への送迎に時間を要する状況である。 【規制緩和の必要性】このような中、自身で公共交通機関を使用しながら最寄駅まで来ることのできる利用者には、居宅への送迎に代えて最寄駅までの送迎としてもらうことは効率的であり、現実的である。 また、公共交通機関の利用は、障害のある利用者にとって欠かせない社会との接点であり、自立訓練の意味合いもあり大変有意義な時間となっている。 このようなことから、送迎加算の算定について、地域の実情を熟知している都道府県の裁量で決定できるようにすることが必要である。	
26年	222	医療・福祉	都道府県	滋賀県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の2等	重度障害者の地域生活支援を行うための報酬体系の見直し	医療依存度や介護の困難性が高い者が利用する事業所の報酬体系を見直すこと。 具体的には、①現行の人員配置体制加算(1)の配置基準を超えて手厚い人員配置をしている事業所に対する加算区分の新設、②「重症心身障害者対応者看護師配置加算」の新設、③「強度行動障害者通所特別支援加算」の新設を図ること。	【支援事例】 重症心身障害者を多数受入れている生活介護事業所では、看護師は約3人(運営基準では、“常勤・非常勤を問わず1人置くと”なっているのみ。)、生活支援員は1:1対応に近い人員配置を行っており、こうした事業所に対して、報酬に上乗せ補助を行っている。 【制度改正の必要性】 重症心身障害者への支援にあたっては密度の高い医療的なケアが求められ、また強度行動障害者の支援にあたっては常時見守りが必要であることから、こうした重度障害者への適切な支援を行うためには、現行の報酬基準では対応が困難であり、現場の実態に即した報酬体系への見直しが必要である。	
26年	223	医療・福祉	都道府県	滋賀県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第3-1-4等 社会福祉施設等耐震化等臨時特別基金管理運営要領別紙2	重度障害者の地域生活支援を支える施設整備基準等の見直し	社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)基準を見直すこと。 具体的には、①「共同生活介護・共同生活援助」(グループホーム)の整備基準(単価)に、重度障害対応事業所を対象とした区分の新設、②「生活介護」の整備基準(単価)に、重度障害対応事業所を対象とした区分の新設を図ること。 社会福祉施設等耐震化等臨時特別交付金交付基準(単価)を見直すこと。 具体的には、グループホームのスプリンクラー等整備における基準準備の見直しを図ること。	【支援事例】 本県では、重症心身障害者等に対応した生活介護事業所やグループホームの整備を促進するため、特殊浴槽等設備の整備等の掛かり増し経費の補助を行っている。 【制度改正の必要性】 ストレッチャー等を利用することが多い重症心身障害者が通所事業所やグループホームを利用するにあたっては、特殊浴槽の設置のほか、廊下や部屋等のスペースも広とる必要がある。 災害時の対応にあたっては、スプリンクラーの設置など施設設備面での対応も重要である。 重症心身障害者や強度行動障害者等の重度の障害がある人が、身近な地域で継続した生活を送るためには、こうした人々を受け入れることができるための施設整備と、それを支援するための制度見直しが必要である。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	725	医療・福祉	都道府県	徳島県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び単独当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の2等	重度障害者の地域生活支援を行うための報酬体系の見直し	医療依存度や介護の困難性が高い者が利用する事業所の報酬体系を見直すこと。 具体的には、①「現行の人員配置体制加算(1)の配置基準を超えて手厚い人員配置をしている事業所に対する加算区分の新設、②「重症心身障害者対応者看護師配置加算」の新設、③「強度行動障害者通所特別支援加算」の新設を図ること。	【支障事例】 重症心身障害者を多数受入れている生活介護事業所では、看護師は約3人(運営基準では、“常勤・非常勤を問わず1人置くとされているのみ”)、生活支援員は1:1対応に近い人員配置を行っており、こうした事業所に対して、報酬に上乗せ補助を行っている。 【制度改正の必要性】 重症心身障害者への支援にあたっては密度の高い医療的なケアが求められ、また強度行動障害者の支援にあたっては常時見守りが必要であることから、こうした重度障害者への適切な支援を行うためには、現行の報酬基準では対応が困難であり、現場の実態に即した報酬体系への見直しが必要である。	
26年	726	医療・福祉	都道府県	徳島県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第3項 社会福祉施設等施設整備費等臨時特例基金管理運営費領別紙2	重度障害者の地域生活支援を支える施設整備基準等の見直し	社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)基準を見直すこと。 具体的には、①「共同生活介護・共同生活援助」(グループホーム)の整備基準(単価)に、重度障害対応事業所を対象とした区分の新設、②「生活介護」の整備基準(単価)に、重度障害対応事業所を対象とした区分の新設を図ること。 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付基準(単価)を見直すこと。 具体的には、グループホームのスプリンクラー等整備における基準単価の見直しを図ること。	【支障事例】 本県では、重症心身障害者等に対応した生活介護事業所やグループホームの整備を促進するため、特殊浴槽等設備の整備等の掛かり増し経費の補助を行っている。 【制度改正の必要性】 ストレッチャー等を利用することが多い重症心身障害者が通所事業所やグループホームを利用するにあたっては、特殊浴槽の設置のほか、廊下や部屋等のスペースも広とる必要がある。 災害時の対応にあたっては、スプリンクラーの設置など施設設備面での対応も重要である。 重症心身障害者や強度行動障害者等の重度の障害がある人が、身近な地域で継続した生活を送るためには、こうした人たちを受け入れることができるための施設整備と、それを支援するための制度見直しが必要である。	
26年	356	医療・福祉	都道府県	徳島県、京都府、和歌山県、鳥取県、兵庫県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第186条、第190条等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表第14の11、第15の12	施設外就労加算要件における規制緩和	施設外における支援を行う場合の要件を、地域の実情に応じて、地方が独自に緩和できるようにすること。	【現状】 これからの人口減少社会に対応し、集約を守っていく手法として、本県では、障がいの自立支援を図りつつ、地域貢献活動として「高齢者等の見守り活動」を行うといった取組みを進めている。 【制度改正の必要性】 こうした取組みをさらに広げていくためには、より事業者が参画しやすくするため、地方の裁量の範囲を拡大する必要がある。 現状の施設外就労加算の算定については、人員要件が細かく規定されており、1ユニットにつき、支援員1名、利用者3名が対象、加えて、施設外就労先との契約が必要となる。これらの縛りを外し、地域が中山間地域などの実情に応じて、要件を緩和出来るよう制度改革を図る。	
26年	663	医療・福祉	指定都市	川崎市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第38条 地方自治法施行令第174条の32	障害者入所支援施設指定に係る都道府県知事の同意の廃止	指定都市及び中核市が行う障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の指定事務について、当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の当該指定障害者支援施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることになることと認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、障害者総合支援法第29条第1項の指定をしないことができることを根拠とした都道府県知事の同意を廃止する。	【支障事例】 障害者支援施設の指定については権限移譲がされたが、地方自治法施行令において都道府県知事の同意が必要となっている。本市においては、従前から障害者数に比して障害者支援施設の定員数が極端に少なく、特に市内南部地域には入所施設が全く設置について強く市民から要望されている。定員増については、県の障害福祉計画に基づき協議が行われたが、人口増加を平成42年度まで見込んでいる中、比較的手厚い支援が必要な障害者も増加が予想されており、このような本市の実態を踏まえた指定が事実上できない状況にある中では、障害者の支援ニーズに対応できず支障をきたすことが想定される。 【制度改正の必要性】 平成26年度まで135名を入所施設から地域へ移行させるなど様々な地域生活支援及び地域移行に向けた取組を行っているところである。しかしながら、強度行動障害等の障害特性等により地域生活の継続が困難な方も多く、障害者を支える家族の高齢化も急速に進展してきている状況から、「親なきあと」の障害者の生活を支えるための仕組みづくりが喫緊の課題であり、グループホームなど障害者が地域で生活していくための支援ができる「通所型・拠点型の入所施設」の整備等に対して、県知事の同意が廃止されることにより、本市の実態に応じた、きめ細かい障害者支援施策を実施することが可能となる。 【懸念の解消策】 法で定められている計画との整合性については、障害者が地域生活をしていく上で、必要な支援ニーズにも対応していかなければならない状況など、地域の実情について丁寧な説明し、策定の段階で市と連絡調整を行うことで担保できると考えられる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	866	医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第5条	障害支援区分認定審査会委員任期について、現在は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	【支障事例】 障害支援区分認定審査会委員の任期については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令により、全国一律に2年とされている。しかしながら、実際には2年を超えて再任される方も多く、一度に多くの改選手続きを行うのは、事実上相当の労力と準備期間を要する。(平成26年4月現在、認定審査会委員40名、うち再任された委員36人) 【制度改革の必要性】 また、審査の公平性を確保するためにも一定期間の任期が必要である。このことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応できることが必要と考える。	6【厚生労働省】 6【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)】 6【市町村審査会の委員の任期(施行令5条1項)については、3年を上限として条例(制定主体は市町村等)で定める期間とすることを可能とする。	
26年	42	医療・福祉	都道府県	愛知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律、第9条第1項、第11条第1項、第12条第1項	都道府県医療費適正化計画の策定義務の廃止	都道府県医療費適正化計画の策定義務及び当該計画に係る評価(中間年度、最終年度)を廃止すべき。	【現状】 当該計画においては、「医療費適正化を推進することによる計画期間における医療に要する費用の見直しに関する事項」を定めることが義務付けられているが、その算定を都道府県が独自で行うことは技術的に困難であるため、国から提供される推計ツールにより一律に行われている。 【支障事例】 「医療費適正化を推進することによる計画期間における医療に要する費用の見直しに関する事項」の医療費の算定には、推計ツールにおいて「メタボリックシンドローム該当者・予備軍の減少率」と「平均在院日数の短縮」に係る数値を用いる必要があり、したがってこの2項目について計画において目標として記載せざるを得ない状況となっている。 また、医療に要する費用の見直しについては、厚生労働省から提供される各種データ、推計ツールを用いて算定していることから、進捗状況について把握、管理することが現実的に不可能であり、義務化するまでの必要性は考えられない。	
26年	63	医療・福祉	その他	関西広域連合	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第65-66-68-71-73-78-80-81条 国民健康保険法第41-45条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第66-72条等	保険医療機関の指定・指導権限の地方厚生局から広域連合への移譲	健康保険法等に基づく「保険医療機関の指定・指導権限」について、関西広域連合のような府県域を超える広域行政組織への移譲を求める。	【制度改革の必要性】 今後大きな課題となる「2025年」問題への対応として、「社会保障制度改革」の中で、地域に必要な医療の確保に向けて「地域医療ビジョンの策定」「病床の機能分化」等について、地方分権の観点から、今こそ、地方が主体的に医療体制のあり方を考える時期を迎えている。 こうした状況下において、地方が、その地域における必要な医療を確保していくためには、医療提供体制の整備について、積極的に関わっていくシステムづくりが必要となる。 【提案内容及び効果】 「医療法人の認可・指導監督」、「病院の開設計可等の権限」を有する府県との緊密な連携が図れるとともに、事務執行体制の集約化により、高度で専門的な事務執行が可能となる「広域連合」(または、府県域を超える唯一の意思決定機関「関西広域連合」)において、「保険医療機関の指定・指導権限」を受け、地方において効果的な「医療提供体制の確保」及び行政の効率化を図ることを目指す。 また、現状において、診療報酬に関する個別指導の実施率が十分ではないとの指摘があり、責任ある広域行政主体が実施することにより、カバランスの効いた適正な個別指導の実施により、医療費の適正化に向けた動きとなる。 【調整が必要な事項】 保険医療機関の指定等については、高度な専門知識が必要となるため、保険医療業務に精通した医師、歯科医師及び専門官等の人材及び事務費にかかる財源を確保する必要がある。	
26年	191	医療・福祉	都道府県	和歌山県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第63条第3項第1号、第64条、第73条、第78条第1項、第80条 国民健康保険法第41条、第45条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第66条、第72条	保険医療機関及び保険薬局の指定・指導権限並びに保険医及び保険薬剤師の登録・指導権限の移譲	保険医療機関及び保険薬局の指定・指導権限並びに保険医及び保険薬剤師の登録・指導権限を都道府県知事に移譲する。	【移譲の必要性】 今後、大きな課題となる「2025年問題」へ対応するため、地域に必要な医療の確保に向けて「地域医療ビジョンの策定」「病床の機能分化」等について、都道府県が主体的に医療体制のあり方を考える時期であり、これらを実現させるため、都道府県が医療提供体制の整備について、積極的に取り組む必要がある。 【移譲による効果】 そこで、「保険医療機関の指定・指導」権限を都道府県へ移譲することにより、従前から実施している医療法に基づく「医療法人の認可・指導監督、病院の開設計可等」権限と合わせて、地域完結型の主体的な医療行政を推進することができ、ひいては、より効果的な「医療提供体制の確保」「医療費の適正化」を図ることができる。 また、診療報酬に関する個別指導については、現在は、地方厚生(支)局と都道府県が共同で実施しているが、実施状況が十分ではない状況であり、地域に密着した都道府県が実施することにより、適正な個別指導を実施し、医療費の適正化に向けた動きとなる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	354	医療・福祉	都道府県	徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第65条、第66条、第68条、第71条、第73条、第78条、第80条、第81条 国民健康保険法第41条、第45条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第66条、第72条等	保険医療機関の指定・指導権限の移譲	健康保険法及び国民健康保険法に基づく「保険医療機関の指定・指導権限」について、都道府県への移譲を求める。	【移譲の必要性】 今後大きな課題となる「2025年」問題への対応として、「社会保障制度改革」の中で、地域に必要な医療の確保に向けて「地域医療ビジョンの策定」「病床の機能分化」等について、地方分権の観点から、今こそ、地方が主体的に医療体制のあり方を考える時期を迎えている。こうした状況下において、地方が、その地域における必要な医療を確保していくためには、医療提供体制の整備について、積極的に関わっていくシステムづくりが必要となる。 このためには、「医療法人の認可・指導監督」「病院の開設許可等の権限」を有する都道府県において「保険医療機関の指定・指導権限」を受け、地方において効果的な「医療提供体制の確保」を図ることを目指す。 【支障事例】 現状において、診療報酬に関する個別指導の実施率が十分ではないとの指摘があり、ガバナンスの効いた適正な個別指導の実施により、医療費の適正化に向けた動きとなる。 なお、保険医療機関の指定等については、高度な専門知識が必要となるため、保険医療業務に精通した医師、歯科医師及び専門官等の人材及び事務費にかかる財源を確保する必要がある。	
26年	482	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第73条等 社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督等、社会保険に係る不服申立てに関する社会保険審査官の事務	保険医療機関、社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督等、社会保険に係る不服申立てに関する社会保険審査官の事務	医療保険制度の運営に関し、厚生労働大臣が行う保険医療機関への指導監督等の権限について、都道府県知事への移譲を求める。 ○保険医療機関等に対する指導・監査業務、保険医療機関等の指定及び保険医等の登録の申請等、施設基準の届出等に関する業務 ○社会保険診療報酬支払基金支部における適正な審査と迅速適正な支払を確保するための事務 ・審査委員会からの診療担当者に対する出頭、報告等の要求の承認及び診療報酬の支払いの一時差し止めの承認 ○社会保険審査官及び社会保険審査会法に規定する健康保険法・船員保険法による審査請求に係る事務	この間進められている社会保障制度改革では、先に成立した医療介護総合合法も含め、増大を続ける医療介護給付費の中で持続可能な社会保障制度を維持するために、都道府県の役割の強化が行われている。 今後の社会保障制度、特に医療介護制度において地方自治体や地域の役割が重視される方向のなかで、国と地方の役割について改めて整理し、保険医療機関への指導監督について都道府県に一元化するとともに、社会保障の重要な一翼を担う社会保険診療報酬支払基金支部に対する指導監督権限及び社会保険に係る不服申立てに関する社会保険審査官の事務も厚生労働省ではなく都道府県に移譲することが望ましい。	
26年	784	医療・福祉	都道府県	兵庫県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第65条、第71条、第80条、第81条	保険医療機関等に関する権限移譲	地域の実情に応じた医療機関、診療科及び医師の需給調整を行うため、健康保険法等に基づく「保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分権限を必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。	【現行】 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分に関する権限は地方厚生局の権限とされている。 社会保障制度改革国民会議において、県は「地域医療の提供水準を定め、県民の負担水準を定める」責任主体と位置づけられた。 【移譲による効果】 保険医療機関の指定・取消権限を移譲することで、診療報酬決定の一部権限移譲と相まって、地域で必要とされる診療科(医)の適正配置を誘導することが可能となるとともに、取消権限により医療費適正化の推進が図れ、地域医療の提供体制と医療費水準の確保が可能となる。	
26年	157	医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法第86条第1項 高齢者の医療の確保に関する法律第76条第1項 「厚生労働大臣の定める評価指標及び選定基準」(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号 「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準」(平成20年厚生労働省告示第129号)	ロボット手術に係る先進医療の対象化	一定の水準を持つ医療機関における保険診療の対象外のロボット手術を、「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準」(平成20年厚生労働省告示第129号)に規定する先進医療の対象とする。	【支障事例】 ロボット手術については、一部の保険適用を除いて保険外診療となっているが、既に本県の鳥取大学医学部附属病院では、年間40～60件の保険外診療のロボット手術が安全に行われており、患者の身体的負担軽減となっている。 今後、ロボット手術の需要は増えると思われるにもかかわらず、ロボット手術が先進医療の対象外であれば、ロボット手術の患者への恩恵を阻むとともに、鳥取大学医学部附属病院でのロボット手術の発展を阻害するものである。 【改正の必要性】 今後の大きな課題となる「2025年」問題への対応として、社会保障制度改革の中で、地域に必要な医療の確保に向けた「地域医療ビジョン」の策定や病床の機能分化を進めることとなっており、地方分権の観点から、地方が主体的に医療体制を考える時期に来ている。 については、鳥取大学医学部附属病院などロボット手術について一定の水準を持つ医療機関に対しては、ロボット手術を先進医療の対象としていただきたい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	185	医療・福祉	都道府県	山梨県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)、高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項	診療報酬を定める一部の権限の都道府県への移譲	健康保険法第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項に基づき、厚生労働大臣が定めることとされている診療報酬のうち、入院基本料について、都道府県知事が定められるようにする。	【制度改正の経緯】 改正医療法において、都道府県は、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療構想(ビジョン)を策定し、医療機能の更なる分化を推進することとされた。 【支障事例】 地域医療構想を実現する仕組みとして、医療関係者等との「協議の場」を設置し、医療機関相互の協議によることとされたが、協議だけで進まない場合、知事が講ずることができる措置は、医療機関への要請や要請に従わない場合の医療機関名の公表などに限られているため、実効性に乏しく、地域医療構想に沿って必要な医療機能への転換を進めることは極めて困難となることが懸念される。 【制度改正の必要性】 地域医療構想に沿って医療機関に必要な医療機能へ誘導していくための実効性のある方策として、現在、厚生労働大臣が定めている診療報酬のうち、入院基本料について、地域の状況に応じ、都道府県知事が定められるようにすることが必要である。	
26年	785	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第76条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律第71条 厚生労働省告示(診療報酬の算定方法)等	診療報酬の決定に関する権限移譲	医療機関が不足する地域での診療報酬単価(1点=10円)について、一定の要件のもとに独自設定を可能とするなど、健康保険法等に基づく診療報酬決定に関する一部の権限を都道府県に移譲すること。	【現行】 健保法、高確法に規定する療養の給付に要する費用の額は厚生労働大臣が定めることとなっている。 【移譲による効果】 この権限のうち、診療報酬単価を定める権限(1点を10円と定める権限)の移譲により、へき地等医療機関の不足する地域に必要とされる診療料の報酬面での優遇設定が可能となり、地域毎のバランスのとれた医療提供体制の確立を図ることができる。	
26年	882	医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。) 高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号) 基本診療料の施設基準等(平成24年厚生労働省告示第77号)	入院基本料の施設基準に関する特例を認める権限の移譲	厚生労働省告示(診療報酬の算定方法)により厚生労働大臣が定めることとされている基本診療料の施設基準等における一般病棟入院基本料の施設基準について、地域の実情に応じた特例的な取り扱いができるよう、認める権限を指定都市に移譲する。	【制度改正の必要性】 地域の実情に応じた医療政策を実現するためは、厚生労働大臣が一律に定めている一般病棟入院基本料の施設基準について、特例的な取り扱いができるよう、指定都市へ権限を移譲すべきである。 【具体的な支障事例】 広島市では、現在、夜間に入院を必要とする重症患者の受入れを担う病院群輪番制を運営しているが、近年、夜間に多くの軽症患者等が病院群輪番制病棟へ来院し、医師等の疲弊やセーフティの低下を招き、病院群輪番制からの離脱や当番回数の減少の一因となっており、夜間の救急医療体制の確保が急務となっている。また、夜間における医療従事者の不足が課題となっており、特に看護職員の不足が顕著となっている。 現状では、入院基本料の施設基準により、病棟における夜勤の看護職員の数が2人以上配置することとされ、また、その数の算定については、通知により外来勤務の看護職員を算入できないこととされている。 こうした中、医療機関(病院)から、病棟の夜勤の看護師が救急外来の患者に対応できない現状の制度では病院群輪番制への参加や当番回数の増加は困難であるため、柔軟に対応できる特例措置を講じてほしいとの意見が提出されている。 【制度改正による効果】 地域の実情に応じた施設基準を設定することにより、病院群輪番制への新規加入や当番回数の増加が見込まれ、受入困難事業の解消や救急車による搬送時間の短縮を図ることが可能となり、夜間における救急医療体制を確保することができる。	
26年	219	医療・福祉	市区長会	全国市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第8条	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整に係る事務処理の見直し	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者等の間において直接処理できるよう措置を講ずること。	【支障事例】 転職等により、国民健康保険から別の保険に異動したときに起こる。過誤調整の方法は、旧保険者の国保が医療機関に支払った額を被保険者に一旦負担してもらい、その被保険者が新たに加入した保険者に請求する。 過誤調整は、1市で年間200件を超えている団体がある。 被保険者としては、医療機関で既に一部負担金を支払っており、更に保険者負担分の肩代わりについて、納得してもらうのが時間がかかる。また、途中で連絡がつかなくなる場合もあり、最悪の場合、支払ってもらえないこともある。 これは保険者にとって煩雑であり、被保険者にも負担である。 【提案に対する国の対応等】 この提案は、全国市長会において、国に対し、平成11年6月から要望・提言している。 厚労省では、市町村事務の負担の軽減の観点から、事務の効率化への取り組みは必要であるとしているところであるが、資格喪失後受診に伴う保険者間の過誤調整は、被保険者が新保険者に療養費の請求を行う際に、被保険者と旧保険者と合意した上で、旧保険者に受領について委任を行うことで、その療養費を新保険者から旧保険者に直接支払わせることは可能であり、具体的な処理が実施できる体制の構築について、関係者と協議し検討したいとしている。 この対応では、保険者が被保険者と接触する必要があり、保険者と被保険者ともに、事務的な負担が残ることから、被保険者を介さず保険者等の間において直接処理できる仕組みが必要である。 【効果】 本提案が実現すれば、被保険者は事務的金銭的な負担が無くなり、保険者は迅速な事務処理が可能となり、事務的負担も軽減する。	6[厚生労働省] (7)国民健康保険法(昭33法192) 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者から旧保険者に対し療養費の受領について委任を行うことで、現保険者から旧保険者に直接支払う事務処理の普及を図る。その上で、被保険者資格のオンライン確認により過誤を減少させるための仕組み等、保険者の事務負担の更なる軽減に繋がる方策を検討し、必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	348	医療・福祉	中核市	大分市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	国民健康保険 法第8条	資格喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整手続の簡素化・迅速化	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるような措置を講ずること。	【支障事例】 国保加入者(被保険者)が資格喪失(就職や扶養等)後に誤って国保を利用して受診した場合、その期間に市町村国保から支払われた給付費(保険者負担分)は、一旦全額を当該被保険者から市町村国保が徴収し、そのうち新保険者(社保等)から相当額が被保険者に対して支払われることとなっている。しかし、その給付費が特に高額に及ぶ場合、被保険者からの徴収が不調を来すケースが多い。 【懸念の解消策】 このように、現行では当該被保険者との間で事務手続き(連絡調整及び徴収)が必要であるが、本提案が実現し、保険者間での調整が可能となれば、当該被保険者にとっては負担が軽減され、市町村国保にとっても確実な徴収が可能となる。さらに被保険者との手続きが省略されることにより、事務の簡素化・迅速化が図られるとともに資格の適正化を期することができる。	【再掲】 〔厚生労働省〕 (7)国民健康保険法(昭33法192) 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者から旧保険者に対し療養費の変額について委任を行うことで、現保険者から旧保険者に直接支払う事務処理の普及を図る。その上で、被保険者資格のオンライン確認により過誤を減少させるための仕組み等、保険者の事務負担の更なる軽減に繋がる方策を検討し、必要な措置を講ずる。
26年	386	医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	厚生労働省保険局医療課長及び歯科医療管理官通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」	保険医療機関における付添看護要件の緩和	重度障がい児・者が入院した場合、保険医療機関において付き添いができるのは「家族等患者の負担による者」とされているが、これをヘルパー等についても認めること。	【制度改正の必要性】 国の通知では、「看護は、当該保険医療機関の看護要員のみによって行われるものであり、当該保険医療機関において患者の負担による付添看護が行われてはならない。ただし、患者の病状により、又は治療に対する理解が困難な小児患者又は知的障害を有する患者等の場合は、医師の許可を得て家族等患者の負担による者が付き添うことは差し支えない。」とされている。しかし、会話ができず、ナースコールボタンを押せない患者の場合は常時見守りが必要であり、障がいの程度によっては表情から要求を読み取るしかなく、自宅で普段介護を行っているヘルパーしか対応できない事例もあるため、通常の医療機関の看護の体制では十分な支援を行うことは難しい。 そのため、重度の身体障がい児・者や意思疎通の困難な重度の知的、精神障がい児・者に限定したうえで、入院中も障害福祉サービスの居宅介護が利用できるよう改正する必要がある。 【支障事例】 重度障がい者が入院した際に、病院から家族等の付き添いを求められたが、家族等が常時付き添うことは困難であり、やむなく自己負担によりヘルパーを雇ったという事例があった。 【懸念の解消策】 (1) 医療機関における看護について 重度の障がい児・者に対し、ヘルパーが見守りを中心とする付き添いを行うことができるよう改正するものであり、看護の代替や補充ではない。 (2) 障害者総合支援法第5条第2項にいう「居宅介護」の解釈について 障害者総合支援法第5条第2項の「居宅」の解釈について、入院も含むとする解釈が可能か懸念が示される可能性があるが、入院まで含めるべきと考える。	
26年	323	医療・福祉	一般市	萩市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	健康保険法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む)、高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成26年3月5日保医発0305第3号通知)	ドクターヘリでの診療行為に対する診療報酬算定方法の見直し	基地病院以外に病院間搬送する場合にドクターヘリで行う診療行為について、厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法の見直しを行う。	【現状】 厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法では、患者を救急用の自動車等で保険医療機関に搬送する際、診療上の必要から、当該自動車等に同乗して診療を行った場合に救急搬送診療料が算定できるとされている。 【支障事例】 患者を基地病院以外の医療機関に病院間搬送した際、基地病院から搬送元の医療機関に、ドクターヘリで行った診療行為について診療報酬相当額の請求があった。このような場合、基地病院からは保険請求できないという見解が中国四国厚生局から示され、その医療費は基地病院と搬送元の医療機関の合議に委ねるという見解が示されたことによる。当市としても、事例を示して、中国四国厚生局に確認したが、やはり基地病院、搬送元の医療機関双方ともに保険請求できないという回答であった。 【求める改正】 従って、基地病院において保険請求できるよう、厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法について見直しを求める。	
26年	324	医療・福祉	一般市	萩市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	国民健康保険 法第62条	医療費の適正化 対策の促進	保険者が医療費適正化対策を強力に推進し、法的根拠をもって重複・頻回受診者に対する適正な指導・対策に取り組めるよう、国において、国民健康保険法第62条に係る「療養に関する指示」に重複・頻回受診者への適正指導を明記する。	現在、医療費適正化対策としては、国保連合会から年1回、各保険者に提供される重複・頻回受診者のリストを活用し、指導が必要と思われる重複・頻回受診者に対して保健師が訪問活動を行っているところである。一方、この訪問活動は、「重複・頻回受診者に係る医療の適正化対策の推進について(通知)」(平成10年8月5日保医発第126号)を根拠に実施しているため、訪問活動に強制力がない。また、指導権限が明記されていないため、各保険者の対応に差があり、有効な適正化対策とはなっていない状況である。 については、各保険者が医療費適正化対策を強力に推進し、法的根拠をもって重複・頻回受診者に対する適正な指導・対策に取り組めるよう、国において、国民健康保険法第62条に係る「療養に関する指示」に重複・頻回受診者への適正指導を明記するなど、抜本的な取組を要する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	479	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	高齢者の医療の確保に関する法律第134条	後期高齢者医療制度に係る市町村・広域連合に対する報告徴収、実地検査の実施等	後期高齢者医療制度の運営に関し、厚生労働大臣と都道府県知事とで重複する権限を一元化するため、都道府県知事及び後期高齢者医療広域連合に対する報告徴収等	高齢者の医療の確保に関する法律第134条第1項において「厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療広域連合又は市町村について、この法律を施行するために必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。」と定められている。一方同法第133条第1項において、「都道府県は、後期高齢者医療広域連合又は市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしようとする。」とされている。現在、県及び地方厚生局が134条による広域連合に対する報告徴収を実施しており、重複しているうえ、地方厚生局はこの結果に基づき都道府県知事に対し、133条に基づく指導を行うよう求められている状況であり、国の権限としても完結していない。プログラム法に基づき制度の存続が図られることとなったことや、平成20年度の制度発足から一定期間を経過し安定的な運営がなされていることを踏まえ、報告徴収等について重複を解消し都道府県に一元化することで、都道府県における報告徴収・指導が一体的かつ効率的効果的な政策展開が図られることとなる。なお、保険事業を実施するうえで参考すべき全国状況は国ホームページ等による公開情報や国及び関係団体から情報提供を随時受けていることから、広域的事務であることの支障がない。	
26年	480	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第29条	健康保険組合等の指導監督	健康保険制度の運営に関し、厚生労働大臣が行う健康保険組合等への指導監督等の権限について、都道府県知事への移譲を求める。 ・健康保険組合等の事業及び財産の状況等に係る立入り検査等 ・健康保険組合等からの届出受理、各種認可事項の審査 ・健康保険組合等の事務に係る疑義照会の対応	この間進められている社会保障制度改革では、先に成立した医療介護総合法も含め、増大を続ける医療介護給付費の中で持続可能な社会保障制度を維持するために、都道府県の役割の強化が行われている。公的医療保険制度では国民健康保険制度の財政責任を都道府県が担うこととされたところであるが、住民人口の7割を占める健康保険等に対して都道府県は何ら権限を有していない。 これまでも、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療費適正化計画の策定や保険者協議会の運営で健康保険組合等の役割が大きい。都道府県からは協力要請依頼に留まっているのが現状である。 包括ケアシステムなど、今後の社会保障制度、特に医療介護制度において地方自治体や地域の役割が重視される方向のなかで、国と地方の役割について改めて整理し、社会保障の重要な一翼を担う健康保険等に対する指導監督権限も厚生労働省ではなく都道府県に移譲することが望ましい。	
26年	481	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	国民健康保険法第106条、第108条 地方自治法第245条の4	国民健康保険の保険者の指導の移譲	国民健康保険制度の運営に関し、厚生労働大臣と都道府県知事とで重複する権限を一元化するため、都道府県知事への移譲を求める。 ・保険者及び国保連に対する事業等に関する検査等 ・国保組合及び国保連に対する監督上必要な命令 ・保険者である市町村に対する地方自治法上の技術的助言等	この間進められている社会保障制度改革では、先に成立した医療介護総合法も含め、増大を続ける医療介護給付費の中で持続可能な社会保障制度を維持するために、都道府県の役割の強化が行われている。公的医療保険制度では国民健康保険制度の財政責任を都道府県が担うこととされたところから、国と地方の役割について改めて整理し、国保の保険者及び国保連に対する検査・命令等について国との重複を解消し、都道府県に一元化することで、効率的効果的な政策展開が図られることとなることから、都道府県に移譲することが望ましい。	
26年	782	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 大阪府、和歌山県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第7条の39、第7条の39、第12条、第23条、第24条、第26条、第29条等	健康保険法上の保険者に関する業務の権限移譲	効率的な地域医療体制の整備を実効あるものとするため、保健事業の推進等による医療費の適正化を図る観点から、以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。 (1)健康保険組合の設立認可 (2)健康保険組合の合併・分割・解散認可 (3)健康保険組合の実地指導監督 (4)全国健康保険協会(協会けんぽ)の支部が行う業務の検査	【現行】 都道府県では「医療費適正化計画」の達成に向け特定健診・特定保健指導の推進を図っている。 【支障事例】 現状では管内の被用者の特定健診等実施率や事業の取組状況が適時に把握できない。 【移譲による効果】 権限移譲により、①被用者保険も含めた特定健診・特定保健指導事業の実施率向上 ②県が行う企業向け健康推進事業への参画促進 ③勤労者に対する健康づくり事業等の充実強化が可能となり、国保と併せて都道府県内のすべての保険者の医療費適正化事業の推進が図ることができる。 ※ (1)～(4)の権限移譲項目のうち、特に医療費適正化に係るものとして、健康保険法第7条の39・39に該当する健康保険組合及び全国健康保険協会(支部)に対する指導権限の移譲を求める。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	89	医療・福祉	中核市	松山市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第135条 介護保険法施行令第41条、第42条	介護保険料の特別徴収対象年金額の優先順位撤廃	介護保険の被保険者が複数の年金を受給している場合に、1つでも年額18万円以上の年金があれば、介護保険料の特別徴収を実施することができるように、特別徴収対象年金額の優先順位を撤廃すること。	【支障】 年額18万円以上の年金を受給している被保険者については、介護保険料の特別徴収を実施している。一方、複数の年金を受給している被保険者の場合は、特別徴収の対象となる年金が、年金保険者及び年金種別により優先順位付けされ、特定されている。そのため、優先順位が上位の年金からしか特別徴収を実施することはできず、仮に上位の年金が年額18万円以上の条件を満たさない場合は、下位の年金が年額18万円以上の条件を満たしていたとしても、特別徴収を実施することができないという規制が設けられている。 優先順位が設定されていることで、年額18万円以上の年金を受給する被保険者であったとしても、特別徴収を実施することができない場合があり、保険料徴収事務において支障となっている。なお、同様に年金からの特別徴収を行っている全国後期高齢者医療広域連合協議会から保険料の特別徴収について要望が出されている。これに対して、平成21年11月20日付の厚生労働省回答において、特別徴収の対象となる年金の優先順位の変更は、各年金保険者の大規模なシステム改修が必要であるため、保険料徴収を含めた新たな制度全体のあり方を議論する中で検討すべき課題であると考えられているが、5年を経過しようとする現在も未だ制度改正のスケジュールが出ていない状況にある。 【効果】 優先順位を撤廃することで、年額18万円以上の年金を受給がある被保険者であれば、すべて特別徴収の対象者とすることができ、保険料収納率の向上、市町村の事務処理の軽減に資することができる。	6【厚生労働省】 (12)介護保険料(平9法123) (iv)介護保険料の特別徴収に関し、対象年金の優先順位が決められているが、優先順位が下位の年金からも徴収することについて、各年金保険者のシステム改修方法の研究や関係者の意見を踏まえながら実現可能性も含めて検討し、平成30年度からの第7期介護保険事業計画の実施時期に向けて一定の結論を得る。
26年	291	医療・福祉	指定都市	京都市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第70条、第75条、第78条の2、第78条の5、第115条の2、第115条の12及び第115条の15 老人福祉法第4条、第14条の2、第14条の3、第15条、第15条の2及び第16条	介護保険サービス事業者における事業開始等の届出等事務の負担軽減等	訪問介護等の介護保険法上の事業者等は、老人福祉法上の事業者等にも該当するため、両法上の届出等をする必要があるが、一方の届出等があった場合、他方も届出等があったこととする「みなし規定」を設ける。	【支障事例】 訪問介護や通所介護などの介護保険法に基づく事業者等は、老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業等に該当するものであることから、介護保険法上の届出等と別に老人福祉法上の届出を行う必要があるが、一当事業者がそれぞれ法律に基づき2種類の届出を行うなど、事業者への負担や届出事務の非効率が生じている。 事業者にとっては、介護保険法及び老人福祉法に基づき、同様の内容の申請等が別々に必要となることで、指定(開設)時や変更時等に事務が複雑になっており、同じ内容の申請等を提出することに対する負担感が強い。また、いずれか一方を提出することで申請等が完了したと誤解が生じることがある。 【制度改正による効果】 重複して実施していた事務の効率化及び事業者の負担軽減を図ることができる。 また、従前から、現場の介護従事者は事務処理量が多いことで介護業務(利用者へのケア)が圧迫されていると言われていたが、事業者の負担軽減により介護の質の向上も期待される。	6【厚生労働省】 (11)老人福祉法(昭38法133)及び介護保険法(平9法123) 介護保険サービスを提供するに当たって、老人福祉法上の老人居宅生活支援事業の開始、変更の届出(老人福祉法14条及び14条の2)等と、介護保険法上の指定居宅サービス事業者の指定、変更の申請(介護保険法70条及び75条)等のそれぞれの手続が必要であるが、申請書の一本化や重複する必要書類の省略等、地域の実情に応じて手続を簡素化することは現行制度上問題ないことを、地方公共団体に周知する。
26年	691	医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	老人福祉法第15条、第15条の2、第16条 介護保険法第70条、第75条、第86条、第89条、第91条	介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化	老人福祉法と介護保険法では、同一施設について各々の法で規定されているため、事業開始時やその後変更が生じた際には各法に基づく書類の提出が必要となっている。 事業者にとっては、一つの事業であるにもかかわらず、2種類の書類の提出が必要であり、非効率かつ負担となっているため、介護保険法上の申請があった際には老人福祉法上の届出があったこととみなし「みなし規定」を老人福祉法に設ける。	【現状・支障事例】 介護保険法に規定される「通所介護事業所」、「短期入所生活介護事業所」、「介護老人福祉施設」等は、それぞれ老人福祉法に規定される「老人デイサービスセンター」、「老人短期入所施設」、「特別養護老人ホーム」であり、事業開始時や、その後変更が生じた際には、それぞれの法に基づく届出が必要となっている。このため、社会福祉法人等の事業者は、事業としては一つであるにもかかわらず、2種類の書類の提出が必要となり、非効率な状況となっている。 【制度改正の必要性】 このため、老人福祉法に基づく届出を行うものうち、介護サービス事業者が、介護保険法の規定による指定申請(第70条、第86条、老人福祉法第15条)、変更届出(第70条、第89条、老人福祉法第15条の2)又は廃止・休止届出(第75条、第91条、老人福祉法第16条)を行うものについては、老人福祉法の届出があったことと「みなし規定」を老人福祉法に設けることにより、非効率な状況を改善し、届出事務の効率化及び事業者の負担を軽減することができる。 【懸念の解消策】 「みなし規定」を設けることによる支障としては、介護保険法に係る事務と老人福祉法に係る事務の所管が別所屬となっている場合等に、関係所屬に十分情報が伝わらず、事務に支障を来す場合が考えられるが、この問題については所属間の連携、情報交換を密にすることにより対応が可能と考える。	【再掲】 6【厚生労働省】 (11)老人福祉法(昭38法133)及び介護保険法(平9法123) 介護保険サービスを提供するに当たって、老人福祉法上の老人居宅生活支援事業の開始、変更の届出(老人福祉法14条及び14条の2)等と、介護保険法上の指定居宅サービス事業者の指定、変更の申請(介護保険法70条及び75条)等のそれぞれの手続が必要であるが、申請書の一本化や重複する必要書類の省略等、地域の実情に応じて手続を簡素化することは現行制度上問題ないことを、地方公共団体に周知する。
26年	443	医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	指定居宅サービスの要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表1の法2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)第2の2の(4)(5)	短時間訪問介護の算定要件の対象拡大	「身体介護20分未満」の日中区分利用対象者が要介護1、2に限定されているところ、要介護1、2も含める。	【現状】 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」において、日中(午前8時から午後6時まで)における利用者の基準は要介護3～5の者と定められている。 【支障事例】 身体介護20分未満の区分は、要介護者本人の生活リズムに合わせ、必要なタイミングで必要なケアを提供するサービスであり、服薬確認や水分補給等の短時間でできるケアを確実に行うことで、健康状態と本人の自立度の維持、向上につながる効果がある。こうしたケアは軽度の要介護者に対して、より導入しやすいが、日中時間帯の利用制限があることで、必要なタイミングで必要なケアを受けることができない弊害が生じている。 【支障事例の解消策】 「身体介護20分未満」の算定要件に要介護1、2を日中区分利用対象者に含める。 【対象拡大の必要性】 平成24年度の当該区分導入前に当該県が実施したモデル事業において、約34%は軽度者の利用であり、うち7～8割は日中の時間帯での利用であった。実際に、軽度者に対する短時間ケアの導入により、生活リズムが整い、体調も維持できたことで、生活の質の向上につながった事例もある。また、モデル事業に参加した訪問介護事業所、ケアマネジャーとともに、その効果を実感する一方で、制度に日中時間帯の軽度者利用制限がかかることについて疑問の声が挙げられていた。 【効果】 要介護者は要介護度にかかわらず、必要なケアを必要なタイミングで利用することができる。また、短時間ケアにより、要介護者の状態が安定することで在宅生活の継続につながる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
26年	588	医療・福祉	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表4の注1 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A vol.1 問48	訪問リハビリテーションサービスの利便向上及び供給拡大	介護報酬に係る訪問リハビリテーションの実施は、別の医療機関からの情報提供に基づいて実施する場合、情報提供を受けた医療機関の医師の診察があらためて必要となるが、都道府県の定めた一定の基準を満たす医師からの情報提供である場合は、必ずしも診察を必要とせず、提供された情報をもとに、リハビリテーションの指示を行うことができるものとする。	【支障事例】 訪問リハビリテーションを実施する場合に、別の医療機関の主治医の診察のほか、訪問リハビリテーション事業所内の医師によるリハビリテーションの指示のため、あらためて診察が必要となっているが、重複した診察を行うことになり、患者及び医療従事者の負担となっている。 【制度改正の効果】 本府の訪問リハビリテーション利用件数は増加しており、今後も高齢化に伴い需要の増加が見込まれるが、質の担保として、都道府県が行う研修の参加等一定の基準を満たすことを条件に、当該主治医からの情報提供のみで訪問リハビリテーション事業所の医師がリハビリテーションの指示を行うようにすることができれば、患者の身体的・経済的負担を軽減できる上、医師の負担が軽減され、他の診察等に注力できる。患者の待ち時間が減る等、限られた医療資源の中で、効率的な供給体制を構築することができる。		
26年	637	医療・福祉	都道府県	長崎県	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第115条の32、115条の33、115条の34	業務管理体制の整備等に係る事務権限の中核市への移譲	介護保険法第115条の32(業務管理体制の整備等)、115条の33(報告等)及び115条の34(勧告、命令等)に係る都道府県の権限を中核市に移譲する。	【制度改正の必要性】 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)」の施行に伴い、大都市特例の創設により、平成24年4月1日にそれまで都道府県が処理していた指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定予防サービス事業者の指定等、報告命令、立入検査等の権限が中核市へ移譲され、併せて、条例制定の権限も中核市へ移譲されたが、介護保険法第115条の32、同条の33及び同条34の業務管理体制に係る事務は、いまだ都道府県の権限となっている。業務管理体制は、介護サービス事業者に適切なサービス提供だけでなく、法令等の自主的な遵守を促すこと、事故の再発を防止、介護事業運営をさらに適正なものとするため、法人に対して法令遵守等の業務管理体制の整備・届出を義務づけたものです。現行では、個別の介護サービス事業所の指導・監督は中核市(長崎市)が行い、その法人の指導等(地域密着型サービスのみを行う法人は除く)は長崎県が行っている。指導・監督を一体的に一貫して行う上からも、権限を中核市に移譲すべきと考える。		
26年	948	医療・福祉	知事会	中国地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲すること。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 中核市にある介護サービス事業者の指定権限は中核市にあるが、法の規定により、業務管理体制の整備に関する事項の届出先は県(地域密着型は市町村)とされ、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がない。 中核市における介護サービス事業所やその運営法人等の指導監督上、課題があるため、中核市への届出とするべき。 【具体的な支障事例】 サービス事業所の指導・監督権限を有する中核市の監査により、取消相当事案が生じた場合、その時点で、県に対して、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請があるため、それまで関与していない県が、当該中核市から経緯を聴取することから対応しなければならず、不合理である。 このため、指導監督権限のあるサービス事業所を運営する法人の業務管理体制の整備も、一運として中核市において、監督することが望ましい。 【A県の状況(H26.6.1現在)】 対象となる介護保険サービス事業所数(地域密着型サービスを除く):A県指定→2,039、B市(中核市)→510(20.0%) 業務管理体制届出対象法人数:741(うちB市に事業所を有する法人150)		
26年	693	医療・福祉	都道府県	大阪府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第129条、介護保険法施行令第38条	介護保険料の賦課にかかると負担の公平化	介護保険料の賦課にかかると負担の公平化	現在、本人や同じ世帯に属する者の個人住民税の課税状況に応じて段階的に設定している第1号保険者の介護保険料について、被保険者個人の所得の実態に合ったものとし、負担の公平性を確保する観点から、被保険者個人単位での賦課や、保険料の算定に定額制と定率制を併用する「新しい仕組み」の導入ができるよう、介護保険法等について、所要の規定整備を行う。	【現状・支障事例】 現在、第1号保険者(65歳以上の高齢者)の介護保険料については、本人や同じ世帯に属する者の個人住民税の課税状況に応じて段階的に設定しているが、本人が非課税でも世帯に課税者がいるため保険料が高くなるなど、必ずしも被保険者個人の所得の実態と合っていない。 【制度改正の必要性】 このため、保険料を被保険者個人の所得の実態に合ったものとし、負担の公平性を確保する観点から、被保険者個人単位で賦課することができるようにする。また、低所得者の保険料負担を軽減するため、保険料の算定に定額制と定率制を併用する「新しい仕組み」を導入する。 ※保険料の額は、各市町村における介護サービスにかかる費用の総額(利用者負担分を除く)の21%分に応じて第1号保険者の保険料の基準額を算出し、市町村は、その基準額に、所得段階に応じた割合を乗じて保険料を決定している。(別紙参考資料のとおり) また、保険料は、被保険者の所得状況に応じてきめ細かな段階を設定できるように配慮されている。設定方法の原則は、本人が市民税非課税の場合は基準額を納め、世帯非課税の場合は軽減された額を、本人課税の場合は基準額より高い額を負担する仕組みとなっている。	
26年	694	医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第51条の3	介護保険制度における「補足給付」の拡充	低所得者が施設サービス及び短期入所サービスを利用するにあたり、居住費及び食費について、所得に応じた負担限度額を設定し、基準額との差額を支給する「特定入所介護(予防)サービス費」の支給(「補足給付」の対象に「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」も含めるよう、介護保険法について所要の規定整備を行う。	【現状】 介護保険制度では、低所得者の施設サービス利用が困難とならないよう、低所得者が施設サービス及び短期入所サービスを利用するにあたり、居住費及び食費について、所得に応じた負担限度額を設定し、基準額との差額を支給する特定入所介護(予防)サービス費を支給(以下「補足給付」という。)することとしている。 【支障事例】 現在、補足給付は、特別養護老人ホーム等の介護保険施設に常時入所する施設サービスと、介護保険施設に短期入所する短期入所サービスのみが支給対象で、居住系のサービスは対象となっていない。居住費や食費の負担等により、低所得者がグループホームを利用できないという事態が生じている。 【制度改正の必要性】 今後、認知症高齢者の急激な増加が見込まれる中、低所得の認知症高齢者のサービス利用が困難とならないよう、認知症のため介護を必要とする人が少人数で共同生活するための居住系サービスである「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」も補足給付の対象とする必要がある。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	849	医療・福祉	都道府県	愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第41条第4項、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示)第2号、厚生労働大臣が定める一単位の単価(厚生労働省告示)等	介護サービスの地域間格差の是正	市町村と協議の上、都道府県において、介護報酬単価の上乗せ設定を可能とする制度の創設により、離島等過疎地域への介護サービス事業者の誘導等を図る。	【支障事例】 現行制度では、人件費などの地域差を適正に反映させるために、全国を7つの地域区分(単位:10円~11.20円)に分類し、都市部においては、その区分ごとに介護報酬単価が割り増しされているが、香媛県の市町は全て同一の区分に属しているため、介護報酬単価は愛媛県下で統一(1単位10円)されている。 愛媛県内の都市部とそれ以外の地域では、介護サービスの集積度に差があり、同じ要介護度で認定されても受けられるサービスに違いが生じている。 例:①デイサービス事業所の分布状況(事業所数) →多い順:松山市(178)、宇和島市(52)、新居浜市(48) →少ない順:松野町(3)、上島町・久高原町・砥部町・伊方町(5) ②認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)の分布状況(事業所数) →多い順:松山市(11)、新居浜市(28)、今治市(24) →少ない順:上島町(0)、松野町(1)、伊方町・鬼北町(3) また、離島地域は、介護サービスに係る経費が割高で人材の確保が困難であることから、現行制度の範囲内で加算を行っているにもかかわらず、事業者の参入が進まないため、十分なサービス量が確保されていない。 【制度改正の必要性】 このため、中山間や離島など条件不利地域においては、介護事業者が進出するインセンティブとし、介護報酬単価の上乗せ設定を可能とする制度の創設により、離島等過疎地域への介護サービス事業者の進出が容易となることや、県内のどの地域においても同等のサービスが受けられるようになり、サービスの不平等感の解消が図られるとともに、地域の実情に合った介護サービスの提供が可能となる。 具体的には、「厚生労働大臣が定める一単位の単価(厚生労働省告示)」に、都道府県及び市町村との協議の上「地域の実情に合わせて単価の設定ができる」旨の例外規定を追加する。	
26年	850	医療・福祉	都道府県	愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第41条 指定居宅サービスに要する費用に関する基準別表6等	介護サービス事業者及び利用者における要介護状態改善への意識向上	更新認定等において要介護度が改善した場合に、サービス事業者にインセンティブが働く仕組み(例えば介護報酬加算や一時金など介護保険に成功報酬を導入)を行うとともに、サービス利用者には次回更新までの自己負担額の軽減措置等を図る。	更新認定等において要介護度が改善した場合に、サービス事業者にインセンティブが働く仕組み(例えば介護報酬加算や一時金など介護保険に成功報酬を導入)を行うとともに、サービス利用者には次回更新までの自己負担額の軽減措置等を図る。 【制度改正の必要性】 そこで、更新認定等において要介護度が改善した場合に、サービス事業者には、介護報酬加算や一時金など介護保険に成功報酬を導入するとともに、サービス利用者には、次回更新までの自己負担額の軽減措置等を図るといった、インセンティブが働く仕組みを提案するものである。 【効果】 この提案が実現した場合、次の効果が発現すると考える。 1 サービス事業者において、要介護度改善の実績をアピールすることにより、信頼向上につながる事ができるほか、事業者間の競争によるサービスの質の向上も期待	
26年	123	医療・福祉	都道府県	石川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	医療法第46条の3 S61. 6. 26厚生省健康政策局長通知「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」	医療法人の理事長の医師要件の撤廃に向けた特例認可制度の廃止	医療法人の理事長は、原則医師又は歯科医師がなることとされており、非医師が理事長となる場合には県知事の認可が必要とされているが、医療機関の管理者は医師であり、理事長が医師である必要がないため、理事長の医師要件の撤廃に向けて医療法人の理事長の特例認可制度を廃止する。	【制度改正の経緯・支障事例】 医療法第46条の3により、医療法人の理事長は、原則、医師又は歯科医師がなることとされ、非医師が理事長となる場合には知事の認可が必要である。 S61. 6. 26厚生省健康政策局長通知により、知事の認可は、理事長が死亡等により、理事長の職務を継続することが不可能になった際、その子女が医師又は歯科大学在学中か、又は卒業後、臨床研修等を経るまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合等に行われるが、医師又は歯科医師の跡継ぎがないため事業承継ができず、廃業しなければならないことがある。 【懸念の解消策】 医療法人が開設する医療機関の管理者は医師でなければならないこと、医療法人の業務は社団法人たる医療法人は社長総会、財団法人たる医療法人は評議会及び理事会の議決を経て決定しており、理事長が独断で行うことができないこと、医療法第63条以下において、法令違反、運営不適正等があった場合における医療法人の監督権限が都道府県に与えられていることから、理事長が非医師であっても、医療提供上の問題は無い。また、医療費抑制が求められる中、医療機関の経営効率化の推進が必要であり、経営経験豊かな人材を意思決定に生かす仕組みとすることが重要であるため、理事長の医師要件の撤廃に向けて医療法人の理事長の特例認可制度を廃止すべき。	
26年	189	医療・福祉	都道府県	福井県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	医療法第45条第2項	一人医師医療法人の設立許可に係る手続の簡素化	一人医師医療法人の設立認可(認可をしない処分を除く)手続に係る医療審議会の意見聴取を廃止(報告事項)とする。	【現在の状況】 医療法人の設立認可の審査については、都道府県が、厚生労働省の医療法人運営管理指導要綱やモデル定款を踏まえ、厳正に実施している。 また、設立認可申請を行う医療機関の多くが、これまで個人医療機関として診療を行っている実績があり、継続性の観点から、医療審議会の意見を踏まえ、認可できなかった事例はない。 【具体的な理由・求める改正の具体的内容】 医療法人の設立認可は、医療審議会の意見を聴取する必要があるため、設立が医療審議会の日程に制約される。 このため、地域医療に与える影響が比較的小さい一人医師医療法人の設立認可にあたっては、手続を簡素化の観点から、医療審議会の意見聴取を廃止し、報告事項としたい。	
26年	660	医療・福祉	指定都市	川崎市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条の4、第30条の5、第30条の6、第30条の9、第30条の11	医療計画の策定権限等の都道府県から指定都市への移譲	医療計画の策定業務及び病院開設者等に関する病床数に係る報告業務等を都道府県から希望する指定都市に移譲する。	【支障事例】 神奈川県が医療圏を設定することで、武蔵小杉駅周辺地区の人口急増など地域の実情に応じた医療圏の設定が困難であり、より地域の実情にあった医療圏の設定ができない。医療計画の策定は、医療や保健の面だけでなく、本市では、武蔵小杉駅周辺地区における人口の急増(10年前との比較で約4割増)や再開発といった事柄に加え、災害時救急医療体制の整備や福祉行政との連携といった、地域の課題が益々増大していることから、今まで以上に連携を緊密にして対応することが求められる。 【制度改正の必要性】 医療計画の策定は、住民の健康の保持、生命の保護に直接かかわるものであり、住民に最も身近な基礎自治体の長期計画へ位置付けた上で、課題解決に取り組む必要があると考えている。二次医療圏に関する内容については、指定都市が自ら医療計画に反映させた場合には、市内や関係団体との調整及び市の附属機関での審議などに2箇月程度を要すると見込んでいるが、県と調整する場合には、上記期間に加え、県への説明や県の事務手続き(庁内調整、審議会等)が必要となることから、指定都市が自ら医療計画に反映させた方が、大幅に時間を短縮することができる。なお、医療計画の実現に向けては、補助金を活用した誘導策が有効であると考えている。医療計画の策定と国からの補助金が直接市に入ること、一体的なものであると考えている。 【懸念の解消策】 懸念として精神科、結核科及び感染症科の整備や特殊な診断や医療などについては、引き続き、都道府県域又は新たな地域との協力的体制を構築することで解消すると考えている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	794	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	医療法第7条の 2第3項	休眠病床を有する 医療機関に対する 許可病床数削減 勧告制度の範囲 の拡大	公的医療機関に対してのみ都道府県に認められている 病床削減命令(休眠病床の範囲に限る)の対象 を、公的医療機関以外の医療機関にまで拡大すること。	【現行】 現状では、病床削減命令は、公的医療機関のみに対して認められている。 【改正による効果】 しばしば病床過剰地域から病床設置したい旨の要望を受けるが、病床過剰地域であるため、不可能との回答をしている。一方、当該地域での民間病院における休眠病床が一定程度存在しており、矛盾が存在する。休眠病床の削減を命ずることが出来れば、新たな需要に応じた病床を整備することができる。 県内の休眠病床は2300床程度存在しており、仮に休眠病床の全てを削減した上で新たな病床を整備できれば、地域医療の更なる充実へ寄与出来る。 (本県の提案内容) 新法では、「構想区域の病床数が基準病床数を超過している」場合に、休眠病床に対して「許可病床数削減の要請」が出来ることとされており、一定条件下で「要請」が可能となった。一方本提案では条件を設けず、休眠病床に対する「削減命令」を可能とした。 【条件を設けない事理由】 県内10圏域の内、過剰病床圏域は1カ所のみであり、新法下では当該圏域に所在する医療機関のみに対して病床削減の要請が出来る。一方「構想区域の病床数と基準病床数との差」が100床未満の圏域は7圏域にのぼり、これら圏域についても病床削減が成されない限り、新規事業者による病院開設といった新たな医療の提供を期待することは難しい。 【要請ではなく命令とした理由】 「要請」では病床削減の効果を得づらいついており、「命令」まで踏み込んだ。 【公的医療機関に対する削減命令では足りない旨の理由】 公的医療機関に対しての病床削減のみでは削減出来る数に限られてしまい、医療機能の提供(病院閉鎖に結びつきづらい、公的医療機関は救急医療などの必要な業務を提供する責務があり、地域中核病院として一定の機能を担っていることが多く、削減の余地が限られる。民間病院が保有する病床数の割合が大きい(78.8%・兵庫県内医療機関 H25兵庫県調べ)	地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
26年	568	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	①医療法第30 条の12 ②医療法第30 条の4 ③地域における 医療及び介護 の総合的な確保 の促進に関する 法律第4条、第6 条及び第7条	①病床機能報告 制度の運用、②地 域医療ビジョンの 策定、③新たな財 政支援制度の創 設	①②ガイドラインの策定はこれからであるが、国による 細かな制度設計等は必要最低限に止めるべきである。 ③方針や要綱の策定はこれからであるが、国への計画 提出などの手続や使途の制約などは必要最低限に止 めるべきである。	病床機能報告制度の運用や地域医療ビジョンの策定、新たな財政支援制度により、都道府県が 主体的に医療提供体制の改革を進めるにあたっては、地域の実情に応じて柔軟に取り組めるよう にすることが不可欠である。 そのため、報告制度の運用やビジョンの策定については、国による細かな制度設計等は必要最低 限に止めるべきである。 また、財政支援制度については、国への計画提出などの手続や使途の制約などは必要最低限に 止めるべきである。	
26年	126	医療・福祉	都道府県	富山県	厚生労働省	A 権限移譲	薬事法第14条 第1項、同法第9 項、同法第81 条、薬事法施行 令第80条第2項 第5号 (承認基準)「か ぜ薬の製造(輸 入)承認基準」 S45.9.30薬発第 842号ほか14通 知(地方承認の範 囲)「薬事法施 行令第八十号 第二項第五号 に基づき厚生労働 大臣が指定 する医薬品の種 類等」S45.10.19 厚生省告示第 366号 (一般用漢方製 剤)H24.8.30薬 食発第0830 第1号 (新範囲医薬部 外品)H21.2.6厚 労省告示第25 号、H16.7.16薬 食発第0716002 号、H20.11.14薬 食発第1114001 号	医薬品製造販売 等の地方承認権 限の範囲拡大	承認基準の範囲内であるが地方委任の対象外とさ れている一般用医薬品 ②承認基準が制定されている一般用漢方製剤 ③新範囲医薬部外品(平成18年4月に医薬品から医薬 部外品に移行された整腸剤、殺菌消毒薬等)の承認権 限を、順次都道府県知事に移譲すること	【総論】国は、かぜ薬等15薬効群の一般用医薬品の製造販売に係る承認審査について、配合可 能な成分やその配合量を定めた承認基準を策定している。医薬品の承認は薬事法第14条第1項 の規定により厚生労働大臣が行うが、画一的な審査ができる範囲の医薬品については、同法第 81条、同施行令第80条第2項第5号の規定により、その権限が都道府県知事に移譲されている。こ の知事承認の範囲(厚生省告示第366号)の大部分は承認基準の範囲と一致しているが、生薬の みかんな製剤など一部が除外されている。 このように状況から、本県が平成26年の構造改革特区(第14次)の中で、知事承認範囲の拡大を 提案した結果、一部について地方に権限が移譲されたが、未だ知事承認の対象外のものが存在 する。 また、一般用漢方製剤についても承認基準が制定されているが、国が承認審査を行っているほ か、新範囲医薬部外品についても国承認とされている。 【必要性】地方委任の対象から除外されている部分を順次見直し、知事の権限で承認する範囲を 拡大することで、地方による迅速な審査、新製品の早期上市による経済の活性化が期待できる。 (大臣承認の標準的事務処理期間が10カ月のところ、富山県知事承認の事務処理期間は4カ月) 【具体的支障事例】現在、大臣権限の一般用医薬品の承認には長期の事務処理期間を要しており、 業界界からは地方承認の範囲拡大による審査の迅速化を求める声も聞かされている。 【懸念とその解消法】新たに地方に移譲される部分の審査事務については、県ごとの事情により 円滑な審査が難しい懸念も考えられるが、審査要領の整備や審査担当者の研修の実施などにより 解消できると考える。	4【厚生労働省】 (8)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 医薬品及び医薬部外品の承認(14条1項)については、以下の承認 基準を見直し、都道府県知事の事務・権限とする品目等を拡大す (i)一般用医薬品のうち、かぜ薬等4薬効群の承認基準 (ii)医薬部外品のうち、薬用崩れがき類等5種類の承認基準
26年	162	医療・福祉	都道府県	鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	子ども子育て 支援法59条、61 条(児童福祉法 第6条)	地域子ども・子 育て支援事業に おける要件緩和	子ども・子育て支援新制度のなかで「森のようえん」と いった地域の特性を活かした子育て支援事業が実施で きるように、子ども・子育て支援法59条に定める「地 域子ども・子育て支援事業」において、市町村の裁量で 必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象 要件を緩和する。	森のようえんとは、自然体験活動を軸にした子育て・保育や乳幼児期教育の総称で、国内でも 広がりを見せているが、既存の保育所・幼稚園、さらには子ども・子育て支援新制度の枠組みに ない。 このため、市町村の子ども・子育て支援事業計画(法第61条)において、広がりつつある森のよう えんに入所する児童が計上されず、保護者のニーズ等現状を踏まえた総合的な子ども・子育て 支援のための計画にならないという支障が生じる。 1950年代にデンマークで始まったもので、以後自然環境を活用した保育(幼児教育)として世界に 広がっており、北欧等では制度化も進み、公的補助や専門指導者の養成プログラムも確立されて いる。 鳥取県と長野県の実施団体を事例対象に、「森のようえん」における幼児の発達について調査・ 分析したところ(鳥取大学へ委託)、身体性、精神性、知性、社会性ともに好ましい発達を得られた との結果が出ている。 これらを受けて、本県では、全国に先駆けて「森のようえん」の運営費補助等の支援を行うとともに、 平成26年度から、官民協働で「森のようえん認証制度」について検討し、H27年4月からの創 設を目指しているところ。 この「森のようえん」を地域子ども・子育て支援事業のひとつとして確立することになれば、都市 部にはない、自然豊かな地域の特色を活かした子育て支援として、移住定住の促進や地域の活 性化につながる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	184	医療・福祉	都道府県	山梨県	厚生労働省	A 権限移譲	がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針	がん診療連携拠点病院等の指定権限の都道府県への移譲	がん診療連携拠点病院等の指定権限を厚生労働省から都道府県に移譲する。	【制度改正の経緯】 「がん診療連携拠点病院」については、指定要件が厳格化されたことに伴い、全ての指定病院(山梨県内4病院)が平成27年3月までに、厚生労働省の指定を受け直さなければならない。また、新たに設けられた「地域がん診療病院」については、県内で2病院が指定を目指している。更に、これらの指定は、4年ごとに更新をしなければ、指定の効力を失ってしまう。 【支障事例】 指定に当たっては、各病院が「指定更新推薦書」を都道府県に提出し、都道府県がその内容を審査するとともに、推薦意見書等を高付したうえで厚生労働省に推薦する。また、厚生労働省が開催する「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」において、都道府県のプレゼンテーションが求められている。 【制度改正の必要性】 厚生労働省が定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」によれば、指定に必要な要件は明示され、公表されていることから、県が一旦審査をするのであれば、厚生労働省が都道府県からの推薦やプレゼンテーションを経て指定しなければならない必要性は低いものと思われ、県においても指定は可能であることから、処理の迅速化及び事務処理の効率化を図るため、権限移譲が必要と考える。	
26年	779	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針	がん診療連携拠点病院の指定権限の都道府県への移譲	がん診療連携拠点病院の指定権限を都道府県へ移譲すること。	【現行】 都道府県が、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備、がん患者に対する相談及び情報提供を行うため設置しているがん診療連携拠点病院の設置については、その設置基準を厚生労働省が「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」において定め、適当と認める場合には指定することとされている。 【移譲による効果】 厚生労働省の指定にはかなりの時間を要し、都道府県の施策展開に支障を生じている。指定基準との適合は都道府県でも判断可能であることから、より素早い対応が可能である都道府県に指定権限を移譲すべきである。 また、指定権限の移譲を受ければ、都道府県は地域医療の実情を固くも把握していることから、より適切ながん医療の提供が可能となる。 なお、権限移譲により、国への推薦に関する事務の省略や、国における検討会の廃止等により、3ヶ月程度の事務の迅速化を図ることができる。	
26年	226	医療・福祉	都道府県	三重県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令第4条第3項第2号、第25条	品質保証責任者の資格要件の緩和	医療機器分野への新規参入を促進する観点から、品質保証責任者の資格要件を緩和する。	【支障事例等】 他業種のメーカーが医療機器分野へ新規参入するにあたり、製造販売(設計・流通・販売)を行うためには、省令の規定により、品質保証責任者の設置が義務付けられている。その資格要件として、品質管理業務その他これに類する業務に3年以上の従事経験が求められているため、製造や品質等の管理能力があるにもかかわらず、製造販売免許を取得できない状況にある。 【制度改正の必要性等】 こういった参入障壁を無くし、同分野への新規参入を促進する観点から、品質保証責任者の資格要件のうち、品質管理業務その他これに類する業務に、医療機器だけではなく、他業種での実務経験(ISO9001の取得等)も適用できるよう、または安全管理責任者の資格要件と同様に、第2種・第3種製造販売業の実務経験を緩和するなど、要件を緩和する。	
26年	231	医療・福祉	都道府県	高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療提供体制施設整備交付金要綱	医療機関の耐震化に対する国庫補助事業の補助対象の拡大	医療提供体制施設整備交付金の交付対象事業の一つである医療施設耐震整備事業について、「耐震構造耐化に対する国庫補助事業」を対象とした補助基準額を未耐震とされるis値が0.6未満の全ての病院が活用できるようにするとともに、補助対象を有床診療所まで拡大すること。	【制度改正の経緯】 南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合、地域の医療機関においては、入院患者や医療従事者等の安全確保が必要であるとともに、被災した負傷者の受入れなど、地域の医療救護活動に重要な役割を担うこととなる。特に負傷者が多く、また道路等の寸断により、孤立する地域も多く想定される本県のような地域においては、災害拠点病院や二次救急医療機関に止まらず、一般病院や有床診療所においても、医療救護活動への参画が求められる。 【支障事例】 災害時の医療救護体制を強化するうえで、医療施設の耐震化は不可欠であるが、資金の問題などで事業化に至っていないところも多く、耐震化が思うように進んでいない状況である。(病院の耐震化率 02%、有床診療所の耐震化率 51%) 【制度改正の必要性】 医療施設の耐震化の促進については、国土強靭化政策大綱にも掲げられているが、地域の医療機関が必要とする内容での施策の具体化が求められる。 【懸念の解消策】 既存の医療提供体制施設整備交付金をより一般病院が活用しやすく、更に有床診療所も対象に加えるなど、医療機関にとってできるだけ負担の少ない形で活用できるように制度を拡充することが必要である。	
26年	338	医療・福祉	中核市	尼崎市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 ・地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱 ・隣保館に指定管理者制度を導入した場合の補助金の取扱いについて(厚生労働省課長補佐通知)	地方改善事業費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱及び地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱に定める補助要件の緩和	隣保館に指定管理者制度を導入した場合、現行では国の「地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金」及び「地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金」の交付対象外になるとされているが、施設の役割や事業等は直営時と変わりないため、指定管理者制度を導入後も引き続き補助金の交付対象となるよう、特段の配慮をお願いしたい。	現在、本市の隣保館(総合センター)においては、これまで実施してきた隣保事業や、同和問題を是れとすあらゆる人権問題啓発への取り組みをさらに発展させ、隣保事業も実施する全市的、総合的な人権意識の普及高揚を図るための開かれたコミュニティ施設として、より効果的・効率的に運営するため、民間活力の導入(指定管理者制度の導入)に向けた取り組みを進めている。しかしながら、「隣保館に指定管理者制度を導入した場合の補助金の取扱いについて(厚生労働省課長補佐通知)」によると、指定管理者制度を導入した場合、現行制度では、施設の役割や事業等が同じでも当該補助金の交付対象外となる。 指定管理者制度を導入したとしても、当該施設の役割が直営時と変わるわけではない。更なるサービスの向上と効率的な運営と管理運営経費の節減を両立させる取り組みである指定管理者制度導入を促進するため、「地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金」及び「地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金」の補助要件の緩和をお願いする。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	353	医療・福祉	都道府県	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育対策等促進事業費補助金交付要綱	病児・病後児保育の補助要件の設定	現状における病児・病後児保育の補助要件を、地域の実情に応じて事業実施できるよう、保育士の配置要件を緩和。	人口減少社会において、特に中山間地域など過疎地域における子育て環境の充実を図るため、保育士の配置が難しい地域には、「子育て支援員(仮称)」を、地域の判断で、保育士に代えて配置できることすべきである。 本県において、本県では、病児病後児保育の全県展開を推進しているが、高齢化の進む地域において、保育士の確保が困難であるとの状況を、地域の声として承っており、残されたエリアは、山間部であって、高齢者ばかりの地域に、子育て世代が少数存在するようなエリアである。 ここで保育士の設置を義務付けてしまうと、病児病後児保育自体が成立しえず、そこで、保育士ではなく、「子育て支援員」に要件緩和することを提案したものの。	
26年	365	医療・福祉	都道府県	広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に付する事務費に付する政令第1条、第2条 特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱第2の2	特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付対象の拡大	事務委託による方法を、条例移譲による方法に変更できるように、国からの財源(交付金)を県のみでなく条例移譲した場合の市町へも交付するように変更すること。	【制度改正要望の経緯・必要性】 現在広島県では、全国に先駆けて市町に特別児童扶養手当の受給資格の認定等の事務を委託しているが、本来は特例条例による移譲を検討していた。しかし、国からの財源が交付税ではなく交付金(特別児童扶養手当事務取扱交付金)であり、交付対象が都道府県に限定されているため、特例条例による移譲では財源が失われるため、やむを得ず事務委託の手法を採用している。類似の特別障害者手当等については、福祉事務所を設置している市町に法律で権限移譲されている。 また第4次一括法により政令指定都市に27年度から特別児童扶養手当の認定等の事務の移譲が予定されている。 このため、政令市以外の基礎自治体に対しても、現在の事務委託ではなく、条例移譲として位置付けを明確化できるよう提案しているものである。 【課題の解消策】 具体的な変更要望は「特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱第2 2 市町村に交付する事務費の額」に「都道府県から特例条例で移譲を受けた都道府県の事務に係る経費」の追加を求める。	
26年	955	医療・福祉	知事会	中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に付する政令第1条、第2条 特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱第2の2	特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付対象の拡大	事務委託による方法を、条例移譲による方法に変更できるように、国からの財源(交付金)を県のみでなく条例移譲した場合の市町へも交付するように変更すること。	【制度改正要望の経緯・必要性】 現在広島県では、全国に先駆けて市町に特別児童扶養手当の受給資格の認定等の事務を委託しているが、本来は特例条例による移譲を検討していた。しかし、国からの財源が交付税ではなく交付金(特別児童扶養手当事務取扱交付金)であり、交付対象が都道府県に限定されているため、特例条例による移譲では財源が失われるため、やむを得ず事務委託の手法を採用している。類似の特別障害者手当等については、福祉事務所を設置している市町に法律で権限移譲されている。 また第4次一括法により政令指定都市に27年度から特別児童扶養手当の認定等の事務の移譲が予定されている。 このため、政令市以外の基礎自治体に対しても、現在の事務委託ではなく、条例移譲として位置付けを明確化できるよう提案しているものである。 【課題の解消策】 具体的な変更要望は「特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱第2 2 市町村に交付する事務費の額」に「都道府県から特例条例で移譲を受けた都道府県の事務に係る経費」の追加を求める。	
26年	412	医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法34条(医療扶助の方法)	生活保護医療扶助給付における外来診療時等窓口一時負担金制度の導入	医療扶助適正化の一環として、被保護者が指定医療機関等で外来診療等を受けた場合や指定調剤薬局で処方を受けた場合、一定額または一定割合額を一時的に負担する仕組みを導入する。	医療扶助の適用においては、医療要否意見書により主治医の意見を求め、審査の上給付を決定しているが、同一疾病についての頻回受診や重複受診については、レセプトの返還を待たず数か月後の事後チェックとならざるを得ない。また、後発医薬品の利用促進にあたって窓口での支払いを要しない現行の医療扶助の給付方法では、後発医薬品に対する積極的な選択行動が得られにくい。そのため、被保護者自身に医療機関等窓口で医療費の一部を一時負担させ、内容審査の上、負担額を返付する仕組みを導入する。 これにより、頻回受診や重複受診等については、早ければ受診月の内に適切な指導を行うことで解消が図られる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	413	医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	生活保護 実施 要領 局長通知 12)訪問調査 (訪問計画に 基づく訪問)が家 庭訪問を少なく とも1年に2回以 上すること	被保護世帯に対 する訪問調査活 動の一部業務委託	高齢世帯への訪問調査活動のうち、安否確認や生活 状況の把握、介護予防事業及び介護保険等の生活支援 サービスの適正利用支援等を目的とした訪問調査につ いて民間活力を利用できる制度構築とする。	全国的に被保護世帯数と被保護人員は、ともに過去最高値を更新し続けている。また、高齢者人 口の推移予測からは、今後もその増加は避けられない見込みであるが、国が示す福祉事務所現 業員配置基準に従った職員の増強は困難である。 当区においては、居宅における安定した自立生活が維持されている高齢者世帯については、現業 員が行うこととされている訪問調査活動の一部について、外部委託を導入することで業務の効率 化を図っているが、生活保護法の施行事務監査においては訪問調査活動実績として評価されて いない。 保護の間・廃、変更等に係る業務は区の職員が実施しており、現在まで適正な保護の実施が確保 されており業務委託による問題は生じていない。	
26年	444	医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	予防接種法施 行令第1条の2	定期予防接種の 対象拡大	平成2年4月1日以前の生まれの者(定期接種の機会 が2回なかった世代)に対する風しんワクチンの接種を 定期化できるようにすること。	【現状】 風しんの定期接種は、現在、1歳と小学校就学前1年間の2回接種となっているが、平成2年4月1 日以前に生まれた者は、未接種又は1回接種のみであるため、風しんへの免疫が十分でない可 能性がある。 【支障事例】 平成24、25年に、風しんの全国的な流行があり、先天性風しん症候群が増加した。このうち、風 しん患者の7割以上が男性、うち20代～40代が8割を占め、風しんワクチン接種が十分に行わ れなかった世代と一致する。今後免疫が十分でない者が風しんにかかった場合、風しんが流行 し、先天性風しん症候群が発生する恐れがある。 【支障事例の解消策】 風しんの定期接種の対象者を拡大し、平成2年4月1日以前の生まれの者(風しんの免疫が不 十分な者)が定期接種として予防接種を受けられるようにする。 【効果】 風しんの感染リスクが低下するとともに、免疫の不十分な女性が妊娠した際の先天性風しん症候 群の発生が抑制されることで、安心して妊娠・子育てができる。また、定期接種の費用負担は地方 交付税措置されるため、任意の予防接種よりも自己負担が軽減され、ワクチンを接種しやすくな る。その他に万一、予防接種の副反応による健康被害が生じた場合、定期接種であれば、接種 に係る過失の有無にかかわらず、予防接種健康被害救済制度により救済される。	
26年	448	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	感染症の予防 及び感染症患 者に対する医療 に関する法律第 43条第1項	指定医療機関等 の指定等 特定感染症医療 機関からの報告聴 取等の移譲	特定感染症指定医療機関からの報告聴取等 感染性指定医療機関の管理者に対して必要な報告を 求め、当該職員に管理者の同意を得て検査をさせる規 定。	感染症患者に対する医療が公費負担とされていることから、必要時に行うことができる規定になっ ていて、特定感染症指定医療機関にあつては、その権限を厚生労働大臣または都道府県知事で 持っている。 特定感染症指定医療機関の指定は、国が行うものの、医療費公費負担の実務は他の感染症指 定医療機関と同様に県又は保健所設置市で担っているため、当該権限についても、他の感染症 指定医療機関と同様に県単独の権限として支障がない。	
26年	780	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府	厚生労働省	A 権限移譲	感染症の予防 及び感染症の 患者に対する医 療に関する法律 第38条	特定感染症指定 医療機関の指定 権限の都道府県 への移譲	新感染症患者の入院を担当する特定感染症指定医療 機関の指定権限を、必要となる人員、財源とともに都 道府県へ移譲すること。 なお、都道府県への指定権限の移譲ができない場合 でも、当該施設に対し、都道府県が必要に応じて、報告 の徴収及び検査を行えるようこれらの権限を都道府県 に移譲すること。	【現行】 特定感染症指定医療機関は、重篤で未知の感染症であり、そのまん延により国民の生命及び健 康に重大な影響を与えるおそれがある新感染症の患者を受け入れる機関であることから、現在、 国が指定を行っている(指定状況:3病院) 【制度改正の必要性・効果】 特定感染症のまん延防止を図るためには、より迅速な指定と指定後の医療機関の適正な運営管 理が不可欠であることから、第一種、第二種感染症指定医療機関と同様に、国が特定感染症指定 医療機関に係る指定基準を示し、これに基づき、地域医療の実情を把握した都道府県が指定等 を行うことにより、法第38条に基づき「指定・指導」と法第43条に基づき「報告徴収・検査」が一体的かつ効 率的に実施でき、医療機関のより適正な運営確保が可能となるため、都道府県知事に指定権限を 移譲することが望まれる。 指定権限の移譲ができない場合にも、当該医療機関の適正な運営確保の観点から、特定感染症 指定医療機関に係る指定基準を示すとともに、法第43条に基づき当該医療機関に対する報告の 請求や検査を行う権限だけでなく、法第38条第4項(指導)の権限を都道府県に移譲することが 望まれる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
26年	567	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医師法施行令第3条、②歯科医師法施行令第3条、③保健師助産師看護師法施行令第3条の3第1項、④臨床検査技師等に関する法律施行令第1条及び第2項、⑤診療放射線技師法施行令第1条の2、⑥理学療法士及び作業療法士法施行令第1条、⑦機能訓練士法施行令第1条、⑧栄養士法施行令第1条2項 等	厚生労働大臣発行医療系免許申請書類等の經由事務の廃止 (医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、機能訓練士、衛生検査技師、管理栄養士)	標記の医療職種免許は、厚生労働大臣免許である。すでに実施済の他の医療職種免許と同様に、国において直接実施することとし、經由事務の廃止を求める。	免許の申請において、住所地の保健所及び県を經由して厚生労働省へ到達することは、国までの日数を要するため、事務的に非効率的である。その上、国の免許登録日以降でない申請者が行えない業務があるため(診療報酬請求されている)、交付事務を含めて往復の日数がかかるのは適切さを欠くと言わざるを得ない。免許の早期発行は、申請者等から強く求められているところである。 例えば、歯科衛生士等の免許は、国の指定した指定登録機関(H3.7.1)が、直接免許事務を行っており、郵送等での申請も認められている。申請者の利便性の観点からも直接、厚生労働省(あるいは指定登録機関)が扱うこととして、經由事務の廃止を求める。 (臨床工技師免許:国直接実施。) (歯科技工士免許:H27.4.1~国の指定した指定登録機関実施、H26.6医療介護法 法案成立) なお、經由事務としながらも、国からは審査業務まで求められているのが現状である。このため、県等が申請業務等における過失責任を求められ、訴訟に発展する可能性が存在する。 国の免許であるから、国の責任において免許申請等の対応を行っていただきたい。		
26年	569	医療・福祉	都道府県	神奈川県	内閣官房、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第4項	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録事業者の登録事務の役割明確化	特定接種の登録事務について県や市町村に必要な協力を求めることができるという規定を使い、登録事業者との調整をすべて県及び保健所設置市に任せてしまっているため、協力の範囲を明確化し、適切な運用とする。	県や市町村に協力を求めることができるという規定を利用し、特定接種にかかる登録事務について登録事業者との調整を全て県や保健所設置市に任せてしまっている状況であり、膨大な業務であることから、非常に混乱が生じているため、役割の明確化を図る必要がある。 例えば、特定接種の疑義照会は、約3,700事業所のうち、440件で、県・保健所設置市が照会する中で、事業所から制度に対する意見、要望等があり調整が発生し業務が増えている。特定接種の登録の可否といった質問が多いので、今後の登録者の調整は、国において行っていただきたい。		
26年	603	医療・福祉	都道府県	長崎県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱8、10等	セーフティネット支援対策等補助金の早期交付決定	セーフティネット支援対策等補助金の早期交付決定	セーフティネット支援対策等補助金の早期交付決定	【支障事例】 セーフティネット支援対策等補助金は、自治体が地域の実情に応じ、生活保護受給者や低所得者、ホームレスといった地域社会の支えを必要とする要援護者全般に一貫した施策を推進し、地域社会のセーフティネット機能の強化を図る目的の補助金である。しかし、別添資料①にあるように、交付決定が遅い。 セーフティネット補助金は、多くは、運営費や、人件費等に対して補助を行っているため、事前着手を行っているのが、現状である。 しかし、社協などへの交付決定は、国からの交付決定を待って県の補助金交付を行っており、その間は、社協などに補助金を支払っておらず、過大な負担になっている。(社協へ交付決定後、支払った額は、89,468千円) また、事前協議を年度当初に行っていることも、交付決定の遅延につながっていると思われる。 この補助金に関しては、他の補助金にある前年度のヒアリング等がないため、別添資料②にあるように、前年度から事前協議をしていただき、年度当初の早期交付決定をお願いしたい。	【厚生労働省】 (17)セーフティネット支援対策等事業費補助金について、平成27年度からの新制度の詳細が固まり次第速やかに、年間協議スケジュールを、地方公共団体に周知する。
26年	604	医療・福祉	都道府県	長崎県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	セーフティネット支援対策等事業費補助金の(3)の工安心生活基盤構築事業実施要領3	買い物弱者支援制度の充実	買い物弱者支援等を実施するための補助制度の条件緩和	【支障事例】 買い物支援にかかる補助制度として、セーフティネット補助金の安心生活創造推進事業の活用も考えられるが、モデル的な事業であることに加え、①抜け漏れのない実態把握事業、②生活課題検討・調整事業、③抜け漏れのない支援実施事業、④地域支援活性化事業、⑤自主財源確保事業、⑥住民参加型まちづくり普及啓発事業の基本事業を全て行う必要があるため、過疎化が進行し、財政的・体制的に脆弱な市町においては、ハードルが高く、活用できる状況にない。 そこで、必須6事業の減収又は選択事業にする等、市町が取り組みやすい補助制度にしたいとよう要望するもの。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	606	医療・福祉	都道府県	長崎県・大分県・宮崎県・沖縄県・山口県	厚生労働省	A 権限移譲	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条、23条、26条の2、第27条、第34条	精神保健福祉法における一般人の申請・警察官通報・精神科病院管理者の届出から指定医の診察等の事務の都道府県から中核市、保健所設置市への移譲	精神保健福祉法第22条、23条、26条の2における一般人の申請・警察官通報・精神科病院管理者の届出受理後の調査、診察依頼、立会い、移送等に関する事務の都道府県から中核市及び保健所設置市へ権限移譲する。	【支障事例】 精神保健福祉法第22条、23条、26条の2の規定により、自傷他害の恐れがあると認められた精神障害者については、最寄りの保健所長を経て、都道府県知事が申請・通報・届出を受理し、知事は調査の上、必要があると認めるときは、精神保健指定医の診察を行っている。 また、除役の結果、今後も自傷他害の恐れがあると認められた時には、知事は国等の設置した精神科病院及び指定病院に移送し、入院させることができることとなっている。 このように、現在、申請・通報・届出の受理のほか、その後の調査、診察依頼、立会い、移送等に関する業務についても、すべて都道府県保健所において対応しているところであるが、県保健所から、保健所設置市までの管轄警察署までは1時間30分程度を要する移動距離があり、対象者に対し、早期の対応が出来ないなどの支障をきたしているところもある。また、保健所設置市の通報対象者が、再通報になる事例も複数みられる状況にある。 【制度改正の必要性】 よって、自傷から対象者や家族の生活相談・支援を行っている機関は、身近な市保健所であることから、これらの業務を市保健所が実施するように権限を委譲することで、入院の段階から、退院に向けた支援の対象として、退院後の再発防止や定期的な通院継続までの一貫した支援策を計画することができることと、長期入院防止や患者の社会復帰に向けた早期の支援が可能となる。 【参考】 H25年度の県内の全通報件数は189件、保健所設置市管轄県保健所通報件数 98件、内保健所設置市管轄保健所件数 73件 約75%を占める。	5【厚生労働省】 (3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 診察及び保護の申請、警察官の通報及び精神科病院の管理者の届出等の受理、届出等に基づき行われる指定医の診察、入院措置及び移送等を中心とした措置入院に関する事務について、都道府県と保健所設置市又は特別区との調整により、地域の実情に応じて条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)を活用できることを改めて周知する。その上で、条例による事務処理特例制度に基づき保健所設置市及び特別区における事務処理の状況等も踏まえつつ、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。
26年	865	医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	精神保健福祉法第13条	精神医療審査会委員の任期を定める規定の緩和	精神医療審査会委員任期について、現在は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	【支障事例】 精神医療審査会委員の任期については、精神保健福祉法第13条第2項により、2年と定められている。しかしながら、委員には専門的な知識や経験が必要であるため、再委嘱しているのが現状である。 委員の委嘱にあたっては、医師会等の協議が必要であり、手続き等をきめ相当の労力と準備期間を要している。(平成26年4月現在、審査会委員14名、うち再任された委員9人) 【制度改正の必要性】 このことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、地域の実情に応じて柔軟に対応できることが必要と考える。	6【厚生労働省】 (4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神医療審査会の委員の任期(13条2項)については、3年を上限として条例(制定主体は都道府県及び指定都市)で定める期間とすることを可能とする。
26年	783	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第2条第4号、第3条第4号、第3条第4号、第3条第4号	医師臨床修練制度(外国人医師、看護師など)に関する事務・権限の都道府県への移譲	臨床修練を実施する病院の指定権限を都道府県に移譲すること。	【現行】 現在、臨床修練は厚生労働大臣が指定する病院において実施することとされている。 【制度改正の必要性】 国よりも都道府県の方が、地域医療の実情に精通しているため、都道府県知事が臨床修練を実施する病院の指定を行うべきである(国においては、下記基準の③の病院についての判断が普通等では判断できない)。 《受入病院の基準》 ①大学病院 ②臨床研修病院 ③臨床研修病院と同等の教育体制を有する病院 【支障事例・改正による効果】 現状における国による指定には、①制度の申請窓口が厚生労働省のみとなっていること、②申請に係る書類が複雑なものであること、③近年、修練制度の許可件数が大幅に増えていること等から、申請から概ね半年程度の期間を要するため、機動的な対応ができていない、病院の指定権限を都道府県に移譲し、申請窓口を増やすこと等分散化され、迅速な対応が可能となる。 《参考》 臨床修練制度許可件数 H23実績 180(67) H24実績 169(31) ※()内は当初見込件数 以上より、臨床修練を実施する病院の指定権限を都道府県に移譲することにより、地方の実情にあった機動的、弾力的な運用が可能となる。	4【厚生労働省】 (11)外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭62法29) 厚生労働大臣が行う臨床修練病院等の指定(2条5号)については、当該指定の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する。
26年	801	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 徳島県	厚生労働省、法務省	C A又はBに関連する見直し	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第2条第4号、第3条第4号、第3条第4号(出入国管理法及び難民認定法)	医師臨床修練制度(外国人医師、看護師など)に関する規制緩和等	「医学物理士」の臨床修練制度対象者への追加や、外国人医師の臨床修練期間の弾力的運用を可能にすること。	【現行】 外国医師等が行う臨床修練は、医師、歯科医師、助産師等が対象とされているが、粒子線治療を行うために必要不可欠である「医学物理士」は対象となっていない。 【制度改正の必要性】 粒子線治療を行うためには、個々人の人材育成ではなく、治療を担うスタッフ全員を対象としたチームとしての人材育成が不可欠である。 その中で粒子線治療には大学院で物理を履修した「医学物理士」の存在が重要となるが現在の臨床修練制度ではこのような人材は対象となっていないことから、粒子線治療の普及・発展の観点からも制度の対象とすることは必要である。 また、現状の2年という臨床修練期間では、一連の技術習得には十分な期間が担保できない(日本人大学院博士課程で物理を履修)の場合であってもその教育に2年はかかる)ことから、臨床修練期間の弾力的運用は必要である。 【別案】 粒子線治療は、医学物理士も含めたチーム医療で成立することから、臨床修練制度への位置付けが必要と考えるが、国家資格ではないという理由で「医学物理士」の臨床修練制度への位置付けが困難な場合は、出入国管理法及び難民認定法の別表第一の二に規定される在留資格「研修」の在留期間として「2年」を追加し、「外国人医師等臨床修練制度」と同期間の在留期間とすることで対応可能。	
26年	808	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県	厚生労働省	A 権限移譲	原子爆弾被爆者に対する必要な医療の給付を行う場合に必要となる法律第10条、第11条、第24条、第25条	原子爆弾被爆者に対して必要な医療の給付を行う場合に必要となる法律第10条、第11条、第24条、第25条	原子爆弾被爆者に対して、必要な医療の給付を行う場合に必要となる法律第10条、第11条、第24条、第25条	【現行】 被爆者が、原子爆弾の傷害作用に起因した負傷等により、必要な医療の給付(医療特別手当)を受けるには、厚生労働大臣による認定が必要である。 【支障事例】 認定に際して、都道府県を經由して国に申請を行うこととなっているが、当県申請件数は過去5年間で200件に及び、また国審査にも半年程度の時間を要している。 【制度改正の必要性】 高齢化が進んでいる被爆者の状況を考慮すると、速やかな審査が必要であると考えられることから、都道府県へ移譲することにより審査事務の迅速化を図ることが必要である。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	160	雇用・労働	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	厚生労働省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。 【支障事例】 当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。 ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。 ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。 ③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。 ④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。 【効果】 改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。 ②、③がなくなること、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなる。	【厚生労働省】 (9)中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)(経済産業省と共管) 事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。
26年	241	雇用・労働	都道府県	広島県	厚生労働省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 法における支援措置(助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付けられているが、助成金受給の際には、別途国へ申請が必要であり、申請者に大きな負担となっている。具体的に、計画認定の申請書類7種類のうち4種類が助成金受給の申請書類と重複している。 【懸念の解消策】 改善計画の認定は、助成金受給の要件のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているが、現実には、改善計画の認定後に助成金受給以外の支援を活用した事例はなく、支障はないと考える。	【再掲】 【厚生労働省】 (9)中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)(経済産業省と共管) 事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。
26年	961	雇用・労働	知事会	中国地方知事会	厚生労働省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。 ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。 ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。 ③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。 ④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。 改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。 ②、③がなくなること、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなる。 現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。	【再掲】 【厚生労働省】 (9)中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)(経済産業省と共管) 事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。
26年	163	雇用・労働	都道府県	鳥取県、大阪府、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていたためであるが、現在、当法律に基づく支援策のうち当該認定を条件としているものはなく、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 当該計画の認定を条件とする国の助成金制度がなくなったことに伴い、本県への当該改善計画の認定申請は、平成23年度以降実績がない(全国的にも同様と推測)。 当該認定を条件とした支援策が新たに創設された場合においても、助成金の受給資格認定申請を行う前に、下記②及び③の手続が必要となることから、既存の助成制度と同様、当該改善計画の認定を条件としないことが、企業等にとって負担軽減になる。 ①企業等は、改善計画が助成金の対象となるか、労働局に確認 ②企業等は、都道府県に対して、改善計画の認定申請を行う ③都道府県は、申請内容を確認し、認定手続等を行う。 ④企業等は、定められた期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。	【厚生労働省】 (10)介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平4法63) 介護事業主が策定する改善計画の認定(8条)の廃止を含め、介護労働者の労働環境の改善による魅力ある職場づくりに向けた実効性のある仕組みについて、地方の意見も踏まえつつ検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	242	雇用・労働	都道府県	広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 介護労働者の雇用管理の改善を促進するために設けられた助成金制度が平成22年度末に廃止されており、認定制度が形骸化している。(助成金制度廃止後に改善計画の認定申請が行われた例はない)。 助成金制度廃止前は、法における支援措置(助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付けられていたが、助成金受給の際には別途国へ申請が必要であり、二重に手続きすることとなり、申請者に大きな負担となっていた。当該認定を要件とした支援策が新たに創設された場合においても、都道府県が計画認定を行い(各地方労働局)が助成金等窓口になるのは企業の負担となるため、避けるべきである。	【再掲】 【厚生労働省】 (10)介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平4法63) 介護事業主が策定する改善計画の認定(8条)の廃止を含め、介護労働者の労働環境の改善による魅力ある職場づくりに向けた実効性のある仕組みについて、地方の意見も踏まえつつ検討し、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	960	雇用・労働	知事会	中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業者が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていたためであるが、現在、当法律に基づく支援策のうち当該認定を条件としているものはなく、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 当該計画の認定を条件とする国の助成金がなくなったことに伴い、本県への当該改善計画の認定申請は、平成23年度以降実績がない(全国的にも同様と推測)。 当該認定を条件とした支援策が新たに創設された場合においても、助成金の受給資格認定申請を行う前に、下記①及び③の手続きが必要となることから、既存の助成制度と同様、当該改善計画の認定を条件としないことが、企業等にとって負担軽減になる。 ①企業等は、改善計画が助成金の対象となるか、労働局に確認 ②企業等は、都道府県に対して、改善計画の認定申請を行う ③都道府県は、申請内容を確認し、認定手続等を行う。 ④企業等は、定められた期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。	[再掲] 6[厚生労働省] (10)介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平4法63) 介護事業者が策定する改善計画の認定(8条)の廃止を含め、介護労働者の労働環境の改善による魅力ある職場づくりに向けた実効性のある仕組みについて、地方の意見も踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	484	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働基準法第99条、第101条、第102条、労働安全衛生法第90条、第91条、第92条	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の移譲	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の業務を都道府県に移譲する。	一般的に労働基準行政は産業行政ときわめて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。 現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。 国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。	
26年	485	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働基準法第99条、第101条、第102条、労働安全衛生法第90条、第91条、第92条	労働基準監督官が司法警察官として行う捜査等の移譲	労働基準監督官が司法警察官として行う捜査等の業務を都道府県に移譲する。	一般的に労働基準行政は産業行政ときわめて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。 現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。 権限を踏まえた司法警察官の業務自体は都道府県にはないが、他の労働基準行政と併せて当業務も国から都道府県に移譲されることにより、行政コストを削減することができる。	
26年	486	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	社会保険労務士法第30条	社会保険労務士に関する監督等の移譲	社会保険労務士に関する監督等の業務を都道府県に移譲する。	社会保険労務士は、厚生労働省所管の国家資格であり、その目的を「企業の健全な発達とそこに働く労働者の福祉の向上」とし、労働者及び使用者の両者に対して、「労働条件」、「労働安全衛生」及び「労働保険・社会保険等の手続きに係る事務」を行い、さらに「人事労務管理のコンサルティング」や「年金相談」も行うなど、広く労働基準行政を補完する役割を担っている。 また、今後増加が想定される個別労働紛争等への対応で「裁判外紛争解決手続(ADR)」における「紛争解決手続代理業務」もより幅広く行うべく、現在改正も検討されている。 これらを総合的に勘案し、労働基準行政全般の都道府県への権限移譲を求めることと併せて、社会保険労務士の監督権限も都道府県に権限移譲することを求める。 現状において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、社会保険労務士は労働相談をはじめとした事業面でも都道府県の労働センターや労政事務所等と連携があり、他の労働行政と併せて都道府県が担うことで、効果的な事業展開にもつながる。	
26年	487	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働者災害補償保険法第49条の5	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の移譲	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の業務を都道府県に移譲する。	労災に係る事務権限は、労働基準監督署が担っていることから、労働基準監督署そのもの及びこれに対する指導監督権限の移管を求めると併せて、事務権限移譲を求める。 現状において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策や建設土施策との連携により、労災保険の効果的な認定・給付が可能となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	488	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働基準法第99条 安全衛生法第90条	労働基準監督署の指揮監督の移譲	労働基準監督署の指揮監督権を都道府県に移譲する。	労働基準監督署に対する指揮監督権についても、一般的に労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。 現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、労働基準行政の効果的な指揮監督が可能となる。	
26年	489	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	雇用対策法第7条、第9条、第10条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条、第10条 障害者の雇用の促進等に関する法律第38条、第43条	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・雇用対策法 ・高年齢者雇用安定法 ・障害者雇用促進法等	各種法令(雇用対策法、高年齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等)に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)を都道府県に移譲する。	各種法令に基づいた事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告)については、事業主への支援や広報啓発活動を補完する業務であり、地域の実情を熟知した地方自治体に取り組むべきである。 現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、都道府県で業務を担うことで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、事業主への効果的な指導が可能となる。	
26年	491	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	男女雇用機会均等法第29条第2項 育児・介護休業法第56条 次世代育成支援対策推進法第12条第6項 パートタイム労働法第16条第2項	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法等 ・次世代育成支援対策推進法 ・パートタイム労働法	各種法令(雇用対策法、高年齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等)に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)を都道府県に移譲する。	都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。各種法令に基づいた事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告)については、事業主への支援や広報啓発活動を補完する業務であり、地域の実情を熟知した地方自治体に取り組むべきである。	
26年	492	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	男女雇用機会均等法第17条、第18条 育児・介護休業法第52条の4、第52条の5 パートタイム労働法第21条、第22条	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)を都道府県に移譲する。	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)を都道府県に移譲する。	現状において、都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。 現行の都道府県の事務(労働相談、雇用平等・仕事と家庭の両立、若者、高齢者、障害者等の就業支援、労働委員会における紛争処理等)と関連して考えることが可能であるため、さまざまな観点から紛争解決に向けて動くことが可能であるとともに、地域の実情や特性を踏まえた総合的で柔軟な対応が可能である。 さらに、県行政の課題として取り上げることで、各種施策に生かすことも可能であることから、都道府県に権限を移譲するべきである。	
26年	563	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	職業能力開発促進法第28条第1項 職業能力開発促進法施行規則第36条の15、第46条、第48条の3	地方に条例委任されている「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」が従うべき基準とされていることに対する規制緩和	職業能力開発促進法第28条第1項により都道府県又は市町村の条例に委任された「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」に関する基準は、法と異なる内容で定めることができない「従うべき基準」とされているが、地域の事情に応じて異なる内容を定めることができる「参酌基準」に緩和することを求めるもの。	【制度改正の必要性】 普通職業訓練における職業訓練指導員の資格については、職業能力開発促進法施行規則(以下、「省令」という。)第36条の15及び省令第48条の3と省令第46条により、一定の幅広い人材が普通職業訓練に関与することが可能となっているが、職業訓練指導員免許持たない高卒や中卒の実務経験者は、たとえ優れた実績を顕しているとしても、普通職業訓練を担当することはできず、また、職業訓練指導員免許以外の公的資格所有者等が普通職業訓練を担当することができるもの、その範囲は限定的となっている。 こうした法の定めについては、職業訓練の質を保つうえでの必要性は認められるものの、技術革新の進展速度が加速していることや、それに伴い新たな技術的資格等が生まれる可能性もあり、今後は法の基準を参酌基準とし、都道府県や市町村が自ら職業訓練指導員免許資格所有者と同等な者を定めていく余地を設けることで、都道府県や市町村が主体的に、地域の事情を踏まえた効果的な訓練を、幅広い人材を登用しながら速やかに実施していくことが可能となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	578	雇用・労働	都道府県	長野県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	雇用保険法第 63条、雇用保険 法施行規則第 121条及び第 123条、職業能 力開発校設備 整備費等補助 金交付要綱	認定職業訓練助 成事業費(運営 費)における補助 対象経費の算定 基準の緩和	算定基準第2の2で規定されている、補助金の交付対 象となる訓練生の人数要件(5人)を撤廃し、1人でも訓 練生がいれば、補助対象とする。	【現行制度】 職業能力開発校設備整備費等補助金は、事業主等が行う労働者の能力開発のうち省令で定める 基準を職業訓練を県が認定し、運営費等を補助することにより民間における職業訓練を 振興するものであり、地域の企業が求める人材の育成にとつて重要。この補助要件として、1訓練 科当たりの訓練生が6人以上であることが必要であるが、普通課程では、これを満たさない場合 でも概ね3年(特に必要な場合は5年)を目途に訓練生を確保できる見込があれば、この期間は補助 対象とすることができる。また、訓練開始時に35歳未満の訓練生が3人以上いる場合も補助対象 とすることができる。 【制度改正の必要性】 中小企業の新規雇用の抑制等により訓練生の確保は年々困難になってきており、本県では平成 26年度に1訓練科が補助対象から外れることとなった。今後同様に多くの訓練科が補助対象外と なる可能性があるが、訓練生が少ない訓練科では会費等の収入による運営が困難であり、補助 対象外とされた場合、訓練科が休止又は廃止されるケースが懸念される。当該訓練は職場のOJ Tと組み合わせることで実施されることから訓練科が休廃止されると訓練生が職場から通うことができな くなり、地域での職業訓練の実施は困難となる。 しかし、こうした訓練によりモノづくりの担い手を育成することは、地域における産業人材の育成ひ たは地域産業の発展にとって必要不可欠であり、現在の訓練科を継続させていくことが訓練生 本人及び地域にとって望ましいと考えられる。 よって、訓練生が5人に満たない場合であっても訓練科を安定して運営できるよう、訓練生5人以 上という補助要件の撤廃が必要である。	【厚生労働省】 (16)職業能力開発校設備整備費等補助金 認定職業訓練助成事業については、訓練生の人数要件の緩和を含め、制度の活性化について検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	686	雇用・労働	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	国が都道府県に 設置する緊急雇用 創出事業臨時特 別基金の指定都 市への設置	緊急雇用創出 事業等実施要 領	緊急雇用創出事業臨時交付金の基金事業の実施 主体に指定都市を追加	【現状】 緊急雇用創出事業臨時特別基金(厚生労働省所管)を財源としている事業は、基金の造成主体は 県となっている。県に基金があることで、国との調整等は県がひとまとめて行うものの、県に設置 された基金のうち、どの程度本市が活用できるかが、国から県に交付された時点でわからず、事 業の確実性が担保されないため、地域の実情に応じた効果的な施策展開を迅速かつ計画的に行 うことができない。また基金の積み増し等が行われた場合、各市町村ごとの活用額がすぐには判 明しないため、結果として市町村の予算計上のタイミングを逃すことになり、対応が遅れる場合 がある(市では25年度は5月補正、9月補正、26年度は5月補正を行っている)。 【効果】 基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の裁量による主体的かつ 弾力的な取組を計画的かつ迅速に行うことが可能となる。	
26年	205	環境・衛生	一般市	安芸高田市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	旅館業法第3条 旅館業法施行 令第1条、第2 条 旅館業法施行 規則第5条	中山間地域にお ける旅館業法の 客室 延床面積要件の 緩和	農林漁業者が営む民宿については、旅館業法施行令 に規定する客室延床面積要件が緩和されているところ であるが、これを中山間地域に存在する非農林漁業 にも拡大すること。 適用対象としては、過疎地域自立促進特別措置法第2 条第1項に規定する過疎地域を想定している。	【改正の必要性】 少子高齢化に伴う急速な人口減少は、大きな問題であり、少子化対策と合わせて、他の地域からの 移住促進を図ることも合わせて取り組む必要がある。移住に際しては、気候、風土、その土地に 住む人の気質等を知るとともに、地域に溶けこむ必要がある。 移住への段階の一つとして、中山間地域に存する民家等に滞在して生活体験を行うことが考えら れるが、現行法規制では、農林漁業者が体験を提供する民宿を営む場合においてのみ規制緩和 されており、非農林漁業者については規制緩和の対象となっていない。 農林漁業者体験だけでなく、中山間地域に存する民家等に滞在して行う生活体験自体に価値がある 場合と同様の規制緩和を提案する。 【具体的な支障事例】 非農林漁業者が生活体験を提供する民宿を開業しようとする際、客室延床面積が33㎡以上なけ れば開業できず、内容的にも大幅な施設改修を伴うことが予想される等、非常に難易度の高いも のである。 農林漁業者体験のみが農山漁村体験ではなく、農地等を持たずとも、地域の伝統、文化、生活等 を伝える体験を提供することは可能である。 【改正による効果】 都市と中山間地域の交流が促進され、移住者確保の一翼を担うと考えられる。また、その交流を 通じて、中山間地域の文化が見直されることで、地域住民の誇りとなり、人口流出防止にもつな がることを想定している。 【想定される課題】 市内に存する旅館業者との競合が懸念材料となるが、今回提案する内容は、人と人との交流を促 進するためのものであり、目的が異なるため、競合はないと考える。	
26年	357	環境・衛生	都道府県	徳島県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	旅館業法第3条	滞在施設の旅館 業法の許可制の 見直し	外国人旅客の滞在に適した施設を賃借契約に基づ き一定期間以上使用させ、外国人旅客の滞在に必要 な役務を提供する事業は、旅館業法の許可の対象外と する。	2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京五輪オリンピック・パラリンピックに続き、2021年 にはワールドマスターズゲームズ(生達スポーツの国際大会)が関西一円で開催されることが決定 しており、政府も外国人観光客増進を打ち出していることから、今後、増加が見込まれる(また、そ れに向けた各種施策展開が図られる)外国人誘客に対して、国内における円滑な役務提供のため には、旅館業法の規制緩和が必要である。	
26年	328	環境・衛生	都道府県	大分県、福岡 県、長崎県、沖 縄県、山口県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	毒物及び劇物 取締法第8条第 1項第2号	毒物及び劇物取 扱責任者の資格 要件に係る規制 緩和	毒物劇物取扱責任者の資格要件の認定基準の一つ である「高等学校において30単位以上の化学に 関する科目を修得していること」について、指導要録の保存年 限(20年)を経過した場合は証明できないため、単位 取得数までの確認を求めず、「応用化学」に関する学 科を修了したことの確認で認定するようにすること を求るもの。	【支障】毒物劇物取扱責任者の資格については、毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号にお いて、「厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者」が資格要件の1つと なっている。資格の確認方法については、平成13年2月7日医薬化発第5号厚生労働省医薬食 品局審査管理課化学物質安全対策室長通知「毒物及び劇物取締法に係る法定受託事務の実 施について」の第1の4及び平成14年1月11日医薬化発第011001号厚生労働省医薬食品局 審査管理課化学物質安全対策室長通知「毒物劇物取扱責任者の資格の確認について」にお いて、「高等学校において応用化学に関する学課を修了した者については、30単位以上の化学に 関する科目を修得していることを確認すること」となっており、現行は成績証明書等で確認して いる。しかし、学校教育法施行規則第28条第2項の規定により指導要録等の保管期間20年が経過し ている場合は、成績証明書の発行が受けられず資格要件を満たしているか確認できない。ま た、成績証明書の発行が受けられない場合の取扱いについては、厚生労働省医薬食品局審査 管理課化学物質安全対策室から「当時の教育課程が明記された書類と卒業証書の両方が必須と なる。高等学校等に確認のうえ、確実に修得した科目のみをカウントしてもらいたい。」との回答が あり、当時の教育課程が明記された書類としては、「学校要覧」等が該当するが、これについては 永年保存との規定がないため、卒業後20年以上経過していた場合、当該高等学校に保存されて いない可能性がある。 以上のことから、資格要件を満たしているにもかかわらず個人の責によらず毒物劇物取扱責任者 になれない事例が発生している。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	342	環境・衛生	都道府県	香川県	厚生労働省	A 権限移譲	栄養士法第1条第2項、第2条第3項、第3条第2項、第4条第3項、第4項、第5条第2項、第4項	管理栄養士免許の取得は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える(栄養士法第2条第3項)が、都道府県知事が免許を与えることとする。これに伴い、免許事項を登録する管理栄養士名簿についても、現在厚生労働省に備えている(同法第3条の2第2項)が、都道府県に備えることとするなど、栄養士免許と同様の規定とする。	管理栄養士免許の免許者は厚生労働大臣であるが(栄養士法第2条第3項)、その名簿の登録、訂正、抹消に係る申請や免許証の交付は、都道府県知事を経由して行われる(同法施行令第1条第2項等)。現在、県で当該免許に係る申請を受けた後、(申請書等を国に送達し、国から免許証の送付を受け、)当該申請書に免許証を交付するまで、2~3箇月の期間を要している。他に、同法に規定される栄養士免許については、免許者が都道府県知事であり(栄養士法第2条第1項)、申請から交付まで、大半が1週間程度で完了している。免許者を、厚生労働大臣から都道府県知事に変更することにより、申請から交付までの期間を短縮することが可能となり、住民サービスの向上を図ることができる。都道府県で、管理栄養士免許に係る名簿の登録や免許証の交付に係る事務が増えることになるが、既に行っている栄養士免許のそれと共通する部分が多く、その実施は可能である。また、管理栄養士国家試験に合格した者に対して都道府県知事が免許を与えるのであれば、地域に即した対応の難易度が低くなるという弊害は起こらない。(なお、栄養士免許は、厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上必要な知識及び技能を修得した者に対して交付する。(栄養士法第2条第1項))		
26年	394	環境・衛生	その他	越谷・松伏水道企業団	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱	水道水源開発等施設整備費国庫補助金に係る平均単価要件の廃止	水道水源開発等施設整備費国庫補助金における平均料金(平成26年度1,123円)よりも高い料金の事業者が補助対象となっている。「緊急時給水拠点確保等事業費」の「重要給水施設配水管」及び「水道管路耐震化等推進事業費」の「老朽管更新事業」の採択基準において、平均単価要件の撤廃を提案する。	【支障事例】水道事業者毎に異なる地域性及び経営状況を反映した水道料金によって算定される平均料金を補助金の採択基準とすることは、水道料金を低く抑える経営努力によって低廉な料金を維持している事業者が当該補助制度を活用できないこととなり、重要給水施設配水管及び老朽管更新事業等の財源を確保する一つの術が削られることとなる。なお、当企業団の当該採択基準における料金は997円であり、採択基準を満たしていない。【制度改正の必要性】平均料金を採択基準とする現要綱では、収益的収入と支出のバランスが考慮されておらず、水道料金が平均料金を上回リさえすれば、給水に係る費用が備えているか否かは関係なく、補助金の交付対象となっている。また、過去の建設改良事業実施に伴う企業債残高が多額に上る事業者には、その利息の支払いが大きな負担になっており、給水に係る費用を押し上げている。しかし、今後経年化を迎える水道施設の更新には膨大な費用を要するため、新たな企業債の発行は不可避となり、更なる利息負担が生じると思込まれる。それにより、安易に水道料金の値上げが行われては、水道利用者の生活に少なからず影響を及ぼすことから、水道料金の高騰を防ぐため当該補助採択基準の緩和が求められる。【懸念の解消策】料金回収率(算定式:供給単価/給水原価)及び企業債利息の負担割合を示す指標(算定式:費用構成比/支払利息-支払利息/収益的費用合計)を補助採択基準とし、これまでよりもさらに踏み込んだ基準を採用する。	
26年	232	環境・衛生	都道府県	高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱	水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の緩和	南海トラフ地震防災対策推進地域においては、上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の資本単価要件を撤廃すること。	【制度改正の経緯】国土強靭化基本法が施行され、水道施設の耐震化は重要な課題として挙げられている。とりわけ、南海トラフ地震防災対策推進地域にある本県にとって、水道施設の耐震化は、喫緊に取り組むべき課題となっている。【支障事例】中央防災会議が発表した南海トラフ地震の被害想定では、高知県は被災直後の断水率が99%、被災1ヶ月後でも5.1%であり、被害が想定されている都道府県の中でも群を抜いた数値となっている(被害想定(40都道府県の断水率の平均):被災直後31%、被災1ヶ月4%)。しかし、上水道施設の耐震化に係る国庫補助メニューの採択基準には、資本単価要件(90円/㎡以上)が課せられており、本県全ての上水道事業者は、基準をクリアできずに国庫補助を受けることができない(県内上水道事業者16市町村の平均資本単価は55.1円/㎡)ため、上水道施設の耐震化が進んでいない。【制度改正の必要性】施設を新設する際に資本単価要件を課することは理解できるが、耐震化をすることに資本単価要件を課すことが合理的でない。また、資本単価要件が90円/㎡であるが、その設定根拠が明確でない。このことから、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域において、国土強靭化政策大綱による水道施設の耐震化を促進するには、上水道の耐震化事業に対して、資本単価要件を課さないことが必要である。	
26年	285	環境・衛生	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省発令第0401第12号平成26年4月1日厚生労働事務次官「水道水源開発等施設整備費国庫補助金の採択基準の緩和」	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づく(特定広域化施設整備費)の採択基準を緩和(「居住人口50万人以上」及び「給水量の増大」を削除)すること。また、「水道広域化促進事業費」の採択基準を緩和(統合協定書における「3年以内」を延長)すること。	【現状】水道事業は水需要低迷のため給水収益が減少するなどの厳しい財政状況の中で、老朽化した施設更新や耐震化のための費用増加、今後の職員の退職による技術力の低下等、様々な課題に直面している。水道の広域化は、スケールメリットによる効率化や更新を促した施設の統廃合等に有効な手法である。本県では、平成23年3月「埼玉県水道整備基本構想」を改定し、埼玉県水道ビジョンと位置付け、将来(おおむね半世紀后)の「水源から蛇口までの一元化した県内水道一本化」を見据え、広域化を段階的に取り組みつつ、水道事業の運営基盤強化を推進し、県民に利用し続けていただく水道を目指すこととしている。【制度改正の必要性等】この広域化の推進に関して現行でも国庫補助があるものの、そのうち「特定広域化施設整備費」の対象には居住人口50万人以上や給水量増大に伴う新設・増設が、「水道広域化促進事業費」の対象には統合後の水道事業が認可を受けている又は統合予定日が3年以内の事業者間での協定書の締結が条件とされている。しかし、小規模な市町村の区域では人口や施設更新等に要する要件を満たすことが困難であり、採択要件を満たすことができない。また、水道事業者間では方針、経営、施設整備状況に格差があり、事業統合を目指す段階的な広域化方策を実施するには3年間で短く、困難が予想される。		
26年	478	環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	食品衛生法第33条~第47条	登録検査機関の登録等の移譲・食品衛生法の登録検査機関	①現在地方厚生局で実施している登録検査機関の登録等の移譲を求め、移譲を促す。②現行の実施主体:地方厚生局移譲後の実施主体:都道府県、保健所設置市及び特別区	従来から各都道府県が許認可及び監視指導している食品等事業者と併せ、食品の検査機関の登録等についても、都道府県が一括に監督したほうが、食品衛生行政を効率的かつ効果的に遂行することができるため、移譲を促す。ただし、登録検査機関に対する指導については、全国統一的な基準に基づき行う必要があることから、国が登録検査機関の指導に関するガイドライン等の技術的助言は不可欠である。また、検査機関に問題があった場合には、食品の輸出入に深刻な影響を与えることも想定されるため、国の権限を残すことも検討する必要がある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	633	環境・衛生	都道府県	長崎県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法第11条、第48条、第52条 食品衛生法施行令第13条、第35条第34号 平成19年3月30日食発第033001号「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」	規格基準が定められた添加物からの、粗製海水塩化マグネシウム(にがり)の除外	都道府県知事が許可する添加物製造業に関して、平成19年3月30日付け国の通知により規格基準が定められた。63の添加物から、粗製海水塩化マグネシウム(にがり)を除外すること。	【支障・制度改正の必要性】 粗製海水塩化マグネシウム(にがり)を含む63の添加物については、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」平成19年3月30日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知により、新たに規格基準(食品衛生法第11条第1項)が定められた。 これにより、粗製海水塩化マグネシウムの製造については、都道府県知事が行う添加物製造業の営業許可と食品衛生管理者の設置が義務付けられ、平成20年4月1日より施行されることとなったが、粗製海水塩化マグネシウムの営業許可等に係る経過措置期間が設けられており、現在も従前の例(営業許可及び専任の食品衛生管理者の設置が不要)によることができるとされている。しかしながら、その経過期間が終了した場合、添加物製造業の営業許可と食品衛生管理者の設置義務が発生するが、「食品衛生管理者」は、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師の資格を有する者、畜産学、水産学、農芸化学の過程を修了したものの、食品衛生管理者養成施設で所定の過程を修了したものの、食品衛生管理者養成講習会の課程を修了したものの等の要件がある。 県内の粗製海水塩化マグネシウム製造業者は、経営者を含め従業員に要件を満たしているものは少なく、専任事業者が多数であり、要件を満たすためには、多額の費用と期間を要するため、廃業せざるを得ない事業者が多数生じることが予想される。 【参考】 粗製海水塩化マグネシウム(にがり)とは、海水から食塩を製造する際に副産物として発生するもので、事業者はこれまで豆腐凝固剤や調味料として販売し、広く活用されている。	
26年	183	消防・防災・安全	都道府県	秋田県	厚生労働省 復興庁	B 地方に対する規制緩和	被災した子どもへの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)の実施要綱	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)の実施主体等の拡大	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)のうち「子ども健やか訪問事業」及び「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」について、実施主体及び事業者に被災県以外の現に避難者を受け入れている都道府県を加えること	【見直しの必要性】平成26年度に創設された「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)」における「子ども健やか訪問事業」は、東日本大震災により被災し、仮設住宅で暮らす被災者や子どもを持つ家庭等に対し訪問指導を行う事業であり、「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」は、被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を行う事業である。 両事業はいずれも事業主体は被災県(岩手県、宮城県、福島県)及び被災指定都市(仙台市ほか)に限定されており、被災児童を受け入れている都道府県では活用することが出来ない。被災県以外に避難している家庭等では、二重生活による生活費の掛かりや父親の不在による子どもへの影響、親のストレス等多くの問題を抱えている。避難先がどこであろうと避難している子どももへる影響、親のストレス等多くの問題を抱えている。避難先がどこであろうと避難している子どももへる影響、親のストレス等多くの問題を抱えている。避難先がどこであろうと避難している子どももへる影響、親のストレス等多くの問題を抱えている。 【具体的な支障事例】被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)のうち「子ども健やか訪問事業」及び「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」について、実施主体及び事業者に被災県以外の現に避難者を受け入れている都道府県を加えること 【効果】被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(復興庁と共管)	【再掲】 【6】被災した子どもへの健康・生活対策等総合支援事業(復興庁と共管) 【7】子ども健やか訪問事業」等の実施主体を、被災県・被災県内の市町村としている要件について、事業の積極的な活用を図るため、避難者のいる都道府県又は市町村等への委託により実施することができることを周知する 【措置済み】(平成26年9月30日付け雇用均等・児童家庭局総務課通知)
26年	587-1	その他	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・平成24年7月17日統人発0717第1号「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請について」(厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長通知) ・平成24年7月12日統発0712第1号「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について(厚生労働省大臣官房統計情報部長通知)	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム	①人口動態調査事務システムの導入申請に関する添付書類の廃止 ②人口動態調査事務システムに係るパソコン・プリンター変更時の変更申請の廃止 ③人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム関連の申請事務における経由機関(都道府県・保健所)の省略	【制度改正の必要性・支障事例】 人口動態調査事務については、手書き紙媒体での報告方法から、システム導入による事務の簡素化が図られているところであるが、導入を申請するに当たってシステム仕様書を添付する必要があるため、導入PCの仕様や接続プリンターに変更があった場合にも、その都度変更申請を提出することとなっている。また、経由機関から進達する必要があるため、利用機関だけでなく、経由機関における事務量も煩雑である。 また、市内町村からのシステム導入・変更申請において承認に半年程度を要するなど、厚生労働省においても事務遅滞が見受けられ、事務の簡素化のために申請を行った市町村が長期にわたり手書き報告で対応せざるを得ないなどの事象が起こっている。 【効果】 昨今のパソコン・プリンターは人口動態統計死亡票等に使用する字体に対応しており、導入申請時にチェックする必要性が低いことから、システム導入時の届出書類を省略するとともに、変更申請や経由機関を省略する等、事務の簡素化を図ること、人口動態調査事務システムに係る事務手続きが大幅に簡素化され、市町村、都道府県、厚生労働省それぞれの事務量軽減につながる。	【6】厚生労働省 (15)人口動態調査事務システムの導入等に関する事務 (11)人口動態調査事務システムの導入・変更に関する申請については、添付書類を簡素化する。 (12)人口動態調査事務システムの導入・変更に関する申請及び人口動態調査オンライン報告システムの利用・変更・廃止に係る届出の際の関係機関の経由については、廃止する。
26年	587-2	その他	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・平成24年7月17日統人発0717第1号「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請について」(厚生労働省大臣官房統計情報部長通知) ・平成24年7月12日統発0712第1号「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について(厚生労働省大臣官房統計情報部長通知)	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム	①人口動態調査事務システムの導入申請に関する添付書類の廃止 ②人口動態調査事務システムに係るパソコン・プリンター変更時の変更申請の廃止 ③人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム関連の申請事務における経由機関(都道府県・保健所)の省略	【制度改正の必要性・支障事例】 人口動態調査事務については、手書き紙媒体での報告方法から、システム導入による事務の簡素化が図られているところであるが、導入を申請するに当たってシステム仕様書を添付する必要があるため、導入PCの仕様や接続プリンターに変更があった場合にも、その都度変更申請を提出することとなっている。また、経由機関から進達する必要があるため、利用機関だけでなく、経由機関における事務量も煩雑である。 また、市内町村からのシステム導入・変更申請において承認に半年程度を要するなど、厚生労働省においても事務遅滞が見受けられ、事務の簡素化のために申請を行った市町村が長期にわたり手書き報告で対応せざるを得ないなどの事象が起こっている。 【効果】 昨今のパソコン・プリンターは人口動態統計死亡票等に使用する字体に対応しており、導入申請時にチェックする必要性が低いことから、システム導入時の届出書類を省略するとともに、変更申請や経由機関を省略する等、事務の簡素化を図ること、人口動態調査事務システムに係る事務手続きが大幅に簡素化され、市町村、都道府県、厚生労働省それぞれの事務量軽減につながる。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	587-3	その他	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・平成24年7月17日統人発0717第1号「人口動態調査事務システム」の導入に関する申請について、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長通知 平成24年7月12日統発0712第1号「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について厚生労働省大臣官房統計情報部長通知	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システムの導入等に関する手続の簡素化	①人口動態調査事務システムの導入申請に関する添付書類の廃止 ②人口動態調査事務システムに係るパソコン・プリンター変更時の変更申請の廃止 ③人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム関連の申請事務における経由機関(都道府県・保健所)の省略	【制度改正の必要性・支障事例】 人口動態調査事務については、手書き紙媒体での報告方法から、システム導入による事務の簡素化が図られているところであるが、導入を申請するに当たってシステム仕様書を添付する必要があり、導入PCの仕様や接続プリンターに変更があった場合にも、その都度変更申請を提出することとなっている。また、経由機関から進捗を必要があるため、利用機関だけでなく、経由機関における事務量が増える。 また、府内市町村からのシステム導入・変更申請において承認に半年程度を要するなど、厚生労働省においても事務遅滞が見受けられ、事務の簡素化のために申請を行った市町村が長期にわたって手書き報告で対応せざるを得ないなどの事象が起きている。 【効果】 昨今のパソコン・プリンターは人口動態統計死亡票等に使用する字体に対応しており、導入申請時にチェックする必要性が低いことから、システム導入時の届出書類を省略するとともに、変更申請や経由機関を省略する等、事務の簡素化を図ることで、人口動態調査事務システムに係る事務手続きが大幅に簡素化され、市町村、都道府県、厚生労働省それぞれの事務量軽減につながる。	【再掲】 6(厚生労働省) (15)人口動態調査事務システムの導入等に関する事務 (イ)人口動態調査事務システムの導入・変更に係る申請については、添付書類を簡素化する。 (ロ)人口動態調査事務システムの導入・変更に係る申請及び人口動態調査オンライン報告システムの利用・変更・廃止に係る届出の際の関係機関の経由については、廃止する。
26年	372	医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法 第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 附則第2項	保育所保育士定数への准看護師算入を可能とする規制緩和	児童福祉施設の設備運営基準(省令)により、乳児4人以上を入所させる保育所において、看護師又は保健師が保育士定数に算入することができることとされている(従うべき基準、民間保育所に対する国庫負担対象)が、当該規定を参酌基準化することなどにより、准看護士も定数算入対象とすること。	【支障】保育所における乳幼児の受け入れが増える中、こどもの体調急変への適切な対応などのため、看護師など医療・保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっている。省令では、乳児4人以上を入所させる保育所において、看護師又は保健師1人に限って保育士とみなして配置することができることとされ、看護師配置を促進している。 【改正の必要性】当該規定を参酌基準化することや、省令改正により算入対象を准看護師まで拡大する規制緩和を行うことで、安心な子育て環境の整備、また女性の就業促進につながる。 【懸念の解消策】1人限って保育所に配置できる対象範囲を拡大することを考えており、保育士を無限定に看護師などに置き換えることは想定していない。	6(厚生労働省) (1)児童福祉法(昭22法164) (ii)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定(同基準33条2項及び附則)については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができるよう措置する。
26年	702	医療・福祉	都道府県	鹿児島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 附則第2項	保育所の保育士定数への准看護師の算入を可能とする規制緩和	児童福祉施設の設備運営基準(省令)により、乳児4人以上を入所させる保育所においては、看護師と保健師が保育士定数に算入することができることとされている(従うべき基準、民間保育所に対する国庫負担対象)が、当該規定を参酌基準化することなどにより、准看護士も定数算入対象とすること。	【支障事例】保育所における乳幼児の受け入れが増える中、こどもの体調急変への適切な対応などのため、看護師など医療・保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっている。省令では、乳児4人以上を入所させる保育所において、看護師又は保健師を1人に限って保育士とみなして配置することができることとされ、看護師配置を促進している。 しかしながら、保育所においては、保育士定数に算入できるのが正看護師に限定されており、また、運営費に保育士と看護士の人員費差額が反映されていないこと等から、看護師の確保が難しく、看護師の配置が進んでいないのが現状である。 【改正の必要性】当該規定を参酌基準化することや、省令改正により算入対象を准看護師まで拡大する規制緩和を行うことが必要。 准看護師は、嘱託医の指導の下、適切な保健指導など看護師と同様な役割を担うことが可能と考えられる。保育所・後援児保育対策事業の職員配置では、准看護師まで認められていることから、保育士定数に算入できる範囲を、看護師のみでなく准看護師まで拡大し、看護師等を配置しやすくすることが必要である。	【再掲】 6(厚生労働省) (1)児童福祉法(昭22法164) (ii)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定(同基準33条2項及び附則)については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができるよう措置する。
26年	204	医療・福祉	一般市	瑞穂市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第18条の4、第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第33条	「保育支援員(仮称)」の保育士配置定数への算入	園が示す一定基準の研修課程を受講した者を「保育支援員(仮称)」と位置づけ、原則的な保育時間以外の時間帯において、保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、従事できるように配置基準の見直しをするもの。	【制度改正の経緯】瑞穂市は交通至便な位置にあり、人口流入が続く。平成15年度合併後、10年間で5,000人余り(約11%)人口が増加している。この地域の土地柄から公立保育所が多く、その中で要支援児を保育する保育士(補助職員である保育士は、全て保育士有資格者である。)を要支援児に対する加配保育士等、保育の質を確保する取り組みを長年実施してきた。 【支障事例】しかし、朝・夜の時間帯の保育士確保に支障を来している。これは、補助職員としての保育士の就労希望時間帯が9時から15時までが主流であるため、朝・夜の短時間労働の保育士がいないからである。 【制度改正の必要性】現下の少子化対策は、経済の活性化と労働力の市場への投入(平成26年6月「日本再興戦略」改定2014)に「女性の活躍推進」を認る国策であるが、子どもの居場所である第1優先の保育所の保育士の確保が困難な状況下にある中で、早期に保育所の体制強化を図り、子どもの受け皿を確保して、女性の就業機会の拡大を図るべきである。保育業務の安全・安心を担保する保育の質の検証を併せて実施しながら、地域の実情も加味して政策を総動員すべきである。 【懸念の解消策】平成26年6月30日の子ども・子育て会議にて議論されている小規模保育における保育従事者としての「子育て支援員(仮称)」を、保育所における原則的な保育時間以外の時間帯においては、おむつ交換やおやつ等の生活の支援が主となるため、保育士2人のうち1人の「保育支援員(仮称)」を保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、「保育支援員(仮称)」として保育士配置基準の見直しを行う。	6(厚生労働省) (1)児童福祉法(昭22法164) (ii)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合等における保育士の数が2人を下回ってはならないという取扱い(基準33条2項)について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。 上記(イ)(ii)に加え、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の着実な施行を図るとともに、「待機児童解消加速化プラン」及び「保育士確保プラン」に基づき、地方公共団体と連携して、保育士確保対策(潜在保育士の復帰支援を含む。)に強力に取り組む。
26年	247	医療・福祉	都道府県	広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第33条	児童福祉法に基づく保育所の保育士数に係る基準緩和	最低2人の保育士を置くこととされている認可保育所の人員配置の基準について、2人のうち1人については、保育士補助的な者で可とするなど柔軟に対応できるように基準を緩和する。	【具体的な支障事例】 中山間地域等の保育所では少子化の影響で、保育所の入所人数が減少している。一方、中山間地域等では、就労人口の減少とともに、保育士不足が顕著になっている。 保育士の人員配置は入所児童数により算定し、入所児童数は変化するため、特定の保育所における具体例を示すことは難しいが、県の中山間地域に所在する市において、「保育士が足りないため、定員数の入所児童数を受けることができないことがある」といった状況がある。 県が運営する「保育士人材バンク」において、中山間地域では、求人情報94に対し求職人数は11人になっており、人口減少が顕著な中山間地域における保育士不足は更に深刻な状況となっている。 【制度改正の必要性】 このように、保育士配置の最低基準2人の確保難しい場合もあり、左記のような柔軟な対応が必要である。基準緩和の具体的内容としては、例えば、一定程度の研修を受けた保育の支援員のような人材の配置などが考えられる。	【再掲】 6(厚生労働省) (1)児童福祉法(昭22法164) (ii)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合等における保育士の数が2人を下回ってはならないという取扱い(基準33条2項)について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。 上記(イ)(ii)に加え、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の着実な施行を図るとともに、「待機児童解消加速化プラン」及び「保育士確保プラン」に基づき、地方公共団体と連携して、保育士確保対策(潜在保育士の復帰支援を含む。)に強力に取り組む。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	319	医療・福祉	一般市	萩市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉施設 の設備及び運 営に関する基準 第11条第1項	保育所における給 食の自園調理原 則の廃止又は過 疎地域等での適 用除外	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、 保育所は、調理室の設置が義務付けられ、自園調理を原則としている。 保育所・小・中学校を含め、地域一体となった食育を推進するとともに、公立保育園の合理的運営を進める観点から、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求めるもの。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省第63条)第11条第1項において、「児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行われなければならない。」とされている。 現在、一定の要件を満たす保育所においては、満3才以上児の給食の外部搬入は認められているが、3才未満児の食事の提供については、特認を受けた場合を除き外部搬入は認められていない。地方都市では少子化が進行し、市街地保育所を除き、周辺部の保育所は入所児童が減少しているにも関わらず、保育所給食は自園調理を原則としているため、業務委託をする場合を除き、調理員の配置が必須となっている。 過疎地域においては、公営の共同調理場等を活用することにより、職員配置の合理化をすることができるとともに、地域における一体的な食育を推進することが可能となる。 現在も分園のある園については、本園から給食を搬送しており、特例の要件である設備、衛生基準の遵守、食育プログラムに基づいた食事の提供をしている。 アルルギー児童が増加傾向にあるなか、公営の共同調理場等から保育所へ給食を搬入することにより、就学後においてもアレルギー児童への対応がスムーズに行えるとともに、地域における保育所・小学校・中学校を一体とした食育活動の展開が期待でき、運営の合理化が可能となることから、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求める。	6[厚生労働省] (1)児童福祉法(昭22法164) (2)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 (3)保育所における食事の提供(同基準11条1項)に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
26年	518	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉施設 の設備及び運 営に関する基準 第32条の2	保育所における給 食の外部搬入の 拡大	保育所における給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	保育所の給食は原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。 3歳未満児への外部搬入は、構造改革特別区域法による認定を受けた場合に限り、公立保育所のみ認められている。 本県所管域では13歳以上児のみ保育所は存在せず、全て3歳未満児を保育している中で、3歳未満児のみを外部搬入し、3歳未満児を自園調理とするメリットはなく、全ての園で自園調理を行っている。 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替え、不要となった調理室を保育室に転用することで受入児童数が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	[再掲] 6[厚生労働省] (1)児童福祉法(昭22法164) (2)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 (3)保育所における食事の提供(同基準11条1項)に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
26年	724	教育・文化	都道府県	徳島県、京都府、和歌山県、大阪府	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉施設 の設備及び運 営に関する基準 第32条の2	小中学校の給食 センターから保 育所への給食搬 入に関する規制 緩和	小学校、中学校の給食センターから、保育所に給食を搬入することができるよう、園の規制を緩和すること。	保育所においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入は原則として認められていない。本県では、特に過疎地域において、保・小・中一貫教育に取り組んでおり、この取組みをさらに推進するため、保育所の給食を小学校、中学校の給食センターから搬入できるよう、園の規制を緩和する。	[再掲] 6[厚生労働省] (1)児童福祉法(昭22法164) (2)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 (3)保育所における食事の提供(同基準11条1項)に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
26年	519	医療・福祉	都道府県	神奈川県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	就学前の子ども に関する教育・ 保育等の総合 的な提供の推進 に関する法律第 3条第2項及び 第4項の規定に 基づき文部科学 省と厚生労働大 臣が協議して 定める施設の 設備及び運営に 関する基準	認定こども園にお ける給食の外部 搬入の拡大	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	認定こども園の給食は、保育所と同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。 幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替え、不要となった調理室を保育室に転用することで受入児童数が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	[再掲] 6[厚生労働省] (14)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(文部科学省と共管) (15)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。 (16)公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。 (17)私立の幼保連携型認定こども園については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
26年	708	医療・福祉	一般市	安城市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	幼保連携型認 定こども園の学 級の編制、職 員、設備及び運 営に関する基準 第3条第3項及 び同基準第13 条第1項におい て読み替えて推 用する児童福祉 施設の設備及 び運営に関する 基準第32条の 2	公立施設が幼保 連携型認定こども 園に移行する際 に必要な設備基準 (自園調理)の緩和	幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満3歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。	現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。 子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児については、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。 そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。 なお、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけでなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそれぞれ対応をお願いしたい。	[再掲] 6[厚生労働省] (14)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(文部科学省と共管) (15)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。 (16)公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
26年	790	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。 認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【支障事例】 児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準と地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない、中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。 乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。 都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。 【改正による効果】 地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。	【再編】 6【厚生労働省】 (14)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(文部科学省と共管) (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のおりとする。 ・公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。 ・私立の幼保連携型認定こども園については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。 (iii)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令2)のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。		
26年	520	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第8条等	児童福祉施設の設備及び運営に関する「従うべき基準」の緩和	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において「職員」の配置については、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされている。「児童家庭支援センターの設置運営等について」(厚生省児童家庭局長)では、当センターに配置する職員を相当する職員(1名)と示しており、児童福祉施設等に附属している場合、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであることとされている。これを本施設業務に支障のない範囲において業務を認めることを求める。	国が示す「社会的養護の課題と将来像」では、施設で生活する子どもが9割、里親家庭で生活する子どもが1割である現状を、①ユニット化した本施設、②グループホーム、③里親・ファミリーホームで生活する子どもの割合を3分の1ずつにするなどの目標を掲げており、これを実現するため都道府県計画の策定が義務付けられているところであるが、特に③里親・ファミリーホームについては、3割へ引き上げるには相当の行政によるバックアップが必要な状況にある。 施設内附置の方法による同センター設置が現実的なところではあるものの、各施設とも人員配置上の余裕も少なく、専従要件を満たすことができない。一般的には、職員配置については、子どもの処遇に直接影響する内容ではあるが安易な緩和は適当ではないと考えるが、里親等への支援を期待される「児童家庭支援センター」の職員配置に関しては、業務に支障のない範囲での業務であれば、子どもの処遇への大きな影響は考えにくく、むしろセンターを設置することによるメリットの方が大きいと考える。		
26年	270	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第59条第1,3,4,5,6,7項、第59条の2第1,2項、第59条の2第2,3項	認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲	認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲	認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等は、市町村に移譲すること	【制度改正の必要性等】児童福祉法第59条の2に基づく認可外保育施設の設置届出の受理や第59条等に基づく立入検査、改善勧告等については、法律上、県の権限となっているが、本県では特別条例により保育行政の主体である市町村に移譲が進み、全市町村に移譲済みである。地域の実情に詳しい市町村が処理することで、保護者へ施設の情報詳しく提供できるなど、迅速的確な対応ができていく。 特別条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直す必要がある。	
26年	136	医療・福祉	施行時特例市	長岡市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第63号)第10条第3項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する「職員」基準の緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)で定める「職員」基準(従うべき基準)について、市町村の放課後児童健全育成事業の実情に応じた運用を可能とするよう「従うべき基準」の緩和を望む。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の「職員」基準において、放課後児童支援員については、当該基準第10条第3項の規定に該当し、都道府県が実施する研修を修了した者と定義された。「従うべき基準」として規定された「職員」基準が、長岡市において支障が生じることから、長岡市の実情に応じた運用が可能となるよう別紙のとおり緩和を望む。		
26年	799	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	改正後児童福祉法第34条の8の2第2項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する「職員」基準のうち「従うべき基準」の見直し	放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【現行】 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する者(放課後児童支援員)の資格や配置については、「従うべき基準」とされている。 【改正による効果】 地域の実情に応じた基準を地域で定めることが出来れば、従事者の確保が困難な郡や離島等で円滑な事業の実施が可能となる。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	781-1	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修都道府県への移譲	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲	・人口10万人に対する医師数が全国及び県平均を下回るへき地の医師増を図る取組として、循環型研修プログラム設定にともなう数量拡大と地域枠出身の臨床研修医を別枠扱いできるように求める。 ※循環型研修プログラム(都市部、へき地等の医療機関が連携して一つの臨床研修として運営するプログラム) ・加えて、国が一方的に定めている臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整について、都道府県が地域事情や政策的な必要性も勘案して設定できるような制度を見直すこと。 (1)へき地とそれ以外の地域に所在する臨床研修病院をグループ化して循環型研修を実施するプログラムを設定し、当該プログラムでの研修希望者が研修定員を超過した場合、超過分を都道府県全体の定員枠として調整できるように見直すこと。 (2)いわゆる地域枠出身の臨床研修医は個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠とは別枠扱い、都道府県の裁量で配分できるように見直すこと。	【現行】 臨床研修病院の研修医受入定員に關し、国が示す定員枠は、各都道府県の人口、医師養成数、面積、離島の有無など、地理的条件等を考慮して算出されており、医師が大都市へ集中しないように一定程度の配慮がなされている。 【支障事例】 本県は、10万人あたりの医師数の平均が全国平均並であるものの、圏域によっては、全国平均及び県平均を下回る圏域が存在することから、特にへき地の医師増を図る取組が必要である。 国の医学部入学生員の緊急・臨時的増員も含めた地域枠出身の臨床研修医も、各病院の定員内数として処理されていることから、へき地等における医師不足病院においては現状以上の臨床研修医の確保が困難な状況にある。 【移譲による効果】 見直しにより、医師の募集定員の増加等が見込めることから、研修医のへき地等における医師不足が一定程度緩和されることとなる。	
26年	781-2	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修都道府県への移譲	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲	・人口10万人に対する医師数が全国及び県平均を下回るへき地の医師増を図る取組として、循環型研修プログラム設定にともなう数量拡大と地域枠出身の臨床研修医を別枠扱いできるように求める。 ※循環型研修プログラム(都市部、へき地等の医療機関が連携して一つの臨床研修として運営するプログラム) ・加えて、国が一時的に定めている臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整について、都道府県が地域事情や政策的な必要性も勘案して設定できるような制度を見直すこと。 (1)へき地とそれ以外の地域に所在する臨床研修病院をグループ化して循環型研修を実施するプログラムを設定し、当該プログラムでの研修希望者が研修定員を超過した場合、超過分を都道府県全体の定員枠として調整できるように見直すこと。 (2)いわゆる地域枠出身の臨床研修医は個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠とは別枠扱い、都道府県の裁量で配分できるように見直すこと。	【現行】 臨床研修病院の研修医受入定員に關し、国が示す定員枠は、各都道府県の人口、医師養成数、面積、離島の有無など、地理的条件等を考慮して算出されており、医師が大都市へ集中しないように一定程度の配慮がなされている。 【支障事例】 本県は、10万人あたりの医師数の平均が全国平均並であるものの、圏域によっては、全国平均及び県平均を下回る圏域が存在することから、特にへき地の医師増を図る取組が必要である。 国の医学部入学生員の緊急・臨時的増員も含めた地域枠出身の臨床研修医も、各病院の定員内数として処理されていることから、へき地等における医師不足病院においては現状以上の臨床研修医の確保が困難な状況にある。 【移譲による効果】 見直しにより、医師の募集定員の増加等が見込めることから、研修医のへき地等における医師不足が一定程度緩和されることとなる。	4【厚生労働省】 (3)医師法(昭23法201) (1)厚生労働省が指定する各臨床研修病院における研修医の募集定員については、都道府県が希望する場合には、直近の研修医採用実績を踏まえ設定される都道府県の調整枠に加え、人口、医学部入学生員、地理的条件等に応じ設定される基礎数も含めて、当該都道府県が各臨床研修病院に配分できるようにする方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	21	環境・衛生	都道府県	愛知県	厚生労働省	A 権限移譲	水道法施行令第14条第1項	水道事業(給水人口5万人超)の認可・指導監督権限の移譲	給水人口5万人超の水道事業への認可及び指導監督事務は、厚生労働大臣の権限とされているが、これを全て都道府県知事に移譲すべき。	【支障事例】 水源の公正な配分、合理的配置等を考慮した水道事業の統合等による水道施設整備の要請が高まる中で、給水人口5万人を超える水道事業に対して県の権限が及ばないことは、県が水道事業の統合等を視野に入れた働きかけを行う上で支障となっている。 【制度改正の必要性】 移譲を進めることにより、広域化の推進、事業者の利便性の向上、及び事業者に対する都道府県による迅速かつきめ細やかな指導・監督の実施が期待される。 (愛知県内の水道事業者の認可権限について)〔平成26年4月1日現在〕 大臣認可水道事業者 32事業体 県認可水道事業者 11事業体(簡易水道事業除く)	4【厚生労働省】 (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完了する水道事業者等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。 なお、都道府県内で水利調整が完了しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道用水供給事業の認可(26条) ・水道事業及び水道用水供給事業に係る報告の徴収及び立入検査(39条1項)
26年	150	環境・衛生	都道府県	鳥取県・大阪府	厚生労働省	A 権限移譲	水道法施行令第14条第1項、第2項	水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限移譲	水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を、都道府県に移譲する。	【改正の必要性】 都道府県域で完了する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。 なお、水利調整の要否が、移譲するか否かの判断基準のひとつとされているが、計画給水人口5万人以下の水道事業においても水利調整を要するものは存在している。 また、厚生労働省の新水道ビジョン(H25.3策定)では、都道府県は圏域の水道事業者間の調整役としての役割を果たすことが求められている。 【移譲による効果】 国の認可審査期間は都道府県(本県では水道事業の認可等の標準処理期間は21日)に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。	【再掲】 4【厚生労働省】 (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完了する水道事業者等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。 なお、都道府県内で水利調整が完了しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道用水供給事業の認可(26条) ・水道事業及び水道用水供給事業に係る報告の徴収及び立入検査(39条1項)
26年	237	環境・衛生	都道府県	広島県	厚生労働省	A 権限移譲	水道法第6条ほか水道法施行令第14条第1項	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲	水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、市町村は県への移譲を望み(担当者レベルで聞取) 国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとわられることなく、広域的な事業間調整機能や広域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを現実するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを果たすことができない。 【懸念の解消】 給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題は無い。	【再掲】 4【厚生労働省】 (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完了する水道事業者等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。 なお、都道府県内で水利調整が完了しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道用水供給事業の認可(26条) ・水道事業及び水道用水供給事業に係る報告の徴収及び立入検査(39条1項)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	299	環境・衛生	都道府県	福島県	厚生労働省	A 権限移譲	水道法第46条第1項、水道法施行令第14条第1項及び第2項	都道府県による水道(用水供給)事業の認可事務、立入検査等に関する権限の拡大	厚生労働大臣が行う計画給水量5万人超の水道事業及び一日最大給水量2万5千立方メートル超の水道用水供給事業の認可事務、立入検査等について、その権限の全部又は一部を都道府県知事に移譲する。	【現状と課題】 水道事業及び水道用水供給事業の認可と立入検査等の事務は、厚生労働大臣が行うこととされているが、そのうち、同法第46条により、給水量が5万人以下の水道事業及び一日最大給水量が25,000m ³ 以下である水道用水供給事業は、都道府県知事が行うものとされている。 現在、当県内の水道事業は、給水量や料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大など厳しい経営環境の変化に直面している。また、小規模な事業者が多く、技術的基盤が脆弱であり、安定的に水を供給し続けるための中長期的な経営を考慮した運営基盤が十分に構築されていない現状にある。 【課題解決に係る施策の方向性】 これらの課題解決には、近隣水道事業者等との連携により運営基盤の強化を図ることが有効であるが、その具体的には、地方の中核となる水道事業者等の存在が不可欠である。 厚生労働省が平成25年に発表した「新水道ビジョン」において、都道府県や中核となる水道事業者等には、地域全体の最適化の観点から、連携体制への積極的な関与が期待されているところである。 【施策に係る支障】 しかしながら、都道府県は、地域の中核となる計画給水量5万人超の水道事業及び一日最大給水量25,000m ³ 超の水道用水供給事業の立入検査等の権限を有していないため、当該地域の関係水道事業者間の調整等に支障を来している状況にある。 【提案事項】 持続可能な地域水道の整備に都道府県が積極的に関与するためにも、都道府県知事に移譲している事業認可や立入検査等の権限の範囲を拡大すべきである。	【再掲】 4【厚生労働省】 (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完了する水道事業者(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。 なお、都道府県内で水利調整が完了しない水道用水供給事業者から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業者との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道用水供給事業の認可(26条) ・水道事業及び水道用水供給事業に係る報告の徴収及び立入検査(39条1項)
26年	698	環境・衛生	都道府県	大阪府 和歌山県 鳥取県	厚生労働省	A 権限移譲	水道法施行令第14条第1項	水道事業経営の認可等の権限移譲	厚生労働大臣が有する水道事業経営の認可等の権限について、都道府県知事への移譲を進める。 【具体的な改正内容】 水道法施行令第14条第1項中「及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を営業者が供給を受ける水を水源とする水道事業」を削除し、水道用水供給事業を営業者から水の供給を受ける水道事業に係る事務についてはすべて都道府県が行う。また、それが困難であれば、当該規定中の給水量が5万人の規模から拡大する。	【現状・支障事例】 別紙参照。 【制度改正の必要性】 地方分権に関する過去の厚生労働省見解では、5万人超の規模の水道事業認可における水利調整等の必要性から、河川の流水を水源とする水道事業については国において直接管轄することが適切とされ、水道用水供給事業者についても、同様の取り扱いとなっている。しかし、近年、水需要が年々減少し、自己水を拠出して企業団から全量を受水する事業者が増加している中、今後、新たな水源開発に伴う事業認可は見込まれない。関係水道事業者、水道用水供給事業と水道事業者の間での水平統合・垂直統合の検討が進められている現状においては、隣接している水道事業者について水利調整の有無、5万人超の認可権限のラインで分析することは、事業間調整を複雑にし、広域化を加速できないひとつの要因となっている。 【提案が実現した場合の効果】 そこで、今後は、水利調整に主眼を置くのではなく、地域の一体性に主眼を置くことに転換し、一定規模まで(大臣認可の水道用水供給事業者からの受水のみ)の水道事業の権限を都道府県知事に移譲していただき、水道法第9条の広域的な水道整備計画と、同法第6条の事業認可の権限を併せ持つことで、都道府県知事が水道の広域化をさらに推進することができるようになる。また、水利調整の必要があると考えられる大規模な水道用水供給事業、水道事業については、引き続き大臣認可として国に関するも併存させることで、役割分担が適切化されると考える。	【再掲】 4【厚生労働省】 (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完了する水道事業者(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。 なお、都道府県内で水利調整が完了しない水道用水供給事業者から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業者との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道用水供給事業の認可(26条) ・水道事業及び水道用水供給事業に係る報告の徴収及び立入検査(39条1項)
26年	943	環境・衛生	知事会	中国地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	水道法第6条ほか	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲	水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水量5万人超の特定水源水道事業及び一日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、市町からは県への移譲を要望(担当者レベルで関わり) 国が「25.3」に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれなく、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる」と記述されている。これを実現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ。現行制度ではこれを行うことができない。 【懸念の解消】 給水量が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題は無い。	【再掲】 4【厚生労働省】 (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完了する水道事業者(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。 なお、都道府県内で水利調整が完了しない水道用水供給事業者から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業者との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道用水供給事業の認可(26条) ・水道事業及び水道用水供給事業に係る報告の徴収及び立入検査(39条1項)
26年	371	環境・衛生	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	旅館業法第3条第2項、第8条	旅館業から暴力団排除するための条例委任又は法改正による排除条項の追加	現行法の許可及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】 福岡県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の許可を受けている事例が見られる。暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に暴力団排除条項がなく、排除措置を実施することができない。 【地域の実情を踏まえた必要性】 福岡県には、全国最多の5つの指定暴力団が存在し、民間人への襲撃事件や、暴力団同士の対立抗争が断続的に発生している。暴力団対策は喫緊の課題である。暴力団による業の許認可、ひいては社会経済活動への影響を排除することは、県民の安全で安心な生活を確保する上で重要な課題である。このような地域の実情を踏まえ、法の許可及び取消基準に関し、必要な基準を条例で付加することができるようにすることは、業の健全な発達を図ることを目的とする法の趣旨にもかなうものである。 【業の健全な発達のための必要性】 旅館業法において、営業者等が当該営業に關し、刑法(公然わいせつ等)や売春防止法、風営法、児童買春・児童ポルノ禁止法に規定する罪を犯したときには、都道府県知事は許可の取消し又は営業の停止を命ずることができる旨、規定されている。これは、法の目的が公衆衛生の維持だけでなく、業の健全な発達を図ることにもあることを明確に示している。暴力団が旅館業の経営に影響を及ぼすことは、こうした業の健全な発達を阻害することにつながることは明らかであり、旅館業から暴力団の影響を排除することができる法整備が必要である。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	374	農地・農業	知事会	九州地方知事会	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き 同法施行令第3条第4号ア	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないと適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外された。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	【調整結果】 6【厚生労働省】 (6)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管) (11)農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令第3条)の緩和を含めて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。
26年	742	医療・福祉	一般市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	民生委員法第10条、昭和28年法律第115号の改正附則第3項	民生委員の任期の初期又は終期の設定の条例委任	民生委員の任期の初期について、民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一斉改選が12月1日となっているが、この任期の初期又は終期の設定を条例委任する。	【地域の実情】 民生委員の定数:569人 平成25年12月1日時点の欠員3人 民生委員児童委員協議会地区協議会(以下「地区協議会」という。)設置数:27 【支障事例】 民生委員のなり手を探す場合に、地域の役員をやっている人や翌年3月末で定年退職する人など翌年の4月1日からであれば引き受けられるというパターンが2件あった。民生委員のなり手不足の要因になっているといえる。 また、地区協議会に対して市から補助金を出しており、各地区協議会の補助金申請等の手続きについても指導・支援をするが、一斉改選のある年度については、地区協議会の役員改選等が発生し、指導・支援が煩雑になる傾向がある。多数の地区協議会を設置している市にとっては支障となる。なお、この市の補助制度は、交付税措置の対象となっている。 【制度改正の必要性】 全国民生委員・児童委員連合会から要望としても厚生労働省に対して、一斉改選時の見直しについて提出されている。地区協議会において、民生委員から同様の意見が出ることが度々ある。市としても【支障事例】に記載の内容の改善につながるため、任期の初期を4月1日に改めることができる制度改正が必要である。 【解消策】 民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一斉改選が12月1日となっているが、地域の実情に応じて、この任期の初期又は終期を規定できるように条例委任する。 【効果】 民生委員のなり手不足の解消、民生委員児童委員地区協議会の補助金に関する事務手続の支障の軽減につながる。	
26年	94	環境・衛生	指定都市	新潟市	厚生労働省	A 権限移譲	食品衛生法第13条第1項、第13条第4項、第14条第1項、第28条第1項 等	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等における事務・権限の保健所設置市への移譲	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等における事務・権限を保健所設置市へ移譲する。	総合衛生管理製造過程については、現状では地方厚生局(以下、厚生局)が管轄しており、新規申請あるいは更新申請を行うためには、最寄りの厚生局(新潟市の場合は、市庁内)の関係権限移譲を求められることとなり、事業者にとって大きな負担となっている。また、施設の監視指導については厚生局からの職員の派遣が年に数回に限られているため、より身近な保健所設置市に権限が移譲されることにより、効率的な監視指導を行うことができると考えられる。現在のところ、新潟市内の承認施設は5施設であるが、今後は国からのガイドラインに基づいてHACCP導入が推進された場合、承認施設がさらに増える可能性がある。 権限移譲にあたり、以下の事項について御配慮いただければ幸いです。 ①申請に係る手数料条例を改正する必要があり、他都市の状況把握を含め、準備が整うまでに時間を要するため、十分な周知期間を設けていただきたい。 ②承認の手続きについては、施設への監視・指導に伴い高度な知識を要する業務であるため、移譲する際には自治体職員を対象にした研修会を開催するなど、体制の整備をお願いしたい。 ③移譲された後についても、厚生局等による技術的なバックアップ、相談受付体制をお願いしたい。	4【厚生労働省】 (2)食品衛生法(昭22法233) 総合衛生管理製造過程の承認等については、地方分権の観点及び食品の安全性の確保を図る観点から、現在、地方厚生局が行っている承認等を含め、制度の在り方について検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	452	環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	食品衛生法第13条、第14条	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等(海外施設の承認、総合衛生管理製造過程における例外承認を除く)の移譲	①現在地方厚生局で実施している総合衛生管理製造過程の承認等の事務の移譲を求める。 ②移譲の実施主体:地方厚生局 移譲後の実施主体:都道府県、保健所設置市及び特別区	総合衛生管理製造過程の承認等の事務は地方厚生局が所管する一方で、食品衛生法に基づく営業許可事務は自治体が行っており、事業者からの相談等の窓口が複数となっている状況にあることから、権限移譲により、所管行政機関が一元化されることで、事業者の利便性が向上する。 移譲される場合には、自治体間の指導内容の差が生じないよう、国による審査基準に係るガイドライン等の技術的助言は不可欠であると考え、また、権限の移譲により、審査に係る人材の育成、事務処理量の増加、施設への立入り頻度の増加などへの対応のため、職員の増員やこれに伴う経費の増加などが想定される。	【再掲】 4【厚生労働省】 (2)食品衛生法(昭22法233) 総合衛生管理製造過程の承認等については、地方分権の観点及び食品の安全性の確保を図る観点から、現在、地方厚生局が行っている承認等を含め、制度の在り方について検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	883	環境・衛生	指定都市	広島市	厚生労働省	A 権限移譲	地方自治法施行令第174条 食品衛生法第9条第1項	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定権限の移譲	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定は、現在、都道府県が行うこととされているが、当該基準の策定権限を政令指定都市に移譲する。	【支障事例及び制度改正による効果】本市は県が定める施設基準に従って、飲食店営業等に関する許可を行っているが、その基準の斟酌や運用については、県が決定している。このため、都市部を抱え、新たな営業形態の出現も多々ある中で、迅速かつ適切な対応が困難な状況である。本市が、現行基準を緩和することを含め、本市独自の施設基準を策定できることとなれば、より本市の実情を考慮した基準の策定及びその斟酌や運用が可能となる。 支障事例の一つ デパートの屋上等で、営業者が客席の一部で調理行為を行う場合、県が定める施設基準では隔壁を設けた調理場内で行わなければならないため、県と基準を緩和することについて協議したが、県の了解が得られず、当該行為を認めることができなかった。 【平成25年12月20日閣議決定の方向性と異なる提案を提出する理由】厚生労働省の回答では、「現行法により指定都市が処理することができる事務・権限」とされ、移譲が見送られている。地方自治法施行令第174条の34第2項では、県条例を基本として指定都市が付加する基準を策定することができることとされているが、今回本市が求めているのは、現行基準を緩和することも含めた、施設基準そのものを策定する権限である。 なお、平成25年度に、県と施設基準の策定権限事務の移譲に関する検討を行ったが、①当該事務は都道府県が行うとした食品衛生法の趣旨から、都道府県レベルで制定し、県内統一的な基準を適用することが適当②業者が県内で複数の施設を営業する場合に、混乱を生じさせる可能性がある等の理由により難色を示されている。(詳細は別紙3を参照。)	5【厚生労働省】 (2)食品衛生法(昭22法233) 飲食店営業等の施設基準の策定(51条)については、保健所設置市及び特別区から地域の実情を踏まえて都道府県の基準の見直しに関する要請があった場合には、都道府県と保健所設置市及び特別区において、公衆衛生上の観点から見直しを検討するために、円滑な協議が実施されることが望ましい旨を周知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	349	環境・衛生	都道府県	徳島県、京都府、和歌山県	厚生労働省	A 権限移譲	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条	指定検査機関(食鳥検査法の指定検査機関)の指定等の権限移譲	食鳥の指定検査機関の指定・監督の権限を都道府県に移譲する	食鳥検査は、都道府県知事もしくは厚生労働大臣が指定した指定検査機関が実施する。本県では、指定検査機関に検査を委託しており、監督上必要な命令は国が実施している。本権限の移譲により、知事が指定検査機関への命令を直接実施することが出来、食鳥肉等に起因する衛生上の危害が発生した場合などに迅速な対応が可能となる。 特に、食鳥検査の指定検査機関として、本県では獣医師会となっておりますが、地方公共団体の獣医師不足もあり、県との連携は益々強化する必要性があること。また、食鳥検査は、都道府県の(特に本県のような農業県では)基幹産業である畜産産業の振興と大きくリンクするものであり、その点でも、都道府県全体の農政・産業振興を推進する都道府県において実施することが妥当である。 なお、「事務・権限の移譲等の見直し方針」(25年12月20日閣議決定)において「都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める」とされており、その早期の具体化を求めるもの。	4【厚生労働省】 (12)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平2法70)指定検査機関の指定及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区に移譲することについて検討を進め、平成27年中に結論を得る。
26年	453	環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条から第35条	食鳥検査法の指定検査機関の指定等の移譲	①現在地方厚生局で実施している食鳥検査法の指定検査機関の指定等の事務の移譲を求める。 ②現行の実施主体・地方厚生局移譲後の実施主体・都道府県、保健所設置市及び特別区	地域の状況を把握している都道府県において事務を担うことで、指定だけでなく、立入や指導等の際にも迅速な対応が可能となると考える。	【再掲】 4【厚生労働省】 (12)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平2法70)指定検査機関の指定及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区に移譲することについて検討を進め、平成27年中に結論を得る。
26年	521	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第65条第2項 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第9条	婦人保護施設の設備・運営に関する基準の緩和	施設長の資格要件を緩和し、県独自の基準を設定できるようにするため、省令で県が「従うべき基準」とされているところを、「参酌すべき基準」とする。	現在、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第150号)第1条により、施設長の資格要件については都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされているため、一律で施設長の年齢や経歴などを定めている。 施設長の要件を都道府県ごとに柔軟に設定できるように、「参酌すべき基準」とすることにより、幅広い人材の中からより適切な人選を行うことができるため。	6【厚生労働省】 (5)社会福祉法(昭26法45)婦人保護施設の施設長の資格要件(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平14厚生労働省令第49)第1号)のうち年齢要件については、廃止する。
26年	553	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第39条第2項 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第5条等	保護施設の設備及び運営に関する基準の緩和	地域の実情に応じ設定することができるように緩和を図る	保護施設における職員及び員数、居室の床面積等が一律の基準として定められているため、職員や面積の確保が難しい地域においては、設置が困難となっている。このため、規制緩和により、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、面積要件が厳しい都市部においても、施設設置の促進が期待される。 社会環境等の変化や地域の実情に応じて基準の見直しが必要となった場合に、国の基準を参酌基準とすることで、適切かつ柔軟な対応を可能とする。	
26年	88	医療・福祉	一般市	田辺市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第27条、第28条、第29条、第32条、第33条、第33条の2 介護保険法施行規則第38条第1項第2号、第41条第2項、第52条第1項第2号、第55条第2項	介護保険制度に係る要支援・要介護認定有効期間の弾力的運用及び緩和	要支援・要介護認定有効期間について、介護認定審査会において12月間以上の認定有効期間の意見が付された場合、事務局(市)の裁量によりその後3月間内で認定有効期間が設定できるよう希望します。また、要介護認定審査会への負担が増えるとともに、要支援・要介護認定の遅延の原因の一つとなっております。この新規認定、区分変更及び更新に係る申請件数は、現在月平均で約420件ですが、月によって100件から150件程度の差がでており、また認定有効期間については認定審査会の意思に基づき決定しますが、ほとんどが6月間、12月間、24月間となっていることから次回更新月も偏ってしまう傾向となっております。 本提案を実施することにより、介護認定業務に係る負担軽減が図られるとともに、月当たりの業務量を平準化することができ、介護保険被保険者の不利益を防げるものと考えます。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	411	医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第28条第1項、介護保険法施行規則第38条第3項、介護保険法第33条第1項、介護保険法施行規則第52条第1項	要介護認定「更新申請」における認定有効期間の延長	複数回、更新認定を受けている要介護認定者の以下状況に係る「更新申請」については、今後心身の状態に変化が見込まれない場合、認定有効期間を最長36か月間(3年間)まで延長すること 【延長を提案する状況】 ・前回要介護1今回要介護 ・前回要支援1今回要介護	新規申請や区分変更申請は有効期間が短いことにより、認定申請者の負担が大きくなっていったことから、直近3年間で、「新規申請」、「区分変更申請」の認定有効期間の延長が行われ、その結果、認定申請者の負担の軽減とともに、要介護認定事務の軽減にもつながっている。今後は、年々増加する高齢者の状況から介護保険の給付を受けられる人も増加が見込まれ、要介護認定申請の増大が避けられない状況である。心身の状態にあまり変化のない被保険者については、「更新申請」の結果が前回認定結果と同じになる方が一定程度いる。さらに、要介護度4・5の重度要介護認定者のうち80歳を超える高齢者は、「更新申請」を行っても、心身の状態に大きな変化が見込まれず、結果的に要介護度の変更がない確率が高い状況にある。現行の更新申請の有効期間では、心身の状態に変化が見込まれないにもかかわらず、要介護認定申請者とその家族に認定申請や認定調査、認定調査時の立会い等の負担だけを発生させる結果となってしまう。要介護認定の更新申請については、申請者等の負担軽減及び認定事務の効率化のため、認定有効期間を最長36か月間(3年間)に延長する必要がある。また、更新動向時の問い合わせや認定調査実施の際に本人や家族から、認定申請や認定調査の回数(頻度)の軽減について、度々意見・要望が出されている。	
26年	692	医療・福祉	都道府県	大阪府・京都府・兵庫県・徳島県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法施行規則第38条第1条、52条、55条	要介護認定の有効期間の延長	要介護認定の有効期間の更なる延長及び基準の簡素化を求める。	【現状・支障事例】 介護サービスを利用するために必要となる要介護(要支援)認定には有効期間があり、有効期間を過ぎても、介護サービスを受けるためには、有効期間を更新することが必要である。団塊の世代が65歳を超え、今後、要介護(要支援)認定の申請件数が増加することが見込まれている中で、現在の有効期間より、最長で2年であり、更新のための件数もますます増加することが予想される。また、有効期間の基準としては、別添参考資料「現状の要介護(要支援)認定の有効期間について」のとおり、複雑多岐にわたっている。 【制度改正の必要性】 このため、認定事務を行う保険者の負担軽減のために、要介護認定の有効期間の更なる延長(原則の有効期間の延長、設定可能な有効期間の期間延長。なお、延長期間を何月にするかは、その根拠とともに別途検討が必要)及び、更新申請については①～④の種別に関わらず、有効期間を一掃する等基準の簡素化を求める。 【懸念の解消策】 なお、有効期間の延長は、介護報酬増加などなのではという懸念があるが、状態が変われば、区分変更申請が可能であり、また、長期に高い介護度で推移し今後も改善が見込まれない高齢者(例えば、寝たきりなど)に対しては、更新の認定を行うことで、本人の負担や保険者の負担が生じているため、設定可能な有効期間を延長することで、事務負担の軽減が図れるものとする。	
26年	118-1	医療・福祉	都道府県	静岡県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第78条の4第3項指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1条第3号、第66条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第9号、第94条の2第1号	小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(登録定員)を定める条例に係る基準の緩和	介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の登録定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。	【提案の背景】 介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが、障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住み慣れた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。 【制度改正の必要性】 介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その登録定員は、高齢者、障害者あわせて25人以下とされている。一方で、現行の報酬体系では、障害者の登録が1人増えるごとに高齢者1人分の包括報酬が減額され、事業所としては経営面でマイナスとなることから、障害者の受入が進まない状況にある。障害者を受け入れる場合に登録定員を増やすことを可能とすることにより、事業所の経営の安定を促しつつ、障害者の受入を促進することができる。 【懸念への対応】 登録定員を増やすことにより、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が難しくなる可能性が考えられるが、29人以下の定員である地域密着型介護老人福祉施設においても「小規模」の特色を活かしたケアが行われている。増やす定員数を3人以下(登録定員を28人以下)とすることで、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が可能であると考える。	
26年	118-2	医療・福祉	都道府県	静岡県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第78条の4第3項指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1条第3号、第66条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉	小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(登録定員)を定める条例に係る基準の緩和	介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の登録定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。	【提案の背景】 介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが、障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住み慣れた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。 【制度改正の必要性】 介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その登録定員は、高齢者、障害者あわせて25人以下とされている。一方で、現行の報酬体系では、障害者の登録が1人増えるごとに高齢者1人分の包括報酬が減額され、事業所としては経営面でマイナスとなることから、障害者の受入が進まない状況にある。障害者を受け入れる場合に登録定員を増やすことを可能とすることにより、事業所の経営の安定を促しつつ、障害者の受入を促進することができる。 【懸念への対応】 登録定員を増やすことにより、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が難しくなる可能性が考えられるが、29人以下の定員である地域密着型介護老人福祉施設においても「小規模」の特色を活かしたケアが行われている。増やす定員数を3人以下(登録定員を28人以下)とすることで、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が可能であると考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】
											地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
							サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第9号、第94条の2第1号			が考えられるが、その下の定員での地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員の特色を活かしたケアが行われている。増やす定員数を3人以下(登録定員を28人以下)とすることで、「なじみの関係」の構築や家庭的環境の保持が可能であると考える。	
26年	119-1	医療・福祉	都道府県	静岡県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第78条の4第3項指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1条第3号、第66条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(通所利用定員)を定める条例に係る基準の緩和	介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の通所利用定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準にない市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。	【提案の背景】 介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けた障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住み慣れた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。 【制度改正の必要性】 介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その通いの利用定員は高齢者、障害者あわせて15人以下とされているが、現状では、高齢者の通いの利用者は定員に対して飽和状態のため、障害者の受入が不可能となっているケースも多い。障害者を受け入れる場合には、通所利用定員を増やすことを可能とすることにより、障害者の受け入れを促進することができる。 【懸念への対応】 通所利用定員を増やすことによる介護の質の低下が懸念されるが、介護保険法に基づく人員基準は遵守されるため介護の質の低下は防ぐことができる。また、増やす定員数を3人以下(通所利用定員を18人以下)とすることで、影響を最小限にすることができる。		
26年	119-2	医療・福祉	都道府県	静岡県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第78条の4第3項指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1条第3号、第66条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(通所利用定員)を定める条例に係る基準の緩和	介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の通所利用定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準にない市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。	【提案の背景】 介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けた障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住み慣れた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。 【制度改正の必要性】 介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その通いの利用定員は高齢者、障害者あわせて15人以下とされているが、現状では、高齢者の通いの利用者は定員に対して飽和状態のため、障害者の受入が不可能となっているケースも多い。障害者を受け入れる場合には、通所利用定員を増やすことを可能とすることにより、障害者の受け入れを促進することができる。 【懸念への対応】 通所利用定員を増やすことによる介護の質の低下が懸念されるが、介護保険法に基づく人員基準は遵守されるため介護の質の低下は防ぐことができる。また、増やす定員数を3人以下(通所利用定員を18人以下)とすることで、影響を最小限にすることができる。		
26年	690	医療・福祉	都道府県	大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成18年3月14日厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第66条第2項第1号、同項第2号、第74条第1項 介護保険法第78条の4第5項(関連)	小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の普及に向けた基準の緩和	認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な介護サービスである小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)を普及させるため、人員、運営等の基準を緩和する。	【現状・支障事例】 「小規模多機能型居宅介護」は、「通い」「訪問」「泊まり」を柔軟に組み合わせて、利用者の在宅生活の継続を支援するものであり、今後、増加が予想される認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な、市町村が指定する介護サービスである。また、地域包括ケアシステムにおいても、中核的な役割を担っていくことが可能と考えられている。 しかし、大阪府内市町村における当該サービスは、地域包括ケアシステムの圏域である中学校区(464校区)と比較し176事業所と普及が進んでいない状況である。 これは、サービスの利用に介護支援専門員(ケアマネジャー)を変更する必要があることや、少ない登録定員と利用定員などの基準が、地域の利用者ニーズや事業者の採算性などの課題となり、事業者参入の障壁となっているためである。 【制度改正の必要性】 このため、「小規模多機能型居宅介護」が普及できるよう、通いサービスの利用定員数の上限の引き上げや、介護支援専門員との契約利用選択など、厚生労働省令(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の基準の緩和を求める。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	276	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第1項 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表3訪問看護費	高齢者に対する定期巡回・随時対応サービスにおける人員基準の緩和	看護職員に係る人員基準について、利用者数に応じた段階制による緩和すること。この場合、サービスの質を確保するため、基準を下回ったこと減算措置等を講じること。	【制度改正の必要性等】 高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護、生活支援などのサービスを切れ目なく提供していく体制を整備していく必要がある。 定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核を担うサービスであり、本県では、このサービスがすべての市町村で提供されるよう普及促進に努めている。 定期巡回・随時対応サービスは、二つの形態(一休型事業所、連携型事業所)で提供されているサービスであり、現在、18事業者が25市町でサービスを提供しているが、普及率はまだ4割と低い。 その要因として、一休型事業所は、訪問看護の利用がなくても人材確保が困難な看護職員を常勤換算2.5以上配置しなければならず、これが収益を圧迫することから参入をためらうということが挙げられる。 また、連携型で事業を実施しようとする事業者は、連携先となる指定訪問看護事業所が受け取る介護報酬が低いため連携先の確保が困難となっており、参入できないということが挙げられる。 【懸念の対応策等】 普及を促進するためには、一休型事業所の看護職員に係る人員基準について、基準を下回ったときの報酬額を担保に利用者数に応じた段階制とすること及び連携先となる既存の指定訪問看護事業所が受け取る介護報酬額を引き上げて連携型事業所が連携先を確保しやすくすることが必要である。	
26年	527	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	老人福祉法第17条第2項 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条等	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置、居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求め、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 人員配置及び入所者の適切な処遇等の運営について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	
26年	528	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第42条第2項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第40条等	基準該当居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求め、利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	
26年	529	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第54条第2項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第58条等	基準該当介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求め、利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	
26年	530	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第74条第3項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条等	指定居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求め、利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	
26年	531	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第115条の4第3項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第5条等	指定介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求め、利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	532	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第 88条第3項 指定介護老人 福祉施設の人 員、設備及び 運営に関する 基準第2条等	指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数の緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	現在、指定介護老人福祉施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる指定介護老人福祉施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所者の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。また、様々な状況を抱える入所者の立場に立った支援の提供において、指定介護老人福祉施設の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定介護老人福祉施設を利用する入所者がその有する能力に即し自立した日常生活を営むことができるよう施策を図ることができる。このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	
26年	533	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第 88条第3項 指定介護老人 福祉施設の人 員、設備及び 運営に関する 基準第3条第1項第 1号口等	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和	居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要なまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。入所者の適切な処遇等の運営について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	
26年	534	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第 97条第2項、第 4項 介護老人保健 施設の人員、設 備及び設備並 に運営に関する 基準第2条等	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	現在、介護老人保健施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる介護老人保健施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所者の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。また、様々な状況を抱える入所者の立場に立った支援の提供において、介護老人保健施設の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、介護老人保健施設を利用する入所者がその有する能力に即し自立した日常生活を営むことができるよう施策を図ることができる。このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	
26年	535	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第 97条第1項、第 4項 介護老人保健 施設の人員、設 備及び設備並 に運営に関する 基準第5条等	介護老人保健施設に関する基準の緩和	入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	入所者の適切な処遇等の運営について、今後、高齢化社会が更に進むことから、入所者の処遇を確保しつつも、施設そのものに対する更なる需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した施設運営を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	
26年	536	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	旧介護保険法 110条第3項 旧指定介護療 養型医療施設 の設備及び運 営に関する基準 第2条等	指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	人員配置について、今後、高齢化社会が更に進むことから、施設そのものに対する要介護者からの需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した人員配置を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	537	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	旧介護保険法 110条第3項 旧指定介護療養 施設及び運営 に関する基準 第3条等	指定介護療養型 医療施設の設備 及び運営に関する 基準の緩和	病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関し、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、今後、高齢化社会が更に進むことから、施設そのものに対する要介護者からの需要増加は必須であり、全国一律の基準が定かたとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した人員配置を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	
26年	555	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第 70条第3項 介護保険法施行 規則第126条 の4の2	指定居宅サービス 事業者の指定に 関する基準のうち、 申請者の法人 格の有無に係る基 準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことにより、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定居宅サービス事業者の申請者を、「従うべき基準」により法人格を有する者に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。今後の指定居宅サービスの需要を賅う手段として、地域の実情に応じた事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるようにする必要がある。	
26年	556	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第 115条の2第3項 介護保険法施行 規則第140条 の17の2	指定介護予防 サービス事業者の 指定に関する基準 のうち、申請者の 法人格の有無に係 る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことにより、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定介護予防サービス事業者の申請者を、「従うべき基準」により法人格を有する者に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。今後の指定介護予防サービスの需要を賅う手段として、地域の実情に応じた事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるようにする必要がある。	
26年	557	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第 86条第1項	指定介護老人福 祉施設の指定に 関する基準のうち、 指定対象となる 施設及びその入 所定員に係る基準 の緩和	指定対象となる施設及びその入所定員に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定介護老人福祉施設として指定対象となる施設及び入所定員を、「従うべき基準」により限定することは、施設の拡充の検討に支障がある。今後の指定介護老人福祉施設の需要を賅う手段として、地域の実情に応じた施設の拡充を図るためには、基準の緩和も検討できるようにする必要がある。	
26年	559	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第 81条第3項 指定居宅介護 支援等の事業 の人員及び運 営に関する基準 第2条等	指定居宅介護支 援事業者が有する 従業者の員数に 関する基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことにより、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数を、「従うべき基準」により限定することは、地域の実情に応じた適切な職員配置基準の検討に支障がある。今後の指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な職員配置を図るためには、基準以外の方法によることも検討できるようにする必要がある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	560	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第 81条第3項 指定居宅介護 支援等の事業 の人員及び運 営に関する基準 第4条等	指定居宅介護支 援事業者の支援 の事業の運営に 関する基準の緩和	一部基準が「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、撤廃する など規制緩和を求める。	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準を、「従うべき基準」により限定する ことには、従うべき基準の検別に支障がある 今後の指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な事業運営を図るためには、基準以外 の方法によることも検討できるようにする必要がある。	
26年	561	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第 79条第2項	指定居宅介護支 援事業者の指定 に関する基準の うち申請者の法 人の有無に係る 基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すこと によって、利用者のサービスの利用等がより適切に 図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	【支障事例】 現行規定では、申請者が法人格を有しない場合、居宅介護支援事業の指定ができないため、事業 を実施する能力はあるが法人格のない団体への指定ができず、県が実施する高齢者福祉事業 の推進に支障を来している。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制を緩和することによって、今後高齢者が増 加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護支援事業を展開することが可能とな り、高齢者福祉に資する。	
26年	562	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第 47条第1項 指定居宅介護 支援等の事業 の人員及び運 営に関する基準 第30条等	基準該当居宅介 護支援の従業者 及び運営に関す る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すこと によって、利用者のサービスの利用等がより適切に 図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	【支障事例】 現行規定では、居宅介護支援の従業者及び運営について、介護保険法第47条第1項に基づく 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」で詳細に定められているため、事業を 実施する能力はあるが、個別の基準を高たさない団体が除外されており、県が実施する高齢者福 祉事業の推進に支障を来している。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制を緩和することによって、今後高齢者が増 加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護支援事業を展開することが可能とな り、高齢者保健福祉に資する。	
26年	554	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	社会福祉法第 65条第2項 老人福祉法20 条の6 経費老人ホーム の設備及び運 営に関する基準 第5条等	社会福祉施設の 設備及び運営に 関する基準 (経費老人ホーム に係る部分)の緩和	人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運 営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今 後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規 制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が 高く、土地の購入に対する負担が大きいため、今後、施設整備を進める上で支障となること が考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 人員配置及び利用者の処遇等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要 となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能 となる。	
26年	795	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第 88条の3 指定介護老人 福祉施設の人 員、設備及び運 営に関する基準 第2条第1項第 3号イ 指定施設サー ビス等に要する 費用の算定に 関する基準	指定介護老人福 祉施設(特別養 護老人ホーム)及び 指定老人保健施 設の設備及び運 営に関する基準 の見直し	指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設備 及び人員配置基準について、全国一律で「従うべき基 準」とされているものを、必要となる財源を措置した上 で「参酌すべき基準」に見直すこと。	【本県の状況】 特別養護老人ホームの場合、現在は要介護1以上の高齢者が入所可能であるが、入所者の平均 要介護度が4を超えているため、職員配置基準(利用者:職員=3:1)を超えた人員配置を行って いない(従来型2.19、ユニット型1.80)。 【支障事例】 平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上となるため、平均要介護 度は更に高くなると見込まれ、職員も今以上の人員配置を行わなければ運営は困難となる。ま た、退所率は現在の約22%から30%程度まで上昇する見込みである。 2025年を見据えると、今後高齢化率が安定化すると予想される(65歳以上人口増加率が比較的 低いもの)施設整備が着実に進んでいる県と、今後急速な高齢化が予想(65歳以上人口増加 率が比較的高い)されながら施設整備が進んでいない都府県において、退所率の増加に伴う特養 の利用状況が異なる(個室の増加等)ことが予測される。 【制度改正の必要性】 利用状況に応じた人員配置を行わないと運営が成り立たない施設も生じると考えられるため、全 国一律の配置基準ではなく、都道府県の実情に応じた対応ができるよう参酌基準(要介護度の割 合別や規模別の人員配置基準を段階別に設定)が必要である。 必要な設備や人員配置については、全国一律で「従うべき基準」とされている、各都道府県がそれ ぞれ利用実態を踏まえた基準を定めるとともに、当該基準に連動した介護報酬が確保されること により、住み慣れた地域で安定したサービスの提供が可能となる。 【改正による効果】 全国一律の人員配置基準から施設の利用実態を踏まえた基準(要介護度の割合別、規模別等) に見直すことにより、充実した人員配置が確保できることから、利用者の立場に立ったケアが可能 となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	449	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	生活保護法第49条	指定医療機関等の指定等 ・「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定の移譲	各都道府県が従前から指定を行っている医療機関等と合わせ、国開設病院等の指定事務についても、都道府県で一括して行うことが効率的であるため提案する。	生活保護法に規定する指定医療機関の指定は、国が行うものの、医療費公費負担の実務は県で担っているため、当該権限についても、県の権限として支障がない。	
26年	586	医療・福祉	都道府県	京都府・大阪府・兵庫県・徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第7条	地方社会福祉審議会必置規定の廃止	社会福祉法第7条の地方社会福祉審議会必置規定を廃止し、民生、障害、児童福祉などの分野ごとの個別法に位置づけなおす。	【支障事例】 社会福祉に関しては民生、障害、児童福祉、高齢者など個別分野ごとに重要な懸案事項が数多くあり、それぞれ社会福祉審議会の専門分科会等の協議の場が存在している。 地方社会福祉審議会は法定必置となっているが、大括りの「社会福祉に関する事項」を幅広い見識を持つ委員が集まり協議する場では、実質的な審議を行うのが難しい一方で、多くの委員を委嘱する必要があるため、事務が煩雑である。 【制度改正の効果】 実質的な審議が形骸化している地方社会福祉審議会の必置規定を廃止し、個別法に位置づけなおすことで、地方社会福祉審議会本体の運営事務(委員委嘱、開催等)の軽減につながるとともに、地方の実情や社会福祉分野の現状に即した運営が可能となる。	
26年	654	医療・福祉	一般市	福島市	厚生労働省	A 権限移譲	民生委員法第5条	民生委員委嘱に係る委嘱権限の都道府県への移譲	民生委員委嘱に係る委嘱権限の都道府県への移譲	【支障事例】 民生委員法第3条において、民生委員を市町村の区域に置くこととなり、同法5条で都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が民生委員を委嘱すると規定されている。 都道府県知事の推薦の前に、市町村で民生委員推薦会を開催し候補者の推薦を行うことになっているが、市町村の候補者推薦以降、委嘱状の送付までに2ヶ月、場合によってはそれ以上要することがある。 このため、民生委員に欠員が生じた場合、地区民生委員で組織する民生委員協議会では、欠員委員の分を他の民生委員がカバーしている状況にある。 【制度改正の必要性】 上記のとおり委嘱までの期間が2ヶ月以上要している現状は、地区民生委員協議会の職務遂行に多大なる影響がある。 よって、委嘱権限を厚生労働省から都道府県へ移譲すれば、委嘱までの期間が短縮され、地域の実情に応じた民生委員活動を早期に開始できるとともに、地区民生委員協議会の職務遂行にかかる負担軽減となると考えられる。	
26年	526	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求めらる。	児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、各施設とも専従要件を満たせない、面積基準を十分に満たせず量のサービス提供ができないといった、地域の実情に応じた柔軟な対応が困難となることが想定される。 当該施設の特設要件や面積基準における「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、児童福祉施設が常に利用者の立場に立った支援の提供に努めることが可能になると考える。 地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	
26年	798	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し	児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【改正による効果】 保育士の配置や設備の面積については、「従うべき基準」とされているが、地域の実情に応じた基準を地域で定めることが出来れば、子どもが少なく、保育士の確保も困難な郡部や離島等で円滑な事業の実施が可能となる。 【支障事例】 保育所における給食の外部搬入について、地域によっては乳幼児の減少から設備や調理員の確保が必要となる民間調理が大きな負担になっている民間保育所がある。運営の合理化を図るため、外部搬入を行うとしても、この基準のために実施できない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	878	医療・福祉	都道府県	栃木県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉法第21条の5の18外、老人福祉法第17条第1項、介護保険法第42条第1項外、障害者自立支援法第30条第1項外	福祉施設等の設備及び運営、職員の数等に関する基準等について、「従うべき基準」を見直し、「標準」や「参酌すべき基準」とすべきである。	福祉施設等の設備及び運営に関する基準等については、都道府県が条例を定めるに当たって、「厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする」とされている(児童福祉法第21条の5の18外、老人福祉法第17条第1項、介護保険法第42条第1項外、障害者自立支援法第30条第1項外)が、少子高齢化の急速な進行を背景とする人口減少社会の到来により、地域の実情は今後ますます多様化するものと考えられることから、自治体の裁量による基準設定が可能となるよう、「従うべき基準」の見直しを行い、「標準」や「参酌すべき基準」とすべきである。		
26年	522	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者に関する基準第5条、第6条等	指定通所支援に従事する従業者に関する基準について、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定通所支援に従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定通所支援については、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に支援を提供しなければならない。 指定通所支援に従事する従業者及びその員数等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、指定通所の規模が小さくてもよりきめの細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定児童発達事業者が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった通所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなるが想定される。また、様々な状況を抱える障害児の立場に立った指定通所支援の提供において、指定児童発達支援事業者の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることと考えられる。 この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定障害児通所支援事業者の創意工夫を県行政に反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、通所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	
26年	523	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者に関する基準第10条第2項、第11条等	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準について、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定通所支援については、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に支援を提供しなければならない。 現在、指定通所支援の居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、施設設備に必要なまとまった土地の確保が難しく、また地価が高く土地の購入に対する負担が大きいため、今後の施設整備を進める上で支障が生じることが想定される。このため、利用者等の受け入れ可能な施設が見つからず、通所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができず、様々な課題を抱える地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることと考えられる。 この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、法の基本方針である「当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う」ことが可能になると考える。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	
26年	524	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉法第24条の12第3項 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準第4条等	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準等について、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準等に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定入所支援については、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。 現在、指定入所支援に従事する従業者及びその員数等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、指定入所施設の規模が小さくてもよりきめの細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定障害児入所施設等が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなるが想定される。また、様々な状況を抱える障害児の立場に立った指定通所支援の提供を図るにあたって、指定児童発達支援事業者の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることと考えられる。 この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定児童発達支援事業者の創意工夫を県行政に反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、入所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	
26年	525	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉法第24条の12第3項 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準第5条第3項等	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等について、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定入所支援については、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。 現在、指定入所支援の居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、施設設備に必要なまとまった土地の確保が難しく、また地価が高く土地の購入に対する負担が大きいため、今後の施設整備を進める上で支障が生じることが想定される。このため、利用者等の受け入れ可能な施設が見つからず、入所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができず、様々な課題を抱える地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることと考えられる。 この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、指定障害児入所施設等が常に障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めることが可能になると考える。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	538	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準第44条等	基準該当障害福祉サービスに関する基準の緩和	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数については、離島等を1人以上とする以外は、一律に3人以上としている。 また、居室及び病室の床面積等については、通所介護においては3㎡以上、短期入所においては、7.43㎡以上が全国一律の従うべき基準とされており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 本県においては、今後利用者数の増加が見込まれていることから、柔軟な対応を図るようすべき。 そこで、食堂等と同様に、地方自治体が適切かつ柔軟に設定できる参酌基準とすべき。	
26年	539	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準第5条等	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準の緩和	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数に関して、常勤換算法にて2.5人以上とする従うべき基準があることから、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、利用者にとって身近な地方自治体が主体的に対応できる参酌基準とすべきである。 参酌基準とすることにより、各地方自治体毎に異なる利用者数に柔軟に対応することが出来るようになり、地域のニーズにきめ細かく応えることが出来るようになる。	
26年	540	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準第52条第1項等	指定障害福祉サービスの事業者の設備及び運営に関する基準の緩和	指定障害福祉サービスの事業者の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積が、従うべき基準とされており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、利用者にとって身近な地方自治体が主体的に対応できる参酌基準とすべきである。 参酌基準とすることにより、各地方自治体毎に異なる状況に応じた対応が出来るようになる。	
26年	541	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準第4条等	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準の緩和	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	現状では、指定障害者支援施設での職員確保は容易では無いため、一律の員数が規定されている現状の基準を規制緩和することで、柔軟な運営体制が可能となり、施設設置の促進が期待される。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	542	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第6条第1項等	指定障害者支援施設の事業の設備及び運営に関する基準の緩和	指定障害者支援施設の事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害者支援施設等において、利用者1名あたりの居室の床面積は、一律で規定されているが、都市部と地方では設置コストに差が生じていることから、規制緩和により、地域の状況に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を預していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	
26年	543	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準第12条等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準第10条等	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	現状では、職員確保が容易でないところ、規定では従業者の員数は利用者数に応じた一律の員数となっており、また、利用者1名あたりの居室の床面積も一律で定められている。こうした基準を規制緩和することで、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を預していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	
26年	544	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第84条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第11条等	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の緩和	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	障害者支援施設では、従業者の員数は利用者数に応じた一律の規定となっているが、地域により職員の確保は困難な状況にある。設備面においても、利用者1名あたりの居室の床面積も一律で定められている。こうした基準を規制緩和することで、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を預していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	
26年	545	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法施行規則第18条の34第1項	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準の緩和	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害児通所支援事業者の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、現状では、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を預していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	
26年	546	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉法第24条の9第2項 児童福祉法施行規則第18条の34第1項	指定障害児入所施設の指定に関する基準の緩和	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害児入所施設の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、現状では、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を預していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	558	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第4項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の21	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害福祉サービス事業者の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断を委ねるべきである。	
26年	796	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第21条の5の4第2項等 児童福祉法に基づく指定通所等に関する事業等の人員、設備及び運営の基準の「従うべき基準」の見直し	指定通所支援、指定入所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準の「従うべき基準」の見直し	指定障害児通所支援等に配置する従業者及びその員数、居室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【第1次一括法制定時からの状況変化】 平成24年4月より障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画の作成が必須化されている。 【支障事例】 障害児相談支援事業所の開設には、相談支援専門員の設置が必要となるが、相談支援専門員が見つからない等の事由で、平成26年6月1日現在兵庫県内の4町(市川町、香美町、新温泉町、福崎町)で障害児相談支援事業所が開設できていない。 【改正による効果】 専従要件を撤廃したとしても、障害児相談支援事業所の指定権者である市町村が必要と認める場合のみ業務と認めることにより、サービス提供の質が保たれる。例えば、10人規模の放課後等デイサービス事業所と障害児相談支援事業所を一体で運営する場合、児童発達支援管理責任者と相談支援専門員を兼務してもサービス提供に支障をきたすとは考えにくい。(業務量から見て、それぞれ専従で配置しても安定した事業運営が困難)このような業務を認めることにより、相談支援専門員の職に就くことができる人材が拡大し、現在不足している障害児相談支援事業所の開設を促す事ができる。	
26年	797	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第50条第6項	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準のうち「従うべき基準」の見直し	指定障害者支援施設等に配置する従業者及びその員数、居室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【第1次一括法からの状況変化】 平成24年4月より計画相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成が必須化されている。 【支障事例】 計画相談支援事業所の開設には、相談支援専門員の設置が必要となるが、相談支援専門員が見つからない等の事由で、平成26年6月1日現在兵庫県内の3町(市川町、香美町、新温泉町)で計画相談支援事業所が開設できていない。 【改正による効果】 専従要件を撤廃したとしても、計画相談支援事業所の指定権者である市町村が必要と認める場合のみ業務と認めることにより、サービス提供の質が保たれる。例えば、10人規模の生活介護事業所と計画相談支援事業所を一体で運営する場合、サービス管理責任者と相談支援専門員を兼務してもサービス提供に支障をきたすとは考えにくい。(業務量から見て、それぞれ専従で配置しても安定した事業運営が困難)このような業務を認めることにより、相談支援専門員の職に就くことができる人材が拡大し、現在不足している計画相談支援事業所の開設を促す事ができる。	
26年	41	医療・福祉	都道府県	愛知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第2項、第5項、第6項 医療法施行令第5条の2、第5条の3 医療法施行規則第30条の30、第30条の31、第30条の32 医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等(昭和61年厚生省告示第165号)	基準病床数を算定する際の加減算の容認	基準病床数の算定方法を都道府県独自の加減ができるようにする。	【現状】 基準病床数は全国一律の算定方法が定められており、基準病床数を超える地域では特殊な病床に該当する場合のみ、厚生労働大臣に協議の上で病床を整備できる。 【支障事例】 国が定める規制のため、高度医療を提供するための病床や、がん、緩和ケアに係る病床など地域に必要な病床が基準病床数超過を理由に整備困難となっている。 【制度改正の必要性】 医療法施行令第5条の2及び第5条の3における厚生労働大臣協議を廃止し、地域の実状に応じて都道府県が基準病床数を独自に加減算可能とすることで、基準病床数を超える地域でも、高度医療を提供するための病床や、がん、緩和ケアなど地域医療のニーズに応じた病床を整備することが可能となり、地域住民の生命と安心の確保につながる。 なお、増床は無秩序な増床ではなく、医療従事者の偏在を招かない程度の地域に真に必要なとされる最低限度の増床を想定している。	6(厚生労働省) (3)医療法(昭23法205) (1)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
26年	139	医療・福祉	都道府県	埼玉県、福井県、静岡県、愛知県、奈良県、兵庫県、鳥取県、全国知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第6項、第7項 医療法施行令第5条の2第1項、第5条の3第1項 医療法施行規則第30条の31第1項、第30条の32	特例により病床の新設・増床ができる事情の基準の緩和	医療法30条の4第6項の規定に基づき医療法施行令第5条の2で定める基準病床数の算定の特例が認められる事情を、都道府県知事が医療計画を達成するため必要と認める場合について、特例措置の対象とすべき。	医療法30条の4第7項の規定に基づき同施行令第5条の3で定める基準病床数の特例が認められる事情についても同じ。 【制度改正の必要性】 地域の実情に精通した都道府県において、知事が、医療計画にそって、地域社会に求められる医療機能を整備しようとするものについて、特に必要があると思われる場合について、特例措置の対象にできるようにすべき。	【再掲】 6(厚生労働省) (3)医療法(昭23法205) (1)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	140	医療・福祉	都道府県	埼玉県、福井県、三重県、全国知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第8項 医療法施行規則第30条の32の2第1項	特例により病床の新設・増床ができる病床の種類の基準の緩和	医療法第30条の4第8項の規定に基づき医療法施行規則30条の32の2第1項で定める病床を、参酌すべき基準とし、地域の実情に応じて外国人患者の受け入れ体制を整備できるように条例で基準を定めることができるようにすべき。	【現状】 在留外国人にとって、日本語や英語が通じないことによる生活面での不安は大きいと考えられ、特に、安心して受けられる医療体制の確保は重要である。特に多くの在留外国人が暮らしている都道府県(例えば、在留外国人が約4万人、外国人労働者数が約2万人という県がある。)においては喫緊の課題となっている。 一方で、医療機関においては、経験上、診療面でのトラブル、未収金といった問題があることから、外国人患者の受け入れに必ずしも積極的でない面がある。 【制度改正の必要性】 医療機関における外国人患者の受入体制の整備を促進するためには、関係者のコンセンサスを得ながら、都道府県として必要な支援をしていくことが必要となる。 【具体的な取組】 例えば、外国人患者受入れ医療機関認証制度等の認証を受けた医療機関に対する病床規制の緩和が必要である。 よって、医療法施行規則30条の32の2第1項で定める病床を参酌すべき基準とし、地域の実情に応じて外国人患者の受け入れ体制を整備できるように条例で基準を定めることができるようにすべき。	【再掲】 6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (イ)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
26年	275	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第2・5・8項、医療法施行令第5条の4、医療法施行規則第30条の30・32の2・別表第6、「医療法第30条の4第2項第12号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床の算定に使用する数値等」 厚生労働省医政局長通知「医療計画について」	基準病床数の算定基準等の緩和	基準病床数の算定において、将来推計人口値を使用できるよう、厚生労働省医政局長通知の人口の定義を改めること。 基準病床数の算定に使用する退院率及び平均在院日数の地方ブロック別の係数について、過去の実績に基づき設定を見直し、全国一律とするなど地域間格差を是正すること。 基準病床数制度について、一定の要件等を設定した上で、地域の実情に応じて知事が独自に基準病床数の加算などを行えるよう、医療法等の規定を改正すること。また、特例病床制度については、厚生労働大臣への協議を廃止すること。	【改正の必要性】①現在の基準病床数の算定方法には問題があり、医療計画期間の5年間の医療ニーズに見合った病床数を算定できない。 本県は急速な高齢化の進展により、年齢階級別人口の構成が大きく変化し、医療ニーズの急増が見込まれている(平成30年:患者数58,000人)。しかし、基準病床数の算定に使用する性別・年齢階級別人口は、最近(=過去)値を使用することになっている。このため、医療計画期間中に改定できない限り、計画の終期(平成29年度末)までに必要な基準病床数の算定ができない状況である。 【制度改正の必要性】②基準病床数の算定に使用する性別・年齢階級別人口を最近(=過去)値ではなく、将来推計人口値を使用できるように運用を改めるべきである。 【改正の必要性】③基準病床数の算定に使用する数値の一部(退院率や平均在院日数)は、全国一律の値ではなく地方ブロックごとに定められている。このことは、病床規制以前(昭和60年)の病床が影響し続け、対人口比の地域間格差が解消されない要因の一つになっている。 そのため、基準病床数の算定に使用する退院率などの地方ブロック別の係数について、過去の実績に基づく設定を見直すべきである。 【改正の必要性】④行政が積極的に関与して不足する医療機能の誘導を図ろうとしても病床過剰地域では、厚労大臣の同意を要するなど主体的かつ迅速な対応を行うことができない。 そのため、基準病床数制度については、一定の要件等を設定した上で、地域の実情に応じて知事が独自に基準病床数の加算などを行えるようにすること。また、特例病床制度については、厚労大臣への協議を廃止すべきである。	【再掲】 6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (イ)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
26年	548	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第7条の2第4項	病院等の病床数算定に当たっての補正の基準の緩和	地域医療の実情に応じた補正項目を設定することができるように緩和を図る	既存病床数及び申請病床数について、地域医療の実情に応じた補正を行うことで、適正な病床数管理ができ、都道府県の独自性を高める。	【再掲】 6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (イ)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
26年	549	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第7条の2第5項	病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準の緩和	当該基準を廃止する	介護老人保健施設の入所定員に係る補正については、現在経過措置により適用していない。経過措置が終了したときには当該基準により既存病床数が圧迫されるため、当該基準を廃止することで、適正な病床数管理ができ、都道府県の独自性を高める。	
26年	566	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第2項 医療法施行規則第30条の30	基準病床数の算定に関する基準の緩和	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実情に応じ設定することができるように緩和を図る。	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実情に応じた特定の課題を解決するために、全国一律の計算式に加え、都道府県の裁量により基準病床数に上乘せして設定することができる要件を定め、都道府県の独自性を高める。	【再掲】 6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (イ)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	792	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第5項	基準病床数の算定における各種規制の緩和	医療計画で定める基準病床数について、地域の実情や課題に応じて算定できるよう、算定式に用いる数値の指定や上下限の制限の撤廃又は参酌基準化すること。	【現行】 現状では、基準病床数について、国が定める全国一律の算定基準に基づき算出されている。 【制度改正の必要性】 過去に、基準病床数の見直しを行った結果、過剰となる圏域から地域の実情に応じた病床の配分について要望があったが、基準病床数の算定式が国の一律基準により定められていることから、県において地域の実情を踏まえたバランスのとれた病床の配分ができなかった。 したがって、基準病床数について、地域の実情や課題に応じて算定できるよう、算定式に用いる数値の算定や上下限の制限の撤廃又は「従うべき基準」を参酌基準化すべきである。 なお、県民に支障なく継続的・安定的に需給バランスのとれた医療を提供できるよう、地域のニーズを含めた実態に沿った病床数の加算のみを想定しているものであり、県独自の算定が直ちに過度の病床超過を招くのではない。 【具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性】 1 国の見直しにより「既存病床」の補正基準について条例に委任されたが、「従うべき基準」であり、地方に裁量の余地がない。また、地方提言の趣旨である「基準病床」数設定の廃止ではなく、実質的には現行の制度と同じ状況である。 2 基準病床数制度は、全国一律の算定方式であることから、全国から患者が集まるような高度医療を行う病院が病床過剰圏域にある場合など、地域医療の実態を反映させることができない(増床のためには特別病床制度での対応を強いられ、適時適切な病床整備は困難である)。	【再掲】 6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (1)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
26年	874	医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4 医療法施行令第5条の2	基準病床数に関する基準についての都道府県への策定権限の移譲	基準病床数の算定式を全国統一のものから、将来的な人口動態等、地域の実情に合った算定方式となるよう、医療法第30条の4第5項により厚生労働省令が定められている基準について、都道府県への策定権限の移譲を求める。	【制度改正の必要性】 病院・診療所の病床数は、都道府県が医療法に基づく医療計画において医療圏域で必要とされる「基準病床数」を全国統一の算定方式により定めているが、単独の医療圏域を構成している本市では、既存病床数が基準病床数と拮抗しているため、新たな病床の整備を行うことができない状況である。 今後、急速な高齢化が見込まれる本市においては、高齢者人口の急増に伴う病床不足が予想される。 以上のことから、基準病床数の算定方式については、将来的な人口動態等を踏まえ、地域が必要と認める基準病床数を設定できるよう、医療法第30条の4第5項により厚生労働省令が定められている基準について、都道府県へ策定権限を移譲する必要があると考える。 【具体的な支障事例】 さいたま保健医療圏基準病床数7,066に対し既存病床数は7,066となっており、現時点でも新たな病院の開設はできない状況にある。	
26年	847	医療・福祉	都道府県	愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第5項	基準病床数算定における都道府県独自加減算方式の導入	基準病床数について、都道府県が独自に加減可能とすることで、基準病床を超えている地域でも、臨機に地域医療ニーズに応じた病床を整備する。	【支障事例】 基準病床数は全国一律の算定方式で定められているため、地域に必要な病床の適時適切な整備に支障をきたしているのが現状である。また、基準病床超過を理由に、高度ながん医療を提供する病院や緩和ケアなど地域に必要な病床の整備が困難になっている。 【改正の必要性】 義務付け・枠付けの第4次見直しの際、全国知事会が基準病床数を都道府県において独自に加減が可能となるようにすべきと提案し、厚生労働省から適当でないとの回答があったものの、地域の医療ニーズに即応するため、地域の現状を知る知事の判断で病床を加減できるようにする必要がある。 【改正による効果】 地域で真に必要な病床が臨機に整備できる。	【再掲】 6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (1)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
26年	678	医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条の4	医療計画等の策定権限等の移譲	現在、道府県が行っている「医療計画の策定」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲する。	【移譲の必要性】 医療計画に記載される二次保健医療圏の区域設定及び基準病床数の算定等については、現行、都道府県が定めることとされている。また、今後、二次医療圏ごとに策定される地域医療構想(ビジョン)や病院機能報告についても、同様とされている。 本市では、大都市における2025年問題への課題解決策の一つとして、地域の実情に応じた適切な医療機能の分化と連携が必要と考えている。 【移譲による効果】 地域医療構想(ビジョン)の策定、稼働していない病床の削減要請及び医療機関が指示に従わない場合の勧告等の権限が移譲されることで、医療政策を円滑に進めることができる。	
26年	848	医療・福祉	都道府県	愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法施行令第5条の4第2項	特別病床許可に係る厚生労働大臣同意の廃止	特別病床許可に係る厚生労働省同意の廃止し、知事判断で特別病床の許可を行う。	【支障事例】 特別病床とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰により病床の新・増設が制限される場合であっても、更なる整備が必要な一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができる(法第30条の4第8項)制度であるが、厚生労働大臣の同意を必要とするため、地域の実情に合わせた迅速な対応に支障をきたしている。 【改正の必要性】 義務付け・枠付けの第4次見直しの際、全国市長会が、特別病床許可に係る厚生労働省同意の廃止を提案し、厚生労働省から適当でないとの回答があったものの、地域の実情に合わせた迅速な対応を行うため、地域の現状を知る知事の判断で病床許可できるようにする必要がある。 【改正による効果】 地域で真に必要な病床が臨機に整備できる。	【再掲】 6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (1)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	793	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第8項 医療法施行令第5条の4第2項	病床過剰圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止	医療計画公示後に特別の事情などが生じた場合に、病床過剰圏域における病院・診療所の開設・増床の許可に関する厚生労働大臣との事前協議及び同意を廃止すること。	【現行】 現状では、都道府県の医療計画が公示された後、病院の開設許可や病床数の増加等の申請があった場合には、厚生労働大臣との協議を行い、その同意を得た数を加えた数を基準病床数にすることとされている。 【支障事例】 厚生労働大臣との事前協議及び同意には1年程度という長い時間を要するため、地域の実情に応じた病床の早急な整備が妨げられている。 【改正による効果】 厚生労働大臣との事前協議を廃止することで、審査期間が1～2ヶ月に短縮されるため、地域の実情に応じた病床の早急な整備が可能になる。 なお、厚生労働大臣への事前協議・同意を不要とすることで必要以上の病床が設置されることの懸念は、「医療審議会の意見を聞くこと」等の条件を付することで一定の歯止めをかけられる。ただし1ヶ月程度で協議終了できるのであれば、本制度を継続しても良いと考えられる。その場合でも、受付時期によって必要日数が変動しないよう、配慮頂くことが必要。	[再掲] 6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (イ)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
26年	454	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第25条第3項、第4項	医療監視(特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視)の移譲	国から都道府県への権限移譲	病院に対する報告徴収、立入検査権限は、都道府県にあるが、特定機能病院といえども地域における医療体制を担う役割を有しているため、当該病院に関する報告徴収、立入検査についても、都道府県で一元化して把握した方が、地域医療を推進するために有効である。 ただし、特定機能病院は、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価、高度の医療に関する研修を担う病院であることから、権限移譲を受けるにあたっては、専門性の高い知識を有する医師等のスタッフの配置が必要である。	
26年	550	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第18条	病院及び診療所の業判師の配置に関する基準の緩和	病院の実情に応じた配置を行うことができるように緩和を図る	専業主業判師の配置について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。	
26年	551	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第21条第1項	病院の従業者のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに病院の施設の一部に関する基準の緩和	病院の実情に応じ設定することができるように緩和を図る	看護師等の医療従事者について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。	
26年	552	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第21条第2項	療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに療養病床を有する診療所の施設の一部に関する基準の緩和	病院の実情に応じ設定することができるように緩和を図る	看護師等の医療従事者について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容		
26年	477	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	医師臨床研修補助事業実施要綱 臨床研修施設(学校法人を含む)への臨床研修費等補助金 臨床研修施設及び臨床研修費等補助金 交付申請の受理 交付決定 等	補助金の執行等の移譲 ・臨床研修施設(学校法人を含む)への臨床研修費等補助金 ・交付申請の受理 ・交付決定 等	地方厚生局からの依頼に基づき、県が交付申請等の進捗及び交付決定を行っているが、經由事務を削減し、県が交付申請等の受理及び交付決定をできるようにする。	地方厚生局からの交付申請依頼に基づき、県が各臨床研修施設へ交付申請依頼を行っているが、地方厚生局が提示する提出期限が短いため、県への提出期限をさらに短いものにせざるを得ず、各臨床研修施設の大きな負担となっている。また、移譲にあたって、事務事業が広域的であることによる支障が少なく、まとまった規模の事務・権限を移譲することで、国の出先機関の見直しもつながら。	4【厚生労働省】 (17)臨床研修費補助事業 医師臨床研修補助金の交付申請手続については、臨床研修施設が申請に係る準備作業を行う期間を十分確保できるよう、提出依頼に係る事前連絡を、毎年度の予算成立後速やかに行う。		
26年	451-1	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第13条等	医師等の臨床研修施設等の指導監督の移譲	都道府県は、管轄する地域における各病院の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができることから、臨床研修施設としての病院に対する実地調査等についても都道府県で行ったほうが、より地域の臨床研修施設の状況を把握ができるため、移譲を提案する。	都道府県の募集定員の調整については、現在は病院の増員希望、募集状況、採用実績など、病院からの提供された情報を基に判断せざるを得ない状況であるが、臨床研修施設の実地調査等ができるようになれば、病院の研修体制などを把握することができ、より地域医療の実情を踏まえた調整を行えるようになる。	4【厚生労働省】 (3)医師法(昭23法201) (ii)臨床研修病院に対する実地調査については、任意の調査として実施可能であることを、都道府県に周知する。 (4)歯科医師法(昭23法202) (ii)臨床研修施設に対する実地調査については、任意の調査として実施可能であることを、都道府県に周知する。		
26年	451-2	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第13条等	医師等の臨床研修施設等の指導監督の移譲	都道府県は、管轄する地域における各病院の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができることから、臨床研修施設としての病院に対する実地調査等についても都道府県で行ったほうが、より地域の臨床研修施設の状況を把握ができるため、移譲を提案する。	都道府県の募集定員の調整については、現在は病院の増員希望、募集状況、採用実績など、病院からの提供された情報を基に判断せざるを得ない状況であるが、臨床研修施設の実地調査等ができるようになれば、病院の研修体制などを把握することができ、より地域医療の実情を踏まえた調整を行えるようになる。	4【厚生労働省】 (3)医師法(昭23法201) (ii)以下に掲げる事務については、都道府県が希望する場合には、臨床研修病院が都道府県を經由して厚生労働大臣に提出する方法を、当該都道府県が選択できるようにする。 ・臨床研修病院の指定(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)4条1項及び5条) ・臨床研修病院の変更の届出(同令8条) ・臨床研修病院の研修プログラムの変更等の届出(同令9条) ・臨床研修病院の報告(同令12条) ・臨床研修病院の指定の取消し(同令15条) (4)歯科医師法(昭23法202) (i)以下に掲げる事務については、都道府県が希望する場合には、臨床研修施設が都道府県を經由して厚生労働大臣に提出する方法を、当該都道府県が選択できるようにする。 ・臨床研修施設の指定(歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平17厚生労働省令103)4条1項及び5条) ・臨床研修施設の変更の届出(同令8条) ・臨床研修施設の研修プログラムの変更等の届出(同令9条) ・臨床研修施設の報告(同令12条) ・臨床研修施設の指定の取消し(同令15条)		
26年	192	医療・福祉	都道府県	和歌山県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域保健法施行令第4条第1項	保健所長の医師資格要件の緩和	地域保健法施行令第4条関係で定めている要件(保健所長は医師でなければならない)を、地方の状況に応じ、一定の基準に基づき変更できるように各都道府県へ条例委任する。 要件の緩和については、 ①同4条第1項で、保健所長は医師でなければならないとしているが、「必ずしも医師でなくても専門的な知識があれば良いとする。(ただし、別途医師を配置)。 ②地域において、定められている「医師であつて次の号のいずれかに該当する」における要件の実務経験等の緩和を求める。 ③同条第2項における医師以外の者を保健所長とする例外的措置に関して定められている要件の実務経験等の緩和を求める。	地域保健法施行令第4条関係で定めている要件(保健所長は医師でなければならない)を、地方の状況に応じ、一定の基準に基づき変更できるように各都道府県へ条例委任する。 要件の緩和については、 ①同4条第1項で、保健所長は医師でなければならないとしているが、「必ずしも医師でなくても専門的な知識があれば良いとする。(ただし、別途医師を配置)。 ②地域において、定められている「医師であつて次の号のいずれかに該当する」における要件の実務経験等の緩和を求める。 ③同条第2項における医師以外の者を保健所長とする例外的措置に関して定められている要件の実務経験等の緩和を求める。	【総論】 公衆衛生医師の確保が困難である状況が慢性的に続いている中、これまでも保健所長の医師資格要件の廃止を含めた職務のあり方について検討がなされており、鳥インフルエンザ等の健康危機管理部分に専門的知識、経験が必要である点、組織運営面においても医師という専門的立場が好ましいという点から医師資格要件は必要であるという意見が強かったが、一方で、地方分権の流れに逆行であるという意見、医師不足から保健所長の兼務や若年の保健所長が生じ、組織管理が困難であることを考えると所長でなくてもスタッフとして医師がいれば良いという意見もあり、平成16年4月に例外的措置として医師以外の者を保健所長とすることが認められたところ。 【実状を踏まえた必要性】 要件が厳し例外的措置の適用件数は少数であり、保健所長の業務の抜本的解決には至っておらず、当県においても同様の業務が問題となっている。24年度の全国知事会からの提案に対し、地域保健の水準低下から国民全体の不利益につながるのと考えから厚生労働省として移譲に反対の回答があったが、人材確保の努力・制度の要件緩和にもかかわらず改善されていないことを考えると、「今後の一層の努力により改善が見られない場合は資格要件を見直す必要がある」とした平成16年3月検討委員会報告を踏まえ、再度検討願いたい。 【当県の状況(7保健所1支所)】 ・平成25年度:1保健所において兼務1名退職 ・平成26年度:1名採用1保健所において兼務の状況変わらず ・今後:定年退職等を考えると2〜3保健所において兼務の可能性あり	【総論】 公衆衛生医師の確保が困難である状況が慢性的に続いている中、これまでも保健所長の医師資格要件の廃止を含めた職務のあり方について検討がなされており、鳥インフルエンザ等の健康危機管理部分に専門的知識、経験が必要である点、組織運営面においても医師という専門的立場が好ましいという点から医師資格要件は必要であるという意見が強かったが、一方で、地方分権の流れに逆行であるという意見、医師不足から保健所長の兼務や若年の保健所長が生じ、組織管理が困難であることを考えると所長でなくてもスタッフとして医師がいれば良いという意見もあり、平成16年4月に例外的措置として医師以外の者を保健所長とすることが認められたところ。 【実状を踏まえた必要性】 要件が厳し例外的措置の適用件数は少数であり、保健所長の業務の抜本的解決には至っておらず、当県においても同様の業務が問題となっている。24年度の全国知事会からの提案に対し、地域保健の水準低下から国民全体の不利益につながるのと考えから厚生労働省として移譲に反対の回答があったが、人材確保の努力・制度の要件緩和にもかかわらず改善されていないことを考えると、「今後の一層の努力により改善が見られない場合は資格要件を見直す必要がある」とした平成16年3月検討委員会報告を踏まえ、再度検討願いたい。 【当県の状況(7保健所1支所)】 ・平成25年度:1保健所において兼務1名退職 ・平成26年度:1名採用1保健所において兼務の状況変わらず ・今後:定年退職等を考えると2〜3保健所において兼務の可能性あり	
26年	273	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域保健法施行令第4条	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長以外の職員に医師を配置する場合は、保健所長の医師資格要件を撤廃できることとすること。	保健所長以外の職員に医師を配置する場合は、保健所長の医師資格要件を撤廃できることとすること。	【制度改正の経緯】 地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ義務付け・枠付けの第3次、第4次の見直しの検討においても、保健所長の医師資格要件の撤廃が検討された。 地方からは、医師の確保が困難なこと、欠員を補うために2つの保健所長を兼務させている実情があることを支障として挙げ、地域保健法施行令第4条第2項各号のいずれにも該当する医師でない職員を保健所長として配置することができる臨時措置については、時間的措置であり、資格要件が非常に厳しく、全體的な実績もほとんどなく、支障事例の根本的な解決にはならないと主張した。 厚生労働省は、保健所長は多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有する必要があるが、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかな的確な判断と意思決定、医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、保健所長の要件を法令に委任している。その要件を条例に委任すると、保健所長の専門性が十分に確保されず、地域保健の水準が低下する恐れがあり、結果的に国民全体の不利益につながるため、条例への委任は困難とした。 【支障事例等】 本県において、公衆衛生医師の確保が困難なため、一人の保健所長が2か所の保健所長を兼務することがあった事例が生じている。 しかし、所長以外であっても保健所内に医師を配置すれば、医学的知見の確保は可能である。そのため、地域保健法施行令第4条を従うべき基準から参酌基準に改め、保健所において保健所長以外の職員に医師を配置する場合には保健所長の医師資格要件について撤廃できるようにするべきである。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	304	医療・福祉	都道府県	福島県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	地域保健法第 10条、地域保健法 施行令第4条	保健所長の医師 資格要件の緩和	保健所長の医師資格要件について、条例委任(参酌基 準化)する。	【現状と課題】 保健所長の医師資格要件については、保健所に医師が配置されている場合に限り、医師と同等 以上の専門性を有すると認められる場合等一定要件を満たす職員であれば医師以外の者であ っても保健所長に充てることができるよう要件緩和されているものの、なお要件が厳しく、該当職員 の確保は困難である。 【支障事例】 保健所長職に適した人材の確保が非常に難しいことから、地域によっては、一人の所長が他の管 轄地域の所長を兼務するケースも出ている。このケースでは、保健所長不在の保健所はもとより、 本務側の保健所においても円滑な業務運営に支障が生じる場合がある。また、突発的な健康危 機管理事業等に対して、本務・兼務の両管轄地域の対応が十分に行えない場合も想定される。 【提案事項及び効果】 保健所長の資格要件を、保健所設置主体の条例に委ねることにより、保健所における健康危機 管理等の役割を十分考慮しつつも、地域における公衆衛生医師不足の実情に応じた対応措置が 可能となる。 具体的には、保健所長以外の職員に医師を配置する場合には、保健所長に係る医師資格要件を 問わないこととしていただきたい。 特に、所長クラスの公衆衛生医師の確保が困難な地域や複数保健所長を一人の所長が兼務して いるような事態が生じている地域等においては、保健所内に医師を配置した場合に保健所長の医 師資格要件が廃止できれば、柔軟な人事配置が可能となることから、管轄地域における円滑な業 務運営にも寄与するものである。	
26年	383	医療・福祉	知事会	九州地方知事 会	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	地域保健法第1 0条、地域保健法 施行令第4条	保健所長の資格 要件の条例委任 (参酌基準化)	地域保健法施行令の規定により保健所長には原則と して医師資格が要求されているところ、当該資格要件 の参酌基準化(条例委任)を求める。	【支障事例】 保健所長の医師資格要件については、保健所に医師が配置されている場合に限り、医師と同等 以上の専門性を有すると認められる場合等一定要件を満たす職員であれば医師以外の者であ っても保健所長に充てることができるよう要件緩和がされているものの、なお要件が厳しく、該当職 員の確保は困難である。保健所長職に適した人材の確保が非常に難しいことから、地域によっ ては、一人の所長が他の管轄地域の所長を兼務するケースも出ている。このケースでは、保健所長 不在の保健所はもとより、本務側の保健所においても円滑な業務運営に支障が生じる場合があ る。また、突発的な健康危機管理事業等に対して、本務・兼務の両管轄地域の対応が十分に行え ない場合も想定される。九州各県の業務の状況は別紙のとおり。 【制度改正の必要性】 保健所長の資格要件を保健所設置主体の条例に委ねることにより、保健所における健康危機 管理等の役割を十分考慮しつつも、地域における公衆衛生医師不足の実情に応じた対応措置が 可能となる。特に、所長クラスの公衆衛生医師の確保困難な地域や複数保健所長を一人の所長が 兼務しているような事態が生じている地域等においては、保健所内に医師を配置した場合に保 健所長の資格要件が廃止できれば、柔軟な人事配置が可能となることから、管轄地域における円滑な 業務運営に寄与するものである。 なお、保健所長の医師資格要件を緩和する場合においても、保健所に公衆衛生に対応できる医 師を確保することを条件にすることにより、国が想定している危機管理対応も十分可能である。	
26年	571	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	地域保健法施 行令第4条	保健所長の医師 資格要件の撤廃	公衆衛生に精通した適切な医師が確保できない場合 には、平成16年に、一定の条件を満たす、医師以外の 者を保健所長とすることを可能とされているが、この条 件の撤廃を求める。	公衆衛生医師の確保は厳しさを増しており、保健所長たる医師が十分確保できない状況にある。 保健所への医師の配置は必要であるが、スタッフとしての医師が医学的判断を行えば、保健所長 業務に必要な見識と管理監督能力を有する医師以外の者が保健所長の業務を担うことが出来る と考える。 平成16年に保健所長の資格要件が条件付で一部緩和されたが、具体的適用が極めて困難な状 況にあり、実効性がないことから、この条件の撤廃を求めるものである。	
26年	585	医療・福祉	都道府県	京都府・兵庫 県・徳島県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	地域保健法第1 0条、地域保健法 施行令第4条	保健所長の医師 資格要件の緩和	保健所長の医師資格要件及び医師以外の者を保健所 長にする場合の要件を、所内に医師が配置されている 場合に廃止する。	【具体的な支障】 各都道府県においては、保健所長をはじめとした行政医師の確保に努めているところであるが、 複数的な不足が課題となっている。 保健所長の資格要件については、医師以外の者についても①公衆衛生の専門知識に関し医師と 同等以上の知識を有する者、②5年以上の実務従事経験、③養成訓練課程の受講を要件に認め られているところであるが、上記の厳しい要件や、3ヶ月の養成課程の義務づけ、2年以内(1回 限り更新可)という期間上限が設けられていることなどから、実際には導入が難しい状況である。 本府においても導入は難しく、保健所長の定年延長で対応するなど苦慮している。保健所内に医 師がいる場合、保健所長が医師でなくても公衆衛生行政に精通した職員であれば、緊急時の判断 等をきめ速行可能であるため、さらなる規制緩和を提案する。	
26年	701	医療・福祉	都道府県	鹿児島県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	地域保健法第 10条、地域保健 法施行令第4条	保健所長の資格 要件の条例委任 (参酌基準化)	保健所長の資格要件を条例委任(参酌基準化)とする こと。(ただし、保健所内には医師を配置することを条 件とする。)	【支障事例】 保健所長の医師資格要件については、保健所に医師が配置されている場合に限り、医師と同等 以上の専門性を有すると認められる場合等一定要件を満たす職員であれば医師以外の者であ っても保健所長に充てることができるよう要件緩和がされているものの、なお要件が厳しく、該当職 員の確保は困難である。 保健所長職に適した人材の確保が非常に難しいことから、地域によっては、一人の所長が他の管 轄地域の所長を兼務するケースも出ている。このケースでは、保健所長不在の保健所はもとより、 本務側の保健所においても円滑な業務運営に支障が生じる場合がある。また、突発的な健康危 機管理事業等に対して、本務・兼務の両管轄地域の対応が十分に行えない場合も想定される。 当県においては、離島を有するなどの地理的な特性により、13保健所のうち、4保健所で保健所 長が兼務している状況。(県内の保健所設置位置及びその兼務状況は別紙のとおり) 【制度改正の必要性】 保健所に公衆衛生に対応できる医師を配置することを条件に、保健所長の資格要件を保健所設 置主体の条例に委ねることにより、保健所における健康危機管理事業等の役割を十分考慮し つつも、地域における公衆衛生医師不足の実情に応じた対応措置が可能となるとともに、危機管理 対応も十分可能である。 特に、所長クラスの公衆衛生医師の確保困難な地域や複数保健所長を一人の所長が兼務して いるような事態が生じている地域等においては、保健所内に医師を配置した場合に保健所長の医 師資格要件が廃止できれば、柔軟な人事配置が可能となることから、管轄地域における円滑な業 務運営に寄与するものである。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	363	医療・福祉	都道府県	広島県	厚生労働省	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法第3条	保健所設置市への麻薬免許事務権限の移譲	麻薬取扱者免許に係る事務権限を保健所設置市へ移譲し、併せて麻薬取扱者に交付する免許の効力が国内全域でも有効となるよう制度の見直しを行う。	【制度改正要望の経緯・必要性】麻薬取扱者免許に係る事務が保健所設置市に権限移譲されれば、次の住民サービス向上が見込まれる。 ①本権限移譲により、薬事、医療等の監視指導業務と一体で行うことができるようになり、効率的な業務実施が可能となる。また、保健所設置市は住民により近い立場で業務を実施することから、麻薬の取扱い等に係る指導をより精密に行うことにより、麻薬の不適切な取扱い等から生じる医療事故等の事前防止を図ることができる。 ②保健所設置市の区域内については、現在、保健所設置市を窓口として申請受付・免許交付を行っているため、本権限移譲により、申請書の県への進達及び免許証の保健所設置市への送付等で余分にかかっている4日程度を短縮できる。 ③本権限の移譲により、薬事・医療の許可と当該事務が同時に新規申請された場合、2つの事務を併行して行うことができるため、現行制度下(県は、薬事・医療の許可を把握してから当該事務の手続きを開始)よりも、4日程度短縮できる。 【具体的な支障事例】しかし、現行制度のまま移譲された場合、麻薬取扱者に交付する免許は、当該保健所設置市の管轄区域内のみで有効であることから、特に麻薬取扱者の大部分を占める麻薬施用者については、当該保健所設置市の管轄区域外の病院へ移った場合、新たに免許交付申請を行わなければならない。その結果、手間・手数料という新たな負担が生じ、住民サービスの低下を招くこととなるため、現行制度のまま保健所設置市へ権限移譲することは困難な状況にある。 【課題の解消策】麻薬取扱者に交付する免許が交付自治体の管轄区域外でも有効となるよう制度の見直しを求める。	
26年	77	医療・福祉	中核市	松山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可についても中核市の所管とされた。	【制度改正の経緯】 現在、都道府県の所管である認定こども園の認定に関する事務の内、子ども・子育て支援新制度における改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、幼保連携型認定こども園については、中核市が行うこととされており、平成26年3月28日事務連絡により他の類型の認定こども園については、地方自治法第252条の17の2により条例の定めるところにより市町村が処理することができるようになったところである。 【具体的な支障事例等制度改正の必要性】 認定こども園の全ての類型は、新制度において、市町村から給付を受ける施設型給付の対象になったため、確認に関する事務は、市町村が行うこととなる。認定と確認に関する事務は共通する部分もあり、一体的に行う方が、事業者、自治体双方にとって利便性があり、条例による権限移譲により、解決するものであるが、周辺市町村などが、統一して活用することにはならないと考えられ、返って事業者にとっては、複雑なものになると思われる。 【権限移譲の具体的な効果】 条例によらず、権限移譲を行うことにより、少なくとも中核市ごとに権限が異なるということがなくなり、認定こども園に関する事務の一層の簡素化により、新制度の目的の一つでもある認定こども園の普及を図ることができる。と考える。	
26年	422	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	【制度改正を必要とする理由】 平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的として、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、併せて移譲を求めている私立幼稚園の設置認可等の権限移譲を受けることにより、上記の総合的な事業実施がより効果的になされることとなる。 【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に存置され、認定権者が異なることから二重行政となる。 具体的には、保育所型認定こども園については、児童福祉法上の認可権限は指定都市が有するにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有し、地方裁量型認定こども園については、児童福祉法上の認可外保育施設としての届出は指定都市に対して行うにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有する。そのために、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない煩雑である。 子ども・子育て支援新制度では、地域の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し事業実施に関する責任を負うが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	
26年	666	医療・福祉	指定都市	堺市、大阪府	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限の移譲	都道府県が持つ幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を指定都市に移譲する。	【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に存置され、類型によって認定権者が異なることになる。 そのため、認定こども園に係る事務指定都市が一体的・包括的に実施することができず、待機児童解消に向けた需給調整等の地域の実情に応じた計画的な施策が実施できない。 また、市内の私立幼稚園及び民間保育所を対象に、子ども・子育て支援新制度にかかる移行調査を実施したが、事業者の方から、類型の違いにより認可主体に差があることについて分かりにくいとの指摘がある。このことについては大阪府と共通認識。 【制度改正の必要性】 住民に身近で高度な専門能力を有し子育てや教育に関する広範な事務を実施している指定都市が、認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 なお、まずは事務処理特例の活用状況を踏まえて権限移譲を進めるという2段階の移譲とされているが、指定都市等においては当該事務を実施する能力を一律に有しており、特別な地域性を考慮すべき内容ではないことから、法令によって移譲すべきものとする。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	158	医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第8項 医療法施行令第5条の4第2項 医療法施行規則第30条の32の2第1項	病床過剰圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止	医療計画公示後に特別の事情などが生じた場合に、医療法施行令第5条の4第2項に規定する病床過剰圏域における病院・診療所の開設・増床の許可に関する厚生労働大臣との事前協議及び同意を廃止する。	【経緯・支障】 全閣知事会においても、「義務付け・枠付けの見直しに係る提案」として基準病床数の都道府県による独自の加減可能化を提案していたが、国が特別病床の協議に同意する際の留意事項を示したことのみにとどまった(平成25年4月24日付厚生労働省医政局指導課長通知)。 一例として、鳥取県においても周産期母子医療センターのNICUの病床利用率が高く、今後増床の検討をする場合、上記通知で示された特別病床の留意事項によると、鳥取県内の出生数では特別病床の適用が難しい状況である。 【制度改正の必要性】 地域の実情に応じた医療体制を確保するためにも必要な病床数を地方自治体が決定できる取り扱いは必要である。 ※特定の病床等の特別の事務の取り扱いについて(平成25年4月24日厚生労働省医政局指導課長通知) 特別病床算定の留意事項(補足)2.④ NICUやGCUの増床にあたっては、原則として、都道府県内の増床後のそれぞれの総数が以下の数を超えないようにする。 NICU:総出生数(都道府県内)÷10,000人×30床 ↓ (鳥取県の場合) 総出生数4,771人(H24)÷10,000人×30床=14.3床 県内の既存NICU病床数 18床 > 14.3床	[再掲] 6[厚生労働省] (3)医療法(昭23法205) (i)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項1号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
26年	396	医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第12条第1項、第59条の4 同法施行令第45条、第45条の2	児童相談所の設置権限の移譲	特別区において迅速かつ漏れのない児童相談支援を実施するため、東京都が有する児童相談所の設置権限を特別区に移譲するとともに、児童相談所設置市の事務を併せて移譲し、総合的な児童相談支援体制を構築する。	特別区は、児童虐待その他の児童家庭相談の一義的窓口として、「先駆型子供家庭支援センター」を中心に相談体制を強化しており、区への虐待通告件数や相談件数は年々増加している。児童虐待の未然防止、早期化予防のための様々な事業を実施するほか、要保護児童対策地域協議会の運営により、関係機関・地域との連携強化を行い、着実に対応を進めている。しかし、緊急性や危険性の高い事案については区の権限では対応できず、児童相談所に一時保護や専門的な対応を委ねることとなっている。虐待通告受理から対応まで一連の対応を同機関で切れ目なく行うことは、児童の安全確保だけでなく、虐待の再発防止、継続的な保護者指導・支援が可能となるが、二つの機関が存在することにより、認識に温度差が生じ、迅速な対応や子どもの状況に応じたきめ細かな対応が取れないことがある。 また、今般、死亡事例が報告されている「居住実態が把握できない児童」についても、虐待発生ハイステム等を持たず、立入調査権もない区においては調査にも限界がある。 このような現状を改善するためにも、区民に最も身近な行政機関である区に児童相談所を移管し、学校や保健センターなどの関係機関や地域との連携を密にしながら、相談から支援、指導、養護まで実施していく必要がある。	5[厚生労働省] (1)児童福祉法(昭22法164) 児童相談所の設置権限の特別区別への移譲については、東京都と特別区の協議状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	19	雇用・労働	都道府県	愛知県	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第5条第3号 厚生労働省組織規則第762条	ハローワークの全面移管	全てのハローワーク(公共職業安定所)及び都道府県労働局の職業安定部(ハローワーク業務の統括部門)の事務・権限の都道府県への移譲	【制度改正の必要性】 職業安定法の目的(第1条)を一層推進するためには、産業振興、人材育成、福祉など、地域の実情に応じた取組を推進している都道府県自身が、それらの施策と連携しつつ雇用施策を運用することが効果的である。例えば、愛知県においては、県で造成した産業空洞化対策減税基金を活用した企業誘致や、「アジアNo1航空宇宙産業クラスター形成特区」など、産業政策とリンクした積極的な職業紹介等を一体的に実行することで、雇用政策をより効果的に推進できる。また、労働局は都道府県単位で設置されており、ハローワークは受け皿の問題がなく、すぐに地方移管が可能。 【現行制度の支障事例】 国は、H25年12月の閣議決定で、現行制度上の取組(一体的実施、求人情報のオンライン提供等)を積極的に進めているが、これらに県が別途人員・予算を措置することで、二重行政が生じる懸念がある。 【懸念の解消策】 ①雇用保険との財政責任と運営責任の不一致については、国が示す基準のもと、都道府県がこれまでと同様に執行することは可能。 ②職業紹介の全国ネットワークの維持は、国が全体のネットワークを維持し、都道府県は一定のセキリティーの基でアクセス許可を受けることで可能。 ③全国一斉の雇用対策は、都道府県と厚生労働省との連絡調整により一体的実施は十分可能。 ④ILO条約については、国が統一基準のもと、地方への地方自治法に基づく助言・勧告、是正指示を行い条約の趣旨を満たすことは可能。	4[厚生労働省] (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的品格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
26年	148	雇用・労働	都道府県	鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条 等	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の都道府県への移譲	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業を希望する都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 人口全国最少の鳥取県は、人口将来推計において今後も人口減が見込まれている。人口減少を食い止める施策の実施は喫緊の課題であり、特に若年層の流出を防ぐため、ハローワークの職業紹介機能を、単なる就労支援だけでなく、自治体の定住推進策の一つに位置付け、地方のイニシアティブで一体的に運用していく必要がある。 【支障事例】 現在、無料の職業紹介事業が国の一元管理下(職業安定法第5条第3号)にあり、ハローワークによる職業紹介では、常にマニュアル化された説明対応や就業指導となっているため、求職者・求人双方の思いが合致せず、雇用ミスマッチの発生要因となっている。 【効果】 権限移譲によって、次のようなメリットが期待できる。 (1)自治体が進める人口減対策とハローワークの就業支援対策の一体的運用が可能となる。 (2)ハローワークの限られた人員だけではきめ細かな就労支援は不可能であり、自治体のマンパワーを最大限に生かすことで、地域内での求職者・求人双方の最適なマッチングを実現することが可能となる。	[再掲] 4[厚生労働省] (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的品格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	190	雇用・労働	都道府県	和歌山県、大阪府	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第5条第3号他	ハローワークの全面移管	ハローワークのすべての事務・権限を都道府県に移管する。	【効果】 ハローワークが行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と、地方が行う職業訓練、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体主導のもと一体的に実施されることにより、以下のこと等が可能となる。 (1)求職者のニーズに応じたワンストップの就労支援(生活保護や育児相談などの多様な求職者ニーズに応じた相談から職業紹介までの、きめの細かいワンストップサービスが実現する。 (2)企業のニーズに応じた戦略的な雇用法の実施 企業ニーズを把握している県が、職業訓練や職業紹介を一体的に展開することで、企業が求める人材を育成し、雇用に繋げていくことが可能となる。	【再掲】 【厚生労働省】 4「厚生労働省」 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、(ハローワーク特区)の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的品格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
26年	236	雇用・労働	都道府県	広島県	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第5条第3号ほか	職業安定業務の都道府県への移管	職業安定業務について、ハローワーク特区及び一体的実施を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、都道府県労働局(公共職業安定所)から都道府県へ移管する。	【制度改正の必要性】 利用者にとって複数の行政機関を行き来することが大きな負担となっている。ハローワークの移管により、次のような効果がある。 ①就職だけでなく必要な支援を身近な場所で受けられる。 ②企業支援と雇用政策の一体化が可能になる。 ③学校教育との連携を強化できる。 【現行制度の支障事例】 一体的実施や求人情報オンライン提供では、県に職業紹介の権限がないため、企業支援や人材育成など産業施策との一体的な展開は困難。また、現行の地方公共団体の無料職業紹介は、Uターンなど業務範囲が限定されるため、広範囲な産業施策との展開は困難。 【懸念の解消】 ①「雇用保険の財政責任と運営主体の不一致」については、職業紹介だけでなく雇用保険の認定・給付を含む一体的な事務移管を求めており、働く意思の確認が可能であるため、両者の分離による差益は生じない。また、雇用保険を都道府県で分離することなく全国単位で維持することを想定しているため、保険集団は大きくままであり、保険の分割による地域格差などの発生はない。 ②「職業紹介の全国ネットワークの維持」については、総合的雇用情報システムの一体性維持を想定している。(統一マニュアルに従い運用管理) ③「全国一斉の雇用対策」については、一斉の対応が必要な場合は、連絡調整を行えば統一的・機動的な連携は十分可能であり、むしろ、移譲により地方自治体が情勢に応じて臨機応変な対応をとることが可能になる利点が大いにある。 ④ILO条約については、国が全国統一基準を設計し、法に基づき地方に助言・勧告、是正指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能	【再掲】 【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、(ハローワーク特区)の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的品格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
26年	263	雇用・労働	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条 等	ハローワークの地方移管	ハローワーク特区の効果等について検証を行い、ハローワークに関する事務・権限を国から地方自治体に移譲すること。 それまでの間においても、地方自治体が行う無料職業紹介の法的位置づけを明確化するとともに、希望する地方自治体においてハローワーク職員用端末と同内容の情報を活用して職業紹介を行うことができる環境を整備すること。	【制度改正の経緯】 全国知事会が求めてきたハローワークの地方移管は実現していないが、アクション・プラン等に基づき、平成24年10月から、東西2か所(埼玉県と佐賀県)で試行的にハローワーク特区が実施されている。 平成26年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、 ①ハローワーク求人情報の地方自治体へのオンライン提供を積極的に進めること、②国と地方の一体的実施やハローワーク特区などの取組を通じ、地方と一体となった雇用対策を推進すること、 ③これらの取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、ハローワークの事務・権限の移譲等について引き続き検討・調整を進めることなどの方針が示されている。 【制度改正の必要性】 求職者が必要としている支援を提供するには、職業紹介に加え、求職中の生活・住宅相談やキャリアカウンセリング等のサービスを一体的に実施する必要があり、二重行政を解消して国と地方を通じた簡素で効率的な行政体制とするためにも、総合行政である地方自治体にハローワークの事務・権限を移管することが必要である。 また、国から地方自治体に提供される情報は、求人情報などが把握している情報の一部であり、求職者情報や相談記録、事業主指導記録等は提供の対象となっていない。このため現状では地方自治体においてハローワークと同等の条件で職業紹介サービスを行える環境になっていない。 地方自治体が職業紹介をより効果的に行えるように、ハローワーク職員用端末と同様の情報を活用できるようにすることが必要である。	【再掲】 【厚生労働省】 4「厚生労働省」 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、(ハローワーク特区)の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的品格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
26年	389	雇用・労働	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第5条第3号他	ハローワーク業務の国から都道府県への移譲	公共職業安定所が行う職業紹介業務について、都道府県に対し権限を移譲すること	【現行制度の支障】 1)二重行政により利用者にとって不便が生じコストも割高。 2)地方が行う産業人材育成、企業の人材確保支援、産業振興策などの地域施策と一体となった地域の活性化を踏まえた雇用対策が実現できない。 【制度改正の必要性】 1)地方が行う就業支援(キャリアカウンセリング、住宅や生活に関する相談)に加え、職業紹介が実現できることにより、県民にワンストップでのサービス提供ときめ細かい支援ができることとなり、コスト削減と利用者の利便性が向上する。 2)地域が取り組む産業人材育成施策、新産業育成施策などの独自の産業施策と雇用対策を一体的に取り組むことが可能となり、効果的・戦略的な企業、求職者支援を実現できる。 3)職業紹介業務については、地域経済と密接に関連するため、地域の実情を把握している都道府県が行うことで、現場や実態を踏まえ、企業や求職者それぞれにきめ細かい支援を行うことが可能となる。 【懸念の解消策】 国が法令等で基準を定めたうえで、地方が執行すればよいので、全国統一性が損なわれることはない。 現在、佐賀県と埼玉県で実施されている「ハローワーク特区」の成果や課題についての検証結果を踏まえることで、円滑な移管が可能となる。	【再掲】 【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、(ハローワーク特区)の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的品格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調査結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	416	雇用・労働	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	公共職業安定所(ハローワーク)業務全般の移管	職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務を希望する指定都市に「一体的実施」により実施しつつ、ハローワーク業務に係る国と指定都市の具体的な業務分担や相互の関係についての含意形成のため、国と指定都市との協議の場の設定し、「一体的実施」として実施しているハローワークの職業紹介・相談業務を希望する指定都市が受託する「一元的実施」により実施	【現行制度の支障事例】 「見直し方針」では一体的実施の課題の多くを解消できない。一体的実施についての支障事例は、次のとおり。 一定の成果も挙げているが、今後アクション・プランに基づく協定の範囲を超えて事業展開を検討する場合、市の裁量及びばす地域の実情に応じた迅速な対応が図られないおそれがある。 一体的実施施設は指揮・命令系統が複雑なことから、運営方針について事前の協議・調整が必要であり、地域の特長・ニーズに見合った市民サービスが提供されない可能性がある。 勤務条件の相違や業務の繁忙に合わせた弾力的な人員配置ができないこと等による非効率の発生。 支援対象者を生活保護受給者等の生活困難者としており、それ以外の市民(若者、女性、高齢者、障害者等)に対して実施しているカウンセリング等の就労支援サービスと職業紹介等サービスを一体化し、相談から就労までの一貫したサービスを地方の責任と判断で提供できない。 【制度改正の必要性】 全指定都市で一体的実施をしていく現状において、更に職業安定法第33条の4に基づく無料職業紹介事業を同一の対象者に対して市が実施すると、異なる実施主体が同じ対象者に行政サービスを行う、いわゆる二重行政が生ずる。それに比べると、業務委託により、一体的実施として実施しているハローワークの職業紹介、相談業務を市が実施することとした方が一体的実施の課題が解消され、住民にとってのメリットも大きい。 ハローワークにおける就労支援は、地域の実情を熟知し、住民に最も身近な基礎自治体が担うことで住民サービスの向上につながる。そのため、「権限移譲」の実を上げるまでの当面の措置として、現行法令の枠内での見直しが必要。	【再掲】 4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、ハローワーク特区の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体によるオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
26年	465	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 ○職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条	公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の移譲	公共職業安定所(ハローワーク)が実施している無料の職業紹介事業を一体的に都道府県に移譲する。	公共職業安定所(ハローワーク)が持つ膨大なデータやノウハウは、ナショナルミニマムの範囲で活用されるものにとどまらず、住民の福祉の増進、産業経済の発展、教育等に資する施策を効果的に実施するためにこそ活用されるべきものであるから、当該業務については、地域の実情を熟知した都道府県によって、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策として適切に実行されるべきである。	【再掲】 4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、ハローワーク特区の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体によるオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
26年	582	雇用・労働	都道府県	山形県	厚生労働省	A 権限移譲	○厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 ○職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条 ○厚生労働省組織規則 新792条、第793条 ○雇用保険法第15条、第19条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第30条、第31条、第32条、第33条、第37条、第37条の3、第39条、第40条、第44条、第47条、第51条、第52条、第53条、第56条の3、第58条、第59条 ○職業能力開発促進法第26条の7	ハローワーク業務の都道府県への連やかな移譲	職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管することが適当であることから、以下の業務については、本県を含む「一体的取組」の成果を検証したうえで、速やかに都道府県への移譲を行うこと。 (1)職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介業務 (2)雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等 (3)国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督	【制度改正の必要性】 安定的な雇用の確保は、本県経済の持続的発展にとって、最も重要な課題の一つであり、現在、職業紹介などを所管する政府と、職業訓練や人材育成を所管する県が連携し取り組んでいるところである。 また、本県の雇用情勢は、平成26年5月の有効求人倍率が1.26倍と回復基調にあるが、業種により求人・求職の偏りが生じている。さらに正規雇用率や新卒者の就職率の向上、東日本大震災の避難者支援など、まだまだ対応しなければならない課題がある。これらの課題に対して、雇用対策を一体的に実施することが重要であり、地域の実情に精通し、産業施策を始めとする多様な関連施策をきめ細かく、かつ柔軟に対応できる県において、一体的に実施する方が、より効率的であると考えるところである。 このことから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める」とされていることから、本県を含む地方の「一体的取組」の成果を検証したうえで、速やかに移譲を行うべきである。 【閣議決定(H25.12)後の事情変更】 【現行制度の支障事例】 【懸念の解消策】 別添のとおり	【再掲】 4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、ハローワーク特区の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体によるオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
26年	688	雇用・労働	都道府県	大阪府、和歌山県、鳥取県	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法	ハローワークの都道府県への移管(特に「わかものハローワーク」等の先行実施)	ハローワークを都道府県へ移管する。また、特に「わかものハローワーク」等については、移管を先行実施する。	【現状・支障事例】 本府では、求職者の個々の状況に応じた就職支援や、中小企業向けの人材採用支援等を行う「OSAKAしごとフィールド」を設置し、ハローワーク大阪東の分室と一体的実施に取り組んでいる。具体的には、大阪労働局の協力を得ながら、前の受託事業者によるきめ細かなカウンセリングとハローワークの有する豊富な求人を含め合わせた就職支援を実施しているが、一体的実施ではハローワークの実施する職業相談や職業紹介に関し地方自治体が責任を負うことができず、また、府内各地域での展開ができていないため、地方が自らの判断と責任で各地域の諸課題に取り組もうとする地方分権改革の観点からは不十分。 【制度改正の必要性】 今後、生活困難者自立支援法の施行により、市町村とハローワークとの一体的な就労支援が求められることから、市町村と緊密に連携できる都道府県にハローワークを移管すべきである。 【閣議決定を踏まえた必要性】 国においては、ハローワーク特区や一体的実施の取組などが進められていることは理解しているが、とりわけ若年者に対する就職支援は、都道府県で実施しているキャリア教育や職業訓練、中小企業支援との緊密な連携が重要であることに加え、労働力人口の減少が進む中で若者と魅力ある中小企業とのマッチングを早急に促進することが不可欠であることから、「わかものハローワーク」と「新卒応援ハローワーク」については、先行して都道府県に移管することが必要である。	【調整結果】 【再掲】 4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (イ)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、ハローワーク特区の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性質を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。	
26年	762	雇用・労働	都道府県	兵庫県、大阪府、鳥取県	厚生労働省	A 権限移譲	ハローワークの都道府県への移管	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条、職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条等	ハローワークの都道府県への移管	平成24年10月から3年間を目処として埼玉県、佐賀県でハローワーク特区の取組の検証が進められているところであるが、より踏み込んだ施策を展開するため、ハローワークに係る権限、人員、財源の全面的な都道府県への移管を進めること。	【提案による効果】 ①身近な場所での必要な支援の提供 ・求職者の能力・適性に応じた就職相談をはじめ、職業訓練・職業紹介まで一貫したきめ細いサービスが実現し、着実な就労に結びつけることが可能 ・住居・生活・福祉等に係る必要な支援のワンストップでの提供、市町村と連携した求職者本位のトータルな支援が可能 ・交通至便地や身近な施設にサテライトを設置し、託児サービスや利用時間延長など様々なサービスを各地域の判断で展開可能 ・インターネット等を活用した求人、求職情報へのアクセス環境の整備による利便性の向上 ②企業支援と雇用政策の一体化 ・産業振興部門と一体となった企業の人材確保支援や新産業育成などの産業振興政策と連携した雇用政策の展開が可能 ③学校教育との連携の強化 ・学校との連携強化により、キャリア教育の拡充や若年就労の改善が可能 ④行政改革の推進 ・省庁の縦割りがないため、首長の判断で部局の枠を超えた弾力的な人員配置が可能 ・求職者のニーズに対し、所管外であっても、的確な相談窓口に迅速・確実に引き継ぐことが可能 ・住民や議会の監視の目が届きやすく、透明度が向上 【国が指摘する問題点への回答】 ・地方移管しても、雇用保険の財政責任は国が担えばよく、運営主体が都道府県になることで、地方議会の監視の目も行き届き、より透明性の高い運営が可能になる。 ・職業紹介の全国ネットワークは、都道府県が共同で設立する組織が引き続き管理を行うなどにより維持することが可能になる。 ・全国一斉の雇用対策の視点については、国が一貫性を保持すべき点は法令等で基準を定めればよく、地方移管により、地域の実情に応じた雇用対策が可能になる。	【調整結果】 【再掲】 4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (イ)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、ハローワーク特区の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性質を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
26年	944	雇用・労働	知事会	中国地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第5条第3号ほか	職業安定業務の都道府県への移管	職業安定業務について、ハローワーク特区及び一体的実施を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、都道府県労働局(公共職業安定所)から都道府県へ移管する。	【制度改正の必要性】 利用者にとって確約の行政機関を行き来することが大きな負担となっている。ハローワークの移管により、次のような効果がある。 ①就職だけでなく必要な支援を身近な場所で受けられる。 ②企業支援と雇用政策の一体化が可能になる。 ③学校教育との連携を強化できる。 【現行制度の支障事例】 一体的実施や求人情報オンライン提供では、県に職業紹介の権限がないため、企業支援や人材育成など産業施策との一体的な展開は困難。また、現行の地方公共団体の無料職業紹介は、Uターンなど業務範囲が限定されるため、広範囲な産業施策との展開は困難。 【懸念の解消】 ①「雇用保険の財政責任と運営主体の不一致については、職業紹介だけでなく雇用保険の認定・給付を含む一体的な事務移管を求め、かつ、任意の確認が可能であるため、両者の分離による差給は生じない。また、雇用保険を都道府県で分離することなく全国単位で維持することを想定しているため、保険集団は大きいままであり、保険の分割による地域格差などの発生はない。 ②「職業紹介の全国ネットワークの維持については、総合的雇用情報システムの一体性維持を想定している。(統一マニュアルに従い運用管理) ③「全国一斉の雇用対策については、一斉の対応が必要な場合は、連絡調整を行えば統一・機動的な連携は十分可能であり、むしろ、移譲により地方自治体が情勢に応じて臨機応変な対応をとることが可能な利点がある。 ④「ILO条約については、国が全国統一基準を設計し、法に基づき地方に助言・勧告、是正指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能	【調整結果】 【再掲】 4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (イ)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、ハローワーク特区の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性質を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。	
26年	464	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第30条、第48条の2 労働者派遣法第5条、第48条	国以外が実施している職業紹介事業、労働者派遣事業の監督等の移譲	国以外が実施している職業紹介等事業の事業者への監督権限を一体的に都道府県に移譲する。	職業紹介等事業に関しては、官・民及び有料・無料を問わず、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、一体的な権限として行使されるべきであるため、地域の実情を熟知した都道府県により、現場実態を踏まえた雇用対策として適切に実行されるべきである。	【調整結果】 【再掲】 4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (イ)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、ハローワーク特区の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性質を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	945	雇用・労働	知事会	中国地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2等	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の地方(ふるさとハローワーク等)への移譲	【仮にハローワークの都道府県移管が実現しなかった場合でも】 都道府県が設置するふるさとハローワークにおいて雇用保険手続きが行えるよう、雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務を希望する都道府県に移譲する。	鳥取県では、ハローワークの廃止された境港市、八頭郡について、住民サービスを維持するため、「鳥取ふるさとハローワーク」をそれぞれ設置し、職業紹介事業等を継続して実施している。しかしふるさとハローワークでは雇用保険手続きができません。該当者はその都度米子市、鳥取市のハローワークに向かわねばならず、利便性を著しく損ね、利用者数も伸び悩んでいる。 現在、雇用保険への加入や喪失、失業認定・給付等の手続業務は国の所管(雇用保険法第7条、第15条)となっており、自治体が運営するふるさとハローワークでは実施できない。 権限移譲によって、ふるさとハローワークのエリア内の事業所及び雇用保険の被保険者は、わざわざ遠方に向かないでも手続きが可能となり、ハローワークの本末機能である雇用保険手続と職業紹介の一体サービスを、地域ごとに格差なく享受できることとなる。 今後、地方では人口の激減が予測されており、地域内で雇用保険手続から職業紹介までを完結できる仕組みを設けることが必要であり、移譲を強く希望する。	4【厚生労働省】 (9) 雇用保険法(昭49法116) 雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。
26年	149	雇用・労働	都道府県	鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2等	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の都道府県への移譲	仮にハローワークの都道府県移管が実現しなかった場合でも、自治体が設置するふるさとハローワーク等において雇用保険手続きが行えるよう、雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務を希望する都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 鳥取県では、ハローワークの廃止された境港市、八頭郡について、住民サービスを維持するため、「鳥取ふるさとハローワーク」をそれぞれ設置し、職業紹介事業等を継続して実施している。しかしふるさとハローワークでは雇用保険手続きができません。該当者はその都度米子市、鳥取市のハローワークに向かわねばならず、利便性を著しく損ね、利用者数も伸び悩んでいる。 今後、地方では人口の激減が予測されており、地域内で雇用保険手続から職業紹介までを完結できる仕組みを設けることが必要である。 【支障事例】 現在、雇用保険への加入や喪失、失業認定・給付等の手続業務は国の所管(雇用保険法第7条、第15条)となっており、自治体が運営するふるさとハローワークでは実施できない。 【効果】 権限移譲によって、ふるさとハローワークのエリア内の事業所及び雇用保険の被保険者は、わざわざ遠方に向かないでも手続きが可能となり、ハローワークの本末機能である雇用保険手続と職業紹介の一体サービスを、地域ごとに格差なく享受できることとなる。	【再掲】 4【厚生労働省】 (9) 雇用保険法(昭49法116) 雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。
26年	466	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等の移譲	公共職業安定所(ハローワーク)が実施している事務である事業主が新たに労働者を雇用したときや労働者が離職したときの届出の受理、失業者に対する失業給付の支給資格決定・認定・給付等の事務を都道府県に移譲する。	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等については、現在、国において一連の事務を処理しているが、受給者に格差を生じさせないため、都道府県の法定受託事務として位置づけ、国において統一的な基準を策定し、具体的な運用は地方に委ね、必要に応じて国が指導監督することとしたうえで、都道府県が職業紹介事業と一体的に当該事務を実施できるよう、その権限を都道府県に移譲すべきである。	【再掲】 4【厚生労働省】 (9) 雇用保険法(昭49法116) 雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。
26年	490	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	雇用保険法第62条 雇用保険法施行規則第102条の2、第103条、第109条、第111条、第115条	雇用対策に取り組む事業主に対する助成の移譲	雇用対策に取り組む事業主に対する各種雇用関係給付金の支給に係る事務を都道府県に移譲する。	現在、雇用対策の一環として、雇用関係事業(求人開拓等)に関しては、各種雇用関係の給付金が支給されているが、職業紹介業務を国から都道府県に権限移譲するよう求めていることから、これらは一体であると考え、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策を取ることができる都道府県に権限を移譲すべきである。 現行において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国と都道府県で業務を担うことで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、事業主への効果的な助成が可能となる。	
26年	462	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第45条	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第45条	労働保険関連業務を都道府県に移譲する。	職業紹介事業と雇用保険関連事業は現在一体的に行われており、職業紹介業務と併せて移管することが望ましい。雇用失業情勢や事業所開放に係る情報等地域の産業の実情を把握している都道府県により、適切に実行されるべきである。	
26年	463	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第45条	労働保険事務組合の業務に係る監督の移譲	労働保険事務組合の業務に係る監督権限を都道府県に移譲する。	雇用保険に関する事務を都道府県に移管した場合は、労働保険事務組合に委託する事業主からの保険料の徴収に際しても、地方が直接、労働保険事務組合に対する監督を適正に行うことにより、その履行を確実に確保できる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	493	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	育児・介護休業法第30条 雇用保険法第62条第1項第5号 雇用保険法施行規則第116条第1号附則第17条の3	両立支援に取り組む事業主への助成	両立支援に取り組む事業主から各種給付に係る支給申請受理及び支給決定事務を都道府県に移譲する。	両立支援に取り組む事業主への助成については、国による一律的な支援ではなく、地方の実情に応じた支援が求められている。育児・介護休業法第30条を改正して「事業主等に対する援助」の主体を国から都道府県に変更することにより、事業主に対して様々な支援策を示すことができるようになる。本県では、県が認証した事業者が融資における優遇措置や入札における加算評価を受けることができるが、両立支援の助成金事務を移管されれば、事業主にこれとセットで周知することができる。二重行政を防ぐこととなる。 なお、支給条件の1つに、一般事業主行動計画の届出があるが、届出先は都道府県労働局となっていることから、支給に当たっての要件の確認のため、都道府県労働局への照会事務が発生し、そのための時間を要することが想定される。	
26年	483	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第3条、第4条	個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務の移譲	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること(相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務)を都道府県に移譲する。	現状において、都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分に上がっている。従来から、労働組合を介さない個別紛争については、都道府県(労政所管課が中心)において、地域の実情に応じて、労働相談業務やあっせん事業を行っていたが、平成13年に法律を制定したうえで国が直轄事業の一つとした。 その一方で、都道府県においても利用者の利便性を考慮し、窓口が拡充されることが望ましいとの考えから、引き続き業務を行っている。そのため、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務として行政コストの削減が可能である。 また、都道府県が事業所等での労働情勢の把握を行っていることから、労働組合、社会福祉団体、教育機関や警察等の各種機関との連携を有しており、さまざまな観点から紛争解決に向けて動くことが可能であるとともに、県行政として問題をとり上げ各種施策に生かすことも可能となる。さらに、労働組合と使用者との間の紛争(集団的労使紛争)のあっせんは、都道府県の労働委員会が担っていることから、これとの一体的な取組により、地域の実情や特性を踏まえた総合的で柔軟な対応が可能となる都道府県に権限を移譲するべきである。	4【厚生労働省】 (16) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平13法112) 個別労働関係紛争の迅速かつ適切な解決のため、国と都道府県等との合同相談会や合同研修会を開催する等の労働相談・紛争解決関係機関間の連携を、引き続き促進する。
26年	547	環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法第29条	食品衛生検査施設	食品衛生検査施設に関して、都道府県等が条例で基準を定めるにあたり、厚生労働省令で「従うべき基準」の緩和を求める。	食品衛生検査施設の設備については、検査室等の設置が「従うべき基準」として一律に規定されており、地域における必要性の有無に問わず求められている。こうした部分を規制緩和することで、検査施設ごとの特性を生かした設置の拡充が期待される。 なお、都道府県等が条例で基準を定めるにあたり、厚生労働省令で「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、ガイドラインとする等の規制緩和を求めるものである。	6【厚生労働省】 (2) 食品衛生法(昭22法233) 食品衛生検査施設の設備に関する基準(施行規則36条1項2号)については、従うべき基準として備える必要がある機械及び器具の例示をしているものであって、これらの機械等の機能と同等以上の機能を有するものを地域の実情に応じて備えることができることについて、地方公共団体に周知する。
26年	773	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣、知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言、事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が顕在化してから後述)で状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する限として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	4【厚生労働省】 (14) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管)特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	978	環境・衛生	都道府県	鳥取県	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の実情は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所等での都道府県の区域内外にある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】 4【厚生労働省】 (14) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管)特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	450	環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	栄養士法第2条第1項、栄養士法施行令等、栄養士法施行規則等、栄養士養成施設指導要領等	養成施設の指定の移譲(栄養士)	栄養士養成施設に関しては、現在地方厚生局が行う、養成施設の指定、取消し、内容変更、廃止、指導調査等の事務を県で行うことが可能であり、権限を県に移譲することを求める。	管理栄養士養成施設(栄養学科系の4年制大学)は、同時に栄養士養成施設も兼ねている。今後管理栄養士養成施設に関しては、大学に対する設置認可権は国(文部科学省)と同様に、国(厚生労働省)に指定権限が残る。栄養士養成施設の指定権限が県に移譲されると、国と県が一つの責任を負うことになる。そういった事情から、現在管理栄養士養成施設をもつ栄養士養成施設については、事務権限の移譲が可能かどうか、国が調整を行っている段階である。	
26年	775	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	4【厚生労働省】 (15)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116) (財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた確かな執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	979	環境・衛生	都道府県	鳥取県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査、勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査、勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業者が一つの都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】 4【厚生労働省】 (15)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116) (財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた確かな執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	776	環境・衛生	都道府県	兵庫県、徳島県	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	A 権限移譲	資源有効利用促進法第11条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどことを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	4【厚生労働省】 (13)資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた確かな執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	A 権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に關し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべきエネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。これらの取り組みより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取り組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場、事業場の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	4【厚生労働省】 (10)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)【再掲】 特定事業者等(事業者等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	903	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	セーフティネット 支援対策等事業 費補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金(安心生活基盤構築事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 埼玉県が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	
26年	904	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	地域生活支援 事業実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち地域生活支援事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	
26年	905	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	障害者自立支 援給付費国庫 負担金交付要 綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	
26年	906	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	感染症予防事 業費国庫負 担(補助)金交 付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 県により地域の実態に応じた事業とした方が受診率の向上が図れる。	
26年	907	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	障害児施設措 置費(給付費 等)国庫負担 金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	908	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険事業費 保険事業費 交付金	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち介護保険事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 事業実施に際して地域の実情を反映させる必要がある。全国一律の基準ではなく、国よりもその地域の実情を把握している県が行ったほうが、地域に即した効果的な補助が期待できる。	
26年	909	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	紹介予定派遣 活用型正社員 就労応援事業 実施要領	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業(通称「若者キャリア応援制度」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 埼玉県では平成22年度から緊急雇用創出基金を活用して同種の事業を実施してきた。この事業は若年者の正規雇用促進とともに、県内中小企業への人材供給、企業における人材育成支援という側面を併せ持っている。 新卒未就職者の状況は、地方の実情がそれぞれ異なることから、事業ノウハウや実績を有する県が一元的に実施することが望ましい。 特に埼玉県の場合は、ハローワーク浦和就業支援サテライト(若者コーナー)を活用し、本事業を必要とする若者に対し直接アプローチすることが可能である。	
26年	910	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	両立支援等助 成金支給要領	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 同種の事業を県もやっているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	4【厚生労働省】 (18)事業所内保育施設設置・運営等支援助成金助成金の支給決定をした事業主の名称等を都道府県に通知することにより、国と都道府県との連携を促進する。
26年	455	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省、農 林水産省	A 権限移譲	中小企業等協 同組合法施行 令第34条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲 (参考) 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。	中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一した対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。 ただし、代表理事の交替により、またる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点から、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。 (参考) 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。	4【農林水産省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)(経済産業省と共管) 事業協同組合に係る認可等の事務・権限(2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方農政局の所管に関するものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討を行い、平成27年中に結論を得る。
26年	595	土木・建築	都道府県	京都府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	土地改良法第 96条の4が準用 する同法第52 条、第53条の4	市町村営ほ場整備 事業(区画整理)の 地計画認可につ いて	市町村営ほ場整備事業(区画整理)の手続きにおいて、換地計画の府知事の認可を廃止し、事後報告とする	市町村営ほ場整備事業(区画整理)においては、事業主体である市町村が当該事業の事業計画を決定しており、事業計画策定後、府は報告を受けるのみだが、当該事業地区内の換地計画は府知事の認可が必要となる。第2次一括法における土地改良法改正により、換地計画の前提となる事業計画に対して都道府県知事の認可が廃止され、事後報告となったことから、土地改良事業計画と一体のものである換地計画についても両計画の整合を図る観点で、都道府県知事の認可を廃止し、事後報告とすることを求める。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	2	その他	都道府県	佐賀県	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省	A 権限移譲	出入国管理及び難民認定法第6条 関税法第15条の3 検疫法第4条第4号 植物防疫法第6条第9号 感染症予防法第38条、第40条	国際ビジネス機受入の際のCIQ業務の移譲	地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。	【支障】 CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機(運航申請が直前かつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない)の運航希望に対して空港のロット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。 【改正の必要性】 国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の入国管理、検疫(CIQ)業務については、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。また、今後、他の地方公共団体から同様の提案があった場合は、他の空港の状況やCIQ職員の体制整備の状況を踏まえ、臨機応変な対応を行うことについて個別に検討する。	4【農林水産省】 (2)植物防疫法(昭25法151)及び家畜伝染病予防法(昭26法166)国際ビジネス機の入国に伴い、出入国の際に必要な税関・入国管理・検疫(CIQ)業務については、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。
26年	131	土地利用(農地除く)	都道府県	岩手県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第26条、第26条の2	林野庁以外が所管する国有保安林(重要流域の1号～3号保安林は除く)の指定の解除権限に係る都道府県知事への移譲	国有所有者である保安林(国有保安林)の指定の解除権限は農林水産大臣にあるが、都道府県知事に指定(重要流域の1号～3号保安林)以外の保安林(重要流域の1号～3号保安林)を道路等の事業用地として林野庁以外の国の機関が買収し、国有保安林とした場合、その林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 知事権限(森林法第26条の2)で解除できる国有保安林が、国が買収することにより大臣権限(森林法第26条)で解除する国有保安林となり、知事権限で解除事務を行うより時間を要している。国有林野庁以外で国有保安林を買収するのは、道路等の事業用地とする場合であり、特に東日本大震災からの復興に係る事業を行うに当たり、速やかな保安林の指定の解除が求められている。 【現行制度の事務の流れ】 ①知事権限の場合 「申請→県で審査・県報で予定告示→(法定期間40日経過後)→一直近の県報発行日に県が確定告示」 ②大臣権限の場合 「申請→県で審査・林野庁に提出→林野庁で審査・県に予定通知発出一県報で予定告示→(法定期間40日経過後)→林野庁で官報に確定告示」 【支障事例】 知事権限と比較した場合、大臣権限は解除の確定までに2ヶ月程度多時間を経ている。(本県の事例数、H24 4件、H25 2件、H26 2件、計8件。) 【提案実現した場合の効果】 林野庁の審査が無くなり、官報確定告示が県報確定告示となることから、2ヶ月程度手続きが短縮となる。	4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (4)農林水産省 存在する場合には、事業着手の迅速化に資するよう、速やかに地方公共団体(都道府県の保安林担当部局)に情報提供を行い、保安林の解除に向けた手続を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後に用地買収を行うよう事業実施者に対し要請する。
26年	228	土地利用(農地除く)	都道府県	宮城県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第26条、第26条の2	林野庁所管外の国有林における保安林の指定解除権限に係る都道府県知事への移譲	林野庁所管外の国有林については、国有林であれば知事権限である保安林の種類であっても、大臣権限による保安林の指定解除となることから、当該大臣権限の一部について、県への移譲を求めるもの。	森林法第26条の2により、国有林である保安林については、都道府県知事が指定解除を行うこととされている一方、国有林である保安林は、森林法第26条により農林水産大臣が指定解除を行うこととされている。 国有林のうち林野庁所管外の国有林は、国の公共事業実施に伴い国有林を買収したことにより国有林となるケースが多いが、当該国有林は実質的には国有林と同様に県において管理されていることから、知事権限により指定解除を行うほうが、合理的に事務処理を行うことができる。 また、大臣権限の場合は申請書を提出してから保安林の指定が解除され、事業着手可能となるまでに約半年を要するが、知事権限であれば約4ヶ月で事業着手できることから、事業の迅速化に寄与することができる。 以上により、林野庁所管外の国有林に係る保安林の指定解除の大臣権限の一部について、都道府県知事への移譲を求めるもの。	【再掲】 4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (4)農林水産省 存在する場合には、事業着手の迅速化に資するよう、速やかに地方公共団体(都道府県の保安林担当部局)に情報提供を行い、保安林の解除に向けた手続を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後に用地買収を行うよう事業実施者に対し要請する。
26年	613	土地利用(農地除く)	都道府県	長崎県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第34条第2項	保安林内作業(土地の形質の変更)許可の一部廃止	森林経営計画に基づいて整備される森林作業道については、保安林内での土地の形質の変更に伴う行為であっても、保安林内作業許可申請及び伐採掘は不要とする。	【支障・制度改正の必要性】 森林法第34条第2項、「保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を摘採し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。」となっている。近年、間伐材を搬出するための森林作業道の開設が多く、林業公社等の一部事業体の負担が多くなっている。そこで、市町村長が審査・認定を行う、森林経営計画に記載された森林作業道等の整備については、保安林内作業(土地の形質の変更)許可を不要とできないか。	
26年	971-1	土地利用(農地除く)	町村会	全国町村会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)の改正	市町村が施行者となる公益的な事業の場合の保安林指定解除の取扱い	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)の改正	一の市町村内で完結する国有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに加え、申請に係る都道府県知事の処理のうち、例えば「調査」「適否審査」については、市町村が策定した土地利用に関する計画に基づき当該市町村が実施主体となる事業の実施に伴い行う場合、手続の円滑化に資するよう、「他に適地がない」と明確化し、地方公共団体に通知する。	6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (4)保安林の解除(26条1項及び2項、26条の2第1項及び2項)について、市町村が策定した土地利用に関する計画に基づき当該市町村が実施主体となる事業の実施に伴い行う場合、手続の円滑化に資するよう、「他に適地がない」と明確化し、地方公共団体に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	971-2	土地利用(農地除く)	町村会	全国町村会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「森林法第26条の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画」に基づく「許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林登治第2729号)	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合は保安林指定解除の取扱い	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画」に基づく「許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林登治第2729号)の改正	一の市町村内で完結する民有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに鑑み、申請に係る都道府県知事の処理のうち、例えば「調査」「適否審査」については、相当程度処理期間を短縮できると考えられることから、標準処理期間を短縮するなど、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。 【求める規制改正の経緯】 森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)を改正し、の1(2)に、「また一の市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除」などを加える。 また、規制緩和推進3か年計画に基づく「許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林登治第2729号)を改正し、(1)ウに「ただし、一の市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合にあっては、2か月を追加するなどの措置を講じる。	【再掲】 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (ii)保安林の解除(26条1項及び2項、26条の2第1項及び2項)について、市町村が策定した土地利用に関する計画に基づき当該市町村が実施主体となる事業の実施に伴い行う場合、手続の円滑化に資するよう、「他に適地がない」等の用地事情の確認を行う範囲を当該計画の区域内とすることを明確化し、地方公共団体に通知する
26年	625	土地利用(農地除く)	都道府県	長崎県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林・林業再生基金づくり交付金実施要綱第2の2	国補助事業における事業主体要件を林業者2戸以上に緩和すること	国補助事業(森林・林業再生基金づくり交付金等)における特用林産振興施設等の整備を行う際、その事業主体が林業者等で組織する場合、5戸以上が要件となっているが、離島においてはこれを2戸以上に要件を緩和する	【支障事例】 本県では、高齢化とともに若年労働者の流出が続き、人口減少が加速しており、特に離島において顕著である。さらには、全国的な木材需要や価格低迷の影響も相まって、県内主産地対馬では基幹産業としての存続が厳しい状況に置かれている。これらを背景として、県では労働軽減や商品の高品質化を目的に、人工木ダ場や乾燥機、散水施設などの導入支援を行っているが、林業者等が組織する団体が事業を行う場合、5戸以上が要件となっており、事業を進める上で大きな障壁となっている。 【制度改正の必要性等】 このため、要件を緩和することにより、一定規模の生産団地化を進め、足腰の強い木材生産を目指したい。 平成18年から25年までの8年間で13の団体が新規事業体が参入していることから、2戸以上に規制緩和することで、2～3倍の参入が見込める。 【参考】 平成18年から25年までの8年間で、市開催の説明会で参画の意向を示したものの、5戸以上の要件に満たず断念した生産者数は、年平均10名～20名いた。	
26年	926	土地利用(農地除く)	都道府県	埼玉県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	分林契約適正化事業実施要領	都道府県を介さない国補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち分林契約適正化事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過剰な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本県においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 県の森林・林業施策及び農林公社支援策と密接な関係があるため、県で実施した方が多様な森づくりと公社の経営改善に繋がる。	
26年	13	農地・農業	都道府県	佐賀県	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法第9条第8項、第9項	突発的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の国との連絡調整を廃止すること。	【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あらかじめ地方農政局関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区での実施計画の未完了を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。 【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係都局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえで、事実上の協議となっていない国との連絡調整通知は廃止すること。	6【農林水産省】 (11)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、経済産業省及び国土交通省と共管) (i)都道府県が、農村地域工業等導入実施計画を策定又は変更する場合(5条1項)及び市町村が策定又は変更する当該計画について協議に応じようとする場合(5条9項)、「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭63農林水産省構造改善局長、昭63通商産業省土地公署局、昭63労働省職業安定局、昭63運輸省貨物流通局)において、あらかじめ地方農政局、経済産業局、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこと等とされている事項については、廃止する。
26年	73	農地・農業	都道府県	山梨県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条及び第5条 (平成24年3月28日付け(第3)農登第2508号)農水省通知、平成25年3月31日付け(第2)農登第2657号)農水省通知)	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可期限の延長	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可は、一時転用が認められており、許可から3年後には一旦撤去し、再度許可を取得して設置しなければならないが、こうした規制を緩和し、本地の営農が長く限り設置を可能とする。	【国の方針】 平成24年3月28日付け(23農振第2508号)農水省通知で、法面等に太陽光発電パネルを設置する場合は3年を最長とする一時転用許可が必要であるとされ、転用期間満了時に撤去しなければならない。 一方、本地については、平成25年3月31日付け(24農振第2657号)農水省通知で、本地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電パネルを設置する場合は、同じ一時転用とするものの、営農継続が確認できれば延長が可能と示された。 【審査等の見解】 法面に設置する場合は、本地に支柱を立てて発電パネルを設置する場合に比べ、本地の作物への影響は少ないと考えられるので、法面等から3年を最長に撤去しなければならないことについては、延長して欲しいとの農家からの声が出ている。また、防草シート代わりのシート型太陽光パネルの設置については、農作業に影響がなければ、設置期間の延長は問題ないのではないかと意見がある。 【要望事項】 法面等に太陽光発電パネルを設置することについては、営農継続と法面機能を維持することを前提に、平成25年3月通知の本地の取り扱いに準じ、長期にわたる設置を可能とするよう規制の緩和が望まれる。	6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) (v)太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の農地転用許可制度の取扱いについては、先行的な事例における営農への影響等を検証しつつ、一時転用の転用期間が満了する場合に、再度一時転用許可を行うことができるよう見直しを行う。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	134	農地・農業	施行時特別市	長岡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条第2項、農地法施行規則第2条、農地法第2条第3項の解釈基準を示した「農林水産事務次官通知」農地法関係事務に係る処理基準(平成12年6月1日付12機改B第404号)	中山間地域における「農業生産法人要件」の緩和	農業生産法人の要件である「その法人の主たる事業が農業であること」の判断基準を「農業の売上高が法人事業全体の過半を占めること」と定め、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」の当該箇所を撤廃する。	<p><概要> 「農業生産法人」の要件は、農地法で「主たる事業が農業であること」と定められている。その解釈については、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」で「農業に係る売上高が事業全体の過半を占めること」とされているが、中山間地域に限り、経営多角化を促し雇用確保と地域経営の安定持続への寄与を図る観点から「売上高の過半要件」を撤廃するもの。</p> <p><支障事例・必要性> 大規模資本企業の農業参入に歯止めをかけるための「農業売上高の過半要件」が、一般的に経営基盤が脆弱である中山間地域の既存の農業生産法人にとって、経営安定や多角化の阻害要因となる場合がある。中山間地域の農業が安定経営のために、農業生産法人として、農業生産法人だけに限定した多角的な経営が求められる。農業外収入が過半を超えると農業生産法人の要件を満たさなくなる現行基準下では、自立した産業として当然求められる、経営多角化が制限されることから規制緩和が必要。</p> <p><効果> 中山間地域での規制緩和により、農業生産法人が農業生産のみならず全国の中山間地域共通課題である高齢老人への給食サービス、買物代行やバス運行、除雪などの事業を総合的に担うことが可能になる。そのよう、農業外収入が事業全体の過半を占めるような法人育成、コミュニティビジネスとして地域経営を持続させていくことが人口減少問題や活性化などの諸問題解決において有効な手段であると考えられる。</p>	6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) (1)農業生産法人の事業要件のうち法人の主たる事業である農業に関連する事業(2条3項1号)については、自己の生産した農畜産物を原料又は材料の一部として使用する給食及び宅配の事業が含まれることを明確化し、地方公共団体に通知する。
26年	596	農地・農業	都道府県	京都府	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第17条第2項	遊休農地等の権利移動に係る許可要件(下限面積要件)の撤廃	遊休農地等の権利移動に関して、解除条件付き賃借により権利を取得する場合(法人を除く)には、許可要件である下限面積については撤廃する。	<p>【制度改正の内容】 大規模資本企業の農業参入の許可を受けるためには、50アール以上の権利移動であることが必要(下限面積要件)だが、市町村農業委員会は、遊休農地等が相当数存在する区域において、新規就農を促進するために当該面積を引き下げることができる。そのような中、喫緊の課題である耕作放棄地対策や空き家対策等を京都府全域で迅速に進めるため、遊休農地等に関し、個人が解除条件付き賃借関係による権利取得をする場合に限り、下限面積の撤廃を求めるもの。(なお、「効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」を許可要件とする。)</p> <p>【支障事例・提案の必要性】 京都府では、農山村地域の再生のため、耕作放棄地の未然予防、耕作放棄地及び空き家の利活用促進に向けた取り組みを推進しているが、農業者等による耕作放棄地の農業技術を得得た者が、農村で空き家と規模農地をセットで借り入れ、移住等を推進する施策を円滑に進めるためには、農地取得の制限中、下限面積がネックとなっている。</p> <p>【農業経営基盤強化促進法との関係】 なお、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を定めた場合、賃借借に関し下限面積制限が適用されないこととなるが、賃借期間満了後返還される仕組みであり、借り主の立場が不安定なことから、許可又は解約の合意がない限り契約が解除されない農地法第3条の許可を得て行う制度の緩和を求めるもの。</p>	6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) (iv)農地等の権利移動の許可要件のうち下限面積要件(3条2項5号)については、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で区域を区切り、任意の面積を設定することができることを、地方公共団体に周知する。
26年	712	農地・農業	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条第1項第5号、農地法第3条第2項第2号、農地法施行令第6条第1項第1号	市町村が農地を取得する際、許可不要にすることについて	園または都道府県の場合は、この権利が認められており、その許可も不要とされている。これについては、農業大学や農業高校や試験場等の所有・運営の必要性からと考えると、今後においては、農業の一層の振興、特に食育や地産地消をはじめとしたまちづくりの観点と多角的な都市経営の観点により、基礎自治体である市町村においても、農地の権利移動を許可不要としていただくよう取り計らいをいただきたい。	これからの農業の保全振興を考えた場合、基礎自治体である市町村が農地を積極的に取得し、食育や地産地消をはじめ、都市と農村地域の交流等を見据えた様々な事業を展開しながら、活用を進めていくことは大変重要である。また、長期的にはまちづくりや都市経営の観点からも、基礎自治体の農地取得による多角的な活用が求められると考える。したがって、現在の農地法で規制されている基礎自治体の農地の所有権取得及び活用の要件を緩和し、許可不要としていただきたい。また、本件については、これからの特色あるまちづくりの重要性から、個々の自治体の発意に応じて選択する「手挙げ方式」の採用についても、考慮いただきたい。	6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) (ii)農地の利活用を目的とした市町村による農地の権利取得については、市町村が作成する農用地利用集積計画に基づいて権利の設定又は転移が行われる場合には、農地の権利移動に係る農業委員会の許可が不要である場合(3条1項7号)に該当することを、地方公共団体に周知する。
26年	76	農地・農業	中核市	松山市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱別紙1 第4助成措置(1) 第1の1関係(1)	耕作放棄地再生利用緊急対策事業の補助要件の見直し	耕作放棄地再生利用緊急対策事業の助成措置にある再生利用活動の区分において、土壌改良は2年目までとされているが、5年間に拡大いただきたい。	土づくりの最終目的は、農家が期待するような生産量又は品質を安定的に与えてくれる土壌をつくることである。腐敗した土壌を正常な状態に回復させるには、少なくとも3年間程度の期間が必要であり、本市の農業指導センターでは、農家から提出された耕作放棄地の土も含む年間200件程度の土壌分析を実施したところ、ほぼ全件について土壌改良の必要があるとの診断結果が出ている。例えば、ビニールハウスで栽培する野菜等は、雨が降らないことなどにより肥料が土の中に浸透しにくく、表面に堆積すること、ホウレンソウなども作付け前に土に石灰を撒くため、土の中に浸透しにくく、土が極度にアルカリ性になり、土壌改良の必要性も高いことから、再生後2年目までの期間に制限せず、農業の根幹となる土づくりへの支援期間を手厚くすることで、これまで同様に躊躇を以てした農業者が、安心して活用できる事業と成り得るものと考えられる。5年間という期間は、同対策実施要綱で、再生した農地において6年間の耕作状況の確認のみならず、指導、支援等が求められているため。	
26年	627	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金における簡易な基盤整備の緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、耕作放棄地に隣接する森林、原野等についても一体的に整備できるよう制度の緩和を行うこと。	<p>【支障事例】 本県では、生産基盤整備と農地の集積により、経営力の強化に取組んでいるところであり、耕作放棄地の活用による規模拡大の場合は、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を有効に活用しているところである。</p> <p>しかし、雑島や半島、中山間地域においては、一筆あたりの面積が小さいため、耕作放棄地と隣接地を一体的に再生し、農地として利用することが有効と考えられるが、隣接地が原野等農地以外の地目となっているケースも多く、一体的な解消に取り組みない状況にある。</p> <p>【制度改正の必要性】 小面積の耕作放棄地の解消を加速させるためにも、耕作放棄地を含む複数筆を一体的に整備する小面積においては、原野等についても当該交付金の支援対象としていただくよう、要件緩和を要望する。</p>		

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	754	農地・農業	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付先を事務手続きの簡素化	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付先を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続きを簡素化すること。	【現行】耕作放棄地を再生利用する活動への支援を行う「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に基金を造成し、都道府県協議会が、地域協議会を経由して申請される農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。 【制度改正の必要性】しかし、事業実施にあたっては、各協議会において、構成員である農業委員会やJA等の各団体に諮る必要があるなど事務手続きが煩雑であるため、事務手続きを簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。 【主な効果】耕作放棄地の再生については、H26年度に創設した農地中間管理機構を活用した取組みなど、構成員である県や市町村が主体的に行っているため、県、市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する県地方機関による事業の周知や指導があわせて可能になるとともに、営業など技術的指導については農業改良普及センターによる、地域に根付いた知識に基づく指導も可能になるなど、より総合的に事業効果を高めることができるようになる。さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができ、協議会は、関係団体との情報共有を図り、連携して進めるための重要な協議の場として活用される。	
26年	911	農地・農業	都道府県	埼玉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革と逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、「通商関係・財産・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度」とすることが必要である。本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】県の遊休農地対策や農地中間管理事業と密接な関連があるため、県で一体的に実施した方がより効果的な事業展開が可能になる。	
26年	111	農地・農業	指定都市	仙台市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	卸売市場法第9条、第11条卸売市場法施行令第7条	中央卸売市場業務にかかると業務規程にあっては卸売市場法に基づき農林水産大臣の認可を要する事項につき事後報告とすること	消費税法及び地方税法の改正に伴い、中央卸売市場業務にかかると業務規程の変更が発生し、当該規程変更にあたっては卸売市場法に基づき農林水産大臣の認可が必要となっている。消費税法及び地方税法の改正に伴い、税負担の適正な転嫁を関係省庁で申し合わせていることを踏まえ、消費税率の変更に伴う業務規程の変更については、事後報告に変更すべきである。	【支障事例】本年4月の消費税率の5%から8%への引き上げに伴い、業務規程に相当する仙台市中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則に規定する、卸売業者が市長に提出すべき報告書の「卸売予定数量等の報告」及び「売買仕切り書の記載事項」の消費税率を100分の5から100分の8に改めた。この変更については農林水産省より大臣の認可が必要との見解が示されたことから、認可申請を行った。認可申請には、必要な利害関係者への意見聴取、条例の改正に係る議案の議決証明書発行の事務処理が必要となり、多大な時間と労力を費やした。 【制度改革の必要性】消費税法の改正は国会で審議・議決され、また、法改正後、物価担当官会議を開催し消費税率の適正な転嫁を関係省庁で申し合わせていることを踏まえれば、このように法改正に起因し、政府の方針が明確に示されているものについては大臣の認可事項から除外する必要がある。 【類似事例】一般ガス事業者の定めるガス料金については、ガス事業法第17条第6項で「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合として経済産業省令で定める場合」には、値上げによる約款の変更に伴う経済産業大臣の認可を必要としないと規定されており、経済産業省令で定める場合として、ガス事業法施行規則第19条の3の2第1項第2号で「消費税相当額の増加に対応する場合」と定められている。これにより、消費税増税によるガス料金の改定については、大臣の認可を必要としない。	6【農林水産省】(10)卸売市場法(昭46法35)中央卸売市場業務規程の記載事項(9条)の一部については、地方公共団体の判断により、条例以外の規程等で定めることができること、今後の「中央卸売市場業務規程の作成について」(平11農林水産省食品流通局)の改正に合わせて、地方公共団体に通知する。
26年	166	農地・農業	都道府県	鳥取県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	学校給食用牛乳供給対策要綱第2条	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定に係る制度見直し	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定について、適正価格を担保することを前提に、地域の実情に合わせ、県の裁量により行うことができるようとする。	学校給食用牛乳供給対策要綱第6により、知事は供給価格及び供給事業者を毎年度決定することとなっている。また、学校給食用牛乳供給対策要綱第2により、知事は供給価格及び供給事業者の決定に当たり、競争原理を機能させることが義務付けられている。しかしながら、当県では、県内産生乳で牛乳を製造するメーカーが1者(県内のみ)しかなく、競争原理を導入した価格決定で、県外事業者(県外産牛乳)に供給業者が決定される場合があり、平成26年度には県内の一部の市町で県産牛乳を児童生徒に供給できない事態が発生した。本県では、県産品の利用促進を図り、活力に満ちあふれ、県民が心豊かに安心して生活できる県の実現に向けた県産品振興施策を制定するとともに、地産地消を推進してきているが、今回の事態はこれと相反するものとなった。については、県内に県内産生乳で牛乳を製造するメーカーが1者しかない場合においては、県の設定する予定価格との見直しも合わせて適正価格を担保するなどにより、価格決定等を県の裁量により行うことができるよう規制緩和が必要である。	6【農林水産省】(17)学校給食用牛乳安定需要確保対策事業供給価格及び供給事業者の決定に係る補助条件については、透明性の高い手法を通じて、適正にこれを決定できることが明確である場合、競争入札によらずとも、学校給食用牛乳の供給に対する助成の対象となり得ることを、地方公共団体に周知する。
26年	182	農地・農業	都道府県	秋田県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)の見直し	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)を実勢単価に即したものに見直すこと	【見直しの必要性】畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)が、現在の工事費単価の実情と乖離したのとなっている。国では、本ガイドライン等を基にした事業費算定による予算措置がなされているため、事業実施に際しては、実勢価格と予算額の差額が増大し、度重なる入札不調により工事の遅れや冬期工事による費用の増大が発生したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。	6【農林水産省】(20)農山漁村地域整備交付金現行の畜産畜舎整備事業については、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平17法18)にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行うこととしており、畜産公共事業(平成21年度で終了)に適用されていた畜舎整備の工事費単価の上限は適用されなくなると、地方公共団体に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	293	農地・農業	都道府県	三重県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業協同組合法第72条の8第1項	農事組合法人の事業要件の緩和	農事組合法人の農業経営の安定化に向け、農事組合法人の形態のまま、他者が生産する農畜産物を使用した製造又は加工事業を実施することができるよう事業範囲の緩和を図る。	【支障事例等】 農業協同組合法第72条の8第1項第2号により、農事組合法人の事業範囲は、自ら生産する農畜産物を原料又は材料とする製造又は加工事業と規定されており、他者から仕入れた農畜産物や獣肉等を使用する農家レストラン等の6次産業については、農事組合法人の形態のままでは実施することが難しい。 【制度改正の必要性等】 6次産業は農業経営の安定化と地域の活性化に寄与すると考えられ、農事組合法人の事業範囲を緩和し、6次産業に参入しやすい環境を整える必要がある。また、現在の制度では、株式会社への組織変更が想定されているが、議決権が出资比例に応じる株式会社よりも組合員一票の議決権である農事組合法人の方が6次産業を担う集落営農に馴染みやすいこと、農事組合法人の方が法人税負担が軽いこと、設立手続きが容易であること等を踏まえると、農事組合法人における事業範囲の緩和が必要である。	6【農林水産省】 (1)農業協同組合法(昭22法132) 農事組合法人は、自らが行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行うことができることとされており、その範囲内であれば、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物を原料又は材料として使用する農家レストランも行うことができることを、都道府県に通知する。
26年	327	農地・農業	都道府県	大分県、長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	野菜生産出荷安定法施行規則第2条	野菜価格安定対策事業の産地指定における共同出荷割合の見直し	野菜指定産地の基準について、野菜指定産地の作付面積要件は満たしているものの、共同出荷要件(区域内指定野菜の出荷数量に対する割合が3分の2超)を欠如していることから、野菜指定産地を解除した産地がある。指定野菜の安定的な供給体制の確立や、セーフティネット機能の強化による担い手の確保、規模拡大を進めるため、共同出荷要件を廃止し、対象産地を広く捉えることを求めるもの。	【改正の必要性】 国民の消費生活を維持するために必要な野菜を生産する野菜指定産地は、対象市場に安定的に出荷するための出荷計画を立て、需給バランスを維持する重要な役割を担っている。野菜価格安定事業は、これまで大規模生産者要件の追加等改正を行ってきた経緯があるが、野菜指定産地の規模要件は満たしているものの、共同出荷要件が欠如していることから、野菜指定産地を解除した産地がある。そのため、農家の不安定な経営状況を招き、産地縮小が加速するとともに消費者への安定供給が心配される。 特に、大分県では、園芸品目の生産拡大を積極的に実施し、就農者の確保、産地拡大を進めており、高齢化や後継者不足が加速する農村地域では、新たな担い手を確保し、産地の維持拡大を図るため、セーフティネット機能が重要である。 一方、今年度から開始される農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を進め、経営規模の拡大や産地規模の拡大など、野菜指定産地の活性化を進める好機である。市場出荷における需給バランスの調整と農業経営の安定化を図るため、今後、産地の主体となる大規模経営体を中心とした産地拡大を進めるとともに、共販要件を廃止し、対象産地を広く捉える必要がある。 (現行要件)共同出荷2/3以上 → (改定案)廃止	
26年	858	農地・農業	都道府県	愛媛県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	野菜生産出荷安定法施行規則第2条	野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の見直し	中山間地域や条件不利地域の野菜産地に適応した独自の制度設計による価格保証が行えるよう、共同出荷割合に係る国の一律の要件を弾力化する。	指定野菜価格安定事業の対象については、野菜生産出荷安定法第4条に基づき、種類、面積、共同出荷割合(農協等の共同出荷組織による出荷数量の全出荷数量に対する割合で2/3又は1/2)が厳格に定められている。県の野菜の多くは、急傾斜地や中山間地で生産されており、一律のまとまり要件を満たすことが難しく、指定産地数は、平成15年度26産地であったが、26年度には17産地と大幅に減少しており、さらに、さいまいも、たまねぎの2産地では、共同出荷割合が1/2を下回ることに懸念される。 国は、平成26年3月31日付けで面積要件を緩和したが、共同出荷割合は見直しがされなかったため、一律要件の弾力化(中山間地域や条件不利地域では共同出荷割合を1/3にするなど)が必要である。 これにより、地域の立地条件や気象条件に適した独自性を有する野菜産地拡大維持を図ることができる。	
26年	611	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	野菜生産出荷安定法施行令第1条	野菜生産出荷安定法施行令の対象出荷期間の緩和	野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている出荷期間を、地域の実情に合わせて設定できるようにすること。	【支障・制度改正の必要性】 野菜生産出荷安定事業において、野菜価格暴落時に価格差補填給付金を交付することにより、野菜農家経営を安定させ、再生産を促し、消費者への安定供給を図っているところであるが、野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている出荷期間を、地域の実情に合わせて設定できるようにすること。 (具体例) 春だいこん 4月1日～6月30日 → 3月1日～6月30日 春だいこんの集荷については、3月に全体比率の3割を占めており、比重が高いため、集荷期間の延長が必要である。	
26年	393	農地・農業	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱	農業青年給付金の年齢要件の緩和	農業青年給付金の年齢要件の引き上げ(年齢要件:原則45歳未満→55歳未満)を求めるもの。	【改正の必要性】 大分県では、農業就業人口が平成17年から22年の5年間で約1万1千人(19.6%)減少していることから、県内外での就業セミナー、相談会などの取り組みにより、新規就農者の確保・育成に積極的に取り組んでいる。平成21～25年度の新規就農者数は884名であり、うち就業時年齢45～54歳の者は105名(自営就農者71名、雇的就農者34名)と、自営就農者の13.6%を占めている。また、地域農業の担い手である認定農業者のうち55歳以上の割合は、67.4%と高齢化が進んでいるため、45～54歳はまだ若手であり、大分県の基幹的農業従事者の平均年齢は68.0歳であることから、55歳で就業しても10年以上農業経営に従事し、地域農業の振興を担うことができる。 このようなことから、新規就農者の確保に向けて、青年就農給付金について、廃止された就農支援資金(研修資金)の中高年と同様の「55歳未満」への年齢要件の緩和を要する。 なお、青年就農資金については、新規就農時の施設等整備にかかる設備投資に対して融資がされる制度のため、中高年はある程度自己資金を有するものの、研修時の生活を支援する制度が必要と考える。 【現行要件:原則45歳未満→改定案:55歳未満】	
26年	641	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱	青年就農給付金の要件緩和	青年就農給付金に係る対象者要件の「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められること」を離島地域に限って適用外としていただきたい。	【支障・制度改正の必要性】 離島地域においては、本土地域と比較して、農業従事者のみならず人口の減少が顕著であり、早急な対応及び人口減少対策が必要である。また、資材の購入や産物の出荷等に係るコストが本土地域と比較して割高となり、かつ輸送についても気象の影響を受けると、本土地区に無い経営リスクを負っている現状がある。 一方、青年就農給付金(経営開始型)における対象者要件は、「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められること」とされているが、離島部においては更なるリスクを求めるとなっており、離島に戻って農業を継承しようとする農家子弟の、就業のネックとなる場合があるため、中山間地域等直接支払交付金と同様に、条件不利地域における適切な補完となるよう、本要件を離島地域に限って適用外としていただきたい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	420	農地・農業	市区長会	指定都都市市長会	農林水産省	A 権限移譲	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2	農用地区域内における開発行為の許可権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可権限について、都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。	【権限移譲の必要性】 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可は、農用地区域内において農業用施設を新設する場合などのほか、学校、診療所、国・都道府県・市町村庁舎などを新設する場合などが想定される。当該事務権限が指定都市に移譲されることにより、指定都市は地域の実情に応じたまちづくりを主体的かつ迅速に行うことが可能となる。当該許可権限は、都道府県の事務処理特別条例により、多くの市町村に権限が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特別制度による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日)地方分限において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村(長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、
26年	716	農地・農業	町	聖籠町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項・第13条第2項・第4項	農振農用地区域からの除外に係る都道府県知事への届出制への緩和	①～④を満たす場合は都道府県知事への届出により除外とする。 ①10ha未満の農用地区域であり、他の農用地区域と連たんせず、通作ができないこと ②現状が遊休農地又は荒廃農地 ③転用目的が再生可能エネルギー施設設置 ④除外要件を市町村長が適当と認める(但し、農業委員会及び土地改良区並びに農業協同組合の同意を得る) また、上記で当該農用地区域の半分以上除外される場合、当該農用地区域の残農用地区域についても③④を満たす場合は、併せて届出により除外とする。	【支障事例】 農振法で農地の合理的利用を目的のひとつとしているが、現状が遊休農地又は荒廃農地であったとしても第13条第4項により、都道府県知事との協議に半年以上要している。加えて現状では、再生可能エネルギー施設は同意しかねる除外理由であり、事業申請者が発意できない状況になっている。 【制度改正の必要性】 エネルギー政策基本法で定めるエネルギー基本計画において再生可能エネルギーに関して遊休地の活用も支援していくとされている。また、10ha未満の連たんせず、通作ができない農用地区域は、除外しても集約化又は効率的に支障を及ぼすとは考えられず、担い手への農地集積に支障を及ぼす恐れもない。よって土地の有効活用の観点から、再生可能エネルギー施設を設置することにより、我が国の持続的発展に寄与することができる。 【懸念の解消策】 都道府県知事との協議、同意をなくすことで、他市町村間の隣接農用地区域の効用が損なわれる懸念が想定されるが、届出により県に調整役として関与してもらうことで補填できることから懸念は解消される。	
26年	750	農地・農業	中核市	豊橋市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第10条 農業振興地域の整備に関する法律施行令第6条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設等移転に係る、農振除外の要件緩和	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の関係市町村が実施する津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4の該当項目とする。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地帯においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。 また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側に、約80人が入所する特別養護老人ホームが存在している。 国民の命を守ることを最優先に、重要な要配慮者施設の移転促進を図る必要があるが、本市においては、市街地区域内に購入可能である程度まとまった土地が少ないことから、近傍の農地への移転が現実的である。しかし、農用地区域への移転にあつては、現行の農業振興地域の整備に関する法律に則した要件が適用されるものと考えている。 このような事例に限っては、早期の実施を促すため、特に公益性が高い事業として同法における例外規定とするよう提案する。 【制度改正の内容】 津波避難対策緊急事業計画に規定する要配慮者施設を農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4に定める公益性が特に高いと認められる事業に係る施設として追加すること。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	877	農地・農業	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3 ・農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1(2)	灌がい排水施設更新事業の土地改良事業に係る農除排水の要件緩和	農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うようお願いしたい。	昭和47年度に農業を基幹産業と位置付け、農振農用地区域を集落界ぎりぎりまで設定した本市では、社会経済情勢の変化により、企業等が用地を規模拡大しようとしても農振除外できず、他市への転出を模索されるという事例が発生しており、まちの発展に支障をきたしている。これは、圃場整備完了後、相当年数が経過した区域であっても、ポンプ設備をはじめとした灌がい排水施設の老朽化により、維持管理等の事業が数年ごとを実施されれば、その地域一体には半永久的に8年未経過の要件が付加され、農業に資するもの以外への転用が不可能となるためである。	
26年	431	農地・農業	町	立山町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱別表1	鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件の緩和について	鳥獣被害防止施設(電気柵等)の整備事業を実施する場合、受益戸数が「3戸以上」であることが採択要件とされているが、これを1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	【具体的な支障事例】 農地の集約化が進む中、一団の農地を1人の担い手が耕作する場合は、本交付金の対象とならず、一方で集約化されずに3戸以上の担い手が耕作する場合には対象となるのは、不公平感を生じさせ、農地の集約化を目指す現行施策と整合しない。 【制度改正の必要性】 1戸の担い手に農地を集約した場合、国の採択要件に合わず、電気柵等を張る場合に自己負担となるため、受益戸数が1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	6【農林水産省】 (19)鳥獣被害防止総合対策交付金戸数要件については、侵入防止措置等の鳥獣被害防止対策の実施により受益する農家の範囲について、地方公共団体に通知する。
26年	609	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱別表1の1のメニューの欄の4	強い農業づくり交付金事業(国庫補助事業)の要件の明確化	強い農業づくり交付金の「経営資源有効活用の推進」メニューにおける、鉄骨ハウス補修の補助対象基準を明確化し汎用性を高めること。	【制度改正の必要性】 離農した農家や後継者不在の農家が有する経営資源を、既存農家の規模拡大や新規就農者への営業に有効に活用することが事業の趣旨であり、実施要綱には「既存の鉄骨(アルミ骨を含む。)ハウス(基礎を有するものに限る。)」について、補修及び改修による整備を行うことができるものとする」とあるが、農林水産省からは、補助対象である鉄骨ハウスの補修後の強度が、低コスト耐震性ハウス並みであること、との指導を受けている。しかし、現場で活用が検討されるハウスは、強度が低コスト耐震性ハウスに満たないものがほとんどである。これらのハウスが補修・改修の補助対象となれば、新規参入者等が就農する際、低コストハウスを取得でき、経営安定支援策として活用しやすくなる。よって、事業検討時の現場での混乱を防ぐためにも、鉄骨ハウスの強度基準を実施要綱等において明確化し、現場で普及するタイプのハウスも事業対象とすべきである。 【支障事例】 長崎県内では、ほぼ全てのハウスについて、ソイルセメントによる基礎部強化の補強を行っている。しかし、現場で普及するタイプのハウスを補修し、低コスト耐震性ハウス程度の強度を有するためには、ハウス基礎の周辺を全て掘削し、ソイルセメントで固め戻す等が必要であり、多額の事業費を要することになる。この場合、ハウスを新設で導入した方が、費用が安く済むことも考えられる。また、台風シーズンを超えて作付けする等の理由により、低コスト耐震性ハウスの強度を必要としない品目(いちご等)の場合には、過分の補修となる。これらの理由により、本県における本事業の執行は、過去0件の状況である。	
26年	618	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱	強い農業づくり交付金の要件緩和	強い農業づくり交付金における面積要件について、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては要件を緩和できることとする。	【支障事例】 強い農業づくり交付金においては、取組に係る品目毎に面積要件が設定されており、中山間地域等については要件緩和されているものの、露地野菜、施設野菜等の大きな分類であるため、インゲンマメやスナップエンドウ等の労働集約的な品目においては取組が困難となっている。 【制度改正の必要性】 離島や中山間地域等を多く有する長崎県の地理的条件に適した農業振興を図る上では、軽量高単価が期待できる労働集約的な品目の推進が必要であることから、受益戸数や下限事業費と同様、面積要件についても、都道府県知事が地域の実情により必要と認めた場合にあっては、要件を緩和できるよう規制緩和を行うことで、離島や中山間地域等における農業振興と活性化につなげることができる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(協議決定) 記載内容
26年	619	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	強い農業づくり 交付金実施要綱	強い農業づくり交 付金の要件緩和	強い農業づくり交付金における 受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地 域の実情により必要と認めた場合にあっては3戸とす ることができるが、離島に限り2戸まで緩和できること とする。	【支障事例】 強い農業づくり交付金の受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要 と認めた場合にあっては3戸とすることができるが、離島においては担い手が限られており、受 益戸数3戸の確保が困難となる場合がある 【制度改正の必要性】 離島に限っては受益戸数要件を2戸まで緩和することで、限られた意欲ある担い手の規模拡大等 を促進し、離島における農業振興を図ることができる。	
26年	859	農地・農業	都道府県	愛媛県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	強い農業づくり 交付金実施要綱	強い農業づくり交 付金の採択要件 の緩和	強い農業づくり交付金については、事業採択要件に3 ～5戸の集団でないと利用できない、1戸でも、ある程 度の規模を有しており、地域の合意が得られていれ ば、事業利用できるようにする。	近年、県外の企業から、本県の温暖な気候と遊休農地を利用して、農場開設をしたい旨の要望が あり、耕作放棄地対策の一助となる上、地元雇用につながるため、事業主体の市町としても受け 入れ体制を整備したい意向がある。 当該交付金は、「食料・農業・農村基本計画」により消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産 物の安定供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力の向上に資するための 取り組み等を推進することとしており、この趣旨には合うものの、事業採択要件に該当しないた め、事業を活用した農業支援ができない。 このような農業参入企業や大規模法人は、栽培面積の拡大や新規就農者の受け入れ先等、産地 の維持・発展に大きく寄与するものと期待できることから、支援が必要である。 また、この緩和により、地域農業の活性化、県産農畜産物の安定供給体制が整備できる。	
26年	621	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	強い農業づくり 交付金実施要綱	強い農業づくり交 付金における農業 用機械の補助対 象化	強い農業づくり交付金において、農業用機械を補助対 象とする。	【支障事例】 中間管理機構等を活用した担い手への農地集積・規模拡大や加工・業務用野菜の推進等を図 っていく上で、農業用機械の導入は必須であるが、強い農業づくり交付金においては、平成22年度 以降、共同利用機械整備が補助対象から除外されている。現在、機械の導入が可能な国庫補助 事業として、経営体育成支援事業や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等があるが、経営体 育成支援事業は事業規模や対象地域が限定されており、農山漁村活性化プロジェクト支援交付 金の機械の整備においては、最も活用が想定される農業者が組織する団体等での取り組みが できない 【制度改正の必要性】 長崎県においては、今後、大規模経営を行う担い手の育成や加工・業務用野菜の推進等を図 っていくこととしており、強い農業づくり交付金において共同利用機械が補助対象となれば、取組が促 進されると考える。	
26年	643	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	強い農業づくり 交付金実施要綱	肉用牛施設整備 事業における要件 の緩和	強い農業づくり交付金事業における、施設の分散設置 を認めること。	【支障・制度改正の必要性】 強い農業づくり交付金事業を活用した牛舎整備については、同一敷地内での一体的な施設整備 が要件となっているが、本県は中山間地が多く、まとまった施設用地の確保が困難であることか ら、本事業の活用が図れない状況にある。 低コスト耐候性ハウスの共同利用に係る要件と同様に、地域の立地条件等を考慮して、飼料の共同 購入や共同出荷等、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設 置することができるよう、実施要領の補助対象基準の見直しをお願いしたい。	6【農林水産省】 (25)畜産収益力強化対策畜産競争力強化整備事業 畜舎の分散設置については、施設の立地条件よりも地域の中心的 畜産経営体等に着目した畜産収益力強化対策畜産競争力強化整 備事業の新設により、新たに助成対象とする。
26年	620	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	「農業用機械施設 補助の整理合理 化について」(昭 和57年4月5日 付け57年401号 農林水産事務次 官依命通知)等	「農業用機械施設 補助の整理合理 化について」等の 見直し	補助対象とする範囲の基準を示している「農業用機械 施設補助の整理合理化について」等を見直し、都道府 県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則 した機械等については補助対象とできるよう規制緩和 を行う。	【支障・制度改正の必要性】 「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57年401号農林水産事務 次官依命通知)等において、補助対象とする範囲の基準が示されているが、傾斜地が多く圃場 面積が狭いといった長崎県の圃場条件や、葉菜類における半自動移植機の方が適する等の品目 毎の栽培特性によっては、基準に示された機械等の能力が適さない場合がある。 このため、地域の実情に合わせて都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則し た機械等については、補助対象とするよう規制緩和を行うことで、効果的な産地振興につながる。	6【農林水産省】 (26)農業機械の導入に係る支援施策に関する事務 農業機械の導入に係る支援施策の検討に当たっては、地方の意見 や地域の圃場条件、品目ごとの栽培特性等を踏まえた上で、施策目 的に照らし必要な措置について検討を進める。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	642	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地集積・集約 化対策事業実 施要綱	経営転換協力の金 の交付要件の緩和	農振地域外に遊休農地を所有している農家においても、経営転換協力の金の交付対象としていただきたい。	農地中間管理事業において、リタイヤする農家等に対し、機械への農地貸し出しを推進するため、経営転換協力を交付する制度が平成26年度から始まっているが、当該農家等が遊休農地を所有している場合は、その農地が農振地域外であっても協力の金の交付対象外となっている。農地中間管理事業における対象農地は、農振地域内の農地とされており、農振地域外の農地は中間管理事業による再生利用の推進ができない。本県の健全 経営農家数38千戸のうち47%の18千戸の農家が耕作放棄地を所有していることから、活用が困難な状況にある。担い手への農地集積をさらに進めるために、農振地域外のみならず遊休農地を所有している場合には、経営転換協力の金の対象とするよう、要件を緩和していただきたい。	
26年	696	農地・農業	都道府県	大阪府、兵庫県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業経営基盤 強化促進法第5 条第3項、第17 条第2項 農地中間管理 事業の推進に 関する法律第2 条第3項	生産緑地における 農業経営基盤強 化促進法及び農 地中間管理事業 法に基づく農地 賃借を可能とす こと	生産緑地において、都市住民など多様な担い手の参入を促進することで都市農業の振興や都市農地の保全が図られるよう、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地賃借を可能とされたい。	【現状】 大阪府の農地面積13,711haのうち市街化区域内農地は約3割。その中の約6割、2,139haが生産緑地であり、大きなウエートを占めている。取引量が全国でも上位を占めるシュンギク(2位)、コマツナ(8位)などの軟弱野菜は、消費地に近い生産緑地で多く生産されており、新鮮で安全・安心な農産物供給の重要な場となっている。また、同時に生産緑地は、都市部のみどりの創出、教育、防災など多様な公益的機能を発揮している。 【制度改正の必要性】 一方、農業者の高齢化や担い手不足、農地面積の減少、遊休農地の増加など、都市農業を取り巻く状況は非常に厳しく、いかにして農地を保全し農業振興を図っていくかが課題。大阪府では平成20年に「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を制定し、担い手対策はもとより、生産緑地を含む優良農地を「農空間保全地域」として指定・公表し、農地保全を図ってきたところ。なかでも、農地保全の有効な方策として農地賃借があるが、生産緑地に関しては農業生産基盤強化促進法や農地中間管理事業法による賃借が法令上認められていない。これらを可能とする措置を講じていただくことで、一層の都市農地保全と都市農業の振興を図りたい。	6【農林水産省】 (28)都市農業の振興に関する事務 都市農業の振興の在り方等については、農林水産省・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産省・地域の活力創造本部決定)における位置付け等を踏まえつつ、都市における農地の有効な活用及び適正な保全を図る観点から、検討を進める。
26年	719	農地・農業	都道府県	徳島県、兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	地域資源を活用 した農林漁業者 等による新事業 の創出等及び 地域の農林水 産物の利用促 進に関する法律 第5条 農林漁業者等 による農林漁業 及び関連事業 の総合化並び に地域の農林水 産物の利用の 促進に関する基 本方針	六次産業化・地産 地消法に基づく 総合化事業計画 の認定	現在、本計画の認定は農林水産大臣が実施しているが、この権限を都道府県に移譲する。併せて認定要件を緩和する。	本法に基づく地域の農林水産物の利用促進計画の策定は都道府県で行っており、本計画の認定に当たっての十分な知見を都道府県が有しているところ。一方、申請者にとっては、本計画の認定について(農政局)において認定を受けるという点については、一定の時間を要することから、農業の成長産業化に向けて、円滑な事業実施を行うためにも、本計画の認定を、地域の実情に熟知した都道府県が実施することにより、認定件数の増加につなげ、地域農業の活性化につなげることが出来る。また、併せて、開発済商品の生産拡大及び機械化による省力化を対象とするよう、認定要件を緩和する。	
26年	727	農地・農業	都道府県	徳島県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	大豆・麦等生産 体制緊急整備 事業実施要綱	大豆・麦等生産体 制緊急整備事業 の簡素化	都道府県が構成員として間接的に携わっている協議会から、都道府県に直接交付するよう交付先を見直すことにより、事務手続を簡素化する。	都道府県協議会への交付を義務付けるのではなく、都道府県への交付とし、現状の「協議会」に参画している団体等に対しては、事業実施に際して、その意見を聞くことが出来る、というように制度改革を行う。このことにより、「協議会」が多額の資金を扱うという実態を解消し、都道府県が公金として、適正・安全に管理することが出来る。	
26年	736	農地・農業	都道府県	秋田県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	たい肥倉等建築 コストガイドラ イン(H19年2月)	たい肥倉等建築コ ストガイドライン (H19年2月)の上 限単価の見直し	たい肥倉等建築コストガイドライン(H19年2月)の上限単価を実勢単価に即したものに見直すこと	【見直しの必要性】 たい肥倉等建築コストガイドライン(H19年2月)による工事費単価の上限が、現在の工事費単価の実情と乖離したものとなっている。また、本ガイドライン等を基にした事業費算定による予算措置がなされているため、事業実施に際しては、実勢価格と予算額の差額が増大し、度重なる入札不調により工事の遅れや冬期工事による費用の増大が発生したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。	6【農林水産省】 (18)たい肥倉等建築コストガイドライン たい肥倉等建築コストガイドラインについては、たい肥倉等整備をめぐる情勢の変化に関する実態調査の結果等に基づき、必要な見直しを行う。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
26年	753	農地・農業	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和		攻めの農業実践緊急対策事業に係る補助金交付事務手続きの簡素化	攻めの農業実践緊急対策事業の補助金交付事務を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続きを簡素化すること。	【現行】 効率的な機械の導入や高収益品目への作付転換により、低コスト・高収益な生産体制への転換を図る「攻めの農業実践緊急対策事業」では、都道府県農業再生協議会に基金を造成し、地域農業再生協議会へ助成金を交付し、地域農業再生協議会が農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。 【制度改正の必要性】 上記の事務手続きについては、非常に煩雑になっているため、事務手続きを簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。 【改正による効果】 地域農業再生協議会の事務局は市町村が執り行っている場合が多く、技術的指導が困難であるため、事務手続きの見直しにより、地域事情に精通し広域的な視点を有する都道府県が関与することとなるため、農業者等に対する指導もより公平性を有するようになり、かつ総合的に事業効果を高めることができるようになる。 さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができる。		
26年	817	農地・農業	都道府県	兵庫県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和		農業委員法の第7条～第17条	農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されているが、後者(市町村長による選任制度)に一元化すること。	【現行】 農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されている。 選任委員については、農業協同組合や農業共済組合、土地改良区から推薦された者や市町村議会議員など、農業者等として推薦された者で構成されている。 【改正による効果】 市町村長による選任制度に一元化することにより、消費者、女性、農業者の創意工夫を引き出すことに優れた識見を有する者等、幅広い分野からの参画を得ることにより、農業委員会の事務の円滑な遂行を図ることができるとともに、より実務的に機能する者を選任することができる。	6【農林水産省】 (3)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員の選挙・選任方法については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、農業委員の選挙制度(7条)及び議会推薦・団体推薦による選任制度(12条)を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募を行うことができることとする。	
26年	920	農地・農業	都道府県	埼玉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和		鳥獣被害防止緊急捕獲等に対する交付金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)のうち鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 同主旨の鳥獣被害防止総合対策交付金では、県を経由して事業を実施しているため、一体的に実施した方が事務の効率化が図れる。	
26年	921	農地・農業	都道府県	埼玉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和		燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)において、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち燃油価格高騰緊急対策について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 野菜振興総合対策事業と一体的に推進することで省エネルギーに向けた取組が強化され、野菜生産農家の経営安定を効率的に図ることができる。	
26年	924	農地・農業	都道府県	埼玉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和		産地活性化総合対策事業実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)において、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち産地活性化イノベーション推進事業について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 本事業は生産・供給体制の強化と需要拡大に向けた取組の支援を目的としており、県が行う花植木の生産振興・消費拡大に向けた事務・事業と密接な関連がある。 そのため、県が一体的に実施した方が事務の効率化、事業実施の迅速化が期待できる。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	738	環境・衛生	中核市	豊田市	環境省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	特定外来生物による被害の防止に関する法律第11条及び第18条 同法施行令第22条、施行規則第23条～第27条	特定外来生物の見直し	既に野外に存在する特定外来生物を防除の目的で捕獲又は採取した直後の運搬行為の簡略化 主務大臣等以外の者による防除に係る確認及び認定手続きの簡略化	【地域の実情等】 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「法」という。)では、主務大臣等が防除を行うものとされているが、オオキンケイギク等の特定外来生物に指定された植物等では、地域住民の環境美化活動等を活用した官民一体の効率的な防除活動が効果的であると考え、地域住民への情報提供等を実施している。 【支障事例】 特定外来生物の捕獲又は採取は地域住民でも行うことができるが、特定外来生物を処分する目的でも他の場所に運搬することが規制されているため、地域住民が行う防除活動の妨げとなる恐れがある。 防除に係る確認及び認定には、「防除の従事者に関する事項」等を記載した防除実施計画書を作成する必要があるが、不特定多数の地域住民による防除活動においては、その従事者管理が困難であり、また、不特定多数の地域住民により、広域圏内で複数の防除活動が行われた際には、防除活動実施後のモニタリング作業が極めて困難である。 【制度改正の必要性】 特定外来生物の防除推進のため、防除を行うべき主務大臣等による防除活動の促進、既に野外に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した直後の運搬行為に係る規制緩和、地方公共団体及び地域住民等による防除活動に係る手続き等の簡略化のための見直しを要望する。 【解消策】 法第4条における飼養等禁止の規制緩和並びに法施行規則第23条、第24条及び第25条における各種手続き等の簡略化 【効果】 地域住民の環境美化活動等を活用した、オオキンケイギク等の植物の特定外来生物に対する防除活動が容易となり、生態系に係る被害を防止し生物多様性の確保に資することができる。	6【農林水産省】 (14)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16法78)(環境省と共管) 特定外来生物の防除活動の手続については、ボランティアによる小規模な防除活動を推進するため、特定外来生物の植物を防除する場合に、発生しないことが確実であつて効率的を目的として移動させる行為は、禁止されない運搬行為に該当しないと見直しを行う。
26年	10	土木・建築	一般市	新見市	国土交通省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	河川法第23条、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の増加分の承認基準等について(平成20年5月23日)経第305号農林水産省大臣官房経理課長(通達)第4条	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承継の承認率の緩和	かんがい用水の目的外利用(畜産用水等)について、変更、新規取得手続き、目的外利用申請の簡素化及び目的外利用に伴う国庫補助金の返還を不要とするよう制度改正を要望する。	本市南部にはカルスト地形の大地が広がっており、河川・地下水に乏しいため、県が国庫補助で整備した畑地かんがい施設により、農地のかんがいを行っている。しかし、耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済み水利権に余剰が発生しており、将来的に当該施設の維持管理が困難となること予想される。 当該畑地に灌漑施設や農業加工施設などが新設された場合、かんがい施設を利用するには目的外利用(畜産用水、工業用水等)になるため、県が行う変更・新規取得手続・目的外利用申請等に相当の期間を要することになる。このため、余剰範囲内で用途の定めのない取水量を確保し、用途・必要水量決定後に届出等による変更手続きによる制度改正を行うことを要望する。 また、当該施設は建設後30年以上を経過し、補助目的を達成したものと見なすことができるが、収益が見込まれる(他のかんがい用水受益者と同様に使用料等を負担するため)場合は、国庫補助金の返還が生じる。当該施設の有効利用及び維持管理費の確保のため、目的外利用による国庫補助金の返還が生じないよう、合わせて制度改正を要望する。	
26年	170	土木・建築	都道府県	鳥取県、京都府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	*会計法第48条 農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助金等交付規則第3条第2号	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助金等交付規則第3条第2号	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助金等交付規則第3条第2号	6【農林水産省】 (27)農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し(翌償)の手続に関する事務 農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し(財政法(昭22法34)14条の3第1項及び42条ただし書)及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担(43条の3)の手続に関する事務を、都府県の知事又は知事の指定する職員が行う(会計法(昭22法35)48条1項)ことについては、実現に向け、予算決算及び会計令(昭22勅令165)140条に規定する手続を進める。
26年	949	土木・建築	知事会	中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	*会計法第48条 農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助金等交付規則第3条第2号	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助金等交付規則第3条第2号	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助金等交付規則第3条第2号	【再掲】 6【農林水産省】 (27)農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し(翌償)の手続に関する事務 農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し(財政法(昭22法34)14条の3第1項及び42条ただし書)及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担(43条の3)の手続に関する事務を、都府県の知事又は知事の指定する職員が行う(会計法(昭22法35)48条1項)ことについては、実現に向け、予算決算及び会計令(昭22勅令165)140条に規定する手続を進める。
26年	608	土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	平成21年3月27日20水産第18号水産庁長官官水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について	水産基盤整備事業の事業基本計画の運用 第2の3(1)イにおいて「20%以上の増減がある場合には、国の承認が必要である」となっているが、この20%以上の増減を30%以上の増(緩和)すること。	「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用 第2の3(1)イ」において「20%以上の増減がある場合には、国の承認が必要である」となっているが、この20%以上の増減を30%以上の増(緩和)すること。	【支障事例】 水産基盤整備事業の事業基本計画において、「各計画種目ごとの計画数量の変更であつて20%以上の増減がある場合は、国の承認が必要となるが、詳細設計の結果や地元調整、社会情勢の変化等により個別施設の数延長に20%以上の増減が生じた場合、国の承認を得てからの補助金申請となり、その手続きに早くとも2～3ヶ月を要することから、工事の着手が遅れ、完了遅れることとなる。 平成25年度は、計画変更申請を行ったものが6件あり、うち2件については、今回の緩和をすることにより計画変更申請が不要な案件である。 ①用地舗装面積が2,000㎡から1,300㎡へ変更になった箇所では、計画変更手続きに3ヶ月を要し、工事着手が次年度へずれ込んだ。 ②防波工工事延長が120㎡から95㎡になった箇所においても計画変更手続きが必要であった。 【制度改正の必要性】 計画変更申請・承認が必要となる要件を、「30%以上の増」に緩和することにより、事務作業の軽減、工事の早期着手・早期完成が図られることから、実施要領の運用の改正をお願いしたい。 なお、事業実施計画においては、事業費の変更に伴う計画変更の申請・承認が必要となるのは、「工事費目ごとの経費の増加額が当該経費の額の100分の30に相当する額を超えるもの」となっており、これを参考に「30%以上の増」とした。	6【農林水産省】 (18)水産物供給基盤整備事業 事業基本計画の変更に係る水産庁長官の承認については、計画変更事業費が円滑に進むよう、承認申請に当たって特に留意すべき事項などに関して、地方公共団体に改めて情報提供を行う。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	612	土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業競争力強化基盤整備事業・農地整備事業・中山間地域型にかかわる採択要件の一部(水田要件)撤廃	農業競争力強化基盤整備事業・農地整備事業・中山間地域型にかかわる採択要件の一部(水田要件)撤廃	農林水産省の補助事業である「農業競争力強化基盤整備事業」の中でも、農地の基盤整備を行う「農地整備事業」のメニューである「中山間型」について、実施要件として「受益面積10ha以上」、付加要件として「水田が50%以上」となっている。このうち「水田50%以上」を撤廃する。	【支障事例】 農業競争力強化基盤整備事業の農地整備事業については、平成26年2月の要綱改正により、従来の採択要件である「受益面積20ha以上」を中山間地域に限っては「10ha以上」と緩和した「中山間地域型」が新たに創設されている。 長崎県の農地は大半が中山間地域で狭小農地も多いため、受益面積20ha以上を確保できない場合もあることから有効な要綱改正だと考えているが、その対象地域には水田が50%以上という制限が争っており、細地帯においては、従来より20ha以上ととなっている。 【制度改正の必要性】 長崎県では、「県民所得向上」を政策目標としており、農業に関する施策として、整備が遅れている細地帯の区画整理を重点的に推進することで農業所得の向上を図ることとしている。今回新たに創設された制度の有効活用のため、細地帯においても中山間地域型を適用できるよう、要件撤廃が必要。	6【農林水産省】 (23)農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業のうち中山間地域型については、水田地帯を対象としたものであるため、水田の面積が50%以上の地域を対象としているが、これに満たない場合においても、地区の状況を踏まえて判断することとしている旨を、地方公共団体に周知する。
26年	623	土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	「農業競争力強化基盤整備事業水利用施設整備事業(排水対策特別型)」 「農山漁村地域整備交付金水利用施設整備事業(排水対策特別型)」 同上要綱・要領	水利施設整備事業(排水対策特別型)の要件緩和	事業実施に際して、受益面積20ha以上で末端支配面積5ha以上が採択要件であるが末端支配面積については特例の場合を除き排水対策整備が出来る。農地を汎用化し高度利用を図るためには暗渠排水などが出るように末端支配面積区域での整備について要件緩和を行う。	【制度改正の必要性】 排水対策特別事業は、水田を対象として軽作作物を取り入れた収益性の高い水田農業を確立するために創設された事業であります。現行制度においては受益農地のうち基幹排水路に接続される末端支配面積区域については排水路整備ができない制度になっております。水田フル活用の農業施策が始まった現在、水田は畑と同等の乾田化が求められており、常時地下水位の強制低下が必要不可欠であります。そのためには全ての受益地に排水路を整備することが求められており、同じ事業受益者でありながら隣接して排水路が整備された農地と整備されていない農地がある結果となってしまいます。 排水対策事業により基幹排水施設を整備し、二次整備として末端支配面積区域の排水路などは別途事業で実施することと理解しておりますが、干拓地などの低平地にある水田地域においては排水路整備が主工事となることから制度内容の見直しを行ったほうが施策ともマッチするのはいかと考えます。 事業制度上、受益地内であっても末端支配面積と重複しない区間まで排水対策(排水路)整備が出来ないが、農地の汎用化を促進するには末端支配面積区域についても地下水位を下げるために暗渠排水などの計画が必要であり、そのためには排水路整備が必要不可欠と考えられます。	
26年	615	土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	林野庁長官通達16林整治第2317号	治山事業の採択要件の緩和	過疎化が進む離島地域における治山事業採択基準の緩和	【支障・制度改正の必要性】 現在治山事業の採択条件の一つに市街地集落の保護を目的とする場合、人家10戸以上の要件となっている。しかし、離島においては10戸未満の集落が多くなっており、森林の荒廃があっても現行採択基準の人家10戸以上を満たさないところもある。そこで、国の採択基準を10戸以上から5戸以上・全体計画額及び年度計画額半減等の緩和出来ないか。 (例:現在離島地区では水源地域等保安林整備事業は事業対象地域の保安林面積が内地50haの2割2割以上となっている。)具体的事例としては過去2年間で採択基準が5戸以上10戸未満の高齢者補助費等にのぞき根拠地を実施できなかった地区は五島地区高所、対馬地区1箇所となる。また、県における予算増進の関係もあるが、規模によっては複数年にまたがる事業となっている。併せて、復旧治山事業においては全体計画額70,000千円以上となっており、もっと事業に取り組みやすくするために1/2まで引き下げを希望する。	
26年	622	土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	かんがい排水事業便覧P342第3章質疑応答(6)通達 昭和48年2月8日構成B第193号土地改良法の一部を改正する法律の運用について(昭和48年)月8日48構改B第192号農林事務次官第21(3)エ	かんがい排水事業で建設した農業用ダム用水の利用緩和	かんがい排水事業で建設したダム用水は、土地に着目した利用しか出来ないため、かんがい用水、防除用水、施設園芸用水以外の利用は目的外使用となってしまう状況にある。このため、社会情勢の変化による農業用水などへの要望にも対応できるように制度の規制緩和を行う。	【支障・制度改正の必要性】 農業用水確保のためにダムが建設できる事業は、かんがい排水事業と畑地帯総合整備事業の2つの事業があります。 しかしながら、かん排水事業は土地に着目したかんがい用水に使用が限定されているのに対し、畑総事業では農業用水への使用も事業目的となっております。これは、かん排水事業を原点として土地改良法が施行され、中途、多様な農業経営に対応するために昭和43年に畑総事業を創設したの後の、水需要の社会的状況の変化を鑑み昭和48年に土地改良法の改正を行い、かんがい排水施設を畑総事業と同じように農業用水への利用が可能とされたことによるものであります。 かんがい排水事業で建設したダムは、畑総事業で建設したダムと同じように農業用水を確保するためのダムでありながら畜産用水などの農業用水への使用が取り組めない事業制度になっており、ダム建設後の農耕地域の過疎化や高齢化などによる耕作放棄地の増大など社会情勢の変化に伴う、かんがい用水の余剰も考えられるなど高額のインフラ整備を行った農業用ダムの有効な活用とともに水使用料による土地改良区による維持管理費などの経費軽減、農業の競争力強化に資するための畜産用水などの農業用水について取り込めるような制度緩和が必要と考えられます。	6【農林水産省】 (22)農業生産基盤整備事業(かんがい排水事業) かんがい排水事業で整備した農業用ダムの貯水の使用については、農業用水と補助対象財産の本来の目的の外であっても、地域活性化に資する目的での使用であって、地方公共団体等に収益が生じない限り、補助金の返還を伴わないことを、地方公共団体に通知する。
26年	644	土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法第8条第5項土地改良法の一部を改正する法律の施行について(昭和48年)月8日48構改B第192号農林事務次官第21(3)エ	土地改良事業に法第8条第5項にかかわる非農用地の編入要件緩和	基盤整備事業の地区設定において、非農用地についても、「農用地の集団化その他農業構造の改善に必要な限りにおいて(中略)施行区域内に含めることができる。(法第8条第5項)」の規模は、施工地域面積の3割以内とする。(土地改良法の一部を改正する法律の施行について)の要件を緩和し、周辺の山林・原野等を取り込んだ区域一帯を整備可能とする。	【支障事例】 中山間地域や傾斜地の基盤整備において、農用地のみの整備では区域が狭小で、効率的な区画配置や担い手の規模拡大意向に沿えない場合がある。現状の制度では、農地の集団化などに必要な場合に限り3割以内であれば非農用地の編入が認められているものの、農用地周辺のまとまった山林や原野を農地として整備することが出来ない。 【制度改正の必要性】 基盤整備区域の農用地周辺には、活用されていない、または、活用の見込みがない山林や原野が存在している場合がある。農用地と一体的に整備し、農業生産を行うこと以外に、その土地の有効活用が見込めないと判断される山林・原野については、3割を超えても農用地と一体的に整備できるよう要件を緩和することで、効率的な基盤整備が可能となる。	6【農林水産省】 (16)農業生産基盤整備事業(区画整理事業) 区画整理と区画整理に附帯して施行することを相当とする農用地の造成との工事の面積の割合については、地形、土地利用状況等を勘案し、設定することが可能であることを、地方公共団体に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	695	土木・建築	都道府県	大阪府、兵庫県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業基盤整備 促進事業実施 要綱 第3 事業 の実施区域	都市部における小 規模集団農地の 生産基盤整備に 係る支援	農業振興地域内外の概ね5ha以上の集団農地においても、都道府県が守り、活用すべき農地として府県条例で指定した農地であれば、ほ場整備を併しめとした生産基盤整備が国庫補助により実施可能となるよう「農業基盤整備促進事業実施要綱 第3 事業の実施区域」の改正を求める。	【制度改正の経緯】 近年、農空間(農地)を支える農業者の高齢化や後継者不足が顕著になっており、府内農地の面積は年々減少傾向にあり、その公益的機能の低下が府民生活にも大きな影響を及ぼす恐れがあるため、本府では、平成20年に施行の「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、市街地調整区域内の概ね5ha以上の集団農地等を農空間保全地域として指定し、農空間の保全を推進してきたところ。今後、これらの農地を営業者が地域の協力の下にしっかりと保全し、大消費地である都市近郊を活かした農業を振興するためには、国庫補助事業を導入し、ほ場整備など営農条件の改善を図る必要がある。 【支障事例】 国庫補助事業を受けて実施する生産基盤整備の要件は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域農用地区域であることとなっているが、府では農用地区域に含めなければならない10haの集団の農地が少なく、また、法10条3項5号の規定による、10ha以下の集団の農地の農用地区域の指定についても土地所有者の都市的土地利用への期待感などから、非常に難しく、府内の13,711haの農地の中で農業農用地は4,633haと1/3程度である。 【留意点】 府条例に基づく農空間保全地域に指定に関する規制事項は定めていないが、市街地調整区域内の概ね5ha以上の集団農地4,600haを種庫対象として生産基盤整備を実施した場合においても、「補助金等に係る予算の執行に関する法律適正化法」第17条(義務違反に対する交付決定の取り消し)、第22条(財産処分制限)等遵守することにより、目的外使用や受益地の転用防止が図られる。	
26年	97	その他	都道府県	岡山県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する 規制緩和	沿岸漁業改善 資金助成法第1 条、同法施行 令第6条	沿岸漁業改善資 金に係る支払猶 予措置等の適用 等の条件の緩和	沿岸漁業改善資金助成法第11条に「ただし、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により連約金の徴収が著しく困難であると認められる場合には、連約金の支払いを減免することができる」旨の規定を追加する。 同法施行令第6条の「やむを得ない理由」に「社会情勢の変化に伴う漁業経営の悪化」を追加し、同法第11条についてもこれを適用する。	沿岸漁業改善資金は、近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式の導入を促進するために、無利子で貸し付ける資金である。本資金の借受人において一旦償還金の延滞が生じると、償還の期間は長期化する傾向があり、借受人の経営を圧迫し、場合によっては事業継続を断念せざるを得ない事態も生じている。 また、沿岸漁業改善資金助成法第11条において定める連約金の率は年12.25%と高率で、漁業者の負担感を増す結果となっている上、支払猶予等の措置はあるものの、適用は極めて限定された。近年の厳しい漁業経営環境には対応できず、状態である。このため、借受人の経営状況の悪化を理由とする支払猶予措置、漁業経営や連約金徴収の状況などに応じた連約金の減免が可能となるよう適用条件の緩和を求めるものである。 本県での一例を挙げると、ノリ養殖業を営んでいた漁業者が施設整備のため同資金を借り入れたが、海域環境の悪化等により、養殖の不振が続く、経営を継続することができず漁業を廃業した。これに伴い、償還金の滞納が発生したが、県職員が勤務時間外に督促に行ってもほとんど返済されず、その後、借受人が漁業廃業に伴い工面した資金により元本を返済したが、連約金については、借受人の経済状態がほぼ破綻していることから、回収金以上に人件費がかかるような状況が続いた。 今回、支払猶予条件の緩和を行うことで漁業経営が継続でき、また連約金の減免により、漁業経営が破綻したような者を救済し、生活の再建を図ることができ、併せて県の事務事業の効率化が期待できる。	
26年	98	その他	都道府県	岡山県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する 規制緩和	強い水産業 づくり交付金費用・ 便益分析要領	産地水産業強化 支援事業における 施設の改築に係る 便益の算定方法 (強い水産業づくり 交付金費用・便益 分析要領)の見直し	「強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領」において、施設を改築する場合の便益算定方法を明確化し、施設整備による効果全体を便益として算定できるよう次のとおり措置を求める。 同要領に「『改築』について、費用対効果(B/C≧1)の算定は、施設の新設と同様、施設の導入によってもたらされる効果全体を便益として算定できる」旨を追加する。	産地水産業強化支援事業は、水産業の発展及び水産物の安定供給を図るため、荷さばき施設や漁獲物加工処理施設等の整備を支援する事業である。 本事業において既存施設の機能向上等を図る新たな施設整備は「改築」として扱われるが、既存施設と比較して「改築」後に増加する効果のみを便益として算定した場合、費用対効果(B/C≧1)を満たすことが極めて困難である。 一昨年、カキ養殖業が盛んな漁協において、むき身処理施設の「改築」を計画したが、漁場計画上、大幅な生産量の増大は見込めないことから、「改築」後に増加する便益は、ベルトコンベアの増設によるカキ陸揚げ時間の短縮など労働時間の短縮、これらに伴う燃料費削減、単価の高い時期に集中出荷することによる生産額の増大などに限定された。 これらの理由により、本県における当交付金を活用した「改築」事業は、平成17年以降、1件しか執行できていない状況である。 よって、施設の改築に係る便益の算定にあたっては、施設整備による効果全体を便益として算定できるよう「強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領」において明確化を行う必要がある。 今回の明確化を行うことで、「改築」がスムーズに行われ、水産業の発展及び水産物の安定供給につなげることができる。	6【農林水産省】 (21)産地水産業強化支援事業 「強い水産業づくり交付金(経営構造改善目標)費用・便益分析要領」(平22水産庁漁政部、漁港漁場整備部)において、従前より既存施設全てを取り壊しの上で新たな施設整備を行う場合の便益算定方法については、新築として取り扱われていることを、地方公共団体に通知する。
26年	378	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	水産多面的機能 発揮対策交付金 事業の制度及び 手続きの見直し	水産多面的機能 発揮対策交付金 事業の制度及び 手続きの見直し	年度当初から活動できるよう、事業の事前着手を認める措置を講じること、併せて、国交付金の概算払いについて、年度の早い時期に概算払いをお願いしたい。	本交付金には、交付決定前の事前着手の規定がなく、年度ごとに交付決定と実績報告を行い、残金は全て返還することとなっている。事業の実施にあたっては、漁場の状況や現地の事情に応じた「オーダー」活動が必要であり、特に産場対策のために必要な作業は3～6月に時期を集中しているため、交付決定が遅れると、予定していた活動ができない可能性が出てくる。そこで、年度当初からの活動ができるよう、要領等に「産地活性化総合対策事業実施要領(22生産第10890号平成23年4月1日付生産局長通知)」に準じて事前着手を認める規定を設けていただきたい。 国交付金の概算払いについては、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第12に規定されている。年度の早い時期から資金の不足なく活動できるよう、請求に基づき所要見込額を4月中旬に概算払いしていただきたい。 【長崎県における支障事例】 ①交付決定の遅れによるもの H25年度は交付決定が6月となり、事業計画時点で養場保全活動を断念した団体が8団体あった。計画はしていたが、交付決定の遅れにより活動開始時期が遅れ、適期を過ぎてしまい、十分な活動ができなかった団体が5団体あった。 ②概算払いの遅れによるもの 活動費が不足し、参加者の日当、用肥料等の支払いが遅れたり、資材の購入ができない事例があった。平成25年度は、交付決定が6月21日、初回の概算払いが10月8日であった。	6【農林水産省】 (24)水産多面的機能発揮対策交付金 事業の速やかな実施を行う観点から、毎年度可能な限り早期に交付決定及び概算払いを実施する。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	379	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	漁業近代化資金融通法施行令第2条	漁業近代化資金の償還期限の延長	漁業近代化資金融通法施行令第2条では、漁船の建造等の償還期限を「15年」と定めているが、「20年」に延長する。	【支障事例】 漁船漁業では、魚価の低迷や燃油価格の急騰といった経営環境の悪化により、漁船の更新が進まず、平成24年度水産白書によれば、沿岸漁業に従事する漁船では、船齢20年を超える漁船が66.0%を占めるなど、法定耐用年数を超過して稼働している。 本県でも、FRP漁船約23千隻の約86%が船齢20年以上となっており、今後、生産性の低下やメンテナンス経費の増大等によって収益性の更なる悪化を招き、生産構造が脆弱化することが懸念される。 一方、漁業近代化資金で漁船を建造等する場合、漁業近代化資金融通法第2条及び同法施行令第2条で償還期限が15年以内とされているが、収益性の悪化により借入金の償還が負担となっている。 漁業近代化資金については、平成17年度の税源移譲後、都道府県の判断で、法令で定める償還期限を越えた償還猶予措置を行うことが可能となっている。 漁業者等が金融機関から融資を受ける場合、漁業信用基金協会が行う債務保証制度を利用しているが、都道府県が独自に法令で定める償還期限を越えた償還猶予措置を行うときは、漁業信用基金協会の債務保証において、漁業近代化資金融通法に基づく「漁業近代化資金」ではなく、「一般資金」としての保証となる。 「一般資金」の保証料率は、「漁業近代化資金」の保証料率と比較し高率のため、漁業者の保証料負担が増えてしまう。 【制度改正の必要性】 法令で定める償還期限を「20年」に延長することは、漁船の実耐用年数に合わせたものであり、漁業者の借入金の1年あたりの償還額や保証料の支払いの負担を軽減することから、収益性の向上を図ることができる。	6【農林水産省】 (8)漁業近代化資金融通法(昭44法52) 漁船の建造等に必要資金の償還期限の上限(施行令第2条)を現行の15年から20年に延長するため、政令改正を行い、平成27年4月から施行する。
26年	818	その他	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	資源管理指針・資源管理計画作成要領第2の3(3)及び(4)	都道府県資源管理指針の策定・変更の際に必要とされる水産庁長官への協議の廃止	都道府県海面での水産資源の管理のあり方の基本方針について各都道府県が策定する「資源管理指針」の策定・変更の際に必要とされる水産庁長官への協議、同意を不要とし、報告とすること。	【現行】 資源管理指針・資源管理計画作成要領では、資源管理指針は国及び各都道府県が、それぞれの管理する漁業に関連する水産資源にかかる管理方針及びこれを踏まえた漁種又は漁業種類ごとの具体的方策を内容として策定することとされ、各都道府県の指針策定にあたっては、水産庁と協議を行うこととされている。 【支障事例】 この水産庁との協議が必要なことにより、事務が煩雑になるだけでなく、地域の実情に合わせた迅速な変更が困難になっている。 【制度改正の必要性】 国と都道府県が管理する漁業及びその利用する資源が互いに重複することはなく、また、瀬戸内海におけるサワラのように知事が管理する漁業が利用する資源のうち都道府県の範囲を越えた広域な管理を要するものについては、別途、広域漁業調整委員会等で調整が行われ、関係都道府県の資源管理指針はそれを反映したもとなっているため、改めて協議する必要はないものと考えられる。	
26年	607	その他	都道府県	長崎県、大分県、大塚県、沖縄県、山口県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	漁船法施行規則第14条第1項	漁船登録事務にかかわる水産庁報告の簡素化	都道府県が行っている漁船登録事務については、漁船法施行規則第14条第1項に基づき毎月10日までに、前月に登録した総トン数15トン以上の漁船原簿副本や登録・変更・抹消等の処理件数を報告しているが、事務の簡素化のため、報告を年1回とするとともに漁船原簿副本の提出を廃止すること。	【支障事例】 本県には約2万4千隻の漁船が登録されており、本庁及び4地方機関で行っている漁船登録等にかかる事務処理件数は約1万3千件(平成25年度)にのぼることから、根拠法令を改正し、事務の簡素化をお願いしたい。 漁船登録件数等の報告については、漁船登録の実態把握のためと思われるが、例えば「総噸の捕獲・混獲・座礁等の実態調査」では総噸毎捕獲、混獲、座礁等の頭数を年1回報告(水産庁長官通知)しており、漁船登録件数を毎月報告しなくても、年1回報告で問題ないと考えられる。また、漁船登録副本の提出については、都道府県において適切に管理を行えば、水産庁への報告は不要と考える。 【制度改正の必要性】 毎月の報告や漁船原簿副本の提出を廃止し、年1回の報告とすることで、事務の簡素化が図られるとともに、集計作業等を行う時期を、他業務の状況に合わせて調整できることから、業務の効率化につながる。	6【農林水産省】 (2)漁船法(昭25法178) 漁船の登録等の報告書の提出(施行規則14条1項)については、毎月から年1回に変更するとともに、登録した総トン数15トン以上の動力漁船に係る漁船原簿の副本の提出(同項)については、廃止する。
26年	927	その他	都道府県	埼玉県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	水産多面的機能発揮対策交付金実施要領	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち水産多面的機能発揮対策事業交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 類似のふるさとの川増殖事業を実施していることや、漁業協同組合指導事務と密接な関連があり、県で一体的に実施した方が効果が期待できる。	
26年	168	土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項	保安林解除に係る国への協議の廃止	保安施設事業施行地内の民有林保安林において、知事権限の保安林解除に係る国への協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項第2号に基づく「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。 前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあたって県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考える。 国への協議を廃止することによって保安林解除手続きをより速やかにを行い、事業進捗を図ることが可能となる。(国の標準処理期間は、協議書受理日から起算して30日)。 ※本県に係る保安施設事業等施行地の多くは、海岸部の飛砂防備保安林に指定されており、今後、高規格幹線道路(山陰道)の整備や国道・県道の道路改良等において保安林解除の増加が予想される。 ※なお、本県の保安林は重要流域内にあるため、同項第1号は該当しない。	6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (四)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	194	土地利用(農地除く)	都道府県	和歌山県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項、森林法施行法令第3の3	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に際しての大臣協議(同意)の廃止	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に係る農林水産大臣への協議(同意)を廃止する。	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に当たっては、指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)については1ha以上及び公益上の理由の解除(同条第2項)については5ha以上の場合に農林水産大臣に協議し、同意を得る必要がある。(法定受託事務) しかしながら、都道府県知事の審査及び農林水産大臣の協議に係る審査は同じ基準に基づいて行われるため、両者の審査の結果が大きく異なるとは考えられない。 また、大規模な解除等の案件については申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められるケースもあり、大臣への協議を廃止することにより、国への協議等に要する期間(標準処理期間30日)が短くなることとなり、より一層の事務の簡素化及び迅速化を図ることが可能となる。	【再掲】 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (ii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	229	土地利用(農地除く)	都道府県	宮城県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項	保安林の指定解除に係る国の同意協議の廃止	知事権限となっている保安林の指定解除において、一定の場合は国の同意が法定されているが、事務の迅速化を図るため、国の同意協議の廃止を求めるもの。	森林法第26条の2第4項の規定により、知事権限とされている保安林の指定解除のうち、面積が政令で定める規模以上の保安林及び治山事業等の施行区域内にある保安林の指定解除については、あらかじめ農林水産大臣の同意を得る必要がある。 国との協議には1~2ヶ月を要し、その間、事業者手を遅らせることになることから、事務の迅速化を図るため、国の同意及び協議の廃止を求めるもの。	【再掲】 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (ii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	245	土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 公共事業等に伴う保安林の解除において、国への協議を廃止することにより、事務処理期間が短縮されスムーズに事業が執行でき、地域住民の生活の利便性の向上等が期待できる。 【懸念の解消】 知事権限の保安林解除においても、国権限の解除と同等の審査を実施していることから、協議の廃止に伴う保安林の持つ公益的機能の著しい低下等への懸念はないと考える。	【再掲】 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (ii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	819	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項第1号、森林法施行令第3条の3	知事権限に係る保安林解除(1ha又は5ha以上)に際しての大臣協議の廃止	知事権限の保安林(重要流域外)における法第25条第1項第1号から第3号までの指定の解除については、現行では指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)にあっては1ha以上、公益上の理由の解除(同条第2項)にあっては5ha以上の場合、大臣協議を必要とされているが、解除に際しての大臣協議を廃止すること。	【現行】 これまで大臣権限の保安林の指定解除についても都道府県知事が国の委託を受けており、解除に必要な専門的知識を有している。 このため、大臣協議が必要な案件にあっては、地方自治法第250条の3第1項の規定による農林水産大臣の同意の基準等を定めて、都道府県知事がこれを基に審査を行い、形式的な補正作業はあっても最終的には権限者の都道府県知事に判断を委ねているのが実情である。 【制度改正の必要性】 都道府県毎の執行に大きな差異が生じかねないとの懸念は、上記の同意基準があるため問題はなく、仮に懸念があるとするれば、同意基準の内容充実に対応できる。 大規模解除案件が今後増加するものと見込まれることから、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められる中、国における当該協議の標準処理期間は1ヵ月であり、都道府県における協議書作成時間を含めると廃止により一層の事務の簡素化が図れる。 これまでの実績から協議制を廃止しても何ら支障は生じないと考える。	【再掲】 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (ii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	964	土地利用(農地除く)	知事会	中国地方知事会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項第2号に基づき「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国の協議は不要であり、保安施設事業により、保安機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあたっても県による適正な審査が可能であり、国の協議は不要と考える。国への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかに、事業進捗を図ることが可能となる。(国の標準処理期間は、協議書受理日から起算して30日)。	[再掲] 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (三)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	193	土地利用(農地除く)	都道府県	和歌山県、大阪府	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第25条の2、第26条、第26条の2第1項、第2項、第2の第3項、第2の第4項、第27条の第1項、第2項、第3項、第2条の第1項、第2項、第3項、第33条の2、第33条の3第44条	重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限の移譲	重要流域※における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限については、都道府県に移譲する。 ※重要流域とは、2以上の都府県の区域にわたる河川流域	保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限は、地方分権一括法施行(平成12年)により農林水産大臣から都道府県知事へ一部権限移譲され、民有林のうち①水源涵養②土砂流出防備③土砂崩壊防備の重要流域内は農林水産大臣(直接執行事務)、①②③の重要流域以外は都道府県知事(法定受託事務)、それ以外の都道府県知事(自治事務)となっている。 また、保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更を農林水産大臣に申請する場合には、その森林に所在地を所管する都道府県知事は遅滞なくその申請書を農林水産大臣に進達しなければならないこととなっている。 上記①②③の重要流域内の保安林指定・解除及び指定施業要件の変更の権限を都道府県に移譲することにより、国が申請書を受理してから予定通知の施行までの期間(標準処理期間90日)が無くなることとなり、申請から指定までに要する期間は大幅に短縮されるものと考えられる。また、現行でも県經由の県、県においても国と同様の審査をしたうえで申請書の進達を行っていることから、移譲後も都道府県において審査を迅速な実施することは可能である。	4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (イ)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。
26年	198	土地利用(農地除く)	都道府県	奈良県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条第1項、第26条第1項、第33条の2第1項、第196条の2	保安林の指定、解除等の権限の移譲	大臣権限である重要流域における1～3号保安林の指定、解除等を知事権限とすること。	【制度改正の経緯】 ・大臣権限である保安林の指定、解除等については、国の審査、国からの予定通知、確定通知等の手続きがあり、指定や解除等の確定に相当の期間を要する。 ・昨今、保安林の指定、解除等の事務処理については、迅速な手続きが求められている。 ・全体の9割以上を占める大臣権限により行われている重要流域の1号～3号保安林の指定、解除等の手続きが、知事権限となれば、処理までの期間を短縮することが可能となる。 ・保安林の解除を伴う公共工事についても、これまでより早期に着工することが可能となる。 【具体的な効果】 ・指定の確定告示までの期間: 大臣権限(H25実績平均)約280日→知事権限(H25実績平均)約80日 ・解除の確定告示までの期間: 大臣権限(H25実績平均)約1年→知事権限(H25実績平均)約6ヶ月 ・指定施業要件の変更の確定告示までの期間: 大臣権限(H25実績平均)約280日→知事権限(H25実績平均)約80日 【制度改正に伴う問題の有無】 ・大臣権限における国の審査については、県が内容審査し進達しているため、実体は形式審査となっている。また、大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差違はない。 ・既に重要流域以外の1号～3号保安林や、4号以下のその他の保安林については、知事権限で保安林の指定、解除等を行っており、重要流域における1～3号における権限を知事に移譲しても国土保全の根幹を揺るがすとは考えがたい。	[再掲] 4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (イ)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。
26年	206	土地利用(農地除く)	都道府県	青森県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	民有保安林の指定・解除等事務・権限の移譲	国に事務・権限がある重要流域に係る第1～3号保安林の指定・解除等について、その事務・権限を都道府県に移譲する。	(1)現状 重要流域における第1～3号民有保安林の指定・解除等の事務・権限が国にあるため、申請から決定告示までに相当の期間(約1年程度)を要しており、迅速な行政手続きのネックとなっている。 (2)支障事例 A 指定 ・申請後は保安林と同等の行為制限(伐採・作業行為等)が森林所有者に課せられるにもかかわらず、決定告示まで税法上の優遇措置が受けられないため、県民への行政サービスの低下を招いている。 イ 解除 ・予定告示まで申請地の用地活用が図れないため、県民への行政サービスの低下を招いている。 <手続きの流れ> 申請(知事)→可否審査(大臣)→予定通知(大臣)→予定告示(知事) →決定告示(大臣) (3)要望内容 重要流域のうち、2以上の都府県にわたらない流域における第1～3号民有保安林指定・解除等の事務・権限について、手続きに要する期間の短縮(約2～3ヶ月に短縮)を図るため、「地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)」の方針の趣旨に即ち、都道府県知事に移譲していただきたい。	[再掲] 4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (イ)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。
26年	333	土地利用(農地除く)	都道府県	群馬県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	保安林の指定・解除の一部移譲	既開設道路の曲線修正や法面保護工事のような比較的軽微な改良工事については、県民の利便性向上につなげるため、保安林の解除に係る権限を知事に移譲すべき。	①地方分権改革推進委員会第1次勧告で都道府県への移譲で取り上げられた重要流域の民有林の保安林の指定・解除の権限については、土地利用(開発・保全)の権限のほとんどが地方に移管される中、未だに国に残っている。 ②保安林区域内においては、幅員4m以下の林道等については、工事等を行う場合、「作業許可」として知事が処理できる。一方、幅員4mを超える道路については、曲線改良や法面保護等の小規模な工事であっても、重要流域であることをもって国(林野庁)による保安林解除が必要となっている。こうした工事は、現に作業許可で実施している内容(規模)と大差なく、県で処理することにより、工期の短縮等が図られ、県民の利便性向上につながる。 ③下流域への影響を考えた場合、幅員や道路の属性による差異は関係なく、(解除する総)面積の方がより重要な要素である。 ④農林水産省は、第43回地方分権改革推進委員会において、国民の生命・財産の保全及び地球環境対策における国の責任の観点から直接執行が必要とする資料を提出しているが、公道上の理由のうち既開設道路の改良工事に係るものなどに限定した場合には、そうした懸念は当たらない。 ⑤本県では、世界遺産に登録された資産に向かう道路が地帯のため通行できなくなっており、本格的な復旧工事を行うためには保安林解除が必要であるが、手続に時間がかかれば、資産へのアクセスが支障を来すこととなる。	[再掲] 4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (イ)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	374	農地・農業	知事会	九州地方知事会	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き同法施行令第3条第4号ア	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とすべく適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されたことになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	6【農林水産省】 (1)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、経済産業省及び国土交通省と共管) (ii)農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令第3条)の緩和を含めて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。
26年	243	農地・農業	都道府県	広島県	農林水産省、国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第5項	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	【制度改正の必要性】 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたって都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項と計画の一部分であり、本法自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生かす農林業その他の事業の振興を図ることを目的とされている。市町村の基盤整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。 【懸念の解消】 本法による義務付けによる調整以外での調整を行っていることであり、本法による義務付けの必要性がないと考える。	6【農林水産省】 (12)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平5法72)(総務省及び国土交通省と共管) 特定農山村地域である市町村が作成又は変更する農林業等活性化基盤整備計画に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条6項)については、当該計画の内容のうち、農山村所有権移転等促進事業(2条3項3号)に係る事項以外の事項に関しては、同意を要しない協議とする。
26年	805	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第23条第1項	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止	都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。	【現行】 都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされている。 【支障事例・改正による効果】 農林水産大臣との協議にはかなりの時間を要しており、大臣協議を廃止することで、より地域の実情に合った創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層推進できるとともに、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となることから、当該協議を廃止すべきである。 【改正後の対応】 なお、農水大臣との協議が廃止された場合、都市的土地利用制度と農地保全制度との調整が図られなくなるという懸念が生じるものの、区域区分に関する都市計画は、一都道府県の範囲内で完結するものであることから、都道府県の都市部局と農政部局等との調整等により適切に対応することが可能である。 (大臣許可を要する農地転用許可権限についても、都道府県への移譲を提案している。) 【本県における協議状況】 区域区分の変更(候補間都市計画区域)に係る協議期間(通常10ヶ月程度) 平成19年6月～12月 近畿農政局下協議(基本的事項に係る協議) 平成20年6月～12月 近畿農政局下協議(素案作成に係る協議) 平成21年4月28日 変更告示	6【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。)における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市町村区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法38)(農振法)8条1項)と重複する場合に限ることとし、その対象範囲を見直し、なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。
26年	925	土地利用(農地除く)	都道府県	埼玉県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	林産物供給等振興対策事業実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域材利活用増進戦略プロジェクトについて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強く、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地域材の利活用促進等、県の施策と重複しているので、県で一元的に実施したほうがより効果が期待できる。	
26年	717	農地・農業	町	聖籠町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条・第5条	農地転用基準の緩和	当町提案41による除外後の農地に限り、農地法の規定に関わらず転用可とする。	【支障事例】 当町提案41による農振除外後も農地法第4条及び第5条により転用して有効活用を図ることが出来ない場合がある。特に農地種の判断基準については、農地の性質そのものに着目したのではなく、周囲の状況等により判断されるため、遊休農地又は荒廃農地であっても、原則転用出来ない第1種以上農地として扱われることがある。 【制度改正の必要性】 エネルギー政策基本法で定めるエネルギー基本計画において再生可能エネルギーに関して遊休地の活用も支援していくとされているが、第1種以上農地と扱われる限り転用できない。しかし、この制度改正により土地の有効活用の観点から、再生可能エネルギー施設を設置することが可能となれば我が国の持続的発展に寄与することができる。 【懸念の解消】 第1種以上農地で再生可能エネルギー施設を無秩序に開発される懸念が想定されるが、当町提案41による農振除外後の区域に限って転用を認めることから当該懸念は解消される。また、当該区域の第1種以上農地が開発されることにより、隣接農地への往来、通作等に影響がある懸念も想定されるが、もともと遊休農地又は荒廃農地であり、往来、通作等への新たな影響があるとは想定されない。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	124	農地・農業	町	松前町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第2項、第5条第2項	転用許可基準の条例委任	農地法第4条及び第5条を改正し、地域の実情に合った許可基準を設定できるよう条例委任すること。	現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。 そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。 土庫利はまちづくりの本体であり、地域の事情やニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するため、優良農地をどのように守り、どのように有効活用していくのかという判断については、地域の実情を一番理解している基礎自治体の責任において行うべきである。 しかし、現行制度では、大臣や知事の許可になっており、地方分権を進めるうえでの阻害要因になるとともに、迅速性にも欠けている状況である。 地域の経済や住民の生活を考慮しながら、よりよい土地利用を進めることは、地方分権を進めるうえで重要な施策の一つであり、それを担うのは基礎自治体である。 そのため、地域の実情にあった許可基準を設定できるよう、農地法第4条及び第5条の改正を求める。 【支障事例1】 片側2車線の町道が完成し、分断線としては認められたが、「特別な施設の立地条件を必要とする施設」で規定している「流通業務施設」「休憩所」「給油所」等の施設については、国、県道ではないということ認められていない。 【支障事例2】 自治体が設置する地域のコミュニティ施設や消防団の施設等、公共性の高い施設にも、同様の立地条件が適用されるため地域が要望する場所に設置できない例があった。	
26年	747	農地・農業	中核市	豊橋市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第5条第1項第1号	市町村に対する農地転用制限の緩和	国又は都道府県が、地域振興上または農業振興上必要性が高いと認められる施設のために行う農地転用は、許可不要とされているが、市町村についても同様により許可不要となるよう農地転用の規制緩和を求める。	【理由】 東日本大震災以降、内陸部産業用地の需要が全国的に高まる中、本市では、南海トラフ巨大地震など大災害発生後も企業が安心して事業活動を継続できる新たな産業用地の確保が急務となっている。 しかしながら、新たな産業用地の候補となる内陸部の土地の多くは農地であり、農地にかかる規制が、新たな産業の育成や企業誘致などの地域振興対策の妨げになっている。 農地転用等、農地にかかる規制緩和を実施することで、農工商のバランスの取れた地域独自のまちづくりを促進し、生産性の高い農業と産業の集積による地域振興を図るとともに、新産業の創出、市内企業の移転防止、地域の雇用創出や企業誘致による自主財源確保等、地域経済の活性化を図ることができる。 【支障事例】 国県が農地転用する際の許可は不要であるが、市が農地転用する場合は、許可を受ける必要があるため、多大な時間と手間を要するほか、許可基準によっては、許可されない場合もある。これら農地規制にかかる手続きに多大な時間と手間を要するため、引合い企業に待ってもらえない。	
26年	202	農地・農業	一般市	瑞穂市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条、5条	農地法の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農地法」に係る許可基準の緩和	農地法4条、5条、第1項の末尾に、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない」と記述されている。 各号の追加として、「地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的に事業を実施しようとする場合」を記述する。	【地域の実情】 当市は、名古屋市が通勤・通学圏内で今後も人口増加が見込まれており、東海環状自動車道の開通による交通利便性が向上する地域となっている。 東海環状自動車道へのアクセスのために作られる新設道路用地の多くが、農用地域内農地であるが、周辺の農地は利用価値が向上し集約的な農業の実現可能が期待できるとともに、商業・工業等の企業立地との両立も可能であると考えている。 また、この地域は、今年中に準都市計画区域の指定をし、その後順次、特別用途制限地域を指定し、農地を確保しつつ商業・工業等の企業立地にも配慮した健全なまちづくりを進める方針である。 【改正理由】 国全体の食糧自給の観点から、全国一律に農地を守るという考えもあるが、一方で地域によっては、中山間地に見られるように耕作放棄地が広がり農地を守ることができない又は得策でない場合がある。また、ハイテク技術を用いた農業の推進など、必ずしも農地を減らすことが農業を衰退させることに繋がらないという考え方もある。 そこで、市町村の事情に配慮した許可基準の緩和をお願いしたい。 【改正すべき制度の根拠条文】 農地の転用の制限 第4条 (農地又は耕作放棄地の転用のための権利移動の制限) 第5条 「地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的な事業を計画した場合」を、ただし書きの各号の一つとして追加する。	
26年	207	農地・農業	一般市	木津川市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第2項第1号口 同法施行令第1条第1号	農地転用許可基準の一部条例委任	農地法第4条第2項第1号口に規定する農用地区分の基準(いわゆる「第1種農地」の基準)を農地転用許可権者(農地法第4条第1項に定める農地転用許可権者から事務処理特例条例等により当該権限の委譲を受けたものを含む。)の条例へ委任する。 農地法第5条についても同様。	農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による農地転用の許可(2haを超えるものを除く。)は、都道府県の自治事務とされている。 しかしながら、許可の基準については、同法及び関係政省令により全国的に統一された基準となっており、許可権者が地域の特性を踏まえて判断する際の支障となっている。 特に、同法第4条第2項第1号口に規定する「良好な営農条件を備えている農地」の基準のうち、同法施行令第1条第1号に規定する集団的に存在する農地の基準については、実際の農業生産性に関わらずおもに0ha以上の規模の1団の農地の区内であることをもって「良好な営農条件を備えている農地」とするものであり、本市の区域内において別様に詳述する支障が生じている。 なお、提案の実現により優良農地が減少する恐れがあると指摘に対しては、現行の基準が農業生産性の低い農地を「良好な営農条件を備えている農地」と誤って規定している恐れがあるのであり、実際に農業生産性が高い農地を減少させるものではない。	
26年	142	農地・農業	施行時特別市	佐賀市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号	「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)」について、現行の「直接農業の振興を図るもの」だけではなく、「(間接的に)農業の振興を図るもの」や、「地域振興を図るもの」にも適用を掛けられるなど地方の実情に応じた弾力的な運用を可能とすること。	【支障】 佐賀市における新工業団地開発は、平成18年の新工業団地の適地調査に始まり、平成21年には地元の同意のもと候補地を決定した。以降、庁内における検討会議や佐賀県及び九州農政局等との十数回に及ぶ協議を重ねてきた。 当初の計画では、平成22年に用地買収に着手し、平成25年には分譲開始という予定であったが、平成21年の農地法等の一部改正により、27号計画が「直接的な農業の振興」に限定され、当初認められていた農地の流動化を目的とした工業団地の開発が認められなくなった。そのため、農政への協議に入ることすらできず、工業団地の開発に支障をきたしている。 【必要性】 今後の農業振興のためには、農地の流動化を促し、その農地を作業効率の高い大規模区画農地として担い手に集約することで、農業経営の規模拡大による効率性と生産性の向上を図ることが求められている。 農地の流動化を促進する目的で「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」として工業団地を開発し、雇農を希望する小規模農家や、担い手への雇地集約を希望する兼業農家の就業機会を増やすことによって流動化した農地が担い手に集約される。これらにより、本市の農業生産性の向上が図られることから、農業の振興にも資するものであり、ひいては地域の活性化にも寄与するものである。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	203	農地・農業	一般市	瑞穂市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)第8条、4項(農振法)	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に係る手続きの簡素化	農振法第8条4項、市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。上記に、「ただし、地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的に事業を実施しようとする場合は、都道府県知事との協議・同意を省略することができる。」を追加。	【地域の実情】 当市は、名古屋市が通勤・通学圏内で今後も人口増加が見込まれており、東海環状自動車道の開通による交通利便性が向上する地域となっている。 東海環状自動車道へのアクセスのために作られる新設道路用地の多くが、農用地区域内農地であるが、周辺の農地は利用価値が向上し、経済的な農業の実現可能が期待できるとともに、商業・工業等の企業立地との併立も可能であると考えている。 また、この地域は、今年中に準都市計画区域の指定をし、その後順次、特別用途制限地域を指定し、農地を確保しつつ商業・工業等の企業立地にも配慮した健全なまちづくりを進める方針である。 【改正理由】 農地転用をするには、前段の処理として、当該農用地区域内の土地を農用地区域から除外するため、農業振興地域整備計画を策定しなければならない。この計画変更にあたり、市町村の意向を十分に反映させるため、特殊な場合の例外規定を設ける。 【改正すべき制度の根拠条文】 (農地の転用の制限) 第8条、4項の追加 「ただし、地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的な事業を計画した場合は、都道府県知事との協議・同意を省略することができる。」を追加。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	208	農地・農業	一般市	木津川市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号 同法施行令第6条	農用地区域指定基準の一部条例委任	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号に規定する農用地区域に指定すべき農用地等の集団性の規模に関する基準を市町村の条例へ委任する。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定による農業振興地域整備計画の策定は、市町村の自治事務とされている。 しかしながら、当該計画のうち農用地利用計画(同法第8条第4項の「農用地利用計画」)に定めるべき農用地区域(同法第8条第2項第1号の「農用地区域」)の基準は、同法第10条第3項第5号を除き同法及び関係省令により全国的に統一された基準となっており、市町村が地域の特性を踏まえて判断する際の支障となっている。 特に、同法第10条第3項第1号に規定する「集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの」の基準については、同法施行令第6条により「10ha」と定められており、市町村が同法第10条第1項の規定に基づき「自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して定める余地はない。農用地区域は、農地法第4条第2項及び第5条第2項の規定により原則として農地を農地以外の用途へ転換することが認められないことから、提案事項「農地転用許可基準の一部条例委任」と同様の支障が生じており、市町村が地域の自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して指定が行えるよう現行の指定基準を参照すべき基準としたうえで市町村の条例へ委任する。	
26年	755	農地・農業	都道府県	兵庫県、徳島県	農林水産省	A 権限移譲	産地活性化総合対策事業実施要綱	産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務の都道府県への移譲	産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ移譲すること。	【現行】 新品種・新技術等を活用した産地形成の取組に対する支援など産地活性化総合対策事業においては、国から民間団体等の事業主体へ直接交付されている。 【制度改正の必要性】 当該事業の実施には高度な農業技術の確立や技術確立後の広域的な技術普及が必要であるため、農林振興事務所や農業改良普及センター、専門技術員等との連携によるきめ細やかな技術指導が必要である。 【支障事例・効果】 実際には、市町、生産者団体、農協の三者だけで事業を進めている背景があり、専門の技術職員の不足から、地域全体への波及効果や技術の底上げ効果が低い。 実際に事業を実施した小野市の事例では、事業前の平成21年度1.1haであった有機農業面積が、事業実施後には約5.1haにとどまるなど、面積の広がりも小さかった。 したがって、円滑に事業を推進するために補助金交付事務は都道府県が担うべきである。また、都道府県が実施する事業との連携を図ることによって、地域の実情に応じたより効果の高い事業とすることが可能となる。	4 【農林水産省】 (13)産地活性化総合対策事業 国と都道府県との連携強化を図るため、都道府県に対し、事業の採択状況等に係る情報提供を行う。
26年	756	農地・農業	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省	A 権限移譲	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	【現行】 農山漁村地域の居住者・滞在者を増やすための対策を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」において、市町が策定した計画に基づく事業については、都道府県を経由せず国から直接市町に交付されている。 【支障事例】 農山漁村活性化計画に關与することがないため、計画主体となる市町に対し、広域的な観点での計画策定に対する指導等が実施できていない。 【改正による効果】 中山間地域の活性化については、都道府県においても複数の部局が連携して総合的な対策を講じているところであり、それら対策との相乗効果を高め、より効果の高い事業とすることが可能となるため、国から都道府県へ一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。 なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「農」のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めらるものである。	4 【農林水産省】 (12)農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 関係行政機関の一層の連携強化を図るため、都道府県及び市町村に対し、活性化計画を作成したときは、都道府県にあっては関係市町村に、市町村にあっては都道府県に情報提供を行うことを周知するとともに、関係行政機関が十分な意見交換等を行うことができるよう支援する。
26年	915	農地・農業	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)において、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあり、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【効果】 「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。	【再掲】 4 【農林水産省】 (12)農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 関係行政機関の一層の連携強化を図るため、都道府県及び市町村に対し、活性化計画を作成したときは、都道府県にあっては関係市町村に、市町村にあっては都道府県に情報提供を行うことを周知するとともに、関係行政機関が十分な意見交換等を行うことができるよう支援する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	761	農地・農業	都道府県	兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	日本の食魅力 再発見・利用促進 事業実施要綱	日本食・食文化魅力 発信プロジェクト 日本の食魅力発見・ 利用促進事業のうち「食のモ デル地域育成事業」に 係る交付事務の都道府 県への移譲	「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務を国から 都道府県へ移譲すること。	【現行】 地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図るための商品開発、販路拡大、 人材育成等に係る取組を支援する「食のモデル地域育成事業」では、農林水産省が公募、採択し、 交付金は「食のモデル地域実行協議会」に直接交付され、当該協議会に県が構成員となってい ない場合は、都道府県の関与なく事業が実施される。 【制度改正の必要性等】 都道府県においては、特徴ある食品の加工技術の開発や、その生産者の育成に係る事業を展開 しており、また都道府県が展開している独自のブランド戦略との連携を図ることで、蓄積された技 術情報やデータベースを有効に活用できることから、より効率的に事業を展開することが可能とな るため、国から都道府県に事務を移譲すべきである。 【支障事例】 具体的な支障事例として、本県では淡路島の農水産物・加工食品の生産・流通・観光・消費が一 体となって、食料生産直上での淡路島の魅力を最大に引き出すことと、島内はもちろん京阪 神などの大消費地での新たな需要を開拓することを目的として、22年度に「食のブランド淡路島推 進協議会」(事務局：洲本農林)を設置し、ブランド推進戦略を展開してきた背景がある。一方で、 25年度に淡路市や(株)ハナナ等が構成員となり、「淡路地域食のモデル構築協議会」を設立 し、本事業を行っているが、同団体が本事業に採択されたことについて後日に県に情報が入り、取 組内容についても、県の「食のブランド淡路島推進協議会」と重複する部分があり、県が本事業の 交付事務を行っていたら、応募団体に対し既存団体との調整や県のブランド戦略等を指導するこ とで、より効果的に事業展開が可能となったが、調整不足が見られた。	4【農林水産省】 (1)食のモデル地域育成事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主 体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該 計画等について意見聴取を行う。
26年	919	農地・農業	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	日本の食魅力 発見・利用促進 事業実施要綱	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補 助金」)について、 都道府県への財 源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち食のモデル地域育成事業につ いて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市 町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助 金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重 行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地 方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実 情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 同趣旨の地産地消を県も推進しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。 また、県で一体系的に実施した方がより事務の効率化が期待できる。	【再掲】 4【農林水産省】 (1)食のモデル地域育成事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主 体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該 計画等について意見聴取を行う。
26年	913	農地・農業	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	農業基盤整備 促進事業実施 要綱	都道府県を介さない 国の補助金(い わゆる「空飛ぶ補 助金」)について、 都道府県への財 源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち農業基盤整備促進事業につ いて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市 町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助 金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重 行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地 方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実 情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 同趣旨の地産地消を県も推進しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。 また、県で一体系的に実施した方がより事務の効率化が期待できる。	4【農林水産省】 (16)農業基盤整備促進事業 専成(平成)2月以降、都道府県以外が事業実施主体となる場合にお いても、都道府県経由で国へ申請を行うよう採択申請を一本化し たところであり、交付方法についても都道府県の判断に基づき、都 道府県経由で交付することが可能であることを、地方公共団体に周知 する。
26年	914	農地・農業	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	環境保全型農 業直接支援対 策実施要綱	都道府県を介さない 国の補助金(い わゆる「空飛ぶ補 助金」)について、 都道府県への財 源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち環境保全型農業直接支援対策 交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都 道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度と すること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助 金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重 行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地 方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実 情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 県で交付金を受け入れ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることが できる。	4【農林水産省】 (15)環境保全型農業直接支払交付金 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平26法78) に基づき、国から農業者等へ直接交付する仕組みから、都道府県 及び市町村を経由して農業者の組織する団体等に交付する仕組みに 見直す。
26年	922	農地・農業	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	果実等生産出 荷安定対策実 施要綱	都道府県を介さない 国の補助金(い わゆる「空飛ぶ補 助金」)について、 都道府県への財 源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち果樹経営支援対策事業につ いて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市 町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助 金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重 行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地 方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実 情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 産地の実情を把握している県が行うことで、より効果よく、効果的な事業実施が可能となる。	
26年	923	農地・農業	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	果実等生産出 荷安定対策実 施要綱	都道府県を介さない 国の補助金(い わゆる「空飛ぶ補 助金」)について、 都道府県への財 源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち茶改植等支援事業について、 都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村 や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助 金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重 行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地 方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実 情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 産地の実情を把握している県が行うことで、より効果よく、効果的な事業実施が可能となる。	4【農林水産省】 (1)茶改植等支援事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主 体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該 計画等について意見聴取を行う。
26年	773	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山 県、鳥取県、徳 島県	環境省、経済産業 省、農林水産省、 厚生労働省、財務 省	A 権限移譲	容器包装に係 る分別収集及び 再商品化の促進 に関する法律に基 づく権限の都道府 県への移譲	容器包装に係る分 別収集及び再商品 化の促進等に関 する法律に基づく 権限の都道府県 への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイ クル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を 必要とする人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲 すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を 指導する権限は限ることから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなけれ ばならない。また、立入検査、報告徴収についても、指導、助言等の権限が無くれば実効性がない。 現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題 が顕在化してから後進いで状況把握、対応を行うなど)と懸念し、提案したものである。)【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限につ いても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者 への一元的な指導を実施することが可能となる。また、大臣・並行権限とするなど、全面的立入検査 を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあり、事前に大臣と調整することで、統一的な 運用を担保できるようにする。	4【農林水産省】 (7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平7法112)(財務省、厚生労働省、経済産業省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入 検査について、関係する審議会において都道府県等から意見聴 取を行ういつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執 行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結 果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	978	環境・衛生	都道府県	鳥取県	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(第5条、第19～20条、第39～40条)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき国が報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき国が報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊弊が生じるおそれがある。そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】 4【農林水産省】 (7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平方法12)(財務省、厚生労働省、経済産業省及び環境省と共管)特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
26年	775	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(第8条、第10条、第24条)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づき国が報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲すること。大臣・知事の並行権限とする。事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言、事業者等への勧告、命令	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づき立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言、事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後述で状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、台同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一した運用を担保できるようになる。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	4【農林水産省】 (8)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平方法116)(財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	979	環境・衛生	都道府県	鳥取県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(第8条、第24条)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づき国が報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲すること。大臣・知事の並行権限とする。事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言、事業者等への勧告、命令	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づき国が報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲すること。大臣・知事の並行権限とする。事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言、事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後述で状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、台同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一した運用を担保できるようになる。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	【再掲】 4【農林水産省】 (8)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平方法116)(財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	776	環境・衛生	都道府県	兵庫県、徳島県	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	A 権限移譲	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	資源有効利用促進法に基づく促進に関する法律(第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条)	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言、事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後述で状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、台同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一した運用を担保できるようになる。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	4【農林水産省】 (6)資源の有効利用の促進に関する法律(平3法40)(財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)特定省資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	27	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条、第5条	農工商連携に関する事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整農工商等連携促進法による事業計画認定・承認に係る事務補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づき細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとして地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	【再掲】 4【農林水産省】 (9)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(経済産業省と共管) (i)農工商等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii)農工商等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農工商等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。
26年	851	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条	農工商等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲	農工商連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。	農工商連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組みものであり、これまでの相談事例からも、事業展開の初期段階から支援することが必要である。しかしながら、国の事業計画認定においては、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることなどが要件となっていることと、地域性や事業者のニーズ等が考慮することなく全国一律に評価していることから、事業者が申請を断念するケースが散見される。全国を見据えた視点についても、現地、連携体の現状を把握している県などの地域行政の判断(審査会等や専門家の意見照会等)が必要である。認定要件「新商品(新規性)」「有機的連携」「経済資源の有効活用」の審査については、農工商等連携ファンド事業等においても判断基準としており、県段階で情報を有していることから、県段階で審査実施することで情報の精度が高まる。認定要件が年間の都道府県は、現場での事業推進、認識等の低さ等問題を抱えている背景もあり、県・計画認定や補助金採択の権限を移管することで、連携事業者の掘り起し等につなげることができる。(参考)認定数H26.2.3現在 全国 計画認定626件、都道府県平均13.3件(愛媛県18件)、最少認定4件(佐賀県、長崎県)、最多認定 45件(愛知県)愛媛県内計画認定者のうち、補助事業実施 11/18件(長崎県、農工商等連携事業認定者 H20(176件)、H21(184件)、H22(65件)、H23(60件)、H24(60件)、H25(67件)農工商連携ファンドや6次産化事業の採択が増加しているのに対し、減少している。地域とのつながりや事業PRが弱い。県等が実施している農工商連携の促進に向けた各種支援事業との一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につながる。	【再掲】 4【農林水産省】 (9)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(経済産業省と共管) (i)農工商等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii)農工商等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農工商等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
26年	982	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲		農工商等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務	農工商等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務 について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。 その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されいている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都市部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元での支援などのバックグラウンドが無いのが、都市部で売れ続けることも難しく、都市と地方における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元で体制づくりに困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。 また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的な特色があるなど、全国展開を求めている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。 現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、県が県内の都道府県中小企業センター等の運営法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。 なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。	【再掲】 4【農林水産省】 (9)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(経済産業省と共済) (1)農工商等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法に規定後の事業化状況について都道府県と連携して事業に向け指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (2)農工商等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農工商等連携対策支援事業)については、国と都道府県との連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。	
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	A 権限移譲		省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲すること。	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー)の促進「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。国は、エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組効果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 ①効果的な取組みとするための工夫②求める措置の具体的内容にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組を実施する。③市町村で行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。 そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務もあわせて、同一の行政が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の設置が可能となり、効率的な物流・負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。 なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考え、また、H25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国・県内の物流網の効率化について急務に置く必要がある。総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされているが、各県での留意点を踏まえ、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県レベルでの取組みが実現し、流通の効率化に資する。	4【農林水産省】 (5)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省と共済) 特定事業者等(事業者等)の一の都道府県の区域内のものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
26年	510	産業振興	都道府県	神奈川県	国土交通省、経済産業省、農林水産省	A 権限移譲		「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県へへの移譲	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、 ②認定事業者からの報告徴収、 ③認定の取消、 ④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条		
26年	138	農地・農業	全国知事会・全国市長会・全国町村会	全国知事会、全国市長会、全国町村会	農林水産省	A 権限移譲		農地制度のあり方について	農地法の第3条の2、第4条、第5条の3、第8条、農地法第4条、第5条、附則第2項、農業委員会等に関する法律第12条	農地の確保に資する国・地方の施策の充実 農地の総量確保の目標管理 農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法50) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農地法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長と意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案を決定する。また、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公衆するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案を決定する。 上記と併せて、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超え以下の農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農地法附則2項については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)については、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	292	農地・農業	都道府県	三重県	農林水産省	A 権限移譲	農振法第3条の2、第4条、第5条の3、第6条、農地法第4条、第5条、附則第2項	農地制度のあり方について	農地の確保に資する国・地方の施策を充実させる。農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直しを行う。	【農地の確保に資する国・地方の施策の充実】 実効性ある農地の総量確保の目標管理の仕組みを構築する。具体的には、国指針として「確保すべき農用地等の面積の目標」を設定することとし、この設定に際し、農地確保の施策効果ごとの目標を設定する。従来、市町村は目標設定に関与することができなかったが、これらの目標は、国、都道府県、市町村が十分議論を尽くした上で設定することとする。このため、単に国が地方の意見を地取るのではなく、国と地方が透明性を確保した中で、実質的な議論を行うための新たな枠組みを設けることとする。なお、「確保すべき農用地等の面積の目標」については、国指針、都道府県方針、市町村計画に明記することとする。また、農地確保の施策について確実に実行に移すため、国、都道府県、市町村それぞれレベルで、「実行計画」を策定する。 【農地の総量確保の目標管理】 個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から、市町村に移譲し、国、都道府県の関与は不要とすべきである。また、市町村計画の策定のうち農用地区域の設定・変更についても、都道府県知事の同意を不要とすべきである。 【農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し】 上記の目標達成に向け、国は農地の確保に対する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体的施策を推進する。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (イ)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ロ)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する農地の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)については、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。
26年	16	農地・農業	一般市	飯田市	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条及び第5条	農地転用許可権限の移譲	①農地転用許可については、大臣許可・協議等の事務処理に多大な時間や手間を要し、迅速性に欠けるため支障があり、地域事情を把握している市町村に権限を移譲すべきである。総合的な土地利用行政を担う観点から、基礎自治体である市町村に権限を移譲すべきである。 ②現行の許可権限は、面積4ha超の農地にあつては「国(農林水産大臣)」、4ha以下2ha超は、国の事前協議に基づいて「都道府県知事」、2ha以下は「都道府県知事」(権限移譲を受けた市町村を除く)にある。これらすべての許可権者を「市町村へ移行」する。	・支障となる手続きの現状と事例 開発計画を進めるためには、農用地区域からの除外(以下「農振除外」と表記)の許可を受け、その後農地転用の手続きを進めることとなることから、農地転用許可される見込みがない事業については農振除外の手続きが進められない。そのため、農振除外が必要な大規模な開発については、国、県との事前協議を行い、除外相当と認められた後に農振除外の申請を行うこととなる。国との協議は非常に長期間を要するため、開発計画の速やかな推進は困難である。 ・迅速な事業推進の必要性 農家の後継者の住宅整備等小規模な開発に伴う転用についても、農振除外の手続きにおいて県との協議に相当な時間を要し、後継者の定住に支障がある。 ・地域の実情を踏まえた必要性 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。地域事情を把握している基礎自治体が、土地利用行政を総合的に担っていく必要があるという観点から、市町村に許可権限を移譲すべきである。	(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (イ)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ロ)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する農地の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)については、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	20	農地・農業	都道府県	愛知県	農林水産省	A 権限移譲	農地法4条1項、5条1項	農地転用許可(4ha超)権限の移譲	農地の転用(4ha超)に関する許可権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 農地転用に関する事務は法令に則って実施されていることから、地域の実情に精通した地方が大規模農地の転用に関する事務を執行しても、無秩序な開発を招くとは考えにくい。国の許可権限の地方への移譲や協議を廃止することで、審査期間の短縮が図られることを考慮すると地方で行う方が効果的な事務ができる。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農林水産省
26年	80	農地・農業	町	松前町	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条第1項、第5条第1項	全ての市町村に転用許可権限を移譲	農地法第4条及び第5条を改正し、農地転用の許可を市町村が行うようにする	現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。土地利用はまちづくりの基本であり、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するため、優良農地をどのように守り、どのように有効活用していくのかという判断については、地域の実情を一番理解している基礎自治体の責任において行うべきである。しかし、現行制度では、大臣や知事の許可になっており、地方分権を進めるうえで重要な障壁となっている。地域の経済や住民の生活を考慮しながら、よりよい土地利用を進めることは、地方分権を進めるうえで重要な施策の一つであり、それを担うのは基礎自治体である。そのため、農地転用の許可を市町村が行うことができるよう、農地法第4条及び第5条の改正を求める。	(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定 記載内容)
26年	91	農地・農業	都道府県	佐賀県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、 第5条	農地転用の許可 等に関する事務・ 権限の移譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事 務・権限を、農林水産大臣及び都道府県知事から、市 町村長へ移譲すること。	【支障】土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに縦割りであるが、都市計画法が一定の権 限移譲が進んでいるのに対して、農地法の権限移譲はほとんど進んでいない。このため、地域に おける土地の最適な利用を判断する責任が、地方自治体に十分でないため、まちづくりを地方自治 体が行っているという実感が乏しい。また、農地転用については農林水産大臣の許可、協議を必要 とする案件があるため、手続に時間がかかることから、行政の効率性の観点からも問題がある。 【改正の必要性】農地転用に関する事務権限を市町村に移譲する。これにより、地域の実情を把 握する市町村が事務を行うことで事務の迅速化が図られるとともに、地域における土地利用の責 任を地方が担うことが可能となる(別添、農地法附則第2項)に基づく、国への協議を廃止することも 提案。 【懸念の解消策】農地転用の事務移譲に伴い、国全体で確保すべき農地が守られなくなるとい う懸念に対しては、地方六団体農地制度PT報告書(添付)で提案しているとおり、国、都道府県、市町 村の間で確保すべき農地の総量等について、実質的な協議を行ったうえで、事後に第三者機関に よる評価を行うことで実効性を確保すること等により、解消が可能である。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭 44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国 と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕 組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地 方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条 の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の 設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意 見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及 び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を 聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定 基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と 協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等につ いては、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案 及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違 がある場合には、その要因分析等を行い、実施効果の見込み方等 について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論 を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目 標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日 地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管 理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の 議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等につ いては、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法 附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農 林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指 定市町村)においては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確 保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣 が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と 同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲 する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2) に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項 及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せ て検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏 まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも する。
26年	100	農地・農業	都道府県	岡山県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条第 1項及び第5条 第1項	農地転用許可権 限の市町村への 移譲	①4haを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権 限を市町村長へ移譲する。 ②4ha以下の農地転用に係る知事の許可権限を市町 村長へ移譲する。	【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっては、審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に 乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅 速化を図るべきである。 【支障事例】 地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変 化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを見逃す場合や、不要な出費を強いられる場合がある。 【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく 事務処理ができています。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意 見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。	(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭 44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国 と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕 組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地 方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条 の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の 設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意 見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及 び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を 聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定 基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と 協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等につ いては、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案 及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違 がある場合には、その要因分析等を行い、実施効果の見込み方等 について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論 を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目 標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日 地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管 理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の 議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等につ いては、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法 附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農 林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定め 指定市町村)においては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確 保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣 が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と 同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲 する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2) に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項 及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せ て検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏 まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	121	農地・農業	都道府県	静岡県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、 第5条	4haを超える農地 に係る転用許可権 限の移譲	農地法第4条又は第5条に基づく農地の転用許可権限のうち、農地面積が4haを超えるものに係る農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲	<p>【提案の背景】 農地転用に当たっては、農地面積が4haを超える場合は農林水産大臣、4ha以下の場合は知事が許可権限を有している。これについて、政府においては、平成25年12月20日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を閣議決定し、この中で、農地転用許可制度については、平成26年を目標として、農地確保の施策のあり方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>【制度改正の必要性】 大臣許可案件の処理には、知事許可に比べ、事前協議等に数か月以上の期間が加わるため、迅速な事務処理に支障を来している。例えば、企業立地等の転用需要に対し、開発者の事業展開のスピードを勘案した迅速な農業上の土地利用調整や許可処分等が必要であるにもかかわらず、行政間の長期間にわたる協議等によって農業振興を含む地域経済の活性化の機会を逃す可能性のあることがあげられる。大臣の許可権限を知事に移譲することにより、事前協議が不要となり、迅速な事務処理を行うことが可能となる。</p> <p>【懸念への対応】 大臣許可権限の知事への移譲により、大規模な案件に係る適正な農地転用許可事務の運用の確保が課題となるが、農地転用許可事務は、法令化された許可基準に従って処理するものであり地方自治体においても公平かつ厳格な運用の確保は可能である。なお、本県では、優良な農地を確保、保全するとともに、農地法に基づく農地転用許可制度を適正に運用するなど、県土の合理的な土地利用の推進に努めている。</p>	<p>4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法59) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を決定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を決定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも、</p>
26年	143	農地・農業	施行時特別市	佐賀市	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条及び 第5条	農地転用に係る事務・ 権限の市町村 への移譲	農地転用に係る国の許可権限を地方公共団体に移譲すること。	<p>【支障】 佐賀市における新工業団地開発は、平成18年の新工業団地の適地調査に始まり、平成21年には地元の同意のもと候補地を決定した。以降、市内における検討会議や佐賀県及び九州農政局等との十数回に及ぶ協議を重ねてきた。 当初の計画では、平成22年に用地買収に着手し、平成25年には分譲開始という予定であったが、平成21年の農地法等の一部改正により、農地転用許可要件や、27号計画で認められる施設要件が以前より厳しくなったこともあり、事業着手の手法を見出せない状況となり、未だ用地買収に着手できない状況となっている。 本市の平野部分は都市計画区域内であり、その中で市街化区域内では一団の土地の確保は難しく、市街化調整区域内の農地しか工業団地の適地が無いというのが実情である。しかし、市街化調整区域の大規模な農地の開発については、農政局の協議、許可が必要であり、手続が長期化している。そのため、企業も農地の開発を回避する傾向にあり、実際に佐賀市内に適当な広さ・条件の用地が無いとすることで市外に流出した企業もある。</p> <p>【必要性】 農地転用許可権限を市に移譲することにより、本市の構想の下に農業と工業、市街地のバランスある土地利用が促進され、地域における雇用の確保や企業誘致による自主財源の確保等、地域経済の活性化を図ることができる。</p>	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	151	農地・農業	都道府県	鳥取県、大阪府	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条第1項及び第5項並びに第5条第1項及び第4項	農地転用の農林水産大臣及び都道府県知事の許可権限の市町村への移譲	4ヘクタールを超える農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の農林水産大臣の許可を市町村長の許可に改め、権限を市町村に移譲する(併せて4ヘクタール以下の農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の知事の許可を市町村長の許可に改め、権限を市町村へ移譲する。)	<p>【必要性】</p> <p>農地転用許可の審査期間の短縮により、農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることができ、また、農地転用許可事務の効率化により、地域の実情に応じた迅速な調整が可能となる(住民に、より身近な基礎的自治体において総合的な土地利用の観点からの判断が迅速にできる。)</p> <p>農地転用は、営農条件や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請に対して当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなければならないものである。</p> <p>農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整を廃止して農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。</p>	<p>4【農林水産省】</p> <p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)</p> <p>農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、実施効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。
26年	195	農地・農業	都道府県	和歌山県、大阪府	農林水産省	A 権限移譲	農地法4条、5条	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲する	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することとされているが、4haを超える転用についても県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。県が行う農地転用許可事務は、市町村農業委員会での審査、県農業会議への諮問からなる3段階の過程で行われ、客観的かつ総合的な判断が担保されており、面積の大小によって許可権者が変わることには合理性はない。</p>	<p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)</p> <p>農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、実施効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	197	農地・農業	都道府県	奈良県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条第1項、第5条第3項	農地転用の農林水産大臣許可権限を都道府県に移譲	4haを超える農地の転用にかかる許可権限を大臣から都道府県知事に移譲する。	【根拠条文】4haを超える農地転用は農林水産大臣の許可が必要である。 【改正の必要性】 農地転用の大臣許可については、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の雇を生み出す工場や商業施設の立地を進めていく上で課題となっている。 地域の実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の実情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となり、総合的なまちづくりを進めることができる。 【具体的な支障事例】 大規模商業施設を誘致するため、市街化区域編入したが、その後の交通協議で市街化調整区域内で道路拡幅が必要となった。本来市街化区域内の農地転用は許可不要であるが、一連の事業計画のもとに市街化区域と市街化調整区域にまたがって転用が行われその面積の合計が4haを超える場合は市街化調整区域にある農地転用は大臣許可が必要とのこと、開発事業者が道路拡幅を行う場合大臣許可手続きに相当の時間を要することとなり事業計画が遅れることが予測されたため、開発事業者による道路拡幅は断念し、市が直接施工した。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (イ)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも、
26年	212	農地・農業	一般市	磐田市	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、第5条	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	【支障事例】 国内外屈指の光技術を有する浜松ホトニクス㈱が、光電子増倍管の生産拠点である豊岡製作所(磐田市下神増)において工場拡張を計画したとき、面積が3ha超であったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに頑張ろうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となった。例えばこの面積が4haの農林水産大臣許可案件となれば、さらに期間を要するものであると考えられる。 【必要性】 磐田市では、新東名高速道路の(仮称)磐田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の磐田IC及び遠州豊田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる。 【効果】 4ha超の農地転用許可の権限移譲により、手続き期間が1年以上短縮が見込まれる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県・市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	225	農地・農業	都道府県	三重県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条第5項	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。 農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を廃止する。	【支障事例等】 現在の農地転用事務においては、2ha超4ha以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要となっており、また、4ha超の場合には農林水産大臣の許可が必要となることから、大規模農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。 【制度改正の必要性】 都市計画法では都計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に備った土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべきである。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも
26年	234	農地・農業	都道府県	広島県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条第1項及び第5条第1項	4ヘクタールを超える農地転用の農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲	4ヘクタールを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を都道府県知事へ移譲する。	【支障事例】 4ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可する場合であっても、各農業委員会において意見書を添付するために農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。また、地方農政局における手続に一定程度時間を要する。このため、刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを企業が逃す場合や、不要な出費を強いる場合があり、許可権限を都道府県へ移譲することにより事務の迅速化を図るべきである。 【懸念の解消】 国は、現行制度について、大規模農地転用については、優良農地の確保や大規模農地転用によって用水系統を分断し周辺農地に大きな影響をもたらすこととなり慎重な判断が必要となるなど農地転用制度の適正な運用を図るためとしているが、農地転用許可について(本県では市町へ権限移譲)が行う場合と農林水産大臣が行う場合で許可の基準が変わるものではなく、都道府県(本県では市町)は審査能力を有することから、許可権限を都道府県へ移譲することによる支障はない。	(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	262	農地・農業	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、 第5条	農地転用許可の 移譲	4ha超の農地転用許可の権限については農林水産大臣から地方に移譲すること。 (ただし、優良農地の確保の観点から、国が関与する一定の権限の留保は必要。)	【制度改正の必要性等】 農地法第4条、第5条による4ha超の農地転用は農林水産大臣許可となっているため、自治体が出す許可等との確認・調整作業に多くの時間を要し、審査期間が長期化する。 【制度改正の経緯】 平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(平成27年5月27日)附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国と関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。 農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きき、国レベルの視点と立った判断を行うことが必要」との見解を示している。 【懸念への対応】 本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、大臣許可案件の調整を24件処理しており、地方が権限の移譲を受けても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。 ただし、優良農地の確保の重要性を考慮すると、国レベルの視点からの考察も必要と思われるため、地方自治法第245条の5に規定する是正の要求の対象に2ha超の案件も含まれるよう農地法第59条を改正するなど、国が関与する権限を留保すること。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)においては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも、
26年	300	農地・農業	都道府県	福島県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条第1項、 第5条第1項	農地転用等に関する 知事・農林水産大臣の許可権限の 市町村への移譲	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限を法律により市町村に移譲する。	【提案事項】 農地の転用は、住民に身近な市町村が権限を持ち、迅速かつ簡素に許可事務を行うことが必要であり、農地転用等に関する許可権限を法律により市町村に移譲すべきである。 このことにより、住民にとっては、申請から許可までの時間の短縮、地域の実情をよく知る市町村農業委員会での事務処理が行われ説明等が簡略化されるとともに、行政にとっては、市町村(農業委員会)の主体的な意思決定や地域の特色を生かした事務執行が可能となるため、まちづくりの主体である市町村による総合的な行政が展開されることとなる。	(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)においては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも、

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県・市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	313	農地・農業	都道府県	熊本県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条 農地法第5条	農地転用の許可 権限の国から都道 府県へに移譲	4haを超える農地転用の許可権限について、国から都道府県へ権限を移譲すること	【支障】 農地転用については、土地利用者の利便のためにも事務手続の迅速化を図る必要がある。しかしながら、4ha超の国許可案件の農地転用については、申請から許可まで1年を要している事例があるなど事務手続の迅速化を阻害している。 【制度改正の必要性】 許可基準が法令で定められており、国と県との間で意見が異なることもなかった点や事務手続きの簡素化による住民サービスの向上を考慮すると、都道府県へ権限を移譲するべきである。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。
26年	347	農地・農業	中核市	大分市	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、 第5条	農地転用に関する 知事・農林水産大臣 の許可権限の 市町村への移譲	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限を市町村へ移譲すること	【提案事項】 農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲 【支障事例】 農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査ののち意見を付して都道府県知事の送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。 【制度改正の必要性】 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのために、本来土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「都道府県農業会議への諮問の廃止」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することと可能とするものと考えられる。	(4)【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	417	農地・農業	市区長会	指定都市市長会	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条第1項、第5条第1項	農地転用の許可権限の移譲	農地法第4条及び第5条に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。	土地利用行政を基礎自治体が総合的に担う観点から、農地法第4条第1項、第5条第1項に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。 (権限移譲等の必要性) ・地方の活力をより一層高めるための土地利用は、都市の成長を図るために行う土地利用と農地保全の両方の観点をもって行い必要があるため、地域の実情を熟知している指定都市に権限を移譲する必要がある。 ・農地転用許可基準は農地法等で明確化されていることから、その基準への適否については地域の実情を熟知している基礎自治体が適正に判断することができる。 ・農地転用の許可及び農業振興地域指定等の事務権限を一括して指定都市が移譲を受け、一元的に取組みを進めることにより、申請者の負担の軽減等、効率的かつ効果的な施策展開が可能となる。 ・農地転用許可権限を基礎自治体が担い、農業委員と連携することで地域の農業振興を図り、不要な宅地開発を防ぐことができる。 ・当該許可権限は、都道府県の事務処理特例条例により、多くの市町村に権限の一部が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特例制度による実態が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。 ・農林水産大臣の許可案件についても、農業委員会が申請者からの転用相談を受け、許可基準に係る調査を行っているのが実情である。 (支障事例) 別紙No.1記載のとおり	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国との移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、
26年	439	農地・農業	都道府県	岐阜県	農林水産省	A 権限移譲	農地法4条1項、5条1項	農地転用の権限移譲	農地の転用に関する許可権限を市町村長に移譲する。	【現状】 県内の市町村が工業団地開発などを進めるうえで、農地転用が課題となり、計画的なまちづくりが進んでいない。 【支障事例】 A地区で検討されている工業団地開発構想では、数年前より農地転用に関する協議を進めている。当該工業団地は、高速道路のIC周辺という企業立地の絶好の場所に位置しているとともに、雇用の場の創出のため企業誘致を望む地域住民の要望があることから、市町村が主体となって進めている。しかし、農地転用の具体性(当該工業団地に立地する企業の具体的な企業名の提示等)等、現状における回答が困難な説明を求められ、協議が進まない。 【支障事例の解消策及び効果】 農地転用を、地域の実情に精進している市町村長の許可とすることにより、工場団地の造成など主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができ、効果的な企業誘致等を進めることができる。	(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国との移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、
26年	468	農地・農業	都道府県	神奈川県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条及び第5条	農地の転用に関する事務の国からの権限移譲	4haを超える農地転用許可事務の都道府県への移譲	開発計画等の大規模な農地転用が予定された場合、大臣許可に至るまでの国との調整が長期間に及ぶ可能性もある。このため、農地転用許可事務における、4ha超の転用許可を権限移譲することで、事務が地方に一本化され、事務処理期間の短縮が見込めるとともに、地域の実情に応じた土地利用が可能となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県・市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	672	農地・農業	一般市	須坂市	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、第5条	4haを超える農地転用に對する農林水産大臣許可を農知事に権限移譲	地域の実情を把握している地方公共団体が主体となって農用地の活用が可能となるよう制度の改正をしていただきたい。	調整に時間を要することから、地域や企業のニーズに応じた土地利用に支障が生じている。 また、現状として、 1 現在、農業振興地域内では、農業後継者がおらず荒廃農地が目立つ状況であり農業政策上からも好ましい状況とは言えない。 2 既存集落においては高齢化と人口減少が進行している。 ことが挙げられる。 これらを打破するための施策として、①企業誘致等を進める場合、過剰な規制が迅速な対応を求める企業との交渉の支障となっている。②既存集落の維持のために、兼業農家(農業後継者)が居住できるよう、就労場所の確保が必要である。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。
26年	703	農地・農業	都道府県	鹿児島県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条及び第5条	4ヘクタールを超える農地転用に係る都道府県知事への許可権限の移譲	農地転用面積が4ヘクタールを超える場合の農地転用許可権限を現行の農林水産大臣から都道府県知事に移譲する。	【権限移譲の必要性】 農地の総量確保のあり方と併せて検討すべきものと考え、4ha超の農地転用許可については、国よりも農地の状況をより把握できる県に権限移譲を行うことで、事務処理全体の時間短縮や申請人の負担軽減等が図られる。 【当県における事務の実績】 平成23年から平成25年までで5件発生 所要期間が長いもの例としては、2年8ヶ月(協議5回)、1年6ヶ月(協議4回)	(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	720	農地・農業	都道府県	徳島県、大阪府	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、 第5条	農地の転用に關する事務	農林水産大臣許可案件(4ha以上)の権限を地方に移譲する。	大臣転用案件については、都道府県を経由して国において許可・不許可を判断しているところ、地域の状況(地理的・地勢的)についてどうしても国では把握が十分ではなく、結果的に都道府県等に状況の確認を行うこととなり、申請者にとっては多大な時間を要しており、その部分の負担を軽減するために、権限を地方に移譲して、申請者側の負担を軽減する。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに
26年	752	農地・農業	都道府県	兵庫県、大阪府	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、 第5条	大臣許可を要する農地転用許可権限(4ha超)の都道府県への移譲	農地転用については、現行では4haを超える案件は大臣許可が必要とされているが、当該許可について許可権限を都道府県に移譲すること。	【現行】 4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することとされているが、4haを超える転用についても、地域の実情に応じた農業生産の基盤である農地の確保といった県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。 【制度改正の必要性】 全国知事会による自治体アンケートによれば、企業誘致や新規設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議までに長期間(2年程度)要した事例もあり、計画的な地方の施策展開に支障が生じている。そもそも許可基準は同一であり、面積で許可権者が異なるのは不合理。大規模農地の農地転用許可権限を都道府県に移譲することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。 【改正による効果】 地域の実情を把握する県において、国のような縦割りでなく農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができる。県が行う農地転用許可事務は、市町農業委員会での審議や県農業会議への諮問手続きによって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって許可権者が変わることに合理性はない。	(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	935	農地・農業	都道府県	三重県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、第5条	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。	<p>【支障事例等】</p> <p>現在の農地転用事務においては、4ha超の場合には農林水産大臣の許可が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめといったケースがある。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に合った土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべきである。</p>	<p>4【農林水産省】</p> <p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)</p> <p>農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。
26年	38	農地・農業	都道府県	愛知県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則2項	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	同左	<p>【支障事例】</p> <p>法令に規定はないが、協議に先立つ事前相談が慣例となっており、その分、審査期間に遅れが生じている。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>農地転用に関する事務は法令に則って実施されていることから、地域の実情に精通した地方が大規模農地の転用に関する事務を執行しても、無秩序な開発を招くとは考えにくい。国の許可権限の地方への移譲や協議を廃止することで、審査期間の短縮が図られることを考慮すると地方でを行う方が効果的な事務ができる。</p>	<p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)</p> <p>農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	120	農地・農業	都道府県	静岡県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	2haを超え4ha以下の農地に係る転用許可等に係る農林水産大臣との協議の廃止	農地法附則第2項により都道府県知事に義務付けられている、2haを超え4ha以下の農地転用許可等に係る農林水産大臣協議の廃止	<p>【提案の背景】 農地転用に当たっては、農地面積が4ha以下の場合には知事(又は権限移譲市長)が許可権限を有しているが、2haの農地転用については、農林水産大臣との協議が必要となっている。政府においては、平成25年12月20日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を閣議決定し、この中で、農地転用許可制度について、平成26年を以て、農地確保の施策のあり方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>【制度改正の必要性】 大臣協議が必要な案件の処理には、協議不要の案件に比べ、事前協議等に数カ月以上の期間が加わるため、迅速な事務処理に支障を来している。例えば、企業立地等の転用需要に対し、開発者の事業展開のスピードを勘案した迅速な農業上の土地利用調整や許可処分等が必要であるにもかかわらず、行政間の長期にわたる協議等によって農業振興を含む地域経済の活性化の機会を逃す可能性があることなどがあげられる。大臣協議の廃止により、事前協議が不要となり、迅速な事務処理を行うことが可能となる。</p> <p>【懸念への対応】 大臣協議の廃止により、大規模な案件に係る適正な農地転用許可事務の運用の確保が課題となるが、農地転用許可事務は、法令化された許可基準に従って処理するものであり地方自治体においても公平かつ厳格な運用の確保は可能である。なお、本県では、優良な農地を確保、保全するとともに、農地法に基づき農地転用許可制度を適正に運用するなど、県土の合理的な土地利用の推進に努めている。</p>	<p>4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を決定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。</p> <p>・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を決定する。</p> <p>・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。</p> <p>(2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <p>・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。</p> <p>・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)においては、当該指定市町村の長)に移譲する。</p> <p>・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。</p> <p>・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。</p> <p>・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも、</p>
26年	178	農地・農業	都道府県	佐賀県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	農地転用の許可に対する農林水産大臣協議の廃止	農地法附則第2項の2ha超4ha未満の農地転用に係る都道府県から農林水産大臣への協議を廃止する。	<p>【支障】土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに縦割りであるが、都市計画法が一定の権限移譲が進んでいるのに対して、農地法の権限移譲はほとんど進んでいない。このため、地域における土地の最適な利用を判断する責任が、地方自治体に十分ないため、まちづくりを地方自治体が行っているという実感が乏しい。また、農地転用について農林水産大臣の許可、協議を必要とする案件があるため、手続に時間がかかることから、行政の効率性の観点からも問題がある。</p> <p>【改正の必要性】農地法附則第2項の2ha超4ha未満の農地転用に関する都道府県から国への協議を廃止するとともに、地域の実情を把握する地方自治体が事務を行うことで事務の迅速化を図られるとともに、地域における土地利用の責任を地方が担うことが可能となる(別途、農地転用に関する事務権限を市町村長に移譲することを提案中)。</p> <p>【懸念の解消策】農地転用の事務移譲に伴い、国全体で確保すべき農地が守られなくなるという懸念に対しては、地方六団体農地制度PT報告書(送付)で提案しているとおり、国、都道府県、市町村の間で確保すべき農地の総量等について、実質的な協議を行ったうえで、事後に第三者機関による評価を行うことで実効性を確保すること等により、解消が可能である。</p>	<p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を決定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。</p> <p>・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を決定する。</p> <p>・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。</p> <p>(2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <p>・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。</p> <p>・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)においては、当該指定市町村の長)に移譲する。</p> <p>・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。</p> <p>・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。</p> <p>・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも、</p>

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	181	農地・農業	都道府県	秋田県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	農地転用許可に係る農林水産大臣の協議の廃止	2haを超え、4ha以下の都道府県知事許可案件について、農林水産大臣との協議を廃止すること	【見直しの必要性】 農地法附則第2項において、都道府県知事は、当分の間、2ヘクタールを超える農地転用について、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならないこととしている。 農地転用については、法令に基づく許可基準が定められており、許可権者に問わず、許可の可否判断は同一である。 大臣協議(事前調整及び公文書協議)に一定期間(1~2週間)を要し、迅速な許可事務に支障をきたしており、協議は必要ない。 県は国に対して審査書類や計画図等の資料を提供することに異存はない。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。
26年	196	農地・農業	都道府県	和歌山県、大阪府	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可にかかる農林水産大臣協議の廃止	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止すること	【制度改正の必要性】 県が行う農地転用許可事務は、市町村農業委員会の審査、県農業会議への諮問からなる3段階の過程で行われ、客観的かつ総合的な判断が担保されており、面積の大小によって協議の要否を区別することに合理性はない。	(4)【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	199	農地・農業	都道府県	岡山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	農地転用許可事務に関する農林水産大臣への協議の廃止	2haを超える農地転用の知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	<p>【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。</p> <p>【支障事例】 地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを逃す場合や、不要な出費を強いる場合がある。</p> <p>【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができています。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。</p>	<p>4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法59) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、自分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。</p>
26年	213	農地・農業	一般市	磐田市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止	<p>【支障事例】 国内外屈指の光技術を有する浜松トニクス機が、光電子増倍管の生産拠点である豊岡製作所(磐田市下神増)において工場拡張を計画したとき、面積が3ha超であったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに頑張ろうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となった。</p> <p>【必要性】 磐田市では、新東名高速道路の(仮称)磐田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の磐田IC及び遠州豊田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる。</p> <p>【効果】 2ha超4ha以下の農地転用の大臣協議の廃止により、手続き期間が半年から1年程度の短縮が図られる。</p>	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	314	農地・農業	都道府県	熊本県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法附則第2 項	2ha超から4ha以下 の農地への協議 の廃止	知事許可の2ha超から4ha以下の農地転用について国 への協議を廃止すること	【支障】 農地転用については、土地利用者の利便のためにも事務手続の迅速化を図る必要がある。しかしながら、2ha超から4ha以下の農地については知事許可にもかかわらず、国への協議が必要で、1 カ月～数カ月の協議期間を要して、事務手続の迅速化を阻害している。 【制度改正の必要性】 国への協議は「当分の間」として平成10年に法改正が行われ既に16年経過している。農地転用に ついては、許可基準が法令で定められており国と県との間で意見が異なることもあった点や事務 手続の迅速化による住民サービスの向上を考慮すると、「協議」は廃止すべきである。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭 44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国 と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕 組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地 方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条 の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の 設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意 見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及 び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を 聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定 基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と 協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等につ いては、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案 及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違 がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等 について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論 を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標 面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日 地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管 理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の 議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等につ いては、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法 附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農 林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指 定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確 保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣 が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と 同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲 する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2) に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項 及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せ て検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏 まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも
26年	673	農地・農業	一般市	須賀市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法附則第2 項	2haを超え4ha以下 の農地転用に対 する農林水産大臣 の協議廃止	地域の実情を把握している地方公共団体が主体となっ て農用地の活用が可能となるよう制度の改正をして いただきたい。	調整に時間を要することから、地域や企業のニーズに応じた土地利用に支障が生じている。 また、現状として、 1 現在、農業振興地域内では、農業後継者がおらず荒廃農地が目立つ状況であり農業政策上 からも好ましい状況とは言えない。 2 既存集落においては高齢化と人口減少が進行している。 ことが挙げられる。 これを打破するための施策として、①企業誘致等を進める場合、過剰な規制が迅速な対応を求 める企業との交渉の支障となっている。②既存集落の維持のためには、兼業農家(農業後継者) が居住できるよう、就労場所の確保が必要である。	(4)【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭 44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国 と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕 組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地 方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条 の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の 設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意 見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及 び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を 聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定 基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と 協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等につ いては、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案 及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違 がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等 について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論 を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標 面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日 地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管 理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の 議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等につ いては、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法 附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農 林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指 定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確 保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣 が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と 同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲 する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2) に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項 及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せ て検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏 まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	778	農地・農業	都道府県	兵庫県、大阪府	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法附則第2 項	知事許可案件である農地転用(2ha超4ha以下)の許可に際しての大臣協議の廃止	農地転用については、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際し大臣協議が必要とされているが、知事許可に際しての大臣協議の廃止	【現行】 農地転用については、現行では、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際し大臣協議が必要とされている。 【支障事例】 過去において企業誘致や新駅設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議まで長期にわたる交渉があり、計画的な地方の施策展開に支障が生じた。 【改正による効果】 知事許可案件に係る大臣協議を廃止することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。 また、地域の実情を把握する際において、国のような縦割りではなく農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができる。 なお、県が行う農地転用許可事務は、市町農業委員会での審議や県農業会議への諮問手続きによって、容観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって協議の可否を区別することに合理性はない。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも、
26年	885	農地・農業	都道府県	埼玉県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法附則第2 項	農地転用許可に係る協議の廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可の際行うこととされている農林水産大臣への協議を廃止すること。	【制度改正の必要性等】 農地法4条、第5条による2ha超4ha以下の農地転用許可については、都道府県知事から農林水産大臣への協議とされている。このため、県で審査を行った後で国において再度同様の協議を行うなど、二重行政の状態となっており、事業者の事務的な負担が大きいため、審査期間が長期化している。 【制度改正の経緯】 平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(H21法57)附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。 農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点立った判断を行うことが必要」との見解を示している。 【懸念への対応】 本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、2ha超4ha以下の知事許可案件を28件処理しており、協議が廃止されても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。	(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも、

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県・市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	936	農地・農業	都道府県	三重県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法附則第2 項	農地転用の許可 等に関する国への 協議の廃止	農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る 国への協議を廃止する。	【支障事例等】 現在の農地転用事務においては、2ha超4ha以下の農地転用については知事許可であるものの、 農林水産大臣への協議が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大 な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめら るというケースがある。 【制度改正の必要性】 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国 の関与が残っており、総合的な地域づくりのために、土地利用行政は基礎自治体である市町村 が総合的に担い、地域の実情に併じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要 がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する 地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する 企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、 協議を廃止すべきである。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭 44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国 と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕 組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地 方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条 の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の 設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意 見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及 び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を 聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定 基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と 協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等につ いては、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案 及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違 がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等 について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論 を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標 面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日 地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管 理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の 議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置につ いては、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法 附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、 農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指 定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確 保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣 が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と 同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲 する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2) に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項 及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せ て検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏 まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。
26年	938	農地・農業	都道府県	福島県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法附則第2 項	2ha超から4ha以下 の農地転用許可を 知事が行う際に議 務付けされた国と の協議の廃止	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に 義務付けされた国との協議を廃止する。	【提案事項・支障事例】 平成10年の農地法改正で、2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に農林水産大臣との 協議を義務付けされたが、同年の事務次官通知では「農林水産大臣の同意まで求める趣旨の ものでは無い。」とされている。 実際の大臣協議においては、1ヶ月間の協議時間を要することが通常となっており、場合によっ ては約の中心(メール)離れた東京(農政局(仙台市))における協議が必要なものがある。大臣協議が 終了するまでは、当然のことながら、県農業会議に諮問することができず、転用許可まで時間を要 している。 2ha超から4ha以下の農地転用許可について、知事の権限で許可を行っている2ha以下と同じ許可 基準であり、本来、許可の迅速化を図り、住民サービスの向上につなげるため、協議手続きの 廃止をお願いしたい。	(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭 44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国 と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕 組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地 方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条 の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の 設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意 見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及 び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を 聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定 基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と 協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等につ いては、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案 及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違 がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等 について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論 を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標 面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日 地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管 理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の 議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置につ いては、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法 附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、 農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指 定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確 保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣 が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と 同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲 する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2) に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項 及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せ て検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏 まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	983	農地・農業	都道府県	鹿児島県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法附則第2 項	2ヘクタールを超え 4ヘクタール以下 の農地転用許可 に係る農林水産 大臣への協議の 廃止	農地転用面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下 の場合の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議 を廃止する。	【規制緩和の必要性】 2ha超4ha以下の農地転用許可については、農林水産大臣への協議を廃止することで、事務処理 全体の時間短縮や申請人の負担軽減等が図られる。 【当県における事務の実績】 平成23年から平成25年までで22件発生 所要期間は、約2か月から5か月半	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭 44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国 と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕 組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地 方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条 の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の 設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意 見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及 び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を 聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定 基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と 協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等につ いては、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案 及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違 がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等 について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論 を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標 面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日 地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管 理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の 議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等につ いては、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法 附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農 林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指 定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確 保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣 が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と 同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲 する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2) に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項 及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せ て検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏 まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも、
26年	984	農地・農業	都道府県	広島県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法附則第2 項	2ヘクタールを超え る農地転用の都 道府県知事許可 に係る農林水産 大臣への協議の 廃止	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可 に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	【支障事例】 2ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣へ協議する場合であっても、農業委員会 でも審査は行われており、三重の審査が行われている。また、地方農政局における手続に一定程 度時間を要する。このため、刻々と変化する経済情勢に基づきビジネスチャンス企業等が逃す場合 や、不要な出費を強いられる場合があり、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化 を図るべきである。 【懸念の解消】 国は、現行制度について、大規模農地転用については、優良農地の確保や大規模農地転用に よって排水系統を分断し周辺農地に大きな影響をもたらすこととなり慎重な判断が必要となる など農地転用制度の適正な運用を図るためとしているが、農地転用許可について(本県では市町 へ権限移譲済)が行う場合と農林水産大臣への協議を行う場合で許可の基準が変わるものでは なく、都道府県(本県では市町)は審査能力を有することから、農林水産大臣への協議を廃止す ることによる支障はない。	(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭 44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国 と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕 組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地 方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条 の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の 設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意 見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及 び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を 聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定 基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と 協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等につ いては、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案 及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違 がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等 について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論 を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標 面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日 地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管 理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の 議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等につ いては、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法 附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農 林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指 定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確 保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣 が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と 同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲 する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2) に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項 及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せ て検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏 まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも、

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	985	農地・農業	都道府県	岐阜県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法附則2項	農地転用に係る農 林水産大臣への 協議を廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	<p>【現状】 県内の市町村が工業団地開発などを進めるうえで、農地転用が課題となり、計画的なまちづくりが進んでいない。</p> <p>【支障事例】 A地区で検討されている工業団地開発構想では、数年前より農地転用に関する協議を進めている。当該工業団地は、高速道路のIC周辺という企業立地の絶好の場所に位置しているとともに、雇用の場の創出のため企業誘致を望む地域住民の要望があることから、市町村が主体となって進めている。しかし、農地転用の具体性(当該工業団地に立地する企業の具体的な企業名の提示等)等、現状における回答が困難な説明を求められ、協議が進まない。</p> <p>【支障事例の解消策及び効果】 農地転用を、地域の実情に精通している市町村長の許可とし、国の協議を廃止することで、工場団地の造成など主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができ、効果的な企業誘致等を進めることができる。</p>	<p>4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。</p> <p>・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。</p> <p>・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。</p> <p>(ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <p>・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。</p> <p>・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。</p> <p>・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。</p> <p>・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。</p> <p>・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。</p>
26年	987	農地・農業	都道府県	徳島県、大阪府	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法附則第2項	農地の転用に関 する事務	農林水産大臣協議案件(2ha以上)については、協議の義務づけを廃止する。	大臣協議案件については、国において協議しているところ、地域の状況(地理的・地勢的)についてどうしても国では把握が十分ではなく、結果的に都道府県等に状況の確認を行うこととなり、申請者にとっては多大な時間を要しており、その部分の負担を軽減するために、協議の義務づけを廃止し、申請者側の負担を軽減する。	<p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。</p> <p>・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。</p> <p>・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。</p> <p>(ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <p>・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。</p> <p>・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。</p> <p>・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。</p> <p>・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。</p> <p>・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。</p>

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	988	農地・農業	都道府県	奈良県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法附則第2 項	農地転用許可に かかる大臣協議の 廃止	2ha~4haの農地転用許可にかかる大臣協議を廃止し、都道府県知事の専権事項とする。	【根拠条文】 平成10年農地法改正により、4haまでの農地転用の許可権限が都道府県に移譲されたが、農地法附則により、当分の間、2haを超える農地転用の許可をしようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することが必要である。 【改正の必要性】 農地転用の大臣協議については、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の雇用を生み出す工場や商業施設の立地を進めていく上で課題となっている。 地域の実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の実情とスピードを重視する企業ニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となり、総合的なまちづくりを進めることができる。 【具体的な支障事例】 市街化区域内の大型店舗出店であるが、駐車場の一部が市街化調整区域の農地約0.3haにかかることとなり、市街化区域の農地転用面積と併せて2haを超えるため、市街化調整区域部分は大臣協議が必要となり、農政局への事前相談から協議回答まで約7月を要した。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (イ)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。
26年	989	農地・農業	中核市	大分市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法附則第2 項	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止すること	【提案事項】 2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止 【支障事例】 農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査ののち意見を付して都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。 【制度改正の必要性】 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのために、本来土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「都道府県農業会議への諮問の廃止」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することと可能とするものと考えられる。	(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (イ)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	993	農地・農業	都道府県	鳥取県、大阪府	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	農地転用に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可に係る国への協議に係る農地法附則第2項の規定を削り、農林水産大臣への協議を廃止する。	【必要性】 農地転用許可に係る協議期間の短縮により、農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることができる。また、農地転用許可事務の効率化により、地域の実情に応じた迅速な調整が可能となる(住民に、より身近な基礎的自治体において総合的な土地利用の観点からの判断が迅速にできる。) 農地転用は、営農条件や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請に対して当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなければならないものである。また、今まで協議を行った案件のいずれも農議無しと回答されているところである。 農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整や協議を廃止して農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに
26年	986	農地・農業	都道府県	神奈川県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条及び第5条、同法附則第2項	農地の転用に係る事務の国の関与の廃止	2ha超4ha以下農地転用許可に係る協議の廃止 ・農地転用許可事務実態調査の廃止	開発計画等による農地転用に予定された場合、国との協議により、調整が長期に及ぶ可能性もある。このため、農地転用許可事務における、2～4haの農地転用に係る国との協議を廃止することで、事務が地方に一体化され、事務処理期間の短縮が見込めるとともに、地域の実情に応じた土地利用が可能となる。	
26年	14	農地・農業	一般市	燕市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第3項、第5条第3項	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農地の転用の際に必要となる都道府県農業会議への諮問を廃止する。	①許可に際しては、県農業会議への意見聴取が義務化されている。しかし、同会議は月1回しか開催されていないことから、申請から許可までに要する期間が係りすぎるため、申請に対し「迅速な事務処理」の支障となっている。 ②同会議は、各農業委員会等からの大量の案件を短時間で処理するため、会議は実質的には形式化しており、地域の実情を踏まえ検討されている点で、農業委員会の審査だけで十分であると考える。 申請から許可までの時間が短縮され、住民に対するサービスの向上が図られ、更には事務量の削減に繋げられることから、農地転用の際に必要となる県農業会議への諮問を廃止していただきたい。	
26年	133	農地・農業	施行時特別市	長岡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第3項、第5条第3項	都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止	都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止する。	<概要> 一定面積以下の農地転用許可について、都道府県から権限移譲を受けている市町村にあつても、都道府県農業会議への諮問、答申を受けることが規定されていることから、市町村農業委員会で審議による「許可」決定から、許可書発行まで20日以上を要している。 <都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止等の必要性> 都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止することにより、申請から許可までの期間が短縮され、迅速な手続きが可能となる。 <具体的な支障事例> 豪雪地という地域特性から、転用事業のための工事期間は降雪時期を除かなければならない。許可までの日数を要することにより、市民に不利益を与える可能性がある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	200	農地・農業	都道府県	岡山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第3項及び第5条第3項	農地転用許可事務に関する農業会議の意見聴取の廃止	農地転用許可に係る農業者会議への意見聴取の義務付けを廃止する。	【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっては、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権者を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。 【支障事例】 地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを逃す場合や、不要な出費を強いる場合がある。 【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができていた。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、農業者会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を決定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を決定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月6日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業者会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。
26年	214	農地・農業	一般市	磐田市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第3項及び第5条第3項	農業者会議の意見聴取の廃止	農業者会議の意見聴取の廃止	【支障事例】 農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定があることから、磐田市農業委員会において「許可相当」と判断された案件であっても、その日から1週間から10日後に開催される農業者会議の意見聴取後でなければ、当該案件について許可をすることができない状況にある。 【必要性】 本件については、面積の多寡にかかわらず転用条件のすべてに適用されるものであるため、民間の企業活動だけでなく個人の住宅建築等にも影響が生じている。現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる 【効果】 農業者会議の意見聴取の廃止により、手続き期間が10日程度の短縮が見込まれる。	
26年	418	農地・農業	市区長会	指定都市市長会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第3項 農地法第5条第3項	農地転用の許可に当たり都道府県農業者会議への意見聴取の廃止	農地法第4条第3項及び第5条第3項に規定される農地転用許可に当たり都道府県農業者会議への意見聴取を廃止する。	農地法第4条第3項に規定される農地転用の許可の際に義務付けられている都道府県農業者会議への意見聴取は、会議が形骸化していること及び事務の効率化による市民サービス向上を図る観点から廃止する。 【規制緩和等の必要性】 地方の活力をより一層高めるための土地利用は、都市の成長を図るために行う土地利用と農地保全の両方の観点をもって行う必要があるため、地域の実情を熟知している指定都市に権限を移譲する必要がある。 農地転用の許可及び農業振興地域指定等の事務権限を一括して指定都市に移譲を受け、一元的に取組みを進めることにより、申請者の負担の軽減等、効果的かつ効果的な施策展開が可能となる。 【支障事例】 農地転用許可権限が道府県から移譲されている場合でも道府県農業者会議への意見聴取が法的要件のため、申請者への許可書の発行までの処理日数は移譲前と変わらない。 道府県農業者会議への意見聴取は、農業委員会の審議と二重審議であるとともに会議は形骸化している。また、事務処理期間も長くなり市民サービスの面からも支障がある。 道府県農業者会議への意見聴取には議案の作成、会議への出席、議案の説明等事務処理上、多大な負担となっている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県・市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	990	農地・農業	中核市	大分市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法第4条第3項、第5条第3項	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問を廃止すること	【提案事項】 農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止 【支障事例】 農地転用許可にあつては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査ののち意見を付して都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理に多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていこうとする支障となっている。 【制度改正の必要性】 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「農地転用許可権限の移譲」と併せて移譲されることにより事務の高効率化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものとする。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。
26年	39	農地・農業	都道府県	愛知県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律 第4条、第5条	農業振興地域整備基本方針に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	都道府県が農業振興地域整備基本方針を定める際には、農振法により、基本方針のうち「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」と「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」については農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならないことになっているが、この条項を廃止する。	都道府県が農業振興地域整備基本方針を定める際には、農振法により、基本方針のうち「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」と「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」については農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならないことになっているが、この条項を廃止する。 【支障事例】 平成22年の県基本方針の策定に際し、当初、県で算定した目標値は基準年比で98%であった。これは、農業県であると同時に工業県でもある本県は都市と農村が近接しており、都市的土地需要が大変高い地域である等、本県の実情を踏まえた上で、政策努力も加味して設定した数値である。しかし、国は、基準年比102%と設定した国の目標を全国一律にあてはめようとして、102%ありきの議論に終始し、最終的に、当県の実情にそぐわない100%という目標値とすることで、基本方針変更の同意が得られなかった。 平成22年の国の基本方針変更に伴う県の基本方針変更の際には、国の確保すべき農用地区域内農地面積の目標に沿うことを求められ、県の実情にそぐわない目標値とせざるを得なかった。地域の実情に即した、県の自主的・主体的な取組を阻害することのないよう、大臣協議、同意は廃止する。	(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県・市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	102	農地・農業	都道府県	岡山県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域 の整備に関する 法律第4条第5 項	農業振興地域整備 基本方針を策定・変更する場合 の農林水産大臣 への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県 が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の 農林水産大臣への協議を廃止する。	【制度概要】 国は、食料の安定供給という責務から、どの程度の農用地等を確保しておくかを全国的な見地から判断する必要があると、農業振興地域整備基本方針の策定・変更にあたっては国の協議・同意を得ることとしている。 国の基本方針における「確保すべき農用地等の面積の目標」については、「食料・農業・農村基本計画」の供給熱量ベースの食糧自給率の目標50%を基に算定し、各都道府県の確保面積の合計が国の確保面積と一致する仕組となっている。 【支障事例】 都道府県の確保面積の算定にあたっては、全国一律の基準で行われており、各都道府県ごとに農家の高齢化、担い手不足、条件不利農地の存在やその地理的条件の差異など様々な要因があるにもかかわらず、それらは全く考慮されていない。 また、「協議」でありながら、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が押し付けられ、それに応じなければ国の同意がないという実態がある。 【制度改正の必要性】 確保面積目標算定について国への協議を廃止し、県の地域性・独自性が反映できるようなくみとすべきである。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本方針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、実施効果の見込み等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。
26年	164	農地・農業	都道府県	鳥取県、京都府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域 の整備に関する 法律第4条第5 項	農業振興地域整備 基本方針を策定・変更する場合 の農林水産大臣 への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県 が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の 農林水産大臣への協議を廃止する。	【必要性】 国の基本方針における「確保すべき農用地等の面積の目標」は、各都道府県の確保面積の合計と一致する仕組となっている。 このため、国と県との協議で、国は全国一律の基準で算定された確保面積を求め、県の地域性・独自性を十分に反映した内容により異なる確保面積を提示しても同意を得ることは困難となっている。 よって、地域の実情を踏まえた仕組みとするともに、協議・同意制を意見聴取など都道府県の意向を拘束しない方法に変えるべき。 ※H22年度作成の県基本方針の農林水産省との事前協議で、本県の実態を踏まえ目標面積はH21年比22%減となる見込みとの実情を伝えたが、国の基本方針の目標面積の算定割合と同じ2%(800ha)増となるよう求められた。	(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実に図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本方針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、実施効果の見込み等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	250	農地・農業	都道府県	広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域に関する法律第4条第5項	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 国は、食料の安定供給という責務からどの程度の農用地等を確保しておくかを全国的な見地から判断する必要であることから協議・同意を得ることとして、国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」については、「食料・農業・農村基本計画」の供給熱量ベースの食糧自給率の目標50%を基に算定されており、各都道府県の確保面積の合計が国の確保面積と一致する状況となっている。 各都道府県に対しては農家の高齢化、農業の担い手不足、条件不利な農地の状況、地理的条件等都道府県の実情をあまり考慮せず全国一律の基準で確保面積の算定がされている。また、農振法第12条の2に規定されている市町村による基礎調査実施中で農用地等の面積の減少が見込まれるものについても確定はないとして考慮されない各都道府県の実態を反映されておらず、協議となっているもの実態としては、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が押し付けられており、それに応じなければ同意されないという実態があり、各都道府県の確保面積の算定方法は不合理である。 確保面積目標算定について県の地域性・独自性が反映できるよう、協議ではなく、国への意見聴取等に変わるべき。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の見解を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を決定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を決定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)においては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。
26年	802	農地・農業	都道府県	兵庫県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域に関する法律第4条第5項、第5条第3項	農業振興地域整備基本方針変更に係る農林水産大臣への協議の廃止	国が農地確保の目標面積を定める際に地方と協議を尽くすことを前提として、知事が定める農業振興地域整備基本方針の策定・変更に必要なとされている農林水産大臣への協議を廃止すること。	【支障事例】 平成21年の農振法改正により、農業振興地域整備基本方針に「確保すべき農用地等の面積の目標」を定めることとされたことを受けて、平成22年度に基本方針の変更に係る農林水産大臣への事前協議及び本協議を行ったが、協議において、国から各都道府県に対し、国の設定基準に即した算定に直すこと等、目標の土積みを要請され、最終的に国の同意を得る必要があったことから応じた。 その結果、現在、各都道府県の面積目標は、国と同様、実効性がなく、達成できる見通しがないものとなっている。(全国知事会・地方分権推進特別委員会による「農地制度のあり方」においても課題とされている。) 【提案内容】 まず「国が農用地等の確保等に関する基本指針」において国の目標面積を定める際に、国・地方が協議を尽くし、農地確保の施策実施について果たす役割が大きい市町が、地域の実情を踏まえて主体的に定める合理的な目標面積を積み上げた数値をベースにする。 【改正による効果】 国が基本方針に目標面積を設定する際には国との協議が不要となることと、国・地方が責任を共有しつつ、実効性のある農地の総量確保が可能となる。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の見解を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を決定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を決定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)においては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとも。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	17	農地・農業	一般市	飯田市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域 に関する法律 第8条	農業振興地域の 整備に関する法律 に基づいた市町村 計画のうち、農用 地区域の設定・変 更については、都 道府県知事の同 意を要とする	① 現行では、定住促進のための住宅をはじめ地域振興や住民福祉のための公共施設建設にあたっては、農振除外審査及び許可と、農地転用の審査と許可が必要であり、例外規定により開発相当と判断されるまで1年ほどの期間が必要となる。 ② 地域事情を把握している市町村が主体となって、定住促進や安心して暮らせる環境づくり等住民福祉の向上を進めるため、農用地域の設定や変更については、都道府県知事の同意を要とする。	・支障となる手続きの現状と事例 開発を進める場合、農振除外の申し出審査対象には建物の平面図、立面図を整えることが必要になる。土地収用法に基づく開発計画でない限り、市町村の開発であっても同様の手続きが必要である。建設に至るまでには、農振除外の審査及び許可と農地転用の審査及び許可の手続きが必要であり、例外規定である宅地開発相当と判断されるまでに、最短でも1年程度の期間が必要になるため、定住希望者が計画を断念するケースがある。 ・迅速な事業推進の必要性 特に、中山間地域等では農業活動の条件が不利な農地が多く、過疎化による担い手不足、鳥獣害等による農作物被害、農業経営の不安定による農産物多量、農地の条件不利な地域では、農業収入による生活は非常に困難であり、中山間地域の危機的な状況を打開しているため、特に若年層の後継者、定住者の確保のためには、就業の場と住居を確保することを第一に検討すべきである。若い定住者が将来的には、地域コミュニティの中心となり、農業の担い手となっていくことが期待できるものと考えられる。 ・地域の実情を踏まえた必要性 特に、中山間地域等では農業活動の条件が不利な農地が多く、過疎化による担い手不足、鳥獣害等による農作物被害、農業経営の不安定による農産物多量、農地の条件不利な地域では、農業収入による生活は非常に困難であり、中山間地域の危機的な状況を打開しているため、特に若年層の後継者、定住者の確保のためには、就業の場と住居を確保することを第一に検討すべきである。若い定住者が将来的には、地域コミュニティの中心となり、農業の担い手となっていくことが期待できるものと考えられる。 ・以上の理由により、農用地域の設定や変更については、都道府県知事の同意を要とする。	
26年	101	農地・農業	都道府県	岡山県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域 に関する法律 第8条第4項	農業振興地域の 整備に関する法律 第8条第4項	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。	【制度概要】 市町村農業振興地域整備計画の策定・変更については、法律の基準に従って計画策定・変更をし、このうち農用地利用計画については都道府県知事との協議、同意を必要とするしくみとなっている。 【支障事例】 当県では、農地転用(4ha以下)に係る許可権限を平成20年度までに全市町村に移譲しているが、農業振興地域の整備に関する法律において、市町村農業振興地域整備計画の策定・変更にあたって都道府県知事への協議、同意が義務づけられているため、農地転用上の権限が市町村において完結しておらず、市町村による真の意味での自主的・主体的な地域づくりが可能となっていない。 【制度改正の必要性】 同社団の策定・変更について、法令上基準が示されており、その基準に従って計画策定・変更を	
26年	105	農地・農業	一般市	栃木市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域 に関する法律 第8条第4項、 第13条第4項	農用地利用計画 に係る都道府県知 事への協議及び 同意を廃止	農用地利用計画の農用地利用計画を策定及び変更する場合、策定及び変更の際に必要な都道府県知事への協議及び同意を廃止する。	【具体的な支障事例】 農業振興地域制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県知事が農業振興地域を指定し、これに基づいて市町村が農用地域を定めることにより優良農地の確保と計画的な農業の振興を目指す制度であるが、本市のように、3度の市町合併を行い、市域が広域となった自治体では、市政推進の指針となる総合計画やまちづくりの指針となる都市計画マスタープランと整合性を図った適切な土地利用の見直しが必要となっている。特に本市の土地利用上の大きな特徴として、東北縦貫自動車道と北関東自動車道の結節点に位置し、3か所のICを有しており、周辺地域は、物流・産業の拠点と将来の地域振興に大きな期待が寄せられている。さらに、少子高齢化に伴う人口減少対策として、定住促進の強化対策を本市は打出しており、安定的な雇用の確保が求められている。しかしながら、3か所のIC周辺地域は、ほとんどが農業農用地に該当しており、ICが設置された地理的優位性が一向に活かされていないのが実情である。市まちづくりの方向性を定めた総合計画や都市計画マスタープランを推進していく上では、農業振興制度が大きなハードルとなっている。 【廃止の必要性】 農用地利用計画の変更に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止していただきたい。地域の実情を反映したまちづくりを効果的に進めていくには、市の責任の下、将来のあるべき姿を考え、計画的かつダイナミックな土地利用の見直しを決めていくことが重要である。また、農振除外の手続きについても、時間的な短縮と地域住民へのサービス向上が図られ、事務量の削減にも繋がるものである。	
26年	132	農地・農業	施行時特別市	長岡市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域 に関する法律 第8条第4項、 第13条第4項	農用地利用計画 に係る都道府県 の同意、協議の 廃止等	農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止する。	<概要> 農用地利用計画の策定・変更については、法律により市町村が定めることとなっているにもかかわらず、都道府県の同意を要する協議が必要となる。この都道府県の同意を要する協議を一定規模の市町村に限って廃止することにより、農業振興を図りつつ、地域独自の土地利用が迅速に促進されることが可能となるもの。 <地域の実情を踏まえた必要性> 土地利用に係る実質的な権限が市町村に無いことから、地域独自の土地利用を迅速に行うことができず、地域振興の妨げとなっている。特に人口減少に歯止めがかけられない地域経済の現状をみると、地域資本の集約及び活性化が重要な課題である。一定規模の市町村に限り要件緩和を行うことは、人口急減に直面する地方の農業振興を図りつつ、国家戦略に基づき、産業の集積の実現による地域振興を図ることができる。 <具体的な支障事例> 雇用創出及び定住確保のための企業誘致等に支障をきたしている。また、災害に伴う住宅移転等、迅速に対応したい場合、都道府県の同意・協議の廃止がなされれば、事前相談期間、法定協議期間等が不要となり、農振除外に要する期間が2ヶ月程度短縮することが可能となる。	
26年	165	農地・農業	都道府県	鳥取県、大阪府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域 に関する法律 第8条第4項	農業振興地域の 整備に関する法律 第8条第4項	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農業振興地域区域の設定・変更に係る都道府県知事への協議の廃止	【必要性】 市町村が定める農業振興地域整備計画は、当該市町村の自主的・主体的な土地利用に関する計画等と整合が図られており、同計画(農用地利用計画)の策定・変更に係る都道府県知事への協議、同意は廃止すべきである。都道府県との協議が必要とされているため、市町村の自主的・主体的な農業振興地域整備計画(農用地利用計画)を迅速に作成・変更できない。 農用地利用計画の変更・決定に関する都道府県知事への協議に関する調整における事務処理が煩雑であること及び協議に係る期間が長期化する傾向にあることから、市町村の迅速かつ円滑な土地利用の妨げとなっている。	
26年	211	農地・農業	一般市	磐田市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域の 整備に関する法律 第8条第4項、 第13条第4項	農用地利用計画 の変更等の際の 都道府県知事へ の協議・同意の 撤廃	農業振興地域整備計画における農用地利用計画を定める、または変更する際の都道府県知事への協議及び同意の撤廃	農振除外は約半年ほどの期間が必要になるが、そのうち県との協議に約2ヶ月掛かっている。具体的には11月に受付をした場合、1月初旬に県に資料提出し、2月初旬の事前ヒアリング及び現地調査を経て3月初旬に事前協議申請を行うスケジュールとなり除外申請者からも時間が掛かってくるという声が多く上がっている。 同意については市職員も県職員も同じ法の審査基準に従って審査しており市の裁量の余地もないため撤廃しても問題ないと考えられる。	
26年	251	農地・農業	都道府県	広島県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域 に関する法律 第8条第4項	農業振興地域の 整備に関する法律 第8条第4項	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 市町村農業振興地域整備計画の策定・変更の同意について、法律にその基準が示されており、その基準に従って計画策定・変更をすればよく、県の同意を廃止することによって事務の迅速化が実現できる。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県・市町村)	提案団体	所管・関係府庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	746	農地・農業	中核市	豊橋市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第2条第1項、第4条、第5条	「施設園芸用地等の取扱いについて」の改正	施設園芸用地等の取扱いについて(平成14年4月1日 13経営第6953号)にて示された農地の判断について、温室の床面全面にコンクリートを舗装した場合、農地ではないとされている。また、集出荷のための駐車用地や作業用地も農地ではないとされている。しかしながら、作業効率の観点から農地に隣接して駐車用地や作業用地を確保するニーズは高い。よって、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室に隣接して農地を駐車用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすこと。	【農林水産省】 本地域では、トマト、ミニトマトの施設園芸が盛んで、従来から養液栽培を行う農家の割合が比較的多く、次世代植物工場ともいえる統合環境制御を伴う養液栽培も急速に増加している。また、イチゴ栽培においては高設ベンチによる栽培が一般的になっている。こうした中、更なる効果的な産地強化を図る上で以下の事項が問題となっている。 通路のみコンクリートを舗装した場合、育成作物の変更などにより養液設備や通路の取回りを要する場合に柔軟な対応ができない。 一部舗装は、通路をコンクリートとし、養液設備の下を赤土舗装部分にも防草シート等を敷く必要があり、一時的に全面舗装よりも前向きになってしまう。そのため、施設園芸で養液栽培の農業は、温室内の床面に全面農業用シートを敷いて対応しているが、シートは定期的な交換が必要でランニングコストが高い。また、地面が安定しないため、高所作業車を使う際に不安定で、安定性の高いコンクリート比べ、危険な作業となっている。 収穫したトマトなどを出荷するための荷さばきスペーストラックの駐車スペースなどについては、出荷物を台車や運搬するため、スムーズな運搬を実現するためにはコンクリートの舗装が必要となる。 転用等許可に要する期間の長さ、固定資産税や相続税での不利益を考慮し、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室と一体化して農地を駐車用地や作業用地とし舗装を行った状態に転用等許可を申請できることとする。	6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) (v)植物工場など農業の六次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、より円滑な転用を可能とする観点から、基準の明確化を図る。 なお、地域再生法の一部を改正する法律(平26法128)において、植物工場を含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例措置にたっており、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。
26年	297	その他	都道府県	三重県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和		補助事業等により取得し又は効用の増加した施設の取分等の活用を図るための経済産業省通知(平成16年6月10日大臣官房会計課通知)	国の研究開発支援制度では、開発試作用施設を商用ベースに転用した場合、補助金返還等の手続きを要するが、試作から商用化までを短期で実施できるよう、たとえ償却期間内の補助対象プラントであっても、返還等を行わず商用ベースに転用できるよう、補助金適正化法の運用を見直す。	【支障事例等】 補助対象となったプラント等は目的外の使用が限定的にしか認められていないため、例えば、試験研究に導入した設備等の場合、その試験研究が事業化につながらず、事業化についてはその設備を使用することはできず、設備を十分に活用できない状況が発生する。 【制度改正の必要性】 このため、償却期間内の補助対象プラントであっても、補助金返還等を行わず商用ベースに転用できるように運用を見直し、企業の事業活動に即した形で、補助金対象施設の柔軟な活用を図り、企業の競争力を強化すべきである。具体的には、平成16年6月10日付平成16-06-10会議第5号通知(補助事業等により取得し又は効用の増加した施設の取分等について)の15、5号申請等の特例(2)に開発試作用施設を本来の開発意図に沿った用途に転用する場合を追加し、補助金返還等を行わずに転用できるようにする。	6【経済産業省】 (5)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法170) 経済産業省の実施する国庫補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の転用については、中小企業者が研究開発を主たる目的とする補助事業等の成果を活用して実施する事業に使用するために行う処分制限条件(設備に限る。)の転用に当たっては、収益の国庫納付条件を付さないことができることとしていることを、地方公共団体に通知する。
26年	685	産業振興	指定都市	横浜市	経済産業省	A 権限移譲		もづくり中小企業・小規模事業者支援補助金交付要綱 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金交付要綱 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金(小規模事業者実証分)交付要綱	地方自治体が独自制度と一体的に実施できるよう、国が実施する地方自治体を経由せず中小企業等へ直接交付している中小企業支援や地域の産業振興のための補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)の地方自治体への交付金化	多くの地方自治体では、それぞれの創意工夫のと、地域の実情を踏まえた中小企業に対する独自の助成制度を実施している。 一方で、国の平成25年度補正予算事業「中小企業・小規模事業者のもづくり・商業・サービス革新事業」は、平成24年度補正予算事業を拡大して実施されているが、地方自治体が直接関与しない制度となっており、地域の事業者の様々な要望や要請等を踏まえた運用がしにくい仕組みとなっている。また、「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」も同様で、地方自治体が関与しない制度となっている。 横浜府では、新技術・新製品開発に取り組む中小企業を支援する「中小企業新技術・新製品開発促進事業(SBIR)」、中小製造業が行う設備投資等について経費を助成する「中小製造業設備投資等助成事業」を行っているが、国の支援制度は本市制度との一体的な支援とはなっていない。地域の産業振興に密着した事業については、地域の中小企業の課題を把握している地方自治体から、より柔軟に運用できる仕組みとすることが必要と考える。国において、過去2か年の補正予算事業等も含め、同種の事業を展開するのであれば、上記の趣旨を踏まえ、地方自治体が関与できる制度としていただきたい。 ※補助金の流れ 地方自治体が、国の交付金を活用し、独自制度と一体的に中小企業への支援を実施することで、自治体の判断による対象の上乗せや制度拡充、地方の実情や中小企業からの要望等を踏まえた効果的・効率的な運用、申請手続きの簡素化などが可能となる。 また、地域の中小企業にとっては、ワンストップでの申請・利用が可能になるなど利便性の向上となる。	
26年	64	環境・衛生	その他	関西広域連合	経済産業省、環境省	A 権限移譲		特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第27条、第28条、第32条、第53条	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・指導・助言および報告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲	特定家庭用機器再商品化法に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業者が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができるとする。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。なお、事務・権限の移譲にあたっては財源・人材等の移管が前提となる。	4【経済産業省】 (9)特定家庭用機器再商品化法(平10法97)(環境と共生) 小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、報告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた確かな執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	154	環境・衛生	都道府県	鳥取県	経済産業省、環境省	A 権限移譲		特定家庭用機器再商品化法第14条、第15条、第17条、第28条、第41条、第52条、第53条	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・指導・助言・命令に係る事務・権限の移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・指導・助言・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。また、国の各府県が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのほか、各府県が同一の都道府県の区域内にある場合は、報告・立入のほか、指導・助言等の事務・権限を一時的に都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	[再掲] 4【経済産業省】 (9)特定家庭用機器再商品化法(平10法97)(環境と共生) 小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、報告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた確かな執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	772	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省、環境省	A 権限移譲		特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第52条、第53条	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への報告、命令	【現行】 現在、一の都道府県内にのみ事務所がある小売業者はもとより、複数府県にまたがって事務所を有する小売業者に対する権限は都道府県には付与されていない。 【支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題意識を抽出しから後述いで状況把握、対応を行うこととする)を念慮し、提案するものである。) 【移譲による効果】 都道府県内すべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、報告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようとする。 なお、これらの権限の移譲により、全国規模の大手量販店の立入が可能となり、引取義務、引渡義務については、小規模店舗と足並みをそろえる指導が可能となる。	[再掲] 4【経済産業省】 (9)特定家庭用機器再商品化法(平10法97)(環境と共生) 小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、報告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた確かな執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	773	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が顕在化してから後述)で状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	4【経済産業省】 (7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省、農林水産省及び環境省と共管)特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	978	環境・衛生	都道府県	鳥取県	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告、立入検査、報告徴収、命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告、立入検査、報告徴収、命令に係る事務・権限の移譲	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一都道府県の区域内のみである場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】 4【経済産業省】 (7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省、農林水産省及び環境省と共管)特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	775	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等に関する法律第9条、第10条、第24条	食品循環資源の再生利用等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が顕在化してから後述)で状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	4【経済産業省】 (11)食品循環資源の再生利用等に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管)食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	979	環境・衛生	都道府県	鳥取県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等に関する法律第9条、第24条	食品循環資源の再生利用等に関する法律に基づく報告、立入検査、報告徴収、命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等に関する法律に基づく報告、立入検査、報告徴収、命令に係る事務・権限の移譲	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一都道府県の区域内のみである場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】 4【経済産業省】 (11)食品循環資源の再生利用等に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管)食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	776	環境・衛生	都道府県	兵庫県、徳島県	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	A 権限移譲	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が顕在化してから後述)で状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。なお、指定表示事業者に対して、異独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	4【経済産業省】 (5)資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管)特定資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	976	環境・衛生	その他	関西広域連合	経済産業省、環境省	A 権限移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律第37条、第30条、第130条第3項、第131条第3項	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告、立入検査、指導、助言および勧告、命令に係る事務・権限の広域連合への移譲	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業者が一府県の区域を超えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、大臣・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	4【経済産業省】 (12)使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)(環境省と共管)自動車製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査並びに自動車製造業者等の委託を受けた者に対する報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	980	環境・衛生	都道府県	鳥取県	経済産業省、環境省	A 権限移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律第24条、第26条、第37条、第38条、第90条、第130条、第131条	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務・権限の移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告、立入検査、報告、命令に係る事務・権限の移譲	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一都道府県の区域内のみである場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】 4【経済産業省】 (12)使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)(環境省と共管)自動車製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査並びに自動車製造業者等の委託を受けた者に対する報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	774	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省、経済産業省	A 権限移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条、第16条、第17条	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への小型家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が顕在化してから後述)で状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一した運用を担保できるようになる。	【経済産業省】 (21)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)(環境省と共管) 認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行ういつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	981	環境・衛生	都道府県	鳥取県	環境省、経済産業省	A 権限移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条～第17条	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が実施していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業者が一部の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】 【経済産業省】 (21)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)(環境省と共管) 認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行ういつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	584	産業振興	都道府県	北海道	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法第107条第2号 計量法施行令第28条第1号	都道府県が行うJA等に対する計量証明事業の登録に係る規制緩和	計量法では、大気、水又は土壌中の物質の濃度について、分析値を提供する場合、計量証明事業とされ、当該事業の実施に当たっては、環境計量士を配し、事業ごとに都道府県知事の登録を受けなければならない。JA等が行う土壌診断については、当該計量証明事業に該当しないものとなるよう、関係政令に規定を設けていただきたい。	【制度改正の経緯】 平成24年2月、全国計量行政会議において、農協等が行う土壌分析は、計量法に基づく計量証明事業に該当するとの見解が示され、農協等が計量証明事業の登録(環境計量士の配置義務)を行わなければ、農業者に分析値の提供ができなくなった。 【支障事例】 農業者は、土壌の分析値により自作地の状況を的確に把握し、作物ごとに自らが判断して施肥量を決定することで、環境への配慮とコスト削減に努めている。このため、25年10月に、北海道と農協団体が開いた「土壌分析施設関係者を対象とした説明会」では、複数の農協から、「農協が行う土壌分析については、計量証明事業の適用除外とすべき」との意見が出されており、JA北海道中央会の会議の場においても同様の意見が出ている。さらに、北海道では、グリーン農業(環境保全型農業)を推進しているが、分析値の提供が困難となれば、安全・安心な食料の安定供給という、食料供給地域「北海道」が果たして大きな役割が生じる恐れがある。 【制度改正の必要性】 JA等が行う土壌分析は、農業者が適正施肥を行うための当農指導の一環であり、また、分析値の使用も農業者が自己責任において、自作地の施肥量を決定するという限定的なものである。さらに、簡易測定に基づく、簡易分析値であっても利用可能であり、分析結果の信頼についても、一定程度の幅が設けられているのが実態である。このため、計量法が求める厳格な分析値を担保する必要がないものと考えられる。 【懸念の解消策】 計量法施行令第28条第1号「大気、水又は土壌中の物質の濃度」に、ただし書きとして、JA等が行う土壌分析を適用除外とするよう規定すること。	
26年	634	産業振興	都道府県	長崎県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法施行令第25条 基準器検査規則第5条第1項第3号	計量法で定める基準器検査に係る規制緩和	全量25Lを超える液体メーター用基準タンク(燃料油メーター)の検査を行うもの)の基準器検査を都道府県が行えるよう規制緩和すること	【支障事例】 計量器の検定等を行う計量器の検査(基準器検査)については、計量法施行令第25条第1項及び基準器検査規則第5条第1項第3号により都道府県が検査を行うものが定められている。県の計量検定所が所持する全量25Lを超える燃料油メーターの検査に使用する液体メーター用基準タンク(50L、200L)は、県が検査を行うことはできず、茨城県に所在する(独)産業技術総合研究所にて基準器検査を受検する必要がある。また、検査は、計量法第104条により、5年に1回受けることとされている。 基準器検査の受検にあたっては、基準器運搬に多額の費用がかかり、検査期間も1～2ヶ月を要し、検査に職員の出向が必要とことから大きな負担となっている。 【制度改正の必要性】 都道府県が基準器検査を行えるようにより、運搬費用や時間を軽減することができることから、基準器検査規則第5条第1項第3号について、「全量が25L以下の」要件を削除することを提案する。 なお、県では、液体メーター用基準タンクの他に、法104条に基づき定期的に検査を受けている基準器(10L、5L、その他の基準プラスチック)を所持しており、この基準器を活用することにより、適切な基準器(液体メーター用タンク)検査を実施することが可能である。	
26年	504	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	計量法第93条、第94条、第98条	適切な計量の実施の確保に関する事務・計量法に基づく製造、修理、販売業者等の届出、命令、検査等の都道府県への権限移譲	計量法に基づく電気計器(電気メーター)の検定を免除された製造事業者(指定製造事業者として経済産業大臣が指定)の製品についての各種届出の受理、定期的な立入検査、命令	各都道府県が、製造事業者の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることで、届出受理や命令も含めた移動時間の短縮、地域の実情に応じたきめ細かい検査の実施につながる。 また、製造事業者(指定製造事業者)が事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることを行っていることで、手続きが時間がかかり過ぎ、かつ、地域の実情に応じた対応ができていないという支障がある。	
26年	456	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	工業標準化法19条1項・2項、20条1項・2項、21条1項から3項、22条、29条2項、28条1項、29条2項、31条3項、32条、33条1項、34条、36条、37条、38条、40条1項	工業標準化法に基づく事業所への立入検査等の都道府県への移譲	JISマークの認証に関して 一の都道府県の管轄区域内のみにある認証機関の登録に関する業務 認証を受けた者の向上、事業所等に対する報告徴収、立入検査等に関する業務	製造業者にとっては、登録、検査事務ともに移動時間の短縮につながる。 本県の公試機関には、工業品等の試験・検査を行っている技術職が配置されており、これまで行ったきた業務での見地を活かして本業務を行うことは可能であり、件数にもよるが、特に新たな組織の設置は要しないものと考えられる。 ただし、地域別に手続きの相違が生じないよう統一した手続きなどの整備は事前に必要となるものとする。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	470	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	科学技術基本計画 地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新産業戦略推進事業(地域新産業積載戦略推進事業)) 地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新産業戦略推進事業(イノベーション基盤強化事業)) 交付要綱	地域技術の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などの産学官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理	「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をほしい。(現行: 国2/3 ⇒ 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など) 産学公連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助事業について、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	
26年	940	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	「産学人材育成ハートアップ」今後の取組の方向性について、ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創出促進事業公募要領	産学人材育成ハートアップに関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などの産学官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理	「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をほしい。(現行: 国2/3 ⇒ 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など) 産学公連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助事業について、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	
26年	235	産業振興	都道府県	広島県	経済産業省	A 権限移譲	商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項 商工会議所法施行令第7条第1項第4号	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府県に移譲されることにより定款変更の窓口一元化、申請者の負担軽減につながる。 【懸念の解消】 第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項については、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。 (目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することと同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。 (名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。 (地区)県境を超えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないか。	4【経済産業省】 (2)商工会議所法(昭28法143) 商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務、権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平26法51)38条の施行状況等を踏まえつつ、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	334	産業振興	都道府県	群馬県	経済産業省	A 権限移譲	商工会議所法第27条、第28条、第46条第2項第1号、2号、及び第4項、第59条第1項第1号、2号、第2項及び第4項	商工会議所に係る経済産業大臣の許可権限の都道府県への移譲	事務の効率化や地域の商工関係団体に対する事務の一元化を進めるため、商工会議所に対する認可や取り消しの権限を、都道府県等に移譲すべき。	①商工会については、認可や取り消し等を含め都道府県等がすべての指導監督を行っている。一方、商工会議所については、認可や取り消し等を除く日常の指導監督を都道府県等が行っているが、いずれも、地域において商工業の発展に向けて活動する団体に変更はない。 ②第19回地方分権改革推進委員会において、経済産業省から、「商工会議所は世界各国に存在し、輸出の原産地証明など国境を超えた事業への支援活動を行っており、国際的な信用を維持するために国が指導・監督について一定の権限を保持する必要がある」との回答がされている。その一方で、一部の権限のみを国に残すことと具体的なメリットは不明である。 ③第3条第2項の名称使用の許可については、半挙げて対応により権限移譲が可能となるようにするなど、地域の実情に応じた処理ができるようにすべき(ただし、該当商工会議所の了解が要)。	[再掲] 4【経済産業省】 (2)商工会議所法(昭28法143) 商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務、権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平26法51)38条の施行状況等を踏まえつつ、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	494	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	商工会議所法第3条第2項以外	商工会議所に係る経済産業大臣の許可権限の都道府県への移譲	現在、一部移譲されている「商工会議所法」に基づく許可等について、第3条第2項の名称使用の許可を除く、すべてを権限移譲する。	商工会議所法許認可関係事務について、現在、一部しか都道府県事務になっていない。特に、商工会議所法第46条第2項の定款変更の許可については、第25条の定款記載事項により所管行政庁が経済産業省であったり、都道府県であったりする。権限移譲により、このような二重行政の解消を図ることで、県民サービスの向上につながるものと考えられる。 商工会議所側からすると、定款変更する事項により、国に申請したり県に申請したりしている。権限が移譲することにより、一括して都道府県に申請することになり、時間的にも費用的にも少なくなると、県民サービスの向上につながるものと考えている。 また、類似の団体である商工会の設立、定款変更等の許認可は、「商工会法第60条」において、都道府県が処理する事務になっており、このことから都道府県等に権限移譲すべきものとする。	[再掲] 4【経済産業省】 (2)商工会議所法(昭28法143) 商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務、権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平26法51)38条の施行状況等を踏まえつつ、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	592	産業振興	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	商工会議所法第44条、商工会議所法施行令第7条	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る設立、解散等に関してしている全ての権限を都道府県に移譲する	商工会議所については、多くの権限が都道府県に移譲されているが、地域の中小企業支援などの産業振興施策と密接な関わりをもち、都道府県の実施する産業振興策と関連が深いことから、現在国に残されている設立・解散等の認可についても地方において権限を有すべきであり、未だ国において権限を有する設立・解散等の認可についても移譲を求める。なお、第4次一括法の成立に向けた整理の中で、本件について経済産業省からは「商工会議所は…国境を超えた事業への支援活動を行っており、…国際的な信用を維持するために国が…指導・監督について一定の権限を保持する必要がある」との回答がなされているが、その事業実態から商工会議所の業務は地域の中小企業支援などの産業振興策と密接な関連を持ち、都道府県の施策との関連が深いことから、移譲を求めるもの。	[再掲] 4【経済産業省】 (2)商工会議所法(昭28法143) 商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務、権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平26法51)38条の施行状況等を踏まえつつ、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	946	産業振興	知事会	中国地方知事会	経済産業省	A 権限移譲	商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項 商工会議所法施行令第7条第1項第4号	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府県に移譲されることにより定款変更の窓口一元化、申請者の負担軽減につながる。 【懸念の解消】 第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項については、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。 (目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することと同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。 (名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。 (地区)県境を超えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないか。	[再掲] 4【経済産業省】 (2)商工会議所法(昭28法143) 商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務、権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平26法51)38条の施行状況等を踏まえつつ、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	424	産業振興	都道府県	熊本県、福岡県	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	工業用水道事業法第2条 河川法第23条	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	経済産業省通達にて規定されている工業用水道からの雑用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の弾力的な運用を実現すること	【支障】工業用水の需要が漸増し、施設能力と水需要の乖離が拡大している中、工業用水及び雑用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、適達及び法に規定されている供給条件(供給区域、供給対象)や手続きが供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとしては次のようなものがある。 植物工場等への給水が工業用水では不可(植物工場は、日本標準産業分類上においては「農業」と定義されるため)。 工業用水は、工業用水道事業法第2条第3項で、導管による(製造業への)給水を定めていることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できない。 雑用水や大規模災害時の他用途利用(消防利水、飲用等生活用水への一時的な利用)等に伴う水利権上の制約(本来的には、雑用水等の供給は工業用水の目的外使用となるため弾力的な運用が必要)。 【制度改正の必要性】工業用水の未利用水を幅広く活用することは、工業用水道事業の経営改善のみならず、国内外の水資源に関する課題に対応できることから、農業用水、都市活動用水や海外での産業用水など、工業の垣根を越えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な水需要に対応できるよう、雑用水の供給要件緩和や手続きの簡素化、工業用水道事業法の適用範囲の拡大、水利権等の弾力的な運用といった規制緩和が必要である。	【経済産業省】 (4)工業用水道事業法(昭33法84) 工業用水道による工業の用以外の用途(飲用を除く。)への水の供給については、雑用水比率10%以下の場合の届出の廃止等の手続の簡素化、供給条件の緩和等を含む運用を改正し、平成26年度中に工業用水道事業者に通知する。 【措置済み】平成26年12月25日付け経済産業省経済産業政策局産業施設課通知
26年	503	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	工業用水道事業法(以下「法」という)第3条～5条、第9条第3項、第10条、第13条、第17条第1項及び第2項、第21条に規定する工業用水道の届出・許可 法第6条、法第7条、第8条、第9条第1項、第12条に規定する変更の届出・許可 法第23条に規定する工業用水道事業に関する報告 工業用水道事業法施行令第1条に規定する水質測定項目免除の承認の申請 法第18条、第22条、第24条に規定する命令、処分、調査、検査	工業用水道事業法の施行に関する事務(給水開始前の届出、事業休止等)の都道府県への権限移譲	工業用水道事業法の施行に関する以下の事務の権限を移譲 工業用水道の届出・許可 給水能力の変更等の届出・許可 工業用水道事業に関する報告 水質測定項目免除の承認の申請 ほか	県内の工業用水道事業者である横浜市及び川崎市にとって、届出や報告等の提出先が県になれば、地域の実情に応じた相談対応が可能となることから、県が行うべきである。現在のところ大きな支障事例はないが、次年度計画に関する圏からのヒアリングなどを、圏ではなく地域に近い県が行うことにより、距離の面を含めて、県内の工業用水道事業者が相談しやすい環境になると考えられる。 県ではこれまで工業用水道事業法に係る事務は行っていない。なお、法第15条第1項及び第2項では、工業用水道施設の設置や変更のための土地の立ち入りについて、知事の許可を受けるように規定されている。 横浜市及び川崎市からは、手続の際、距離的なメリットが生じるとの意見を聞いている。	
26年	844	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガス販売の確保及び取引の適正化に関する法律 第3条1項、第3の2第3項、第8条、第10条第3項、第13条第2項、第16条第3項、第18条の2第2項、第19条第2項、第21条第2項、第22条、第23条、第25条、第26条、第29条第1項、第32条第2項、第33条第2項、第35条第1項、第35条の2、第35条の3、第35条の4(第8条、第10条、第23条)、第36条の6第1項、第35条の7、第35条の10、第82条第1項、第83条第1項(液化石油ガス販売事業者に係るもの)及び第2項、規則第132条、	液化石油ガス販売事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとする。	液化石油ガス販売事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとする。	現在は、同じ都道府県内に事業所を設置する販売事業者でありながら、県域内だけに事業所を設置する販売事業者に対して都道府県は指導できるが、県域をまたがって事業所を設置している販売事業者は国所管であり都道府県では指導できない二重行政となっている。 さらには、液化石油ガス販売事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所管する消費者行政や消防行政との関係が深く、これらと連携して対応することが有効であるもの。現在、当該事務は県(一部国)が所管しており、効率的・効果的な行政運営の妨げとなっている。例えば、事故の届出などは、事務処理が混乱するおそれがある。また、本業務に従事する国の人員費、組織維持の経費が不要となる。また、地域の事業所は地域で統一した指導をすることができる。 一般消費者や地域店舗に最も近い基礎自治体で指導等を行うことにより、効率的な行政運営が可能となる。また、火災事故等の際に、消防が所管する基礎自治体の方がより密に消防と連携を図ることができる。 なお、現在、本県が所管する事業者数は約400事業所。このほか、複数の県域に跨る事業所として国が所管するものは県内に約10事業所。	
26年	428	消防・防災・安全	一般市	苫小牧市、市原市、高石市、山陽小野田市	経済産業省(資源エネルギー庁)	B 地方に対する規制緩和	石油貯蔵施設設立地対策等交付金交付規則 第3条、第4条、別表 昭和53年9月28日付け、53資源計第16号 資源エネルギー庁石油部計画課長通知 特別会計に関する法律(第85条第2項第2号へ)	石油貯蔵施設設立地対策等交付金の国庫補助事業への充当制限の撤廃	昭和53年の資源エネルギー庁石油部計画課長通知により、国庫補助事業のうち、予算補助について国による補助率が1/2以下の補助金だけに同交付金を充当できるようなっているが、その補助率の制限を撤廃し、同交付金の弾力的な運用を可能とした。	【提案の背景】石油貯蔵施設設立地等の市町村は、住民の安全を確保し、不安のない地域社会を構築するため、特設の安全・防災対策等の環境整備を推進している。特に、防災対策については、首都直下地震・南海トラフ巨大地震に備えるべく更なる対策の推進が喫緊の課題となっている。 【支障事例】防災施設等の整備には、財政負担が大きく、「石油貯蔵施設設立地対策等交付金」は、貴重な財源となっている。同交付金は、「石油貯蔵施設設立地対策等交付金交付規則」の備考により、「国がその経費の一部を負担し又は補助する事業は除く。ただし、当該事業の経費に対する国の負担又は補助の割合が法令により定められているもの(一定割合「以内」の割合で負担又は補助することになっているものを含む。)」以外のものについては、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため特に必要があると認められる場合に限り、交付対象とすることができる。」とされている。それにも関わらず、昭和53年9月28日の「資源エネルギー庁石油部計画課長通知」により、補助の割合が1/2より高い事業に充当できないなど運用上の制限が課されている。 【解消策】立地交付金は、特別会計法及び同法施行令等、交付対象事業につき何ら制限を課しておらず、同様の充当制限があった「電源立地地域対策交付金」では、すでに充当制限が撤廃されており、「石油貯蔵施設設立地対策等交付金」の充当制限が撤廃されれば、農山漁村地域整備交付金(うち農地防災事業、畜産環境総合整備事業等)事業など、国による補助率が1/2より高い事業に充当可能となり、同交付金の弾力的な運用も促進される。また、国による防災対策等交付金	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	853	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	A 権限移譲	石油貯蔵施設設立地対策等交付金交付規則第3条、第11条	石油貯蔵施設設立地対策等交付金交付規則第3条、第11条	石油貯蔵施設設立地対策等交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性が欠け、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 当交付金は石油貯蔵施設の設置の円滑化に資することを目的とするものであるが、交付対象事業は公共用施設の整備に限定されていることから、その他の行政需要には充当できない。 石油貯蔵施設設立地対策等交付金交付規則第3条に規定する交付対象経費(公共用施設の整備費用)について、県が必要と判断する経費に充当できるよう権限を移譲する。 交付対象を公共用施設の整備に限定しない制度設計とする。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	
26年	375	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省(資源エネルギー庁)	B 地方に対する規制緩和	採石法第32条の4第1項及び第32条の10第1項	採石業からの暴力団排除のための採石法の改正	採石法に基づき業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】各県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、採石法第32条に規定する採石業の登録については、同法第32条の4第1項及び第32条の10第1項に暴力団排除規定がないため、暴力団から申請があっても登録を拒否し、又は取り消すことができない状況にあり、現に警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が採石業の登録を受けていることが判明した際も登録を取り消すことができず、対応に苦慮した県もある(ある企業に対して、産業廃棄物関係の許可は取り消すことができたが、採石法関係は取り消すことができなかった)。 【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。このため、採石法を改正し、暴力団排除規定を自治体が設けることができるよう条例委任するか、又は暴力団等の排除規定を法令上の要件として追加することを求める。なお、採石法と同じく業者登録制を採用している割賦販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。	6【経済産業省】 (1)採石法(昭25法291) 採石業者の登録の拒否(32条の4)及び登録の取消し等(32条の10)の要件等に暴力団員等を加える。
26年	376	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	砂利採取法第6条第1項及び第12条第1項	砂利採取業からの暴力団排除のための砂利採取法の改正	砂利採取法に基づき業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】各県は砂利採取業の振興を目的として、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、砂利採取法第6条に規定する砂利採取業の登録については、同法第6条第1項及び第12条第1項に暴力団排除規定がないため、暴力団から申請があっても登録を拒否し、又は取り消すことができない状況にある。過去において、砂利採取業の登録を受けている者が暴力団関係者と関係がある疑いが出た際、対応に苦慮した県もある(この経緯を踏まえ、ある法については暴力団排除条項を条例で設け、今後同様の事業が生じない措置を講じたが、砂利採取法関係は暴力団排除条項を条例で設けることができなかった)。 【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。このため、砂利採取法を改正し、暴力団排除規定を自治体が設けることができるよう条例委任するか、又は暴力団等の排除規定を法令上の要件として追加することを求める。なお、砂利採取法と同じく業者登録制を採用している割賦販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。	6【経済産業省】 (6)砂利採取法(昭43法74) 砂利採取業者の登録の拒否(6条)及び登録の取消し等(12条)の要件等に暴力団員等を加える。
26年	500	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第19条	コンテンツ産業等の振興に関する事務の促進に関する法律第19条	中小コンテンツ企業等の事業創出、新市場開拓、海外展開のための見本市開催や海外へのミッション派遣 コンテンツ/ビジネススキル向上、新技術の習得、人的ネットワーク形成のためのセミナー開催や異業種交流会の開催 コンテンツ産業関連調査研究	魅力あるコンテンツの海外への紹介、コンテンツの取引の活性化を図るための国際的な催しの実施又はこれへの参加に対する支援、コンテンツに係る海外市場に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずることにより、地域独自のコンテンツ事業の事業規模の拡大を図るとともに、その地域の海外におけるコンテンツの普及を通じて日本の各地域の文化等に対する各国の人々の理解の増進を図ることができるが、現在は国が当該事業を行う権限を有しているため、各地域の特色を出すことができず、ひいては日本の発展につながっていないという支障がある。	
26年	502	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則	伝統的工芸品産業の振興に関する事務等の都道府県への権限移譲	伝統的工芸品産業振興補助金の交付に係る事務の移譲	振興計画等、各種計画の認定・補助金交付決定は、地域の産業の振興の観点からも重要な業務であり、その対応としては、都道府県が「市町村」、「商工会、商工会議所」、「業界団体、観光振興団体等」、地域の実情に即した上で、地域と緊密に連携し、総合的かつ継続的な支援を実施していくことが、より有効であると考えられるため、権限の移譲を求める。 具体的な支障事例としては、①計画の認定及び補助金の申請について、国と事業者が調整しており、県が計画認定に関与してはならないため、県が計画認定に関与してはならない事例や、②どの事業者が計画を検討しているか、国から支援体制を構築できた可能性のある事例がある。	4【経済産業省】 (3)伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭49法57) (1)振興計画の認定(4条第1項)等については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された振興計画等各種計画に係る情報提供を、経済産業省に事前相談があった段階で行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。 (2)伝統的工芸品産業に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。
26年	669	産業振興	指定都市	堺市	経済産業省	A 権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第16条	地域伝統産業活性化地域振興に資する事務の希望市町村への移譲	中小企業経営支援(伝統的工芸品産業支援補助金)交付要綱	これまで国が実施していた施策の中でも、伝統産業の振興に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)など、地域振興に資する支援事業については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基礎自治体が、それら事業を具体的な施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに伴う必要な財源措置を講じて頂きたい。申請者となる伝統産業の組合や事業者は、従事者の高齢化等もあり、公募事業に関する情報の収集や補助金等の関係書類の作成が困難なことが多く、地域の実情を理解している地方自治体職員に問い合わせが入る場合があります。 希望する基礎自治体に、地域振興に資する国から交付金により予算が配分され、移譲される権限を移譲をもとに制度設計や運用をできるようにすれば、地域の実情に合わせて、基礎自治体が既存施設と一体的に中小企業振興に取り組みことができ、中小企業に対してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となります。 伝統産業事業者等に身近な基礎自治体を実施することにより、地域に集積する伝統産業の一層の活性化に加えて、全国レベルのモデルとして国内に波及できるよう取り組みとなることも期待できます。また、地域振興に資する補助金の中でも、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについては、運用面で基礎自治体により関与できるよう仕組みができれば、より実効的な制度になると考えます。	[再掲] 4【経済産業省】 (3)伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭49法57) (2)伝統的工芸品産業に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。
26年	941	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	ITの戦略的導入のための行動指針、 IT経営力指標、 下請中小企業・小規模事業者 自立化支援対策費補助金交付要綱	情報処理の促進に関する事務の都道府県への権限移譲	補助事業や委託事業の実施による、地域における先進的な情報処理・ソフトウェア産業の振興事業、中小企業のIT化の推進 企業・地域住民等に対するコンピュータウイルス対策や情報セキュリティ強化の普及・促進 地域におけるIT動向の実態の調査	「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県1/3以内など) 産学公連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助事業について、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援配分・展開をより可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	31	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地活性化法第40条、第41条 中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱	中心市街地の活性化に関する事務の都道府県への移譲	「中心市街地の活性化に関する法律」の業務のうち、「特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務」と「中心市街地再興戦略事業費補助金」の交付事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務については、法に規定する基本計画はすでに国が認定済みであり、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定はその事業計画の範囲内であるから地方に任せざるべきである。これまでもとる支障となる具体的事例はないが、法改正が実施されたことにより基本計画策定件数が増加することも想定されるため、都道府県による地域の実情に応じた事務処理により効果的である。また、事業者への利便性の確保や迅速な事業執行の確保の観点から、市町村の現場に近い都道府県が認定を行うことが適切かつ効果的と考える。地方、国認定基本計画に位置づけられた個別事業については、都道府県が地域の実情に応じて補助スキームを定め、財政支援することがより効果的である。そして、中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務等は、住民に身近な行政として地域の実情に即した地方公共団体に委ねるべきであり、また、商店街の商圏が複数の市町村にまたがることから、広域団体である県が行う方が総合的な施策展開が望める。また、経産省では、商店街関係の補助金も含め、多種多岐にわたる補助金が毎年新設・増額されている。そしてとして、地域の実情を踏まえて、効率的に推進するにあたり支障があり、非効率である。そこで、中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務等の中心市街地の活性化に関する事務を国から県へ移譲し、県施策との一元化を図ることにより、総合的に中心市街地の活性化施策を実施する。 【想定される事業スキーム】 ①金の流れ：経産省 → 県(交付金) → 商店街振興組合等 ②内容：中心市街地再興戦略事業費補助金は、1件あたりの補助額が100万～5億円と幅広く設定されている。均等配分を求めているものではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと考える。 ③全国的な視点から国土の認定及び補助金の配分	4[経済産業省] (8)中心市街地の活性化に関する法律(平10法92)(内閣官房と共管) 民間事業者等が特定民間中心市街地活性化事業計画や中心市街地活性化に対する補助(中心市街地再興戦略事業費補助金)等を活用する際に、都道府県に対する事前の情報提供や都道府県としての意見表明など積極的な関与を促すため、中心市街地活性化協議会に都道府県が参加することが可能であることについて、地方公共団体に周知する。
26年	473	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地の活性化に関する法律第40条	中心市街地再興戦略事業費補助金(旧:戦略的的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金)の交付事務の都道府県への権限移譲	中心市街地再興戦略事業費補助金の交付 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定 中心市街地活性化に関する委託事業の実施 市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対する助言	中心市街地の活性化に取り組み市町村やまちづくり会を支援するためのものであり、地域経済の活性化を目的とするものである。これらの地域の産業・経済の復興に関する事務は、権限や財源の移管と併せて、地域の実情を把握している地方に移管されるべきである。	【特掲】 4[経済産業省] (8)中心市街地の活性化に関する法律(平10法92)(内閣官房と共管) 民間事業者等が特定民間中心市街地活性化事業計画や中心市街地活性化に対する補助(中心市街地再興戦略事業費補助金)等を活用する際に、都道府県に対する事前の情報提供や都道府県としての意見表明など積極的な関与を促すため、中心市街地活性化協議会に都道府県が参加することが可能であることについて、地方公共団体に周知する。
26年	765	産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項、第40条、第41条、中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の都道府県への移譲	中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び中心市街地活性化法第40条第4項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務、同条第5項による通知、第41条第2項による認定の取消し、など、中心市街地の活性化に関する事務を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。	【支障事例】 国は中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要があるとしているが、国が中心市街地再興戦略事業費補助金の対象としている子育て支援施設等を併設した複合商業施設や地域産品の販売所の整備、持続的にきわみ創出につながるイベントの開催支援等は、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきであり、また、商店街の商圏が複数の市町村にまたがることから、広域団体である県が行う方が総合的な施策展開が望める。また、経産省では、商店街関係の補助金も含め、多種多岐にわたる補助金が毎年新設・増額されている。そしてとして、地域の実情を踏まえて、効率的に推進するにあたり支障があり、非効率である。そこで、中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務等の中心市街地の活性化に関する事務を国から県へ移譲し、県施策との一元化を図ることにより、総合的に中心市街地の活性化施策を実施する。 【想定される事業スキーム】 ①金の流れ：経産省 → 県(交付金) → 商店街振興組合等 ②内容：中心市街地再興戦略事業費補助金は、1件あたりの補助額が100万～5億円と幅広く設定されている。均等配分を求めているものではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと考える。 ③全国的な視点から国土の認定及び補助金の配分	【再掲】 4[経済産業省] (8)中心市街地の活性化に関する法律(平10法92)(内閣官房と共管) 民間事業者等が特定民間中心市街地活性化事業計画や中心市街地活性化に対する補助(中心市街地再興戦略事業費補助金)等を活用する際に、都道府県に対する事前の情報提供や都道府県としての意見表明など積極的な関与を促すため、中心市街地活性化協議会に都道府県が参加することが可能であることについて、地方公共団体に周知する。
26年	446	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	割賦販売法第40条第3項、第41条第1項 割賦販売法施行令第33条	割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	割賦販売法に基づき、包括信用購入あっせん業者に対して、報告徴収、立入検査に関する事務を実施する。(動議が一の都道府県内のみで行われる場合の権限付与)(併行権限)	割賦販売法第47条で都道府県が処理する事務を政令で定めるよう規定し、具体的には施行令第33条により都道府県が処理する事務を定めている。施行令第33条の改正により対象となる事業者の範囲と業務の範囲を定めるもの。この権限移譲により、当該都道府県内で消費者被害が発生した場合、個別信用購入あっせん業者と同様に包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収及び立入検査を行うことになり、地域に密着した行政を行うことができる。(なお、複数都道府県にまたがる場合は広域的指導の観点から従来どおり国が行う。)	
26年	499	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	商品取引所法第86条の3、第96条の21、第96条の30、第96条の33、第96条の39、第157条、第184条、第231条、第240条の22、第263条、第322条、商品投資に係る事業の規制に関する法律第30条、犯罪による収益の移転防止に関する法律第14条、第15条	商品取引所への立入検査等に関する事務の都道府県への権限移譲	商品取引所法に基づく、①商品取引所等への報告徴収、立入検査、②商品取引所への報告徴収、立入検査、業務改善命令、業務停止命令、聴聞、③委託者への報告徴収、損失補てんに関する確認 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく、商品投資顧問業者に対する変更の届出の受理、報告徴収、立入検査、業務改善命令、指示、業務停止命令 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく商品取引所への報告徴収、立入検査、指導、是正命令	事業者の適切な監督及び消費者保護の観点から、より機動的な地方が事務を担うことが効果的である。また、広域的な実施体制の確保については、自治体間での広域連合の形成等による対応も可能と考える。	
26年	510	産業振興	都道府県	神奈川県	国土交通省、経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条	総合効率化計画の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、 ②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。	当該業務は、既に市町村が行っている実地取付の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効果的な事務の執行が期待できる。国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政庁が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から国が所管すべきと考え、H25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国・県・市内の物流網の効率化について意図に置く必要がある。総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされているが、各拠点が創意工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによって、都道府県	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	884	環境・衛生	指定都市	広島市	経済産業省、環境省	A 権限移譲	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第27条～第35条	第一種フロン類充填回収業者の登録の権限を指定都市市長に移譲する	都道府県知事が行う第一種フロン類充填回収業者の登録の際、業者の不利益を回避するため、指定都市市長が登録した業者が、その業務を行える区域は、指定都市市域内に限るのではなく、都道府県全域となるよう制度改正を行う。	【制度改正による効果】 フロン回収破壊法の改正により、第一種特定製品の管理者に対する都道府県知事の指導・助言等の権限が定められ、フロン使用製品の使用から廃棄に至る一連の過程における適正な管理に関する法制度が整えられた。 基礎自治体である指定都市は、大気汚染防止法、騒音規制法等に基づく工場・事業場への立ち入りや、住民からの苦情申し出による法令に基づかない立ち入り指導を日常的に行っているが、これらの工場・事業場には第一種特定製品を設置しているものも多い。 第一種フロン類充填回収業者の登録、指導等の権限と第二種特定製品管理者に対する指導・助言等の権限を指定都市市長に移譲することで、他法令に基づき事業者の立ち入り指導と併せて、フロン類の適正な管理に関する指導が可能となり、より効率的かつ効果的である。 【権限移譲について懸念される事項】 第一種フロン類充填回収業者の多くは、その活動の範囲が市内にとどまらないものが多い。そのため、事業者の負担が過大にならないよう、指定都市市長への登録を行った業者は、都道府県知事が登録を行った業者同様、当該都道府県全域で業務を行うことができるよう、措置を講ずる必要がある。 【平成25年12月20日閣議決定との関係】 地方制度調査会の答申を受けて、当該権限の指定都市への移譲を議論した際には、「仮に、第一種フロン類回収業者に係る権限を新たに保健所設置市又は特別区に付与することになれば、…登録手続きや登録手数料等の負担が上乗せされることとなるため、事業者の理解を得ることが困難である」との理由も述べられていた。事業者の不利益を回避するための制度改正は必要である。	地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
26年	501	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	航空機製造事業法第8条第2項、第4項、第5条第2項、第12条第2項	航空機の関連法令の施行に関する事務の都道府県への権限移譲	航空機の製造確認、修理確認及び航空機用機器の製造証明に関する届出の受理	関東地方産業競争力協議会でも航空宇宙産業を戦略産業の一つと位置付け、今後は受注拡大に向けた一貫受注生産体制の確立により、戦略産業に係る中小企業等の広域連携の場を創出し、関東地方の産業競争力強化を図ることを目指していることから、航空機に係る経済産業局の事務権限の移譲を求める。	地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
26年	370	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条及び第6条	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	法第5条第2項第8号及び第9号に係る部分について、同意協議ではなく事後報告または届出とすること。	【支障】企業立地促進法第5条及び第6条に基づく「基本計画の主務大臣への同意協議」については、これまでに協議の迅速化を図るため、提出書類の簡素化が行われたが、現状においても、基本計画の同意を得るための主務大臣と地元間の事前協議に時間を要しており、地域産業活性化協議会での協議期間を定め、承認まで16か月程度を要する事例がある。初期投資を抑制しようとする企業は、同意に基づく低利子融資等の優遇策の活用が不明なため、法に基づく基本計画の同意(計画の変更を含む)されるまでの間工事着手が出来ず、場合によっては投資計画そのものが変更となるなど、長期的協議期間が企業の円滑な事業推進に大きな支障を生じている。特に近年、設備投資を決定してから実行に移すまでのスパンが短い企業が多く、平成25年度には、法に基づく低利子融資活用決定までに数か月を要することがネックとなり、活用を断念した事例もあり、法の目的と業務が乖離している。一連の手続きに時間を要する主な理由のひとつとして、関係省庁との事前協議に多くの時間を要していることが挙げられる。この点については、事前に関係省庁の審査項目を県に示すことにより、事前協議段階で県内市町村等関係団体との協議を進めることが可能となり、協議の迅速化に繋がる。 【必要性】関係法令との整合性については、県がその責任において、関係部局との連携を図りながら確認することとし、主務大臣、特に経済産業省以外の関係大臣との同意協議については事後報告又は届出とする必要がある。	【調整結果】 6【経済産業省】 (10)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするともに、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。
26年	45	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条 第1項	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	地域産業活性化協議会の関係法令に関わる地方支分部局への意見聴取、協議内容の報告による事務の迅速化	【支障事例】 国の協議や意見の調整に時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 【制度改正の必要性】 地域の特性・強みを活かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指す法律の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。	【再掲】 6【経済産業省】 (10)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするともに、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。
26年	173	産業振興	都道府県	鳥取県、大阪府、徳島県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止	策定から国との協議や意見の調整、同意までに6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。 国の同意が不要となれば、より迅速に企業立地計画・事業高度化計画の認定が可能となり、基本計画の同意まで企業の投資にストップをかけることがなくなる。 都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。	【再掲】 6【経済産業省】 (10)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするともに、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。
26年	474	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以後「企業立地促進法」)の第5条2項1号、6号、8号に関する主務大臣との協議及びその同意について廃止し、2項7号、9号については事後報告・届出・通知などとするべき。	企業立地促進法第5条2項の各号の内容について、同法第5条1項に規定されている主務大臣との協議及び同意に、およそヶ月程度の時間を要するため、経済状況に適切に応じた迅速な基本計画の策定の支障となっている。 協議会で承認を得ている計画の策定やその変更に対しての事務が煩雑で、時間がかかっている。法第5条規定による計画の策定や法第6条の変更の場合、協議及び同意に向けての段取りとして、まず協議会での承認、県長への法定協議が行われ、関東経済産業局へ事前に案(変更案)を提出し、次に(変更案)に基づき本省協議が行われ、関係各省の事前協議を経て、ようやく正式な変更協議書の提出が可能となる。そこから更に法定協議を経て同意となるが、国から聞いたところ、主務大臣の同意タイミングが月1回程度のことであり、これでは、タイムリーな計画策定や変更の支障となる。 直近の事例では、法第6条の変更についてであるが、平成26年3月に協議会の承認を得たにもかかわらず、定められた国との協議を待たずに、正式に協議書の提出が平成26年7月になっており、主務大臣の同意は平成26年8月の予定である。この変更内容は、基本計画の中から、市の財源が行っている事業が廃止になったため、計画の記述から削除するものであるが、その程度の変更は半年近くの時間を費やし、協議会のある各市町の長の印を集め、さらに関係省庁数分の大臣の同意を得る必要がある。 地方が定め、地方が行う計画であるにもかかわらず、このように主務大臣との協議及び同意を得ることが経済状況に適切に応じた迅速な対応の支障となっている。そのため、協議及び同意を廃止し、事後報告・届出・通知等に対応することで良しとすべきである。	【再掲】 6【経済産業省】 (10)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするともに、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。
26年	593	産業振興	都道府県	京都府、大阪府、鳥取県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地促進に関する権限について、同法第5条において都道府県が作成することとされている産業集積に関する基本計画に係る国の同意手続きを廃止、簡素化する	計画を策定後、国の各関係省庁における同意の手續に相当の期間(3ヶ月程度)がかかっており、立地企業の産業活動をその間待たなくてはならないなどの支障が生じているところ。 なお、義務付け・待付けの第4次見直しにおいて提出書類の簡素化が行われたが、本手続きによる国の強みを活かしたスタートアップの成長を阻害することのないよう、国への事前提出とする。単純期間を短縮することを求めるものも。 また、地方分権改革推進委員会第3次報告においては、同意を要する協議が許容される場合として、「法制度上当然に、国の税制・財政上の特性措置が講じられる計画を策定する場合」が示されているが、本法に基づく国税上の課税の特例、国から補助金(人材育成に関するもの)は平成26年4月から廃止されていることから、国の関与を少なくすることを求めるものであり、国関係機関による確認の機会を、事前届出により担保できると考えている。	【再掲】 6【経済産業省】 (10)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするともに、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	807	産業振興	都道府県	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地促進法第5条第1項	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定主体及び大臣協議の見直し	現行、都道府県と市町村が共同して基本計画を策定することとなっているが、「市町村のみで策定」できることとする 基本計画の対象地区が一つの都道府県内に留まる場合(全域にわたる場合を除く)には、法第5条第1項に定める「主務大臣への協議(同意)」は、「知事への協議(同意)及び国への報告」でよいとすること。	【移行】 同法に基づく同意を得るには、必ず都道府県と市町村が共同して基本計画を策定し、関係省庁へ協議を行うこととなっている。 【支障事例】 現在、対象エリアが一つの市町村内に留まる場合など、必ずしも都道府県と市町村が共同して計画を策定する必要がない場合にも、共同策定が義務付けられているため、閣提出の前段階において都道府県と市町村の間で共同策定のための事前調整を実施している。事前調整には、地域産業活性化協議会の開催を含め、概ね6ヶ月の期間を要している。(県の大規模プロジェクトにより地域産業活性化協議会を開催している地区など、必要であれば共同策定するので、一律の義務付けは必要ない) また、関係省庁が複数に渡るため、事前協議(調整)等に時間を要し、同意までに2〜3ヶ月間の時間がかかる。 【制度改正の必要性】 基本計画は、国の定める基本方針に基づき、地元の産業関係機関で構成する地域産業活性化協議会(法第7条)における協議を経て策定されるものであるため、この手続に沿う限り、市町村主体の計画策定も認めべきである。また、基本計画の対象地区が都道府県内に留まる限り、国の同意を得ることを義務付ける必要はない。 なお、課税の特例、農地法等の処分に係る配慮等を行うに当たって国が支援対象の取組を把握し、支援を行う妥当性等を判断するためには、国への事前調整等の実施や、国において事前調整の必要が確認された場合には、都道府県が関係省庁等に事前調整の要を伝えることとする。	【再掲】 【経済産業省】 6(1)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないことするとともに、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。
26年	962	産業振興	知事会	中国地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止	都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。 国の協議や意見の調整に6ヵ月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支援となっている。 地域の実情に合わせた企業立地を促進し、地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。	【再掲】 【経済産業省】 6(1)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないことするとともに、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。
26年	13	農地・農業	都道府県	佐賀県	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法第5条第8項、第9項 「農村地域工業等導入促進法」の運用について(昭和63年8月18日付け63構改第855号)第4の4連絡調整等	農村的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合は、市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の旨と連絡調整を廃止すること。	【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あらかじめ地方農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を有しないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区で実施計画の未完了を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。 【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえで、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。	6【経済産業省】 (7)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び国土交通省と共管)【再掲】 (1)都道府県が、農村地域工業等導入実施計画を策定又は変更する場合(5条1項)及び市町村が策定又は変更する当該計画について協議に応じようとする場合(5条9項)、「農村地域工業等導入促進法の運用について(昭63農林水産省構造改善局長等通知)」において、あらかじめ地方農政局、経済産業省、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこととされている事項については、廃止する。
26年	497	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	広域関東圏産業立地ガイドブック	地域経済動向の把握及び分析等の事務の都道府県への権限移譲	県内立地企業等の業況、生産、設備投資などの地域ごとの経済動向をヒアリング調査等を実施し、その結果を集約・分析等を行う	地域経済動向の把握、分析・調査については、現在も各都道府県を単位として行われており、分析結果の活用や機動的な確保の観点からも、地域が行うことが望ましいと考える。 また、広域的な実施体制を構築する観点からは、日本銀行が実施している企業短期経済観測調査の活用なども可能であることから、都道府県が当該事務を行った方が、より効果的に地方の実情に応じた処理がなせると考える。	4【経済産業省】 (24)地域経済産業調査に関する事務 経済産業省が行う地域経済産業調査については、希望する都道府県と事務の実施方法等について協議を行い、協議の整った都道府県が実施することとする。
26年	71	産業振興	都道府県	山梨県	経済産業省、総務省	A 権限移譲	創業競争力強化法第113条	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経済産業省から都道府県へ移譲する。	【制度の概要】 創業支援事業計画は、産業競争力強化法第113条において、市町村が、民間事業者や経済団体、金融機関等と連携して、これを策定し、主務大臣の認定を受けることとされている。 【制度改正の必要性】 本県では、商工会議所、商工会連合会等の経済団体と、地銀、信金、信組、政府系等の金融機関及び県等が一堂に会し、毎月一度、創業や新たな産業分野への参入等に係る県内企業の経済活動等について情報共有を図っており、このように地域の実情を把握している県が計画を認定することが適切であり、一体的な創業支援につながる。この取り組みについては、H22年から開始し、それぞれが有する支援ノウハウや支援制度の効果的な活用等を図る中、県内企業の新分野へのチャレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地元金融機関、経済団体等が出資し、創業支援基金を活用した起業・創業を推進するため、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとなり、今後も別途創業支援事業計画を国が認定するのであれば、一体的な運用に支障が生じる。 【本県の状況】 連携を図るべき民間事業者等が当該市町村の区域を超えて活動を行っていることが多く、また、特に経済団体等については県の区域での活動が盛んに行われていることから、計画の認定が進んでいない状況にある。 【懸念の解消策】 市町村で策定する計画については、県へ認定権限を移譲することで、創業を促す技術シーズや、これをサポートする支援機関、政策リソースなどの効率化が図られ、現下の重要課題である開業率の向上に資することが期待される。	4【経済産業省】 (22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管) (1)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できるように、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (2)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	391	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、総務省	A 権限移譲	創業競争力強化法第113条、第114条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条	【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取得を希望する市区町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生するおそれがある。また、平成26年4月に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドライン」によれば、申請の審査受付から認定までの所要期間は7ヶ月以上とされており、この期間中は審査を提出した市区町村内の創業者が法に基づく優遇措置を受けられない場合によっては支援継続の条件が優遇措置の対象外となってしまうおそれがある。さらに、本法に基づく創業支援計画は、市区町村が主体的に地域内の創業の促進を計画・実施するという画期的な制度であるが、多くの市区町村にとっては創業支援に正面から取り組む初めの機会となるため、頻繁に計画変更が生じる可能性がある。窓口が地方経済産業局のみである場合、こうした計画変更への迅速な対応が困難となるおそれがある。 【改正の必要性】本事務を都道府県に移譲すれば、市町村の申請から認定までの所要期間は1ヶ月程度に短縮でき、地方経済産業局との調整に係る旅費、人件費等の低減もつながる。また、大分県における「スタートアップ支援機関連絡協議会(県、商工団体、金融機関等で組織、年間1,500件の創業相談を受け、うち400件が創業を実現)などの全県組織から市町村への情報提供も可能になることから、法の趣旨、地域の実情に即した円滑な事務が行えるものと思われる。	【再掲】 【経済産業省】 4【経済産業省】 (22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管) (1)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できるように、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (2)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	699	産業振興	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県	経済産業省、総務省	A 権限移譲	産業競争力強化法 第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	産業競争力強化法 第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 主務大臣等	【具体的支障事例】創業支援事業計画の認定に際し、国が全国約1700の市区町村のきめ細かな実情を把握することは現実的ではなく、計画認定に向けた指導・助言等のフォローアップを的確に行うことは難しいと考えられる。 国の第一回認定(5月20日)では、2月4日に説明会を実施、2月7日に近畿経済産業局に素案を提出、2月14日に中小企業庁に計画を提出という、極めてタイトな日程であり、このため大阪府内で6市がこのスケジュールに間に合わなかった。都道府県に認定権限があれば、下記理由(※1)で十分対応できたと考えられる。 ※1 創業支援事業計画の認定に際し、国が全国約1700の市区町村のきめ細かな実情を把握することは現実的ではなく、計画認定に向けた指導・助言等のフォローアップを的確に行うことは難しいと考えられる。 ※2 創業支援事業計画の認定に際し、国が全国約1700の市区町村のきめ細かな実情を把握することは現実的ではなく、計画認定に向けた指導・助言等のフォローアップを的確に行うことは難しいと考えられる。 【制度改正の必要性】計画策定にあたり複数の市区町村による共同申請ができるが、第1回・第2回認定において、各々2件しかなかった。創業者のマーケットの広さは多種多様であり、現行制度では創業者のマーケットに合わせた市区町村の組合せを一律で構成することはできないため、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化が不可欠である。 行政効率的な観点からも共同計画が策定されるべきであるが、都道府県が認定を行えば、場合によっては地方自治法上の様々な連携手続(機関等の共同設置、事務の委託等)で、市区町村間での強い連携を誘導することも可能である。 【効果】都道府県が認定を行うことによる効果※1】現行制度で所管が複数の省庁に關係する内容が含まれた場合、各所管庁との調整に時間を要すると想定される。一方、都道府県はあらかじめ府庁に対し、計画策定に係る指導・助言から認定までの手続を一元かつ円滑に行うことができる。申請者である市区町村にとっても事務の効率化ができる。 ※2 創業者が目指している今後の市場について、「地域需要創出型」では全体の80%以上が市区町村のエリアを超えている。(同一市町村19.6%、同一都道府県39.1%、全国38.2%、海外)	【再掲】 4【経済産業省】 (22) 産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管) (1) 創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できること、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (ii) 創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	455	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第34条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に關連する政令改正で都道府県に移譲。	中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に關連する政令改正で都道府県に移譲。	4【経済産業省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)(農林水産省と共管)【再掲】 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方農政局の所管に係るもの)に関する事務・権限に限る。については、都道府県に移譲する方向で、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討を行い、平成27年中に結論を得る。
26年	160	雇用・労働	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	厚生労働省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用手続の改善の促進に関する法律第4条第3項	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。 【支障事例】 当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。 ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。 ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。 ③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。 ④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。 【効果】 改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものも助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。 ②、③がなくなること、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールも立てやすくなる。	6【経済産業省】 (9) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用手続の改善の促進に関する法律(平3法57)(厚生労働省と共管)【再掲】 事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。
26年	961	雇用・労働	知事会	中国地方知事会	厚生労働省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用手続の改善の促進に関する法律第4条第3項	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。 ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。 ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。 ③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。 ④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。 【効果】 改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものも助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。 ②、③がなくなること、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールも立てやすくなる。 現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。	【再掲】 6【経済産業省】 (9) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用手続の改善の促進に関する法律(平3法57)(厚生労働省と共管)【再掲】 事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。
26年	252	産業振興	都道府県	広島県	経済産業省	A 権限移譲	改定後の商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第3条	改定後の商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正により新設予定の経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	改定後の商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正により新設予定の経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 現行制度(経営発達計画)は、国が作成した商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、都道府県知事が計画認定していることから、新設される経営発達支援計画についても、地域の実情を踏まえた計画とするために、現行制度同様に、都道府県が認定することが望ましい。 複数の商工会議所が地域や地域内小規模事業者等がどうあるべきかという中期の目標を策定し、目標達成に向けて効果的に事業を実施させ、目標達成状況について評価する事業評価システムを導入する動きが広がっており、目標達成に向けて方向性を統一するために、都道府県が認定することが望ましい。≪事業評価システムの導入状況≫導入済:6団体、検討中:0団体 【懸念の解消】 全国統一の基準や運用が必要な点は、国が作成する要領等により確保されるものとする。	4【経済産業省】 (6) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 商工会又は商工会議所が都道府県と共同で行う経営発達支援事業についての経営発達支援計画の認定(5条1項)については、都道府県の意見が踏まえられていることが判断の要件となること、平成26年度中に商工会、商工会議所に通知する。 【措置済み(平成26年12月19日付)中小企業庁経営支援部小規模企業振興課通知]

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	498	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	官公需に関する法律第3条、官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領	官公需適格組合の証明申請対応業務 管内の都県で官公需確保対策地方推進協議会の開催	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条に基づく「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」に規定する証明申請対応業務を都道府県に移譲することを求めるもの。 この権限移譲により、県の施策に応じた証明申請対応業務等(都道府県ごとに施策を生かした証明申請対応業務が可能となると想定した)が行えるようになるものである。 なお、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定していることから、官公需における都道府県間の基本的な取扱いの均衡は保たれると考える。		
26年	580	産業振興	都道府県	長野県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業信用保証(4号)に係る地域指定の都道府県知事への移譲	中小企業者に対するセーフティネット保証のうち、災害により影響を受けている中小企業者を支援する4号に係る地域指定について、以下の場合には、指定の権限を国から都道府県知事に移譲する。 ①災害救助法の適用地域等、被害が甚大であることが明確な地域 ②それ以外の場合であっても、国が設けた基準に基づき、都道府県等の調査により被害程度が一定要件を満たすと判断できる地域	【現行制度】 突発的な災害(自然災害等)の発生により売上高等が減少している中小企業者を支援するためのセーフティネット保証4号においては、災害により中小企業者の相当部分が事業活動に著しい支障を生じている地域を、都道府県や市町村の調査を基に、経済産業大臣が指定している。 【制度改正の必要性】 平成26年2月の大雪被害の際は、国による地域指定が災害発生から2か月近くかかるなど、中小企業者の迅速な資金調達(売上げの減少に伴い必要となる当面の運転資金の調達等)に支障が生じている。 地域指定の権限を国から都道府県に移譲することにより、災害により影響を受けている中小企業者にとってより身近な行政機関である都道府県が災害発生後、短期間で保証に必要な地域指定を行うことが可能となり、結果として中小企業者の喫緊の資金需要に迅速に対応することができ、中小企業者の経営の安定につながるものと期待される。なお、地域指定に必要な調査は現在でも都道府県等が行うこととなっており、地域指定の権限を都道府県知事に移譲しても、事務処理を含め支障が生じることはないと考えられる。		
26年	766	産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援事業)の都道府県への移譲	各都道府県内の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援の体制整備に必要な「よろず支援拠点」及び「コーディネーター」選定等の事務を、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁から各都道府県へ移譲すること。	【制度改正の必要性】中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべきでなく、コーディネーター、よろず支援拠点についても国の統一的な施策方針を踏まえながら都道府県が選定し、地域の中小企業の実情に応じた重点的・効果的・効率的な施策を展開することが望ましい。 【支障事例】今回、兵庫県においてはよろず支援拠点に活性化センター、コーディネーターに活性化センターと密な連携がとれる専門家が選定されているが、国から活性化センター内に既存の管理体制と別の管理体制をつくることと要求されており、団体内の予算と人員を効率的に配置することができず、運営が非効率なものとなっている。 また、活性化センターのような都道府県等中小企業支援センター以外の機関や専門家が選定された場合には、 ①財源と人員の運営が2団体に分散し、非効率的になる。 ②都道府県等中小企業支援センター(兵庫県は活性化センター)も総合的支援の窓口となっており、利用者(中小企業者)が混乱する。 ③各支援機関は連携する総合的支援窓口が箇所となり、混乱が生じるとともに対応において負担が生じる。 などの問題がある。 【移譲による効果】兵庫県においてはよろず支援拠点と同じ目的を有する「中小企業支援ネットワーク」を以前から構築済みである。財源が移譲されれば、既に整備されている「中小企業支援ネットワーク」との一元的な運用や財源の有効活用による支援体制の強化を図ることが可能となる。 (編成される事業チーム)		
26年	26	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業地域資源活用促進法第6条、第7条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘に係る調整 地域資源活用促進法による事業計画認定に係る事務補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業目的は、中小企業が、地域固有の産業資源を活用し、新事業展開を図ることを支援するものである。地方が地域資源の指定から事業計画の認定まで地域の中小企業のニーズのきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであるから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	4[経済産業省] (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (イ)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ロ)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
26年	238	産業振興	都道府県	広島県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。 現行では、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。 【財源移譲のスキーム】 計画認定権限と合わせて、地域資源活用新事業展開支援事業補助金及び関係事務費を移譲(補助金の流れ、県から中小企業者等へ交付(国は関与しない)) (補助内容)現行制度並み(補助率2/3、補助限度額3,000万円) (財源措置)当面は交付金により措置し、将来的には税源移譲等による一般財源化(全国的視点の担保)審査会への販路開拓に係る有識者等の活用により、都道府県においても全国的な視点からの計画の認定及び補助金の採択は十分に可能である。 【懸念の解消】 それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。	【再掲】 4[経済産業省] (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (イ)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ロ)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	358	産業振興	都道府県	徳島県、兵庫県、鳥取県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条	地域産業資源活用事業計画の認定権限の都道府県への移譲	現在、本事業計画は、事業者から、都道府県経由で、経済産業局に申請、経営局等設置の委員会の評価を経て認定される。この事業認定について、地域の実情及び地域産業資源を熟知している各都道府県(うち希望する都道府県)に権限を移譲する。	地域産業資源を熟知し、地域の中小企業を間接して支援する各都道府県が認定業務を実施する方が、より適正・効果的に事業認定することが出来る。また、都道府県が認定権限を持つことで、事業者は身近なところと相談が出来、また都道府県も実情を知る事業者に対して細やかな指導が可能となる。さらに、都道府県が実施する個別の企業支援と一体的に中小企業者に対応することで、地域産業の活性化に資するものと考えられる。	【再掲】 【4】(経済産業省) 〔15〕地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i) 地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与することなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii) 地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するための措置を講ずる。
26年	472	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への権限移譲	地域資源活用促進法による事業計画の認定業務小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金の交付に係る事務について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都府県における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めたものである。また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めたものである。なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。	【再掲】 【4】(経済産業省) (15) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i) 地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与することなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii) 地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するための措置を講ずる。
26年	594	産業振興	都道府県	京都府、兵庫県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第4条、第6条、第7条、第13条、第17条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく計画認定権限を支援施策の財源とともに都道府県へ移譲する	地域産業資源活用事業は、①都道府県が地域産業資源を指定、②国が事業計画を認定、③国が補助金等各種支援策を実施 という事業スキームにより、中小企業による地域産業資源を使った商品開発等を支援することとなっているが、都道府県による中小企業支援と重複し、企業にとって窓口が二つある状態であり、企業が支援制度を選択する際、経済産業局と都道府県の施策実を検討しなければならないと障害となっている。中小企業とのさらなる促進を促すため、農林水産物、鉱工業品、観光資源等の地域資源の活用・結集・ブランド化を図るには、その施策の内容を考慮し、地域の実情を把握している都道府県において実施すべきものであるため、②、③も含め、制度全体を都道府県が実施するよう②③の権限および③の財源の移譲(基金化など)を求め、本補助金は26年度までは212件(うち京都府内企業8件)が採択されており、制度が変更されているものの、毎年同様の採択規模であることから、全国レベルの先進的なモデルと誇りよりも地域の名産品を活かした新製品開発・販路開拓に向けた補助としての価値が強いと考え、地域の企業や産業資源に詳しく、伸長支援が可能な都道府県が当該事業を包括的に担うことが望ましい。	【再掲】 【4】(経済産業省) (15) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i) 地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与することなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii) 地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するための措置を講ずる。
26年	889	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	経済産業省組織規則第230条35号、第231条19号等 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条、第7条、第15条等 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金交付要綱等	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産官連携推進に関する事務・権限のうち、地域資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発、人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一体的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。)。 中小企業経営支援等対策補助金(伝統的工芸品産業支援補助金) 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金 農商工等連携対策支援事業(事業化・市場化支援事業)	【再掲】 (3) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭49法57) (i) 権限計画の認定(4条1項)等については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された振興計画等各種計画に係る情報提供を、経済産業局に事前相談があった段階で行うなど、地方公共団体がより積極的に案件構成に関与できる仕組みを構築する。 (ii) 伝統的工芸品産業に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行うなど、地方公共団体がより積極的に案件構成に関与できる仕組みを構築する。 【再掲】 【4】(経済産業省) (15) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i) 地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与することなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii) 地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するための措置を講ずる。 (18) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)【再掲】 (i) 農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii) 農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	947	産業振興	知事会	中国地方知事会	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源において中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものことから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。 現行は、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。 【懸念の解消】 それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。	[再掲] 4【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (イ)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評議会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成28年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ロ)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う条件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
26年	24	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条、第5条 戦略的基盤技術高度化支援事業の都道府県への移譲	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への移譲	研究開発計画の認定業務(申請受付、認定、計画変更対応等) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務(公募/採択、契約、事業管理、確定等) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」等のフォローアップ及び成果普及 地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務等の権限移譲	【制度改正の必要性】 平成26年2月には、最新技術の動向を踏まえ、健康・医療・環境・エネルギーなど需要創産の視点に立つ「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に改正されたところであるが、地場産業振興、地域資源の活用と、地域振興の視点が欠けている。そこで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の目的に「地域振興」を加え、都道府県に権限を移譲して、地域のニーズに合った事業を実施すべきである。	4【経済産業省】 (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。
26年	471	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 第4条第3項、第5条第3項、第11条から第13条	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への権限移譲	「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定	ものづくり中小企業への支援策については、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定は、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。	[再掲] 4【経済産業省】 (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。
26年	886	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	A 権限移譲	経済産業省組織規則第230条第35号、第231条18号 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項、第5条第1項、第12条 平成25年度補正 中小企業・小規模事業者の技術開発支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産官連携推進に関する事務・権限のうち、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化・再興に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 このことから、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項に規定する特定研究開発等計画等の認定等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由の制度とすること)。 戦略的基盤技術高度化支援事業(サポーティング・インダストリー) 課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援 地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金 ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金(ものづくり補助金) ものづくり・商業・サービス補助金	[再掲] 4【経済産業省】 (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。
26年	25	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	新たな事業活動の促進に関する法律第11条、第12条 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金(新連携支援)	新連携支援に関する事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 新事業活動促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせることによる協働効果の創出を促進することである。地方が地域の中小企業とのニーズに基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	4【経済産業省】 (10)中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平11法18) (イ)分野連携新事業分野別助託計画の認定(11条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行う。
26年	27	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条、第5条 農工商連携に関する事務の都道府県への移譲	農工商連携に関する事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 農工商等連携促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであることから、地方が地域の中小企業とのニーズに基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	[再掲] 4【経済産業省】 (18)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共発)[再掲] (イ)農工商等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ロ)農工商等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農工商等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
26年	851	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲		中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条	農商工連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。	農商工連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組みものであり、これまでの相談事例からも、事業展開の初期段階から支援することが必要である。しかしながら、国の事業計画認定においては、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることなどが要件となっており、地域性や事業者のニーズ等が考慮することなく全国一律に評価していることから、事業者が申請を断念するケースが散見される。 全国を見据えた視点については、現地、連携体の現状を把握している県などの地域行政の判断(審査)や専門家の見解等が必要である。 認定要件「新商品(新規技術)の有効な連携」経済資源の有効活用」の審査については、農商工連携ファンド事業等においても判断基準としており、県段階で情報を有していることから、県段階で審査実施することで情報の精度が高まる。 認定件数が年間の都道府県は、現場での審査推進、認識等のほき等問題を抱えている背景もあり、県・計画認定や補助金採択の権限を移管すること、連携事業の掘り起し等につなげることが出来る。 (参考) 認定数H26.2.3現在 全国 計画認定626件、都道府県平均13.3件(愛媛県18件)、最少認定4件(佐賀県、長崎県)、最多認定 45件(愛知県) 愛媛県内計画認定者のうち、補助事業者実施 11/18件 年度別 農商工等連携事業認定数 H20(176件)、H21(184件)、H22(65件)、H23(60件)、H24(60件)、H25(67件) 農商工連携ファンドや6次産業化事業の採択が増加しているのに対し、減少している。地域とつながりや事業PRが弱い。 県等が実施している農商工連携の促進に向けた各種支援事業との一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につながる。	【再掲】 4【経済産業省】 (18)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共掲)【再掲】 (1)農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (2)農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。	
26年	982	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲		中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条	農商工等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務 農商工等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務 農商工等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務 農商工等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与していない。 その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元への支援などのバックグラウンドが無いのが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の高輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元への体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方、見直しを求めらるものである。 また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。 現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。 なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえ、事業としての一定の水準を保つ。	【再掲】 4【経済産業省】 (18)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共掲)【再掲】 (1)農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (2)農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。	
26年	28	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲		産業競争力強化法第127条、第128条	中小企業再生支援に関する事務等の都道府県への移譲	支障業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督業務の権限移譲	【制度改正の必要性】 25年3月の中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、今後、地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援の重要性が高まるものと考えており、地方自治体に権限移譲することで、より一層効果のある施策展開が図れるため、(ただし貸付手と条件とする)また、下記の理由等から25年6月の全国知事会でも地方自治体への移譲を求めている。 【国の支援基準に沿って再生支援を行うことから地域ごと異なる運用となる余地はほとんどないこと】、「知見の集約や情報共有は国でなくても十分可能であること」、「債権者として直接貸付や債務保証をしていることから債権放棄には利益相反を生じることにもなるが、債権放棄は適正な手続きがあれば地方自治体としても対応せざるを得ず、地方自治体が行う認定支援機関の認定や監督には影響がないこと」	
26年	768	産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲		中小企業基本法第24条第4項、産業競争力強化法第127条	中小企業再生支援に関する事務の都道府県への移譲	中小企業再生支援に関する、支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督、中小企業承継事業再生計画(第二会社方式)の認定について、必要となる人員、財源とも中小企業庁(経済産業局)から各都道府県へ移譲すること。	【現行】 平成18年度から中小企業支援の業務については移譲が進められたところであるが、再生支援については中小企業再生支援協議会等(本県：神戸商工会議所)への国の関与が残った状況にある。 【支障事例・制度改正の必要性】 見直し方針を受けて同法に基づいて定められた指針において、再生支援の体制構築のために、①国は地方公共団体等との連携体制の構築に努め、②地方公共団体は認定支援機関の事業の適切な運営に向け、人材の確保に努めるとともに、助言・支援等を行うとされているもの、プロダクトマネージャー等の人選において、金融機関出身者等直接利害関係のある人物が選ばれざることもあり、相談者が安心して相談できる体制の構築の面で支障が懸念されるなど、県の方針と必ずしも一致しない。 業種・企業形態も多種多様であるとともに地域性も強い中小企業の再生支援にきめ細かく対応していくためには、権限移譲を行い、都道府県が主体的に取り組む体制構築の必要がある。各都道府県が中小企業支援センター等を中心に整備した支援体制において、再生支援は不可欠であり、国の関与が残っていることは、プロダクトマネージャー等について地域ニーズに合っている人選ができていない等の課題もあり、少なくとも地域で中小企業支援を実施している都道府県の意見を反映させるべきと考えられる。 【改正による効果】 中小企業を創業、成長支援、経営革新等から再生まで一貫して支援するという観点から見て、再生支援業務の国の取組するのは不合理的であり、国施策と給付支援内容については国と連携し、地域の中小企業の実態を把握している都道府県が実施すれば、国が直接実施するよりも、より効果的な支援が可能となると考えられる。 兵庫県においては、(公財)ひょうご産業活性化センターを中核機関として県内の支援機関(19)と金融機関・大学等の連携団体(29)と「中小企業支援ネットワーク」を構築しており、再生支援業務	
26年	29	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲		商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第7条及び第12条、第13条 地域商業自立促進事業要綱	地域商店街活性化に関する事務の都道府県への移譲	「地域商店街活性化に関する法律」の業務のうち、「地域コミュニティの担い手」として行う、「商店街活性化や支援に関する事務」の権限移譲	【制度改正の必要性】 本県は毎年180近い商店街等に対して各種支援を行い、商店街等の現状を熟知している。本県が当該事務の実施主体となることにより、県の持つ情報やネットワークを活用した円滑で効果的な事業計画及び執行を行うことができる。	4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (1)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に関する情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。 (2)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ず
26年	638	産業振興	都道府県	長崎県	経済産業省	A 権限移譲		商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条、第11条	地域商店街活性化法に基づき商店街振興組合等が作成する商店街活性化事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 商店街活性化法第4条において、商店街活性化事業を行うとする商店街振興組合等は、作成した商店街活性化事業計画について経済産業大臣の認定を受けることができることとされている。 同法第11条により、国は商店街活性化事業の促進を図るため必要な支援を行うこととしており、国においては地域商店街への補助事業を各実施しており、上記の計画認定を受けた事業には補助金の嵩上げも行っている。 申請については、申請者(商店街)が直接国(経済産業局)へ計画書等を提出し両者で内容を調整するが、県には、計画の最終案について意見照会がされるのみである。 商店街活性化に関する事務は地域の実情に応じた視点が必要であり、都道府県において認定事務を行うことにより、市町村や都道府県が実施する事業と横断的な連携を図ると、計画実施の支援を進めることができ、商店街の活性化を図ることが可能となる。	【再掲】 4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (1)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に関する情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。 (2)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ず	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	668	産業振興	指定都市	堺市	経済産業省(中小 企業庁)	A 権限移譲	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第11条 地域商業自立促進事業費補助金交付要綱	地域商店街活性化地域振興に資する事務の希望市町村への移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものは、希望する指定都市など地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきである。	これまで国が実施していた施策の中でも、商店街の各種事業に対する補助(地域商業自立促進事業など、地域振興に資する支援事業)については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基礎自治体が、それら事業を具体的な施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに伴う必要な財源措置(交付金)を講じて頂きたい。 工事内容に変更があった場合等、申請者である商店街は不慣れで説明資料の作成等の書類作成が困難なことが多く、地域の実情や工事内容を理解している地方自治体職員に問い合わせが入る場合があります。 希望する基礎自治体に、地域振興に資する国の補助金の予算が配分され、移譲される権限と財源をもとに制度設計や運用をできるようにすれば、地域の実情に合わせて、基礎自治体が既存施策と一体的に中小企業振興に取り組むことができ、中小企業に対してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となります。 地域商店街等に身近な基礎自治体を実施することにより、地域商店街の一層の活性化に加えて、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みとなることも期待できます。また、地域振興に資する補助金の中でも、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについては、運用面で基礎自治体がより関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度にたると	[再掲] 4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (ii)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	764	産業振興	都道府県	兵庫県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	地域商店街活性化法第4条～第7条、第11条、地域商業自立促進事業費補助金交付要綱	地域商店街活性化法に関する認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金交付事務の都道府県への移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ、移譲すること。	【支障事例】 国は地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業に限定し、全国的視点のもとで採択を行っているとしているが、国が地域商業自立促進事業として実施するにぎわい創出イベントの開催支援、地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組、地域コミュニティの形成に向けた取組の支援は、県施策と内容が類似しており、支援の対象となる事業者にも差異はない(本県でも、国と同種の事業である、商店街新規出店・開業等支援事業、商店街支援事業、商店街整備事業等を実施)。 平成26年6月に国が認定した事業を見て、①イベント開催、②地域コミュニティ活動拠点施設整備、③空き店舗を活用したアート活動支援、イベント開催等となっており、全国レベルの先端的なモデル事業とは考えられない。 【制度改正の必要性】 商店街の支援については、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきであり、また、商店街の商圏が複数の市町村域にまたがることから、広域団体である都道府県が行う方が総合的な施策展開が望める。 そこで、地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を国から都道府県へ移譲し、都道府県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策を実施する。 【想定される事業スキーム】 ①逾の流し・経営者一風(交付金)→商店街振興組合等 ②内容：経営者では、多種多岐にわたる補助金が毎年新設・増額されており、1件あたりの補助額も100万円～5億円と幅広く設定されている。均等配分を求めているのではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと考える。 ③全国的な視点から計画の認定及び補助金の採択 通常分は交付金として国の施策とも整合を図った都道府県の全体計画に基づいて配分、先導的かつ一定規模以上の事業については、経営者と個別協議するスキームで担保することが可能。	【再掲】 4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (1)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。 (ii)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
26年	887	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	A 権限移譲	地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業省組織規則第231条11号 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1、3、4項、第5条第1、2、3項、第13条1項、第6条第1、3項、第7条第1、2、3項、第13条2項 商店街まわりの事業募集要領、地域商店街活性化事業募集要領、商店街まわりの事業(中心市街地活性化事業)募集要領、地域商業自立促進事業補助金交付要綱等	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域の商店街等の活性化に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。こうしたことから、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1項に規定する商店街活性化事業計画の認定等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 商店街まわりの事業 地域商店街活性化事業 商店街まわりの事業(中心市街地活性化事業)補助金 地域商業自立促進事業補助金 ものづくり・商業・サービス補助金	【再掲】 4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (1)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。 (ii)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
26年	30	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱	JAPANブランド育成支援事業の事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、複数の中小企業等が連携して、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組に要する経費の一部を補助することにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することであることから、地方が地域の中小企業ニーズに基づき地域に即した支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	4【経済産業省】 (21)JAPANブランド育成支援事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画に係る情報提供を行うとともに、当該計画について意見聴取を行う。
26年	261	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省、経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する法律第9条 地域需要創造型等起業・創業促進補助金交付要綱	経済産業省組織規則第231条19号等 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条 地域需要創造型等起業・創業促進補助金交付要綱	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限(中小企業の新たな事業の創出等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 地域需要創造型等起業・創業促進事業(創業補助金) 小規模事業者活性化補助金	4【経済産業省】 【再掲】 4【経済産業省】 (22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管) (iii)創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	888	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	A 権限移譲	経済産業省組織規則第231条21号 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条第1項 商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限の都道府県へ移譲 地域力活用市場獲得等支援補助金交付要綱	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 地域力活用市場獲得等支援事業	[再掲] 4[経済産業省] (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談業務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。	
26年	942	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条第1項、第10条第2項、第11条第1項、第12条第1項 新連携支援に関する事務の都道府県への権限移譲	「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行、フォローアップ及び成果普及等	「戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン)」「中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金」の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 ※従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 ※地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3⇒例:国2/3、都道府県 1/3以内など) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 連携体に関する企業の所在地が都道府県を跨いでいても、補助事業主は代表となる一社だけであることから、都道府県単独でも交付事務は行えるものとする。	[再掲] 4[経済産業省] (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談業務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。	
26年	890	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条 中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限の都道府県への移譲 中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る委託報酬補助金交付要綱	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、中小企業・小規模事業者の高度人材育成に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条に規定する国の施策等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 中小企業・小規模事業者人材対策事業(地域中小企業の人材確保・定着支援事業) 中小企業・小規模事業者人材対策事業(中小企業新卒者就職プロジェクトコーディネート等事業) 中小企業・小規模事業者人材対策事業(新卒者就職応援プロジェクトコーディネート等事業)	[再掲] 4[経済産業省] (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談業務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。	
26年	369	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省	A 権限移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条、第5条、第40条	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法6条においては、「地方公共団体は、基本方針のっとり、エネルギーの需給に關し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、電気事業者及び認定発電設備を用いた再生可能エネルギーに対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、再生可能エネルギー普及促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。今回の権限移譲が実現すれば、再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする事業者からの相談等に対し、都道府県において地域の実状に応じた適切な対応が可能となることから、健全な再生可能エネルギーの普及促進が期待される。民間事業者が、地元への調整を行わずに太陽光発電等の開発計画を進め、結果、地元とトラブルとなり、地方公共団体が対応に苦慮するケースが全国的に増加している。(福岡県においても、内容証明郵便により県庁に苦情が寄せられた事例がある。)地域に近接した都道府県に権限を付与することにより、地元との調整等について対応が可能となれば、このようなトラブルも減少することが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	4[経済産業省] (20)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平23法108) (1)以下に係る事務・権限については、都道府県等の意見も踏まえて、地方に移譲する場合の国のエネルギー政策と地域振興の整合性確保の在り方や、これを踏まえた実施主体、国の関与の在り方等について、検討を行い、平成27年中に結論を得る。 ・電気事業者に対する特定契約の締結に関する指導、助言、勧告及び命令(4条2項から4項) ・電気事業者に対する電気事業者がその事業の用に供する電気工作物との接続に関する指導、助言、勧告及び命令(5条2項から4項) ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等(6条) ・電気事業者等に対する報告徴収及び立入検査(40条1項から3項) (ii)再生可能エネルギーの普及に資するため、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について、都道府県への情報提供を行う。	
26年	507	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、再生可能エネルギー発電の認定に関する事務を都道府県に移譲	再生可能エネルギーで発電した電気を、固定価格買取制度を利用して電気事業者(電力会社)に売却するためには、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に基づき、発電設備の認定を受ける必要がある。 この発電設備の認定の基準は、「点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっていること」、「供給する電気の量を的確に計測できる構造であること」、「太陽光発電設備であるときは、(一)移譲の性能を有する太陽電池を利用するものであること」など、もっぱら技術的な観点から定められている。そのための調整を後に、土地新築や地域実態との調整が整うまで、事業化を断念するケースや認定の取り消しを受けるケースが相次いでいる。また、自治体にとっても、次のような課題が生じている。 地域の土地利用計画等との整合性 メガソーラー等の大規模な太陽光発電設備の設置が急速に進んでいるが、地域の土地利用計画との調整、森林法に基づく林地開発許可、農地法に基づく農地転用許可等の前に認定されることから、地域住民とトラブルが発生するケースが生じている。また、景観に及ぼす影響も大きいことから、自治体側では条例を制定し、事前の届出を義務付けているケースもある。 再生可能エネルギーの普及状況の把握 設備を認定した件数と容量・発電出力は、再生可能エネルギーの種類ごとに、毎月、都道府県別に公表されているが、設備の所在地や設置する者など、具体的な情報が公表されていない。したがって、自治体は再生可能エネルギーの普及状況を詳細に把握することができず、また、効果的な普及促進策を検討することが困難となっている。 設備の認定に関する事務が都道府県に移ると、地域の土地利用計画等と整合性を図った運用が可能となり、また、効果的な普及促進策を検討し、実施することができる。 なお、設備の認定に関する技術的な基準については、技術革新の進歩等を考慮して、引き続き国が定めることが効率的である。また認定の申請手続きは既に電子化されており、このシステムの運用も引き続き国が行うこと効率的である。	[再掲] 4[経済産業省] (20)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平23法108) (1)以下に係る事務・権限については、都道府県等の意見も踏まえて、地方に移譲する場合の国のエネルギー政策と地域振興の整合性確保の在り方や、これを踏まえた実施主体、国の関与の在り方等について、検討を行い、平成27年中に結論を得る。 ・電気事業者に対する特定契約の締結に関する指導、助言、勧告及び命令(4条2項から4項) ・電気事業者等に対する報告徴収及び立入検査(40条1項から3項) (ii)再生可能エネルギーの普及に資するため、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について、都道府県への情報提供を行う。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	852	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	A 権限移譲	電源立地地域対策交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	電源立地地域対策交付金交付規則第3条、第19条	電源立地地域対策交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 現行制度上、事業費の30%以上の増減がある場合には、それが入札減少金によるものであっても、事業内容の変更について、大臣承認が必要とされ、事務手続が煩雑となっている。 電源立地地域対策交付金交付規則第19条第3号に規定する交付金事業の変更承認申請について、入札減少金の発生に伴うものについては県の裁量とするよう権限を移譲する。 変更承認申請の省略化及び入札減少金等の余剰財源について、他の行政需要事業への県の裁量による充当を行った上で、実績報告により随を確定する。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	6【経済産業省】 (6)発電用施設周辺地域整備法(昭49法78) 電源立地地域対策交付金における入札による入札による金額の減少については、減少額が交付対象経費の30%未満の場合にも、変更承認申請(電源立地地域対策交付金交付規則(平16文部科学省・経済産業省告示2)19条3号)及び新たな交付規則(同規則17条1項)が可能であることを、地方公共団体に通知する。
26年	854	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	A 権限移譲	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条、第9条	原子力発電施設立地地域共生交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どりの交付が受けられない。 原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。 地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	
26年	855	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	A 権限移譲	核燃料サイクル交付金交付規則第3条、第8条	核燃料サイクル交付金交付規則第3条、第8条	核燃料サイクル交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どりの交付が受けられない。 核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。 地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	
26年	496	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	産業競争力強化法第75条 産業技術力強化法第17、18条	産業財産権に関する確認事務(中小企業に対する特許料軽減申請の受付と確認書交付)の都道府県への権限移譲	特許料又は審査請求料の軽減措置を受けようとする一定要件に該当する中小企業や公設試験研究機関(地方公共団体に設置される機関)からの事前相談の対応をはじめ、提出された軽減申請の内容(要件)について確認(不備がある場合の訂正等の対応を含む)、申請者への軽減対象者である旨の確認書の交付	当該事務は、「産業技術力の強化を図る」という趣旨のもと定められているが、産業技術力の強化は地域ごとに関わるべきものであることから考えると、本県での特許料の給付予等事務についても、地域の財力等にに応じた事務を行った方が、事務の効率化が図られ、かつ、相談等に係る移動時間の短縮につながるものと考えられる。	
26年	495	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	知的財産推進計画	産業財産権に関する相談事務(知的財産権に関する相談受付、説明会の都道府県への権限移譲)	特許等の手続全般や活用についての相談受付支援、説明会の開催等(相談業務については、未公開情報(出願公開前情報等)を用いた相談対応や、産業財産権申請を円滑に行うための申請書類の確認などを含む)	当該相談事務は、弁理士等による産業財産権に係る一般的な相談とは異なり、特許庁で行う方式審査に向けた相談業務を行っており、相談業務に際して未公開情報を用いる場合があるため、特許の出願を行うこともある都道府県が同様の業務を行うことは公平性の確保に著しい支障があるとの懸念が考えられるが、未公開情報を用いた相談業務を都道府県が行ったとしてもなら公平性を害することにはならず、むしろ、都道府県で行うことで相談者の相談等に係る移動時間の短縮につながることも、事務の効率化も図られると考えられる。	
26年	366	産業振興	都道府県	広島県	経済産業省	A 権限移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に関する地域準則の条例制定権限の町村への移譲	工場立地法第4条の2	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。 市までは移譲済みであるところ、町村だけ除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。 なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。 【具体的支障事例】 本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。 【課題の解消策】 このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。	
26年	715	産業振興	町	聖籠町	経済産業省	A 権限移譲	工場立地法第4条の2	工場立地法第4条の2	工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域準則の制定権限を、都道府県から希望する町村に移譲する。	【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。 市までは移譲済みであるところ、町村だけ除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。 なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。 【具体的支障事例】 本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。 【課題の解消策】 このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。	
26年	963	産業振興	知事会	中国地方知事会	経済産業省	A 権限移譲	工場立地法第4条の2	工場立地法第4条の2	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。 市までは移譲済みであるところ、町村だけ除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。 なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。 【具体的支障事例】 本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。 【課題の解消策】 このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性(都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	857	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	工場立地法第9条第1項、同法施行規則第9条	工場立地法に基づく緑地面積に関する規制緩和	一定面積以上の緑地を整備している場合であって、緑地の移設(新たな設備投資に伴う緑地の削減も含む。)に伴う緑地面積の減少が一定割合以下である場合(周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。)は、軽微な変更により該当するものとして変更届出の対象から除外する。また、周辺地域の生活環境を保持する観点から、既整備緑地面積の大きき要件、減少面積率の要件については、都市計画法上の用途地域等に照らし、地域区分ごとに設定する(国の助言に基づき、県又は市が独自に設定できるようにする)。	工場立地法による工場に対して、敷地面積に対して国が定める比率(県又は市が別定する場合はその比率)以上の緑地を整備することが義務付けられており、現在、軽微な変更にあたるものとして、変更届出の対象から除外されているのは次の場合のみである。 ①周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合であって、緑地の移設により緑地面積が減少しない場合。 ②保安上その他やむを得ない事由により速やかに削減する必要がある場合であって、減少する緑地面積が10㎡以下の場合 本法の規制趣旨が地域の生活環境との調和であることを踏まえると、大規模な緑地が整備されている工場や周辺に住居がない森林に囲まれた工場などに対しても一律に取り扱う現在の規定は過剰な規制となっている。 工場立地法に基づく特定工場を設置する企業に対し、事務手続きを簡素化することによって新たな設備投資の円滑化を図ることができるとともに、同時に行政の事務コストを削減することができる。(具体的事例は別紙のとおり)	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容 6【経済産業省】 (5)工場立地法(昭34法24) 緑地面積の減少に係る軽微な変更(施行規則9条6号)の範囲については、規制の基準の在り方や具体的な支障事例を踏まえた上で検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	374	農地・農業	知事会	九州地方知事会	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文、国土交通省令第3条第4号	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されたことになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は変わらないことから、地域振興に支障が生じない限り、我が国が国際競争力強化に資する産業発展が期待できる。【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	6【経済産業省】 (7)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び国土交通省等共管)【再掲】 (II)農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令第3条)の緩和を含めて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。
26年	22	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	新産業集積創出基盤構築支援事業	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への移譲	「新産業集積創出基盤構築支援事業」の委託先の選定事務等の権限及び財源の移譲	次世代成長産業の育成・振興施策、地域産業の振興については、一定の集積地域が存在する地点を中核として実施が必要であることから、全国的な視点が必要であるとしても、地方が実施することが必要である。よって、産業クラスター集積促進の事業については、自由度を高める都道府県に移譲すべきである。	
26年	32	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金要綱	企業立地促進に関する事務の都道府県への移譲	企業立地促進に関する補助金等の権限移譲	【制度改正の必要性】 企業立地促進に関する事務については、国際競争力を有する企業を中核として産学官連携による産業集積の形成及び活性化に向けた取組を行っており、全国的な視点があるとしても、地域の特性に応じた弾力的な運用が可能な補助金の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県1/3以内など) 産学官連携については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	4【経済産業省】 (16)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 法5条5項に基づき同意された基本計画に基づく事業に係る施設等整備に対する補助については、国と都道府県の連携強化を図るため、採択に当たって関係地方公共団体の意見を踏まえることを公募要領に明記すると、地方公共団体との連携がより強化される仕組みを構築する。
26年	469	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	産業クラスター計画	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への権限移譲	企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、国際競争力強化や成長産業創出等のための地域の成長ビジョンの提示、地域の強みを幅広く結集するために、県境やブロックを超え、より強みと強みが結びつく産学官(含自治体)等のコーディネート 補助事業の交付決定及び確定手続き 採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等	現在、経済産業局で行っている産業クラスターに係る事務を都道府県に移譲する。 「地域新成長産業創出促進事業費補助金」など産業クラスターに係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的な運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県1/3以内など) 産学官連携については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	
26年	939	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第25条	ベンチャー支援に関する事務の都道府県への権限移譲	地域での独自の産業クラスター形成に向けた取組に対して、地域からの求めに応じたアドバイス等(県費)を中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第25条に基づき、また、全国的視野で形成を推進していく必要がある先導的クラスターについては、国際競争力等の観点から国が主導)補助事業の交付決定及び確定手続き 採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等	現在、経済産業局で行っているベンチャー支援に係る事務を都道府県に移譲する。 「地域新成長産業創出促進事業費補助金」などベンチャー支援に係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的な運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県1/3以内など) 産学官連携については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	
26年	109	土地利用(農地除く)	一般市	二本松市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条第3項、都市計画法施行令第14条、都市計画法施行規則第13条の2	都市計画の軽易な変更の見直し	都市計画法施行令第14条第1項第2号中「法第18条第3項」の次に「又は法第19条第3項」を追加し、又は都市計画法施行規則第13条の2の本文に同規則第13条各号の本文を追加することにより、市町村が決定する都市計画の軽易な変更を道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を行いやすくする。	【制度改正の内容】 都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が細かく規定されており、変更内容も限定的で、既定時に商業の調整は済んでいるものと考えられる。これまでの地方分権改革で市町村が決定する都市計画の種類が拡大したが、軽易な変更として取り扱う項目に、道府県と市町村とは大きな違いがある。このことから、都市計画事業の進捗にも影響が出ている。よって、市町村が決定する都市計画の軽易な変更についても、道府県と同様の項目とすることを提案する。 【具体的な支障事例及び制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条各号に掲げられているものが、市町村決定の都市計画に関して、軽易な変更として認められていないことにより、次のような支障事例が生じており、同様の支障事例が公園等の場合にも発生している。 * 都市計画道路施行の際、詳細測量を行なって実施設計を行い、事業認可を得ようとした場合、都市計画法決定した線形と事業認可を受けようとする線形がずれる場合は都市計画変更をした上で事業認可申請が必要がある。この変更の手続きに時間を要してしまうと、事業予定地に建築物等が建築されてしまう恐れがあり、移転補償が困難になり道路完成の遅延が予想される。また、施工中に地盤状況等により線形変更が必要となった場合、変更手続きに時間を要すると工事期間も長くなり、工事費増大の恐れがある。このようなことから、軽易な変更として手続きの期間を短縮させたい。(参考) 通常の変更 案の概算から決定告示まで約6週間 軽易な変更(名称の変更) 都市計画審議会召集から決定告示まで約1週間 軽易な変更(名称の変更以外) 案の概算から決定告示まで約4週間	6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (III)都市計画(商)の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条の2)については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	675	土地利用(農地除く)	指定都市	横浜市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条第3項、第87条の2、都市計画法施行令第14条、都市計画法施行規則第13条	都市計画の輕易な変更の見直し	現在市町村が行う「都市計画の輕易な変更」が適用されている内容を指定都市においては道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を輕易な変更とする措置	【制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条第3号及び第13条第4号の規定が指定都市決定の都市計画に関する輕易な変更として認められていないことにより、都市計画変更を行う場合に実施する大臣への協議、同意の手続が省略できない。道府県と同様とする措置となれば、手続の一部省略となり、効率的な事務執行が可能となり事業期間の短縮につながる。 【実例(予定含む)】 1 都市高速鉄道 ①横浜国際空港建設計画 都市高速鉄道第6号相鉄・JR直通線(変更) (告示 H24.10.5) 区域変更区間 約190m、中心線の振れは100m未満 ②横浜国際空港建設計画 都市高速鉄道 相模鉄道本線(変更) (告示 H24.10.5) 区域変更区間 約250m、中心線の振れは100m未満 ※施行規則第13条第4号イ(起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。 2 自動車専用道路(首都高速道路)(予定) ①横浜国際空港建設計画 道路 高速横浜環状北線(変更) 変更区域区間 1000m未満、中心線の振れは100m未満 ※施行規則第13条第3号イ(線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。	【調整結果】 【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (iii)市町村が都市計画の変更を行う場合における輕易な変更とされる事項(施行規則13条の2)については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	601	土地利用(農地除く)	中核市	函館市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第9条第2項第1号イ	一部が一般国道または都道府県道となる都市計画は、都道府県が定めるよう規定されている。さらに、都市計画法施行令第9条第2項では、この都市施設等の中に一般国道や都道府県道(道路法第2条)を掲げている。つまり、都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道となっている市町村道において、一部を変更しやすくなる場合、市町村ではなく、都道府県にその決定権がある。そこで本提案では、この場合について、市町村が決定できるよう都市計画法施行令の改正を求める。	【制度改正の必要性】 都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる計画を変更する際には、都道府県が定める都市計画の変更を行うことになる。この場合、市町村の内部協議や都市計画審議会において協議が交わされた後、都道府県における内部協議や都道府県都市計画審議会を経て、都市計画の変更が決定される。このため、都市計画の変更(事業の着手)までに長期間を要する。市町村に権限が移譲されれば、各市町村設置の都市計画審議会を経ることによって都市計画の変更を決定することができる。したがって、都市計画の変更までの期間(事業着手までの期間)を短縮できるほか、それぞれの地域の実情に速やかに対応した変更が可能となる。(参考)都市計画変更に係る所要時間・・・北海道の場合は11か月程度、函館市の場合は4か月程度。 【事例】 交通事故防止のため市道部分の交差点を改良する都市計画道路の変更(縮小変更)をしようとしたが、当該都市計画道路において縮小地点とは約3km離れた地点で公道を含んでいるため道決定となった。また、約50年にわたって事業未着手であった都市計画道路について、長期未着手都市計画道路の見直し方針に基づき市道である都市計画道路の一部区間を廃止しようとしたが、当該都市計画道路において廃止地点とは約2km離れた地点で公道及び公道を含んでいるため国同意を要する道決定となった。 【懸念に対する方策等】 権限移譲により市町村と都道府県の都市計画に不整合が生じるのではないかと懸念については、両者間では従来必ず情報交換が図られ、必要な調整が行われてきたことから、防止できると考える。また、本提案は、平成25年6月14日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針」の「地方は、インフラ機能の集約・減量化を反映するよう都市計画を見直す」という事項と関連していると考えられる。	5【国土交通省】 (1)都市計画法(昭43法100) (一)一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路を変更する場合の決定主体については、都市計画の変更に際して合理的な対応ができるよう、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて運用方法を検討し、平成27年中に結論を得る。	
26年	665	土地利用(農地除く)	指定都市	川崎市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第33条 都市計画法施行令第25条 都市計画法施行令第29条の2	開発許可の技術的細目に関する条例の自由度の拡大	開発行為における公園の設置については、都市計画法施行令第25条において開発区域の規模に応じて基準が定められているが、全国で一律的な設置基準であることから技術的細目の内容を条例委任する。また、開発許可の技術的細目について定める条例の自由度の拡大を図るため、条例の制定範囲を極めて限定的に定めている都市計画法施行令第29条の2を廃止もしくは「参酌すべき基準」とするよう提案する。	【制度改正の経緯】 都市計画法第29条に基づき(開発許可に関する事務は、地方分権一括法の施行により、従来の機関委任事務から自治事務となり、地方自治体の実情に応じて当該事務を処理することができるようになった。特に、開発許可の技術的細目については、土地利用に影響が大きいことから、地域の特性に応じ、平成12年に都市計画法第33条第3項により条例による制度の強化、緩和が追加して設けられているが、同時に都市計画法施行令第29条の2により条例制定に関する基準も設けられている。 【支障事例】 公園については、都市計画法施行令第25条第1項第6号で、公園の設置基準に係る開発区域面積を0.3クワール以上規定されていることから、本市では0.3クワールを下回る小規模な分割型開発行為が主流となり、公園の提供がなされない等の弊害を生じている。 【制度改正の必要性】 開発許可基準について、技術的細目における政省令を撤廃し、条例委任されることにより、市民のニーズにあった公共施設等の整備に誘導するためのツールとして条例を活用することが可能となる。 【懸念の解消策】 地域の特性に応じた条例とするため、客観的根拠を収集するとともに市民のニーズを把握し、近隣の自治体と調整を図る必要がある。	6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (ii)開発許可の基準を遵守するに必要となる技術的細目のうち、公園等の設置基準(施行令第25条6号)については、制度の運用実態や地方公共団体の意向等を調査し、その結果等を踏まえ、公園等の設置を義務付ける「限定的な条例」に委任するとを含めて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	278	土地利用(農地除く)	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法施行規則第7条の2第3項	都市公園の駐車場の太陽光発電施設の設置基準緩和	都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること。	【制度改正の必要性等】 本県では、再生可能エネルギーの普及にあたっては、有効な空間を利用して太陽光発電施設等を設置することを進めているところである。 都市公園には、広く太陽光の集積物が少ない大規模な駐車場を備えているものがあることから、その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる可能性がある。しかしながら、占用許可の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則第7条の2において、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」ものである旨が規定されていることから、駐車場上部空間を活用して太陽光発電を設置することが困難な状態にある。 この規制が緩和されることにより未利用空間を活用した太陽光発電設備の設置場所として活用できる。 都市公園法施行規則第7条の2第3項を改正し、都市公園の駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できることとする。 【制度改正の必要性】 市の事務においては、自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設や地区スポーツ団体の用具等は、法第7条第6号の物件として令第14条第4号の適用を行っているが、地縁団体や地区スポーツ団体にとっては、1年に4度申請手続きを行う事務的な負担感が高く、事前相談は多数あるものの、実際の制度利用は低調となっている。本市では現在、街区公園周辺住民の利用頻度が特に高い公園について、より地縁団体や地区スポーツ団体の利用を円滑ならしめるよう都市公園条例の改正を検討しているが、改正により条例で定める物件として規定した上で、第14条第3号の適用により許可期間は六月以内と短期であるため、これまでと同じ理由で制度利用が進まないおそれがある。	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (ii)都市公園の公園施設である駐車場の上部空間を活用した占有物件としての太陽光発電施設の設置については、当該太陽電池発電施設が公園施設としての屋根の機能を併せ持つ場合、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」との基準(施行規則7条の2第3号)には抵触せず、設置ができることを地方公共団体に通知する。
26年	339	土地利用(農地除く)	一般市	北上市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法施行令第十四条第三号	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任	都市公園法施行令第十四条第三号の「第十二条第十号に掲げるものについては、六月」の規定を、「第十二条第十号に定めるものについては、地方公共団体が条例で定める期間」に改める等、法律で定める10年以内の期間を条例により設定できるよう改正したい。	【制度改正の効果】 改正がされた場合、多様な施設や構造物に対し、公園管理者の判断により10年以内の適切な期間について占有許可を出すことができると考えられるが、そればかりではなく、公園の利用者と相対し、利用方法や利用者の実情を把握し得る立場にある地方公共団体が直接条例で定めることにより、公園の多様な活用が促進されるものと考えられる。さらに、この制度は、おそらく全国的にもあまり活用されていないと考えられることから、改正によって地方の特色や実情に応じて大いに制	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (iv)地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設(施行令12条10号)に係る占有期間(施行令14条3号)の区分については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえ、見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	277	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省 国土交通省 総務省(消防庁)	B 地方に対する 規制緩和	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則(一般 則)第7条の3	水素ステーション の設置に係る高圧 ガス保安法令等の 見直し	高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。	【制度改正の必要性等】 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。 水素エネルギーの普及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安定的、かつ安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しいことで、欧米に比べ、設置コストが5～6倍となっており、設置事業者にも多くの負担となっている。このため、安全性が確認された事項については、欧米並みのコストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。国は平成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。 本県では、平成26年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。 高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (イ)液化水素スタンドに係る建築基準法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 [措置済み(建築基準法施行令の一部を改正する政令(平26令232)、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準を定める件(平26国土交通省告示1203))] また、第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンドに係る基準の整備については、規制改革実施計画に基づき、高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。 <参考> 6【総務省】 (4)消防法(昭23法186) 液化水素スタンドに係る消防法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 6【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204) 水素ステーションの設置に係る一般高圧ガス保安規則(昭41通商省令第3号)等については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)等に基づき、平成27年に予定される水素ステーションの規格に向け、検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	385	消防・防災・安全	知事会	九州地方知事会	内閣府、 国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	災害救助法第4 条 災害救助法による 救助の程度 方法及び期間 並びに実費弁償 の基準第2号のト 建築基準法第 85条	応急仮設住宅の 入居期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを行うこと	【支障】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの理由により、入居期限までの退去が困難な者が21世帯71人いる。(H26.4調査) 【制度改正の必要性】応急仮設住宅の入居期間は2年間(災害救助法に基づく告示で、建築基準法第85条第4項に定める期間)であり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条に規定する「特定非常災害」に指定されれば、同法第8条に基づき許可の期間を延長することが認められている。しかし、九州北部豪雨災害は指定されなかったため、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて入居期間を延長できるよう制度を見直しをしい。 (参考) 入居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強いため、地元を離れたくないとの意見が多い。 被災地は民間賃貸住宅が少なく、公営住宅も不足している状況である。また持ち家志向も強く、住居再建に向けた準備は進められているが、期間までの退去が難しい。 入居期間が延長されれば、自宅再建までの間の仮住まいを探す必要がなくなるため、入居者の経済的・精神的負担が少なくなり、安心して生活再建ができる。 県では被災者と協力し、入居者が住み続けることができるよう、建築基準法に適合するよう仮設住宅の基礎改修を行ったうえで、住居として提供する。 なお、被災者生活再建支援法による加算支援金の申請期間は37か月以内である。	
26年	46	土木・建築	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	河川法 第79条第2項1 号	二級河川の河川 整備基本方針等 に係る国土交通大臣 への協議の廃止	県が管理している二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画については、国土交通大臣の同意を要する協議が必要とされているが、この協議を廃止することにより、円滑な事務手続の進行を図る。	【現状】 二級河川の管理は知事が行うこととされており、この二級河川については河川整備基本方針を定めるとともに、当該基本方針に即して河川整備計画を定めなければならないこととされているが、基本方針等を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得なければならないこととされている。 【制度改正の必要性】 河川整備基本方針等は、その記載内容が法令に規定されていること(河川法施行令10条、10条の2、10条の3)に加え、学識経験者の意見聴取(法16条の2第3項)、公聴会の開催(法16条の2第4項)、関係市町村長の意見聴取(法16条の2第5項、令10条の4第1項)を経て、知事が河川管理者としての権限と責任において策定するものであって、その内容が、十分に地域の意向を反映するとともに専門的知見に裏付けられたものであることに鑑みれば、国の同意を必要とする現制度は、単に手続を迂回するもののみならず、県の自主性を阻害するものである。県管理河川においては、延長や流域面積が小さい水系が数多く存在し、また事業の進捗に応じ適宜変更が必要となる。実務においては、現在のところ1水系あたり3～4ヶ月程度の審査期間を要しているが、6ヶ月以上の期間を要したもあり、策定水係数が増えると、事前協議や審査に要する期間が長期化する懸念がある。 【求める措置内容】 県の主體的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応を可能とするため、この同意を要する協議を廃止することとし、仮に国に対して何らかの情報提供が必要であるとしても、報告程度に留めるよう制度改正されたい。	6【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (ii)二級河川における河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合の国土交通大臣への同意を要する協議(79条2項)については、当該協議の迅速化を図るため、技術的知見、先行事例等の情報提供を継続的に行うなど、国と地方公共団体の連携強化を図る。
26年	329	土木・建築	都道府県	大分県・佐賀県・長崎県・宮崎県・沖縄県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	河川法第79条	県が管理する二級 河川の河川整備 基本方針、河川整 備計画の策定に 係る国土交通大臣 への同意制度の 見直し	二級河川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、県が河川管理者としての権限、責任により策定するものであるため、国(国土交通大臣)の同意申請及びそれに要する内容協議を見直し、期間を要することや地域のニーズに応じた迅速な対応が可能となるよう、報告制度とすること。	【制度改正の経緯】本県は、台風常襲地帯にあって、毎年洪水被害が発生しており、計画的な治水対策が必要となっている。さらに今後、老朽化対策や地震、津波対策などの機能改善に向けた新規事業による取り組みが多く見込まれ、多数の河川整備基本方針等の策定、変更が必要となっている。特に地震、津波事業については、河川と海岸、港湾、道路などが連携して取り組むことが効果的であり、河川事業についても円滑かつ計画的な対応が必要となっている。このため、二級河川について県が自主的に策定・変更できるよう見直しを要望するものである。 【支障事例】近年では、一河川の基本方針策定において同意申請書を提出し、同意されるまでに約4ヶ月を要した。 【懸念の解消策】平成19年度に懸念された国の技術的知見や全国的バランスの確保については、一級河川についてこれまでどおりの手続きを踏まえるとともに、国と連携し、新たな知見等の情報収集に努めることにより、二級河川策定時に反映できると考えている。	【再掲】 【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (ii)二級河川における河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合の国土交通大臣への同意を要する協議(79条2項)については、当該協議の迅速化を図るため、技術的知見、先行事例等の情報提供を継続的に行うなど、国と地方公共団体の連携強化を図る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	822	土木・建築	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。	【現行】 公営住宅の目的外使用の対象事業として、グループホーム事業(数名で共同生活を営む認知症の高齢者や障害者に世話人等が生活や健康管理面のサポートをする)が認められているが、事業内容が類似する「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、ショートステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続きが必要である。 【改正内容・効果】 対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続きが事後報告となり、事務処理が合理化、簡素化される。同一条件による公営住宅の有効活用促進に資することができる。 また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひろば」)についても対象に加えていただきたい。 ・同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。 ・同事業の観点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のフラグ的な位置づけであると考えられる。	
26年	217	土木・建築	市区長会	全国市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第66条	備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化	避難場所等に専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、建築確認申請を不要とする。	【提案の背景】 全国的に自主防災組織の設立が進む中、各地域において防災資機材の整備が進められている。上記資機材の整備に合わせ、備蓄(防災)倉庫を購入・設置する機会が多くみられる。 【支障事例】 このように、備蓄(防災)倉庫の設置に当たっては、建築確認を受ける必要があり、また、条件による公営住宅の有効活用促進に資することができる。 【支障事例】 また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひろば」)についても対象に加えていただきたい。 ・同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。 ・同事業の観点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のフラグ的な位置づけであると考えられる。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (ii)防災備蓄倉庫等の建築基準法上の取扱いの明確化を図るため、小規模な備蓄倉庫については、外部から荷物の上入れを行うことができ、かつ、人が内部に入立入らないものについては、建築物(2条1項1号)に当たらず、建築確認(6条1項)が不要であることを、地方公共団体に通知する。
26年	218	土木・建築	市区長会	全国市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4	用途地域等内の建築物の制限緩和	地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。	【提案の背景】 東日本大震災の教訓や新たな被害想定を踏まえた災害対策を推進するためには、災害時に地域住民に供するための備蓄量の増量、備蓄品種の多様化が必要不可欠となっている。しかし、既存の備蓄(防災)倉庫の容量では対応しきれず、新たな保管場所の確保が課題となっている。 【支障事例】 このように、備蓄(防災)倉庫の設置に当たっては、建築確認を受ける必要があり、また、条件による公営住宅の有効活用促進に資することができる。 【支障事例】 また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひろば」)についても対象に加えていただきたい。 ・同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。 ・同事業の観点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のフラグ的な位置づけであると考えられる。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (iv)地方公共団体が近隣住民のために必要な公益施設として設置する防災備蓄倉庫については、「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」(施行令第130条の4第1項2号)に該当し、特定行政庁の許可(48条1項)を得ず、第一種低層住居専用地域において建築できることを、地方公共団体に通知する。
26年	515	土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	建設業法第3条等	営業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲	建設業許可の事務の内、営業所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲(現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む)	【支障事例】 建設業に係る許可権限については、建設業法第3条第1項により営業所が複数の都道府県に跨る業者が国土交通大臣と都道府県知事の権限が区分され、経営事項審査の審査権限についても、同法第27条の26第1項・第2項により許可をした大臣又は知事とされているが、当該申請書類等の提出は第一号法定受託事業者と(同法第44条の5)、知事を経由することとされている(同法第44条の4)。したがって、例えば神奈川県内に本店がある大臣許可業者が建設業許可の取得や決算、役員の変更等の届出を行うおとす場合、必ず本県を経由して、関東地方整備局(埼玉県)に提出しなければならず、その分処理期間が長くなっている。 同様に、権限移譲を希望する政令市等に対して当該権限を移譲することは、建設業者の利便性を向上させるものである。 【移譲に当たっての懸念】 許可権限に付随して、同法に基づく報告・検査(法第31条)及び指導(法第41条)、監督(法第28条等)の権限も移譲されるとした場合、現在の大臣許可業者のうち、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が許可等の権限を持つことになると推定する。 この際、現大臣許可を受けている建設業者は、本店所在地以外に、他都道府県に主たる営業所を設置している場合が多く、現行の制度のままでは検査権等を委譲した場合は、許可をした都道府県知事が全国の営業所の検査等を行わなければならない、実態に合わないと考えられる。 【懸念の解消策】 移譲にあたっては、検査権等の行使については、許可権者から営業所の所在地を管轄する都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。	
26年	516	土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	宅地建物取引業法第5条等	事務所が複数都道府県に跨る業者に係る宅地建物取引業の免許の移譲	宅地建物取引業免許の事務の内、事務所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲(現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む)	【支障事例】 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合は国土交通大臣の免許を受けなければならない。国土交通大臣の免許の申請は、本店所在地の都道府県を経由して、所管の地方整備局に提出することとなっているが、審査等の重複が生じており、免許までの期間が延びる原因となっている。 【移譲に当たっての懸念】 免許権限に付随して、宅建業法に基づく報告・検査(法第72条)及び指導(法第71条)、監督(法第65条等)の権限も移譲されるとした場合、現在の国土交通大臣免許業者のうち、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が免許等の権限を持つことになると推定する。 この際、現大臣許可を受けている建設業者は、本店所在地以外に、他都道府県に主たる営業所を設置している場合が多く、現行の制度のままでは検査権等を委譲した場合は、免許をした都道府県知事が全国の事務所の検査等を行わなければならない、実態に合わないと考えられる。 【懸念の解消策】 移譲にあたっては、検査権等の行使については、免許権者から事務所の所在地を管轄する都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	95	運輸・交通	都道府県	岡山県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条1項1号別表4	地方バス路線の運行費補助要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象基準における1日当たりの輸送量の下限を、都道府県の判断によって緩和できるようにすることを求める。	【支障事例】 現行の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」においては、補助対象基準で輸送量は15人以上と定められているため、人口減少が著しい過疎地域等では、輸送量が15人に達せず、岡山県においても、補助対象系統は、平成20年度の36系統から、平成25年度は22系統と大幅に減少し、また、平均乗車密度が9人未満となり、補助金額が削減される場合も多くなっている。これらの地域間幹線系統は中山間地域の住民にとって、高校への通学、地域の高齢病院への通院、買い物などの生活に不可欠であり、維持している必要がある。 【制度改正案】 こうした状況を踏まえ、都道府県が特別な支援が必要と考える条例等で指定する過疎地域等(例:岡山県中山間地域の振興に関する基本条例における中山間地域)においては、都道府県の判断で、国の定める範囲内(輸送量12〜15人)で、補助対象基準を緩和できるようにすることを提案するものである。 【制度改革の効果】 バス路線だけではなく、他の交通手段や地理的な条件などを都道府県で勘案し、判断することにより実態に即した支援が可能となる。	6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再構築計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。
26年	172	運輸・交通	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4及び別表5	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう要件の緩和など制度を見直す。	【制度改革の必要性】バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきだが、国の補助制度は全国一律に一定の運行規模や経営効率化の指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部が補助対象外となっている。特に中山間地における交通弱者にとってバスは基礎となる交通手段であることから、中山間地における補助要件の緩和等、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直すこと。また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。 【支障事例】広域行政圏中心市へ集がり複数町村をまたがって運行する生活の重要路線でありながら、人口の少ない中山間地を含む系統では平均乗車密度が低いため補助要件を満たすことができない。バスの存続が難しくなっている。採択条件である平均乗車密度5人以上では、県内全28路線のうち全額対象となるのが1路線のみとなる。 【効果】要件緩和により、人口が少ない中山間地域を含む系統においても補助要件を満たすこととなり、生活の足を確保することが可能となる。(採択条件である平均乗車密度を6人から3人に引き下げると、県内全28路線中、運行赤字全額対象となるのが1路線から13路線に拡大される。) 【求める要件緩和の内容】補助対象路線の1日当たり輸送量:15〜150人について、中山間地域は「15人以上」の要件を9人(本県における平均的な平均乗車密度=3人程度であるため、最低運行回数3回を乗算)まで引き下げる。 補助対象経費の対象:平均乗車密度5人で運行赤字全額について、5人未満は人数按分して算出とされているものを中山間地域は「15人」の要件を3人で引き下げる。	【再掲】 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再構築計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。
26年	336	運輸・交通	一般市	山武市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6、ロ	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の改善	地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度について、現在、地域間幹線系統に接続している地域内フィーダー系統であれば、仮に今後、地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、従前の補助対象人口を国庫補助上限額の算定に使えるよう制度を見直ししていただきたい。	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の現行制度では、複数の自治体間を結ぶ地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統でなければ、市内全域を交通不便地域とし、市内全人口を補助対象とすることができないこととされている【地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下要綱という)】、別表6、ロ、①・②が、仮に民間バス路線等の廃止により地域間幹線系統が無くなった場合、補助額算定の基礎となる補助対象人口が大幅に減少し、現状でも苦しい地域内フィーダー系統の維持がさらに困難になる。 地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、交通空白地域等における公共交通の確保維持のため、地域内フィーダー系統については維持していかなければならない。この場合において、交通不便地域だけを対象人口として算定するのは不合理ではないかと考えるため、地域間幹線系統が廃線となった場合についても、他の地域間交通ネットワーク(軌道道路線等)に接続する地域内フィーダー系統については、従前の補助対象人口を国庫補助上限額の算定【要綱別表7、5】に使えるよう見直ししていただきたい。 (補助額算定の基礎となる対象人口の考え方は別添参照) 現状、山武市地域公共交通活性化協議会で実施している公共交通は、幸いにも地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統であるため、対象人口は市内全域36,089人(平成22年実施の国勢調査時人口)であるが、今後もし地域間幹線系統が市内に無くなった場合、運輸局長指定交通不便地域の対象人口となる。この場合の算定される対象人口は1,001人である。	
26年	343-1	運輸・交通	都道府県	香川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6ロ①、別表21	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な運用	地域公共交通確保維持改善事業について、地域の実情に即した柔軟な活用が可能となるよう、地域内フィーダー系統補助の補助対象路線及び利用環境改善促進等事業の補助要件について、緩和や弾力的な運用を図ること。	【地域内フィーダー系統補助】 平成23年度に創設された「地域内フィーダー系統補助II」において補助対象とされるフィーダー系統は、輸送量が15人〜150人/日などの要件を満たす「地域間幹線バス系統」と接続することが要件(要綱別表6ロ①)となっているが、本県の西讃地域の様に、鉄道はあっても地域間幹線バス系統がない地域においては、十分な活用ができない状況にあるので、国庫補助対象であるバス路線の部分に鉄道を含める等、地域の実情に合わせて柔軟に運用できるようにしていただきたい。そうすることにより、市町におけるバス路線の確保維持費が年々増加する中で、補助メニューの充実により住民の利便性の向上に資するバス路線の一元の充実が図れる。 【利用環境改善促進等事業】 公共交通の利用環境改善の面では、Suicaをはじめとした全国10交通系ICカードの相互利用が始まったが、県内の地方鉄道やバスに普及しているICカードとの間では、相互利用ができない状況にある。ICカードの共通化を図るためにも本制度の活用を図りたいが、補助対象となるICカードシステムは新規に導入されるものに限定されており活用ができない。また、導入済みのICカードは、普及促進や利用対象の拡充についても制度の利用ができない状況にある。(要綱別表21(鉄道))そのため、「ICカードシステム導入その他…」の部分でICカードシステムの導入や高度化(共通化)に要する経費その他…等に變更していただきたい。そうすることにより、カード利用の普及促進により地域における人の移動の円滑化が図られ、公共交通の利用の増加に資するものとする。	
26年	343-2	運輸・交通	都道府県	香川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6ロ①、別表21	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な運用	地域公共交通確保維持改善事業について、地域の実情に即した柔軟な活用が可能となるよう、地域内フィーダー系統補助の補助対象路線及び利用環境改善促進等事業の補助要件について、緩和や弾力的な運用を図ること。	【地域内フィーダー系統補助】 平成23年度に創設された「地域内フィーダー系統補助II」において補助対象とされるフィーダー系統は、輸送量が15人〜150人/日などの要件を満たす「地域間幹線バス系統」と接続することが要件(要綱別表6ロ①)となっているが、本県の西讃地域の様に、鉄道はあっても地域間幹線バス系統がない地域においては、十分な活用ができない状況にあるので、国庫補助対象であるバス路線の部分に鉄道を含める等、地域の実情に合わせて柔軟に運用できるようにしていただきたい。そうすることにより、市町におけるバス路線の確保維持費が年々増加する中で、補助メニューの充実により住民の利便性の向上に資するバス路線の一元の充実が図れる。 【利用環境改善促進等事業】 公共交通の利用環境改善の面では、Suicaをはじめとした全国10交通系ICカードの相互利用が始まったが、県内の地方鉄道やバスに普及しているICカードとの間では、相互利用ができない状況にある。ICカードの共通化を図るためにも本制度の活用を図りたいが、補助対象となるICカードシステムは新規に導入されるものに限定されており活用ができない。また、導入済みのICカードは、普及促進や利用対象の拡充についても制度の利用ができない状況にある。(要綱別表21(鉄道))そのため、「ICカードシステム導入その他…」の部分でICカードシステムの導入や高度化(共通化)に要する経費その他…等に變更していただきたい。そうすることにより、カード利用の普及促進により地域における人の移動の円滑化が図られ、公共交通の利用の増加に資するものとする。	6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (ii)利用環境改善促進等事業については、ICカードシステムの相互利用化・片利用化を図る事業も補助対象であることを、地方公共団体に通知する。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性(都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	435	運輸・交通	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付要綱別表4の二、ホ	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における補助要件(計画運行回数3回以上)及び1日あたりの輸送量15～150人について、下限の3回及び15人を撤廃するよう提案する。	【提案概要】平成14年月に施行された改正道路運送法により、路線バス事業の参入・退出規制が廃止されたことから、利用者の少ない、いわゆる過疎地域においては、交通事業者により採算が見込めないことを理由とした路線バスの減便・撤退が繰り返されており、地域住民の重要な生活交通手段が危機にさらされている状況である。一方で国の補助制度、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱においては、人口が少な採算を取るが難しい過疎地域の広域的・幹線路線バスについて、要件を満たすことができず補助対象外となっている。本市でも、過疎地自家有便運送の実施があり、また新たなニーズに応じた路線バスが運行されている。このように、過疎地における交通確保が困難な場合も多く、路線バスの維持の社会的使命は依然として非常に大きい。周辺市も含めた生活圏の維持・活性化のためにも、国レベルでより細やかな施策を講ずることが必要不可欠と考える。そこで、補助要件(計画運行回数3回以上)及び1日あたりの輸送量15～150人については、昨今、全国的に過疎化しない過疎地域における高齢化が急速に進んでいる社会情勢の変化もふまえ、地域の実情に合わせた補助制度とするため、下限の3回及び15人を撤廃するよう要件の見直しを求める。【支障事例】同地域におき	【再掲】 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。	
26年	842-1	運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付要綱別表6のロ、別表6のロ①(1)及び②、表7の5、別表8	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域と振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引上げる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。	本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交通に接続し乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件で、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されたため、地方負担が大きいのとなっている。 車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。(詳細は別紙のとおり)	【再掲】 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。
26年	842-2	運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付要綱別表6のロ①(1)及び②、表7の5、別表8	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域と振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引上げる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。	本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交通に接続し乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件で、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されたため、地方負担が大きいのとなっている。 車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。(詳細は別紙のとおり)	【再掲】 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。
26年	842-3	運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付要綱別表6のロ①(1)及び②、表7の5、別表8	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域と振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引上げる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。	本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交通に接続し乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件で、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されたため、地方負担が大きいのとなっている。 車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。(詳細は別紙のとおり)	【再掲】 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。
26年	879	運輸・交通	指定都市	広島市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付要綱別表6のロ①	バス路線の再編を促進するための補助要件の見直し	バス路線の再編に当たっては、路線を分割する場合、幹線系統補助事業(地域公共交通確保維持改善事業費補助金)の補助要件を満たさなくなる場合があるため、こうしたケースに柔軟に対応できるよう制度改正を行う。	広島市においては、多くの路線バスが郊外から都市部へ直通路線となっていることから、都市部では供給過剰となっている。その対応として、バス路線の途中に乗継拠点を設けて、都心側を運行する基幹バスと郊外側を運行するフィーダー系統に分割し効率化を図る手法について、現在検討を行っている。 検討に当たっては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金(複数市町村にまたがることが多い)日あたりの輸送量15人以上と見込まれることを要件とする国庫補助を受けようとする路線(対象)として、分割によりフィーダー系統になった区間については、こうした補助の要件を満たさなくなる場合が想定される。 この結果、バス事業者や地方自治体の負担が大きくなり、こうしたことが支障となり再編が進まなくなる可能性がある。 一方、国においては、本年8月、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を改正され、同法に基づく交通計画を自治体が策定した場合は、道路運送法上の特例を受けられることなど、路線等の再編を実現しやすくする制度が盛り込まれた。こうした制度を有効に活用し、バス路線の再編によりバス活性化を図るため、同法に基づく交通計画を策定した場合は、その計画期間内において、地域間幹線系統補助については、再編により輸送量の補助要件を満たさない場合においても、再編前と同様に補助対象として取り扱うこと、また、再編により、既存系統の一部を地域内(市町域内)に限定して運行する場合は、従前の基準に準じたものの補助制度を確保されたうえで、補助に数百年、境港への大型のクルーズ客船の寄港が相次いでいるが、寄港地での通訳ガイド確保のニーズに応えられていない。また、鳥取の特色であるエコツーリズムやスポーツツーリズム等をテーマとした観光の推進を図っているが、当該分野に精通した通訳案内士の有資格者は存在せず、無償で県内観光団体を、ボランティアガイドが対応している状況。このことが、本県の特色あるインバウンドの推進に当たり、ネックとなっている。全国的にも、通訳案内士不足、またコスト高が原因で、無償で県内観光案内業務を行っていることが弊害化しているものもある。現在、鳥取県を対象とした地域限定通訳案内士制度は存在しない。地域限定通訳案内士制度は、過去に複数の自治体で実施されていたが、試験実施等の事務量の割に受験者が集まらず、制度の休止が相次いでいると聞いており、試験実施のコストが制度運営のネックとなっている。申請の根拠法の違いから、通訳案内士からのアレンジによること、試験のレベルが非常に高く、試験の難易度が通訳案内士の不足の一因である。 【期待される効果】 地域限定通訳案内士の人数が大幅に増加し、通訳ガイド不足が緩和されるとともに、地域の観光知識を背景とした一定の外国語能力もある地域の人材を活用し、地域独自の観光形態の推進を図ることができる。 【懸念の解消策】 外国語の能力については、外国語能力検定試験の一定水準を基準とすることで担保し、観光情報の知識については、所定の研修を修了した通訳案内士に担保を求めるとする。	【再掲】 6【国土交通省】 (18)外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成9年法31) (1)地方公共団体が実施する研修を修了すれば、当該地方公共団体が設定する区域において、通訳ガイドの資格を付与する特例制度を創設する。 (ii)上記の特例を一般制度化するに当たっては、当該特例ガイドがもたらす効果やその影響、通訳案内士制度への社会的要請等を踏まえ、同制度の在り方について検討する。
26年	177	運輸・交通	都道府県	鳥取県、徳島県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	地域限定通訳案内士の育成及び確保にかかわる事務の都道府県への移譲 第4条、第11条、第13条～24条	外国人観光客の旅行の容易化等の促進	外国人観光客の旅行の容易化等の促進を各都道府県知事が定めることとする。「外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」について、以下の点を修正する。 第4条 外客来訪促進計画への位置づけを不要への振興に関する法律 第4条、第11条、第13条～24条 不要(各都道府県条例による)	【改正の必要性】個人番号は、将来的には幅広い行政分野で活用することも念頭に置かず、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法第9条第1項別表第1に「マイナンバー」を適用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されていない法律の中に、番号法別表第一に記載されている法律と同様の手続となるものがあることから、それらの事務も対象とするよう、別表への掲載を求める。 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務等については、番号法別表第一項番号19「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」と同様の運用を申請者に求めることとなっている。申請の根拠法の違いから添付書類の要・不要が混在することは住民の混乱を招くため、このような事務について番号制度の対象事務とすることを求める。	6【国土交通省】 (19)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) 個人番号利用事務(9条1項)及び特定個人情報の提供制限の例外となる事務(19条7項)に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(第5法2)に基づき地方公共団体が供給する賃貸住宅の管理に関する事務を追加する。
26年	390	その他	知事会	九州地方知事会	内閣官房、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第9条第7項	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1に「マイナンバー」を適用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されていない法律の中に、番号法別表第一に記載されている法律と同様の手続となるものがあることから、それらの事務も対象とするよう、別表への掲載を求める。 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務等については、番号法別表第一項番号19「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」と同様の運用を申請者に求めることとなっている。申請の根拠法の違いから添付書類の要・不要が混在することは住民の混乱を招くため、このような事務について番号制度の対象事務とすることを求める。	6【国土交通省】 (19)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) 個人番号利用事務(9条1項)及び特定個人情報の提供制限の例外となる事務(19条7項)に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(第5法2)に基づき地方公共団体が供給する賃貸住宅の管理に関する事務を追加する。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	828	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を超える広域行政組織への移譲を求める。	現在、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できるしくみとはなっていない。関西広域連合であれば、既に防災、観光、文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く(聞きながら)計画策定に取り組むことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。地方分権の観点から、府県域を超える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を積極的にに行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線に合った地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。		
26年	60	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲を求める。	現在、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できるしくみとはなっていない。関西広域連合であれば、既に防災、観光、文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く(聞きながら)計画策定に取り組むことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。地方分権の観点から、府県域を超える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を積極的にに行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線に合った地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。		
26年	112	土地利用(農地除く)	指定都市	仙台市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法施行令第6条第1項第6号 都市計画運用指針C、C-1(1)	都市計画法施行令及び都市計画運用指針の改正	下水道に関する排水区域、管渠を都市計画に定める事項から削除すべきである。	都市内の排水処理の全てを都市計画では網羅していない。現行制度は、高度成長期に都市計画の観点で下水道の整備促進を図る目的で位置付けられているが、都市の成熟化と人口減少の時代となった現在、当初の都市計画的観点が希薄となっており、近年行われている手続等は、家1件の建築に伴う区域の追加や、区画整理により市街化編入した区域の追加など、都市計画的議論の余地がないものがほとんどである。また、都市計画図の中に下水道の排水区域を図示しないため、一般の方が都市計画決定された下水道の排水区域を見るためには、都市計画案を縦覧するか、都市計画決定図書の開示請求するしかない。下水道の管渠は下水排水面積1,000ha以上のものについて決定することになっているが、どのようなルートで下水が流れるかを示した図に過ぎず、地下鉄の決定のように平面位置や縦断高さを決定して他の構造物に対して制限を掛けるようなものではない。また、管渠は一般的に道路下に占用するため、土地収用の必要も生じない。下水道の都市計画決定については、土地収用の観点や都市計画的な観点から市民にとつて迷惑施設となる可能性がある処理場、ポンプ場などの施設の位置に限定し、排水区域及び管渠の項目を削除すべきである。	
26年	113	土地利用(農地除く)	指定都市	仙台市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第59条第1項	都市計画法の改正	都道府県知事の認可が必要となる都市計画事業から下水道を削除すべきである。	現行制度は、高度成長期に都市計画の観点で下水道の整備促進を図る目的で位置付けられているが、都市の成熟化と人口減少の時代となった現在、当初の都市計画的観点が希薄となっており、都市計画的議論の余地がないものがほとんどであり、都市計画道路や都市公園のように都市計画事業として整備を行う必要がある事業となり、下水道事業は下水道法で整備計画が担保されていることから、都市計画事業認可取得手続き自体が事務的な負担となっている。	
26年	254	土地利用(農地除く)	一般市	高岡市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	【都市計画法】、第34条第1項第1号～14号 【開発許可制度運用方針】、III-13	市街化調整区域における開発許可基準の追加	市街化調整区域の開発基準である都市計画法第34条に、「市街化調整区域において、法に基づく許可を受けずして建築された後、一定期間適正に利用された土地等を利活用する開発行為で、工場等の用に供する用途で周辺環境における市街化を促進するおそれがないと認められるもの」の要件追加。	【制度改正の必要性】 市街化調整区域においてかつて住宅・商業目的などで開発許可を受けた土地・建築物を工場として用途転用することは都市計画法第34条に定められた許可基準に該当せず原則許可されない状況となっている。 市街化調整区域は原則開発が抑制されるべき区域であるが、人口減少が著しく、産業が停滞している状況にある本市においては、広大な敷地を有し、建築に併せて各種インフラも整備されている当該土地・既存建築物が、企業の受け皿として有効活用され、地域産業の活性化、雇用の確保につながっていくことが望ましいと考えている。 これらの既存建築物の未活用は空き家や廃墟の増加につながり、周辺環境や治安の悪化の原因となる。また、既存建築物や開発許可を受けた土地の有効活用は、既存集落や生産活動等を維持するための貴重なストックとしての役割を果たすだけでなく、市街化調整区域における農地転用の併用開発行為の抑制につながることも期待されることから、周辺環境に影響を及ぼさない、一定期間適正に利用された土地であることなど、一定の要件に合致した場合は既存建築物の工場へ【現行制度で対応困難な理由】 都市計画法第34条10号については、一定(概ね1ha以上等)の広がりを持たない特定の土地・建築物を対象に地区計画を定めることは困難であること、同法同条14号については、「開発審査会を設置するのは都道府県及び指定都市等(中核市、特例市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができないこと」から現行制度での対応が困難である。	
26年	344	土地利用(農地除く)	一般市	合志市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法 第34条	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(公共施設地利用)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されている。 合併した自治体を持つ公共施設においては統廃合等の検討を行っている自治体も多く、また、本市においては、市街化調整区域にも多くの公共施設が建築されている。 しかし、公共施設においては開発許可不要として建築された施設が数多く存在し、市街化調整区域内で見直された施設については多くの制限があり有効利用が困難な状況であるため、公共施設地の有効利用に関して制限等の緩和をお願いしたい。	【制度改正の必要性】 本市は平成18年2月27日に旧合志町と旧西合志町が市町村合併し誕生したが、合併前にそれぞれで、整備した庁舎、文化施設、体育施設等、多様な用途の重複する公共施設が多く存在する。公共施設の維持管理に要する費用負担は、今後の財政運営における大きな課題の一つであり、将来的な、社会情勢やニーズの変化によっては、統廃合等の措置が必要となる。 しかし、現在、本市面積の約9割を占める市街化調整区域内に立地する公共施設については、都市計画法第34条の規定により開発が制限されることから、現在の要件では、民間事業者へ売買などをを行う際に支障が多い多くの土地が市の遊休財産となることが想定されるため。 【都市計画法第34条の改正(案)】 「ただし、普通地方公共団体が相当期間保有し適切に維持管理された公共施設等の跡地利用については、地域の賑興と活性化に寄与し周辺の市街化を促進しない行為である場合にあつてはこの限りではない。」	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	345	土地利用(農地除く)	一般市	志合市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第34条	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(市町村の財政的自立に資する開発)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されていることから、地方自治体による創造的なまちづくりに支障を来している。そのため、市街化調整区域内の開発要件について、一部規制緩和を行うことにより、土地利用についての自由度を高め、新たな雇用の場の創出による、地域経済の活性化を図りたい。	【制度改正の必要性】 本市は、政令市である熊本市に隣接しており、都市計画法上の熊本市計画区域内に位置している。 市域の約9割は市街化が抑制されている市街化調整区域であることから、市南部の熊本市に隣接する約1割の市街化区域に人口集中し、地価・ラッシュを状況。また、人口については、近年々増加している状況であるが、個人市民税等の収増は緩やかであり、一部地域に集中した人口増加に対応するための、道路、上下水道、学校、保育所等のインフラ整備に必要な財源の確保が喫緊の課題となっている。 そのため、本市では、企業誘致、6次産業化の促進、産学金連携促進等、新たな雇用創出による市財政基盤強化への様々な取り組みを行っている。 しかし、本市の市街化区域においては余剰地が殆ど無く、約9割を占める、市街化調整区域内において、開発行為が制限されることから、新たな企業誘致に伴う事務所、工場の設置や6次産業化に必要な農産物の加工場の設置等について土地利用の観点で支障を来している。 そのため、都市計画法第34条による市街化調整区域の開発許可要件を一部緩和し、各自治体の創意工夫によるまちづくりを促進すべきと考える。 【都市計画法第34条の改正(案)】 新たな要件見直しとして「市町村の財政的自立に資する、開発であり、かつ、周辺地域における市街化を促進する恐れがなく、市町村長と都道府県知事が協議のうえ認めたもの」について市街化調整区域内の開発を認めるものとする。	
26年	709	土地利用(農地除く)	一般市	安城市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第34条、同法施行令第21条	市街化調整区域における開発許可基準の追加	都市計画法第34条に定める開発許可の基準において、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業の用に供する施設を追加する。	【制度改正の必要性】 市街化調整区域内においては、都市計画法第34条第1号及び同法施行令第21条第26号の規定により、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に係る施設については、開発行為が認められているが、障害者の生活支援施設等については、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業に係る施設は原則開発行為が認められていない。日中一時支援サービスなど、利用できる事業所が不足しており、障害者が住み慣れた地域で身近な場所で障害福祉サービスを提供してもらうための障害者の特性に応じた適切な対応策の実施が求められていることも踏まえ、市街化調整区域においても当該事業に係る施設の建築を行いやすく、日中一時支援などのサービスができるようにしたい。 【現行制度で対応困難な理由】 都市計画法第34条第14号(開発審査会)において、愛知県開発審査基準において定められていないため、対応が困難です。	
26年	714	土地利用(農地除く)	町	聖籠町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第7条 都市計画運用指針IV-2-1-B	区域区分の決定(変更)に係る要件の緩和	「都市計画運用指針」で示している市街化区域の要件に関して、「特殊な事情により、市町村土地利用施策が制度面から支障が生じているなどの市町村の場合は、その市町村の土地利用構想に基づき市街化を図るべき区域」とするなど考えられる。	【町都市計画の経緯】 本町は、S39年に新産業都市建設促進法の指定がされ、国・県主導の新潟東港開発を機にS39年都市計画指定、S45年に近隣市町村と新潟都市計画区域として繰り上げされた。結果、政策的な必要性に迫られたものといえ、大部分を占める地域は市街化調整区域となった。 【支障事例】 現在、町都市計画マスタープランに基づき、個性豊かで特色ある独自のまちづくりを進めているが、実現化にあたっては区域区分規制で困難となっている。例として、S2年の役場庁舎移転や町制施行を機に、役場周辺地区に公共施設を整備し、地区を「中心市街地促進エリア」とし住環境整備促進しているが、市街化調整区域により円滑な促進が抑制されている。新潟都市計画区域は、3市町構成で、区域区分変更は単独市町ではできず、また、区域区分の考え方は、都市計画法第7条に関連して都市計画運用指針に示されているが、市街化区域編入は確固たる整備の担保性、さらに、全体人口フレームの調整等から変更要件が厳しく、まちづくりの自由度は極めて低いものとなっている。 【制度改正の必要性】 繰引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると考えられるが、繰引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大きく変わり、当初から引ずる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と法制度と大きく乖離している事例もあるものと考え、よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画決定を可能とする。また、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であることから、市街化調整区域に所在する事業については、土地収用法に基づく事業認定の権限移譲を行うこと。	
26年	180	土地利用(農地除く)	都道府県	佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・沖縄県	国土交通省	A 権限移譲	土地収用法17条	土地収用法に基づく事業認定の権限移譲	都道府県が起業者である事業については、国土交通省(地方整備局)が事業認定を行っているが、これを都道府県が事業認定を行うことができるよう権限移譲を行うこと。	【支障事例】 都道府県が起業者である事業については、国土交通省(本省)が事業認定を行っていることから、都道府県が起業者である事業の事業認定を都道府県が行うことは許容されるものと考え、また、公平性は、事業部局以外の職員が事業認定の事務を行うこと(参考:改正後の行政不透明性の要請)が、土地収用法17条の7に基づく事業認定を可能とするに比例して、市街化調整区域に所在する事業については、土地収用法第17条に基づき事業認定を国土交通省(地方整備局)が行っていることもあり、迅速な対応ができない。県によっては、約3年間に10回程度の事前相談を行い、必要性を理解してもらった例や、そもそも土地収用の必要性を理解してもらえず、事業そのものの進捗が滞っている例もある。 【改正の必要性】事業の必要性や公益性などの判断は、地域の実状に精通した地方自治体においても可能であることから、都道府県が起業者である事業については、都道府県へ権限移譲を行うことにより、迅速な判断を可能とし、コストを削減しつつ、社会資本整備の事業効果を早期に出現させることができる。 【懸念の解消策】国が起業者である事業については、国土交通省(本省)が事業認定を行っていることから、都道府県が起業者である事業の事業認定を都道府県が行うことは許容されるものと考え、また、公平性は、事業部局以外の職員が事業認定の事務を行うこと(参考:改正後の行政不透明性の要請)が、土地収用法17条の7に基づく事業認定を可能とするに比例して、市街化調整区域に所在する事業については、土地収用法第17条に基づき事業認定を国土交通省(地方整備局)が行っていることもあり、迅速な対応ができない。県によっては、約3年間に10回程度の事前相談を行い、必要性を理解してもらった例や、そもそも土地収用の必要性を理解してもらえず、事業そのものの進捗が滞っている例もある。 【改正の必要性】事業の必要性や公益性などの判断は、地域の実状に精通した地方自治体においても可能であることから、都道府県が起業者である事業については、都道府県へ権限移譲を行うことにより、迅速な判断を可能とし、コストを削減しつつ、社会資本整備の事業効果を早期に出現させることができる。	
26年	279	土地利用(農地除く)	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法施行令第5条	電気自動車用充電器の公園施設としての位置付の付与	都市公園法施行令を改正し、電気自動車用充電器を公園施設としての位置付の付与	【制度改正の必要性等】 都市公園等については電気自動車等用充電器の需要が大きく見込まれるところであるが、電気自動車等用充電器が都市公園法上の公園施設として位置付けられていないため、公園管理者が公園施設として設置することができない。 将来、電気自動車の利用者となる住民の多くの既にある都市公園を利用して、都市公園は住民にとって身近な公共施設である。また、急速充電時には約30分を要するが、都市公園にある広場や遊具、運動施設や教養施設などで、この時間を有効に過ごすことができる施設が既に整備されている。このように、電気自動車等用充電器の需要が期待できる。 都市公園法施行令第5条を改正し、電気自動車等用充電器を都市公園法上の公園施設として位置付けること。	6 【国土交通省】 (7) 都市公園法(昭31法79) (iii) 公園施設である駐車場に設ける電気自動車用充電器については、公園管理者が、当該施設が設けられる都市公園の効用を全うするものであると判断した場合には、設置できることを地方公共団体に周知すること。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	384	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第23条第1項昭和54年12月24日付け54国土利第401号土地売買等届出の届出期限の緩和	国土利用計画法に基づく土地売買等届出の届出期限の緩和	国土利用計画法第23条第1項に基づく大規模土地取引に係る土地売買等届出の届出期限。現行の2週間以内から3週間以内に緩和することを求める。	【支障事例】 土地売買等届出(事後届出)の届出期限は契約日から2週間以内であるが、全国の期限内届出率は73.9%(H24)と低く、無届取引件数は4,400件(H24)に及ぶ。熊本県においても、期限内届出率は71.1%(H24)と低く、無届取引件数は73件(H24)に及び、無届取引件数の76.5%(H23～H25熊本県平均)は遅延届出(期限後に自主的に届出するもの)であり、遅延届出のうち約1割(向平均)は契約日から3週間以内に提出されている。 このことから遅延届出者は、制度を認識しているものの期限内に提出できない者が多いことや、離島等遠隔地にいる者には負担であることが推測され、その要因として届出期間の不足が考えられる。 また、都道府県は、昭和54年土地利用調整課長通達を踏まえ、無届取引に関する事務処理要領を定めており、違反者に対して指導を行っている。さらに、遅延届出は法による届出とみなされないため、土地取引の現状把握や傾向分析に活用する土地取引規制実施統計に含まれず実態が反映されないほか、届出者にとっても森林取得時の届出免除(森林法第10条の7の2)が適用されない。 【制度改正の必要性】 上記実態を踏まえれば、届出期限を3週間に緩和することで、遅延取引の約1割(熊本県を基にした試算：H24全国無届取引件数：4,400件×0.765×0.1=336件)が期限内届出となることにより、遅延取引に係る都道府県、市町村の違反指導事務(県・市町村合計2h/件程度)や届出者の負担が軽減される。また、期限内届出が増えることで、統計データの精度向上や、森林法届出免除の適用者の増加が見込まれる。	
26年	362	土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	国土交通省	A 権限移譲	屋外広告物法第7条、第8条、第28条 平成16年12月17日付付国都公線第148号国土交通省都市・地域整備局長通知「屋外広告物法の一部改正について」12.(4)	屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるような制度の見直しを行うとともに、それに応じた普通交付税等の必要な財源措置を講じること。	屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるような制度の見直しを行うとともに、それに応じた普通交付税等の必要な財源措置を講じること。	【制度改正要望の経緯・必要性】 景観行政団体は景観計画に基づき屋外広告物条例を策定することにより屋外広告物の規制(第3条～5条、7条、8条)を自ら行うことができる。一方で、違反広告物に対する処置の法第7条及び第8条に規定されている簡易除却等を行う場合には、権限を持つ県からの権限移譲を受けて行わなくてはならない。 景観行政団体が景観行政と屋外広告物の規制を一元的に実施する際には、簡易除却等の対応も不可欠なものであり、これを現行法のように、権限を持つ主体を分離していることは不合理である。 【具体的支障事例】 また、具体的支障事例として、簡易除却等を行う権限を特例条例により県から景観行政団体に移譲しているため、県から財源移譲すべきという考えがある一方で、景観行政団体は独自条例を制定済であるため独自財源で対応すべきという考えがある。このため、県から景観行政団体への財源移譲が困難である。 【課題の解消策】 よって、景観行政団体においても、自らの権限に基づき簡易除却等が行えるように法第7条第2項から第4項及び第8条において、「条例で定めるところにより」の文言を加えることを求める。また、法律の改正が実現した際には、これらの事務を行うのに必要となる財源措置をあわせて求める。	
26年	442	土地利用(農地除く)	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地籍整備推進調査費補助金制度要綱第3第1項	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件の拡大	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件として、農村部、中山間地域を対象に加えることを求める。	【現状】 岐阜県の地籍調査進捗率(平成25年度末)は15%であり、全国の51%と比較して、非常に遅れている。特に、県土の8割以上を占める山林部は14%と、他の地帯(人口集中地区15%、宅地17%、農地25%)に比べて遅れている。また、第6次国土調査事業10箇年計画の岐阜県計画では、平成22年度から31年度までの10年間で770km ² を地籍調査を実施する(平成31年度末に進捗率23%とする)ことと定めている。 【支障事例】 地籍整備を推進するための地籍整備推進調査費補助金制度は、地方公共団体及び民間事業者が、用地測量等の成果を活用して、国土調査法第19条第5項指定に係る申請を積極的に行えるよう創設されたものであるが、補助対象地域が都市部に限定されている。平成25年度末時点の当県の地籍調査対象面積8,625km ² のうち当制度の対象面積は2,369km ² で、約7割の土地が補助対象外のため、現行制度では山林部の地籍整備率の向上がほとんど見込めない。 【支障事例の解消策及び効果】 公共事業等に伴う用地測量は、補助対象地域である都市部(人口集中地区及び都市計画区域)外でも多数実施されており、また、補助対象地域外の市町村等から補助制度の相談も受けいることから、補助対象地域要件として農村部、中山間地域を加えることで、更に積極的に法第19条第5項指定に係る申請が行われることが予想され、地籍調査の進捗率が特に低い山林部の地籍整備の推進を図ることができると考えられる。	
26年	646	土地利用(農地除く)	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	測量法第14条、第21条、第23条、第39条	都道府県が行う公共測量の実施・終了時における公示義務、公共測量における永久権限及び一時権限の設置、移転、撤去及び廃棄の通知について、都道府県を介さず、測量計画機関が関係市町村へ通知するよう求める。	事務の簡素化の観点から、公共測量の実施時及び終了時における都道府県の公示義務を廃止し、測量計画機関が行うことを求める。 また、公共測量における永久権限及び一時権限の設置、移転、撤去及び廃棄の通知について、都道府県を介さず、測量計画機関が関係市町村へ通知するよう求める。	【制度改正の必要性】 測量法第14条及び第39条により、公共測量においては、都道府県は、測量計画機関から通知を受けた時は、その実況及び終了時における公示が義務付けられており、本県においては、平成25年度に48件×2(実施、終了)=96件の実績がある。当該制度は、広く一般に周知することによって、関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な、土地の立入及び通知、障害物の除去、土地等の一時的使用、土地の取用又は使用の権利行使が起り得ることを知らせるものであるが、周知については測量計画機関が直接行うことが可能と考えられ、事務の簡素化の観点から、都道府県知事が公示する必要性に疑問がある。 また、測量法第21条、第23条及び第39条により、公共測量において、都道府県知事は、測量計画機関から永久権限及び一時権限の設置、移転、撤去及び廃棄の通知を受けた時は、その旨を関係市町村長に通知することとなっているが、都道府県知事に通知する必要性は特になく、都道府県知事が関与する事柄については、事務の簡素化の観点から、必要性に疑問がある。 【具体的な効果】 これら事務の変更により、80時間/年間程度の事務の簡素化が図られると想定される。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	655	土地利用(農地除く)	一般市	大野市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	地籍調査作業 規程準則、第23 条、第30条第1 項、第2項 地籍調査作業 規程準則運用 基準第15条の2 平成23年9月18 日付国土交 通省土地・水環 局国土調査課 長通知	山林の土地境界 確認方法の簡素化	山林の境界確認について、代表者以外の権利保護を図ることを前提として、地権者全員でなく、代表者のみによる境界確認を可能とすることを求める。	【制度改正の必要性】 大野市内の広大な山林において境界が確定していないことにより、村離れや森林の荒廃が進むとともに、森林の多面的機能の低下で台風等の豪雨により土砂崩れや災害が近年多数発生している。これを受け、市としても順次、市内各地で地籍調査を進めているが、予算の制約、制度の制約、未相続等もあり、なかなか境界の確定が進まない状況である。 については、権利者が複数いる場合は、権利者確認に要する時間を短縮化するため、代表者(地権者の代表、地権者以外の現地に精通した者)のみにより境界確認を行うことを可能としたい。 【懸念の解消策】 代表者ではない者の権利が侵害される恐れがあるが、予防措置として、異議・誤りを申し出る機会を設けて対応することにより、問題は生じないとする。 例えば、度々訴訟に発展する土地収用に関する制度をみると、買受権の消滅など、公告後一定期間内に権利者(確知できない者)から申し出がなければ、関係者の同意、権利の消滅を擬制する制度がある。よって、共有地の境界確定案について、土地収用の制度同様、公告、一定期間(必要に応じて期間を設定)の縦覧を行い、代表者以外(確知できない者)の権利保護を図ることにより、代表者のみの境界確認を可能にできないか。	
26年	664-1	土地利用(農地除く)	指定都市	川崎市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	駐車場法施行 令第7条 駐車場法施行 令第12条	駐車場法施行令 の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの措置をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がないと想定されるにも関わらず、実態に即さない指導を行うこととなり対応に苦慮している。 また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気」の計算方法を国土交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい車路も含む駐車施設面積の合計×高さとの回答である。 一方、車の環境性能の向上と排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対応に苦慮している。 【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。 また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。 【懸念の解消策】 懸念無し	6【国土交通省】 (8)駐車場法(昭32法106) 路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令第12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。 また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)については、施行令第2条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。
26年	664-2	土地利用(農地除く)	指定都市	川崎市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	駐車場法施行 令第7条 駐車場法施行 令第12条	駐車場法施行令 の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの措置をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がないと想定されるにも関わらず、実態に即さない指導を行うこととなり対応に苦慮している。 また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気」の計算方法を国土交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい車路も含む駐車施設面積の合計×高さとの回答である。 一方、車の環境性能の向上と排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対応に苦慮している。 【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。 また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。 【懸念の解消策】 懸念無し	【再掲】 6【国土交通省】 (8)駐車場法(昭32法106) 路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令第12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。 また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)については、施行令第2条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。
26年	664-3	土地利用(農地除く)	指定都市	川崎市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	駐車場法施行 令第7条 駐車場法施行 令第12条	駐車場法施行令 の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの措置をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がないと想定されるにも関わらず、実態に即さない指導を行うこととなり対応に苦慮している。 また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気」の計算方法を国土交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい車路も含む駐車施設面積の合計×高さとの回答である。 一方、車の環境性能の向上と排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対応に苦慮している。 【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。 また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。 【懸念の解消策】 懸念無し	【再掲】 6【国土交通省】 (8)駐車場法(昭32法106) 路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令第12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。 また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)については、施行令第2条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	751	土地利用(農地除く)	中核市	豊橋市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	開発許可制度運用指針	都市計画法に基づく開発許可制度運用指針の改訂	開発許可制度運用指針 Ⅲ-7 法第34条第14号等関係 (18) 医療施設関係において、④として「津波浸水想定区域域内に既に立地する第二次救急医療機関が移転する場合」を追加すること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関(要配慮者施設)が存在している。 こうした施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能となっている。単独での高台移転は同法の特例の対象外という制度である。 しかしながら、被災時における救急医療体制を確保するため地域性を踏まえたときに、該当施設に立地する本市の低地部内にある土地が無く、近隣の市街化調整区域への移転が最速であることと認められるが、運用指針に記載が無いため、許可が得られない状態である。そのため、開発許可制度運用指針 Ⅲ-7 法第34条第14号等関係 (18) 医療施設関係において、④として「津波浸水対策特別強化地域に指定された市町村において、津波浸水想定区域内に既に立地する第二次救急医療機関が移転する場合」を追加することにより市街化調整区域内の適地への移転許可が可能となり、被災時の救急医療が強化できる。	
26年	871	土地利用(農地除く)	指定都市	さいたま市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について」平成14年6月28日付け国都総第633号	都市計画法決定以前の緑地について国庫債務負担行為による先行取得を可能とすること	相続等により緊急に保全が必要となる緑地の用地取得について、都市計画決定前に用地の取得を可能にするよう制度を見直す。	【支障事例】 「特別緑地保全地区」等に指定されていない緑地について、相続等により緊急に保全が必要となった場合、現行制度では、国庫債務負担行為による先行取得が不可能である。そのため、市単独での用地取得となるが、財政的負担が大きき対応に苦慮しており、緑地の保全が難しい状況となっている。 【制度改正の必要性】 「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について」(平成14年6月28日付け国都総第633号)によると、国庫債務負担行為により先行取得を認めるとして緑地保全事業が示されているが、先行取得の対象となる土地の範囲について、都市計画決定が行われておらず、都市計画事業許可を要する事業という要件が設定されているため、緊急に保全が必要となった緑地を国庫債務負担行為により先行取得することができない。緑地保全の観点から、緊急に保全が必要となった緑地については、地権者の了承が得られ、かつ、都市計画を予定している土地についても対象とするよう要件を緩和することを求める。	
26年	13	農地・農業	都道府県	佐賀県	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法第9項 「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭和63年8月18日付け63構改日第855号)第4の4連絡調整等	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の国との連絡調整を廃止すること。	【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あらかじめ地方農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区での実施計画の未完了を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。 【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえで、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。	6 【国土交通省】 (13) 農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管) (1) 都道府県が、農村地域工業等導入実施計画を策定又は変更する場合(5条1項)及び市町村が策定又は変更する当該計画について協議に応じようとする場合(5条9項)、「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭63農林水産省構造改善局、昭63通商産業省立地公害局、昭63労働省職業安定局、昭63運輸省貨物流通局)において、あらかじめ地方農政局、経済産業局、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこと等とされている事項については、廃止する。
26年	514	雇用・労働	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	船員法第101条、第102条	運航業務検査の国から都道府県への移譲	船舶所有者及び船員の労働基準行政に関する事務及び個別労働関係紛争の解決の促進に関することを都道府県に移譲する。	労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となると考えられる。 そこで船舶所有者及び船員等と他の行政分野において、より接点のある都道府県が当該事務を所管することで、より具体的な相談業務や紛争解決に資することが可能であり、かつ都道府県は地域において労働組合や警察等との接点があるため、国が実施するより多様な観点からの紛争解決を図ることができる。また、これらの事務を都道府県が執行することで、船舶所有者や船員の労使等の問題について、スピード感を持って府行政へ反映することが可能であると考える。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	380	環境・衛生	知事会	九州地方知事会	環境省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付金交付編 下水道法第4条	し尿処理施設(環境省と国土交通省)の統合整備	し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とするとともに、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができるよう規制緩和すること。	【制度改正の必要性】 下水道の整備により、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、し尿処理施設は下水道施設が整備され水洗化された分だけ処理量も減少する。一方、近年、市町村の管理するし尿処理施設は老朽化により建替の時期に来ている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たにし尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。 本県では2町において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れる余裕があったため、し尿処理施設の建替をせずに、下水道施設で一掃に処理した事例がある。その場合に、し尿等の受入施設は下水道施設とは認められていないため、下水道用地に設置する場合は暫定的な措置として国土交通省より目的外使用承認が必要だった。また、し尿等の受入施設は、前処理のみを行い、最終目的のし尿の処理をしないため、し尿処理施設としても認められず、費用を縮減したにもかかわらず市町村の単独費での対応となった。このためし尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的外使用承認を不要とし、社会資本整備交付金の対象に入れることを提案する。 また、現在も1市2町で同様な対応を検討しているが、1市についてはし尿の量が多く、下水道計画処理能力を超えるため1下水道施設では受け入れられない状態。このため、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができることを併せて提案する。	
26年	511	産業振興	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	倉庫業法第3条～第25条、第27条	倉庫業の登録・指運監督事務等の国から都道府県への移譲	倉庫業の営業登録、変更登録、軽微変更の届出、トラックルーム認定等に係る事務、倉庫業の監査等の指導監督事務について、移譲を求める。	当該事務は、県(一部市)が行っている建築基準法の建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。 国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。 そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、倉庫業の営業登録などの事務と合わせて、同一の行政庁が建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務を効率的に進めることで、適正な倉庫業の運営を確保しつつ、倉庫利用者の利益を保護するなどの対応が総合的なものとなり、倉庫の円滑な整備に資する。 なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。	
26年	749	消防・防災・安全	中核市	豊橋市	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	国民の命を守ることを最優先に、第二次救急医療機関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかわらず単独での移転が確保されるよう、南海トラフ地震対策特措法第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に依る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地帯においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。 また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側に、約80人が入所する特別養護老人ホームが存在している。 これらの施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、津波避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づく国の補助の特例や集団移転促進事業に係る特別措置を受けることが可能であるが、単独での高台移転は特例の対象外となっている。 しかしながら、これらの施設の周辺には住居が無い、もしくは住居が少なく、集団移転促進事業の対象にはならない立地状況となっている。こうした民間の重要施設(要配慮者施設)の移転促進は、災害時の医療ネットワークを中心とした対応能力の確保、入所者の命の確保を進めるのに必要な措置であるため、要配慮者施設が単独で高台移転が行えるよう、同法第12条及び第16条の規定の見直しを図る必要がある。	
26年	1	土木・建築	都道府県	佐賀県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川法第32条第2項 河川法施行令第18条第2項	河川法に基づく流水占用料等の徴収方法を条例で定めることとする規制緩和	河川法第32条で政令に委任している流水占用料等の徴収方法を、条例で定めることを可能とする規制緩和。	【支障】河川に係る流水占用料等(河川法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から徴収することができる流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料をいう。)については、河川法施行令第18条第2項に定めるところにより、流水占用料等の期間が複数年に及ぶ場合でも毎年度徴収しなければならない。しかし、本県の流水占用料等のうち特に土地占用料については、毎年の調整件数数千件のうち高額な2件(ゴルフ場)を除けば、平均が3,000円程度と低額である。 このように低額な流水占用料等も毎年調定、徴収事務を行うことは、行政事務の効率化の観点から問題がある。 【改正の必要性】流水占用料の徴収方法を政令ではなく、条例で定めることにより、流水占用料等の期間が複数年に及ぶ場合は、希望により全許可期間分を一括徴収することを可能としたい。これにより、県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申請者の負担軽減による住民サービスの向上が実現できる。なお、道路法においては、占用料の額・徴収方法は条例に委任(道路法39条第2項)されており、本県では、道路占用料については複数年度にまたがるものを一括徴収することを可能としている。	6【国土交通省】 (1)河川法(昭39法167) (ii)流水占用料等の徴収方法(施行令第18条第2項)については、都道府県の意見を踏まえて条例委任について検討を進め、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	10	土木・建築	一般市	新見市	国土交通省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	河川法第23条、補助事業等により取直し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通達)第4条	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承認基準の緩和	かんがい用水の目的外利用(畜産用水等)について、変更、新規取得手続き、目的外利用申請の簡素化及び目的外利用に伴う国庫補助金の返還を不要とするよう制度改正を要望する。	本市南部にはカルスト地形の大地が広がっており、河川・地下水に乏しいため、県が国庫補助で整備した畑地かんがい施設により、農地のかんがいをを行っている。しかし、耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生しており、将来的に当該施設の維持管理が困難となることが予想される。 当該地に畜産施設や農産加工施設などが新設された場合、かんがい施設を利用するには目的外利用(畜産用水、工業用水等)となるため、県が行う変更・新規取得手続き・目的外利用申請等に相当の期間を要することになる。このため、余剰範囲内で用途の定めのない取水量を確保し、用途・必要水量決定後に届出等による変更手続きになるよう制度改正を行うことを要望する。 また、当該施設は建設後30年以上を経過し、補助目的を達成したものと見なすことができるが、収益が見込まれる(他のかんがい用水受益者と同様に使用料等を負担するため)場合は、国庫補助金の返還が生じる。当該施設の有効利用及び維持管理費の確保のため、目的外利用による国庫補助金の返還が生じないよう、合わせて制度改正を要望する。	
26年	361	土木・建築	都道府県	茨城県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・河川法施行規則第11条第2項 ・河川法施行令第18条第2項	流水占用許可等の手続き及び流水占用料等の徴収の手續きに係る見直し	流水占用許可等に当たり、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を審査対象とし、占用の目的を安全・確実に実施させるため、都道府県が有する流水占用許可等の権限に関して、 ①河川法施行規則第11条第2項等に定める流水占用許可等の申請書類に、申請者の「法人登記簿」、「財務諸表」及び「流水占用料等を納付したことを証する書類」を追加していただきたい。 ②河川法施行令第18条の改正により、許可の附款(解除条件)として、流水占用料等の納付義務を課することができるようにしていただきたい。	【支障事例】 本県においては、河川法第32条第1項の規定に基づき、条例により、同法第23条等の流水占用許可等を受けた者に対して流水占用料等の納付義務を課しているところであるが、経営が健全でない法人等が未納のまま許可等の更新を行う例があり、占用目的が適切に実行されない懸念がある。 (河川流水占用料等の収入未済額:平成25年度 29,927千円) 【制度改正の必要性】 現行の占用許可に当たっては、治水・利水上の観点から許可基準を定めており、許可申請者が許可を受けた後、占用の目的を安全かつ確実に実行できるかという観点も欠けている。 許可等を受けた者は、公共財産を排他的に使用し、営利を上げることになることから、河川が適正に利用され、公共の安全が保持されるよう、許可の審査に当たっては、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を確認する必要がある。 【改正案】 ①河川法施行規則第11条第2項第7号を第8号とし、第7号として次の条文を追加 「七 法人登記簿、財務諸表及び流水占用料等を納付したことを証する書類」 ※現行の第7号「その他参考となるべき事項を記載した図書」で対応可能ではないかとの指摘について 河川法施行規則第11条第2項第7号「治水・利水上の観点から許可を出すに当たって必要とされる書類を想定していることから、当該規定に対応するのではなく、明確化することを希望する。 ②河川法施行令第18条第2項第3号の次に、第4号として次の条文を追加 「四 法第23条、第24条若しくは第25条の規定による河川管理者たる都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事から課された流水占用料等を納付しない場合は、都道府県知事は、当該許可を取り消し又は許可の更新をしないことができること。」	
26年	705	土木・建築	都道府県	鹿児島県	国土交通省、財務省	A 権限移譲	河川法第100条、国有財産法第9条第3項、第31条の2、第31条の3、第31条の4及び第31条の5、国有財産法施行令第6条第2項第1号、不動産登記法116条	準用河川の用に供されている国有財産の登記嘱托及び境界決定事務の権限移譲	不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣官庁の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについては、所有権保存登記の嘱托を行うこととされている。また、国有財産法に基づき都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについて、隣接地との境界確定を行っている。これらの事務については、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、市町村へ権限移譲を行うべきである。	【権限移譲の必要性】 1 国有財産法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき、県が準用河川の境界立会を行っている。 2 不動産登記法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保存登記等の登記所への嘱托を行っている。 3 河川法に基づく市町村の事務 市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の境界立会を行っている。 市町村は、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法等に基づく財産管理としての境界立会、登記嘱托等の事務も市町村が行うことが効率的である。 1と2の事務は、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、法改正による市町村への権限移譲を行うべきである。 【当県における事務の実績】 1 国有財産法に基づく県の事務 平成22年度から平成24年度:実績なし 2 不動産登記法に基づく県の事務 平成23年度:16件、平成24年度:14件 【特例条例による市町村への移譲状況】 本県内:1、2ともに42市町村中、32市町村(76%) 全国:国有財産法に基づく事務→31道府県、不動産登記法に基づく事務→22道府県	
26年	51	土木・建築	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第30条第3項	道路構造設置基準の条例委任適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路構造基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみには適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。	【制度改正の必要性】 都道府県道と指定区間外国道の同一管理者が2つの構造基準を使用することは、業務の煩雑化を促すとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。	
26年	52	土木・建築	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第45条第2項	道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路標識設置基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみには適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。	【制度改正の必要性】 都道府県道と指定区間外国道の同一道路管理者が2つの設置基準を使用することは、業務の煩雑化を促すとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	302	土木・建築	都道府県	福島県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	道路法第30条 第1項及び第2 項、道路標識、道 路標識の基準)の 条例委任 命令	道路の構造の技術基準及び道路標識の基準について、条例を制定したところであるが、条例委任については、県道及び市町村道のみで適用されるものであり、県が管理する指定区間外の国道については適用されないこととなっている。道路管理者の一体的な管理の観点から県が管理する国道についても適用できるようにすべきである。	【現状と支障事例】 ・道路管理者が、道路構造と標識設置に係る基準について、国道と県道の管理に2つの基準を使用している現状にあり、業務の煩雑化を招くとともに、地域の実情に応じた道路整備及び管理の支障となっている。 ・具体的には、指定区間外国道において、整備済み区間と新たに整備する区間で幅員が異なってしまう事例が生じ、地域の実情に応じた車道(路肩)及び歩道に係る幅員設定ができない。また、管理する指定区間外国道の道路標識においても、県道の様に地域の実情に応じた文字設定ができないこととなっている。 【課題解決のための施策等】 ・国道の構造の技術基準を県が管理する指定区間外国道についても委任を求める。 ・法令の規定としては道路構造基準第30条1項で国道と表記されていること及び2項に指定区間外国道に関する表記がないことが支障となっている。このため、道路法第30条第1項の「国道」を「直轄国道」とし、第2項の「都道府県道及び市町村道」に「指定区間外国道」を追記していただきたい。 ・委任された場合の構造の技術基準については県が定めた条例の内容と同様としたい。(参考資料として「資料1」を添付。) ・なお、道路標識については、設計速度に応じて設定されている文字の大きさについて、県条例によって、1.0～1.5倍の範囲内で自由に設定できることとした。(参考資料として「資料2」を添付。) 【その他】 同一構造規格の場合に交差部分で、直轄国道と指定区間外国道の構造が異なることが懸念されるが、現時点では、このような事例がないため対応策は検討していない。		
26年	647	土木・建築	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要件の緩和 (港湾改修事業 のうち維持補修 対象としたもの (港湾施設改良費 統合補助事業))	港湾改修事業のうち小規模なものは採択要件が事業費2億円以上5億円未満となっているため、採択要件下限額を1億円に引き下げる。	【支障事例】 社会資本整備総合交付金(港湾改修事業のうち維持補修を対象とする港湾施設改良費統合補助事業)の採択要件は事業費で2億円以上5億円未満となっており、1港で採択要件に満たない場合は、他港の補修事業と合併するなど採択要件に合致するよう調整の必要があり、補修箇所が点在しないような調整に苦慮している。 例えば1港の1施設が要補修となっても、他施設や周辺港湾との合併で1件2億円以上とならなければ採択不可となるため、止りめや防舷材の欠損など、安全対策上早期の補修が必要でも対応できず、港湾利用者の安全性確保が出来ないことから、利用制限等の支障が生じている。現在、採択要件に合致しない施設の補修は県単独費での対応となるが、予算不足により必要最小限の部分的な補修のみで十分な対応が出来ないのが実情である。 【制度改正の必要性】 本県管理港湾は重要港湾4港、地方港湾77港で、港湾施設約3,300施設を有しており、今後増加する港湾施設の維持・補修事業を計画的に行うためには県単独費用のみでの対応が困難なため、今後も統合補助事業の活用が不可欠であり、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)によって効率的な港湾施設の維持補修が可能となるものと考えている。 なお、道路事業の採択要件は下限額設定なし、当該事業の市町村管理港湾の採択要件が9千万円以上となっていることから、県管理港湾の下限額を1億円程度とすることが妥当と考えている。		
26年	79	土木・建築	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要件 社会資本整備 総合交付金の 計画別流用につ いて(平成23年) 国土交通省説 明資料(HP) 「社会資本整備 総合交付金制度 等との関係」	社会資本整備総合交付金交付金と防災・安全交付金の2本立てになっているが、従来、一つの交付金事業で自由に活用できていたものが事業間での利用が出来ないケースが生じるなど自由度が低下し、使い勝手の良さが評価されていた交付金制度の魅力が低下しているため、社会資本整備に必要な事業間での交付金の融通が可能となるよう、見直しを行い、交付金事業の魅力の向上、両交付金の相乗効果を発揮できる制度とする。	【地域の实情】 松山市の下水道人口普及率は59.9%(H24末)であり、全国平均76.3%(H24末)と比較しても16%以上低い数字となっている。また、松山市は南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されていることや耐用年数を迎えている施設があるため、耐震化・長寿命化も喫緊の課題となっている。 【国の方向性】 国においては汚水処理施設の整備を今後10年間で概ね完成することを目標に掲げており、松山市では、早急な未普及改善事業の進捗が必要となっている。 【懸念の解消策】 しかしながら、下水道財政の硬直化を防ぐため、建設投資規模の拡大は見込めない状況であり、可能な建設投資規模の中で必要な事業を効率的に進めていくよう、5箇年計画を策定し、計画的に事業を進めているところであるが、防災・安全交付金に含まれる浄化センターなどの施設の長寿命化や耐震化は事業規模が大きく、大幅な内示額の減少に対して対応できない。従前は、未普及改善事業で賄っていたが、防災・安全交付金が創設されたことにより、施設の長寿命化・耐震化と普及改善事業間の調整が出来なくなったため苦慮している。		
26年	87-1	土木・建築	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要件 附属費2種 イ12-(11)、イ 12-(11)	都市公園等の整備に係る交付金交付要件の緩和 都市公園等の整備に係る交付金交付要件のうち、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。 3-イ12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件③で定められる「(平成23年度までに着手された事業に限る。)」を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。	要約版 【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなってきたと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園に「ボール遊びができる公園」や「遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 一方、要件緩和されている「防災公園」においても50㎡未満の機能を有する公園緑地は、交付金事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入する場合と比べ経費を削減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。 【懸念の解消策】 そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。 このことは、民間開発事業者が設置すべき公園・緑地を緩和でき、民間事業者の促進につながる。さらに、都市公園事業で街区公園の改善が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリノベーションが可能となり、健全な公共施設管理につながる。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	87-2	土木・建築	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱 附属第2編 イ-12-(1)、イ- 12-(11)	都市公園等の整 備に係る交付対 象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。 2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち掃 き支援場所の機能を有する公園緑地について、対象 となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。 3. イ-12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整 備において、要件③で定められる「(平成23年度までに 着手された事業に限る。)」を恒久措置化、若しくは、期 間延長することに緩和。	要約版 【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなったと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効果的で効果的な対応が求められている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となつている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 一方、要件緩和されている「防災公園」においても「5)掃き支援場所の機能を有する公園緑地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入する場合と比べ経費を削減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。 【懸念の解消策】 そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。 このことは、民間開発事業者が設置するべき公園緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。	
26年	87-3	土木・建築	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱 附属第2編 イ-12-(1)、イ- 12-(11)	都市公園等の整 備に係る交付対 象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。 2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち掃 き支援場所の機能を有する公園緑地について、対象 となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。 3. イ-12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整 備において、要件③で定められる「(平成23年度までに 着手された事業に限る。)」を恒久措置化、若しくは、期 間延長することに緩和。	要約版 【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなったと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効果的で効果的な対応が求められている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となつている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 一方、要件緩和されている「防災公園」においても「5)掃き支援場所の機能を有する公園緑地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入する場合と比べ経費を削減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。 【懸念の解消策】 そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。 このことは、民間開発事業者が設置するべき公園緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。	
26年	287	土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金 交 付要綱附属第 2編 イ-12-(7)	老朽化する都市公 園の管理に対応した 長寿命化対象 事業の要件緩和	「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図ること。	【現状】 高度成長期以降に整備された県内の多くの都市公園では、年々、施設の老朽化が進んでいる。(本県内の都市公園は、平成25年3月31日現在で、4,892箇所が開設されている。)このため、本県では、公園施設の劣化や損傷を適切に把握した上で、公園施設の維持保全、撤去・更新等に係る費用が最小となるよう「公園施設長寿命化計画」を策定し、「公園施設長寿命化対策支援事業」を活用しながら、公園施設の計画的な維持管理・更新に取り組んでいる。 【制度改正の必要性等】 しかし、「公園施設長寿命化対策支援事業」は市町によって、面積要件などの交付対象事業の要件を満たさない施設があり、近隣住民が日常的に使用している施設でありながら、計画的な維持管理・更新を行うことが困難な状況にあり、利用者の安全確保に懸念がある。(そのため、市町からも本県に当該事業の要件を緩和できないか相談が寄せられているところである。)そのため、社会資本整備総合交付金交付要綱を改め、「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図るべきである。	
26年	337	土木・建築	中核市	尼崎市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱第6交 付対象事業	社会資本整備総合 交付金における 補助要件の緩和	・防災・安全交付金における補助要件の緩和 平成24年度補正予算において防災・安全交付金が創設され、個別事業分野にとられず「地方自らが計画するインフラの老朽化対策や、事前防災・減災対策や、生活空間の安全確保のための整備が可能となっている。しかしながら同交付金についても、従前からある社会資本整備総合交付金と同様、従来の補助要件に該当する事業を基幹事業として位置づけ、関連事業や効果促進事業の実施が可能という制度となっている。このため、地域の安全防災の確保に必要な不可欠な事業であっても、基幹事業に該当する事業が無い場合は交付金事業として実施することができない状況にあるため、補助要件における「基幹事業の必要」という条件を緩和し、従来の補助要件にとられず活用の可能な交付金となるよう、要件の緩和をお願いする。	本市は大阪平野の西部であり、丘一つない平坦な土地で、市域の約30%にあたる地域が平均海抜以下(低地盤)のため、南部臨海地域における雨水排水には、専用の排水シブ(抽水機)を活用しなければ海へ排水ができない状況にある。また、市内には総延長約209kmに渡る水路が縦横に走り、雨水排水において重要な役割を担っているが老朽化が進み、また、地震・津波への対策も十分ではない。 上記施設は、本市特有の性質によるところが大きいので、今までの全国画一的な補助事業には馴染まず、単独事業として整備更新を実施してきたところである。 一方におかれては、平成24年度補正予算において地域の主体性を尊重した「防災・安全交付金」制度を創設していただくことである。しかしながら、社会資本整備総合交付金要綱第6において、「基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。」と定められているため、防災安全面において重きをなす施設である抽水機や水路の老朽化・地震津波対策について、防災・安全交付金を活用することができない状態である。 こうした実態を踏まえ、地方が臨む防災・安全対策へ活用できる交付金制度となるよう、交付要綱における要件の緩和を求めるものである。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	583-1	土木・建築	都道府県	山形県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱 イー3 (13)、(15)、 イー8(1)、ロ ー3(13)、(15)、 ロー8(1)	社会資本整備総 合交付金交付要 綱の要件緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。 一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。 このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。 一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な状況にある。 【支障事例】 ①特定構造物改築事業及び堰堤改良事業 特定構造物改築事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改築事業の対象外となっている。) また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。 ②準用河川改修事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	
26年	583-2	土木・建築	都道府県	山形県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱 イー3 (13)、(15)、 イー8(1)、ロ ー3(13)、(15)、 ロー8(1)	社会資本整備総 合交付金交付要 綱の要件緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。 一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。 このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。 一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な状況にある。 【支障事例】 ①特定構造物改築事業及び堰堤改良事業 特定構造物改築事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改築事業の対象外となっている。) また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。 ②準用河川改修事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	
26年	583-3	土木・建築	都道府県	山形県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱 イー3 (13)、(15)、 イー8(1)、ロ ー3(13)、(15)、 ロー8(1)	社会資本整備総 合交付金交付要 綱の要件緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。 一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。 このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。 一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な状況にある。 【支障事例】 ①特定構造物改築事業及び堰堤改良事業 特定構造物改築事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改築事業の対象外となっている。) また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。 ②準用河川改修事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	
26年	649	土木・建築	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱 ロ-3-①(2)大規模 河川管理施設 機能確保事業	大規模河川管理 施設機能確保事 業による交付対 象事業の緩和	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業は50億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 県内の二級河川は210水系341河川あり、整備後50年以上を経過し老朽化が進行している河川も多く改築が必要となっている。しかしながら、現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である大規模河川管理施設機能確保事業の採択要件は、全体計画50億円以上となっているため、県が管理する小規模な河川では対象となることが多い状況である。 【制度改正の必要性】 治水上の安全確保や適正な維持管理を行うには、社会資本整備総合交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするのではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	737-1	土木・建築	都道府県	香川県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要綱 附属第 II編 高潮対策 事業、特定構造 物改築事業	社会資本整備総合 交付金事業の緩和 交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実態を反映したものでないこと、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。	【支障事例・必要性】 1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は都道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響が生じている。 具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。 2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模の小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。 具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみであり、長寿命化計画に基づき着実に対策を実施し施設管理しているため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。	
26年	737-2	土木・建築	都道府県	香川県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要綱 附属第 II編 高潮対策 事業、特定構造 物改築事業	社会資本整備総合 交付金事業の緩和 交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実態を反映したものでないこと、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。	【支障事例・必要性】 1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は都道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響が生じている。 具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。 2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模の小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。 具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみであり、長寿命化計画に基づき着実に対策を実施し施設管理しているため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。	
26年	122	土木・建築	都道府県	石川県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要綱 附属第 II編 「特定構造 物改築事業」	河川管理施設長 寿命化対策(特定 構造物改築事業) の制度拡充について	今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が4億円未満の河川管理施設についても、交付対象とする	【制度改正の経緯】 社会資本整備総合交付金の特定構造物改築事業については、地方公共団体が実施する水門、ポンプ設備等の河川管理施設の長寿命化対策工事に対して交付する事業であり、その交付対象は、今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が概ね4億円以上の施設とされている。 しかしながら、長寿命化対策の重要性、優先度は、事業費の多寡で決めるべきではなく、施設の老朽度合い、施設の動作不良による周辺の家・資産等への影響も勘案するなど、地域の実情に応じて決めるべきものである。 【支障事例】 石川県には、県管理の水門や水門などの河川管理施設21施設があるが、交付金の対象となるのは5施設のみであり、交付金を活用できないため対策が遅れているその他の16施設においては、今後の河川管理施設の老朽化が進行することとなる。 さらに、長寿命化対策を実施できない16施設のうち、今後20年間で、約6割の施設が建設後40年のライフサイクルタイムを超える施設となり、老朽化が更に進行することとなる。 これら老朽化の影響により、洪水時等の緊急時に動作不良等が生じ、施設機能を発揮できずに、浸水被害が発生する恐れがある。 【懸念の解消策】 こうしたことから、事業の多寡にかかわらず地域の実情に応じ、自治体において効果的・効率的に河川管理施設の長寿命化対策を進めていけるよう、交付対象の事業費要件をなくすことが必要である。	
26年	650	土木・建築	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要綱 0-3河川事業 0-3-(13)特定構 造物改築事業	特定構造物改築 事業による、管理 施設の更新・点検 業務の交付金対 象事業の緩和	特定構造物改築事業による交付対象事業は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、改築の費用が合計約4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である特定構造物改築事業の交付対象は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、及び改築に要する費用合計が約4億円以上となっているが、県が管理する施設については小規模なものが多く、対象とならない施設が多い状況である。 【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行うには、社会資本整備総合交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするのではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	
26年	652	土木・建築	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要綱 0-3河川事業 0-3-(15)堰堤改 良事業	堰堤改良事業に よる交付対象事業 の緩和	堰堤改良事業による交付対象事業は、総事業費が概ね4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である堰堤改良事業の交付対象は、総事業費が概ね4億円以上となっているが、長崎県が管理する35ダムについてはそのほとんどが小規模であり、対象とならないダムが多い状況である。 【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行うには、社会資本整備総合交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするのではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	721	土木・建築	都道府県	徳島県、大阪府、鳥取県、兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 施設機能向上事業(ロ-3~(2))	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「小規模な河川管理施設の機能向上」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P345の「2. 交付対象事業」中の「広域河川改修事業(ロ-3-(1))に該当する事業であって、」を削除。 財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえると、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要性が示されているが、現時点では、その交付対象事業として「広域河川改修事業」に該当するとの制約が付けられている。この「交付対象事業」から「広域河川改修事業」を削除する「規制緩和」が行われることにより、都道府県が多岐所管する小規模な河川管理施設への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。(徳島県においては、県管理河川497河川中、広域河川改修事業は3河川なので、全体の約2%にしか適用できない。)	
26年	722	土木・建築	都道府県	徳島県、大阪府、鳥取県、兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 堰堤改良事業(ロ-3-(15))	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「既存ダムの小規模な延命化工事」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P360の「3. 交付対象事業の要件 (2)堰堤改良事業」中の「①(a) 総事業費が概ね4億円以上…」を「…1.5億円以上」に規制緩和。 財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえると、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要性が示されているが、現時点では、その交付対象事業として「堰堤改良事業」に該当するとの制約が付けられている。この「交付対象事業の要件」を「…1.5億円以上」に「規制緩和」が行われることにより、都道府県が所管する既存ダムの小規模な延命化対策への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。	
26年	723	土木・建築	都道府県	徳島県、大阪府、兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 砂防設備等緊急改修事業(ロ-8-(1)中)	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「土石流区域以外の砂防設備の老朽化対策」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P386の「⑤-1砂防設備等緊急改修事業」の「(1)昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して」を「現在の技術基準に照らして」に拡充。 総合流域防災事業における砂防設備等緊急改修事業(以下、「緊急改修」)の事業採択要件では、「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない砂防設備」に該当することとなり、土石流区域の砂防堰堤等が対象となっている。しかし土石流区域以外についても老朽化や損傷により当初の安定性が確保されていない砂防設備があり、河床の安定や流出土砂の調整体土石流対策と並んで重要である。今後作成する砂防関連施設の長寿命化計画では全ての砂防設備を対象にする予定であるが、厳しい財政状況の中、現在の緊急改修の採択要件に合致しない施設を単独費で対応するのは難しい。緊急改修の採択要件を拡充することにより、土石流区域以外の砂防設備への対策が可能となり、コストを平準化しつつ国土保全と民生の安定を図ることができる。	
26年	106-1	土木・建築	中核市	金沢市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第7条 河川敷地占用許可準則(河川法第24条関係)	駐輪場の設置 占用許可要件の緩和	現行では法令等に占用許可可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	占用許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第7条により道路敷地には設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占用許可可能な施設等に駐輪場を設けられない規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないこととなっている。駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所に設置しても、利用が低く、歩道等での放置・違法駐車となる場合もある。金沢市のまちなかには、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が少ない一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、これらの一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者にとっての駐輪環境の向上に繋がります。また、まちづくりや放物自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているレンタサイクルシステムのポート(駐輪場)としても活用することで、歩けるまちづくりの推進にも繋がる。このことから、都市公園法や河川法の占用許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能としたい。	
26年	106-2	土木・建築	中核市	金沢市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第7条 河川敷地占用許可準則(河川法第25条関係)	駐輪場の設置 占用許可要件の緩和	現行では法令等に占用許可可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	占用許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第8条により道路敷地には設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占用許可可能な施設等に駐輪場を設けられない規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないこととなっている。駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所に設置しても、利用が低く、歩道等での放置・違法駐車となる場合もある。金沢市のまちなかには、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が少ない一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、これらの一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者にとっての駐輪環境の向上に繋がります。また、まちづくりや放物自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているレンタサイクルシステムのポート(駐輪場)としても活用することで、歩けるまちづくりの推進にも繋がる。このことから、都市公園法や河川法の占用許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能としたい。	6【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (1)河川敷地の占用許可(24条)について、通知において例示している一般的な施設のほか、駐輪場については、当該施設の公共性等を勘案して、「その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」等として、占用許可の目的である施設となり得ることを、地方公共団体に情報提供する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	107	土木・建築	中核市	金沢市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川管理施設等構造令第47条第2項 課長通達16令 第47条関係(2)	樋門の最小断面の緩和	樋門の最小断面は課長通達により内径1.0m以上と決められているが、集水エリア等を考慮し、より小さい断面でも樋門を設置できるよう最小断面の条件を緩和したい。	河川や用水からの排水や取水機能を持つ樋門の設置基準が、現在は課長通達(平成11年10月15日改正)により内径1.0m以上とされているが、金沢市では、平成21年度以降、一定の開度を保持し開口する「バランスタイプフラップゲート」を採用しており、より堆積土砂等が排除される構造としている。 今後設置する予定の樋門は、市内北部の大宮川の河口付近などを想定しており、既設排水の機能確保を考慮すると、流量的に1.0m以下で十分な箇所が出てくる予定である。将来的に地元が費用負担する樋門が多く、より小さい樋門の方が、地元が修繕や改良する時に金額の抑制効果があり、当然、施工費(初期投資)も抑制できる。 求める制度改正の内容は、例えば、通達を改正して、内径1.0mという基準にとらわれることなく、流量や河川構造など地域の実情に応じて樋門のサイズを柔軟に決定できる旨、但し書きを加える等により、柔軟な樋門の設置を可能とした。	6【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (14)樋門の構造(河川管理施設等構造令(昭51令199)47条2項)について、国土交通大臣がその構造が同項の規定によるものと同等の効力があると認める施設については設置が可能であること(同令73条4号)等を、地方公共団体に改めて情報提供する。
26年	294	土木・建築	都道府県	三重県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第20条第1項第2号、第25条	畜舎等の建築基準等の緩和	畜舎等に対しても建築基準法の規制が設けられており、それがコスト増加の要因となっていることから、建築基準等の緩和を図る。	【制度改正の必要性等】 建築基準法では、畜舎等に対しても、原則、住宅など一般の建築物と同様の規制が設けられており、木造で大規模な畜舎を建築する場合、延べ面積が500㎡を超える場合には構造計算が必要であるほか、1,000㎡を超える場合には防火基準を遵守する必要があるなど、コスト増加の要因となっていることから、建築基準法の該当項目に畜舎に関する例外規定を設ける。 【支障事例等】 規模拡大のため1,000㎡を超える畜舎建設を行った事例では、いずれも木造ではなく、鉄骨造りで対応せざるを得なかった。	
26年	867	土木・建築	指定都市	さいたま市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第80条	建築審査会委員任期を定める規定の緩和	建築審査会委員任期について、現在は建築基準法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	建築審査会の審議に際しては、専門的かつ高度の見識、厳密な理論展開が求められることから、建築関係法令や行政法関連に精通した建築や法律等の各分野の専門家の方を任命する必要があるが、人材不足の状況も相まって、適切な委員の確保に苦慮している。 また、本市では年間8回程度建築審査会を開催しているが、本市のような建築紛争が頻繁に起こる都市部に設置されている建築審査会と、地方に設置されている建築審査会とは、建築審査会の開催回数や許可同意件数及び審査請求提起件数など、その内容に大きな違いがある。 以上のことから、委員の任期については一律に2年とするのではなく、地域の状況を踏まえて柔軟に対応できることが必要と考える。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (ii)建築審査会の委員の任期(80条1項)は、条例(制定主体は建築主事を置く市町村及び都道府県)に委任する。 条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
26年	651	土木・建築	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第14(二) 公共土木施設災害復旧事業査定方針第3・2(六)	災害復旧事業における採択条件の緩和(河道の異常埋そく)	災害復旧事業における採択条件を緩和する。(河道の異常埋そくの基準値の引き下げ)	【支障事例】 災害復旧事業における河道の異常埋そくの採択要件は、「河道断面の3割程度以上の埋そくとなっているが、現地では3割に満たない箇所が多く、ほとんどが県単独費で実施せざるを得ない。 【制度改正の必要性】 適正な維持管理を行うには、県単独費では財政負担が大きいため、採択要件の緩和(基準値の引き下げ)を提案する。 ※方針第3・2(六)の「河道が著しく埋そくした」とは、原則として河道断面の3割程度以上と記載してある内容を、「河道が著しく埋そくした」とは、原則として、余裕高見合い程度以上という内容に改正することを提案する。	
26年	58	運輸・交通	都道府県	千葉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号、第2項、第3条第1項、第5項、第75条、第77条	ノンステップバス導入に係るバリアフリー化設備等整備事業補助金交付要綱第2条第1項第1号、第2項、第3条第1項、第5項、第75条、第77条	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱により、路線バス事業者等がノンステップバス導入のためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受けられる場合には、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられているが、この計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価業務も廃止すること。	【制度改正の経緯】 平成23年3月に地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が制定され、路線バス事業者等がノンステップバス導入のためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受けられる場合は、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられた。また、導入計画の変更や補助金の追加募集の場合なども同様の手続きを経て計画を変更する必要がある。地方公共団体にとって大きな事務負担となっている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 ノンステップバスの導入はバリアフリー化の推進に必要なものであり、これまで協議会やパブリックコメントにおいても反対意見等は出ていない。また、実際の補助額は導入費用の1割未満であり、導入計画は事業者の経営判断によるところが大きいのが実情であることから、協議会での議論やパブリックコメントを実施する有意性は低いと考える。 さらに、当該補助制度は、平成23年度から赤字バス路線の補助金などと統合され、他のメニューと同様に計画策定が義務付けられたが、統合前の公共交通移動円滑化設備整備費補助金では計画策定は不要であったという経緯もある。 これらのことから、ノンステップバスの導入など協議会での議論等が不適当な補助金については計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価業務も廃止すること。 なお、本県では当該補助金のみに係る協議会は書面開催とするなど事務負担の軽減を図っているが、計画策定の義務付け自体を廃止すべきと考える。	6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (ii)バリアフリー化設備等整備に対する補助については、ノンステップバスの導入台数を削減する場合等について、手続を簡略化する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	576	運輸・交通	都道府県	長野県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法第3条、7条、11条の2、12条の2、旅行業法施行規則第3条	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和	過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域を有する市町村で、域内(隣接市町村を含むことも可)の着地型旅行事業を企画・実施しようとする市町村については、旅行業法で規定している旅行業務取扱管理者の選任と営業保証金の供託を免除し、旅行業を容易に行えるようにする。	【現行制度】 旅行業登録のためには、財産的基礎や旅行業取扱管理者の選任が必要であり、人材の確保が容易ではない中山間地域の小規模自治体では旅行業登録が困難。 【制度改正の必要性・支障事例】 中山間地における安定した地域経済の確立には、観光交流人口の獲得が不可欠である。特に中山間地は今、物から心への時代の潮流の中で魅力に溢れているが、都市部の旅行業者には営業的に魅力と映らず、旅行商品の造成が可能な旅行業者の参入が少ない。このような現状から、自治体が自ら地域の観光資源を活用した「着地型旅行商品」を造成し、実施せざるを得ない場合がある。 市町村が主体となった着地型の募集型企画旅行(農村体験エコツアー等)では、旅行業登録がないことから、旅行業者への業務委託や実施形態の是正を指示せざるを得ないケースが例年散見されており、委託のための新たな予算確保などが旅行商品造成を阻害する要因となっている。 一方で、近年は地域での着地型旅行商品造成に向け新たな取り組みや提案(第3種旅行業よりも営業保証金を引き下げた「地域限定旅行業」の創設(平成25年)や「観光産業政策検討委員会」(平成25年4月)等がされており、着地型旅行商品造成への要請は当時と比し増大していることから、本提案の実現により、着地型旅行商品の更なる普及を通じた中山間地の活性化を図ることが可能となる。 【想定される懸念への対策】 制度改正後、旅行取引の公正の維持や消費者保護の担保が懸念されるが、①要件緩和の対象を行政に限定すること②旅行業務取扱管理者の選任に代えた、相当の研修会の実施により補完されると考える。	6【国土交通省】 (6)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業を営む地方公共団体については、営業保証金の供託義務(7条1項)及び旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	770	運輸・交通	都道府県	兵庫県、大阪府	国土交通省	A 権限移譲	国有港湾施設の管理権限の国土交通大臣から港湾管理者への移譲	港湾法第52条、第54条	国直轄事業により整備された港湾施設を港湾管理者が効率的に維持管理するため、国有港湾施設の管理権限を移譲することを求める。	【現行】 国は一定の条件のもと、予算の範囲内で港湾工事を自ら実施でき、直轄工事より生じた港湾施設は港湾管理者に貸し付けられ、管理を委託することとされている。これは、国が自ら施設の管理を行うよりも、港湾管理者が所有する施設と一体的に行う方が効率的であるからである。 【制度改正の必要性】 その趣旨をより徹底するため、管理委託ではなく、国有港湾施設の管理権限自体を港湾管理者へ移譲することにより、国と調整することなく施設の管理及び保全ができるようになり、事務手続きが省略できるとともに、県が実施している防災、港湾振興等と連携した施策を展開することが可能となる。 【支障事例】 国有港湾施設の管理委託契約においては、原状又は用途を変更するときは、予め国(整備局)の承認を得ることが規定されている。港湾利用者の要望により小型防舷材(1基)を設置した際には、事前協議から1ヶ月以上の期間を要しており、さらに着工は承認後となったことから、早期の荷役を希望する利用者の対応が困難となった。管理委託制度を廃止し、県への管理権限の委譲により、協議等に要する期間が短縮され、タイムリーに利用者ニーズに対応できる。	6【国土交通省】 (2)港湾法(昭25法218) 国有港湾施設の管理受託者による原状変更の大臣承認(旅行令17条の6)については、事務の円滑化を図るため、大臣承認を要しない軽微な変更の範囲を、管理受託者に通知する。
26年	880	運輸・交通	指定都市	広島市	国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方財政法第9条	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に対する起債制限の緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に際しては、地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行う。	新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmのアストラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と結節する白島新駅の整備を平成27年春の開業を目指して推進するとともに、広域公園前駅からの延伸整備について、「利便性とコスト節約の両立」の観点からルート・構造の見直しを進めている。 その一方で、アストラムラインは今年で開業後20年を迎え設備等の老朽化が進み、今後、設備機器の更新が本格化していくことになる。 こうしたことから、交通事業者(広島高速交通㈱:広島市出資比率51%)が実施するインフラ外施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するため、地方負担額についても、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限の緩和が必要である。 (詳細は別紙1を参照。)	
26年	881	運輸・交通	指定都市	広島市	国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業と同様、連携計画事業(コミュニティ・レール化)について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。	地域公共交通総合連携計画に位置付けた事業を連携計画事業(コミュニティ・レール化)として行う法定協議会が、幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領に基づく国庫補助を受けており、本市も負担金を拠出している。 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業には、地方債の特例が認められていることに鑑み、これらの事業の性格と同様と思われる連携計画事業(コミュニティ・レール化)についても、補助制度をより有効活用するために、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、連携計画事業においても「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第12条、第17条と同趣旨の特例を設けることにより地方債の制限の緩和を行うことで、地域公共交通の更なる利便性の向上を図る。 (詳細は別紙2を参照。)	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	210	土地利用(農地除く)	一般市	磐田市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第29条第1項、第34条第1項第14号、第78条第1項、第3項	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	現在、都道府県及び指定都市、中核市及び特別市のみに設置が認められている開発審査会について、希望する市町村については、開発許可権限の移譲を可能とするとともに、開発審査会を設置できることとする。	都道府県開発審査会の判断が地域の実情に即していないこと、都道府県開発審査会との調整事務及び開発審査会での決定までの期間が長期化していることが市町の円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。 【具体的な支障事例】 基準・運用の差異 都道府県開発審査会の基準・運用が地域の実情に即していないため、開発審査会を設置している市の基準・運用と差異があり、許可できる案件に差ができています。 都道府県開発審査会との調整事務 事前協議から承認までに相当な期間を要するため、円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。 【制度改正による効果】 企業・人口流出の抑制 地域の実情に即した開発審査会の基準・運用により、企業や人口の流出に歯止めを掛けることが期待できる。 事務処理期間の短縮 市町村と都道府県との調整が不要となり事務処理期間が短縮され、円滑な土地利用を図ることができる。	5【国土交通省】 (1)都市計画法(昭43法100) (ii)開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)を活用して当該事務を処理する市町村に限る。)において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できること等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。
26年	221	土地利用(農地除く)	一般市	中津市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第29条第1項、第9条第1項	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	都市計画法第29条第1項の規定に基づく都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可権限を希望する市町村に移譲する。	【制度改正を求める理由】 今回の法改正を希望する具体的な理由として、本市のまちづくりを具現化する視点から、開発行為許可基準を県内一律ではなく、市独自で定める権限が必要と考えているからである。 【制度改正の必要性】 現在、開発行為許可基準のうち技術的なものは、都市計画法施行令第25条に規定する技術的細目の範囲内で、大分県においては「運用基準」により詳細を規定している。開発行為の許可にあたっては、当該運用基準に基づき様々な権限が担保されているが、事務処理特例条例により開発行為許可権限が市に移譲された場合であっても、開発行為許可基準(特に技術的基準)について、当該運用基準とは異なる市独自の基準を設定できることまでは担保されていない。これでは単なる県下統一基準に基づく審査機関となる蓋然性が高く、独自のまちづくりを行う上で足かせとなる。 以上のことから、事務処理特例条例による許可権限の移譲ではなく、法に基づく権限の付与を求めるもの。	
26年	429	土地利用(農地除く)	一般市	東広島市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第29条第1項、第78条第1項	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	都市計画法第29条第1項の規定において、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(指定都市、中核市又は特別市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長の許可を受けなければならない、としている現行の規定を、都道府県知事(指定都市、中核市又は特別市その他国土交通大臣が認めた市(以下、「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市の長の許可を受けなければならない、と改正する。 (上記に伴い、同法第78条第1項に規定する開発審査会の設置も可能となる。)	【具体的な支障事例】 都市計画法第34条第14号の規定により開発審査会へ諮問する場合、都道府県知事の権限に属する事務処理を移譲された市では開発審査会を設置できないため、県の開発審査会を利用することになる。 しかし、開発審査会の開催にあつては県との事前協議、県及び他市の案件との調整等が必要であるなど、開催までに4～5月の期間を要している状況であり、実際、開発審査会への諮問を敬遠し、規模を縮小して都市計画法第34条第12号による許可を受けるケースが度々あるなど、迅速性が要求される民間の経済活動を円滑に進めていく上での妨げになっている。 【制度改正の効果】 希望市において開発審査会を設置することが可能となれば、市単独での日程調整が可能となり、諮問に要する期間を2ヵ月程度に短縮できると、開発審査会の開催回数を増やすことや開催時期についても柔軟な対応が可能となり、民間の経済活動の活性化にもつながるものである。 また、諮問案件は地域特有の課題に起因したもので、ますます複雑なものとなっており、現状の開発審査会においても地域の特性、社会経済の発現状況の変化等の事情を総合的に勘案し、個別具体的に検討されているが、市の実情に精通した審査会委員を選定することにより更なる地域の実情に応じた運用が可能となる。 【過去の検討経緯】 過去において類似の提案がなされてはいるが、本市は県内で最も多くの申請件数を処理している実績を踏まえ、地方分権社会の新たな担い手となる自主性・自立性の高いまちづくりを目指すため、都市計画法上での開発許可権限の移譲と開発審査会の設置主体の拡大を組み合わせた提案をするものである。	【再掲】 5【国土交通省】 (1)都市計画法(昭43法100) (ii)開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)を活用して当該事務を処理する市町村に限る。)において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できること等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。
26年	68	土地利用(農地除く)	町	酒々井町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第9条第3項	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。	【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとされている。 都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。 本町は、町域が小さい(19.02km ²)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。 ※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。) これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。 【具体的な支障事例】 現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全県的に統一した運用が求められていることから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。	6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (iv)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(2)条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県・市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	970	土地利用(農地除く)	町村会	全国町村会	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	都市計画法第 19条第3項(市町 村の都市計画 の決定)	町村の都市計画 の決定に関する都 道府県の同意の 廃止	町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。	【制度の現状】 「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・枠付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要であると考え、「市」と「町村」で都道府県の関与に差が生じている。 【制度改正の必要性】 首都圏をはじめ、都市計画に関わる行政経験も十分な町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、「町村」が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。 都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。	【再掲】 6【国土交通省】 6【国土計画法(昭43法100)】 (12)都市計画法 (14)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事の同意を要する協議(19条3項(2)条2項で適用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	117	土地利用(農地除く)	一般市	戸別市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	都市公園法第 6条	都市公園の保存 規定の弾力化	都市公園法第16条第1項に、第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針に定められている場合」を加える。 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即することとなり、策定にあたっては都道府県との協議の機会がある。また、同法第18条の2第2項には、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」の規定があり、住民の意見を反映する機会も設けられていることから、「都市計画マスタープラン」で定められた場合に限っての廃止は、地域住民の意向がまちづくりに反映された結果となる。	【制度改正の必要性】 国土交通省が提唱するコンパクトなまちづくりに向かう中で、住民を中心市街地へと誘導していくと、各地区に点在する都市公園についても整理の必要が生じるが、人が住まなくなった地区の公園を整理したいという消極的な理由では、都市公園法第16条の保存規定により、原則として都市計画については、都市公園法第16条の改正を提案する。 【具体的な支障事例】 ①旧炭鉱地区における都市公園の取扱 旧炭鉱地区については、250mの範囲内に人が住んでいない又は改良住宅の移転集約により近い将来人が住まなくなる状況であるにも関わらず都市公園の廃止ができず、税金を使って管理し続けることと市民の理解が得られない。さらに、遊具等がある場合は、事故の懸念もあることから、廃止して更地とする対応が必要である。 ②長年未着手となっている都市公園の取扱 都市計画決定している未開設公園は、土地に都市計画法上の制限がかかっていることから、公園以外の土地利用ができず、売却などもできない状況である。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 都市公園を廃止した場合、都市景観や都市環境の悪化が懸念されるが、旧炭鉱地区においては、人が住まなくなった中に公園だけが残るといった状況であり、景観や環境が悪化するといった議論をすればならない。 また、本市においては、一人当たり都市公園等面積が4.0、25㎡/人と全国平均を大きく上回っており、現に市民が居住している地区において、避難場所としての都市公園は確保されていることから、災害時の避難場所が確保できないといった問題は生じないと考えられる。	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (1)公園管理者である地方公共団体が、都市の集約化等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止することが都市公園を存続させることと比較し公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、都市公園の廃止に係る「公益上特別の必要がある場合」(16条1号)に該当し廃止できることを明確化し、地方公共団体に通知する。
26年	340	土地利用(農地除く)	一般市	北上市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	都市公園法第 16条	都市公園の保存 規定の弾力化	都市公園法第十六条各号の規定に第四号を加え、「四地方公共団体の設置に係る都市公園」については当該地方公共団体の条例に定める場合」とする等、条例により設定できるよう改正された。	【制度改正の必要性】 現行制度においては、供用済の都市公園を全部又は一部廃止する場合、第十六条により廃止が制限されている。このため市街地周辺や郊外部に開発行為による設置緑地を含め、老朽化し、または利用が低調な小公園が多数存在し、地縁団体や地域住民に活用されていないばかりか、犯罪や不法投棄、野焼きによる火災、不法占用、景観悪化、災害時の防滅災機能を発揮しない等の懸念もある。本市は緩やかに人口が減少しており、こうした懸念は今後一層増すものと考えられる。なお、本市都市公園数は平成26年7月現在129箇所(約129ha、このうち、約24% (箇所ベース)が供用済30年以上経過、10年後は約4割が供用済30年を経過する見通し。平成26年7月現在0.1ha以下の狭小公園は約43% (箇所ベース)。制度が改正された場合、老朽化、または利用が低調な都市公園を供用済することにより、用地の広範な有効利用が可能となり、市街地環境が好転することが期待される。 【現行制度で対応困難な理由】 本市においても都市公園の廃止を現行法制度下で行っているが、法第十六条第一号「都市公園の区域内において(中略)都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」における「公益上特別の必要がある場合」については、都市公園法運用指針(H24)によって、「その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合」とされており、他の公共事業が施行される場合に限定されているため、本市が意図する都市公園の廃止については対応していない。このため、市街地整備などに伴い近隣に同規模以上の公園を供用し、法第十六条第二号を適用させない限り、老朽化・機能劣化した公園を廃止できない状況である。	【再掲】 6【国土交通省】 (1)公園管理者である地方公共団体が、都市の集約化等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止することが都市公園を存続させることと比較し公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、都市公園の廃止に係る「公益上特別の必要がある場合」(16条1号)に該当し廃止できることを明確化し、地方公共団体に通知する。
26年	861-1	土木・建築	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	公営住宅法第2 条、第36条 公営住宅法施 行令第10条	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建設事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建設事業の定義である現地建設要件を廃止して、非現地建設も公営住宅建設事業とする。 公営住宅建設事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。 敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけでなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建設が公営住宅建設事業として可能となる。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法193) (1)公営住宅の建替えについては、公営住宅建設事業の施行に係る現地要件(公営住宅の存していた土地の全部又は一部の区域に、新たに公営住宅を建設することを必要とするもの)(2条19号)を満たさない事業についても、事業主体において円滑な建替が可能となるよう、引き続き財政面の支援など必要な措置を講ずる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	861-2	土木・建築	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	公営住宅法第2 条・第36条 公営住宅法施 行令第10条	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建設事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建設事業の定義である現地建設要件を廃止して、非現地建設も公営住宅建設事業とする。 公営住宅建設事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建設する場合は、公営住宅建設事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転)に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。 都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未済の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建設事業が不可能である。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法193) (ii)公営住宅建設事業の施行に係る市街地要件(除却すべき公営住宅が市街地の区域又は市街化が予想される区域内の一定規模以上の土地に集团的に存していることを必要とするもの)(36条1号)については、除却すべき公営住宅が都市計画区域外等の郊外にある場合を一律に排除する趣旨ではないこと、地方公共団体に通知する。
26年	861-3	土木・建築	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	公営住宅法第2 条・第36条 公営住宅法施 行令第10条	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建設事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建設事業の定義である現地建設要件を廃止して、非現地建設も公営住宅建設事業とする。 公営住宅建設事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建設する場合は、公営住宅建設事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転)に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。 都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未済の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建設事業が不可能である。 敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけでなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建設事業として可能となる。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法193) (iii)公営住宅建設事業の施行に係る戸数要件(新たに整備すべき公営住宅の戸数が除却すべき公営住宅の戸数以上であることを必要とするもの)(36条3号)については、地域の公営住宅に対するニーズが減少している場合には、居住者の再入居を保障することを前提に、同様の「特別の事情」に該当し、新たに整備すべき公営住宅の戸数が入居者の存する戸数を超えていれば足りることを、地方公共団体に通知する。
26年	57	土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	総務省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	過疎地域自立 促進特別措置 法第5条第4項	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止	県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされているが、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改める。	【現状】 過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議をするものとする」と定められている。 【支障事例】 自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することになるため、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられている。 【制度改正の必要性】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。 【求める措置内容】 については、地方の主体性を尊重し、国の関与を見直し、手続きの簡素化を図るべく、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は廃止すべきである。 なお、過疎地域自立促進特別法と同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づく「山村振興基本方針」に関する国への協議はすでに廃止されている。	6【国土交通省】 (17)過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(総務省及び農林水産省と共管) 都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議については、その迅速化を図るため、事前協議と正式協議の手続の一本化について検討を進め、平成27年中に結論を得る。
26年	153	土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第 15条第1項第2 号	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画法第6条の2)の策定主体は都道府県とされているが、都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結する場合の策定権限を市町村へ移譲する。	【制度改正の必要性】 市町村合併を経て、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域が多くなっており、合併による市町村の広域化に伴い、これまで以上に市町村の主体性を拡大させ、より地域の実情に沿った都市づくりを実現していくことができるような制度とする必要がある。 ※鳥取県:19都市計画区域のうち、17都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結。 上記市町村の広域化を背景として二重行政の解消等の観点で、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)に関する都市計画の策定権限については、「第四型分権一括法」において、単一の市町村の区域を超える広域的見地からの調整機能や関連制度との整合性が確保される場合、指定都市においては移譲されることとなった。 これについて、二重行政の解消といった趣旨であることを踏まえると、上記条件を満たすのであれば、指定都市に限らずその他の市町村においても移譲すべきであるから、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域においては、マスタープランの策定権限を市町村に移譲して頂きたい。 ※都市計画区域マスタープランの策定権限が市町村に移譲された場合、国の関与(都市計画法の手続きにおける国協議～同意)が廃止されることから、より地域の主体性が拡大される。 ※市町村が都市計画区域マスタープランと都市計画決定する際、都市計画法19条3項による県協議が必要であるため、県の広域的調整は担保される。 【具体的な支障事例】 都道府県が都市計画区域マスタープランを策定する場合は、関係市町村の意見を尊重しながら策定することとなるため、特に単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域の場合、都市計画区域マスタープランと市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「市町村マスタープラン」という。)とは、本質的な方向性はほぼ同文となり、市町村マスタープランに限り地区名、路線名が記載される等具体的な地区における方向性が記述されるというのが実態である。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	771	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県	国土交通省	A 権限移譲	都市公園法第2条の3	都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、一つの都道府県で完結する公園の供用した区域の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から、必要となる人員、財源とともに移管すること。	【本県の状況】 本県においては、国営明石海峡公園があり、淡路地区と神戸地区で構成されている。そのうち、淡路地区については一部が開園しており、周辺の淡路夢舞台、県立淡路島公園等の県管理施設との連携による一体的な利用促進に取り組んでいる。 【移譲による効果】 淡路地区ではこのように、国と県で、同様の公園事業を展開していることから、国管理の国営公園(国営明石海峡公園)を県に移管し、県管理公園(県立淡路島公園)と一体的な管理をすることで、費用の軽減が見込めるとともに、乗客イベントなどを総合的に行うことができ、相乗効果が見込める。	
26年	374	農地・農業	知事会	九州地方知事会	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き同法施行令第3条第4号ア	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されたことになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	6【国土交通省】 (13)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管) (14)農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令3条)の緩和を含めて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。
26年	243	農地・農業	都道府県	広島県	農林水産省、国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第8項	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	【制度改正の必要性】 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたって都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項と計画の一部分であり、本法自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生かしつつ農林業その他の事業の振興を図ることを目的とされている。 市町村の基盤整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。 【懸念の解消】 本法による義務付けによる調整以外での調整を行っていることであり、本法による義務付けの必要性がないと考える。	6【国土交通省】 (15)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平5法72)(総務省及び農林水産省と共管) 特定農山村地域である市町村が作成又は変更する農林業等活性化基盤整備計画に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条8項)については、当該計画の内容のうち、農林地所有権移転等促進事業(2条3項3号)に係る事項以外の事項に関しては、同意を要しない協議とする。
26年	424	産業振興	都道府県	熊本県、福岡県	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	工業用水道事業法第2条河川法第23条	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	経済産業省通達にて規定されている工業用水道からの雑用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の弾力的な運用を実現すること	【支障】工業用水の需要が漸減し、施設能力と水需要の乖離が拡大している中、工業用水及び雑用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、通達及び法に規定されている供給条件(供給区域、供給対象)や手続きが供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとしては次のようなものがある。 植物工場等への給水が工業用水では不可(植物工場は、日本標準産業分類上においては「農業」と定義されるため)。 工業用水は、工業用水道事業法第2条第3項で、導管による(製造業への)給水を定めていることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できない。 雑用水や大規模災害時の地用盗利用(消防利水、使用等生活用水への一時的な利用)等に伴う水利権上の制約(本来的には、雑用水等の供給は工業用水の目的外使用となるため弾力的な運用が必要)。 【制度改正の必要性】工業用水の未利用水を幅広く活用することは、工業用水道事業の経営改善のみならず、国内外の水資源に関する課題に対応できることから、農業用水、都市活動用水や海外での産業用水など、工業の垣根を越えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な水需要に対応できるよう、雑用水の供給要件緩和や手続きの簡素化、工業用水道事業法の適用範囲の拡大、水利権等の弾力的な運用といった規制緩和が必要である。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	70	土木・建築	一般市	華津市	国土交通省	A 権限移譲	住宅地区改良法第29条第1項、公営住宅法第44条第1項	改良住宅の譲渡加分に必要となる国の承認権限を都道府県へ移譲	<p>①耐用年を経過した改良住宅の承認権限の移譲 公営住宅法施行令第12条に規定する耐用年を経過した改良住宅について、公営住宅法第44条第1項中「国土交通大臣」を「都道府県知事」に改める改正を行う。この改正により、国土交通大臣の承認権限がなくなるために、当該承認権限を地方整備局長に委任している公営住宅法施行規則第24条第3項の規定を削除する改正を行う。なお、改良住宅には、住宅地区改良法第29条第1項で公営住宅法第44条が準用される。</p> <p>②耐用年を経過した改良住宅への国の関与の確保 改良住宅等管理要領(昭和64年5月11日建設省住整発第6号)第16第9項(改良住宅の用途廃止に関する規定)のように、改良住宅の譲渡が完了したことの報告をもって国の関与があったものとする。</p>	<p>【制度改正の必要性】 華津市では、これまでのところ改良住宅の譲渡の実績がないことから本市における支障事例はないものの、まもなく耐用年を迎える改良住宅の譲渡に着手する予定である。ただ、改良住宅の譲渡に向けての事前協議を滋賀県に申し入れてから国土交通大臣の改良住宅の譲渡の承認を得るまでに4か月から5か月を要するとする他市の事例を確認しており、4か月から5か月もの長期間の事務手続き中に、改良住宅の譲渡を受けようとする者の気変わり、譲渡を受けようとする者を取りやめしてしまうことを危惧している。この危惧を解消する方法として、承認権限を国土交通大臣から都道府県知事に移すことにより、都道府県との事前協議から国土交通大臣の承認を得るまでの期間を短縮する方法が考えられる。</p> <p>【制度改正の効果】 期間が短縮されれば、譲渡を受けようとする者が譲渡を受けることを取りやめるおそれが減り、譲渡がより推進されやすくなる。また、耐用年を過ぎた改良住宅は、補助事業の目的を一定果たしており、国の関与が弱められることに合理性があると考える。</p>	<p>6【国土交通省】 (10)住宅地区改良法(昭35法84) 耐用年数を経過した改良住宅の処分については、法29条1項において準用する公営住宅法(昭26法193)44条3項の規定により改良住宅の譲渡を廃止した上で、地方公共団体の判断により譲渡を行うことが可能であることを、地方公共団体に通知する。</p>
26年	409	土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第4条第3項、同法第97条の3	市(特別区を含む)が建築主事を設置する際の都道府県知事同意の廃止	<p>建築・まちづくり行政は地域に身近な市町村が担っている。これまでの義務付け・枠付けの見直しにより、市が都市計画決定する際の都道府県知事の同意は既に廃止されており、都市計画施設内の建築許可申請等についても、種類に関わりなく都道府県知事から市長に移譲されている。しかしながら、建築基準法第4条第3項には、いまだに知事同意の規定が残されており、市町村の主体的な取り組みを結果的に阻害している。このため、少なくとも市(特別区を含む)については、同法第4条の2の規定に基づき建築主事を設置する際の知事同意の規定を廃止していただきたい。</p> <p>ちなみに、同法第97条の3に基づき確認権限を延べ面積1万㎡以下に制限された建築主事を設置している特別区では、市並みの建築主事の設置について東京都と意見を交わしてきた(都区のあり方検討委員会幹事会)。その中で、東京都側は広域調整の必要性を主張し権限移譲を否定しているが、特別区の区域は、東京都都市計画として一体的に整理がされており、各特別区において当該都市計画の内容と反する建築確認が行われることは有りえない。また、指定確認検査機関による確認検査が質・量ともに年々充実してきている状況も踏まえると、特別区に権限移譲しても過大な業務負担となることは考えづらい。特に、既存建築物を含めた地域の安全・安心といった特定行政業務については、延べ面積の如何に係わらず、地元自治体である特別区が地域住民に対して責任を果たしていけない。知事同意の規定の廃止と併せ、同法第97条の3の規定も廃止することで、具体の権限移譲が進捗するものと期待する。</p>	<p>6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (1)市町村(特別区を除く。)の建築主事の設置に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条3項)については、同意を要しない協議とする。</p>	
26年	35	土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第1項	土地利用基本計画の策定義務の廃止	<p>都道府県に対する土地利用基本計画の策定の義務付けを廃止する。</p>	<p>【制度改正の必要性】 土地利用基本計画は、五地域の範囲を示した地形図(以下「計画図」という)と土地利用の調整に関する事項を示したものの(以下「計画書」という)で構成されており、国土利用計画法(以下「法」という)第9条第1項において、都道府県による策定が義務付けられている。この土地利用基本計画は、国土利用計画(全国計画及び県計画)を基本とするとされており、計画書はその内容を反映させているにすぎず、この点、国土利用計画があれば十分と言え。また、計画図については、個別規制法との一体性が確保されることが重要とされているが、実態としては、個別規制法による地域・区域に合わせたものにすぎないため、個別に計画図として作成する意義は乏しい。このため、全国的にも後追い「計画」との批判が多い。</p> <p>なお、本県では、個別の土地開発事業等に関する具体的な土地利用については、要綱設置した土地利用に関する庁内の会議(愛知県土地対策会議)において、部局を跨って審議することにより、個別規正法の総合調整を図っており、土地利用基本計画によらず、個別規正法の総合調整機能を果たしている。</p> <p>【支障事例】 以上のように、本県においては、土地利用基本計画を策定する意義は乏しいが、計画の策定及び変更・管理(審議会にかけなければならない1ha未満の計画図変更についても、絶えず、個別規制法による諸計画に合わせて修正していかなければならず、修正件数は年間100件以上ある。)に当たり、多大な事務量が生じている。</p>	<p>6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (1)土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。</p>
26年	176	土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項、14項	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取・報告への変更	<p>国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取・報告へ変更する。</p>	<p>【制度改正の必要性】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、予め調整が必要であることを牽引しているが、都市計画法第18条の規定による都市計画決定時の市町村意見の聴取と同様に、大臣意見を聴取る制度とすれば調整は可能になる。また、審議会で意見が付けられた場合には、再度、国への意見聴取を行うことによって適切な計画の策定が可能であると考える。</p>	<p>6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供する等、国と都道府県の協議の円滑化を図る。</p>

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	246	土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項、第14項	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町村意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。 事前調整が必要であることには異論がないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町村との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国立公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものと考えられる。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	[再掲] 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る。
26年	718	土地利用(農地除く)	都道府県	栃木県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第14項	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更のうち、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、農業的土地利用を図る必要がなくなることによる農業地域の縮小(市街化区域縮小)、農業集落集約の縮小(市街化区域縮小)の拡大、林地開発に伴う森林地域の縮小、自然環境保全に伴う自然保全地域の拡大等)は、国と協議を要することとされている。 土地利用基本計画は、都道府県レベルの土地利用調整等に関して都道府県が策定しているもので、また、計画図の変更案件については、各個別規制法において、事前に国の関係機関との調整を終了している。さらに、知事の附属機関である栃木県国土利用計画審議会において、多方面からの意見聴取を行っており、国との協議自体が形式的なものとなっていることが多いため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とするべきである。 【支障事例】 計画図変更に伴う国との協議は、年1、2回であるが、案件毎に提出書類(※)を作成しなければならず、事務負担軽減の観点からも、協議事項ではなく、事後報告事項とするべきである。なお、今後は、メガソーラー事業に伴う森林地域の縮小案件の大幅な増加が予想される(平成26年度は、森林地域の縮小案件5件のうち、3件がメガソーラー事業に伴うものであり、平成27年度は、20件程度が予想される)。 (※)提出書類：変更内容総括表、変更地域別概要、変更区域図(縮尺5万分の1)、変更区域図(縮尺10万分の1)、市町村・国土利用計画審議会への意見聴取の結果	[再掲] 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る。
26年	820	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項	土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の報告への変更	都道府県が土地利用基本計画を変更する場合に必要なとされる、都道府県から国土交通大臣への協議について、その実態を踏まえて「報告」へ変更することを求める。	【制度改正の経緯】 土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議することとなっている。当該協議は、第1次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要する協議」から「同意を要しない協議」に改正されたが、改正後も協議が必要である。 【支障事例】 この協議期間として、運用指針において事前協議の標準処理期間は4週間、本協議は2週間を目途としているところ、平成25年度の事前協議には35日、本協議には20日を要しており、迅速化が図られていない。 また、土地利用基本計画の策定・変更にあたっては、事前に農振法や森林法等の個別規制法を所管する県の担当課から各府庁に内容を協議し、その協議結果を受けて土地利用基本計画を策定・変更している。これは、土地利用基本計画が、農振法や森林法等の諸計画に対する上位計画として位置づけられているためであり、例えば地域森林計画の変更を行う場合、森林法第6条第5項により農林水産大臣に協議することとなっているが、この協議内容は、実質的に土地利用基本計画の変更内容と同内容であることから、これに重ねて国土利用計画の変更時に再度、法定協議として国土交通省を通じて協議しなくてよいのではないかと考えている。 【制度改正の必要性】 国土利用計画(都道府県計画)を変更する場合と同様、土地利用基本計画を変更する場合についても、協議から報告に変更することで、より迅速な農振法や森林法等の個別規制法にかかる事務執行や県民への公表が可能となる。なお、国土利用計画の策定は任意とされているが、土地利用基本計画は国土利用計画を基本とするとされ、制度上、国土利用計画の策定が前提となっている。	[再掲] 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る。
26年	967	土地利用(農地除く)	知事会	中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項、第14項	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(広島県では、H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町村意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。 事前調整が必要であることには異論がないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町村との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国立公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものと考えられる。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	[再掲] 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	36	土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第39条第4項、第7項	土地利用審査委員の任命・解任に係る議会の同意の廃止	実情に即した審議会運営を行うため、都道府県知事が行う土地利用審査委員の任命・解任に当たって、都道府県の議会の同意を不要とする。	【制度改正の必要性】 土地利用審査会については、私人の土地取引を規制する権限を有し、国民の財産権の制約に関してきわめて大きな影響力を持つため、その任命・解任については都道府県の議会の同意が必要とされている。しかしながら、実際に、土地取引に関して都道府県知事の許可が必要となる規制区域については、制度創設以来、指定された区域は存在せず、議会同意を必要とする理由はない。また、国土利用計画法と関連の深い、都市計画法に基づく「開発審査委員会」などにおいて、議会同意が義務付けられていないことと比べると、他の審議会との均衡を失っている。 【現行制度の支障事例】 議会の審議は5カ月程度要し、長期間の事務処理負担を強いられる上、任期途中で欠員が生じた場合、議会同意の制約により迅速な任命・解任が困難なため、審査会において適切な土地利用目的の審査ができず、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。	6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (iii)土地利用審査会(39条10項)については、委員任期の延長や審査会開催方法の簡素化など事務負担の軽減について、地方公共団体に情報提供を行う。
26年	81	土地利用(農地除く)	町	松前町	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号を削除し、区域区分に関する都市計画は市町村が定めるものとする	【制度改正の必要性】 現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。 そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。 都市計画法による区域区分は、高度経済成長期における人口増加という社会情勢のなかで設定されたもので、現在の時代とは大きな隔たりがあり、区域区分制度を画一的に適用する合理性はなくなっている。 また、その決定については、都道府県が行うことになっており、基礎自治体が独自のまちづくりを行ううえでの阻害要因となっている。 もちろん無秩序な開発等は抑制しなければならないが、土地利用の誘導を基礎自治体が行うことができるような体制にすることで、地域特性を活かした独自のまちづくりを展開することが可能となり、地域の活性化につながるものと考えられる。 そのため、地域に密着した土地利用に関する各種の規制については、基礎自治体の責任において主体的な取り組みを行うことが必要であると見え、都市計画法第15条の改正を求める。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 区域区分に関する都市計画を決定するにあたり、周辺市町との調整を図る機関が必要であると考えるが、関係する首長や有識者等で構成する広域調整協議会等を設立し、広域的な調整を図りたいと考えている。	
26年	82	土地利用(農地除く)	一般市	新座市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	区域区分に関する都市計画の決定については、県が定めることとなっているが、この権限について市への移譲を希望するものである。	【制度改正の必要性】 区域区分は、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要な種々の都市計画を定める指針となるものであることから、本来は地域の実情及び課題を熟知した上で都市の将来像を描くことができれば、適切に決定又は変更をすることは困難と思われる。また、超高齢社会を迎えようとする中で、都市間競争の激化が想定されており、根幹的な都市計画こそ、基礎自治体である市が、自らの理想と責任において定められるようにすることで、基礎自治体各々が知恵を出し、魅力的な都市を創造することができるのではないかと考える。よって、区域区分決定に係る権限について、市への移譲を希望するものである。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 なお、県のマスタープランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針があり、区域区分はもろろんのこと、市の定める都市計画はこれと整合を図る必要があることから、もし市が区域区分の決定権限を有しても、広域的な見地は担保されるものと思われる。	
26年	658	土地利用(農地除く)	中核市	八王子市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項、第87条第2第1項	区域区分等に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	現在都道府県が処理している区域区分等に関する都市計画の決定の権限を、市に移譲する。	【制度改正の経緯】平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」に基づき、第2次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、区域区分及び都市再開発方針等に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。また、平成25年12月20日閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、第4次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。 【支障事例】首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の高尾山インター―相模原愛川インター間の開通に伴い東高尾道路、中央自動車道及び圏央道自動車道をつなぐ新しい大動脈ができる。また、八王子西インター近(約172ヘクタール)について、物流拠点として整備を進めている。このインターを含めた一団の土地は市街化調整区域に定められており、今後、市街化区域に編入を予定である。このように、八王子市を取り巻く交通環境は大きな転機を迎えたとともに、郊外の都市基盤施設も大きく変わった。これからは、地域の実情に合わせたきめ細やかな都市計画の変更が急務となる。 【制度改正の必要性】上記の社会・経済活動の背景を踏まえて、土地利用のコントロールの基となる市町村都市計画マスタープランを定めている市に対して、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分について決定する権限を移譲することで、従前から処理している事務と一体的かつ総合的に行うことが可能となる。また、迅速な都市計画行政及び基礎自治体として地域の特長を活かした土地利用の誘導等が可能になる。 【懸念の解消策】懸念は特になし。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	839	土地利用(農地除く)	町	茨城町	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第1項	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	区域区分に関する都市計画決定権限を市町村へ移譲する。 現在、都市計画法第15条第1項に基づき都道府県が区域区分の指定を行っている。これを市町村が主体性をもって地域の実情に合わせた運用ができるように所要の措置を求めます。	【本町の可能性】 本町は、県都水戸市の南に位置しており、北関東自動車道、東関東自動車道の2本の高速道路及び3つのインターチェンジといった高規格道路網の整備を中心に優れた都市的機能を有し、さらに大洗港やひたちなか港、そして平成22年3月に開港した茨城空港など、陸、海、空の交通アクセスに恵まれている。この点において、県央地域の重要な地位を占めており、 【制度改革の必要性】高度成長期につられてきた市街化区域や用途地域の指定が現在、産業の振興や活性化を図る上でのひとつの障壁になっています。近年の社会経済情勢下で徐々に増加している空き地などの土地活用が円滑に進まず、土地を有効に活かすことができなくなっています。都市計画法第15条第1項の定めにより町に区域区分の決定権がないため、土地の取得希望者が現れても用途指定があるために期待する目的に使用できない、町内に定住を希望する者がいても家を建てられない町外に出ることを黙認しているほかないという問題があります。かつ、効果的利用と乱開発の防止を目的として定められ有効に機能していた制度が、時代背景が180度変わった今日ではむしろまづりや土地利用上の大きな足かせになっているのが現実です。これは紛れもなく町にとっての大きな損失です。 【制度改革の効果】貴重な公共資産である土地の活用を適正かつ円滑に行いながら、地域の活性化を図る土地政策を行うことが可能になる。 【まとめ】 については、本町の市街化区域指定や用途地域指定の見直し、又は廃止について大幅な規制緩和を要望いたします。	
26年	875	土地利用(農地除く)	一般市	近江八幡市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法15条	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条を改正し、区域区分に関する都市計画について、都道府県決定を市町村決定にする。	【現行制度の支障事例】 少子高齢化や人口減少が予測される中で、21世紀の市町村単位での生き残りをかけ、緊急的に各種施策を打ち出さなくてはならない。その手法の一つである土地の有効活用を実施する際、都市計画の区域区分の権限については都道府県がもっているため、手続き処理や同じ都市計画区域内の市町村との調整等に多大な時間を要することになる。 また、区域区分等の変更をする際、市町村の政策と都道府県の政策の方向性に差がある場合、市町村の独自色が発揮できない。 ただし、都道府県と協議することは必要と考える。 【制度改正による効果】 この区域区分の決定(変更)について、市町村が権限をもつことにより、地域の個性や魅力を兼ね備えた政策展開が機動的に実施可能となる。	
26年	171	土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一級河川等) このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、国から直轄事業との整合性の観点で構造設計に対して反対意見が出された等の要因により、いずれも協議が長期化し、中には開始から半年以上を要したケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難である」との見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。 これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、標準処理期間通知以後、国協議～同意の案件があったが、国から協議時期が遅いという指摘を受け、その遅延理由を問われ続けたことにより、事前協議前の下協議に半年程度を要す結果となるなど、手続きの迅速化に繋がっていないこと、「一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)」(以下これらを「協議不要希望施設」という。)については、都道府県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において同様の審査が行われていることから、国協議～同意を廃止しても国との利害の調整は担保され得るものと考えていることから、協議不要希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。 これにより、県民の悲願である高速度ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。	
26年	965	土地利用(農地除く)	知事会	中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一級河川等) このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、国から直轄事業との整合性の観点で構造設計に対して反対意見が出された等の要因により、いずれも協議が長期化し、中には開始から半年以上を要したケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難である」との見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。 これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、標準処理期間通知以後、国協議～同意の案件があったが、国から協議時期が遅いという指摘を受け、その遅延理由を問われ続けたことにより、事前協議前の下協議に半年程度を要す結果となるなど、手続きの迅速化に繋がっていないこと、「一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)」(以下これらを「協議不要希望施設」という。)については、都道府県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において同様の審査が行われていることから、国協議～同意を廃止しても国との利害の調整は担保され得るものと考えていることから、協議不要希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。 これにより、県民の悲願である高速度ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	704	土地利用(農地除く)	都道府県	鹿児島県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	都市計画法第 18条第3項、同 法施行令第12 条	指定区間外の国 道に関する都市計 画決定等に係る国 への同意協議の 廃止	都市計画法では、都道府県が管理する指定区間外 国道に関する都市計画決定(変更)について、国土交通 大臣の協議同意が定められているが、事前相談を含 め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続 を廃止すべきである。	【規制緩和の必要性】 都市計画法第18条第3項において、都道府県は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都 市計画を決定又は変更するときは、国土交通大臣の同意協議が必要とされ、同法施行令第12条 において、一般国道に関する都市計画についても、国の利害に重大な関係があるものと規定され ている。 しかし、一般国道に関する都市計画については、国の利害に影響を及ぼさないと考えられる事 案であっても、法に基づき国土交通大臣に協議が必要とされているところであり、事前相談を含 め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。(国との同意協議を要しな いと考えられる事案及びその理由は別紙のとおり) 【泉管理国道に係る同意協議の事務の実績】 平成10年度から平成21年度、7件 申請書提出から同意までに要した期間は平均して約1か月半であるが、申請前には下協議等が あり、それらの協議には数ヶ月要する場合もあった。	
26年	175	土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、大阪 府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	都市計画法第 18条第3項、都 市計画法施行 令第2条第4号イ 及びホ	区域区分に関する 都市計画決定に 係る国の同意協議 の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変 更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【具体的な支障事例】都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」とい う。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、い ずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースも ある。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】当該協議については、「義務付け・枠付けの第4 次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされ たが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意 の廃止は困難である」との見解を示した。ただし、国において地方の見解を踏まえ、手続きの迅速化 のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処 理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定して いたことである。 これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にど のようなものを想定しているの不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承 服できないこと、当該協議～同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計 画(国土形成計画法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これ に基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整は可能と考えること、さらに、都道府県 内部で農政部局との調整を行うため、都市的土地利用と農地保全との調整も可能と考えることか ら、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交 通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。	6 【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若し くはその決定若しくは変更(同意)しようとするとき、又は都道府県が 区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の 同意を要するときは除く。)における農林水産大臣に対する協議(23 条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振 興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重 複する場合等に限り、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において 所要の見直しを行うこととする。
26年	249	土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	都市計画法施 行令第12条第1 号及び第2号	区域区分に関 する都市計画決定 に係る国の同意協 議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分に関する都 市計画(区域区分を定める都市計画区域マスター プランを含む。)を決定・変更する際の国土交通大臣への 同意協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 区域区分に関する都市計画の決定(変更)については、国土交通大臣の同意が法定されている が、この同意にあたっては、法第23条の規定により、関係大臣に対する協議、意見聴取(農林漁 業上の調整など)が義務付けられており、この協議に関して都道府県及び指定都市が行う事前調 整事案に多大な時間を要している(事前協議を含めると約2年を要した事例あり)。予定していた都市 計画審議会へ諮ることができなかった。 都市計画手続の簡素化を図り、地域の実情に対応したまちづくりを自らの判断で効果的かつ迅速 に進めるために、同意協議を廃止することが必要である。 【懸念の解消】 国は「国土交通大臣が農林水産大臣との協議により都市計画の土地利用と農地保全を調整する 仕組の保持が必要」としているが、都道府県内部で農政部局との調整を行うことで、都市的土地利 用と農地保全との調整は十分行うことができる。	【再掲】 6 【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若し くはその決定若しくは変更(同意)しようとするとき、又は都道府県が 区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の 同意を要するときは除く。)における農林水産大臣に対する協議(23 条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振 興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重 複する場合等に限り、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において 所要の見直しを行うこととする。
26年	599	土地利用(農地除く)	都道府県	京都府、大阪 府、徳島県、鳥 取県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	都市計画法第 8条第3項	「都市計画区域の 整備、開発及び保 全の方針」及び 「区域区分」に関 する都市計画決定 に係る国の同意協 議の廃止	都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針」、及び「区域区分」の大臣同意の廃止	【制度改正の必要性】 都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」は、一律に 大臣同意が求められているが、大臣同意に5～7ヶ月の期間を要し、「都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針」や「区域区分」に即して作成される市町村都市計画の策定や、計画に基づく整 備事業に遅れを生じさせている。 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、具体的な都市施設、市街地開発等にかかる都 市計画の上位計画であるため、概括的な記述が多く、国の利害に具体的に重大な関係がある内 容とは考えにくい。 また、「区域区分」に関しては、市街化調整区域の一部を市街化区域にする等の軽微な変更が大 多数であり、国の利害に重大な関係があるとは考えにくい。これらの都市計画が必ずしも「国 の利害に重大な関係がある都市計画」とはいえないことから、大臣同意の廃止を求める。	【再掲】 6 【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若し くはその決定若しくは変更(同意)しようとするとき、又は都道府県が 区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の 同意を要するときは除く。)における農林水産大臣に対する協議(23 条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振 興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重 複する場合等に限り、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において 所要の見直しを行うこととする。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	209	土地利用(農地除く)	一般市	磐田市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	都市計画法第 19条第3項、第 21条第2項	市町村の都市計 画決定に係る都道 府県同意協議の 廃止	都市計画の決定及び変更に関し、都道府県知事への 同意協議を廃止し、報告のみで都市計画決定できるこ ととする。	都市計画の決定及び変更に関し、都道府県都市計画審議会の縦覧及び議を経ることに関する市 町の事務処理が煩雑になっていること、都道府県都市計画審議会の議を経るまでの期間が長期 間となっていることが市町の円滑かつ迅速な土地利用施策の妨げとなっている。 【具体的な支障事例】 県との同意協議があることにより、都市計画決定、変更をするにあたり、半年から1年の期間を要 することになり、事務量が増えている 市が考えている都市計画決定を、県との調整の中で変更しなければならないこともあり、市が行い たい市街化拡大や、用途規制などを推進することに支障をきたしている。 【制度改正による効果】 人口減少が問題となっている中、市街化区域の拡大、地域の特性に合った用途地域設定などによ り、企業誘致や人口増加の施策を市独自の考えに基づいて、推進することができる。	
26年	434	土地利用(農地除く)	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	都市計画法第 9条3項	一の市域内で都 市計画区域が完 結している指定 都市の都市計画 決定案件(国同意 不賛分)に係る都 道府県協議の廃 止	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市 が、当該都市計画区域内における都市計画決定を行う 場合において、県知事への協議を廃止することを提案 する。	【提案概要】 都市計画法において、市が都市計画決定を行う場合には、県知事に協議することが必要とされて いる。 このたびの第4次一括法により、一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区 域にかかるとをのぞいて、都市計画区域マスタープラン決定権限が指定都市に移譲されること となった。 このような状況の変化を踏まえ、都市計画区域マスタープランを定めることができる指定都市が、 都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案 する。 なお、県知事への協議の廃止により、広域調整機能が失われるとの懸念があるが、本市におい ては都市計画道路等の計画段階において、関係市と直接協議を行っており、関係市間で調整が図ら れていることから、協議の廃止による広域調整面の支障は生じない。 【支障事例】 各都市計画案件ごとに下協議1か月+本協議3週間=合計約2か月の期間を要している。 年3回の都市計画決定・変更を行う場合、1回あたりの事務処理期間が4か月となるため、その半 分の2か月間を協議に要し、残りの2か月間で、市民に対する説明、案の縦覧、都市計画審議会 などを実施しなければならない。 また、県市の協議は、上記の下協議・本協議以外にも必要に応じて複数回行っており、概要資料・ 法定図書に加えて参考資料(都市施設などの変更を行う場合は数十種類)の提出が求められる。 さらに、協議であっても同意と同様の資料提出が必要であるため、事務の簡素化につなげてい ない。	
26年	253	土地利用(農地除く)	一般市	高岡市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第 78条第1項 開発許可制度 運用方針Ⅱ-3	開発審査会設置 の主体の拡大	条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部 を処理することとされた市町村(以下事務処理市町村) は開発審査会の設置を可能とする。(都市計画法第78 条の見直し)	【制度改正の必要性】 現在、都市計画区域において開発行為をしようとする者は、都市計画法第29条第1項の定めによ り、都道府県知事の許可を受けなければならない。当該許可権限について富山県知事の権限に 属する事務の処理の特例に関する条例により、高岡市に移譲されているところ。 市街化調整区域に係る開発行為の許可基準については、同法第34条各号に定めのあるものでは あるが、同条第1号から第13号に該当しないものについては、第14号により、都道府県知事が開発 審議会(同法第78条)の議を経て、同号に掲げる要件に該当するものと認める必要がある。しかし ながら、同法第78条において、開発審査会を設置するのは都道府県及び指定都市等(中核市、特 別市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができない。すな わち、高岡市は許可の権限があるにも関わらず、一定の場合には県の機関へ審査を委ねなけれ ばならない状況となっている。 【制度改正の内容】 開発行為の許可については、都道府県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(事 務処理特例条例)により、事務処理市町村に権限が移譲されていることから、開発許可の審査機 関としての性質を有する開発審査会についても、同様に取り計らうことができることとすることが望 ましい。 現行の定めは前提としながらも、国、県との協議を経るなどして、適当と認められた希望する事務 処理市町村は、定型的に処理することが困難な案件においても、地域の実情を踏まえ自らの責任 において審査し、自ら許可することができるように、制度を見直していただきたい。	【再掲】 5.【国土交通省】 (1)都市計画法(昭43法100) (ii)開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事 務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)を 活用して当該事務を処理する市町村(34条14号に該当する開発行 為の許可に係る事務を処理する市町村に限る。)において、より主 体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこと とし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処 理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催 に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への現 案基準を主體的に作成できること等を明確化する上、地方公共団 体に通知する。
26年	395	土地利用(農地除く)	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第 87条の3第1項	用途地域等の都 市計画決定権限 の特別区への移 譲	用途地域等の都市計画決定権限を特別区に移譲する ために、都市計画法第87条の3第1項で規定する都市 計画法施行令第48条第1項を改正する。	【制度改正の必要性】 平成24年4月1日、三大都市圏等における用途地域等の都市計画決定権限が市町村に移譲され たが、特別区においては引き続き、東京都に残されたままとなっている。 用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市 構造や都市の骨格に即して定める地域に密着した制度である。しかし、現行では、東京都が用途 地域の指定権限等を保持しており、地域に密着した自治体である区は、主体的に地域に関わるこ とができない状況にある。特別区に決定権限があれば、土地利用の状況等の変化に応じて柔軟 に対応ができる等、より臨機に円滑な指定が可能となる。 【懸念に対する方策】 東京大都市地域の一体性は、国土形成計画をはじめとした都市計画区域の整備、開発及び保全 の方針といった自治体の区域を超えた広域計画や、関係自治体との協議により確保が可能で ある。 このことから、都市計画決定権限の移譲は一体性を損なうものではなく、権限を移譲することに特 段の問題が生じる恐れはないものと考えられる。 また、用途地域は都が決定しているため、同一の用途が区をまたがっている箇所もあるが、現在 用途地域の原案は、区が作成しており、区界の場合、関係自治体と必要に応じて協議して作成し ているところである。 ※その他(特記事項)欄のとおり、「より具体的な支障事例」「過去の議論に係る意見」につい ては、別紙に記載。 ※東京都における「特例容積率適用地区」(1か所):大手町・丸の内・有楽町地区 ※東京都における「高層住居誘導地区」(2か所):港区芝浦四丁目地区、江東区東雲一丁目地	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	406	土地利用(農地除く)	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	屋外広告物法 26条	屋外広告物法に 基づく条例制定権 限の移譲	現在、屋外広告物法で規定されている、景観行政団体 である市町村の特例において、都道府県との協議に縛 られず市町村において屋外広告物条例を定め規制を 行うことができるよう求める。 ※具体的な条文改正イメージは、別紙のとおり	【制度改正の必要性】 「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成16年12月に施行され、市町村で ある景観行政団体であっても景観計画上に基づく規制等と一元的に行うことを可能とするため、都道 府県と普通市町村とが協議の上、屋外広告物に関する条例の制定又は改廃に関する事務の全部 又は一部を、当該都道府県の条例で、普通市町村が処理することができることとされたが、東京都 においては実績がない。 特別区においては、それぞれの地域の実情に合わせ各区が景観行政団体としての屋外広告物の 規制に取り組みむべきであり、東京都との協議に縛られず、条例制定を可能とする必要がある。 【現行制度で対応困難な理由】 条例制定に向けた正式な協議は行っていないものの、事前に東京都の考えを確認したところ、「首都 景観は一体的に統制されるべきと考えている。また、地方都市と異なり街並みの連続性がある ため、区境をこえた途端に屋外広告の扱いが異なり景観が変わることは大都市東京にふさわし くないと考えている。過去に相談があった区にも、このような理由で断っている。」との見解が示され ているため、制度改正が必要である。	
26年	50	土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	都市計画法第6 条第1項	都市計画法の規 定に基づく地域の 実情に応じた基礎 調査の実施	都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細 な基礎調査を行うこととされているが、そもそも地域が 主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査 は、地域の実情に応じて実施されるべきである。 このため、都市施設的位置、利用状況及び整備の状 況、土地利用等の5年間で大幅な変化が生じない調査 項目については「必要があると認めるとき」に実施する 旨の規程に改めるべき。	【現状】 おおむね5年に1回の人口や建物の立地状況等の調査が義務づけられている。 【支障事例】 例えば、本県では、5年をかけて全調査項目を実施しており、毎年50,000千円程度の調査費を要し ている。 【求める措置内容】 しかし、5年間で大幅な変化が生じない調査項目(市街化調整区域内の都市施設や土地利用等) もあることから、地域の実情にあわせ、必要に応じた調査期間の選択及び実施が可能となるよう、 調査項目によっては地域の実情に応じた調査期間の選択が可能となるよう基礎調査の実施方法を 見直すべきである。	
26年	93	土地利用(農地除く)	指定都市	新潟市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第6 条、都市計画運 用指針「Ⅲ-2 運用に当たって の基本的考え方 2市町村の主体 性と広域的な調 整」	都市計画基礎調 査の実施権限の 指定都市への移 譲	都市計画基礎調査の実施主体を現行法の都道府県か ら指定都市に移譲する。	【制度改正の必要性】 都市計画運用指針において『都市計画の決定に当たっては、市町村が中心的な主体となるべきで あり、市町村の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ、都道府県が決定する こととしている』こと、並びに区域区分や都市計画区域マスタープランの決定が、指定都市へと移 譲が進んでいることを踏まえ、都市計画立案の基となる都市計画基礎調査についても指定都市が 主体となるべきである。 【支障事例】 新潟市の都市計画基礎調査は、県と関係市町で役割分担し実施しているが、土地利用や建物利 用に関する調査など調査ボリュームが大きい調査項目は、関係市町が実施しているのが実態であ る。 人口調査など調査区分の設定は関係市町の案をもとに行われているが、調査途中における修正 や変更に対応できないなど、調査実施途中の変更に対する柔軟性が欠けた部分が生じたほか、 調査区分による人口データをGIS対応の成果データとしたかったが、県及び関係市町間で調整が つかず、それが叶わなかった事例がある。 【制度改正の効果】 指定都市が調査主体となれば、指定都市独自による調査区分の設定や、調査結果データをGIS対 応の仕様とするなど、指定都市が必要とする調査を柔軟に実施することができる。 【懸念に対する方策】 都道府県の都市計画区域の指定などに必要な調査については、あらかじめ、都道府県と指定都 市が相談し、調査項目やその仕様を決めておくことで、調査の統一性を保つことが可能と考える。 権限移譲に伴う指定都市の事務負担の増加については、現在の都道府県に対する交付税措置と 同様に指定都市に対する交付税措置で支援していただきたい。	
26年	598	土地利用(農地除く)	都道府県	京都府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	都市計画法第6 条第1項	都市計画基礎調 査の実施主体及 び実施時期の見 直し	地域の実情に応じた都市計画に関する基礎調査の実 施義務の廃止	【制度改正の内容】 都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、地域 が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査であり、実施時期や主体を限定する必要 はなく、地域の実情に応じて実施されるべきである。 【具体的な支障事例】 事業が展開されていない区域や土地利用・基盤整備状況に大きな変化がない区域では、新たに 調査を行う必要性に乏しいが、現行法に基づき5年をかけて全都市計画区域の調査を行っており、 5年間で7,300万円程度の調査費を要しているため、「都道府県または市町村が、必要があると認 めるとき」に実施する旨の規定に改めるよう求める。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	670	土地利用(農地除く)	指定都市	堺市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条、第6条の2、第15条、第87条の2	一の指定都市の区域を一の都市計画区域とする都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域を指定するときは、一の指定都市の区域を一の都市計画区域とする旨の規定の設置	都市計画法5条第1項に規定する都市計画区域を指定する旨の規定の設置	【支障事例】 区域区分の変更は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定める「区域区分の決定に関する方針」)に即して行わなければならない。 広域都市計画区域に属する本市(指定都市)が区域区分の変更を行うためには、都道府県が決定権限を有する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定める「区域区分の決定に関する方針」)について、都道府県が作成するものを一に調整する必要がある。制度上、法律15条の2の申出、法律18条の意見聴取、法律87条の協議により、指定都市の考えを大阪府へ伝えることが可能であり、現状は実務的協議により内容の調整を行っている状況である。 【制度改正の必要性】 一方、単独都市計画区域である指定都市は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を有するため、当該指定都市の考えで「区域区分の決定に関する方針」を定めることができる。同じ指定都市であっても、都道府県が定める都市計画区域(広域都市計画区域か単独都市計画区域)により、権限の格差が生じている。 【制度改正の内容】 一の指定都市の区域を一の都市計画区域(単独都市計画区域)とする旨の法整備を行うことにより、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の権限を全ての指定都市が有することになり、主体性が発揮できるとともに、指定都市の格差が解消される。	
26年	713	土地利用(農地除く)	町	聖籠町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第29条及び43条	地方公共団体が行う市街化調整区域内の開発行為等について開発許可を不要とすること	開発許可権者が行う開発行為または建築行為(以下「開発等行為」という。)については、行為目的により必要開発審査会の議を不要とすることを含めて許可制度対象外とする。	【法改正による規制強化】 都市計画法第29条(43条)においては、線引き都市計画区域内では、開発許可権者についても開発等行為の目的によって、許可制度の対象となっている。現行法は、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」による都市計画法の改正(H18.5.31公布)によるものであるが、この法改正以前においては、開発許可権者が行う開発等行為は許可対象外とする規定があった。つまり、法改正により、国・県のみならず、事務権限移譲市町村も一律に開発等行為への規制強化となった。 【今後の懸念】 今後において、「個性を活かし自立した地方」に向けたまちづくりを推進するにあたっては、市町村が設置する施設(建築物)の用途がますます多様化するとともに、開発等行為も多岐にわたるものと推測される。案件によっては開発審査会(事務局:県)を経る必要が生じるものとなるが、開催は3ヶ月毎を予定しており、そのため開発許可権者側も相当の事務量を費やしている一方で、付議は、開発権者が許可妥当と判断するもののみ上程していることから、実質的に形骸化していくことも考えられる。 【制度改正の必要性】 市町村が強い意欲をもって行う政策としての開発等行為は、市町村が定めている土地利用計画上の整合等を踏まえ位置を選定し、他法令との調整を経て行うものでもあり、まちの特色や独自性を活かし、地方公共団体がスピード感あふれる住民サービスの向上や大幅な事務量の削減のためにも、地方公共団体、特に事務権限委譲市町村が行う開発等行為に対しては、開発許可制度適用除外とすべきと考えるものである。	
26年	674	土地利用(農地除く)	指定都市	横浜市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第59条	都市計画事業の認可権限に係る指定都市への移譲	現在指定都市が都道府県知事の認可を受けて施行することになっている都市計画事業の認可権限を指定都市に移譲	【具体的な支障事例】 都市計画法第61条において、「事業の内容が都市計画に適合し、かつ事業施行期間が適切であること」と規定されていることから、都市計画と事業の認可は一体のものである。現在、県の認可を受けるには、本市所管課(建築局都市計画課)が事業部署にヒアリングし、確認・調整しながら認可図書等の取りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。 【懸念に対する方策】 都市計画事業認可権限の移譲に際しては、例えば事務処理の所管部署を別部署にするなど、土地収用に関する権限を事業認可権者と分けることで、収用に対する公平性・公正性・透明性を確保できると考える。なお、土地収用法の事業認定権限を県に残す制度の創設なども検討していく必要があると考える。 都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じ事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせて迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。 【法改正イメージ】 都市計画法第87条の2に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条文を追加する。	
26年	83	土地利用(農地除く)	一般市	新産市	国土交通省	A 権限移譲	土地区画整理法第52条第1項	市施行土地区画整理事業の認可権限の市への移譲	市が土地区画整理事業を施行しようとする場合には、事業計画に定める事項のうち、「設計の概要」について、知事の認可を受けなければならないが、当該認可の権限について、移譲を希望するものである。	【制度改正の必要性】 (名称)大和田二、三丁目地区土地区画整理事業は、市街化調整区域から市街化区域への編入と合わせて市が実施するもので、現在事業計画等を作成している。本地区は、速やかに事業を完了するため、法的な事業認可が得られるまでの間に、企業誘致や想定換地割込みを行っている。しかし、設計概要の認可が遅れ、結果として事業が遅れが生じた場合、進出企業の撤退等を誘因するとともに、関係地権者の意欲低下につながる懸念がある。このことから、事業のスタートとなる「設計の概要」の認可が遅やかに行われる必要がある。なお、地方公共団体の施行する土地区画整理事業において、スピード感を持って事業を推進していく潜在的ニーズは高いと推察される。以上のことから、現在、県が有している市施行土地区画整理事業の認可権限について、市に移譲願うものである。 【過去の議論を踏まえた検討】 設計の概要については、省令第9条において、詳細な技術基準が定められており、これに基づけば、適否の判断は市でも可能である。実際に、組合施行の土地区画整理事業については、既に市に設計の権限が移譲され、市は省令第9条等に基いて審査し、認可事務を行っている。また、事業計画については、設計の概要を含め公衆の縦覧に供し(法第55条第1項)、利害関係者は意見書を提出することができ(同条第2項)、当該意見書については都市計画審議会に付議しなければならない(同条第3項)こととなっており、利害関係者の意見や専門家等第三者の判断を考慮する制度が確立されているため、市が独断で定めるものではない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	405	土地利用(農地除く)	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	都市再開発法 第7条の9、第11 条	区市町村施行を除く 区市町村が決定した市街地再開発事業に係る認可権限の区市町村への移譲	市街地再開発事業を施行しようとするときは「市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない(特別区を含む)」と都市再開発法に定められているが、市町村が決定した市街地再開発事業においては、市町村は都道府県知事に協議をしたうえで市街地再開発事業の認可をすることができるよう、法改正をされたい。 ※その他(特記事項)のとおり「具体的な条文改正イメージ」は別紙に記載	【制度改正の必要性】 都市再開発法に基づいて、土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新が必要な区域として都市計画に定めた区域内において、土地所有者等が権利変換方式による共同ビル建設を促進するための手続きであり、住民に最も身近で地域の実情に詳しい区市町村が認可事務処理することが好ましい。そのことにより、区市町村の独自性を発揮でき、事業期間も短縮することができる。なお、区市町村施行については、都道府県の認可事務とすることとされたい。 【制度改正の効果等】 権限移譲がされた場合の効果として、「地元市町村からの經由事務が不要となる。地権者の合意形成状況を的確に把握できる。地元市町村からの意見聴取が不要となる。公共施設管理者との協議状況を的確に把握できる。従前従後配置の照応関係が的確に把握できる。過小床基準を速やかに判断できる。従前従後配置の照応関係が的確に把握できる。」といった事務処理が効率化されることが見込まれる。 また、特別区における本業務を処理するために必要な技術職の職員確保については、区毎ではなく、特別区人事委員会の共同処理によりスケールメリットを活かして採用等を行うことから可能である。 ※その他(特記事項)のとおり、「東京都における本業務の実績」は別紙に記載。	
26年	48	土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	公有水面埋立法 第27条第3 項、第29条第3 項	埋立地の権利移 転等・用途変更に 係る都道府県知事 の許可に係る国土 交通大臣の協議 の廃止	港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の 実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の 有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・ 貸付についても迅速に対応する必要があるが、公有 水面の埋立地に関する国土交通大臣の協議は廃止す べき。	【制度改正の必要性】 公有水面埋立法第27条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が権利移転等に係る許可をするときに、同法第29条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が用途変更に係る許可をするときに、それぞれ国土交通大臣に協議することが定められている。しかしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたってのあり方が多様化している上、経営判断が迅速化しているため、一刻も早い許可を求められている。すでに標準ガイドラインが示されており、これに則した厳正な審査を港湾管理者が行うことで、期間の短縮化が図られその企業ニーズに応えることができる。なおかつ埋立地を有効に利活用をしていくことができる。 【事情変更(現行制度の支障事例)】 企業との交渉端緒において、通常の契約行為に要する期間とは別に、4か月(大臣協議1月とその事前調整3月)が必要であることを説明すると、調達コストの見直し・出店計画など経営判断に時間を要することになり、進出をためらう要因となっている。標準ガイドラインのおおききでは、この期間の柔軟な対応が可能とされているが、企業のリスク管理としては4か月を見込む必要がある。 また、外資系企業の進出事柄が増加傾向にあり、同協議による保留条件を付けた契約に難色を示される。さらに、港湾利用としての埋立地の取得形態が多様化しており、様々な企業提案スキームに対して、港湾管理者として機動的に個別的判断が必要な事例もある。	
26年	215	土地利用(農地除く)	都道府県	福島県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	公有水面埋立法 第27条第3 項	埋立地の権利移 転等に係る都道府 県知事の許可に 係る国土交通大臣 の協議の一部廃 止	公有水面埋立法に基づく権利移転等に係る国土交通 大臣への協議について、免許出願時に権利移転に係 る要件を満たしている場合は不要とする。	公有水面埋立の免許申請を都道府県知事に行った場合、埋立面積50ha超等の国土交通大臣の認可を要する許可に当たっては、埋立の申請に係る「公有水面埋立免許願書」(法第2条関係)の添付図書において、当該願書中「3 埋立地の用途」の概要(権利移転の予定を含む)が判明する資料を添付しており、分譲埋立として権利移転を含めて認可を得ている。実際の権利移転の際に国土交通大臣の協議が必要とされており、事務処理が二重となっている。このため、免許の出願内容どおりに権利移転する場合については、国土交通大臣への協議を不要とすることを求める。	
26年	803	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	公有水面埋立法 第27条第3 項、第29条第3 項	港湾区域内の埋 立地に係る権利移 転等の許可に関 する大臣協議の廃 止	港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の 許可について、国土交通大臣協議を廃止することを求 める。	【支障事例】 港湾管理者が行う港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、埋立面積50ha超等の国の認可を要する埋立ての場合は、埋立に関する工事竣功の告示日より起算し10年以内は国土交通大臣への協議が必要とされている。 当該協議に係る審査内容は、処分価格、処分相手方の選考方法、用途等、都道府県が行う許可基準と同じであって重複が生じている。この審査には事前協議を開始してから約2~3ヶ月の期間を要しており、迅速な事務処理を行ううえで支障が生じている。 【制度改正の必要性】 港湾管理者は背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、埋立地の有効かつ適切な利活用の観点から、国土交通大臣への協議を廃止することにより、用地の売却・貸付、用途変更について迅速な対応が可能となる。これにより、国・都道府県双方の事務の効率化が図られ、早期に進出を希望する民間企業等のニーズにタイムリーに対応できる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	49	運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港湾法第58条第3項	埋立地の権利移転等・用途変更に関する処分制限期間等短縮に係る国土交通大臣の協議の廃止	港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付や用途変更にも迅速に対応する必要がある。そのため、本特別措置を適用しようとする場合における、国土交通大臣の協議を廃止すべき。	【制度改正の必要性】 港湾法第58条第3項において、港湾管理者が国土交通省令で定める事項を告示し、処分制限期間を短縮するときは、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならないとされている。しかしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたってのあり方が多様化する上、経営判断が迅速化している。すでに標準ガイドラインが示されており、これに則した厳正な審査を港湾管理者が行うことで、その企業ニーズに応え、埋立地を有効に活用していくことができる。 【事情変更(現行制度の支障事例)】 標準ガイドラインによると4か月(大臣協議1月とその事前調整3月)を要することとされており、なお書きでは、この期間の柔軟な対応が可能と記載されているものの、低未利用地の活性化を促進し、臨海部の活性化に資する迅速かつ柔軟な対応を行うためには、判断材料を欲する企業に対して時機を造る原因となる。	
26年	408	農地・農業	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	生産緑地法第3条第1項	生産緑地指定下限面積の廃止	生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止し、市(特別区を含む)において設定できるようにする。	本提案は、生産緑地法第2条の2に規定された「国及び地方公共団体の責務」をより効果的に発揮するためのものであり、下限面積をより緩和し、生産緑地地区を最大限に確保することを目的とするものである。 大都市における宅地化農地は小規模であるが、地価が高いため税負担は重く、営農者ではできるだけ多くの農地を生産緑地として指定したいと希望しているが、営農者が生産緑地の指定を望んでも500㎡の指定下限面積があるので指定が進まない現状である。また、貴重な農地であるにもかかわらず、それに満たない農地が適用に当たらず保全され難い現状がある。 これらの実情を踏まえて、都市農地が地域環境に安らぎと潤いを醸成し快適な都市社会の形成に寄与している事実を鑑み、営農者の保護育成を図るとともに、これらの農地を積極的に保全するため、生産緑地指定下限面積の枠付けを廃止し、指定下限面積設定ができるようにすべきである。 なお、営農者の負担を軽減し都市農地が保全されることにより、意欲を持って営農に精進できる環境を整備され、都市農地の持つ多面的機能(農産物供給機能、レクリエーション、コミュニティ機能、福祉・保健機能、環境保全機能、教育機能、防災機能、景観形成・歴史文化伝承機能)が発揮され、都市住民の生活の向上にもつながることが期待される。	
26年	827	農地・農業	都道府県	兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	生産緑地法第3条	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件の緩和	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件を緩和すること	【現行】 現行制度においては、面積の一回が500㎡以上の農地として後継者が農業を継続した場合は、相続税の納税猶予措置を受けることができることとなっている。 【支障事例】 複数人からなる生産緑地地区において、農業後継者がいない農家が生産緑地を廃止することに伴い、他の農家が引き続き農業を行う意思がある場合においても、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が解除される。 また、農業用施設用地を相続した場合においては、農地と同様に農業の継続に必要であるにもかかわらず、相続税の納税猶予措置を受けることが出来ない。 一方、後継者がやむを得ず農業は行えないものの農地として継続させたい意思があり、市町・JA等が開設する市民農園など農地を貸し出した場合は、相続税の納税猶予措置が打ち切られてしまう。 このように、相続税の納税猶予措置が打ち切られた場合又は措置が受けられない場合は、相続税、利子税を納めるために農地の転用・売却が進み、農地の減少に一層の拍車がかかることになってしまう。 【提案内容】 そこで、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合、農業用施設用地を相続した場合、農地を守るために生産緑地を賃貸する場合、についても生産緑地地区の面積要件及び解除要件を緩和すべきである。また、公共事業用地として収用された場合にも、自己都合によらず生産緑地地区が農地面積が減少した場合と同様の措置を受けられるようにすべきである。	
26年	513	雇用・労働	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	雇用保険法第7条(被保険者に対する届出)、第9条(確認)、第10条の4(返還命令等)、第15条(失業の認定)、第19条(基本手当の減額)、第24条(訓練延長給付)、第25条(広域延長給付)、第27条(全国延長給付)	船員の雇用保険関係事務の国から都道府県への移譲	船員の雇用保険関係事務(失業認定、賃金日額確定等)を都道府県に移譲する。	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等については、現在、国において一連の事務を処理しているが、受給者に格差を生じさせないため、都道府県の法定受託事務として位置付け、国において統一した基準を策定し、具体的な運用は地方に委ね、必要に応じて国が指導監督することとした上で、都道府県が職業紹介事業と一体的に当該事務を実施できるように、その権限を都道府県に移譲すべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、移譲により、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。 また、船員の職業紹介の国から都道府県への移譲に伴って、当該事務を国から都道府県に移譲するとは船員の失業から就職・定着までの一貫した支援の実施に当たっては不可欠であり、移譲されることで、求職者等が身近な支援を受けられることで利便性が向上する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	512	雇用・労働	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	船員職業安定法第15条(求人求職の申込みの受理)、第16条(労働条件の明示)、第17-18条(紹介)、第20条(求人求職の開拓等)	船員の職業紹介の観点から都道府県への移譲	船員の職業紹介に係る事務(求職申込の受付、職業紹介、相談、情報提供等)を都道府県に移譲する。	職業紹介業務については、地域の実情を熟知した都道府県によって、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策として適切に実行されるべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。公共職業安定所の移管と同様で、県労働センターや市役所等の船員の住所地である身近な場所で職業紹介を行えるようにすれば、相談から就職・定着まで(本県においては、現在キャリアカウンセリングや労働相談等を実施)一貫した支援を行うことができ、求職者等の利便性が向上する。なお、雇用保険の財政責任と運営主体の不一致、職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる、全国一斉の雇用対策が講じられなくなる、ILO条約を守ることができなくなる、という点については、全国知事会が作成した「ハローワークは地方移管でこう変わる(別添参照)」により、解決できるものと考えられる。また、都道府県は産業振興施策等により、船員の職業紹介に企業と国以上に密に接点を持っており、よりきめ細かい職業紹介や相談への対応が可能である。	
26年	775	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、公表、助言事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならず、また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどことを懸念し、提案するものである。)【改正による効果】都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	4.【国土交通省】(5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管)食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	979	環境・衛生	都道府県	鳥取県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条、第24条	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省がそれぞれにより、縦割り行政の弊害が生じているおそれがある。そのため、事業所が一つの都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】4.【国土交通省】(5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管)食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	776	環境・衛生	都道府県	兵庫県、徳島県	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	A 権限移譲	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならず、また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどことを懸念し、提案するものである。)【改正による効果】都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	4.【国土交通省】(4)資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管)【再掲】特定省資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	A 権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべきエネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。これらにおけるエネルギーの使用状況等を把握することができない対象を重点化するなどができず、また指導・助言する権限がないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場、事業場等の省エネルギー診断事業を無料でを行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	4【国土交通省】 (3)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業者等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行う。実施主体や国の関係等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	510	産業振興	都道府県	神奈川県	国土交通省、経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求むる。	当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務と開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考え、また、H25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置く工夫があり、総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされているが、各拠点が創意工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めることから、都道府県が担うべきと考える。		
26年	18	土木・建築	一般市	狛江市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第49条第2項、都市計画法第9条	特別用途地区の指定に係る国の承認の報告化	用途地域等の制限緩和する場合、現状国の承認が必要な手続きであるが、特別用途地区の指定について国の報告とすることで、市の土地利用を有効活用できるようにする。	【制度改正の必要性】市内において特別用途地区の手法を活用し、土地を有効に活用していきたいと考えている。狛江市の玄関口である狛江駅北口は、再開発事業により駅前広場など整備されているが、南口については基盤の整備も進んでいない。狛江駅の再開発事業を検討する中で、様々な手法が考えられる。都市計画事業として開発を行うことも一つであるが、住民発意による地区計画の設置や特別用途地区を設定し商店を呼び込み、狛江独自のまちづくりを推進することもできると考えている。【制度改正の内容】建築基準法第49条第2項の国土交通大臣の承認を規制緩和をしていただき報告とすることで、手続きの時間を短縮し、地元住民との調整など市民との協働の時間に活用したい。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (vi)以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和(49条2項) ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和(68条の2第5項) ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和(85条の3)
26年	786-1	土木・建築	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法における特別用途地区等内の建築物に係る市町村等条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	建築基準法第49条第2項中「地方公共団体」を「市町村」に改めるとともに、法第49条第2項及び第68条の2第5項中「条例」により建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	【現行】都市計画法上は、特別用途地区については、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の実現を図るため、地区計画については、区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の創出を確保・開発、保全するため、市町村に決定権限が付与されており、決定にあたっては都道府県との協議(町村にあつては同意)で定められている。【制度改正の必要性】これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実態に即した緩和を行うことができる。【改正による効果】建築基準法第40条各項の用途地域の例外許可については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審議を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。	【再掲】 6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (vi)以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和(49条2項) ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和(68条の2第5項) ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和(85条の3)	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	786-2	土木・建築	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第49条第2項、第68条の2第2項	建築基準法における特別用途地区等内の建築物に係る市町村等条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	建築基準法第49条第2項中「地方公共団体」を「市町村」に改めるとともに、法第49条第2項及び第68条の2第2項中「条例」により建築基準法の規定による制限緩和の際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	【現行】 都市計画法上は、特別用途地区については、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の実現を図るため、地区計画については、区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備・開発・保全するため、市町村に決定権限が付与されており、決定にあつても都道府県との協議(町村にあつては同意)で定むこととされている。 【制度改正の必要性】 これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】 建築基準法第48条各項の用途地域の例外許可については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審議を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。 今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。	【再掲】 6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (vi)以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和(49条2項) ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和(68条の2第5項) ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和(85条の3)
26年	787	土木・建築	都道府県	兵庫県 【共同提案】 大阪府、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第85条の2、第85条の3	建築基準法における伝統的建造物群保存地区内の建築物等に係る市町村条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	市町村の条例により建築基準法の規定による制限緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	【現行】 都市計画法上は、伝統的建造物群保存地区については当該地区の保存のため、必要な現状変更の規制について定めるものとして、市町村に決定権限が付与されており、決定にあつても都道府県との協議(町村にあつては同意)で定むこととされている。 【制度改正の必要性】 これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】 建築基準法第85条1項各号の法の適用除外等については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審議を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。 今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。	【再掲】 6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (vi)以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和(49条2項) ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和(68条の2第5項) ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和(85条の3)
26年	788	土木・建築	都道府県	兵庫県	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第20条第1号、第68条の26、同施行令第108条の3第1項第2号及び第4項、第129条の2第1項、第129条の2第2項、第139条第1項第3号及び第4号ロ(令第140条第2項、令第141条第2項、令第143条第2項において準用するものを含む。)、第144条第1項第1号ロ及びハ(2)	建築基準法に定める基準等によらない大規模な建築物等における特殊な避難や構造方法などの構造方法等の認定権限の都道府県への移譲	超高層建築物や大規模な建築物における特殊な方法による耐震性能や防火避難性能の確保について、建築物ごとに構造方法を「国土交通大臣」が認定する仕組みを「都道府県知事」の認定に改めること。	【現行】建築基準法に定めていない特殊な建築材料や構造方法などの認定(構造方法等の認定)については、国土交通大臣はその性能を評価し、その結果に基づき審査することとされており、その審査に必要な評価を指定性能評価機関に行わせている。 【支障事例】例えば、高層ビル立地芸術文化センター建設時において、大規模な空間を確保するため、法の認定が必要な避難安全検証法に基づく設計としたため、国への認定手続きに時間を要した。 【移譲による効果】認定対象となる構造方法のうち、「超高層建築物等」、「避難安全検証」、「耐火性能検証」は、①建築物ごとの個別検証となること、②民間の性能評価機関において性能評価の実務が行われていることから、都道府県知事の認定とすることが可能で、かつ認定に要する期間の短縮を図ることができる。 <認定対象となる構造方法等のうち、移譲を求めるもの> ・超高層建築物等の認定(構造耐力)(建築基準法第20条第1号) ・耐火性能検証等の認定(建築基準法施行令第108条の3第1項第2号及び第4項) ・避難安全検証の認定(第129条の2第1項及び第129条の2の2第1項) ・煙突の認定(構造耐力)(第139条第1項第3号及び第4号ロ) ・鉄筋コンクリート造の柱等の認定(構造耐力)(第140条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号ロ)) ・広告塔又は高架水槽等の認定(構造耐力)(第141条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号ロ)) ・乗用エレベーター又はエスカレーターの認定(構造耐力)(第143条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号ロ)) ・遊戯施設の認定(構造耐力)(第144条第1項第1号ロ及びハ(2))	4【国土交通省】 (2)建築基準法(昭25法201) 超高層建築物等の構造方法に係る国土交通大臣の認定(20条1項1号)については、認定手続の迅速化等を図るとともに、事業者の円滑な申請に資するよう、申請内容に関するチェックリストの作成等の措置を講ずる。
26年	330	土木・建築	一般市	八幡市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法48条別表2	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準法の緩和	建築基準法48条別表2の(ハ)欄2項及び(ト)欄2項、「原動機を使用する工場作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの」に「(学校の給食調理室を除く)」を加える。	【提案の内容】 学校内または学校敷地内に併設されている給食調理室で、他の学校の給食を調理する場合(いわゆる親子方式)の共同調理場(居居系地域においても建築できる)に建築するものです。 新たに中学校等で学校給食を実施する場合において、児童数の減少により、調理能力に余裕のある学校で、他校分の給食もあわせて調理しようとするもので、既存施設の有効活用及び経費の節減を図れるものと考えます。また、既存の給食調理室を利用するため、近隣環境への影響は少ないと考えます。 【制度改正の必要性及び現行制度で対応困難な理由】 本市では、実施していなかった中学校給食を今後実施する方向で現在検討をしています。実施方法として、自校方式、共同調理場方式、親子方式等がありますが、この内、児童数の減少で調理能力に余裕がある既存の小学校の調理場で調理する親子方式が、既存施設の有効活用や経費の軽減などから、有力な候補と考えています。しかし、親子方式は用途が工場として取り扱われるため、住居系の用途地域では建築基準法に抵触します。例外規定により、個別に建築許可を得る方法がありますが、許可を担保されたものではありません。給食の実施方法の検討等を複数年かけ、市民や議会に報告し、予算の計上ができても、最終的に建築審査会の同意が得られず不許可となる可能性があります。そのため、建築許可の制度に期待することは困難と考えます。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (vi)住居系の用途地域における自校分と併せて他校分の給食を作る場合の学校給食共同調理場の建築については、特定行政庁が許可(48条1項から7項)をするに当たって積極的な対応を行うことができるよう、先進的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	602	土木・建築	一般市	宮崎市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第48条第14号	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準の緩和	用途地域内の建築物の制限を見直し、学校給食共同調理場を住居地域においても建築できるようにする。	【制度改正の内容】 用途地域内の建築物の制限を見直し、自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設を住居地域(第1種住居地域)においても、建築できるようにする。 【現行制度で対応困難な理由】 建築基準法第48条第14号の規定では、前各項のただし書きの規定による制限建築物の建築を許可する場合においては、利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならないとある。このような手続きに関しては、時間がかなり必要となり、また、建築の許可もおりるとは限らないため、給食共同調理場の建築場所が決定できず、保護者等への説明ができない。 【具体的な支障事例】 当市においては、小学校の敷地内に給食共同調理場の建築を検討しているが、その場所が第1種住居地域に指定されており支障を来たしている。	【再掲】 6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (vi)住居系の用途地域における自校分と併せて他校分の給食を作る場合の学校給食共同調理場の建築については、特定行政庁が許可(40条1項から7項)をするに当たって積極的な対応を行うことができるよう、先進的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。
26年	397	土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第97条の3第1項、2項 建築基準法施行令第149条第1項	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務の権限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万㎡を超える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が置く主事の事務に改める。	建築主事の設置は、都道府県又は人口25万人以上の市等建築主事を設置する市が行うこととされているが、特別区においては都区双方に建築主事を設置し、都の建築主事が処理する事務以外の事務を特別区の建築主事が処理することとされている。本事務は、現行の建築基準法では、特別区の建築主事の権限に属しないものとされているため、都の建築主事の事務となっている。移譲された場合、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に規定されている申請書等を都へ送付する事務、手数料の都への報告及び納付事務及び証書等を都から区に送付する事務や、事務処理特別交付金にかかる事務の負担が軽減されるとともに、書類等の往復にかかる期間が短縮されることで事務の効率化が図られる。また、利用者は、当該手続・協議の際にかかる移動距離、事務処理期間等の短縮による物理的な負担の軽減や、窓口の一本化による審査状況、進捗などの行程管理が容易になるなど、利便性が向上する。さらに、実際の事務においても、1万㎡を超える建築物如何に係らず、原則的には法の適用は一律であって、事務の実施には問題はない。以上の観点から、特に都の建築主事でなければ実施できない根拠はなく、かつ特別区において実施することが合理的であるため、本事務の権限移譲を求める。また、「床面積が大きくなるほど審査の事務負担が増す」「31㎡超の建築物は審査項目が数多くある」との懸念があるが、現在特別区が行っている事務でも、31㎡超の建築物はあり、事務処理に関して支障はなく、区での対応は十分に可能である。	
26年	398	土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第2条第1項第35号、同法第97条の3第3項 建築基準法施行令第2条の2第2項、同施行令第149条第2項、3項	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務の権限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が置く主事の事務に改める。	特別区の区域内における特定行政庁の事務は、建築基準法施行令第149条第1項に規定する建築物(1万㎡を超える建築物等)については都の事務として、都が処理する事務以外の事務を特別区が処理することとされている。本事務は、現行の建築基準法では、特別区の権限に属しないものとされているため、都の事務となっている。移譲された場合、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に規定されている申請書等を都へ送付する事務、手数料の都への報告及び納付事務及び証書等を都から区に送付する事務や、事務処理特別交付金にかかる事務の負担が軽減されるとともに、書類等の往復にかかる期間が短縮されることで事務の効率化が図られる。また、利用者は、当該手続・協議の際にかかる移動距離、事務処理期間等の短縮による物理的な負担の軽減や、窓口の一本化による審査状況、進捗などの行程管理が容易になるなど、利便性が向上する。さらに、実際の事務においても、1万㎡を超える建築物如何に係らず、原則的には許認可の基準は一律であって、事務の実施には問題はない。建築基準法第12条第1項及び第3項の定期報告先を統一し、一元管理することで、事務のスリム化、所有者への利便性の向上と合理的な指導が可能となることから安全性の向上も図られる。以上の観点から、特に都が特定行政庁として処理する事務でなければ実施できない根拠はなく、かつ特別区において処理することが合理的であるため、本事務の権限移譲を求める。また、「床面積が大きくなるほど審査の事務負担が増す」「31㎡超の建築物は審査項目が数多くある」との懸念があるが、現在特別区が行っている事務でも、31㎡超の建築物はあり、事務処理に関して支障はなく、区での対応は十分に可能である。	
26年	459	土木・建築	都道府県	神奈川県	内閣府、国土交通省	A 権限移譲	道路法12条	直轄国道の整備や保安に関する計画並びに工事の実施(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る道路の整備及び保安(除雪を含む。)に関する計画や工事の設計、施工及び施行管理に関する事項を都道府県・指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体が個別協議を行っているところである。住民に身近な地方自治体が管理を行うことにより、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととした。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	460	土木・建築	都道府県	神奈川県	内閣府、国土交通省	A 権限移譲	道路法32条	直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る許認可等に関する権限を都道府県・指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体が個別協議を行っているところである。 直轄国道の「近辺」の「管理等を行うこと」によって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用を図ることが可能となる。 移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。 また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととした。	
26年	61	土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持・修繕その他の管理)、河川法第9条(一級河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)	複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。 しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。 複数の都道府県に跨がるものについては、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災・観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとられない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなるとともに、許認可に係る事務も兼ねて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災・観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線に合った地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。 全国知事会の意見(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その変入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体の移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。	
26年	700	土木・建築	都道府県	大阪府	国土交通省	A 権限移譲	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持・修繕その他の管理)、河川法第9条(一級河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)	複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。 しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。 複数の都道府県に跨がるものについては、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	【制度改正のメリット】 道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災・観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとられない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 【地域の実情を踏まえた必要性】 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなるとともに、許認可に係る事務も兼ねて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災・観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線に合った地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。 【懸念の解消策】 全国知事会(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その変入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体の移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。	
26年	829	土木・建築	都道府県	兵庫県	国土交通省	A 権限移譲	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持・修繕その他の管理)、河川法第9条(一級河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)	複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。 しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。 複数の都道府県に跨がるものについては、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災・観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとられない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなるとともに、許認可に係る事務も兼ねて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災・観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線に合った地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。 全国知事会の意見(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その変入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体の移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	697	土木・建築	都道府県	大阪府	内閣府、総務省、国土交通省	A 権限移譲	地方交付税法第10条(普通交付税の額の算定)、第11条(基準財政需要額の算定方法)等	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄道路の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとされていること。 移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置額と、現在の維持管理に関する所要額との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。	【現状】 「事務・権限移譲の移譲等に関する見直し方針について」(H25.12.20閣議決定)に基づく、権限移譲における移管路線の維持管理費に対する財源措置については、全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見」にて言及しているように、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、維持管理に要する費用について歳入歳出両面にわたって適切かつ明確な財政措置を講じること、事業費に応じた交付税措置を講ずることにより、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うことを求めていること。 【支障事例】 移管路線の維持管理に関する措置額は、既管理路線の維持管理にも影響を及ぼすこととなるが、現在の交付税措置では、全国一律の算定方法により基準財政需要額を算出しており、大阪府下の対象路線においては、交通量も多く、都市部の特殊性等から、従前の管理水準を確保するための所要額が措置されない可能性がある。 【制度改正の必要性】 まずは、閣議決定に基づく交付税措置に関し、維持管理に関する所要額が確保されていることを判断するため、移管路線における、現状の維持管理に係る費用の提示を受ける必要がある。	
26年	769	土木・建築	都道府県	兵庫県	内閣府、国土交通省	A 権限移譲	道路法第12条、第13条、河川法第9条	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する仕組みの構築	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する仕組みを構築すること。	【現行】 現在、国との間で直轄道路・河川の管理権限を段階的に移譲しているが、維持管理費についての財源措置が適切に行われるか不明確な状況である。 【制度改正の必要性】 道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから、総合的な対応が困難な状況であるが、都道府県では防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など、総合行政主体として各種事業を展開しており、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい。地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなることにも、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 【改正による効果】 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるため、直轄道路・河川について、交付金による財源措置を講じた上で、移譲を実現することで、防災・観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。	
26年	821	土木・建築	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用に承認の簡素化	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用に承認の簡素化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱う。	【現行】 公営住宅財産の目的外使用には、国土交通大臣の承認を要することになっている。 【支障事例】 現在、目的外使用する際、特に駐車場の外部開放については、過年度に承認を受けたものも含めて毎年度、地方整備局に事前承認を受けており、事務が煩雑となるとともに、承認まで時間を要し、有効活用に支障がある。 【改正内容】 公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がない範囲内で、公営住宅を住宅又は住宅以外の用途として目的外使用する場合には、当該公営住宅の目的外使用について事後報告することにより、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条」に規定する国土交通大臣の承認があったものとして取り扱う。 【改正による効果】 社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、事前承認手続を簡素合理化することにより、公営住宅の有効活用促進はもとより、地域の課題解決支援、地域活性化に資することができる。	
26年	836	土木・建築	一般市	三鷹市	国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	下水道法第22条	公共下水道の設計者等の資格委任について	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理を行う者の資格を条例に委任し、より地域の実情に応じた資格の設定を可能とする。	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格については、下水道法第22条で定められているが、職員の配置については、各自治体における人事や人材管理方針等に基づき実施され、職員採用や人事任用制度もあり、当該職員のみの職員配置は難しい状況にある。 また、職員の在職年数が長くなりがちになり、新たな職員が配置できず技術の伝承に支障をきたしている。	6【国土交通省】 (9)下水道法(昭33法79)(環境省と共管) 公共下水道又は流域下水道の設計者(しくは工事の監督管理又は維持管理を行う者の資格要件(施行令第15条及び15条の3)のうち技術上の業務従事経験)について、下水道管理をめぐる状況の変化に鑑み、下水道以外の一定のインフラに関する経験を算入できるようにするとともに、下水道に関する経験を緩和する方向で検討を行い、平成27年中に必要な措置を講ずる。
26年	928	土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	先導的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち先導的都市環境形成促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県に対する情報提供が不十分であるため、県が把握している地域の事情等を反映できない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	929	土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	耐震対策緊急 促進事業制度 要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち耐震対策緊急促進事業補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 所管行政に耐震化補助がある場合には、移管すれば二重行政の解消になる。	
26年	930	土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	スマートウェル ネス住宅等推進 事業補助金交付 要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちスマートウェルネス住宅等推進事業(スマートウェルネス拠点整備事業、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県で行っている県営住宅団地再生事業と密接な関係があり、県で実施することにより事業推進効果が期待できる(施設整備に係る部分に限る)。	
26年	931	土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	集約都市形成 支援事業費補 助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち集約都市形成支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地方移管により地域の特性や実情を反映したまちづくりが可能となるため	
26年	932	土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	都市安全確保 促進事業費補 助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち都市安全確保促進事業費補助金交付要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地方移管により地域の特性や実情を反映したまちづくりが可能となるため。	
26年	933	土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	民間まちづくり 活動促進事業 交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち民間まちづくり活動促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県に対する情報提供が不十分であるため、県が把握している地域の事情等を反映できない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	34	運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法4 条、9条、11条等 地域公共交通 確保維持改善 事業費補助金 交付要綱第2編 第1章に係る補 助金	旅客自動車運送 事業(バス・タク シー事業)の許認 可等の地方運輸 局から都道府県 への移譲 地域公共交通確 保維持改善事業 費補助金(バス路 線維持に際し) による助成事務の 地方運輸局から都 道府県への移譲	旅客自動車運送事業に関する許認可等の事務・権限及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バス路線維持に際し)による自動車運送事業に対する助成について、地方運輸局から都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 バス事業の許認可事務及びバス路線の維持に係る助成措置・運用の基準算定は国がその役割を担っており、具体的事は地方運輸局において処理されている。地域住民の足を確保するためのバス路線の確保については、地方の実情に応じた運行維持対策を講じるためには、本来地方がその役割を果たすべきであると考えられ、そのために必要な権限と財源を一括して県に移譲すべきである。 なお、移譲にあたっては、地域の交通ネットワークの形成に関する主体的な取組を可能とするよう自動車運送事業に対する助成も含めて、自治体、事業者等地域の関係者の適切な役割分担の下で、その実効性を高める新たな制度的枠組の構築をした上で、権限の移譲を行うこと。また、運送事業の許認可等は、法的に様々なケースが想定され専門的な知識や経験を有する職員を育成を必要があることから、移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援の円滑な業務移譲のための必要な財源措置等を確実に講じていただきたい。	4【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運送法(昭26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により、地方公共団体が先頭に立ち、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。
26年	152	運輸・交通	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4 条、9条、9条の 2、9条の3、15 条	旅客自動車運送 事業にかかわる許 認可等の権限の地 方運輸局から都 道府県への移譲	2以上の都道府県にまたがる路線を除き、道路運送法に基づき許認可等の権限を都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 地方と大都市部では公共交通にかかる諸条件が著しく異なることから、道路運送法に基づく事業者の事業計画(路線や営業区間など)の変更などについて、地域の実情に応じてより迅速な対応ができる制度とすることで、事業者の負担を軽減し、住民サービスの向上を図る。ただし、2つ以上の都道府県にまたがる路線については、自治体ごとの対応が異なることも予想されるため、今回は対象外とした。 【効果】 地域の自主性及び自立性を高めることが求められる中、路線や営業区間の変更など旅客自動車運送事業の許認可等に関する業務について、生活交通ネットワーク計画の作成、地域協議会への参画等により地域の交通事情・利用者ニーズについて熟知している都道府県が総合的に実施することで、地域住民及び事業者にとってより身近でかつ迅速な対応が可能となる。	【再掲】 4【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運送法(昭26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により、地方公共団体が先頭に立ち、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。
26年	265	運輸・交通	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4 条、第9条、第9 条第1、3、4、5 項、第11条第1、 3項、第15条第 1、3、4項、第15 条の2第1、2、 3、5項、第19条 の第1、2、3 項、第19条、第 19条の2、第19 条の3、第21条 第2項、第22条 第2第1、2、3、 4、5、7項、第27 条第2項、第30 条第4項、第31 条、第35条、第 36条第1、2項、 第37条、第38条 第1、2項、第84 条、第89条 地域公共交通 確保維持改善事 業費補助金(バス 路線維持等に限 る)による助成事務 の地方運輸局から 都道府県への移譲	旅客自動車運送 事業(バス事業) の許認可等の地 方運輸局から都 道府県への移譲 地域公共交通確 保維持改善事業 費補助金(バス路 線維持等に限る) による助成事務の 地方運輸局から都 道府県への移譲	県内で路線が完結する旅客自動車運送事業の許認可(バス事業)及び当該自動車運送業に関する助成事務を移譲すること	<許認可権限について> 【制度改正の必要性等】道路運送法第4、5条等の路線バスの事業経営(路線・営業区域・営業所位置等に関する事業計画)、運賃等に関する許認可及び監査・行政処分権限は国が持っている。国が持つ許認可及び監査・行政処分権限について、県へ移譲することにより、地域公共交通の実情が把握しやすくなるとともに、地域の実情に根差したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、県民への交通サービスの提供に資する。 なお、他都県をまたぐ路線に係る旅客自動車運送事業の許認可については、他都県との調整が必要であるため、引き続き国が広域的な観点から事務をすることが適当と考えられる。 <路線維持確保のための補助事業について> 【制度改正の必要性等】バス路線の新設・廃止は、事業採算性を考慮して判断されることから、路線の採算性の確保が最大の課題となっている。 このため、限界集落のような過疎地域におけるバス路線の新設・変更は、許認可の権限の所在の有無ではなく、実質的に行政による支援の有無に大きく左右される。 現在、バス路線の維持確保に向けた補助事業を、国、県、市町村がそれぞれ行っているが、バス路線の廃止に際しては、県が地域協議会を開催し、国、市町村、事業者等と協議・調整を行っている。 そこで、補助事業を県に一元化することにより、許認可事務とも相まって地域公共交通の実情が把握しやすくなるとともに、地域の実情に根差したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、県民への交通サービスの提供に資する。 したがって、地域事情等に精通した地方自治体が発展行政の観点から交通政策を展開することが効果的である。	【再掲】 4【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運送法(昭26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により、地方公共団体が先頭に立ち、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。
26年	407	運輸・交通	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4 条	一般乗合旅客自動車運送事業の運行許可権限の地方運輸局から区市町村への移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業について、道路運送法第4条を改正し、運行地域がそれぞれの自治体区域内であるという条件に限り、運行許可権限を地方運輸局から区市町村に移譲する。	【制度改正の必要性・支障事例】 これからの高齢者人口の増加や子育て世帯へのさらなる支援が求められる中で、買い物、公共施設利用、通院の移動手段として、バス路線の社会的な需要はさらに増大することが予想される。こうした社会情勢の中、自治体は、バス路線網の充実に向けた取り組みを行っていく必要がある。現在、運行地域に関わらず、路線バスを運行開始するには、運行するバス事業者が、道路運送法に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請書を国土交通省に提出し、審査を経て許可を受けなければならない。 バス路線は、日々の生活において利用される身近な交通手段であり、地域の要望への対応は、迅速に行われるべきものであるが、現状、許可申請書を提出してから許可が下りるまで相当の時間を要している。また、許可手続きの進捗状況が分からないため、広報誌への掲載手続き等の住民への周知に関する事務手続きに入るタイミングに苦慮しているところである。 こうしたことから、地域の要望に迅速に対応するため、また、地方自治体において実施している住民への周知に関する事務の円滑化、効率性を図るため、運行地域がそれぞれの自治体区域内に限るバス路線の新設や変更等についての運行許可権限は、地域に密着した基礎自治体にあるべきである。	【再掲】 4【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運送法(昭26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により、地方公共団体が先頭に立ち、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	54	運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	道路運送法第78条第1項第2号、道路運送法施行規則第49条第1号、2号、第51条の2第1号等、市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(H18.9.15自動車交通局長通達)、過疎地有償運送の登録に関する処理方針について(H18.9.15)	市町村運営有償運送(交通空白輸送)の路線を定める義務の廃止又は過疎地有償運送の主体に市町村を追加ならびに自家有用有償運送(市町村運営有償運送)の用途に旅行者の輸送を追加	過疎地域における市町村運営有償運送の交通空白輸送について、路線を定めなくとも可能とする。過疎地有償輸送について、実施主体に市町村を追加する。また、用途に旅行者の輸送を追加する。	【制度改正の必要性】 市町村運営有償運送については、デマンド輸送の場合でも、基本となる路線を定める必要がある。そのため、事務が煩雑であるとともに、点在する住宅の高齢者に対して弾力的なドア・ツー・ドアのサービスを行うことができない。また、路線を定める必要がない過疎地域有償運送については、運営主体は「特定非常利活動法人等」とされており、市町村が主体となることができない。過疎地域においては、従来高齢者向けにドア・ツー・ドアのサービスを行っていたが、採算性の問題等で商工会などの参入が見込めない場合、市町村が主体となることも検討する必要がある。また、利用者や当該地域内住民の意向を踏まえて、自家用車を所持しない旅行者にも過疎山村を訪れていただく機会を地やすため、運行が限られる土日の路線をカバーできる仕組みを検討する必要がある。 【求める措置内容】 については、交通手段の限られた過疎地域において、市町村運営有償運送について、路線を定めなくとも可能とするか、又は過疎地有償運送の対象に市町村を追加する必要がある。また、自家有用有償運送(市町村運営有償運送及び過疎地有償運送)用途に旅行者の輸送を追加する必要がある。これにより高齢者等に対するきこまかな対応を実現するとともに、誘客の可能性を広げることができる。	6【国土交通省】 (3)道路運送法(昭26法183) 自家有用旅客運送の旅客の範囲(施行規則49条)については、市町村の区域内に営業所を有するバス・タクシー事業者等による地域外からの旅行者へのサービスの提供が困難であることが確認されている等の一定の条件を満たす場合には、これら旅行者の運送も可能とするよう拡大する。
26年	325	運輸・交通	一般市	萩市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	道路運送法第79条の4第1項第5号、道路運送法施行規則第51条の7及び第51条の8、「運営協議会に関する国土交通省としての考え方」について(H18.9.15自動車交通局長通達)、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方」について(H18.9.15自動車交通局長通達)、「自家有用旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱い」について(H18.9.15自動車交通局長通達)	過疎地有償運送等自家有用旅客運送の実施に係る運営協議会の運用ルールについて、道路運送法第79条の4第1項第5号のただし書きとして、市町村又は市町村が承認する団体については、交通事業者を除いた市町村、実施主体及び地域住民の合意により合意されたものはこの限りではない、とするよう規制を緩和。	過疎地有償運送等自家有用旅客運送の実施に係る運営協議会の運用ルールについて、道路運送法第79条の4第1項第5号のただし書きとして、市町村又は市町村が承認する団体については、交通事業者を除いた市町村、実施主体及び地域住民の合意により合意されたものはこの限りではない、とするよう規制を緩和。	【現状】 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、中山間地域等交通空白地域における高齢者の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。 平成18年の道路運送法改正により自家有用旅客運送が制度化されたが、次の支障事例のとおり地域の実情を踏まえた円滑な実施が困難となっている。 【支障事例・効果】 ①過疎地有償運送について、道路運送法第79条の4により国土交通大臣は運営協議会で協議が調っていない場合、自家有用旅客運送者の登録を拒否することとされているが、運営協議会は実質的に利害調整の場となり合意形成が困難②「自家有用旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱い」について「において、対価設定について、実質の範囲内であること、営利目的として認められない等当な範囲内であることとし、具体的には、当該地域におけるタクシーの上限運賃の共有により合意形成の円滑化を図る雰囲気を作られることを徹底すべき」とされるが、構成に交通事業者が含まれたままでは利害関係が優先され合意形成が困難となることが危惧される。 【策に制度改正が必要と考えられる根拠】 「自家有用旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等」のあり方に関する検討会 検討会最終とりまとめ」において、運営協議会の合意形成の手法として、「利害調整ではなく関係者間の認めの共有により合意形成の円滑化を図る雰囲気を作られることを徹底すべき」とされるが、構成に交通事業者が含まれたままでは利害関係が優先され合意形成が困難となることが危惧される。	
26年	575-1	運輸・交通	都道府県	長野県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第49条、道路運送車両の保安基準第50条	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を都道府県知事等に移譲	次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行う。 ①過疎地域等の小規模な地域交通需要に対応するために登録する小型車両(現行での定員10人以下一規制緩和による定員15人以下)による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方に移譲。 ②①にあたって、事業実施の「許可」を「登録」に、事業計画変更の「認可」を「登録変更」等へと規制を緩和。 ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。	【現行制度】 大規模広域幹線交通と小規模地域内交通等を問わず、バスの旅客自動車運送を実施する場合には、一律に道路運送法により国土交通大臣の許可・認可を要する。道路運送車両の保安基準では、室内照明灯や動力式扉の乗降口等に関する保安基準が設けられている。 【制度改正の必要性】 権限移譲により、交通事業者等の時間的・経済的負担が軽減される。 既に自家有用旅客運送の事務・権限を地方公共団体へ移譲する方針が示されており、地域の小規模公共交通の確保という観点から、地方が一体的に処理する必要がある。 現行の旅客自動車運送に類する車両の保安基準等は大型車を前提として策定されており、小型コミュニティバスには過剰な規制となっており、最近の過疎地等における小規模な旅客需要に対応した小型コミュニティバスの導入を阻害している。 また、一般的に、登録制にすることで許可制より事務上の負担が軽減される。登録制としても輸送の安全の一定の確保が図られるばかりか、迅速な実施が可能となり、利用者の利益の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられることから、「許可」を「登録」とすべきである。 地方公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、「地方公共団体が中心となり公共交通を再構築する」方針がより明確に示されたところであり、この提案は、同法に基づく協議会等で合意(「地域公共交通網形成計画」へ搭載)した事業を対象としているため、地方の責任において処理することが望ましい。	【再掲】 4【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法50)及び道路運送法(昭26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により、地方公共団体が先頭に立ち、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな仕組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	575-2	運輸・交通	都道府県	長野県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4条、道路運送車両の保安基準第50条	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行う。 ①過疎地域等の小規模な地域交通需要に対応するために実施する小型車両(現行での定員10人以下)の規制緩和による定員15人以下による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方に移譲。 ②①にあたって、事業実施の「許可」を「登録」に、事業計画変更の「認可」を「登録変更」等へと規制を緩和。 ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。	次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行う。 ①過疎地域等の小規模な地域交通需要に対応するために実施する小型車両(現行での定員10人以下)の規制緩和による定員15人以下による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方に移譲。 ②①にあたって、事業実施の「許可」を「登録」に、事業計画変更の「認可」を「登録変更」等へと規制を緩和。 ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。	【現行制度】 大規模広域幹線交通と小規模地域内交通等を問わず、バス等の旅客自動車運送を実施する場合には、一律に道路運送法により国土交通大臣の許可・認可を要する。 道路運送車両の保安基準では、室内照明灯や動力式扉の乗降口等に関する保安基準が設けられている。 【制度改正の必要性】 権限移譲により、交通事業者等の時間的・経済的負担が軽減される。 既に自家所有旅客運送の事務・権限を地方公共団体へ移譲する方針が示されており、地域の小規模公共交通の確保という観点から、地方が一体的に処理する必要がある。 現行の旅客自動車運送に用いる車両の保安基準等は大型車を前提として策定されており、小型コミュニティバスには過剰な規制となっており、最近の過疎地等における小規模な旅客需要に対応した小型コミュニティバスの導入を阻害している。 また、一般的に、登録制にすることで許可より事務上の負担が軽減される。登録制としても輸送の安全の一定の確保が図られるばかりか、迅速な実施が可能となり、利用者の利益の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられることから、「許可」を「登録」とすべきである。 地方公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、「地方公共団体が中心となり公共交通を再構築する」方針がより明確に示されたところであり、この提案は、同法に基づく協議会等で合意(「地域公共交通網形成計画」へ搭載)した事業を対象としているため、地方の責任において処理することが望ましい。	【再掲】 【国土交通省】 ④地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運送法(昭26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により、地方公共団体が先頭になって、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。
26年	575-3	運輸・交通	都道府県	長野県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4条、道路運送車両の保安基準第50条	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行う。 ①過疎地域等の小規模な地域交通需要に対応するために実施する小型車両(現行での定員10人以下)の規制緩和による定員15人以下による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方に移譲。 ②①にあたって、事業実施の「許可」を「登録」に、事業計画変更の「認可」を「登録変更」等へと規制を緩和。 ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。	次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行う。 ①過疎地域等の小規模な地域交通需要に対応するために実施する小型車両(現行での定員10人以下)の規制緩和による定員15人以下による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方に移譲。 ②①にあたって、事業実施の「許可」を「登録」に、事業計画変更の「認可」を「登録変更」等へと規制を緩和。 ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。	【現行制度】 大規模広域幹線交通と小規模地域内交通等を問わず、バス等の旅客自動車運送を実施する場合には、一律に道路運送法により国土交通大臣の許可・認可を要する。 道路運送車両の保安基準では、室内照明灯や動力式扉の乗降口等に関する保安基準が設けられている。 【制度改正の必要性】 権限移譲により、交通事業者等の時間的・経済的負担が軽減される。 既に自家所有旅客運送の事務・権限を地方公共団体へ移譲する方針が示されており、地域の小規模公共交通の確保という観点から、地方が一体的に処理する必要がある。 現行の旅客自動車運送に用いる車両の保安基準等は大型車を前提として策定されており、小型コミュニティバスには過剰な規制となっており、最近の過疎地等における小規模な旅客需要に対応した小型コミュニティバスの導入を阻害している。 また、一般的に、登録制にすることで許可より事務上の負担が軽減される。登録制としても輸送の安全の一定の確保が図られるばかりか、迅速な実施が可能となり、利用者の利益の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられることから、「許可」を「登録」とすべきである。 地方公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、「地方公共団体が中心となり公共交通を再構築する」方針がより明確に示されたところであり、この提案は、同法に基づく協議会等で合意(「地域公共交通網形成計画」へ搭載)した事業を対象としているため、地方の責任において処理することが望ましい。	
26年	47	運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港湾法第2条第6項	港湾施設に係る国土交通大臣認定の廃止	港湾区域と臨港地区を外れて整備される港湾施設において、国が、港湾計画策定時又は補助採択時に建設を承諾したものは大臣の施設認定は適用除外とすべき。	【現状】 港湾施設は、港湾法第2条第5項の規定で、港湾区域(いわゆる水域)及び臨港地区内に存在することが要件となっている。このため、同条第6項で、「港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によって認定したものは、港湾施設とみなす」と規定されている。(施設認定) 【支障事例について】 別紙のとおり 【制度改正の必要性】 港湾事業で設置する施設は港湾施設とみなされることが必要であるが、事業スケジュール的に施設認定を得る時間がない場合も想定されるが、認定を受けるまでに事前審査を含め約2~3ヶ月を要することとなっている。このため、港湾計画又は補助採択時に国が建設を承諾した施設については、施設認定を適用除外することとすれば、事業の円滑化に大きく寄与するものと考えられる。 <適用除外すべき考える理由> 現在、港湾施設の整備にあたり、港湾区域及び臨港地区に納めることができない場合は、港湾管理者としては施設認定で対応せざるを得ないが、事業スケジュール的に施設認定を得る時間がない場合も想定されるのが実情である。港湾計画上で位置づけがなされた区域や補助事業認可申請において、港湾計画、補助申請をもって施設認定を兼ねることとすれば、事業の円滑化に寄与するものとする。	
26年	303	運輸・交通	都道府県	福島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港湾法第2条第6項	港湾施設に係る国土交通大臣認定の一部廃止	港湾法第2条第6項に規定されている国土交通大臣の認定について、条件を満たしている場合は不要とする。	【提案事項・支障事例】 従来港湾区域であった水域が公有水面の埋立てにより土地となり、しかも臨港地区が設定されていない場合には、その区域内の施設はそのままで港湾施設ではないとされており、供用を開始するためには、国の機関が直轄工事で建設した施設等であっても、当該施設を臨港地区に指定するか、港湾管理者(県)から国土交通大臣に港湾施設に認定するよう申請する必要がある。 臨港地区への指定については、埋立て(土地となつた)後、原則として地方港湾審議会に諮問し、都市計画区域内であれば都市計画法に基づく臨港地区の指定手続きが必要となり、加えて埋立後面積と学界が決定しないと指定できないため、完成から臨港地区への指定(供用開始)まで多大な時間を要する。よって、埋立て前に事前の協議を進めることができる国土交通大臣への港湾施設に係る認定申請をした方が、迅速な供用開始ができる。 このため、国土交通大臣の認定が必要とされているものうち、国の機関による直轄工事や国の機関がその必要性を認め都道府県が補助事業等で建設した施設については、既に港湾施設としての条件が認められたものとして、おたがひでの協議を不要としたいただきたい。 協議が不要となれば、認定申請のために必要とされる埋立後面積に係る事務作業が軽減されるとともに、事前協議から認定までに少なくとも6ヶ月程度時間を要しているところ、この分の期間が短縮されることとなる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	597	運輸・交通	都道府県	京都府、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港湾法第2条第6項	港湾施設に係る国土交通大臣の認定の廃止	港湾施設に係る国土交通大臣の認定を廃止する	【制度改正の必要性・支障事例】 港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設については、国において、港湾計画策定時又は補助採択時に建設が了承されているため、国とも十分協議の上、整備建設されるものである。このため、改めて施設認定の手続きを行うことは、事務的にも二度手間であり、廃止を求める。平成26年5月30日付け事務連絡で、国土交通省から、施設認定に係る手続きの見直しについて、通知があったところではあるが、当該見直しは、従来よりも早い段階で施設認定手続きを開始するというものであり、上述のように前段階で了承されているものについて、申請することは二度手間であることに変わりはなく、事務的な負担がある。 また、義務付け・待付けの第4次見直しにより、標準処理期間は事前調整2月、申請後1月と設定されたが、その後の協議でも申請から協議完了まで6月を要した事例があるなど、未だに協議に時間を要している。	
26年	810	運輸・交通	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	港湾法第4条第4項、同条第8項	港湾区域の設定に関する国土交通大臣の同意権限の都道府県への移譲及び国への届出の廃止	国際戦略港湾等の港湾区域の新設、変更についての国土交通大臣の同意権限を都道府県に移譲すること ・都道府県管理の地方港湾の港湾区域の新設、変更にあつての国土交通大臣への届出を廃止することを求める。	【現行】 国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び都道府県管理の避難港の港湾区域の新設、変更については国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。また、都道府県管理の地方港湾の港湾区域の新設、変更については国土交通大臣への届出が必要とされている。 【制度改正の必要性】 新設、変更にあつては、利害関係人や河川管理者等の協議や地方公共団体の議会の議決を経ており、港湾管理者による十分な内容確認が実施されているものである。 【改正による効果】 この同意には事前協議から約1年程度の期間を要することから、国土交通大臣から都道府県知事に権限を移譲することにより、事務の迅速化、効率化を図ることができ、港湾施設利用者の利便性の向上につながる。	
26年	811	運輸・交通	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	港湾法第2条第5項、第6項	港湾区域及び臨港地区以外の施設を港湾施設と認定する権限の国土交通大臣から都道府県への移譲	港湾区域及び臨港地区内ない施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が申請し国土交通大臣から都道府県へ移譲することを求める。	【現行】 港湾区域及び臨港地区内ない施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が申請し国土交通大臣が認定する必要がある。 【制度改正の必要性】 限に権限が委譲されれば、事務の効率化が図られ、地域の実情に応じた迅速な施設整備が可能となる。 【支障事例・効果】 港湾区域及び臨港地区内ない施設についての港湾施設の認定については、事前協議から約6ヶ月程度の期間を要していることから、国土交通大臣から都道府県知事に権限を移譲することにより、事務の迅速化、効率化を図ることができ、利用者ニーズに対応した迅速な港湾施設の整備が可能となる。	
26年	62	運輸・交通	その他	関西広域連合	国土交通省(観光庁)	A 権限移譲	「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の国から広域連合への移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。	関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域的視点で捉え、関西全体を「日本の顔」となる国際観光エリアとしてそれぞれの観光圏を効果的に整備し、有機的に結びつけて周遊型に国内外の観光客を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エリア「KANSAI」のブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。 現行の観光庁の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定エリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。	
26年	830	運輸・交通	都道府県	兵庫県	国土交通省(観光庁)	A 権限移譲	「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。	関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域的視点で捉え、関西全体を「日本の顔」となる国際観光エリアとしてそれぞれの観光圏を効果的に整備し、有機的に結びつけて周遊型に国内外の観光客を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エリア「KANSAI」のブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。 現行の観光庁の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定エリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	509	運輸・交通	都道府県	神奈川県	国土交通省(観光庁)	A 権限移譲	・外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光振興に関する法律 ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律	国際観光振興の事務(ビジット・ジャパン地方連携事業)について移譲することで、都道府県の広域連携の取組として実施できるようにする。	現在、国と地方が連携して実施している国際観光振興の事務(ビジット・ジャパン地方連携事業)について移譲することで、都道府県の広域連携の取組として実施できるようにする。	ビジット・ジャパン地方連携事業は、民間を主体とした組織等が実施しようとする事業のうち、広域的・効果的な訪日旅行を促進する事業であり、地方自治体等と負担を共有して実施するもの。民間を主体とした組織等と、産業振興等の施策で日ごろから密接に連携する都道府県が単独で連携主体となることで、事業者の利便性やより地域の実情に応じた(他の企業・団体との連携し等)連携が可能になると考える。 現在、ビジット・ジャパン地方連携事業は、都道府県域を越えた広域で取り組む訪日プロモーションを実施しているが、自治体の広域連携の枠組みでも実施が可能なため、国の直接的な関与を求める必要はない。 また、国の関与があることで、地方自治体と事業者との連携における十分な機動性や意思決定が阻害されることが想定されるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。	
26年	458	運輸・交通	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通活性化・再生総合事業交付要綱、地域公共交通活性化・再生総合事業実施要領	地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金の国から都道府県及び市町村への移譲	現在国が協議会に対して交付している地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金に係る事務等を都道府県及び市町村に移譲すること。	地方公共団体が地域の実情を踏まえて、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性のある取り組みを柔軟に行うため、事務、財源の移譲を受ける必要がある。 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金における交付申請の受付等の事務を国が行うにあたって、地域の実情に応じた事業の認定、評価、アドバイスを行うことは困難であり、円滑な地域公共交通活性化・再生総合事業の執行に支障をきたす。 この事務を都道府県が行うことで、市町村等が単独で作成する事業計画を、県単位における地域の実情に応じた支援を行うことができ、また連携計画においてもより密に市町村の連携に資する支援を行うこと、地域の実情に応じた支援を行うことができるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。	
26年	475	運輸・交通	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、地域公共交通確保維持改善事業実施要領	地域公共交通確保維持改善事業補助金の国から都道府県及び市町村への移譲	現在国が乗合バス事業者に対して交付している地域公共交通確保維持改善事業補助金に係る事務等を都道府県及び市町村に移譲すること。	地方公共団体が地域の実情を踏まえて、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性のある取り組みを柔軟に行うため、事務、財源の移譲を受ける必要がある。 地域公共交通確保維持改善事業補助金における交付申請の受付等の事務を国が行うにあたって、地域の実情に応じた事業の認定、評価、アドバイスを行うことは困難であり、円滑な地域公共交通確保維持改善事業の執行に支障をきたす。 この事務を都道府県が行うことで、市町村等が単独で作成する事業計画を、県単位における地域の実情に応じた支援を行うことができ、また連携計画においてもより密に市町村の連携に資する支援を行うこと、地域の実情に応じた支援を行うことができるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。	[再掲] 4【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運送法(昭26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により、地方公共団体が先頭に立ち、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みを整備されたことを踏まえ、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。
26年	267	環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	A 権限移譲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項、第4項、第5項、第9項、第8項、第9項、第11項、第13項、第10条第1項、第2項、第75条第1項、3項	有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲	有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付、違反者に対する措置命令、許可の取消を行うことは地域に密着した事務であるので、市町村に移譲すること	【制度改正の必要性等】 鳥獣保護法第9条に基づく有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付や第10条に基づく措置命令や許可の取消については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。 地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、農作物被害等、鳥獣被害に関する住民からの相談に応じ速やかに調査を実施している。また、市町村と地元狩猟者との連携により、円滑に有害鳥獣捕獲が実施されている。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。	
26年	268	環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	A 権限移譲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第1項、第3項、第5項、第9項、第20条第3項、第21条第1項、第22条第1項	鳥獣飼養の登録の市町村への移譲	鳥獣の飼養の登録、登録票の交付は地域に密着した事務であり、市町村に移譲すること	【制度改正の必要性等】 鳥獣保護法第19条に基づく鳥獣の飼養の許可、登録証の交付については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。 地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや通報に対して速やかに対応している。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	269	環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	A 権限移譲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第1項、第3項、第4項、第5項、第8項、第9項、第10項、第15条第1項、第3項	販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲	販売禁止鳥獣等(ヤマドリ及びその卵とこれらを加工した食料品)の販売許可、許可証の交付、違反者に対する措置命令、許可取消は、市町村に移譲すること	【制度改正の必要性等】 鳥獣保護法第24条に基づく販売禁止鳥獣の販売許可、許可証の交付、措置命令や許可取り消しについては、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で県内市町村にほぼ移譲済みである。 地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや通報に対して速やかに対応している。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。 こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。	
26年	352	環境・衛生	都道府県	徳島県、兵庫県	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条第2項	狩猟免許の有効期間の延長	有害鳥獣、個体数調整捕獲等に従事する者が所有する狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定できる(延長する)ものとする。	人口減少社会の本格到来により、中山間地域の山林管理が不十分で、鳥獣被害が都市部にまで拡大している。本県の狩猟者登録数は、昭和63年度から年々減少し、平成24年度ではピーク時の約1/3となっているところ、有害鳥獣対策としての狩猟者の確保は、喫緊の課題である。狩猟免許の有効期限は現行3年と定められているが、これを有害鳥獣駆除のための人材確保を必要とする地域ニーズに応じて、4年、5年と延長できるように、地域において免許期間を延長できるように、法律の縛りを解除し、地域の判断で設定できることとする。	6【環境省】 (5)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 狩猟免許の有効期間(44条2項)については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平26法46)の施行状況を踏まえ、都道府県の意見や安全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な方策の一環として、その在り方を検討し、必要な措置を講ずる。
26年	617	環境・衛生	都道府県	長崎県	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条	狩猟免許の有効期間の延長	現行の鳥獣保護法では、狩猟免許の有効期間は免許の種類に関わらず一律基本3年とされている。狩猟免許の内、比較的安全なわな網の免許について、有効期間を6年に延長すること。	【支障・制度改正の必要性】 近年、野生鳥獣による農作物等への被害が増加する中、農作物と集落を守るため、有害鳥獣捕獲を目的に、農業者や地域住民自らがわな免許を取り「捕獲隊」など捕獲組織を作り対策を行っており、毎年約3万頭のイノシシが捕獲されている。捕獲されるイノシシの約96%が有害鳥獣捕獲によるもので、さらにその約94%がわなによる捕獲である。 現在長崎県では、狩猟免許取得や捕獲技術向上への支援を実施し、新規の免許所持者を増やしているが、捕獲の実績不足や高齢化等で免許を手放す者も多い状況である。 新規に免許を取得しても、3年間で捕獲技術が上達できない初心者や、高齢で引退する熟練者等は、更新手続きや経費負担が必要となる3年に1回の更新をきっかけに免許を手放してしまう事例が多い。狩猟免許の更新時には、適性検査と併せ、法令や安全対策等の講習が実施される。 近年の銃猟による狩猟事故に対し、比較的安全なわな網の免許については有効期間を延長し、狩猟者の確保を図ることを提案します。 なお、わな免許と銃猟免許の両方を所持する者が同時更新を可能とするために、5年ではなく6年とする。	【再掲】 6【環境省】 (5)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 狩猟免許の有効期間(44条2項)については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平26法46)の施行状況を踏まえ、都道府県の意見や安全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な方策の一環として、その在り方を検討し、必要な措置を講ずる。
26年	115	環境・衛生	一般市	三豊市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の5	一般廃棄物収集運搬業の許可期間の延長	一般廃棄物収集運搬業の許可期間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条において、「一年を下らない範囲で政令で定める期間」とされ、同法施行令第4条の5の規定では2年とされている。これに対し、同法で規定される産業廃棄物処理業の許可の期間は5年であり、更に平成22年の法律改正により優良事業者制度が導入され、優良な産業廃棄物処理業者については、許可期間が7年と2年延長されている。 一般廃棄物収集運搬業の許可期間についても、優良な事業者に対しては、原則2年延長して4年とする特例を認めてほしい。	【支障事例】 本市は合併後、市域が広がり事業所数が多いことから、市が、現在以上のきめ細かい指導を行うことには限界がある。また、一般廃棄物収集運搬の事業者が市町村合併時の10社から21社に増加し、事務が煩雑化している。 【制度改正の必要性】 一般廃棄物収集運搬業を行う優良事業者に対する許可期間を延長することにより、事業者の資質の向上と行政事務の軽減が図られる。また、優良事業者としての特例を与えることにより、事業所に対する市の指導等について一層の協力が見込まれ、行政の補完的立場を持ち合わせた事業活動の展開が期待される。 【懸念の解消】 平成24年、本件に関する全国市長会の要望に対して、国は、「一般廃棄物処理業者の行う処理事業は、市町村が実施する一般廃棄物の処理を補完する極めて公共性の高い事業であることから、更新期間をできるだけ短くすることにより、一層の信頼を高める必要がある」と回答している。 信頼性の確保について、市町村は収集運搬業者と日頃から直接顔を合わせる機会があり、日常的なチェックや確認が可能であることから、今回は、収集運搬業に限るものとして提案する。	
26年	846	環境・衛生	都道府県	愛媛県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、同条第2項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、同条第2項、第14条の5第1項	産業廃棄物収集運搬業等の許可に係る規制緩和	産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合(積替保管施設がない場合に限る)は、主たる事務所を所管する都道府県が許可することとし、その情報を関係都道府県が共有するシステムを構築すべきである。 なお、積替保管施設を有する場合は、保管基準への適合状況の確認や不適正保管に対する指導の観点から、従来どおり各都道府県等が許可を行うこととする。	事業者にとれば、自治体ごとに許可を要するため、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれの都道府県ごとに許可を要するため、事務手続や経費に大きな負担が大きい。 事業者にとって、書類作成に係る業務負担及び経費(手数料)の削減が図られる。また、県にとっても、事務負担の軽減が図られる。 (参考) 1 許可件数(平成22年度) (1)産業廃棄物収集運搬業 1,473件 (うち県外業者で積替保管施設なし 349件) (2)特別管理産業廃棄物収集運搬業 220件 (うち県外業者で積替保管施設なし 93件) 2 事務手数料 ・産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件 ・産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 73,000円/件 ・産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 71,000円/件 ・特別産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件 ・特別産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 74,000円/件 ・特別産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 72,000円/件	6【環境省】 (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (イ)産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(14条1項及び14条の4第1項)については、当該業を行うとする区域を管轄する都道府県等ごとに許可を要することとされている現行制度において、欠格要件該当性等の審査に必要な情報を許可主体間で共有し、審査に係る行政の事務負担の軽減を図るため、現行の産業廃棄物行政情報システムの充実・改善を行う。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	220-1	環境・衛生	中核市	尼崎市	環境省	B 地方に対する規制緩和	平成18年1月13日付環境対策第060113001号 廃棄物対策課長通知「廃焼却炉の円滑な解体の促進について」 循環型社会形成推進交付金(廃焼却炉の円滑な解体の促進について)の促進について	循環型社会形成推進交付金(廃焼却炉の円滑な解体の促進について)の促進について	【廃焼却炉解体及び廃棄物処理施設の改良等に係る補助要件の緩和】 現在、廃焼却炉解体と廃棄物処理施設整備を一体として行う事業では、経費の約80%が支援されるが、跡地利用計画がなく更地にする場合は、経費の約30%の支援(特別交付税措置)のみとなっている。 また、廃棄物処理施設の改良・改造については、交付基準が「整備により二酸化炭素の排出量が3%以上削減されるもの」とされており、既に先駆的施設を導入した自治体においては、大幅に削減することは困難である。 上記2点の基準等の緩和をお願いしたい。	【制度改正の必要性】現在、尼崎市では、廃止し未撤去の焼却施設が2施設ある。本来であれば旧施設を解体の上、建替えるべきであったが、環境基準の強化等により以前の敷地では建てられず、やむを得ない土地に新設炉を建設したため、両施設ともに解体せず放置されている。しかし、施設の老朽化が進み、次期施設の建設計画も未策定の中、外壁等の崩落など危険な状態にあり、解体のみを先行して行えるなら実施したいのが現状である。 跡地については次期施設の用地として確保しておく必要があり、他の施設を建設することはできない。また、逼迫する地方財政の現状を考えた場合、財源についてはできるだけ確保しなければならぬ。特別交付税についても全額が配分される保障はなく、確実的な財源と見なせない状況である。 【廃棄物処理施設の改良・改造の交付要綱について】 【制度改正の必要性】焼却工場については、そのまま維持した場合、17年ほどで寿命を迎えるため、建設から8年目頃に大規模な改良・改造を行い延命するのが通常であるが、現在の要綱上、年間CO2排出量について3%以上の改善が必要となっている。現在、尼崎市で主に稼働している第2工場(年間CO2排出量は2,130t(24年度)で、既にCO2削減効果の高い施設となっており、3%相当の効果を出すため尼崎市ではメーカーと検討を重ねたが、 ・費用が莫大に係ること ・莫大な費用をかけても達成できるかはわからないこと などの理由により、交付申請を見送っている。	
26年	220-2	環境・衛生	中核市	尼崎市	環境省	B 地方に対する規制緩和	平成18年1月13日付環境対策第060113001号 廃棄物対策課長通知「廃焼却炉の円滑な解体の促進について」 循環型社会形成推進交付金(廃焼却炉の円滑な解体の促進について)の促進について	循環型社会形成推進交付金(廃焼却炉の円滑な解体の促進について)の促進について	【廃焼却炉解体及び廃棄物処理施設の改良等に係る補助要件の緩和】 現在、廃焼却炉解体と廃棄物処理施設整備を一体として行う事業では、経費の約80%が支援されるが、跡地利用計画がなく更地にする場合は、経費の約30%の支援(特別交付税措置)のみとなっている。 また、廃棄物処理施設の改良・改造については、交付基準が「整備により二酸化炭素の排出量が3%以上削減されるもの」とされており、既に先駆的施設を導入した自治体においては、大幅に削減することは困難である。 上記2点の基準等の緩和をお願いしたい。	【制度改正の必要性】現在、尼崎市では、廃止し未撤去の焼却施設が2施設ある。本来であれば旧施設を解体の上、建替えるべきであったが、環境基準の強化等により以前の敷地では建てられず、やむを得ない土地に新設炉を建設したため、両施設ともに解体せず放置されている。しかし、施設の老朽化が進み、次期施設の建設計画も未策定の中、外壁等の崩落など危険な状態にあり、解体のみを先行して行えるなら実施したいのが現状である。 跡地については次期施設の用地として確保しておく必要があり、他の施設を建設することはできない。また、逼迫する地方財政の現状を考えた場合、財源についてはできるだけ確保しなければならぬ。特別交付税についても全額が配分される保障はなく、確実的な財源と見なせない状況である。 【廃棄物処理施設の改良・改造の交付要綱について】 【制度改正の必要性】焼却工場については、そのまま維持した場合、17年ほどで寿命を迎えるため、建設から8年目頃に大規模な改良・改造を行い延命するのが通常であるが、現在の要綱上、年間CO2排出量について3%以上の改善が必要となっている。現在、尼崎市で主に稼働している第2工場(年間CO2排出量は2,130t(24年度)で、既にCO2削減効果の高い施設となっており、3%相当の効果を出すため尼崎市ではメーカーと検討を重ねたが、 ・費用が莫大に係ること ・莫大な費用をかけても達成できるかはわからないこと などの理由により、交付申請を見送っている。	
26年	258	環境・衛生	その他	豊橋田原ごみ処理広域化プロジェクト会議	環境省	B 地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金(廃焼却炉の円滑な解体の促進について)の促進について	循環型社会形成推進交付金(廃焼却炉の円滑な解体の促進について)の促進について	ごみ処理施設の広域化を実施した場合、施設の統廃合により廃止施設の解体が必要となるが、循環型社会形成推進交付金の対象は、施設の解体に合わせて新たな廃棄物処理関連施設の整備を伴う場合に限定されており、跡地利用のない場合は交付対象とならない。また、廃棄物処理施設の解体はダイオキシン類の飛散防止対策等に莫大な費用を要するため、財政的な問題から解体撤去が進んでいないのが現状である。ついで、広域化に伴う廃止施設の解体については、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない場合でも、交付対象として頂きたい。	【広域化の経緯】 国は、ごみ処理施設におけるダイオキシン類対策等適正処理の推進に向け、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日付け環境第173号厚生省環境整備課長通知)を都道府県に通知し、ごみ処理の広域化を進めている。 【制度改正の内容】 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領14-(1)では、廃焼却炉の解体については跡地に新たな廃棄物処理施設を整備する場合にのみ交付対象事業に含めることができるとしている。これをごみ処理広域化に伴い廃止となる廃焼却炉等の解体については交付対象となるように交付条件の拡大を望む。 【制度改正による効果】 今回の交付条件の拡大を行うことによってこれまで広域化に消極的であった自治体が広域化を積極的に進めることとなり、さらに防災面からも未解体の焼却炉が減ることは、国の目指す方向性に合致するものである。また、広域化のスケールメリットを生かすことで、地方自治体双方にとって将来的に経費の節減につながる。 【地域の実情】 豊橋市と田原市でも国の方針に従い、豊橋田原ごみ処理広域化計画を定め、平成34年度に現在の豊橋市既存焼却施設の周辺に両市の焼却と粗大ごみを共同処理する施設を建設する計画となっている。新施設稼働時点で焼却炉は豊橋市に5炉、田原市に4炉あり、解体費用は約30億円と見込んでいる。	
26年	872-1	環境・衛生	指定都市	さいたま市	環境省	B 地方に対する規制緩和	【循環型社会形成推進交付金交付要綱について】 交付日:平成17年4月11日 (改正:平成26年4月1日 環境事務次官通知から各都道府県知事あて)第二定義2交付対象事業	循環型社会形成推進交付金(廃焼却炉の円滑な解体の促進について)の促進について	循環型社会形成推進交付金制度について ①交付対象基準をCO ₂ 排出量から設備の前用年数に変更すること ②施設の統廃合に伴う解体工事すべてを交付対象とすること	循環型社会形成推進交付金の交付条件の緩和 (1)施設の改良・改造に係る事業の交付条件をCO ₂ 排出量から設備の前用年数も考慮するよう変更すること 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領では、施設の改良・改造の条件が「熱回収量の増強、省エネルギー化等につながる設備」であることが基準となっており、施設稼働時のCO ₂ 排出量の削減が求められている。このため、長寿命化対策として前用年数を考慮して必要な設備の改良を行っているにもかかわらず、交付対象とならない状況が生じていることから、長寿命化につながる施設の改良・改造(基幹設備改良)が広く交付対象となるよう条件を緩和してほしい。 (2)施設の解体工事すべてを当該交付金の交付対象とすること 本庁では、市域から発生する廃棄物を安定的に処理するために廃棄物処理施設の統廃合を計画的に進めており、廃棄物処理施設を廃止・削減することとしている。当該交付金の交付条件は、跡地に廃棄物処理施設の整備計画が伴わない解体工事に対しては、交付対象外となっている。施設の解体撤去に際しては、一定の条件の下で下地費を活用できる制度が創設されたが、焼却炉を解体する際は、残留ダイオキシン対策や汚染土壌対策工事が必要な事例も多く、一般的な施設解体工事には比ぶる多額であることから、全ての解体工事を交付対象となるよう条件を緩和してほしい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	872-2	環境・衛生	指定都市	さいたま市	環境省	B 地方に対する 規制緩和	【循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月11日)(改正:平成26年4月1日)環境事務次官通知から各都道府県知事あて第二定義2交付対象事業	循環型社会形成推進交付金(廃焼施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和	循環型社会形成推進交付金制度について ①交付対象基準をCO2排出量から設備の耐用年数に変更すること ②施設の統廃合に伴う解体工事すべてを交付対象とすること	循環型社会形成推進交付金の交付条件の緩和 (1)施設の改良・改造に係る事業の交付条件をCO2排出量から設備の耐用年数も考慮するよう変更すること 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領では、施設の改良・改造の条件が、「熱回収量の増強、省エネルギー化等につながる設備」であることが基準となっており、施設稼働時のCO2排出量の削減が求められている。このため、長寿命化対策として耐用年数を考慮して必要な設備の改良を行っているにもかかわらず、交付対象とならない状況が生じていることから、長寿命化につながる施設の改良・改造(基幹的設備改良)が広く交付対象となるよう条件を緩和してほしい。 (2)施設の解体工事すべてを当該交付金の交付対象とすること 本市では、市場から発生する廃棄物を安定的に処理するために廃棄物処理施設の統廃合を計画に進めており、廃棄物処理施設を廃止・削減することとしている。当該交付金の交付条件は、跡地に廃棄物処理施設の整備計画が伴わない解体工事に対しては、交付対象外となっている。施設の解体撤去に限っては、一定の条件下で地方債を活用できる制度が創設されたが、焼却施設を解体する際は、残留ダイオキシン対策や汚染土壌対策工事が必要な事例も多く、一般的な施設解体工事には比多額であることから、全ての解体工事を交付対象となるよう条件を緩和してほしい。	
26年	359	環境・衛生	都道府県	茨城県	環境省	B 地方に対する 規制緩和	浄化槽設置整備事業実施要綱第3	浄化槽設置整備事業に係る単独処理浄化槽の撤去補助要件の撤廃	国では、「浄化槽設置整備事業実施要綱」に基づき、単独処理浄化槽撤去補助を行っているが、同要綱第3において、単独処理浄化槽撤去跡地に合併処理浄化槽を設置する場合及び施工上の制約により撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合のみ補助対象となっている。このため、「撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合も補助対象となるよう補助要件の見直しをしていただきたい。	【支障事例】 本県は、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼(霞ヶ浦)を抱え、湖沼水質保全計画を策定して水質浄化に取り組んでいる。産業化防止のためには、高度処理型浄化槽の設置促進、特に、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(高度処理型浄化槽)への転換が喫緊の課題となっている。 国では、「浄化槽設置整備事業実施要綱」に基づき、単独処理浄化槽撤去補助を行っているが、同要綱第3において、単独処理浄化槽撤去跡地に合併処理浄化槽を設置する場合及び施工上の制約により撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合のみ補助対象となっている。しかし、撤去跡地への合併処理浄化槽の設置は、一定期間トイレ等が使用できず不便であること等の理由から、本県ではほとんど該当がなく、補助を利用できていない。 こうした状況に鑑み、本県では、個人農林税の超過課税として徴収している「森林湖沼環境税」を活用し、上記の場合にも県独自の補助を行っているが、財政的に大きな負担となっている。(補助実績は別添のとおり) 【制度改正による効果】 当該県独自の補助に係る予算を転換促進策の拡充(配管工事費補助等)に充当できれば、より一層の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(高度処理型浄化槽)への転換促進が見込めることである。	
26年	380	環境・衛生	知事会	九州地方知事会	環境省、国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 下水道法第4条	し尿処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備	し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とするとともに、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができるよう規制緩和すること。	【制度改正の必要性】 下水道の整備により、その地域の浄化槽やみどり取り便所は減少するため、し尿処理施設は下水道施設が整備され水洗化された分だけ処理量も減少する。一方、近年、市町村の管理するし尿処理施設は老朽化により建替の時期に来ている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たにし尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。 本県では2市において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れられなくなったため、し尿処理施設の建替をせずに、下水道施設と一緒に処理した事例がある。その場合に、し尿等の受入施設は下水道施設とは認められていないため、下水道用地に設置する場合は暫定的な措置として国土交通省より目的外使用承認が必要だった。また、し尿等の受入施設は、前処理のみを行い、最終目的のし尿の処理をしないため、し尿処理施設としても認められず、費用を縮減したにもかかわらず市町村の単独費での対応となった。このためし尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的外使用承認を不要とし、社会資本整備交付金の対象に入れることを提案する。 また、現在も1市2町で同様な対応を検討しているが、1市についてはし尿の量が多く、下水道計画処理能力を超えるため1下水道施設では受入が厳しい状態。このため、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができることとすることを併せて提案する。	
26年	640	環境・衛生	都道府県	長崎県	環境省	B 地方に対する 規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条	産業廃棄物処理に係る規制緩和	FRP漁船を廃船処理するに当たり、地元造船所や漁協が漁船を解体・運搬する場合、産業廃棄物の処理に係る許可を例外的に不要とすること	【支障・制度改正の必要性】 長崎県内のFRP漁船は老朽化が進んでおり、漁業者の高齢化や廃業に伴い、今後廃船処理が増加するとみられるが、漁船の多い産県等では、大村市にあるFRP船リサイクル処理場をはじめ島外の産業処分場に搬出する必要があるものの、産業廃棄物処理の許可を持った事業者が少なく、処分経費も高いため、一部では漁船登録抹消後に不法に放置されている事例もみられる。 FRP漁船の廃船処理について、地元造船所や漁協が漁業者から持ち込まれた船を解体・集積し、まとめて島外処分場への搬出ができるよう、例外的に産業廃棄物処理関係の許可を不要とする規制緩和を行うことで、漁業者の処分経費の負担軽減が図られ、円滑な廃船処理につながるものである。 【参考】 長崎県内のFRP漁船数は約23千隻で、うち20年以上約19千隻、30年以上約10千隻、FRPリサイクルシステムは、県内では大村市の1箇所のみ。搬入は年3回。	6【環境省】 (1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (2)廃FRP漁船の運搬を効率化させるための簡単な解体行為については、収集運搬に伴う精査・保管に該当するものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の処分には当たらず、産業廃棄物処分業の許可(14条6項)の取得を不要とすることが可能であることを、都道府県等に周知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	659	環境・衛生	指定都市	川崎市	環境省	A 権限移譲	環境影響評価法第10条、第20条	環境影響評価法に基づく方法書等について指定都市から事業者への意見提出機会の拡大	環境影響評価法の対象事業が指定都市の市域内で行われる場合について、環境影響を受ける範囲が市域外に及ぶ場合においても指定都市の市長が事業者に直接意見を述べることができることとする。	【制度の経過】 平成24年4月から、環境影響評価法の改正により、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の全部が施行令第11条に定める市の区域に限られるものである場合は、事業者に対し、当該市の市長が環境保全の見地からの意見を書面により述べるものとされている。 【支障事例】 大規模事業の場合、地域環境への影響も大きく市民生活に重大な影響を与えることになるが、複数の市町村にまたがる場合には、市長が意見を事業者に直接述べることができず、県知事が関係市町村の意見を取りまとめて提出する。 また、県知事は、複数の市長意見をとりまとめるため、事業者に提出する意見書には、各市長の個別・具体的な意見が反映されない場合もある。そのため、評価書に掲載される知事意見に対する事業者の見解では、市長意見の評価書への具体的な反映状況が確認できない、あるいは、市民等へ市長意見の反映状況の具体的な説明ができないという支障がある。 【制度改正の必要性】 地域住民の最も身近で環境保全に対し配慮する立場にある市長が、直接事業者に意見を述べる事が可能となるようにする必要性があり、多数の市民を有する政令都市が直接事業者へ意見を提出し、市長意見に対する見解を示すこととするよう法改正を求めもの。 【懸念の解消策】 事業者側の事務負担の増加について懸念されることがあるが、現行の制度においても、県知事に提出する市長意見の形成手続きとして市の審議会での審議を行っており、大幅な負担増加にはつながらないと考えられる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	738	環境・衛生	中核市	豊田市	環境省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	特定外来生物に関する法律第4条、第9条、第11条及び第18条 同法施行令第2条、施行規則第23条～第27条	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	既に野外に存在する特定外来生物を防除の目的で捕獲又は採取した直後の運搬行為の規制緩和と主務大臣等以外の者による防除に係る確認及び認定手続きの簡略化	【地域の実情等】 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「法」という。)では、主務大臣等が防除を行うものとされているが、オオキンケイギク等の特定外来生物に指定された植物等では、地域住民の環境美化活動等を活用した官民一体の効率的な防除活動が効果的であると考え、地域住民への情報提供等を実施している。 【支障事例】 特定外来生物の捕獲又は採取は地域住民でも行うことができるが、特定外来生物を処分する目的でも他の場所に運搬することが規制されているため、地域住民が行う防除活動の妨げとなる恐れがある。 防除に係る確認及び認定には、「防除の従事者に関する事項」等を記載した防除実施計画書を作成する必要があるが、不特定多数の地域住民による防除活動においては、その従事者管理が困難であり、また、不特定多数の地域住民により、広域圏内で複数の防除活動が行われた際には、防除活動実施後のモニタリング作業が極めて困難である。 【制度改正の必要性】 特定外来生物の防除推進のため、防除を行うべき主務大臣等による防除活動の促進、既に野外に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した直後の運搬行為に係る規制緩和、地方公共団体及び地域住民等による防除活動に係る手続き等の簡略化のための見直しを要望する。 【解消策】 法第4条における飼養等禁止の規制緩和並びに法施行規則第23条、第24条及び第25条における各種手続き等の簡略化 【効果】 地域住民の環境美化活動等を活用し、オオキンケイギク等の植物の特定外来生物に対する防除活動が容易となり、生態系に係る被害を防止し生物多様性の確保に資することができる。	6【環境省】 (6) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)(農林水産省と共管) 特定外来生物の防除活動の手続については、ボランティアによる小規模な防除活動を推進するため、特定外来生物の植物を防除する場合には、逸出しないことが確実であるとして処分を目的として移動させる行為は、禁止される運搬行為に該当しないとする見直しを行う。 [措置済み(平成27年1月9日付け環境省自然環境局野生生物課通知)]
26年	740	環境・衛生	中核市	豊田市	環境省	B 地方に対する規制緩和	騒音規制法第5条、第6条～第11条	騒音規制法に係る特定施設の届出制度の廃止等	騒音規制法では、特定施設を設置していない限り、規制基準の適用を受けない。しかし、現状、騒音の発生は多岐に渡っており、特定工場等から発生する騒音が原因とする苦情よりも規制基準の適用を受けない事業場からの騒音が原因の苦情の方が多し。 悪臭防止法と同様、全ての事業場に規制基準が適用されるよう、法改正するとともに、当該改正に伴い、不要になる特定施設の届出制度を廃止するよう要望する。	【地域の実情】 本市内の全事業場数14,831(平成21年7月実施経済センサスによる)のうち、騒音規制法に係る特定工場等の数は、829(平成26年3月末現在)と、規制対象外の事業場数が圧倒的に多い。 【支障事例】 平成25年度中の騒音苦情件数は、72件であり、そのうち、特定工場等に係る苦情件数は15件と規制対象外となる方子等々の営業騒音に係る苦情件数は11件と比較しても大きな差はなく、大半を占める状況にない。 また、法第8条に基づく特定施設の数等の変更届出についても、騒音規制法施行規則第6条第3項の規定で、数を減少する場合は届出により届け出た数の二倍以内の変更は届出をしなくても良いことになっており、行政も事業者も特定施設の届出について、「現状の数」と「届出の数」を二重管理することになり、負担が大きい。 【制度改正の必要性】 騒音の発生原因は多岐に渡っており、規制基準の適用を受けない事業場に対しては指導が難しい。また、苦情を申し立てる市民にとっては、規制基準が適用されるか否かは関係がないため。 【解消策】 全ての事業場を法第5条の規制基準遵守義務の対象とする。 【効果】 法に基づく監視指導が行いやすくなり、指導結果に対する市民の理解も一層得られる。また、全ての事業場を規制対象とすることで、法第6条～第11条に係る届出制度も不要となる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	741	環境・衛生	中核市	豊田市	環境省	B 地方に対する規制緩和	振動規制法第5条、第6条～第11条	振動規制法に係る特定施設の届出制度の廃止等	振動規制法では、特定施設を設置していない限り、規制基準の適用を受けない。しかし、現状、振動の発生は多岐に渡っており、特定工場等から発生する振動が原因とする苦情よりも規制基準の適用を受けない事業場からの振動が原因の苦情の方が多し。 悪臭防止法と同様、全ての事業場に規制基準が適用されるよう、法改正するとともに、当該改正に伴い、不要になる特定施設の届出制度を廃止するよう要望する。	【地域の実情】 本市内の全事業場数14,831(平成21年7月実施経済センサスによる)のうち、振動規制法に係る特定工場等の数は、681(平成26年3月末現在)と、規制対象外の事業場数が圧倒的に多い。 【支障事例】 平成25年度中の振動苦情件数は、12件であり、そのうち、特定工場等に係る苦情件数は3件と大半を占める状況にない。 また、法第8条に基づく特定施設の数等の変更届出についても、振動規制法施行規則第6条第2項の規定で、数を減少する場合は届出をしなくても良いことになっており、行政も事業者も特定施設の届出について、「現状の数」と「届出の数」を二重管理することになり、負担が大きい。 【制度改正の必要性】 振動の発生原因は多岐に渡っており、規制基準の適用を受けない事業場に対しては指導が難しい。また、苦情を申し立てる市民にとっては、規制基準が適用されるか否かは関係がないため。 【解消策】 全ての事業場を法第5条の規制基準遵守義務の対象とする。 【効果】 法に基づく監視指導が行いやすくなり、指導結果に対する市民の理解も一層得られる。また、全ての事業場を規制対象とすることで、法第6条～第11条に係る届出制度も不要となる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	130	産業振興	都道府県	岩手県	環境省	B 地方に対する 規制緩和	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業実施要領	再生可能エネルギー導入地方公共団体支援基金事業と同様に「省エネ設備」も対象とするよう要件緩和すること	被災県(青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県、茨城県)を対象とした上記基金事業の対象として、被災県以外を対象とする「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」と同様に「省エネ設備」も対象とするよう要件緩和すること。	【制度改正の必要性】 平成23年度に被災県を対象とする、災害時に最低限必要となる電気又は熱の供給のための再生可能エネルギー設備を防災拠点へ設置する事業として創設。 その後、被災県以外の都道府県にも展開され、平成25年度からの実施等においては、被災県に認められていない①高効率照明(屋内高効率照明を除く)、②高効率空調にも補助率2/3(民間施設は1/3)が適用されている。 被災県に対しても、必要最低限の再生設備導入のみならず、今後の避難所等設備の維持の面から省エネ設備の導入を認めるよう、対象設備の拡大を求めるもの。 【支障事例】 ①EMS(エネルギーマネジメントシステム)関連設備、発電量等表示装置、電気自動車等の事業対象化を求められているが、これらは直接発電・発熱に寄らないことから対象外とされており、市町村から事業対象化を求められている。 ②屋外高効率照明のうち、水銀灯からLED等の高効率照明への更新は対象となっている一方、ハロゲン灯など水銀灯以外の照明からの更新は対象外となっている。多くの市町村では、避難所として体育館を指定しており、現状が水銀灯以外の場合であっても、高効率照明に更新することが可能となるよう、対象拡大を望んでいる。	6【環境省】 (7)再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業既に達成されている基金の範囲内において効率的に事業を執行するため、平成27年度から高効率照明及び高効率空調の導入を、補助対象に含める。
26年	266	環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	A 権限移譲	浄化槽法第5条第1項、第2項、第4項、第7条第2項、第11条第2項、第11条第1項、第2項、第12条第2項、第1項、第2項、第3項、第53条第1項、第2項	浄化槽法に基づく設置届出等の受理、保守点検等の指導権限の市への移譲	現在は浄化槽法上、県の権限となっているが、浄化槽は一能家庭が設置しているものがほとんどであり、きめ細かい対応が可能になるように市へ権限を移譲すること	【現状】浄化槽法第5条に基づく浄化槽設置届出の受理や第12条等に基づく保守点検等の指導権限等については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例を活用した市町村への移譲が進んでいる。届出については61市町村のうち56市町村(35市20町1村)、指導権限については61市町村のうち24市町(16市8町)に移譲済みである。 【制度改正の必要性等】実態として第5条の設置届出や第11条の2等による廃止届出・管理者の変更届出が提出されないことが少なくなく、浄化槽管理者を管理する台帳の精度が低くなっている。そのため、浄化槽管理者に実施が義務付けられている法定検査等(7条、11条)の受検指導を効果的に行うことができない。 法定検査(11条)については、その実施率の低さが問題となっているが、県レベルでは細かい指導が困難であるのが実情であり、住民により密着している市が指導を行う方が効果的である。届出等の提出先が、住民に身近な市となれば、下水道接続や転居等の手続と合わせて提出させるなど、よりきめ細かい対応が可能である。 また、類似の例として水道法に基づく簡易等水道の清掃、法定検査等の指導権限がH25.4.11に市へ法令移譲されている。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。(なお、設置届出等の受理は県内のほとんどの市町村に移譲済みであるが、保守点検等の指導については40市の半数程度にとどまっているので、移譲対象を市とするものである。)	
26年	635	環境・衛生	都道府県	長崎県	環境省	B 地方に対する 規制緩和	浄化槽法第48条	浄化槽保守点検業の登録制度の合理化	浄化槽法に基づく浄化槽保守点検業登録の範囲について、営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる場合は、都道府県又は保健所設置市のどちらか一方のみで可能とする規制緩和を行う。	【支障事例】 現在、浄化槽保守点検業の登録は、浄化槽法に基づき、都道府県及び保健所設置市(又は特別区)において行われている。 その営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる事業者においては、都道府県及び保健所設置市の両方において登録が必要である。 長崎県にて登録している保守点検業者173のうち、保健所設置市(長崎市及び佐世保市)において重複登録している事業者は31業者となっている(平成26年6月末現在)。 【制度改正の必要性】 については、事業者の行政手続きを緩和する観点から、都道府県及び保健所設置市のどちらか一方において浄化槽保守点検業登録を行うことで、県内一円で希望する営業範囲での営業を可能とするよう、法改正をお願いしたい。	6【環境省】 (4)浄化槽法(昭58法43) 浄化槽保守点検業の登録(48条1項)について、都道府県と保健所設置市又は特別区が協議の上で、地域の実情に応じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという法の目的に照らして、正しい登録制度を設けることができることを、地方公共団体に周知する。
26年	400	環境・衛生	市区長会	特別区長会	環境省	A 権限移譲	ダイオキシン類対策特別措置法第12条～第19条	ダイオキシン類発生施設設置届出等受理に関する事務の移譲	ダイオキシン類の排出の規制等及びダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等に関する事務を移譲する。	現在、特別区では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、「環境確保条例」という。)に基づく「工場」及び「指定作業場」についての設置認可申請、設置届等に関する事務を事務処理特別により行っている。一方、ダイオキシン類発生施設設置届等に関する事務は、東京都が行っている。ダイオキシン類対策特別措置法に規定される特定施設を設置する場合、その多くが環境確保条例に基づく工場あるいは指定作業場の届け出も必要となる。そのため、都と区の窓口の両方に届け出等を行わなければならない。事業者へ負担を課す状況である。 環境確保条例で規制されるばい煙発生施設のある事業所は約180件、うちダイオキシン類対策特別措置法に基づく届け出をしている事業所は約15件である。ダイオキシン類発生施設設置届等の窓口を特別区一本化することにより、事業者への負担が軽減するほか、事業所へのダイオキシン類も含めたすべての規制項目に対する一貫した指導が可能となるなど、迅速かつきめ細やかな対応を図ることができる。	5【環境省】 (4)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) 特定施設の設置届出等の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	401	環境・衛生	市区長会	特別区長会	環境省	A 権限移譲	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条、第14条	特定事業者からの公害防止管理者の選任届の受理に関する事務の移譲	相当量のばい煙・汚水・粉じん・騒音、ダイオキシン類を発生させる特定事業者(製造業、電気・ガス、熱供給)からの公害防止管理者等の選任届の受理に関する事務を移譲する。	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律では、特定工場に国家資格である公害防止統括者や公害防止管理者を選任した場合は、騒音・振動は区へ、ばい煙・汚水等は東京都へ届出を提出することとなっている。一方、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)」では、東京都の資格である公害防止管理者を選任した場合には、区に届出を提出している。このような二重行政とも言える問題を解決し、工場の公害防止の管理を一元化させるため、特定施設の公害防止統括者の専任届等の事務は区が行うべきものとする。	5【環境省】 (3)特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107) 特定事業者からの公害防止管理者等の選任届の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	402	環境・衛生	市区長会	特別区長会	環境省	A 権限移譲	水質汚濁防止法第5条	排水の排出の規制、粉じんの排出の汚濁の状況の監視等に関する事務の移譲	排水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等に関する事務を移譲する。	『水質汚濁防止法』に基づく特定施設となる工場の設置届は東京都に提出されている。この中で、東京都では工場から排出される汚水や有害物質などの処理について指導を行っている。一方、東京都の『環境確保条例』による工場認可申請は、区の事務となっており、この中で水質汚濁防止法の規制などと重なっている部分が多くある。また、汚水の公共水域への流出事故等が発生した場合にも、東京都と区で現場に向かい対峙しているのが実情である。このようないずれも重なる問題を解決し、工場の汚水の管理を一元化させるため、特定施設の設置届の事務は区が行うべきものとする。なお、工場認可申請について、都と区で重なっている部分としては、平成23年の水質汚濁防止法改正により、工場に有害物質貯蔵タンクが設置されている場合は、法の規制を受けるようになったが、その部分はもとも東京都環境確保条例で規制している部分であり重複している。また、公共水域への工場排水の流出事故等は、水濁法と環境確保条例の適用を受けるため、都と区の双方が現場出勤し調査している。	5【環境省】 (2)水質汚濁防止法(昭45法138) 特定施設の設置届出等の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	403	環境・衛生	市区長会	特別区長会	環境省	A 権限移譲	大気汚濁防止法第6条	ばい煙の排出規制、粉じんに関する監視等に関する事務の移譲	ばい煙の排出の規制、粉じんに関する監視、大気汚染状況の監視等に関する事務を特別区へ移譲する。	区の事務である、東京都の『環境確保条例』に規定するばい煙発生施設等には、ばい煙の規制基準がある。一方、東京都の事務である『大気汚濁防止法』に基づく特定施設の設置届やばい煙の測定結果等は東京都に提出されている。公害発着などで発生する煙突からのばい煙の音の多くは区に寄せられており、都と区で個別に処理することは合理的ではなく、公害害情としての適切な対応が困難な状況にある。このため、大気汚濁防止法の特定施設の設置の受理などに関する事務についても、区が一元管理すべきものとする。	5【環境省】 (1)大気汚濁防止法(昭43法97) ばい煙発生施設の設置届出等の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	404	環境・衛生	市区長会	特別区長会	環境省	A 権限移譲	土壌汚染対策法第3条	土壌汚染状況調査、指定地域の指定及び土壌汚染による健康被害の防止措置に関する事務の移譲	土壌汚染状況調査、指定地域の指定及び土壌汚染による健康被害の防止措置に関する事務を特別区(特別区を含める)による事務の処理に特別区を含める。【土壌汚染対策法施行令第8条(政令で定める市の町による事務の処理)に特別区を含める】	『土壌汚染対策法』第3条に規定する有害物質使用特定施設において、『環境確保条例』第116条に規定する有害物質取扱事業者である場合には、汚染状況調査報告書を東京都及び区に提出することになっており、調査等に過分の負担となっている。また、指定地域に指定された後の土壌の汚染状況及び健康被害防止措置の確認が出来ないため、区内の土地の土壌汚染状況及び汚染土壌の処理の状況を把握することが困難な状況である。このような二重行政ともいえる問題を解決し、効率的な事務を進めるため、区の事務とすべきものとする。	5【環境省】 (5)土壌汚染対策法(平14法53) 土壌汚染状況調査、要措置区域等の指定等に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	884	環境・衛生	指定都市	広島市	経済産業省、環境省	A 権限移譲	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第27条～第35条	第一種フロン類充填回収業者の登録等に係る指定都市への権限移譲	都道府県知事が行う第一種フロン類充填回収業者の登録等の権限を指定都市市長に移譲する。この際、業者の不利益を回避するため、指定都市市長が登録した業者が、その業務を行える区域は、指定都市市域内に限るのではなく、都道府県域全体となるよう制度改正を行う。	【制度改正による効果】 フロン回収破壊法の改正により、第一種特定製品の管理者に対する都道府県知事の指導・助言等の権限が定められ、フロン使用製品の使用から廃棄に至る一連の過程における適正な管理に関する法制度が整えられた。 基礎自治体である指定都市は、大気汚濁防止法、騒音規制法等に基づく工場・事業場への立ち入りや、住民からの苦情申し出による法令に基づかない立ち入り指導を日常的に行っているが、これらの工場・事業場には第一種特定製品を設置しているものも多い。 第一種フロン類充填回収業者の登録、指導等の権限と第一種特定製品管理者に対する指導・助言等の権限を併せて指定都市に移譲することで、他法令に基づく事業者の立ち入り指導を併せて、フロン類の適正な管理に関する指導が可能となり、より効率的かつ効果的である。 【権限移譲について懸念される事項】 第一種フロン類充填回収業者の多くは、その活動の範囲が市内にとどまらないものが多い。そのため、事業者の負担が過大にならないよう、指定都市市長への登録を行った業者は、都道府県知事が登録を行った業者同様、当該都道府県域全体で業務を行うことができるよう、措置を講ずる必要がある。 【平成25年12月20日閣議決定との関係】 地方制度調査会の答申を受けて、当該権限の指定都市への移譲を議論した際には、「仮に、第一種フロン類回収業者に係る権限を新たに保健所設置市又は特別区に付与することになれば、登録手続きや登録手数料等の負担が上乗せされることとなるため、事業者の理解を得ることが困難である」との理由を掲げていることから、業者の不利益を回避するための解決方法も併せて提案する。	5【環境省】 (9)循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金による浄化槽整備事業に係る交付については、効率的な浄化槽の整備を図るため、毎年度の早い段階で地方公共団体における執行状況を確認し、調整するなど、予算配分の方法についての運用改善を行う。
26年	381	環境・衛生	知事会	九州地方知事会	環境省	A 権限移譲	循環型社会形成推進基本法 循環型社会形成推進交付金 交付要綱 地域再生法 汚水処理施設整備交付金交付要綱	汚水処理施設(浄化槽)に係る循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の交付決定事務・権限の都道府県への移譲	循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の浄化槽事業については、環境省において自治体ごとに内示・交付がなされている。この手続きの一部を都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】個人設置型合併浄化槽の設置費補助については、各自治体(市町村)において住民からの申請に対し補助事業を行っており、国は循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金により、基準額に対して本土1/3、離島1/2の額を自治体に交付している。本事業は、年度内の設置数数が地域住民の意思によるため予測できず、交付金額を最後まで確定できないという性格を持っている。一方、上記の交付金制度は、環境省において、自治体毎に内示・交付決定がなされるため、年度途中で各自治体の予算に過不足が生じた場合でも、自治体間での調整はできない制度になっている。 【支障事例】個人の申請型で、当初の内示・交付決定額が要望額より削減された影響もあり、年度途中に住民からの申請受付を締め切った際、国費が不足して市単独費で対応した自治体が発生した。(単独で負担した件数、金額、他市町の剰余金額等は別添資料のとおり。)市町間で国費をうま調整できればさらなる整備が進んだと思われる。また、交付金手続きが自治体毎であるため、各種手続きに時間を要していると思われ、交付申請から交付決定までが遅く、事業執行や資金計画に支障をきたしている状況である。 【効果】このため、国土交通省が所管している社会資本整備総合交付金のように、各都道府県に対して一括内示を行い、市町への交付は各都道府県に裁量により行っただけで、自治体間の調整も適時適切に行うことができ、より円滑な執行事務がなされるのではないかと考える。(別添活用スキーム案のとおり)	4【環境省】 (9)循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金による浄化槽整備事業に係る交付については、効率的な浄化槽の整備を図るため、毎年度の早い段階で地方公共団体における執行状況を確認し、調整するなど、予算配分の方法についての運用改善を行う。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	64	環境・衛生	その他	関西広域連合	経済産業省、環境省	A 権限移譲	特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第21条、第28条、第32条、第53条	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・指導・助言および報告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・指導・助言および報告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	4【環境省】 (4)特定家庭用機器再商品化法(平10法97)(経済産業省と共管) 小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、報告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行う一つ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	154	環境・衛生	都道府県	鳥取県	経済産業省、環境省	A 権限移譲	特定家庭用機器再商品化法第14～16条、第27～28条、第47条、第52～53条	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・助言・命令に係る事務・権限の都道府県への移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・助言・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手挙げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、地方自治法に基づく事務処理特例条例により、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲するものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、報告・立入のほか、指導・助言等の事務・権限を一体的に都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	[再掲] 4【環境省】 (4)特定家庭用機器再商品化法(平10法97)(経済産業省と共管) 小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、報告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行う一つ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	772	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省、環境省	A 権限移譲	特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第52条、第53条	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への報告、命令	【現行】 現在、一の都道府県内にのみ事務所がある小売業者はもとより、複数府県にまたがって事務所を有する小売業者に対する権限は都道府県には付与されていない。 【支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【移譲による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせて、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、報告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。 なお、これらの権限の移譲により、全国規模の大手量販店への立入が可能となり、引取義務、引渡義務について、小規模店舗と足並みをそろえた指導が可能となる。	[再掲] 4【環境省】 (4)特定家庭用機器再商品化法(平10法97)(経済産業省と共管) 小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、報告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行う一つ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	65	環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第10条、第20条、第21条、第22条、第33条、第34条、第35条	国立公園に係る管理権限の移譲	国と地方の二重行政を解消し、行財政の効率化を図るとともに、関西広域連合で取り組んでいる山陰海岸ジオパークの推進など、関係府県にまたがった広域施策を展開する上で想定される事業の調整や意思決定、必要な環境整備に迅速に対応するため、国立公園内における「許認可及び施設整備・維持管理」の権限について、環境省本省が有する大臣権限を除き、一部、権限移譲を求める。	自然公園法に基づく国立公園内の許認可及び施設整備に関する事務・権限について、国と各府県の二重行政を改め、行財政の効率化を図るとともに、山陰海岸ジオパーク内における関係施策の一元化を図り、弾力的かつ迅速な施策展開を行うことができるよう、権限移譲を求める。 1. 許認可事務 ・特別保護地区内における行為の許認可などについては、標準的な処理期間が1～3ヶ月程度かかるなど、各府県とも事務処理に時間を要している現状がある。 ・権限移譲により、広域的に行う調査やイベント、看板整備等の許認可について一括対応、処理の迅速化が期待される。 2. 施設整備 ・現在は、環境省の地方事務所が各府県の要望を取りまとめて順位付けし本省への要求を行っているが、自然歩道の災害復旧事業において県が求める復旧ルートが認められず単県費での対応を余儀なくされた事例(鳥取県)や、過去に補助を受け整備した施設の再整備が認められなかった事例(兵庫県)など、地域の実情に即していない場合が見受けられる。 ・これを一括して関西広域連合が担うことで、ジオサイト(地形地質などジオパークを特色づける見学場所や拠点施設)の特性やニーズに沿い、広域的な視点で整備案件を優先順位付けることが可能となり、地域の実情に応じた重点的な環境整備への対応が期待される。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
26年	777	環境・衛生	都道府県	兵庫県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第10条から第15条、第17条、第20条から第38条、第38条から第40条、第42条から第43条、第46条から第47条、第49条、第52条から第53条	国立公園事務に関する環境大臣権限の所在都道府県への移譲	山陰海岸国立公園及び瀬戸内海国立公園の自然公園法5条から54条までの環境大臣権限のうち、都道府県で実施可能な事業執行権限、許認可権限、公園管理団体等の指定権限について、必要となる人員、財源とともに、所在都道府県に移譲すること。	【現行】 自然公園制度は、優れた風景や自然環境を保全しつつ活用することを目的とした制度である。 【支障事例】 現状、環境省による国立公園の管理は、保全が主になっており、その豊かな自然の活用までは、踏み込めていない。 【移譲による効果】 事業実施権限や許認可権限等の管理権限が財源とともに移譲されることにより、山陰海岸ジオパークなど、県及び地元市町等が実施する地域振興施策と連携した管理が可能となり、そうすることで、管内の国立公園が適正に保全され、魅力を高めることになり、地域の活性化に寄与する。 【地方に移譲された場合の懸念への対応】 なお、地方自治体は、開発部局を有し各事業を推進する立場も兼ね備えることから、地方自治体が国立公園の管理を行うことは利益相反になるため、国立公園の管理を行うことはできないという意見がある。しかし、県は国立公園を、事業部局とは独立した環境部局が、国立公園と同等の水準で管理しており、国立公園の管理は可能であると考える。		
26年	96	環境・衛生	都道府県	岡山県	環境省	B 地方に対する規制緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	瀬戸内海沿岸域での事業活動において、過剰な規制と考えられる瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を緩和し、他の閉鎖性海域の沿岸域と同等の事業活動環境とすること。 ＜具体的内容＞ 現状では、事業場からの排出水質に変更がなくても排水量が1m ³ /日増加するだけで、また、水量水質に全く変更がなくても特定施設を更新するだけで、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧が必要であるなど、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、社会通念上軽微と考えられる変更等の場合には、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧は、省略するべきである。	瀬戸内海沿岸域での事業活動において、過剰な規制と考えられる瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を緩和し、他の閉鎖性海域の沿岸域と同等の事業活動環境とすること。 ＜具体的内容＞ 現状では、事業場からの排出水質に変更がなくても排水量が1m ³ /日増加するだけで、また、水量水質に全く変更がなくても特定施設を更新するだけで、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧が必要であるなど、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、社会通念上軽微と考えられる変更等の場合には、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧は、省略するべきである。	【現行制度】 瀬戸内海の流域では、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する工場・事業場のうち、最大排水量が90m ³ /日以上のもは、瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸内法」という。)に基づき、特定施設等の設置・変更を行う場合はあらかじめ許可が必要であり、その手続の際には、事前に周辺水域の水質影響評価を行うことや申請後3週間の告示縦覧を行うことが定められているため、より環境負荷の少ない施設や新製品の製造に対応する施設への更新を早急に実現したいという事業者からの要望に対して、申請から許可までには最低でも1か月以上の期間を要しており、事業者の支障となっている。(水質汚濁防止法のみ適用される東京湾、伊勢湾などの地域の場合は、届出後速やかに実施制限期間を短縮し、着工可能である。) 【支障事例】 これについては、瀬戸内海が国立公園に指定された豊かな海であることや、過去において、赤潮の発生や水質汚濁が進んだことを契機に瀬戸内法が制定されたという経緯があるものの、現時点において、瀬戸内海より環境基準の達成率が低い閉鎖性海域(東京湾、伊勢湾等)では、このような許可手続は行われておらず、瀬戸内地域の事業活動を迅速かつ円滑に行う上で、大きな障害となっている。 【懸念の解消】 瀬戸内海では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個別の事業場に対しては総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質保全の目的は、達成可能である。	6【環境省】 (3)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 特定施設の構造等の変更許可(8条1項)については、円滑な事業活動への配慮という観点も踏まえ、事前の環境影響評価や告示縦覧の省略が可能であるか(施行規則7条の2の適用対象となるか)の照会について速やかに検討し、関係地方公共団体に必要な周知を行う。
26年	956	環境・衛生	知事会	中国地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	瀬戸内海沿岸域での事業活動において、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を一部簡素化すること。 ＜具体的内容＞ 現状では、水量水質に全く変更がなくても特定施設を更新するだけで、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧が必要であるなど、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、原則汚濁負荷量が増加しない場合には、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧を省略する。	瀬戸内海の流域では、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する工場・事業場のうち、最大排水量が90m ³ /日以上のもは、瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸内法」という。)に基づき、特定施設等の設置・変更を行う場合はあらかじめ許可が必要であり、その手続の際には、汚濁負荷量が増加しないケースにおいても事前に周辺水域の水質影響評価を行うことや申請後3週間の告示縦覧を行うことが定められており、事業者は大きな負担と時間的制約がかかっている。このため、汚濁負荷量が増加しないケースにおいては手続の一部簡素化を図り、瀬戸内地域の事業活動を迅速かつ円滑に行うことができるようにすべきである。	【再掲】 6【環境省】 (3)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 特定施設の構造等の変更許可(8条1項)については、円滑な事業活動への配慮という観点も踏まえ、事前の環境影響評価や告示縦覧の省略が可能であるか(施行規則7条の2の適用対象となるか)の照会について速やかに検討し、関係地方公共団体に必要な周知を行う。	
26年	239	環境・衛生	都道府県	広島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	水質汚濁防止法第4条の3	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止	国の定める総量削減基本方針に基づき都道府県知事が総量削減計画を策定・変更する際に義務付けられている環境大臣の同意協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定に時間を要する(H23策定時には、国への協議に約2か月を要した。)。同意協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の手続フロー(①国との事前調整→②審議会諮問→③国への協議)における③の廃止となり、H23実績では約2か月(現行の標準処理期間)ペースで協議40日)の期間短縮効果が見込まれる。 【懸念の解消】 国は、同意協議を行う理由として、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保を挙げているが、都道府県は、国と事前調整を行いつつ、都道府県ごとの削減目標量を定めた国総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を策定している。大臣同意を廃止したとしても、上記①の段階で大臣意見を聴取することにより、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保は担保される。		

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	825	環境・衛生	都道府県	兵庫県、大阪府、和歌山県、徳島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	水質汚濁防止法第4条の3第3項	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定に係る環境大臣の同意協議の廃止	都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないとされているが、総量削減計画の策定に関して、計画対象範囲が固まり、環境大臣の同意協議を要し、報告とすること。	【現行】 現行では、各都道府県が総量削減計画を策定する際、環境大臣が定めた基本方針に基づき各都道府県が計画案を策定し、環境大臣に協議し同意を得なければならない。 【改正の必要性】 「水質総量削減は各都道府県間の調整を十分に行い、関係省が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要であり、環境大臣への協議は必要」との意見があるが、各都道府県間の調整については、県が削減計画を策定する以前に、環境省が策定する総量削減基本方針(同法第4条の2)策定時に、アンケートの実施等により、関係都道府県間の調整を図りながら策定されており、既に調整されているものと考えられる。 このため、県が削減計画を策定する場合、国が示した基本方針で割り当てられた各都道府県の削減目標量の枠内で計画を策定する限り、調整を再度行う必要はなく、よって環境大臣への協議も不要と考える。 【支障事例】 実際に第7次総量削減計画策定時の協議、同意の手続きには約2か月を要しているが、手続の簡素化を図ることでより積極的に目標を達成させることが可能となる。	
26年	957	環境・衛生	知事会	中国地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	水質汚濁防止法第4条の3	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止	国が定める総量削減基本方針に基づき都道府県知事は、総量削減計画を策定・変更する際に義務付けられている環境大臣の同意協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定に時間を要する(H23策定時には、国への協議に約2か月を要した。)。同意協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の手続フロー(①国との事前調整→②審議会諮問→③国への協議)における③の廃止となり、H23策定では約2か月(現行の標準処理期間)ペースで協議40日)の期間短縮効果が見込まれる。 【懸念の解消】 国は、同意協議を行う理由として、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保を挙げているが、都道府県は、国と事前調整を行いつつ、都道府県ごとの削減目標量を定めた国総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を策定している。大臣同意を廃止したとしても、上記①の段階で大臣意見を聴取することにより、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保は担保される。	
26年	240	環境・衛生	都道府県	広島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止	市町村分別収集計画に適合するよう都道府県が策定する都道府県分別収集促進計画の策定義務を廃止する。	【制度改正の必要性】 都道府県分別収集促進計画は、市町村分別収集計画に適合するよう定めるとされており、市町村の分別収集量を集約するもので、策定意義に乏しい。 【懸念の解消】 第6条に規定する都道府県の責務である市町村への技術的援助等は、法の規定により、本計画とは関係なく実施可能である。 また、第9条第4項、第5項の市町村の提出義務等については、県において技術的支援、助言等を実施するために市町村計画の内容を把握する必要があるため、現行のままとするのが望ましいと考える。	
26年	773	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を必要とする人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならず、また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	4【環境省】 (3)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	978	環境・衛生	都道府県	鳥取県	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19条、第20条、第39条、第40条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・報告・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・報告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一つの都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】 4【環境省】 (3)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	447	環境・衛生	都道府県	神奈川県	環境省	A 権限移譲	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成18年環境省令第3号)第25条第1項第25条第1項	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成18年環境省令第3号)第25条第1項に規定する申請等の理由に係る事務の移譲	申請等の理由に係る事務は、保健所設置自治体で実施しているが、独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2の規定に基づく委託契約事務となっているので、法に基づく事務として明確にする必要がある。	独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区又は環境大臣の指定する者と、委託契約を締結して經由事務を既に実施しているところなので、実態にあわせ法に基づく事務として位置づける必要がある。	
26年	739	環境・衛生	中核市	豊田市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2、第14条第5項、第14条の5第5項、第15条の2	廃棄物処理施設等の設置許可に当たっての立地基準等の条例委任	廃棄物の処理施設等の立地基準について、地域の実情に合わせて、条例により設定できるように規制緩和を行う。	【地域の実情】 現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、同法に定める施設の技術的基準に適合していれば、廃棄物の処理施設を設置する場所について規制を受けないため、許可権者としては許可せざるをえない。 【支障事例】 豊田市においては、住宅地の隣地における廃棄物の処理施設の不適正処理(過剰保管)により、周辺環境への影響が問題となり、また、自然豊かな山間での産業廃棄物最終処分計画に対して反対署名運動が行われた。 【制度改正の必要性】 施設の技術的基準のみによって廃棄物の処理施設が許可されると、廃棄物の処理施設のもつ負のイメージや不適正処理が行われた場合の影響などから、廃棄物の処理施設が建設される場所の周辺における住宅の立地状況や自然環境、地域(観光)資源等の状況によっては、住環境や地域経済は大きな影響を受けることになる。よって、各地域の実情に合わせて、条例により立地基準を設定できるようにしていきたい。 【解消策】 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正して、住宅環境、自然環境、地域資源等の各地域の実情に合わせて、廃棄物の処理施設の立地基準を条例により設定することができるように、立地基準の設定権限を都道府県、指定都市、中核市等に移譲してもらいたい。 【効果】 地域の実情に合わせた立地基準に従って廃棄物の処理施設が立地することにより、計画的なまちづくりを行うことができ、住民の生活環境の保全や地域振興に寄与することができる。	
26年	774	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省、経済産業省	A 権限移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条、第16条、第17条	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への小型家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が顕在化してから後追いで状況把握、対応を行うなどことを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	4【環境省】 (8)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)(経済産業省と共管) 認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	977	環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省、経済産業省	A 権限移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条から第17条	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査および指導、助言に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	【再掲】 4【環境省】 (8)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)(経済産業省と共管) 認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	981	環境・衛生	都道府県	鳥取県	環境省、経済産業省	A 権限移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条～第17条	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	[再掲] 4[環境省] (8) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)(経済産業省と共管) 認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	775	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する限として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	4[環境省] (5) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	979	環境・衛生	都道府県	鳥取県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	[再掲] 4[環境省] (5) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	776	環境・衛生	都道府県	兵庫県、徳島県	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	A 権限移譲	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する限として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	4[環境省] (2) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管) 特定資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	824	環境・衛生	都道府県	兵庫県、大阪府	環境省	B 地方に対する規制緩和	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第7条第3項	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第7条第3項の廃止	計画対象範囲が県内で完結する総量削減計画を策定時の環境大臣への協議を不要とし、報告とすること。	【現行】 現行では、計画対象範囲が県内で完結する総量削減計画の策定時には、環境大臣に協議しなければならない。 【支障事例】 県の策定協議会を経た計画案について、関係府省との調整に時間を要する上、国との協議で修正が必要となった場合、再度協議会に説明するが生じ、策定まで更に時間を要することとなる。 【改正の必要性】 そもそも、国の基本方針そのものが、国の関係府省の施策及び対策地域間における施策の整合性を反映させたものであり、その基本方針の枠内で、県が総量削減計画を策定する限り、調整を再度行う必要はない。 また、総量削減計画の策定に当たっては、県内関係者により構成される協議会からの意見聴取を経て策定されることから、国が関与を行うことは、効率的な総量削減計画の策定を阻害し、都道府県毎の特徴的な施策の自主性を損なうことになるため、環境大臣への協議は不要である。	
26年	976	環境・衛生	その他	関西広域連合	経済産業省、環境省	A 権限移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律第37条、第39条、第130条第3項、第131条第2項	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勸告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勸告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勸告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求めているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることが出来る。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	4【環境省】 (6)使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)(経済産業省と共管) 自動車製造業者等に対する指導、助言、勸告、命令、報告徴収及び立入検査並びに自動車製造業者等の委託を受けた者に対する報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	980	環境・衛生	都道府県	鳥取県	経済産業省、環境省	A 権限移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律第24条、第26条、第37条～38条、第90条、第130～131条	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言・命令に係る事務・権限の移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	[再掲] 4【環境省】 (6)使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)(経済産業省と共管) 自動車製造業者等に対する指導、助言、勸告、命令、報告徴収及び立入検査並びに自動車製造業者等の委託を受けた者に対する報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	A 権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法6条においては、「地方公共団体は、基本方針ののっとり、エネルギーの需給に關し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実に努めている。これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限がないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	4【環境省】 (1)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管) 特定事業者等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	934	その他	都道府県	埼玉県	環境省	A 権限移譲	生物多様性保全推進支援事業実施要領 生物多様性保全推進交付金交付要綱 生物多様性保全推進交付金取扱要領	生物多様性保全推進支援事業に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち生物多様性保全推進支援事業から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強く、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	836	土木・建築	一般市	三鷹市	国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	下水道法第22条	公共下水道の設計者等の資格条例に委任し、より地域の実情に応じた資格の設定を可能とする。	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格に委任し、より地域の実情に応じた資格の設定を可能とする。	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格について下水道法第22条で定められているが、職員の配置については、各自治体における人事や人材育成方針等に基づき実施され、職員採用や人事任用制度もあり、当該職員のみの職員配置は難しい状況にある。 また、職員の在職年数が長くなり、新たな職員が配置できず技術の伝承に支障をきたしている。	6【環境省】 (1)下水道法(昭33法79)(国土交通省と共管) 公共下水道又は流域下水道の設計者しくは工事の監督管理又は維持管理を行う者の資格要件(施行令第15条及び15条の3)のうち技術上の業務従事経験について、下水道管理をめぐる状況の変化に鑑み、下水道以外の一定のインフラに関する経験を算入できるようにするとともに、下水道に関する経験を緩和する方向で検討を行い、平成27年中に必要な措置を講ずる。
26年	260	消防・防災・安全	指定都市	相模原市、浜松市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲	現行、自衛隊への派遣要請は都道府県が行うこととされているが、災害現場の状況を直接知ることができ、かつ、都道府県と同等の規模能力を有する指定都市へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 近年のゲリラ豪雨など、局地的、即時的な自然災害が増加している状況を踏まえると、人命が脅かされる災害が発生し、それが市町村の対応能力を超えることが明白になった場合、広域調整を経ずして、災害現場の状況を知りうる市町村がいち早く災害派遣要請を行うことができるよう、自衛隊法を改正すべきであると考え、それを基本としながら、以下の考え方により、まずは指定都市にその権限を移譲する必要があると考える。 指定都市は基礎自治体である一方で、道府県と同等の権限を有していること。日ごから、訓練等を通じ、自衛隊、警察、医療機関等との情報の共有や連携を円滑に遂行できる環境を整えていること。 指定都市には、道府県による出先機関などの行政支援機能がほとんど置かれておらず、また、土木事業をはじめ、災害時の対応につながる事業についても、指定都市がその多くを行っていることから、道府県が指定都市の状況を把握しにくい状況にあると考えられること。	
26年	430	消防・防災・安全	中核市	郡山市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	浸水被害による住民の孤立化、雪害における道路の除雪等などの地域のみが直接的に把握できる被害に限定し、市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるような権限を付与し、都道府県へは事後報告とする。	【提案事項・制度改正の必要性】 自衛隊法第83条第1項に「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。」と示されている都道府県知事の自衛隊への災害派遣の要請権限について、浸水被害による住民の孤立化、大雪による雪害において道路の除雪等を速やかに行う場合などに限定し、災害救助活動をより迅速かつ的確に行うため、地域の被災状況を最も把握し、警察、消防等関係機関との連携により、市民の生命、身体及び財産を守る被災市から直接、自衛隊の派遣を要請できるよう権限を移譲すること提案する。 詳細については別紙あり。	
26年	628	消防・防災・安全	都道府県	長崎県	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	自衛隊に対する災害派遣の要請手続きの都道府県知事から市町村長への権限移譲	自衛隊への災害派遣の要請手続きを、都道府県知事から直接市町村長まで拡大する権限移譲	【支障・制度改正の必要性】 現状では、自衛隊法第83条第1条により、災害発生後、人命・財産の保護のために必要がある場合、市町村長が都道府県知事に依頼し、自衛隊への災害派遣要請することが原則となっている。しかしながら、市町村合併も進展し、区域が広域化するとともに、災害の種類が多様化、大型化している中で、より迅速に効率的に対応するためには、市町村長の権限として、直接災害派遣要請ができることが求められると考える。 台風や大雨などの風水害はある程度の予測・準備の対応は可能であるが、地震や大規模な事故などの対応は特に緊急性を要するので、避難勧告、避難指示の権限を有する市町村長の判断のバックボーンとなるものと考え、市町村長へ権限を拡大しても、同時に都道府県知事への通知や報告を行うことで、都道府県の応援や協力体制も可能になると考える。	
26年	683	消防・防災・安全	指定都市	横浜市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	自衛隊の災害派遣要請権限の全市長への移譲	市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようにし、派遣要請は都道府県に事後報告することとする。	【制度改正の必要性】 大規模災害発生時においては、72時間以内の人命救助に象徴されるように、迅速な応急対策が求められる。 【制度改正による効果】 権限を最も把握している現場の被災市の市長である市長から、取りまとめ役の県を経由することなく、直接、自衛隊に対して災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大規模災害発生時の通知事務の簡素化や迅速な派遣要請の実施につながり、住民の生命を守るための救助活動等も、より迅速な対応となることが見込まれる。 【懸念の解決策】 なお、本提案は、災害対策法の前提である「地方公共団体による広域的な対応を行っても解決できない場合」を前提としており、要請をするときは、既に地方公共団体では対応できない状況で、迅速性や事務の効率化を最優先に考えるべきであることから、都道府県知事のみが災害派遣要請を行う合理的な理由はない。また「要請が集中する」との懸念については、そのような状態は大きな被害が想定される災害であり、権限移譲による弊害ではなく、むしろ国において情報収集が遅くなる要因となるのではない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	183	消防・防災・安全	都道府県	秋田県	厚生労働省、復興 庁	B 地方に対す る規制緩和	被災した子ども の健康・生活対策 等総合支援事業(子 育て支援対策補助 金)実施要綱	被災した子どもの 健康・生活対策等 総合支援事業(子 育て支援対策補助 金)の拡大	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策補助金)中の「子ども健やか訪問事業」及び「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」について、実施主体及び事業者に被災県以外の現に避難者を受け入れている都道府県を加えること	【見直しの必要性】平成26年度に創設された「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策補助金)」における「子ども健やか訪問事業」は、東日本大震災により被災し仮設住宅で長期間避難生活を余儀なくされている子どもを持つ家庭等に対し訪問指導を行う事業であり、「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」は、被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を行う事業である。 両事業はいずれも事業主体は被災県(岩手県、宮城県、福島県)及び被災指定都市(仙台市ほか)に限定されており、被災児童を受け入れている都道府県では活用することが出来ない。被災県以外に避難されている家庭等では、二重生活による生活費の掛かりましや父親の不在による子どもへの影響、親のストレス等多くの問題を抱えている。避難先がどこであろうと避難している子どもを持つ家庭等や子どもたちに対する相談・支援を行うことは必要であり、被災県以外でもこの事業が活用できるよう見直しを行う必要がある。 【具体的な支障事例】受入都道府県と被災県は様々な面でお互い連携を図りながら事業を実施しているが、上記事業の実施要綱に基づき被災県以外に避難している子どもや子育て家庭等への支援事業を行うためには、実施主体である被災県等が避難先の都道府県等に事業を委託することが可能となる。しかしながら、県外避難者は全国に避難しており避難先の都道府県等に対し個別に事業委託をすることは現実的には困難であると考えられる。また、本県には4県から避難されている方がいるが、仮に事業を実施しない県があった場合、避難者として同じ県に避難しているにも関わらず、避難元によって支援サービスが受けられないといった事態が生じる。受入都道府県は避難元がどこであろうと平等に支援を行っている。 【見直しによる効果】受入都道府県の避難者については受入自治体が一番実情を把握していることから、受入都道府県が実施主体及び事業者となることで、避難元がどこであろうと避難している子どもや子育て家庭等に対し等しくサービスの提供が可能となり避難している方々は安心して生活を送ることができる。	6【復興庁】 (1)被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(厚生労働省と共管) 「子ども健やか訪問事業」等の実施主体を、被災県・被災県内の市町村としている要件について、事業の積極的な活用を図るため、避難者のいる都道府県又は市町村等への委託により実施することができることを周知する。 【措置済み(平成26年9月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課通知)】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	730	その他	都道府県	新潟県	総務省	対象外	地方債制度の見直し	地方債制度の見直し	成果指標と結果に基づく目標管理型の新たな地方債制度への転換 ・地方債の使途ではなく、効果を重視した制度への転換 ・成果指標を設定し、その目標達成のために必要な施策を展開するための財源として、使途の定めのない地方債を一定枠で自由に発行できる制度 ・地方分権時代にふさわしい、地方の裁量と責任を尊重した制度	【制度改正の必要性】 現在の地方債制度は、地方財政法により対象事業が建設事業等に限定されるなど、使途に制限がある。 また、地方債が正しく使用されているかが重視されており、施策目的達成のために有効かといった観点での制度になっていない。 【制度改正の内容】 地方債の使途ではなく、効果を重視した制度への転換を図り、地方自治体において成果指標を設定し、その目標達成のために必要な施策を展開するための財源として、使途の定めのない地方債を一定枠で自由に発行できる制度に転換すべき。	【対象外】
26年	33	土木・建築	都道府県	愛知県	内閣府、国土交通省	対象外	道路法施行規則(一般国道の指定区間を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準)第1条の2	直轄道路の事務・権限の移譲	平成25年12月の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針(閣議決定)」に基づき、直轄道路の事務・権限の移譲、及び直轄事業のあり方について、適切な見直しを行うこと。	【制度改正の必要性】 直轄道路の移譲に伴う財源措置について、所要の法整備を行った上で確実に措置するとともに、個別協議において合意に至らなかった路線についても、引き続き移管に向けた検討を進められた。 なお、国と地方の役割分担や社会資本を巡る状況変化を踏まえ、国際拠点空港と高規格幹線道路を直結する道路(西知多道路)など、直轄事業のあり方についても、適切な見直しを行われた。	【対象外】
26年	264	雇用・労働	都道府県	埼玉県	厚生労働省	対象外	障害者雇用促進法 第38条、第43条、第46条、第47条、第82条 等	障害者雇用の実態に関する情報の開示	ハローワークが各種法令に基づき事業主に対して行う指導権限の移譲については「ハローワークの地方移管」の中で包括的に求めているところであるが、移譲が実現するまでの間においても障害者雇用に関する事業主への調査結果等について地方自治体への情報開示を進めること。	【制度改正の必要性等】 民間企業の障害者雇用率は本社所在地別の集計となっており、障害者雇用の実態を的確に反映したものになっていない。 (本県では県外に本社がある事業所が多く、障害者雇用率が実態より低く出る傾向がある。) 本県は効果的な障害者雇用施策を推進するには事業所所在地別の障害者雇用率を調査・公表すべきであることをかねてから主張しているが、実現していない。 効果的な障害者雇用促進施策を推進するためにも、県内事業所における障害者雇用の実態把握は不可欠である。 このため、国が行っている障害者雇用の実態調査結果データなど、地方自治体が必要とする情報の開示を積極的に進めること。	【対象外】
26年	284	環境・衛生	都道府県	埼玉県	経済産業省、国土交通省	対象外	住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギーハウス支援事業)公募要領 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業公募要領	既存住宅の省エネ化、再生可能エネルギーの一層の活用及び蓄電池の普及を進めることを目的とする補助事業について、一般住民及び中小企業等が主体となって取り組むことができるよう補助要件及び申請手続を簡略化すること。	【制度改正の必要性等】 経済産業省及び国土交通省が所管する「ネット・ゼロ・エネルギーハウス支援事業」及び「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」は、年間一次エネルギー消費量がネット概ねゼロとなる新築及び既築の住宅への補助事業である。前者は建築主または所有者に対して、後者は中小工務店を交付対象とした事業であるが、住宅の熟損失係数やエネルギー削減率を算出しなければならないため、一般住民や中小企業では申請が困難である。 また、年間一次エネルギー消費量がネット概ねゼロになるまでには至らない省エネ改修等についても対象にするなど、一般住民が取り組むことができるようにする必要がある。 既存住宅の省エネ化、再生可能エネルギーの一層の活用及び蓄電池の普及を進めるため、住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギーハウス支援事業)公募要領及び住宅のゼロ・エネルギー化推進事業公募要領を改め、一般住民及び中小企業等が主体となって取り組むことができるよう補助要件及び申請手続を簡略化すること。	【対象外】	
26年	868	消防・防災・安全	指定都市	さいたま市	内閣府	対象外	民法第717条	災害時の、民間事業者が保有する施設を一時滞在施設として使用した際の施設管理責任について、施設を開放し、かつ、災害発生時前の施設管理を怠らなかつた場合に、民法における「建物所有者の無過失責任」を免除する	災害時に民間事業者が保有する施設を一時滞在施設として使用した際の施設管理責任について、施設を開放し、かつ、災害発生時前の施設管理を怠らなかつた場合に、民法における「建物所有者の無過失責任」を免除する	【制度改正の必要性等】 帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設について、自治体の公共施設だけで想定される帰宅困難者を収容することは不可能であり、民間事業者の協力が不可欠である。 しかし、民法第717条の「建物所有者の無過失責任」では、災害時に善意で帰宅困難者を受け入れた場合であっても、建物所有者に賠償責任が及ぶ場合があり、民間事業者が自治体へ一時滞在施設として協力することへの阻害要因となっている。 そのため、民間事業者の協力をさらに得るために、施設を開放し、かつ、災害発生時前の施設管理を怠らなかつた場合に、民法における「建物所有者の無過失責任」を免除する等の見直しが必要と考える。	【対象外】

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	144	その他	施行時特例市	草加市	総務省	対象外	特別交付税に関する省令第3号、第4条第1号ホ、第5条	特別地方交付税の減額に対する見直し	国は、自治体職員給与を国の基準に従って定めることを「是正指導」し、また職員定数においても更なる削減を行うことを求め、その対応次第で地方交付税を増減するという手法で、自治体経営の根幹である行政組織運営に支障も思える関与を行っている。 この関与の見直しをお願いする。本提案は、税制改正に関する提案であり、国から地方への権限移譲にも規制緩和にも該当しないため、提案対象外である。	【紙帳参照】	【対象外】
26年	508	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	対象外	九州成長戦略アクションプラン	国際ビジネス交流・対日投資に関する事務に係る改善	当該事務に係る経済産業局としての事務の廃止	都道府県と重複している、経済産業局におけるセミナー・商談会の開催や英語版ツールの作成等の国際ビジネス交流・対日投資に関する事務を廃止し、二重行政を解消することにより、国としては、オールジャパンとしての事務に特化し、都道府県としては地域に根ざした国際ビジネス交流・対日投資に関する事務を担うことで、国と地方が連携した効果的な政策展開が期待できる。	【対象外】
26年	135	その他	施行時特例市	長岡市	総務省	対象外	地方税法第22条	税情報を福祉目的の給付等に活用できるような法整備	「臨時福祉給付金」のような課税状況を基準とする給付施策等を実施する場合、地方税法第22条の規定を回避できるような条項を盛り込んだ法律の整備	＜支障事例＞ 地方税法第22条の規定には税情報の「窃用」に対する罰則が規定されており、これは、地方において「個人情報保護審議会」など、あらゆる手段を講じたとしても免れ得ないものと解釈されている。 このたびの「臨時福祉給付金」では、住民税の「非課税」が根幹的要素となっており、対象者に漏れなく通知案内するためには、課税データを活用することが必要不可欠であったため、住民税担当課が、非課税者宛てに特別に送付する「非課税のお知らせ」に、「給付金」の申請書を同封するという「副余の策」で対応することしたが、税担当課との連携などやりにくいところがあった。 ＜解決策＞ 「控除」から「給付」へという流れにより、今後もこのような給付施策が増加していくことが予想される中、地方税法第22条に抵触しないような税情報の活用が可能となる法整備を要する。 「国民健康保険法」や「介護保険法」などにおいては、「収入の状況等の文書の閲覧」や資料の提供要求が本法に規定されていることで税情報の活用が可能となっているが、給付施策のために特別な立法措置を行うことは、今回と同様、時間的な制約などで立法できないことが想定されるため、汎用的な立法措置が必要と考える。	【対象外】
26年	53	土木・建築	都道府県	愛知県	国土交通省	対象外	道路整備特別措置法 第10条第1項、第4項、第12条第1項、第6項、第13条第1項、第15条第1項、第4項	地方道路会社が管理する有料道路の料金、徴収期間等に係る国土交通大臣の許可(認可)制から届出制への変更	地域の実情に応じた道路事業の推進のため、地方道路会社が管理する都道府県道等の有料道路の料金及び料金徴収期間等について、道路管理者が直接管理する有料道路と同様に柔軟に設定できるよう、国土交通大臣の許可(認可)制を届出制とすべき。	【制度改正の必要性】 第2次一括法により都道府県等が直接管理する有料道路については、条例に基づく管理運営が可能となり、国土交通大臣への届出のみで足りることとされた。地方道路会社が管理する都道府県道等の有料道路についても、生活対策・観光施策など地方の裁量で、地域の実情に応じた整備・管理・運営ができるよう、許可(認可)制を届出制に変更すべきである。	【対象外】
26年	937	土地利用(農地除く)	一般市	安城市	財務省(国税庁)	対象外	租税特別措置法第33条の4	5000万円控除特例の拡充	土地区画整理事業地区内において、事業のために土地建物の資産を譲渡した場合における租税特別措置法第33条の4の規定による5,000万円特別控除の特例について、同一事業で年をまたがって2回以上譲渡した場合でも、異なった場所の資産を、事業の進捗により年をまたがって2回以上譲渡する場合は、何度でも適用できることとする。	既成市街地の土地区画整理事業において、地区内に複数の土地・建物を所有している権利者の移転をする場合、一度の移転(建物除却)では対応できない。よって、複数年に渡り、複数物件の移転を行うが、2回目の移転の際、除却のみの場合だと取用代替も適用されないため、移転に対して権利者理解を得にくく、事業が停滞し、後続(玉突き)の移転者にも影響が出てしまう。計画的かつ円滑に事業を進めるためにも、異なった場所に複数の土地・建物を所有する者には、5000万円控除の適用を何回でも適用できるようにお願いしたい。	【対象外】
26年	800	医療・福祉	都道府県	兵庫県	厚生労働省	対象外	医師法第2条、第6条、第17条	粒子線治療施設等先端医療施設における外国医師の診察の業務解禁	自国において専ら放射線腫瘍医として従事し3年(注1)以上の経験を有する外国医師については、粒子線治療施設等先端医療施設での1年(注2)以上の研修の後、日本人の指導のもと粒子線治療施設での診察を可能とすること。 ※注1 外国人臨床研修制度の許可条件である外国医師の資格取得後の業務経験年数 ※注2 粒子線医療センターにおける標準研修期間	【現行】 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならないが、医師でなければ、医業をなしてはならないこととされている。 【支障事例】 現在、国内の放射線腫瘍医は絶対数が不足しているが、一方で、放射線治療患者はこの10年間で倍増しており、今後も増えていくものと考えられる。 【改正による効果】 外国医師を受入れることで放射線腫瘍医の絶対数の不足解消に役立ち見込まれる。あわせて、日本が誇る粒子線医療の海外における普及の促進に寄与し、粒子線治療装置の輸出の促進にも繋がっていくものと考えられる。 ※ なお、粒子線治療においては、内科や外科など違い、患者の容態が急変するようなことは少ないことから、外国医師に業務を解禁しても支障は少ない ※ また、海外からの患者にとっても自国の言葉を話せる医師の存在が安心感を与える。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	767	産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	経済産業省(特許庁)	対象外	中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業外国出願支援事業)の実施主体要件の拡大	中小企業外国出願支援事業では、都道府県ごとに事業実施主体(特許庁からの補助金交付対象)を「都道府県中小企業支援センター」(※以下「中小企業支援センター」という)に限っている。 現在、中小企業支援センターに指定される機関は各都道府県に1機関のみであるが、技術や知的財産等の専門知識を有している機関が他にも存在する場合があることから、より効果的に事業を実施するため、本事業の実施主体を1機関に限らず拡大すること。	【現行】 特許庁では、中小企業の海外への出願に係る費用の一部を補助する「地域中小企業外国出願支援事業」を平成20年度から実施している(平成26年度からは「中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業外国出願支援事業)」)。特許庁は、本事業は中小企業への経営支援の一貫として実施しているとの理由によって、各都道府県での実施主体を中小企業支援センターに限り認めている。 【支障事例】 兵庫県の中小企業支援センターである(公財)ひょうご産業活性化センター(以下「センター」という)は、特許に関するノウハウを十分有しておらず、また県の産業振興に係る事業を多数抱えており業務を遂行するリソースが不足しているため、平成25年度まで兵庫県では本事業が実施できていなかった。平成26年度からは、本事業を実施することになったものの、センターが抱える課題は解決されていないため、県が業務の多くをセンターに任せながら実施する状況となっている。 一方、県内における知的財産に係る事業(知財総合支援窓口「業務等」)は県の関係団体である(公財)新産業創造研究機構(以下「NIRO」という)で実施しており、知財に関するノウハウはNIROに集約されている。 【改正による効果】 本事業の実施主体を1機関に限らず、県の実情にあわせて、県内で中小企業の支援等を行い、かつ知的財産に関するノウハウ及び本事業の実施に意欲を有する機関においても実施可能とすることによって、中小企業に対してきめ細かく一貫した支援を実施することが可能となる。	【対象外】	
26年	155	産業振興	都道府県	鳥取県・徳島県	外務省	対象外	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条	ロシア人が日本に上陸する時に必要とされている査証とされている査証取得(1回の滞在期間が15日以内)を可能とする。	ロシア人が日本に上陸する時に必要とされている査証とされている査証取得(1回の滞在期間が15日以内)を可能とする。	・ロシア人観光客を増やし、地域経済の活性化と、訪日外国人の増加に寄与する。 ・日本の旅行会社が身元を保証し、ロシアの旅行会社が扱う旅行者を対象とすることで、不法滞在のリスクを回避する。 ・境港にはウラジオストク(ロシア)、東海(韓国)を結ぶ環日本海定期貨客船航路が平成21年6月に開設(境港 発着日9:00入港、土曜日19:00出港)。 ・境港近郊には皆治産種、大山、鳥取砂丘、松江、出雲など外国人・ロシア人観光客を惹きつける観光資源が豊富にある。 ・同航路による日ロ双方の観光客の増加を見込み、平成21年12月にロシアの旅行会社が境港に日本法人を開設しているが、同航路を利用するロシア人の数は少ない。 ・因みにロシアにおいて、港湾を限定し、団体観光参加者に限り72時間無査証で滞在することが平成21年5月から可能になった。 ・また、平成26年1月1日から韓国とロシアの国民は査証なしで最長60日まで相手国に滞在できるようになった。	【対象外】
26年	167	土木・建築	都道府県	鳥取県	農林水産省	対象外	土地改良法施行令(昭和24年 制令第295号)第59条 土地改良財産の 管理及び処分 に関する基本 通達5-0-4 (他目的使用等 の使用料)	農業用ダムの用水の使用料減免	農業用ダムのかんがい用水について、家畜の飲雑用水や夏場の乳牛の暑熱対策に導水して使用する場合、消費用水を導水して使用する場合は「目的外使用料」を減免できることとする。	農業用ダムのかんがい用水については、夏場の暑熱による乳牛の生乳生産量の落ち込みを回避するため、牛舎の室温を下げるため、屋根への散水や換気扇・扇風機送水、給餌装置による冷房などの対策には、大量の水道水が使用されている。 農業用ダムからのかんがい用水を、畜産用水に振り替えることにより、乳牛の暑熱対策と併せて畜産農家の経費削減につなげることが可能となる。 また、消費用水への活用については、特に北栄町旧栄村エリアにおいて、冬期の消費用水の水量不足が顕著で、消費ハイパからの散水量が十分なく、積雪時の地域交通の阻害されている。 この現状を踏まえ、農業用ダムからのかんがい用水を、不足する消費用水の補給に振り替える活用をすることで、冬期の地域生活の交通確保と産業振興と民生の安定に繋げることができる。 この場合における最大のボトルネックは、土地改良法施行令第59条の規定及び基本通達5-0-4に基づき、水使用の便益分の施設使用料を事業費の投入額の比率により支払う「バックロケーション」(目的外使用料)を求められることで、公共上水道を使用する場合に比較して割高となり、経済的メリットを享受できない。 このため、「バックロケーション」(目的外使用料)を減免できる規制緩和を行うことにより、かんがい用水の有効利用が図られ、酪農家の生乳生産安定化と経費削減、冬期の地域生活の安定的な交通確保や産業振興に資するに同時に、地域貢献用水としての多面的機能の認知度アップにもつながる。	【対象外】
26年	8	雇用・労働	一般市	新見市	総務省	対象外	地方公務員等 共済組合法第3 条第1項	保育士及び幼稚園教諭の人事異動に伴う共済組合の統一	幼稚園に勤務する職員であつても市町村職員共済組合への加入を可能とする。	本市では、保育士と幼稚園教諭を一本化して保育教諭とし、保育所と幼稚園の職員交流を促進するとともに、認定こども園については6園整備し、保育所と幼稚園の垣根を越えた子育て支援環境の整備を図っている。 平成25年7月からは幼稚園業務の所管を市長部局のこども課に移管し、保育所、認定こども園とあわせて一体的な児童福祉施策の整備に努めている。 こうした中、職員の加入する共済組合については、幼稚園勤務の場合は公立学校共済組合、保育所勤務の場合は市町村共済組合と認められているため、幼稚園と保育所を併せて加入する共済組合に変更してはならず、その都度、本人及び市に多量の事務が生じ負担となるほか、共済が実施する福祉事業(生命保険、個人年金、貸付等)の継続ができないなど職員本人の不利益も生じている。 このため、幼稚園勤務となった場合においても、市町村共済組合に継続して加入できるような規制の緩和を望むものである。	【対象外】
26年	12	産業振興	一般市	新見市	内閣府(金融庁)	対象外	発行保証金の供託の免除(プレミアム付き商品券発行事業)	地方自治体の補助を受けて商工会議所が行う市内共通商品券発行事業(前払式支払手段)について、発行保証金の供託の適用除外とするよう制度改正を要望する。	新見市においては、本年4月の消費税引き上げにより、市内消費の落ち込みが懸念されることから、市内への経済対策として新見商工会議所が以前から発行していた、市内共通商品券10億円分に5%の上乗せをし、プレミアム商品券として、発行することになった。5%の上乗せ部分の5千万円は本市の補助とし、今年4月～6月に販売した。 しかし、新見商工会議所が発行している市内共通商品券は、使用期限のない前払式支払手段により発行しているため、資金決済に関する法律、及び資金決済に関する法律施行令により、基準日未使用残高の二分の一の額に相当する額の発行保証金を、最寄りの供託所に供託しなければならず、発行できる新見商工会議所にとっては大きな負担となっている。 このため地方自治体の補助を受けて商工会議所が行う市内共通商品券発行事業については供託金の規制適用除外とするよう制度改正を行うものである。	【対象外】	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
26年	11	土木・建築	一般市	新見市	農林水産省	対象外		補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等 公共的団体による取得した財産の承認基準について(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房総務課長通達)第5条	「補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について」(平成20年4月17日付け20経第112号大臣官房長通知)により補助事業等により取得した財産処分について、一定期間を経過した財産の処分は補助金の返還を緩和されているところであるが、公共的団体が行う財産処分についても地方自治体と同様の基準に緩和することを要望する。	公共的団体である本市の森林組合は、平成17年の市町合併に合わせて旧1市4町の各森林組合の合併により誕生した。 合併前の各森林組合が国庫補助事業等により整備した施設について、合併後の社会情勢の変化や森林組合の事業内容等の変化により施設整備当初と大きく状況が変化し、その見直しの必要も生じている。 また、林業自体の衰退が激しく、木材価格の低迷や組合員数の減少により森林組合の経営も困難な状況となっている。 このような状況の中で、本市森林組合が経営改善のため各施設の見直しを検討しているが、長期利用財産(補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により10年を経過したもの)の処分(解体)を行った場合、国庫補助金の返還が生じる(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房総務課長通達(以下「総務課長通達」という。))別表3目的外使用の部上記以外の場合の款)。しかし、地方公共団体である本市が所有する施設を同じ条件で処分する場合は国庫補助金の返還は生じない(総務課長通達別表2目的外使用の部収益がない場合の款)。 公共的団体においても地方自治体と同様に合併後の財産の取り扱いについては、地方自治体と同じ条件になるよう財産処分等の承認基準を緩和されるよう要望するものである。	【対象外】	
26年	244	土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	対象外		道路整備特別措置法第10条第4項、第12条、第13条第1項	道路整備特別措置法に基づく地方道路公社が管理する有料道路の料金設定における国土交通大臣の許可及び認可の廃止	【制度改正の必要性】 地方道路公社が管理する有料道路は、利用実態上、地域に密着した利用が大勢であり、その料金は地域生活に大きな影響を与えることから、地域の実情に応じた柔軟な対応が必要である。 このため、地方道路公社が管理する有料道路において、生活対策・観光施策など地方の観点で、地域の実情に応じた整備・管理・運営が可能となる。 【支障事例】 直近において、料金値上げに伴う償還期間延長について国に事前相談したところ、他事例がないこと、他の全国の有料道路への波及が懸念されることなどから、認められなかった事例がある。	【対象外】	
26年	364	その他	都道府県	広島県	総務省	対象外		町村設置の福祉事務所に係る経費の特別交付税から普通交付税への変更	特別交付税で措置されている福祉事務所設置町村に要する経費の普通交付税への移行	【具体的支障事例】 特別交付税による措置の場合、留保等により年度末の3月にならないと福祉事務所経費の措置が確定されないため、予見性及び安定的な財政運営に問題がある。 経常的経費である福祉事務所設置費の財源が、特別交付税(臨時収入)で措置されているため、経常収支比率が実態を反映したものとならない。 【課題の解消策】 このため、特別交付税で措置されている福祉事務所設置町村に要する経費の普通交付税への移行を求める。	【対象外】	
26年	841	運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	対象外		道路運送法第82条	過疎地域等における人・物の効率的な輸送に向けた規制緩和	過疎地域等において、旅客及び貨物を効率的に運送できるよう、道路運送法等の弾力的な運用を可能とする。 ① 自家用有償旅客運送についても、事業者運行のバスと同様に、有償・無償を問わず少量の貨物運送を可能とする。 ② 旅客予約の無いデマンド運行便での貨物のみの運送を可能とする。	過疎地域等における市町村バスやNPO等による有償運送である自家用有償旅客運送については、「旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。」とする道路運送法上の規定が適用されないため、事業者運行バスと同程度の輸送サービス(有償・無償を問わず少量の貨物運送)ができない。 また、旅客の効率的な輸送手段であるデマンド運行(予約がある場合のみ運行する形態)においては、(事業者バス、自家用有償旅客運送車両ともに)旅客予約の無い便での貨物のみの運送はできないと解されている。 山間部から「道の駅」まで、高齢者の生きがいがつくりの環として農産物等の輸送ニーズがあり、これに対応するため、地域内を走る既存の旅客運送車両を活用したいが、現行制度では、車両を有効に活用することができない。 自家用有償旅客運送車両では、(旅客の運送に付随する)定期路線運行であっても、貨物の運送を有償で行うことはできないことから、農産物等の輸送のための料金を設定することはできない。 デマンド運行の期1便目で農産物等を道の駅まで出荷したいが、旅客予約が無い便で貨物のみ運送することが現行では認められていないことから、毎日必ず出荷できるとは限らない。 過疎地域等における貨物も含めた効率的な運送が可能となる。また、限られた車両の有効活用が図られる。	【対象外】
26年	843	運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	対象外		(法令)道路運送法第78条、道路運送法施行規則第48条ほか(通達等)過疎地有償運送の登録に関する処理方針についてほか	自家用有償旅客運送事業の事務権限の移譲に合わせた運用ルールの緩和	中山間地域や島嶼部等においては、採算性の点から交通事業者参入が期待できない地域が存在し、このような地域においては、自治体やNPO法人が運行する自家用有償旅客運送が行われている。 自家用有償旅客運送の登録には、その前提としてNPO等の法人格のある団体を設立する必要があるが、高齢者の多い過疎地域等では、登録の条件である法人格のある団体を地元住民で設立することは難しく、また、自家用有償旅客運送の登録手続きも煩雑でハードルが高い。 例えば、バス事業者に加え、タクシー事業者の参入も見込めない限定された地域内における住民の確保のための一つの手法として、地域通賃を活用した住民相互活動による運送形態についても、燃料費の負担や事業の反復性の度合いによっては、現行制度上では、自家用有償旅客運送としての登録が必要となる。 制度を活用できる地域が広がることで想定され、特に過疎地域等における地域交通の課題解決に向けた取組みへの支援となる。	【対象外】	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	968	土木・建築	知事会	中国地方知事会	国土交通省	対象外	道路整備特別措置法第10条第4項、第12条、第13条第1項	地方道路公社が管理する有料道路の料金設定における国土交通大臣の許可及び認可の廃止	道路整備特別措置法に基づく地方道路公社が管理する有料道路の料金設定における国土交通大臣の許可及び認可を廃止し、届出制に変更する。	【制度改正の必要性】 地方道路公社が管理する有料道路は、利用実態上、地域に密着した利用が大勢であり、その料金は地域生活に大きな影響を与えることから、地域の実情に応じた柔軟な対応が必要である。届出制とされた場合、地方道路公社が管理する有料道路において、生活対策・観光施策など地方の課題で、地域の実情に応じた整備・管理・運営が可能となる。 【支障事例】 直近において、料金値下げに伴う償還期間延長について国に事前相談したところ、他事例がないこと、他の全国の有料道路への波及が懸念されることなどから、認められなかった事例がある。	【対象外】
26年	954	その他	知事会	中国地方知事会	総務省	対象外	地方交付税	町村設置の福祉事務所に係る経費の特別交付税から普通交付税への変更	特別交付税で措置されている福祉事務所設置町村に要する経費の普通交付税への移行	【具体的支障事例】 特別交付税による措置の場合、留保等により年度末の3月にならないと福祉事務所経費の措置が確定されないため、予見性及び安定的な財政運営に問題がある。経常的経費である福祉事務所設置費の財源が、特別交付税(臨時的収入)で措置されているため、経常收支比率が実態を反映したものとならない。 【課題の解消策】 このため、特別交付税で措置されている福祉事務所設置町村に要する経費の普通交付税への移行を求める。	【対象外】
26年	282	教育・文化	都道府県	埼玉県	文部科学省	対象外	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、第5条、第6条、第17条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第7条第2項、第3項、第4項 高等学校等就学支援金交付要綱 高等学校等就学支援金事務処理要領	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、第5条、第6条、第17条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第7条第2項、第3項、第4項 高等学校等就学支援金交付要綱 高等学校等就学支援金事務処理要領	高等学校等就学支援金に係る所得の審査回数を縮小するとともに、単位制高校生への就学支援金の額の算出方法を簡略化(月額に割らず、1単位当たり単位のままで支給)することを求める。	【制度改正の経緯】 景気雇用情勢が依然として厳しい中、所得が低い世帯の生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から経済的負担を軽減する必要がある。平成26年4月から公立高等学校においても、就学支援金制度が導入された。 【支障事例等】 公立高等学校の定時制(単位制)及び通信制(単位制)では、授業料が高等学校等就学支援金の支給限度額を超過するケースが多く生じており、それを生徒や都道府県が負担している。通信制高校と単位制高校については、就学支援金の額が1単位当たり単価で定められており、月額で支給される。この結果、履修単位数によって生徒ごとに支給額が異なることになり、一人一人のデータ管理や集計作業が生じ、非常に事務が煩雑となっている。所得の基準年度が第1期と第2～4期で分かれており、制度が分かりづらい上、1年生は年2回の所得審査が必要であるなど、事務が煩雑となっている。また、生徒、保護者は申請に当たり、所得審査のための課税証明書等を添付する必要がある。 このため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第7条第2項、第3項及び第4項を改め、所得の審査回数を縮小するとともに、単位制高校生への就学支援金の額の算出方法を、月額に割らず、1単位当たり単価とし簡略化すべきである。	【対象外】
26年	280	環境・衛生	都道府県	埼玉県	経済産業省(資源エネルギー庁)	対象外	電気事業法施行規則附則第17条	電気自動車用普通充電器の設置に係る電気事業法の規制緩和	電気自動車用普通充電器を設置する場合においても、急速充電器と同様に、同一敷地内において複数の電気供給契約が可能となるように、電気事業法施行規則を改正すること。	【制度改正の必要性等】 施設への電気の供給については、原則、同一敷地内における複数の電気供給契約が認められていないものの、電気自動車用急速充電器を設置する場合にあっては、特例需要場所とされ、別途電気供給を行うことが可能になった。しかしながら、普通充電器にあっては、特例需要場所には含まれないことから、既存施設から電気供給を行うことが必要であり、設置場所が電源から遠い場合、その設置に過大な負担が生じている。 本県においては平成26年3月31日時点、埼玉県次世代自動車インフラ整備ビジョンに基づき、公共性を有する急速充電器182基、普通充電器94基が申請されており、急速充電器のみならず普通充電器についても設置の需要がある。このため、規制を緩和することにより、より一層の充電器の普及については電気自動車等の普及が期待できる。 電気事業法施行規則附則第17条を改正し、電気自動車用普通充電器を設置する場合においても、急速充電器と同様に、同一敷地内において複数の電気供給契約が可能となるように、電気事業法施行規則を改正すること。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	272	土木・建築	都道府県	埼玉県	農林水産省、国土交通省	対象外	土地改良法第90条 水資源機構法第26条 地方財政法第17条の2第2項 高速自動車国道法施行令第1条第3項 道路法施行令第23条第1項 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第2条第2項 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第11条第2項 地すべり等防止法施行令第10条	直轄事業負担金制度の廃止	直轄事業負担金制度のうち維持管理費負担金については平成23年度から全廃されたが、建設費負担金については廃止が実現されていない。建設費負担金についても早期に廃止すること。	【制度改正の経緯】 直轄事業負担金制度については、全国知事会等が長年にわたり長年にわたり廃止を求めてきた。直轄事業負担金制度のうち維持管理費負担金については平成23年度から全廃されたが、建設費負担金については廃止が実現されていない。 平成22年1月14日 国土交通省の「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」が公表した制度廃止に向けた工程表(素案)では、平成25年度までに「直轄事業負担金制度の廃止とその後のあり方について結論を得る」とされた。 平成24年11月30日「地域主権推進大綱」が閣議決定され、直轄事業負担金の廃止について、平成25年度までに「直轄事業負担金制度の廃止とその後のあり方について結論を得る」と明記されたが動きはない。 【制度改正の必要性等】 直轄事業負担金制度は、国の事業に対して地方が費用負担する不合理な制度であり、埼玉県の直轄事業負担金は272億円に達しており、大きな負担を強いられている(平成26年度当初予算額)。 道路法施行令第23条第1項等による建設費に係る直轄事業負担金制度を早期に廃止すべきである。	【対象外】
26年	873	医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	対象外	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令	地方単独事業として実施する福祉医療制度における国庫負担金の減額措置の撤廃	地方自治体が単独事業として、医療費の一部負担の免除等の福祉医療制度等を実施している場合に行われる、国庫負担金の減額調整措置を廃止すること	地方自治体が、単独事業として実施している医療費の一部負担金の免除等の福祉医療制度等は、地域住民の福祉向上を目的とした重要な施策であり、国庫負担金等において減額措置を講ずるべきではなく、住民福祉に大きく貢献している実態を踏まえた制度とすべきであるとする。	【対象外】
26年	573	土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	対象外	河川法第23条	水利使用許可に関する基準	河川法第23条(流水の占用の許可)における、水道事業者等からの水利使用許可申請に対する河川管理者の審査の判断は、「需要量」が基準となっているが、今後は、大規模災害等の発生に備えた水流量をも含めて予め許可していただけるように、申請者の立場として、規制の緩和を提案するもの。	これまで神奈川県は、戦後高度経済成長期に急増する水需要に対し、県の重要施策として、相模川と酒匂川の水源地開発を行ってまいりました。 現在、水需要が安定して推移している現状において、神奈川県の水流量は、県民が安心して生活し、企業も安定した事業活動を営むための必要量を確保できている状況です。 近年、水資源をとりまく社会情勢においては、今後起こり得る大規模災害や水質事故に備え、必要最低限の水の確保、いわゆる「ゼロ水」とならないための方策が求められており、水道事業者等は、大規模災害等に備えるべく、これまで開発してきた水流量を最大限確保する事を目指しています。 しかし、現行の河川法に基づく水利使用許可に係る水量の判断は、「需要量」が基準となっており、今後人口減が予測されるなか、水流量を最大限確保する事について、河川管理者から許可を受けることが難しくなることが懸念されています。 また、水道事業者等は、これまで、相模川及び酒匂川における水質事故や大震災等に備え、災害時に備えた水量の検討を実施してきましたが、東日本大震災を契機に、更なる検討が必要となりました。 そこで、水利使用許可の審査にあたり、神奈川県が水源開発してきた範囲の中で、大規模災害等の発生に備えた水流量を予め許可していただけるように、水利使用申請者の立場として、規制の緩和を提案します。 これにより、我々水利使用申請者は、大規模災害発生時等においても、必要最低限の水の確保が可能となり、幅を持った社会システム構築の一翼を担えると考えられます。	【対象外】
26年	733	教育・文化	都道府県	新潟県	文部科学省、厚生労働省	対象外	大学、大学院、短期大学及び高等専門学校 の設置等に係る認可の基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号)第1条第二号 大学設置基準(昭和31年文部科学省第28号)別表第1口	医学部新設等医師養成に関する規制緩和 医学部新設に関する規制緩和 医学部定員の上限に関する規制緩和	医学部新設に関する規制緩和 医学部定員の上限に関する規制緩和	【制度改正の必要性】 本県の平成24年末現在における人口10万人当たり医師数は195.1人で、全国平均(237.8人)と比較し約43人少ない全国第42位となっており、全国との格差は広がる傾向にあるなど、医師の絶対数不足が深刻。 医療の高度化や専門化等により、外科、産科・産婦人科、麻酔科などの人口10万人当たり医師数は、それぞれ全国順位第46位、第43位、第41位と特定診療科の医師が不足しており、救急医療や出産などへの影響が懸念。 本県の人口当たり医師数が少ない原因は、医師養成機関である新潟大学医学部定員が人口に比べて大幅に少ないことが主な要因と考えられている。 【支障事例】 現在、医学部の設置については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号)により、認可に係る審査の対象外となっている。 医学部定員についても、H20以降臨時的に増員が図られているものの、大学設置基準(昭和31年文部科学省第28号)により、現在140人が上限となっている。 【制度改正の内容】 こうした規制を廃止又は緩和し、地域の実情に応じて医師養成数の増を可能とすることが必要である。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	735	教育・文化	都道府県	新潟県	文部科学省、総務省	対象外	学校教育法附則第5条 地方独立行政 法人法第21条 第2号	公立大学法人の 附属幼稚園の設 置	公立大学法人が、附属幼稚園を設置できるようにす る。	【制度改正の必要性】 公立大学法人は、当分の間、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができないと定められているが、実践的な能力を持つ幼稚園教諭を養成するためには、大学と教育や研究面で十分な連携が図れる附属幼稚園を、公立大学法人が設置できるよう制度改正が必要である。 【支障事例】 平成21年に新潟県立女子短大を4年制大学化し、設置運営を公立大学法人が行うに当たり、同短大の附属幼稚園を法人に引き継ぐことができず、当該幼稚園を県の機関として残さざるを得なかった。 付属幼稚園から県立幼稚園になったために生じる問題点として、次のとおりである。 1 幼稚園の組織体制について、法人化前は大学教職員により幼稚園の園長をきむ組織編成ができたが、法人化後は県立高校の校長を園長兼務とするなどの体制となっているのが現状である。 2 次の理由から、県立大学の教育実習等の日程調整が難しくなっている。 県実施の教職12年経験者の研修(県立幼稚園も会場となる)等が優先される。 附属ではなくなったため、他大学からの実習生受入れが多くなっている。 【制度改正の内容】 公立大学法人が、附属幼稚園を設置できるようにする。	【対象外】
26年	734	環境・衛生	都道府県	新潟県	環境省、経済産業省(資源エネルギー庁)	対象外	環境影響評価法 環境影響評価 法施行令	再生可能エネルギー 発電設備導入に 係る環境アセ スメントの期間短 縮	再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセ スメントの期間短縮等、規制を緩和する。	【制度改正の必要性】 平成24年10月から風力発電が環境アセスメントの対象となり、平成25年4月から配慮書手続が導入され、環境アセスメントの手続に3～4年程度の期間を要すること等が、風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大の障壁となっている。 【制度改正の内容】 再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセスメントの期間短縮等、規制を緩和する。 【国の施策との関連】 国(資源エネルギー庁)では、平成26年度から「環境アセスメント調査早期実施実証事業」を実施し、環境アセスメントの手続期間の半減のための実証事業に取り組んでいる。	【対象外】
26年	729	その他	都道府県	新潟県	総務省	対象外	地方自治法第 14条	条例制定権の抜 本的な拡大	地方のことは地方で決定できることが基本となるよう、 法律の実施規定を「包括的に条例に委任」する一般原則、 基準を定めること。	【制度改正の必要性】 これまでの義務付け・枠付けの見直しは、対象項目の選定や「従うべき基準」の存在など、国主導の下で進められ、地方の意欲や工夫が十分反映できないため、地域の実情に応じた制度設計が行えるよう、抜本的かつ包括的に条例に委任できる仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 個別法令・個別条項の内容を問わず、通則法による条例の上書き権を保障すること、特に法律の規定(例、包括委任規定)を根拠として政省令等で義務付け・枠付けをしているものについては、条例委任すること。	【対象外】
26年	657	消防・防災・安全	一般市	加茂市	総務省(消防庁)	対象外	消防組織法、市 町村の消防長 及び消防署長 の資格の基準を 定める政令	市町村の消防長 及び消防署長の 職に必要な消防 に関する知識及び 経験を有する者の 資格の基準につ いて	市町村の消防長及び消防署長の職に必要な消防に關 する知識及び経験を有する者の資格の基準を定める する地方自治体が多いことから、基準を徹底するよう 措置すること。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号。以下「第3次一括法」という。)により、消防組織法第15条に定められていた市町村の消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を市町村の条例で定めることになった。市町村が条例で定めるに当たっては、政令で定める基準を参照することになっているが、政令第1条(消防長の資格の基準)第2号の「消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に二年以上あったものであること。」という基準を削除して条例制定する市町村が多く見受けられる。 地方分権により、いくら条例で自由に定められるからといって、徒に消防長及び消防署長の資格基準を狭め、政令の基準が理不尽に守られない事態は地方分権の行き過ぎであるので、是正するよう措置すること。 この件は、地方の消防官僚による民主主義の否定であり、改めるよう指導すべきである。	【対象外】
26年	127	土木・建築	都道府県	富山県	国土交通省	対象外	特定多目的ダム 法 第2条第1項、 第1条、第22条	ダム使用権の賃 与及び一時転用 等	ダム使用権について、本来の特定用途に供するまでの 間、第三者に賃与するとともに、特定用途以外の他用途 への一時転用を可能とする。	【規制緩和の必要性】 富山県では、国直轄の多目的ダム(宇奈月ダム)を水源とする水道用水供給事業(東部水道用水供給事業)を実施するため、特定多目的ダム法第17条の規定によるダム使用権の設定を受けている。 しかしながら、受水団体における水需要の伸び幅みから、浄水場等の専用施設の建設を見合わせており、現在のところ、ダム使用権は未利用となっており、取水に係る水利権の許可(河川法第22条)申請をしていないところである。 特定多目的ダム法では、第21条、第22条の規定においてダム使用権の第三者への賃与が認められておらず、また、同法第2条第1項の規定によりダムの用途が発電、水道、工業用水に限定されていることから、現行制度上は、水道用水としての水需要が発生するまでの一時的な賃与、他用途への転用(例、修景、消流費、地下水涵養、防火、発電等)ができない状況である。 県において多大な投資をして確保した水資源を有効に活用する観点から、こうした規制を緩和し、ダム使用権の第三者への賃与及び特定用途以外の他用途への一時転用を可能とすることは有意義と考える。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	577	医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	対象外	高齢者の医療 の確保に関する 法律第55条	後期高齢者医療 制度における財政 調整の仕組みづく り	後期高齢者医療制度における住所地特例制度の対象とならない次の①・②の場合について、施設所在地の市町村の財政負担が生じないよう、財政調整の仕組みを構築すること ①75歳以上の者が、老人福祉施設等への入所のために、広域連合内の市町村をまたぐ移動をした場合 ②75歳に達する前に、老人福祉施設等への入所のために、広域連合間で移動した場合及び広域連合内の市町村をまたぐ移動をした場合	【現行制度】 高齢者の医療の確保に関する法律第55条により、後期高齢者医療制度では、都道府県ごとに設置される広域連合が運営主体となっており、施設への入所等のため広域連合をまたぐ住所の移動があった場合には、前住所の広域連合が引き続き保険者となる住所地特例制度があるが、広域連合内の市町村間の移動については、広域連合間の移動の際に適用される住所地特例制度のような仕組みがない。 【制度改正の必要性】 老人福祉施設等が所在する市町村では、他市町村から入所している高齢者の定率公費負担分について財政負担が生じる。 加えて、75歳未満の者が他市町村の老人福祉施設等へ入所した場合、国民健康保険の住所地特例制度により前住所の市町村が保険者となるが、後期高齢者医療制度においては住所地特例制度が引き継がれないため、当該高齢者が75歳に達した際には、施設所在地の市町村の財政負担が生じることとなり、市町村間の財政負担の均衡を図る必要がある。	【対象外】
26年	445	医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	対象外	国民健康保険 法第70条第2 項 国民健康保険 の国庫負担金の減額 措置の撤廃	国民健康保険国 庫負担金の減額 措置の撤廃	乳幼児医療費の無償化に伴い発生する国民健康保険負担金の減額措置を撤廃する。	【現状】 国民健康保険においては、被保険者の診療に対し保険者である市町村が保険給付を行った場合、法律により国がその費用の32%を負担することとなっている(これを国庫負担金という)。 【支障事例】 市町村が、福祉政策の一環として乳幼児の医療費自己負担分を肩代わりして負担している場合(現物給付に限る)、国は、当該市町村に対する国庫負担金を減額して交付している(なお、岐阜県では、乳幼児医療費の自己負担分の50%、国庫負担金の減額分の50%を補助している)。この減額措置は少子化対策等に取り組んでいる地方の努力と相反し、これを阻害している。 【支障事例の解消策】 乳幼児医療費の無償化に伴い発生する国民健康保険負担金の減額措置を撤廃する。	【対象外】
26年	43	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	対象外	学校教育法 第108条 第122条 第132条	高等学校専攻科 卒業生の大学へ の編入学の制度 化	高等学校専攻科卒業生の大学への編入学に係る法的制約を撤廃すべき。	【制度改正の必要性】 産業の伝統を継承し、さらに発展させていくためには、専攻科でより高度な知識、技術・技能を身に付けた者が大学へ編入し、より専門的に研究をすることのできる環境を整えることが不可欠である。	【対象外】
26年	55	運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	対象外	道路運送法第 82条第1項	過疎地域におけ る市町村運営有償 運送(交通空白地 域)による貨物運 送の容認	一般乗用旅客自動車運送事業者に限って認められている旅客の運送に付随した貨物の運送を、過疎地域における市町村運営有償運送(交通空白地域)に拡大する。	【現状】 過疎地域における市町村営バスについては、乗車人員も限られていることから乗車スペースに空きがあるのが現状である。 【制度改正の必要性】 この空きスペースを活用して、生活物資や農作物等を有償で運搬することにより、効率的な運行と運行財源の確保が可能となる。	【対象外】
26年	710	運輸・交通	一般市	安城市	国土交通省	対象外	道路運送法施 行規則第5条	タクシー営業区 域の緩和	一般乗用旅客自動車運送事業におけるタクシー営業区域は、道路運送法施行規則第5条に基づき中部運輸局長が定める営業区域(西三河南部交通圏:碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市)としている。この区域が隣接していないがタクシー営業できない地区が存在する不合理が生じ、運行事業者の参入が限られてしまう弊害が出ている。従って、地方自治体が行なうコミュニティ交通の場面に限り、当該都市及び隣接する市町に営業拠点を置く事業者全てに、事業参入できるよう営業区域の規制緩和を行なう。	地方自治体が行なうコミュニティバスを補完する形で、公共交通不便地域に市民の移動手段として一般タクシーを利用した予約式乗り合いタクシー実施している。この事業については、昼間の空きタクシーを利用する触れ込みで、運行事業者の参入については問題なく実施できるものと考えていたが、近年のタクシー運転手不足の問題もあり、事業継続を行う場合の事業者選定に支障が出ている。広く運行事業者を選定しようにも縛りとしてタクシー営業区域が定められており参加できる事業者が限られてしまうため、せめて当該自治体に隣接するすべての自治体に営業拠点を置く事業者については事業参入できるようタクシー営業区域の緩和をお願いしたい。	【対象外】

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	711	運輸・交通	一般市	安城市	国土交通省	対象外	道路運送法第8条	自家用自動車による無償住民輸送における緩和	自家用自動車(白ナンバー)による無償輸送を行なう場合、地域住民が運転手を行う対価の支払いについて、自治体から現金等での支払いが出来るように規制緩和したい。	地方自治体が行なうコミュニティバスを補完する形で、公共交通不便地域に市民の移動手段を確保するに当たり、近年のタクシー運転手不足から予約式兼合い方式での事業継続が難しい状況となっている。そこで、地域住民による自家用車を利用した無償住民輸送を行う場合、その対価として現金等の支給が道路運送法上できない状況であるため、自治体から運行に必要な費用については現金等での対価の支払いが出来るよう規制緩和をお願いしたい。	【対象外】
26年	826	医療・福祉	都道府県	兵庫県	厚生労働省	対象外	国民健康保険の事務費負担金の交付額等の算定に関する省令第4条など	地方単独福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止	地方が単独で実施している重度心身障害児(者)、老人、ひとり親家庭、乳幼児・子どもを対象とした医療費助成制度の重要性や必要性に鑑み、国民健康保険の国庫負担金減額措置を直ちに廃止すること	【制度改正の必要性】 重度心身障害児(者)、老人、ひとり親家庭、乳幼児・子どもを対象として、各自治体において実施されている医療費助成制度は、医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるようにすることで健康の保持と福祉の増進を図るものとして、地方自治体で単独で実施しており、医療に関わるセーフティネットとして必要不可欠なものである。 【改正による効果】 地方単独福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は、国が本来果たすべきセーフティネットを担っている地方自治体の努力を阻害するものである。また、当該措置の廃止は、国民健康保険の財政基盤強化に資する。	【対象外】
26年	791	教育・文化	都道府県	兵庫県	文部科学省、総務省	対象外	学校教育法第2条、附則第5条、地方独立行政法人法第21条、第70条	公立大学法人の業務範囲の拡大	公立大学法人が、現行の学校教育法、地方独立行政法人法では認められていない大学及び高等専門学校以外の学校(小学校・中学校・高等学校)の設置管理を行えるよう現行法の改正を行うこと。	【現行】 兵庫県立大学は、附属の高等学校及び中学校を管理、運営し、大学やSpring-8等の近隣の研究施設等の活用により生徒の科学技術への関心を高めるとともに、中学・高校と大学を一貫した教育期間として捉え、特別推薦入試の実施や研究施設と連携した教育プログラムを開発し、これまで高い学習効果を得てきた。 【支障事例】 平成25年4月、兵庫県立大学が公立大学法人に移行したことから、現行の学校教育法、地方独立行政法人法では、附属中学校及び附属高等学校を管理、運営することができなため、県立大学の附属機関から附属中学校及び高等学校を切り離さざるを得なくなった。 【制度改正の必要性】 次代を担う科学技術における学術研究の後継者や国際感覚豊かな創造性溢れる人材を育成していくためには、県立大学のインシアテブのもと、最先端の研究施設や人的資源を有効に活用した県立大学との連携が不可欠である。	【対象外】
26年	823	環境・衛生	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	環境省	対象外	環境影響評価法第5条ほか	火力発電所等の環境影響評価手続きの合理化	各手続段階に規定されている縦覧期間を短縮するなど、国・自治体・事業者の運用改善等、火力発電所の設置に関してはこれまで蓄積してきた過去の事例や知見を基に方法書手続を簡略化してきた過去の事例や知見を基に方法書手続を簡略化するなど、環境影響評価手続を合理化すること。	【支障事例】 環境影響評価手続は、開発と環境保全を総合的に進めるために不可欠な仕組みではあるが、その手続には3年程度の期間が必要とされている。特に東日本大震災以降の厳しい電力需給ひっ迫等により、火力発電所の環境影響評価手続の迅速化が求められている。 【改正による効果】 環境影響評価法の各手続段階で規定されている縦覧期間を半減するなど、国・自治体・事業者の運用改善等による審査の期間短縮や、火力発電所の設置に関してはこれまで蓄積してきた過去の事例や知見を基に方法書手続を簡略化することなど、環境影響評価手続を合理化することで、事業計画の策定から運転開始までの期間短縮が可能となる(火力発電所の現状:新設で10年以上、更新で7~8年程度)。 【提案理由】 火力発電所の設置などの事業は、単に事業者の営利事業というだけでなく、県施策と密接な関連を有する事業であり、縦覧期間や審査期間が長期化することにより県施策への影響が及ぶなど、実質的には「県に対する規制」と捉えることができることから提案するものである。 【環境影響評価手続の国の審査のための期間設定(火力発電所の場合)】 配産書:90日(環境影響評価法施行令第9条) 配産書の縦覧:30日間(主務省令第13条) 方法書:180日(電気事業法施行規則第61条の5) 方法書の縦覧:1月間(環境影響評価法第7条) 準備書:270日(電気事業法施行規則第61条の8) 準備書の縦覧:1月間(環境影響評価法第16条) 評価書:30日(電気事業法施行規則第61条の10) 評価書の縦覧:1月間(環境影響評価法第27条)	【対象外】
26年	355	医療・福祉	都道府県	徳島県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県	厚生労働省	対象外	国民健康保険の事務費負担金の交付額等の算定に関する省令第4条第1項	地方の医療費助成に対する国保ペアルティの廃止	地方が、子育て支援のため、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止する。	人口減少社会からの脱却を図るためには、既成概念にとらわれない分権施策を推進する必要がある。少子化の改善に向けて、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るためには、現物給付による医療費助成によって、窓口負担軽減を行っていくことは重要な取組み。全国的にこの取組みを拡大していくために、現物給付の場合に課せられる国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止する。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	856	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(中小企業庁)	対象外		大規模小売店舗立地法第6条第2項、同条第3項、同条第4項	大規模小売店舗を配置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づき必要駐車台数を確保した上で、駐車台数の変更など、周辺地域の生活環境に重大な影響を与えない変更については、8か月の変更制限を廃止する。	駐車場の収容台数を減少させる場合、「大規模小売店舗を配置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき必要駐車台数を満たした範囲内の変更のときでも、地元説明会や騒音調査などの手続きが必要で、かつ8か月の期間を要する。 自治体において当該届出に係る意見を有しない旨を届出者に通知した場合は、大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づき、その時点で8か月制限が解除されるものの、当該通知を行うまでの間、届出の縦覧手続き等により少なくとも4か月の期間を要するため、事業者が月極駐車場や借地駐車場を確保している場合は、その期間については、費用を負担することとなる。 事務手続きに関する小売業者の負担が軽減される。	【対象外】
26年	840	運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	対象外		道路運送車両法第67条第1項、自動車登録令第19条	租税債権者が自動車の所有権移転登記を行うことができるよう、具体的に、以下の法改正を求めるとする。 ① 自動車検査証の記載事項の変更を使用する租税債権者の意思に依らずに行うことができる旨の規定の創設(道路運送車両法第67条関係の改正) ② 前記①に基づき、租税債権者から請求があった場合、留保権者は、「譲渡証明書」、「印鑑証明書」等、代位原因証明書類の提出を義務付ける規定の創設(自動車登録令第19条の改正)	所有権留保のある自動車で割賦販売代金が完済された場合には、留保の原因が消滅し自動車の所有権は留保権発行者である使用者に移転することになるが、一般的には、道路運送車両法に規定する移転登録がなされず、登録されている所有権留保は解除されないことが多い。県税滞納者がこのような自動車の使用者である場合は、当該自動車に対して国税徴収法第71条に規定する自動車の差押えをしても、所有者(留保権者)と使用者(滞納者)で登録上の名義が異なるため、国土交通省運輸支局に対して、第三者對抗要件である差押登録の順託を行うことができない。 自動車登録令第19条では、所有権移転登録について債権者代位による申請を規定しているが、運輸支局において差押登録するためには、次の手続きを確る必要があるとされており、②の委任状の入手が極めて困難であるため、債権者代位による移転登録が事実上不可能となっている。 ①「変更登録申請」と「自動車検査証」の記入申請は同時に行わなければならない。(道路運送車両法第12条) ・所有者の氏名・住所等について15日以内に変更(道路運送車両法第12条) ・15日以内に、上記変更登録について自動車検査証の記入(道路運送車両法67条) ② 租税債権者が①の手続きを行う場合、滞納者からの委任状を入手する必要がある。 ③ 租税債権者が移転登録を代位する場合に、留保権者(所有者)から「譲渡証明書」「印鑑証明書」等を入手する必要がある。 自動車税の滞納案件は非常に多く、誤税客体となる自動車の差押は県税の滞納整理において大きなウエイトを占めているが、上記のことが自動車差押の阻害要因となっており、また、税徴収における公平性の問題もあるため制度等の見直しが必要である。 滞納者の意思によらずに租税債権者である県が、差押自動車の所有権移転登記を行うことができ、納税の公平性確保、徴収金の確保が図られる。	【対象外】
26年	630	教育・文化	都道府県	長崎県	文部科学省(文化庁)	対象外	文化財保護法第43条	歴史的建造物の活用における文化財保護法の規制の一部緩和(重文施設)	地方公共団体が所管する重要文化財等の活用にあたって、当該文化財の保存や価値に影響を及ぼさない範囲で、一時的に現状を変更するが、容易に原状に復することが可能行為については、文化財保護法第43条による文化庁長官の許可を要しないものとする。	<提案の詳細は別紙のとおり> 重要文化財については、文化財保護法第43条によって、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないこととなっている。 【支障事例】 現在、重要文化財である長崎市の旧香港上海銀行長崎支店記念館(長崎市所有、以下「記念館」という。)内に設置している「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム」(長崎県と長崎市で共同設置。以下「ミュージアム」という。)の展示等について、文化庁との事前協議において困難との判断が示される場合が多い。 【制度改正の必要性】 記念館の利活用と保存の調和を図りながらミュージアムの展示内容を充実させ、これを広く広報することは、誘客効果が高く、重要文化財の価値そのものを広く知っていただくことにも繋がると考えられるので、記念館の保存に影響を及ぼさない範囲での展示や外壁の掲示等を積極的に行うことは、文化財行政の観点からも必要な取組と考えている。 【改正の内容】 文部科学省令で定める「維持の措置の範囲」の拡大と、保存に及ぼす影響が軽微な行為の範囲拡大を提案する。	【対象外】
26年	283	教育・文化	都道府県	埼玉県	文部科学省	対象外		高等学校等就学支援事業費補助金(就学のための給付金)の国庫補助基準及び事務処理等について(通知)	奨学のための給付金制度の申請に係る所得等証明書類について、世帯区分に応じた証明書類のうち、23歳未満の扶養されている兄、姉がいる高校生等の世帯について、申請者(保護者)の監約をもって健康保険証の写しの提出を廃止することを求める。	【制度改正の経緯】 平成26年4月に低所得世帯生徒への対応について、高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、奨学のための給付金制度(国庫負担3分の1の国庫補助事業として、予算の範囲内で補助金を交付)が創設された。 【支障事例等】 この給付制度は、補助対象を3つの世帯(①生活保護受給世帯(平成26年度875世帯見込み)、②保護者全員等の市町村民税非課税世帯(同3,604世帯)、③保護者全員等の市町村民税非課税世帯(同2,187世帯)で、23歳未満の扶養されている兄、姉がいる高校生等の世帯)に区分しており、その確認に必要な証明書類は多岐にわたり、それぞれの世帯で必要とする所得等証明書類も異なっており、事務が煩雑である。 特に上記③の世帯については、世帯全員の健康保険証の写し等を添付する必要があり、①②の世帯と提出書類が異なることから、申請者の誤解を招きやすく、年齢も誤りがないか(本当に23歳未満か)を全て確認する必要があり、審査に多大な時間がかかる。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	505	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	対象外	エネルギーに関する エネルギー政策 基本法第14条	エネルギーに関する 広報に関する事 務の都道府県へ の権限移譲	エネルギー教育の普及、省エネルギー・新エネルギー の普及促進のための事務を都道府県に移譲	国は「原子力広報等のエネルギー広報を全面的に都道府県に委ねた場合、国と地方とで意見が 分かれがちになってしまうことから、原子力政策の推進等に著しい支障を生じる恐れがあり」として いるが、次の理由から、地方がエネルギー広報を行うことに支障はないと考える。 エネルギー政策基本法第6条で「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、 国の施策に準じて施策を講ずる」と規定されており、「国と地方とで意見が分かれ」ることを基本 的に想定していないこと。 エネルギー政策基本法第14条で規定されている「エネルギーに関する知識の普及等」は、エネル ギー全般を対象としていること。また、平成26年4月11日に閣議決定された「エネルギー基本計 画」では、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の 効率化などにより、可能な限り低減させる」としており、地域に密着した省エネルギー・再生可能エ ネルギーの広報が重要性を増していること。 もとより国がエネルギー広報を行うことを否定するものではないが、特に再生可能エネルギーの普 及や省エネ活動の促進については、地方に委ねるべきである。エネルギーの使用の合理化等 に関する法律第85条では、「地方公共団体は、教育活動、広報活動等を行うに当たっては、できる限 り、エネルギーの使用の合理化等に関する地域住民の理解の増進に資するように配慮する」とし ているように、正に地域の住民や事業者の理解を得ることがエネルギー広報の目的と考える。	【対象外】
26年	570	その他	都道府県	神奈川県	法務省	対象外	会計法第48条	会計法に基づく国 庫の支出負担行 為者の変更	会計法では、国庫の支出負担行為、支出負担行為の 確認等に関する事務を、都道府県の知事又は知事の 指定する職員が行うこととすることができる。とされて いるため、県で実施しない国庫事業の契約手続き等の事 務を県が行っているため制度の見直しを求める。	横浜市等の政令指定都市等が独自に実施している国庫事業であるにもかかわらず、県が契約書 の作成を求められており、非効率的且つ事務的な負担も大きい。	【対象外】
26年	461	土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	対象外	道路法、河川法 地方整備局組 織規則	土地等の評価基 準及び損失補償 額の算定基準等 に関する事務(地 方自治体事業に 係るもの)の移譲	直轄事業の移譲を求めるものであるが、その際には事 業を実施する地方自治体が損失補償等の事務を行う こと。	公共用地取得に伴う損失補償の補償基準等は、事業主体が地域の実情を踏まえ策定及び運用 することが必要であるため、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方自治体 が実施することが適切である。 仮にダム事業、海岸事業が移譲される場合、当県において事例がないためノウハウの継承が必要 と考える。	【対象外】
26年	467	土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	対象外	河川法	河川等に係る整備 等に関する計画、 工事及び管理の 実施の移譲	直轄河川の整備等に関する計画、工事及び管理の権 限を国から都道府県に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、国 土交通省との協議を進めることとし、関係市町村の意見を確認する必要があるとともに、関係都県 と協議していく必要がある。 また、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、移譲に伴う財源措置及び人員確保 の対策については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き 検討を行っていただきたい。	【対象外】
26年	517	土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	対象外	道路法、河川法 等 地方整備局組 織規則 第12条	直轄事業に係る土 地等の収用、使 用、買収及び寄附 並びにこれらに伴 う地上物件の移転 及び損失補償に 関する事務(地方 自治体事業に係 るもの)の移譲	直轄事業の移譲を求めるものであるが、その際には事 業を実施する地方自治体が損失補償等の事務を行う こと。	用地取得は事業実施の一段階であり、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方 自治体を実施することが適切である。 仮にダム事業、海岸事業が移譲される場合、当県において事例がないためノウハウの継承が必要 と考える。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	23	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	対象外	なし	情報処理の促進に関する業務の都道府県への移譲	地域の中小企業等によるITを活用して経営革新、生産性向上を図るための取組に対する支援事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 IT総合戦略本部の戦略である世界最先端IT国家創造宣言において、基盤構築に係る部分は全国的な視点で行うことが必要と認識するが、地方の中小企業等へのIT活用促進の取組に関しては、基盤構築ではなく利用であるため、地域ごとに地場産業のカテゴリーが異なるなど、それぞれに特化した施策が必要と考える。例えば製造業においても輸送機器が盛んな地域においては機械系の設計ツールやそれを連携したシステムの活用が必要であり、観光業に力を入れたい地域においては地域資源を広く周知するためのツールやシステムの活用が必要となる。ゆえに、地域の実情に精通した地方自治体が最適なIT活用となるよう施策を行うべきである。	【対象外】
26年	423	土木・建築	都道府県	熊本県	国土交通省	対象外	社会資本整備総合交付金における交付金事業の細目の大枠化	社会資本整備総合交付金交付要綱附属編第Ⅱ編で定める交付金事業の細目をより大枠とし、地方の裁量により運用できるようにすること	社会資本整備総合交付金交付要綱附属編第Ⅱ編で定める交付金事業の細目をより大枠とし、地方の裁量により運用できるようにすること	【支障】 現在の交付金事業の要件は交付金要綱附属編第Ⅱ編で規定されており、道路事業以外は細分化されている。道路事業は大枠であるため、事業内での流用等、地方の裁量で対応ができていないが、他事業は、事業の要件が細分化されており地方の裁量は小さいものとなっている。 【制度改正の必要性】 現場の状況や事業の進捗に流動的に対応するため、事業の要件を大きく、事業内の流用等による地方の裁量を大きくする必要がある。	【対象外】
26年	838	環境・衛生	一般市	三鷹市	厚生労働省	対象外	水道法37条、39条の3、48条の2など	水道法に関する権限移譲の見直し	地域主権改革一括法(第2次)において基礎自治体に権限移譲された専用水道、簡易水道に関する事務権限について、東京都に移譲するよう要望する。	権限移譲された市の専用水道、簡易水道に関する事務については、東京都が水道事業を一元的に行っていることから、地方自治法に基づき東京都に事務委託をしている。事業主体である基礎自治体には、専門知識を有する職員がいらないことから、東京都に委託料を支払い、年度の事業報告を受けているのが現状である。また、三鷹市は、地方交付税の不交付団体であることから、財源保障がされていない。事業の実施にあたっては、住民生活に支障を来すことなく、効率的に実施されることが求められることから、事業主体と権限が一致していることが望まれる。このほか、飲用井戸等衛生対策要領に関する事務についても市が実施することとされ、東京都に事務委託をしている。こうしたことから、水道法及び飲用井戸等衛生対策要領に関する専用水道等事務については、東京都に権限移譲するよう要望する。	【対象外】
26年	837	土木・建築	一般市	三鷹市	国土交通省	対象外	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2、3、5、8、9、10、11、19条	特定優良賃貸住宅に関する権限移譲の見直し	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による特定優良賃貸住宅(都民住宅)に関する権限について、東京都に移譲するよう要望する。	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律は、中堅所得者の居住の安定を図ることを目的としているが、現在、中堅所得者層が通勤等により移動する範囲は複数区・市に渡っており、優良賃貸住宅の建設にあたっては、各区・市等の小さな地域内ではなく、都・県等の大きな地域内での全体的住宅事情を考慮した供給計画の作成が必要である。今回の権限移譲により供給計画の認定権限そのものが各区・市になったことにより、周辺区・市等全体の配置状況などを把握しないうまま認定されることになり、目的に沿った効率的よい住宅建設計画の作成・認定が困難になった。また、既存の特定優良賃貸住宅の大半は都・県の管理によるものであり、区・市管理によるものは少ない。そのため供給計画変更認定や地位承継の承認等、事業者から都・県を経て区・市に申請されるものが多数であり、区・市に権限が移譲されたことによる事務効率の改善は図られず、区・市の負担のみ増加する結果となった。また、都・県が自ら管理する特定優良賃貸住宅に係る地位承継の承認等の事務を行う事は必然であり、適切な管理につながるものと考えた。したがって、都・県が管理する特定優良賃貸住宅に係る供給計画変更の認定や地位承継の承認等の権限は都・県に戻すことを強く要望する。	【対象外】
26年	281	その他	都道府県	埼玉県	総務省、財務省	対象外	地方財政法附則第33条の9	高金利地方債の繰上償還や借換えの要件緩和	財政指標などを要件とせず、補償金免除繰上償還を実施するための特例措置を講じること。	【制度改正の経緯】 公的資金による地方債を繰上償還するには、利子相当額を「補償金」として支払わなければならない制度となっている。 平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、地方公共団体に対する公的資金の貸付金のうち、金利5%以上の地方債について補償金を免除した繰上償還が実施された。 平成22年度から24年度までは対象団体等の要件が緩和され措置が延長された。 平成25年度は、東日本大震災の特定被災地方公共団体に対象団体を限り、補償金免除繰上償還が実施された。 【制度改正の必要性等】 本県においては、平成19年度から24年度までの特例措置により、6%以上の借入746億円について繰上償還を実施した。 しかし、財政指標などの要件により金利5%以上6%未満の借入については繰上償還が認められず、依然として141億円の残債(平成24年度決算ベース(普通会計債及び公営企業債の合計))がある。 地方公共団体に対する公的資金の貸付金のうち高金利地方債の金利負担が財政運営を圧迫しているため、地方財政法附則第33条の9の特例措置について、財政指標などを要件とせずに延長を行い、地方自治体の財政負担を軽減する必要がある。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	763	産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	経済産業省	対象外	ものづくり中小企業・小規模事業者試作補助金等支援補助金交付要綱、ものづくり中小企業・小規模事業者試作補助金実施要領	中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業(同様の目的・方法で実施する補助事業含む)の補助要件設定のほか、公募、審査・採択、補助金交付等の一連の業務を、必要となる人員、財源とともに、都道府県へ移譲すること。	『別紙参照』	【対象外】	
26年	174	産業振興	都道府県	鳥取県、徳島県	経済産業省	対象外	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条(補助金等の交付の条件)第2項経済産業省平成25年度補正予算 設備投資に対する補助金に係る「収益納付」ルールの廃止 「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業(ものづくり、商業・サービス)」各実施団体(地域事務所)の公募要領等	「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」の実施要領における収益納付の規定を廃止する。	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(第7条第2項)では収益納付の条件を付す「ことができる」という規定があり、現在国の各種補助金ではこれが一律に適用されている。中小企業を対象とした産業振興を目的とする補助金。なかでも、設備投資も対象事業とされ、生産設備としての活用が想定されている「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」については弊害が大きくなり、補助事業の実施者、補助金交付を行う実施機関双方にとって大きな負担になるだけでなく、収益を納付する定めがあること自体が企業活動を制限、意欲を減退させることにつながり、当該補助金の本来の目的を阻害することになるため、収益納付の規定撤廃が必要。	【対象外】	